

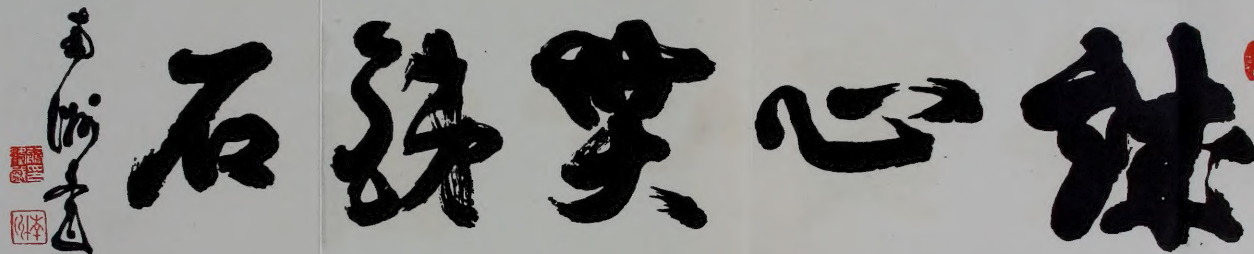
雑賀博愛著

大西郷全傳

第五巻

章華社版

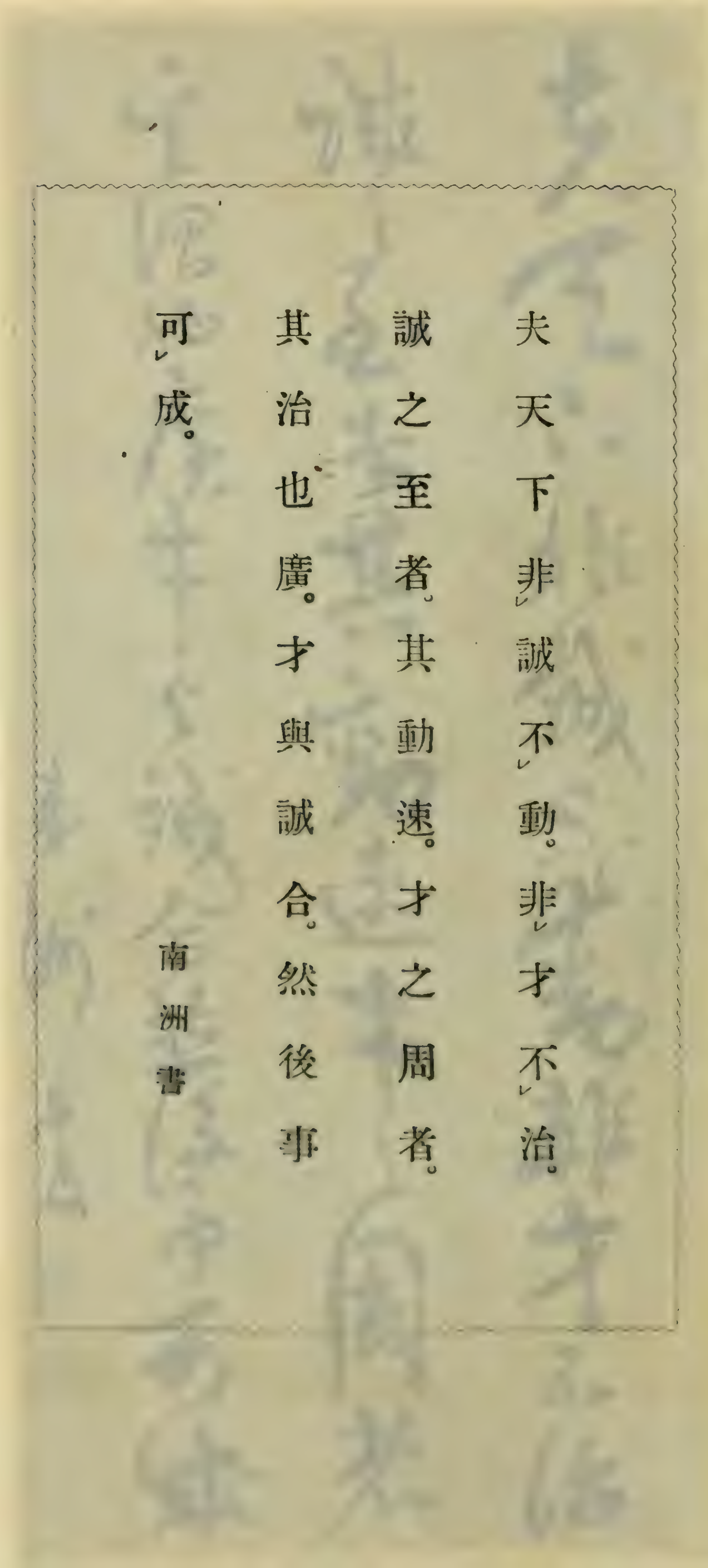
「誠心貫鐵石」



西郷南洲翁筆 （市來政方家所藏）

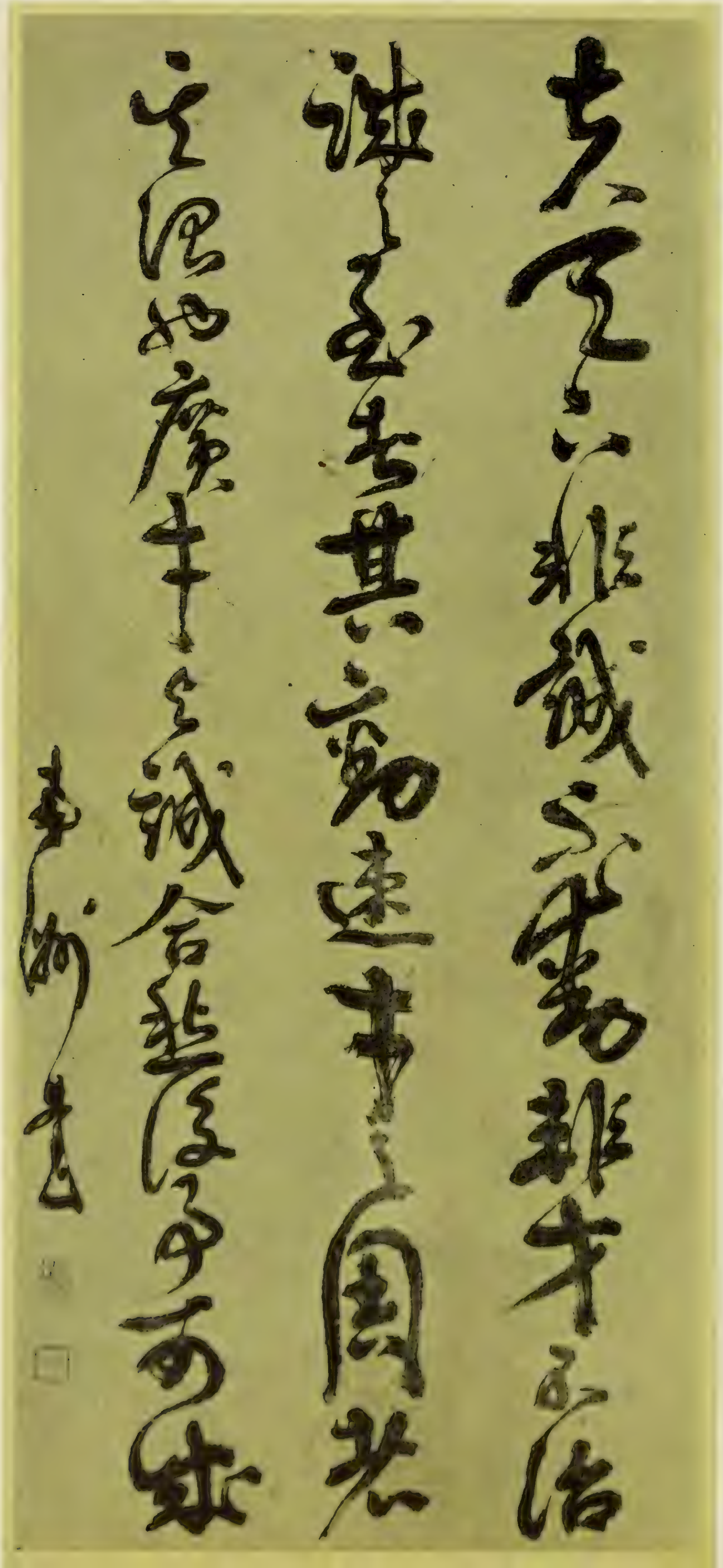


西郷南洲翁銅像（鹿児島市城山山麓）



夫天下非誠不動。非才不治。
誠之至者。其動速。才之周者。
其治也廣。才與誠合。然後事
可成。

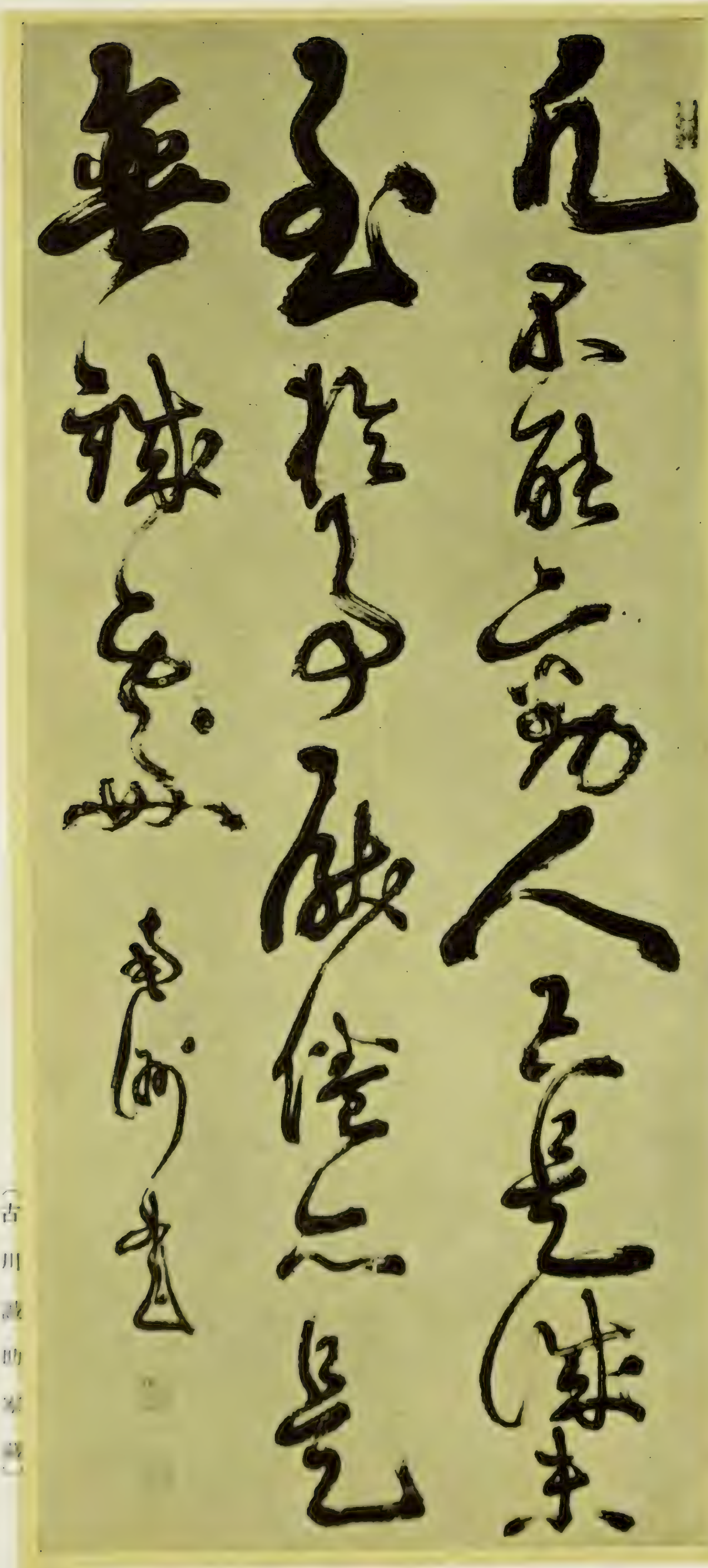
南洲書



西郷南洲翁書『夫天下非誠云々……』

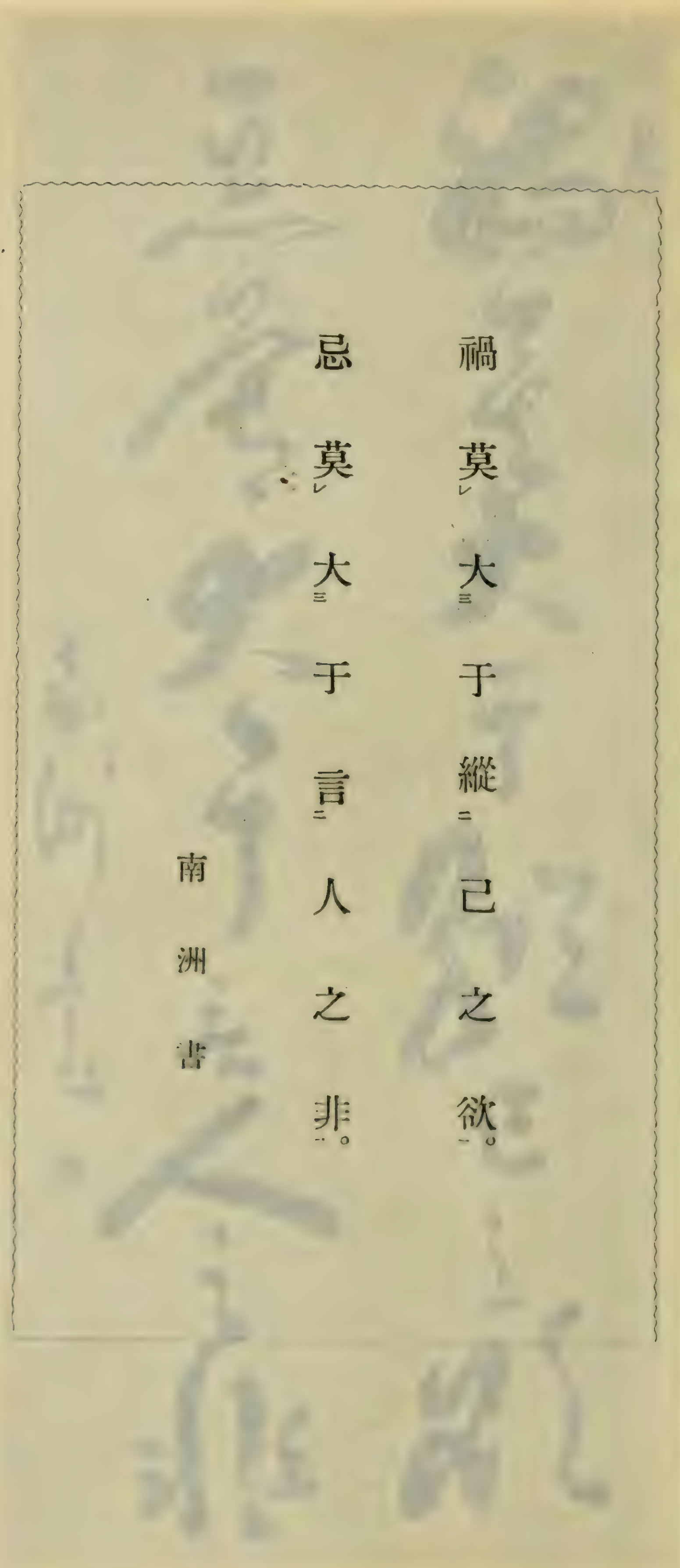
凡不能動人。己是誠未至於事厭倦。亦是無誠處。

南洲書



西郷南洲翁書『几不能動人云々』

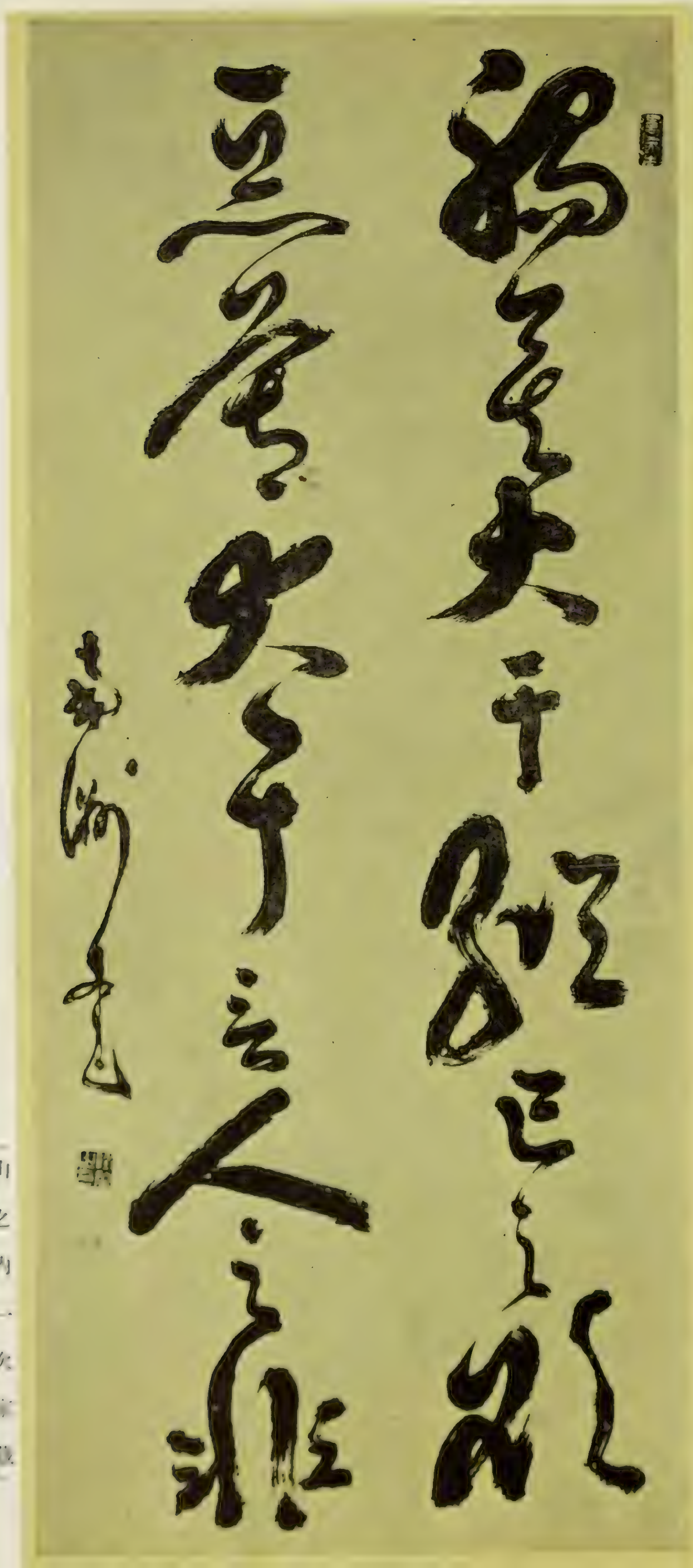
（古川義助氏藏）



禍莫レ大三于縱二己之欲一。

忌莫レ大三于言二人之非一。

南洲書



西郷南洲翁書『禍莫大于縦已之欲』

〔山之内一次家蔵〕

○凡爲學之初。必立欲爲大人之志。然後書可讀也。不然徒貪聞見而已。則或恐長傲飾非。所謂假寇兵資盜糧也。可虞。

○無一息間斷。無一刻急忙。即是天地氣象。

○心靜方能知白日。眼明始會識青天。此程伯氏之句也。青天白日常在於我。宜揭之坐右。以爲警戒。

○着眼高。則見理不岐。

○士貴於獨立自信矣。依熱附炎之念。不可起。

○閑想客感。由於志之不立。一志既立。百邪退聽。譬之淸泉湧出。旁水不得渾入。

○取信於人難也。人不信於口而信於躬。不信於躬而信於心。是以難。

○不可誣者人情。不可欺者天理。人皆知之。蓋知而未知。

○濁水亦水也。一澄則爲淸水。客氣亦氣也。一轉則爲正氣。逐客工夫。只是克己。只是復禮。

○獨得之見似。私人驚其驟至。平凡之議似公。世安其狃聞。凡聽人言。宜虛懷而邀之。勿苟安狃聞可也。

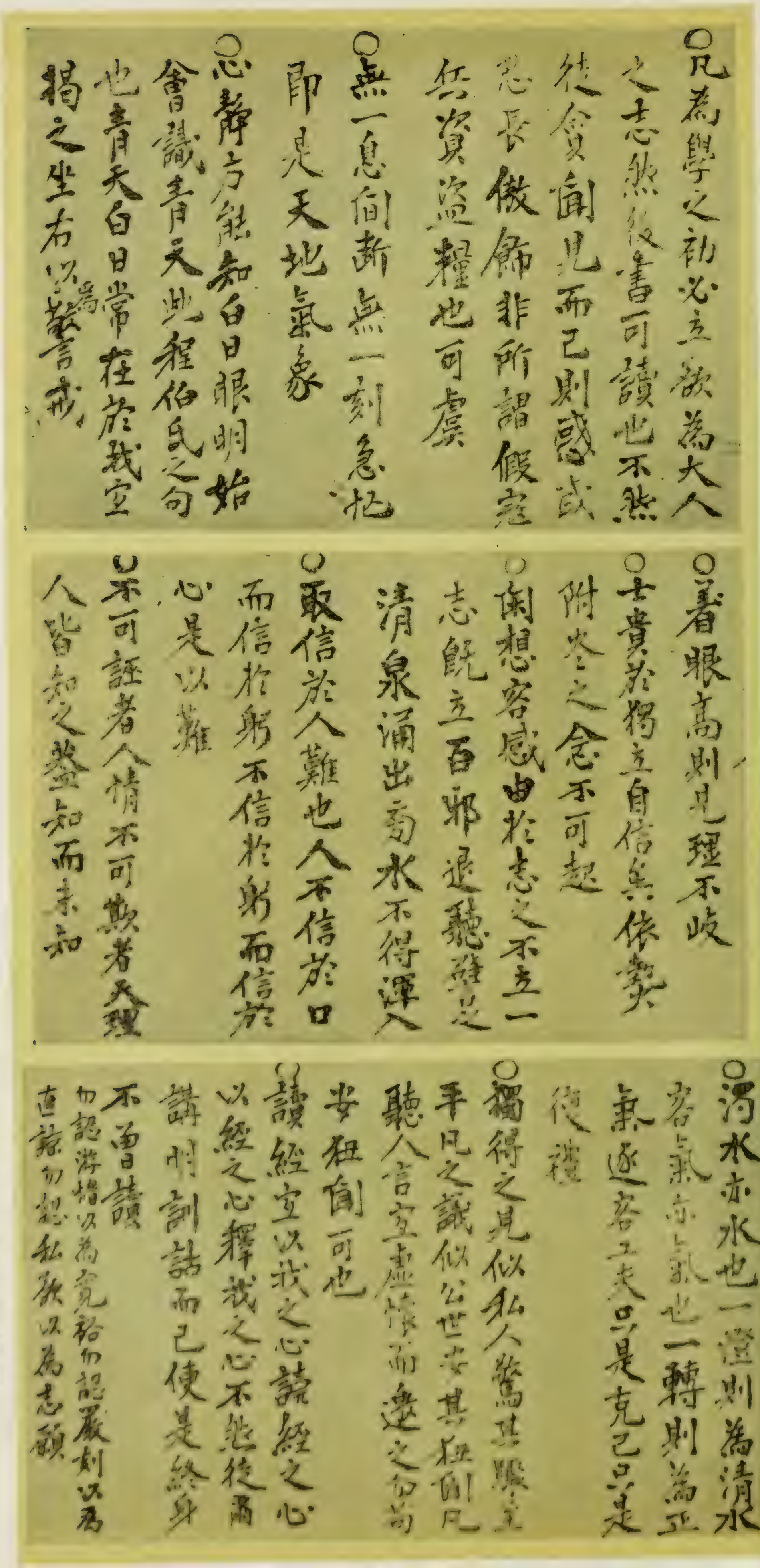
○讀經宜以我之心讀經之心。以釋我之心不然。徒爾講明訓詁而已便是終身不曾讀。

○勿認游惰以爲寬裕。勿認嚴刻以爲直諒。勿認私欲以爲志願。

[illegible]。
[illegible]，[illegible]，[illegible]
[illegible]。[illegible]
○[illegible]，[illegible]
[illegible]。
○[illegible]。[illegible]，[illegible]
[illegible]；[illegible]。
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
○[illegible]。[illegible]。

人[illegible]，[illegible]。
○不可[illegible]人[illegible]，[illegible]
[illegible]。
[illegible]，[illegible]。[illegible]
○[illegible]人[illegible]，人[illegible]
[illegible]。
[illegible]，[illegible]，[illegible]
○[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]。
○[illegible]。[illegible]
[illegible]，[illegible]。

[illegible]。[illegible]。
[illegible]。[illegible]
[illegible]。
[illegible]。[illegible]
○[illegible]。[illegible]
[illegible]。
人[illegible]。[illegible]，[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]
○[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]。
[illegible]。[illegible]。[illegible]
○[illegible]。[illegible]，[illegible]


凡爲學之初、必立欲爲大人之志、然後書可讀也、不然、徒貪聞見而已、則恐或長傲飾非、所謂假寇兵資盜糧也、可虞
無一息間斷、無一刻急忙、即是天地氣象
心靜方能知白日、眼明始會識青天、此程伯氏之句也、青天白日常在於我、宜揭之坐右以爲警戒
著眼高則見理不岐
士貴於獨立自信矣依熱附炎之念不可起
閑想客感由於志之不立、一志既立、百邪退聽、譬之清泉涌出、旁水不得渾入
取信於人難也、人不信於口、而信於躬、不信於躬、而信於心、是以難
不可誣者人情、不可欺者天理、人皆知之、蓋知而未知
濁水亦水也、一澄則爲清水、客氣亦氣也、一轉則爲正氣、逐客工夫只是克己、只是復禮
獨得之見似私、人驚其驟至、平凡之議似公、世安其狃聞、凡聽人言、宜虛懷而邀之、勿苟安狃聞可也
讀經宜以我之心讀經之心、以經之心釋我之心、不然徒爾講明訓詁而已、便是終身不曾讀
勿認游惰以爲寬裕、勿認嚴刻以爲直諒、勿認私欲以爲志願

西郷南洲翁手抄語錄の一部

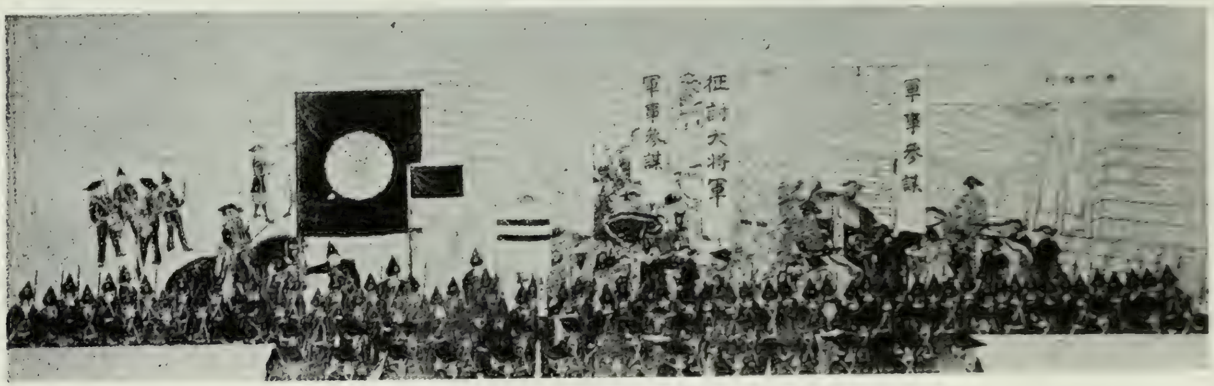
（西郷午次郎家藏）

仁和寺宮征討將軍拜命の圖（[illegible]）



（上圖は品川彌二郎作「都風流トコトンヤレぶし」原書）

鳥羽伏見戰爭繪卷の一部



（仁和寺征討將軍宮御出陣唐門列陣の圖）



（西郷吉之助伏見戰場巡視の圖、前面右よりニ人目が西郷）

江戸城本丸の圖



（子爵秋元春朝家藏）

勝・西郷高輪薩摩屋敷會見の圖



（本圖は勝海舟伯が生前畫工に描かしめしもの）



勝安房守寫眞（西郷に贈れるもの）



山岡鐵太郎寫眞

第五巻に題す

本巻は戊辰劈頭、鳥羽・伏見の開戰より、江戸城明渡、德川家處分に至る、南洲翁一世一代の快心境を描きたるものである。

惟ふに我が西鄕南洲翁の一生は、艱難の一生、辛酸の一生、流離の一生、顚沛の一生であつた。寧ろ悲風慘雨、老松爲に鳴て止まず、枯艸爲に偃して萠えざるの觀があつた。第一卷より第四卷に至る迄の本傳は、應に著者において傷心の筆であつた。併し乍ら、今や天運は循環し、曆日は改まり、慶應は明治となり、幕末は維新となり、上に聖天子を仰ぎ、下に勤皇の軍起り、金色燦然たる日月の錦旗は、東海の旭日に相映じて、肅肅として海道の

松並木を進み、昨日悲雲の西郷は、今日青天の吉之助となり、翁は官軍東征の總參謀格を以て、維新回天の先陣に勇躍した。

＊　＊　＊　＊　＊

宮中の廷議、未だ決せざるに當つて、鳥羽・伏見街道に轟ろき渡つた一發の砲聲は、實に西郷の英斷によつて發せられ、廟議ここに始めて一決し、錦旗の進出となつた。大久保甲東は、案を叩いて、快哉を叫び『此時、一發の砲聲は實に天下の運命を決したるものにして、予が一生の中、未だ斯の如き快心の事なし』といつた。西郷は薩軍の本營に在り。諸弟をして、悉く軍に從はしめ『今日の一戰、敵彈を受けざれば、兄弟にあらず』と激勵し、更らに先鋒の薩軍に指揮を與へ『同志、悉く死せよ。錦旗は將に諸

士の死屍を乘越えて進まんとす』と傳へた。一死、以て君國に報いんとする至誠と勇膽とは、烈烈として翁の總身に躍動した。

＊　＊　＊　＊　＊

江戸城明渡における、勝・西鄕兩雄の會盟は、實に維新史中の白眉、千秋の光華であつた。將に倒れんとする幕府の營中より、踴り出でて恭順の意を徹したるものに、鐵舟山岡鐵太郎あり。江戸百萬の生靈の安危を双身に擔うて、遂に泰山の安きに置かしめたるものに、海舟勝義邦あり。江戸城中に在つて、優揚として勅使を迎へ、一點の過まるなかりしものに、一翁大久保忠寛あり。幕府人材、各〻その處を配したるが中に、悠然として姿を現はし來りたる、我が西鄕南洲翁は、一諾金鐵よりも堅く、至誠を推し

て、之れを敵の腹中に置き、能く人心を攬り、民心を服した。翁一歩を進むれば、時代は一歩開け、翁一手を染むれば、皇威は一段の輝やきを增した。

＊　＊　＊　＊　＊

勝海舟はいつた『江戸城明渡のことは、予が一生中の最大難事であつた』と。又曰く『西鄕の至誠は、予をして欺むくに忍びざらしめた』と。又曰く『此時、西鄕莫つせば、江戸百萬の生靈は、殆んど危うかつた』と。又曰く『予の終に西鄕に及ばざるもの二あり。その一は大膽識、その二は大至誠である』と。

山岡鐵舟はいつた『西鄕さんに萬一の事があつては、予は申譯ないと思つた。予は心に盟つて西鄕と死ぬつもりであつた』と。

大久保一翁はいつた『江戸城明渡の時に、予は百年の壽命が、一日にして縮まつたかと思つた。然るに西鄕は、敵陣の中にありとも知らず氣に、悠然として唐紙の繪を見入つてゐる。西鄕の大膽不敵は、眞に及ぶべからず』と。

時務を知るの俊傑、百世を徹見するの賢哲を向ふに廻はして、西鄕が天地の大道に基き、皇國の大義に則し、悠然、迫まらず、泰然、動ぜず、征むべきは征め、討つべからざるは討たず、常に大義を明らかにし、名分を正しうして、進んで行つた足迹は、世界史上、未だ曾て有らざるの、大偉業であると同時に、後世、日本國民たるものの、忘却すべからざるの大恩である。

* * * * *

嗚呼、戊辰における西郷南洲翁は、翁一生中の快心の境であつた。翁の向ふところ、草木も靡き、翁の進むところ、山川も依るかに思はれた。本傳の著者も亦た、全傳中、最も快心の筆を走らして、翁の爲に快心の業を叙した。讀者、請ふ、翁の爲に朱盃を揚げ、以て絶代の壯業を讚へよ。

昭和十四年〔己卯〕三月二十一日

『大西郷全傳』前半の業を終り、

風雪莊裡において

雜賀鹿野識

第五卷 凡 例

一、本卷に收むるところは、今より約十年前、卽ち昭和二年二月發行より、同四年九月十五日發行に至る、雜誌『日本及日本人』誌上に『大西鄕と其時代』と題して揭載したるものの補修に成るものである。雜誌連載の回數からいへば、第八十八回より第百三十六回に至る四十八回分の內容を包含するもので、當時連載の項目からいへば、〔第七篇〕鳥羽・伏見開戰の前後〔第八篇〕江戶開城と皇師東征〔第九篇〕戊辰戰役を收むる南洲翁の三篇を集錄したものである。

一、雜誌『日本及日本人』に『大西鄕と其時代』として連載し初めたのは、大正十一年九月十五日發行の誌上からで、爾來昭和四年九月十五日號に至る足掛八年滿七年の長日月に亙つて每號執筆發表したものである。雜誌の連載物としては殆んど稀有に屬し、其間大震火災に逢ひ、政教社が獨立孤行するに至つて以後は、予は同誌の社說・時評の筆をも執るに至つたので、修史に專らなる能はず且つ身世多繁にして、幾多の難關に逢著しつつ、兎も角も西鄕立傳の業を廢せなかつたのは、半世筆硯に老いつつ、併も何事をも殘し得ざりし予に執りて、一の記念碑となつた。左に『日本及日本

人』連載の篇目を掲げて、心上の記念とする。

第一篇　薩長勢力の勃興
第二篇　大變革の曠原へ
第三篇　變革亂離の巷に於て
第四篇　薩長聯合より皇政維新へ
第五篇　倒幕維新の大業と南洲翁
第六篇　慶應より明治へ
第七篇　鳥羽伏見開戰の前後
第八篇　江戸開城と皇師東征
第九篇　戊辰戰役を收むる南洲翁

一、本卷は主として、慶應四年〔明治元年〕前半、卽ち五六月頃迄の事實に由り、西鄕南洲翁の活躍を叙した。慶應四年は九月に至つて明治と改元された。隨て古記錄には、慶應四年の年號を用ゐられてゐるが、本卷記述には、凡て明治元年と改稱した。讀者、幸に諒せられよ。

一、本巻巻頭にも序したる如く、明治戊辰の西郷は、西郷一生中の快心の時代で、皇師の進むところ時運の動くところ、一として西郷の心の隨ならぬはなき狀態であつた。此の意味において、筆者も亦た快心の筆を走らし、快心の卷を得たと思つてゐる。此書を世上に送り得たることは、半ば全傳の筆意を達し得た感がある。

一、本卷『第一篇』は、鳥羽・伏見戰爭における南洲翁を叙した。此の戊辰開戰の近因を爲した、江戶薩邸の燒討事件は、種々の意味において西鄉に關するところ重大であるので、特に詳說を加へて置いた。鳥羽・伏見戰における官・幕兩軍の配備に就いては、戰史的記錄の完備したものが見當らなかつたので、諸書を參照して、概要を略記した。薩軍關係に就いては『大山巖傳』に負ふところが多い。深く大山公爵家、並に同書著者中村德五郎氏に深謝の誠意を表する。

一、『第二篇』は、いよいよ德川征討の進軍となり、南洲が參謀總長の格で東海道に進出し、靜岡に本營を置いた間に起れる事蹟を叙した。此間における德川慶喜の恭順運動と、西鄉の之に對する態度に就いては、特に注目を要するので、充分の檢討を加へた。

一、『第三篇』は、山岡鐵舟居士の靜岡に來り、西鄉との間に、江戶城明渡の前議を開始したる事情を

詳述した。隨つて勝海舟の進退にも及び、西鄕の確乎たる信念の下に、堂堂として東下し來る威風を特筆大書しておいた。世上江戶城明渡を以て、勝・西鄕兩雄心契の功に歸するも、山岡の誠忠、先づ之れが端を啓きたるものであることは、餘り知られて居らぬ。本篇は山岡の爲に、少しく知己の筆を揮うたつもりである。

一、第四篇は、本卷の中峯、江戶城明渡の大舞臺を叙した。西鄕も血戰を期し、勝も必死を期し、兩雄の掌中、天下興亡の祕鍵を握つての二回に亘る會見は、將に維新史中の白眉である。兩雄肝膽相照し、談笑の間に、江戶百萬の士民を安んじた劇的會見は、小說に、演劇に、講談に、世上に持て囃されてゐるが、本文の筆者は、寧ろ談笑の間に決せんとせし事實よりも、兩雄心中の、血湧き肉躍る、英雄的大覺悟を現はさんとし、重きを此點においた。讀者請ふ、此點を見遁す勿れ。

一、『第五篇』は、明治維新の大眼目たる江戶鎭定と皇道大精神とに就き、且つ記し且つ論じた。殊に德川家家督相續に關する恩威並に存し、終始ある態度に對し、日本精神の世界に比類を絕する現はれを見出し、之に對し筆者獨自の史觀を加へ、以て本卷を結んだ。

一、本卷は『第四卷』刊行（昭和十三年八月）後、約四ケ月の間に原稿の整理を了し、十二月初旬、

之を印刷所に交附したのであるが、筆者身邊の多忙は尋常にあらず、殊に政教社『日本及日本人』の月刊雜誌編輯に從事し、寸暇なき狀態であつたので、校正も追はれ勝となり、遂に本年に入り、三ケ月の日子を校正に費し、玆に漸く刊行を遂ぐるに至つた。本傳愛讀者に對し、遲刊の罪は、一に著者一身の負ふところで、玆に深謝の意を表する次第である。

一、本傳卷末に附し來りたる『索引』は、第一卷より第三卷迄は綱川椎陽・內堀皓野兩君の協力に成り、第四卷は內堀君應召出征の爲め、綱川君の獨力に竢つこととなり、次で椎陽君、亦た出でて、風雪莊を去るに及び、山下政則君の手に移つた。今本卷の成るに際し深く山下君の努力を謝す。

昭和十四年〔己卯〕春三月廿一日

春季皇靈祭の日　風雪莊中　孤机に倚りて

鹿野山人識

第五巻　口繪說明

一、本巻題字として掲げたるは、故市來政方翁家に存するもので、大正八年、翁猶ほ存生中、東京市赤阪區青山の翁邸を訪ひ、特に寫眞に撮らしたものである。當時政方翁は『これは自分が少年の頃に南洲翁に書して貰つたもので、紙端を壓へさせられて、揮毫されたものである』と語りつつ、往年の南洲翁を偲び、感慨を述べられた。政方翁既に歿せられ、此書果して市來家に存するや否や。今より二十餘年前を顧みて、著者亦た感慨なき能はざるものがある。

一、本巻口繪三色版として掲げたる、西鄉南洲翁銅像寫眞は、西鄉南洲翁五十年祭の記念事業として計畫せられ、鹿兒島出身の彫塑家安藤照氏の手により、實に十年の星霜を閲し、粒粒辛苦の結果、昭和十二年五月二十三日、除幕式を見るに至つたものである。此銅像製作に關して、安藤氏自から語られた苦心談がある。今その要領を左に摘記して、讀者の便に供しよう。

大西鄉と銅像〔安藤照氏談話〕

由緒深き南國薩摩の地、綠色濃き城山の山麓、島津家城址舊二之丸の一角に建てられた大西鄉の銅像は、昭和十

二年五月二十三日除幕式が行はれた。造園的構成になる自然石の築山を臺座とし、高サ四十七尺、銅像高サ十九尺、城山を背景に、市公會堂を前景として建てられた。像は南面して鹿兒島市街、錦江灣、櫻島、大隅の山山を越えて廣く眼界は開かれ、下は館の馬場に面してゐる。

この銅像の出來た趣旨や事業は別として、先づ今度の大西鄕の銅像として、如何なる服裝とするかは、第一に考へられた問題であつた。其の人物を最も現實的に具體化すると云ふ事は、特殊の場合の外は、その傳記の一場面の挿繪であつてはならぬ。翁は常に端然とした容姿で、實に几帳面な方であつて、世人の考へる如き豪傑型とは相違してゐた事、日本最高の陸軍大將で、併も人爵を象徵する勳章が一つも無く、且つ歴史的にも殘さるべき尊き軍服の現存せる事等よりして、銅像を最も眞實なるものとするには、必然的にこれだと云ふ事を感じた。

明治天皇の陸軍を組織されて最初の大演習が、明治六年四月末より五月初めに習志野に於て行はれた。翁は最初の陸軍大將として、終始君側に扈從して居られたが、至誠一貫の翁は、大風雨の中を夜もすがら陛下御野營の天幕の廻りを、自ら護衞として立たれた。その時翁は風雨にずぶぬれになられたので、常々容姿にも嚴格であつた事とて、禮服でもある大將服を直ちに別に新調せられた。これが十年戰役の時に長井村で最後の決心をさせた時に燒かれたと傳へられてゐる。誠に幸ひと云ふ可きは、この習志野に於て、雨の爲めシミのはいつた軍服が、他の遺品と共に、今日尙ほ西鄕家に保存せられてある事であつた。これが今度の銅像製作の第一の足場となつたのである。

帽子のアゴヒモ、神社の形のある金具の附いたバンドなど、雨のシミが出來たそのままであるので、現實に大體の樣子を想像することが出來た。襟は十九インチ、身長は五尺九寸餘、體量は二十九貫といふので、胴廻りの研

究も進めることが出來た。靴はゴムの長靴が殘つてゐた。劍は外見洋風の造りであるが、中身は立派な日本刀で山城國初代信國の作である。これは大將服を燒かれた時に、土手の中に突き込んであつたものを、後から發見したので、鮫皮の鞘は、大ぶ腐れてゐたが、中身や外見は、立派に殘つてゐたので、これも忠實に模寫することが出來た。

翁の體軀が肥滿して居られたことは申迄もなく、當時鹿兒島出身の力士陣幕久五郎が翁の邸に伺候した時、玄關に送り出された翁と陣幕とが、體も大きさも、殆んど同じ樣であつたといふ。翁は肥滿はして居られたが、引締つた肉付であつた。角力を取られたので耳だこが出來てゐた。首は短かくて、肩が山のやうにそびえてゐて、猪頸であつた。彫刻的な表現としては靜中動を含むといふ姿勢を選んだ。左手の劍は後方斜に、右手の帽子は腰の處にあて、腕と胴との間に空きを見せて、全身の左右の調和を求め、左足を少し出し、兩足の開きを八の字の形に廣く大きく空間への悠つたりした擴がりを示した。劍の持方も、日本刀に對する翁の氣持を如何に表すべきかに考慮を拂ひ、帽子の持方にも、足の置方にも、腰の入方にも、顏の向方にも、亦た表情姿勢にも、總べて翁の全精神が流動してゐる事を目標として、重厚なる手法、强靱なる動きを追求して試みた。

銅像の臺座に就ては、私は十數年來、大隅の國の佐多岬へ續く小根占海岸の花崗石が、絕壁の山厓から、木木の繁る谿間へ、或は波浪に洗はるる海岸へと、各種の變化を見せてゐるのを著眼して今度此石を臺石に用ゐることにした。大きいのは二十五噸もあり、長さは八尺九尺といふのを初め、大小五百五十餘個を運搬した。〔抄出〕

一、西郷南洲翁揮毫に成る、古語を錄せられたるもの、三種を選んで、掲出した。第一は『夫天下非

誠云々』の書で、會津莊內に藏せらるるものである。雄渾なるその書と、天下の大道を示されたる古聖の句と、兩兩相對して、莊に翁の眞面目に接するの思ひあらしむる。此書に關して莊內藩士の記せる『南洲翁遺訓』の一節に、

一、今ノ人才識アレバ、事業ハ心次第ニ成サルルモノト思ヘドモ、才ニ任セテ爲ス事ハ、危クシテ見テ居ラレヌモノゾ。體有リテコソ、用ハ行ハルルナリ。肥後ノ長岡先生ノ如キ君子ハ、今ハ似タル人ヲモ見ルコトナラヌ樣ニナリタルトテ、嘆息ナサレ、古語ヲ書テ授ケラル。

夫天下非レ誠不レ動。非レ才不レ治。誠之至者。其動也速。才之周者。其治也廣。才與誠合。然後事可レ成。

と記してゐる。以て翁の意を知るべきである。

一、第二『凡不レ能レ動レ人云々』の書も同樣、古人の句を摘書せられたもので、古川誠助家の藏に係り、第三『禍莫大于縱己之欲云々』の書は、古人心會の句を書せれしもので、山之內一次家に藏せらるるものである。凡て己れの私心を去り、至誠を以てすべきを教へられたもので、日常机上に供へ、壁間に揭げて、以て銘鑑とすべきである。

一、西郷翁手抄語錄の一部を寫したるものは、佐藤一齋先生の『言志四錄』中より手抄された會心の句錄中の一部である。西郷午次郎家に藏されたもので、整然として楷書によつて認められた、その正しさを見るべきである。世上多くは南洲翁を目して豪傑と爲すも、翁は實に篤學の士にして、且つ求道者であつた。陳龍川の所謂る、萬古之心胸を開拓するの人にして、吾人の學ぶべき點も、這間に存するのではあるまいか。

一、仁和寺宮「小松宮彰仁親王」征討將軍拜命の圖は『戊辰繪卷』の一部である。中圖は宮の親筆。上圖は品川彌二郎の作『都風流トコトンヤレぶし』の原版を寫したるものである。此の版木は、官軍京都進發の前夜、俄かに版に刻したるもので、品川子の懷舊談によれば、『急の間に合はしたので、白紙に刷つたまま色がないので面白味がなく、上に紅ガラでボカシを入れた』といふ。原版木は故あつて武岡豐太翁の所有に歸した。武岡翁は著者と舊知あり、翁より右の由來を聽取した。

一、鳥羽・伏見戰爭繪卷の一部は、仁和寺宮御出陣の圖と、西郷南洲翁が、伏見戰爭巡視の圖とを、併せ掲げた。畫工の筆に成るものであるから、眞實とはいへないが、南洲翁が洋服陣笠姿で、觀戰中のところなど、興味あるものである。

一、江戸城本丸の圖は、江戸中期のもので、秋元子爵家に藏せらるる『東海道繪卷』の一部であるが、本卷江戸城明渡に因みて、江戸城の榮華を偲ぶのよすがとして、玆に掲出した。

一、江戸開城の爲に勝・西郷兩雄が、品川薩摩屋敷での會見の圖は、勝海舟伯が、後年畫師に命じて、描かしめたるもので、現に『南葵文庫』に藏せらるる『勝伯遭難帖』の中より轉載したものである。敷物も用ゐず、兩雄疊の上に坐し、至誠を披瀝して、天下の大事を決せんとしつつある狀景は、觀る者をして、自から襟を正さしむるものがある。障子の透き間から、一兩人の士がのぞいてゐるのは、南洲翁の身邊を憂ひて、次の間に控えてゐた、桐野・村田等である。

一、勝海舟の寫眞は、伯が後年南洲翁に奉呈したもので、精氣眉宇の間に表はれ、才氣姿勢の間にただよひ、壯年の勝安房守を偲ばしむるに充分である。

一、山岡鐵太郎居士正座の寫眞は、居士晩年の撮影に成るもので、その眼、その口、一見精忠純誠の人たるを知るに足り、その體容の整然として寸隙なきは、劍に達し、禪に徹したる心悟の人たるを察するに充分である。勝あり、山岡あり、本卷の西郷は、最も賑やかである。

昭和十四年〔己卯〕春三月二十一日

春季皇靈祭の日　政教社樓上において

鹿野山人識

大西郷全傳【第五卷】目次

鳥羽・伏見戰爭と江戸開城篇

第四章 戊辰戰塵中の西鄕吉之助

【第二篇】東征官軍參謀西鄉吉之助

【第四篇】江戸城明渡と西鄉吉之助

【第五篇】明治維新の大眼目と江戶鎭定……五二一

＊　＊　＊　＊　＊

【第五卷附載】目次

大西鄉全傳【第五卷】―目次終―

大西鄕全傳【第五卷】

鳥羽・伏見戰爭と江戶開城篇

鹿野　雜賀博愛著

南洲一代の快心境【卷頭に題す】

人の此の世に存するは、唯、道を行はんが爲である。功名利達を欲するにあらず。とは、我が大西鄕が、一生を貫ぬくの信念である。故に彼れは曰く、

道は天地自然の物にして、人は之を行ふものなれば、天を敬するを目的とす。

又曰く、

人を相手にせず。天を相手にせよ。天を相手にして、己れを盡し、人を咎めず、我が誠の足らざるを尋ぬ可し。

又曰く、

道を行ふ者は、固より困厄に逢ふものなれば、如何なる艱難の地に立つとも、事の成否、身の死生抔に、少しも關係せぬもの也。事には上手下手有り、物には出來る人、出來ざる人有るより、自然心を動す人も有れ共、人は道を行ふものゆゑ、道を踏むには、上手下手も無く、出來ざる人も無し。故に只管ら道を行ひ、道を樂み、若し艱難に逢ふて、之を凌んとならば、彌々道を行ひ、道を樂む可し。予、壯年より艱難と云ふ艱難に罹りしゆゑ、今は如何なる事に出會ふ共、動搖は致すまじ。夫れだけは仕合せなり。

既に道を行ひ義を踏むを以て、人生の大事業とし、功名利達を露ほども意に介せぬ大西郷であつて見れば、固より艱難辛酸は、豫め彼れの覺悟するところである。かかる信念上よりすれば、艱難も艱難にあらず、不運も不運にあらず、生も空、死も空、況んや榮達の浮塵に等しきをやである。

されば、彼れが佐藤一齋の『言志錄』の句を抄して、

毀譽得喪ハ、眞ニ是レ人生ノ雲霧ナリ。人ヲシテ昏迷セシム。此ノ雲霧ヲ一掃スレバ、則チ天靑ク日白シ。

と銘し、寧ろ人生の雲霧を掃はんことに努力したのである。

＊　　＊　　＊　　＊

故に人の幸福とするところも、西郷においては幸福と感ぜず、人の不運とするところも、南洲においては不運と感ぜなかつたのであるから、彼れの一生中、固より波瀾はあり、曲折はあつても、失意の時代も、得意の時代

もあるべき理由は存しなかつたが、他より之を觀ずれば、自から又た得失なきにあらずである。

本文の筆者は、大西郷全傳の稿を起し、幕末・維新の西郷を說き來つて、西郷に取つて幸運と觀ずる時代の、餘りにも尠少なるに、寧ろ驚嘆せざるを得なかつた。藩主島津齊彬侯の知遇を得て、風雲の會を得たかと思ふと、倐ち侯の暴逝に逢うて、木から落ちた猿も同然の姿となり、辛うじて殉死を思ひ止まつたかと思ふと、安政大獄の暴風に追ひ捲られて、月照と薩海に投ずるの悲運底に沈落し、幸ひにして蘇生すれば、身は大島の貶竄者となり、更らに絕海の孤島に流謫され、最早、再び天日を仰ぐの日さへ絕望の外なきに至つた。漸やくにして沖永良部島を出づるや、難局に次ぐに難局を以てし、朝たに東し、夕べに西し、席の溫まる暇なきのみか、天日を虞淵の底より還へさんが爲に、幾たびか蒼龍の窟に下り、危急の間をくぐり、辛酸の限りを嘗め、如何に天の斯人に大任を下さんが爲とはいへ、人は西郷において、餘りにその艱難の山積し來るを嘆ぜざるを得ざらしめた。

惟ふに偉人中の偉人、英傑中の英傑にあらざる限り、到底尋常一樣の忍耐を以てしては、拓開し得ざる難局の蝟集であつた。唯、天地の間に至誠を推し、敬天愛人の大理想を掲げ、人を相手とせず、天を相手としたる大西郷であつたればこそ、艱難に處して毫も意を勞せず、悠々波に隨つて大局に乘じ得たのである。

西郷にして、若し天を恨むの心あらんか、此の間に神も佛もないものかと嘆ずべき場合は、蓋し限りなくあつた。併も彼れは一言の不平を洩さないのみか、たゞ自からの誠の足らざるを尋ねつつ、驚ろくべき忠實の行者的態度を以て、一世の智勇を推倒して以て、萬古の心胸を開拓して行つた。西郷は實に豐太閤の大も、[illegible]の雄も、未

だ及ばざる、立德の大天地を拓いた大英雄であつた。

艱難は西郷の一生を貫ぬき、辛酸は南洲の一代に纏綿した。彼れの一生を傳する程の人は、恐らく彼れの爲に悲しみ、彼れの爲に泣いて、筆を投ずるの外はあるまい。謂ふ所の立傳の史家が、冷々たる科學者に非らざる限り……。

之を明治聖世の西郷に見るも、維新の元勲、中興の英雄よと、世上瞻仰の標的と敬まはれながら、彼れの志業は容易に報いられず、明治六年の遣韓使節も意に副はず、明治十年丁丑の役には、事、遂に志と違うて、賊名の下に殪るるに到つたのを見れば、何の年、何の日にか、西郷は果して快心の笑を湛え、破顏一笑したか。

横から見ても、縦から見ても、悲痛惻怛を極めたる西郷の一代記の中にあつて、強いて彼がれ快心の境を見出さんとすれば、恐らく明治戊辰の役、錦旗を捧じて東征し、大總督の宮、有栖川熾仁親王の帷幄下に參じて、東海道を押し下つた一時を擧ぐるの外はあるまい。

此時の西郷は、彼れの欲する皇政維新の大業も成就し、彼が夢寐にも忘れなかつた、天皇御親政の大御代を仰いで、身は皇軍の中堅に居り、彼れは彼れの欲するがままに、戰局を收拾し、何人も彼れの進むを妨ぐる能はず、大西郷の偉容は、東海の富嶽のそれの如く、萬人の仰ぎ見るところであつたからである。

＊　＊　＊　＊　＊

那翁一世が、曾てセントヘレナの落月を望んで、轉た半世の蹭蹬を悲しんだ時に、側らに在つた一部將が、遠

く眼を蒼海の沖に放ちつつ、問うて云つた。

『陛下、請ふ少しく閑談を許し玉へ。陛下、過去半世の間、最も幸福なりと感じ玉ひしは、果して何の日なりしか。佛蘭西全國の推戴を受けて、初めて帝王の寶冠を頭上に戴かれたる時か。或ひは墺・露の列强を脚下に屈伏せしめて、大地封鎖の命令を發せられたる時か。抑ゝ又た萬國をパリーに朝覲せしめて、ジョセフイン皇后と大婚の盛典を擧げられたる時にあるか。その孰れを以て、果して陛下の最も幸福なりと感ぜられた時と遊ばさるるか？』

侍臣は寧ろ那翁の往事を語つて、謫情を慰さめんとするものの如くであつたが、帝は右手をあげて之を制し、輕く頭を振つて答へて曰ふ。

『否々、その孰れにもあらず、朕が一生中、最も愉快に感じたるの時は、我れ年僅かに二十五歳にして、伊太利遠征軍の總司令官となり、アルプスの嶮嶺を越えて南したるの時であつた。我れ當時、不可能の語を排して、白雪皚々たる峻峰を越え、戰へば勝ち、攻むれば取り、未だ數月を出でざるに、伊太利半島は、悉く我が馬蹄の蹂躙に委した。此の時は實に、世界を擧げて、我が脚跟下に跪づくを覺えた。身は險隘なる陣營の一室に坐し乍ら、手舞ひ足踴り、恰かも全身は室内を天翔けるやうな感じがした。朕が畢生の幸福は、正に此の一刹那に存し、世界征服の大望が、我が此の双眸の中に閃めいた時にある。』

と。英雄の一心境、言裡、太だ味ふべきものがある。

凡そ英雄たると否とに論なく、又た事の大小に論なく、人の顧みて愉快を感ずるのは、事を起したる時でもなく、又た事の成りたる後でもない。事の將に成らんとするの一刹那に在る。

那翁は功名心に燃え、事功に急なるの傾むきがあるが、我が西郷に到つては、事功を欲せず、寧ろ道義に重きをおいた。故に那翁の會心とするところ、南洲の必らずしも愉快を感ずるところではないかも知れぬが、西郷をして快心境を語らしむれば、竊かに明治戊辰の役を指目したかも知れぬ。

本文の筆者は、今や大西郷全傳中、最も快心の筆を走らして、是より南洲一代の快心境を叙せんとす。恐らくは翁も亦た、地下において快心の笑あらんか。

【第一篇】鳥羽・伏見戰爭と西鄕吉之助

第一章　皇政復古派の陣容と世運

【一】三條以下五卿の歸洛（一）

復古派勢力に重力を加ふ

旣に屢ゝ說いたやうに、慶應三年〔丁卯〕最末の時局においては、皇政復古の大勢に向つて、大局の轉回を見つつあつたには相違ないが、幕府黨の勢力も亦た、決して侮るべからざるものがあつた。いはゆる倒幕聯盟の薩・長・土・藝の四藩聯合も、土・藝の浮腰によつて、やや步調を亂だし來るの觀があり、倒幕の中心は、僅かに薩・長二藩の勢力を合するに過ぎなかつた。朝に岩倉ありといへども、時に赤手空拳の嘆がないでもなかつた。此の時に當つて、慶喜は大阪の堅城に據つて、威を四方に揮ひ、今や大兵を提げて入京せんとするの機勢を示し來つてゐる。關東においては、江戶城を中心として、幕府黨の勢力を聚合し、親幕の兵を調へて、續ゝとして大阪に來援せしめつつあつた。朝幕の兵勢からすれば、互角といふよりも、幕勢は遥かに薩・長を壓して居つた。

此の時、此の際、朝廷の爲めに、更らに一段の力を添へ來つたものは、實に九州太宰府より歸洛し來つた、三條實美卿以下、西竄五卿の入京であつた。

抑ゝ五卿宥免に關しては、西鄕の盡力甚だ多きに居つた。長州より筑前に移して、五卿を幕府の追窮より脫せしめたのは、全く西鄕の盡力であるといふも不可なく、太宰府滯在三年の間、五卿警固に任じたものは、西鄕の周旋による薩藩士が、その最も重きを爲した。

いよ〳〵西竄の五卿に對して、宥免の勅諚が發せられたのは、慶應三年〔丁卯〕十二月九日であつて、皇政復古大號令渙發の當日であつた。

愈ゝ宥免の勅諚が發せらるるや、西鄕は直ちに弟西鄕晋吾〔從道〕大山彌助〔巖〕の兩人に命じて、之れを太宰府の五卿に傳達せしめた。兩人は翌十二月十日京都を發し、大阪から薩艦春日丸に乘つて、同十四日博多に入港し、卽日太宰府に向ひ、勅書を五卿に致した。

土方楠左衞門は、當時五卿の左右に侍してゐたが、當日の事情を『回天實記』の一節に記してゐる。

回天實記抄〔慶應三年十二月十四日〕

同十四日雨。八ツ時〔午後二時〕より參殿、御歸洛も愈ゝ切迫に付、御用多端にて、入レ夜引取。五ツ時〔午後八時〕過、條公より被レ召候に付、直に罷出候處、今夕、京師よりの一左右を齎らし、薩藩西鄕晋吾〔從道〕大

山彌助、兩人到著之由にて、彌〻此度、御復位被ニ仰出一候に付、爲ニ御迎一蒸汽船にて罷越候趣、承レ之、右に付御出發日取の處、彼此御評議之末、來十七日寅の刻〔午前四時〕御供揃を以、御發輿、博多より御乘船之事に御確定。四ツ時〔午後十時〕比、引取休息之處、八ツ時〔午後二時〕過、周旋方小河伊兵衛來り、御用談之上去る。諸卿方、堂上華冑之御身を以て、長々流寓、御艱難之處、今日漸く、御復位之御沙汰を被レ受、嘸々御滿足に可レ有ニ御座一、別て條公には、此度天恩之辱を感激せられ、左之和歌を被レ詠。

太宰府にてかしこくも復位の勅令をかうぶりて

身にあまる惠にあひておもひ河
　　うれしき世にもたちかへるかな

かへらじと思ひ定めし家路にも
　　かへるはきみのめぐみなりけり

* * * * *

石炭積込みの準備遲れて、十二月十七日の發輿は、同十九日となり、同二十一日、折柄の好晴に乘じて、午前十一時ごろ、五卿は春日丸に移り、筑前藩大鵬丸を供船として、午後一時ごろ、博多灣を發向し、翌二十二日は下關に著し、二十五日には、大阪安治川尻に著船、二十六日午前七時、淀川を遡つて、伏見一宿、二十七日いよ〳〵入京した。三條卿は、翌二十八日、土方をして西郷を訪はしめ、京師當面の事情を尋ねると同時に、將來

の方針については、その意中を述べしむるところがあつた。土方の日記に當時の形行を略記してゐる。

回天實記抄〔慶應三年十二月二十八日〕

同二十八日雨。早朝より條公には御馬にて、森寺、戸田兩人御召連相成、先帝〔孝明天皇〕山陵御參拜被レ成候。四卿方も、御同伴の筈也。然に條公には、少々御病氣にて、參内不レ被レ爲レ在、御病床にて、自分へ内用被ニ申聞一候に付、直に西郷吉之助方に罷越、國政之儀に付、條公今後の御意見、並に自分見込之處も申陳、先方之議論も承候。夫より東久世殿、西三條殿、四條殿へ拜謁致、罷歸候。今朝は大村藩渡邊清右衞門來りて、晝頃迄密談いたし候事。

五卿の一人であつた東久世通禧卿が、後年人に語りて當時を追懷せる一節に曰く、

東久世通禧卿回顧談〔『維新前後』の中より〕

『大阪に著し、薩州の屋敷に入つたのが廿五日かと思ふ。土方は船が著くと、直ぐ先發して薩州邸へ行つて、吾々は廿五日の朝上陸したが、朝廷より餘り上京が遲い。どういふ譯か、急ぎ飛脚を立てろと、親類へ達しがあつた樣子、此時將軍は大阪城へ引取り、會津・桑名初め、幕府の兵隊は、悉く大阪に來て居たから、甚だ危險である。廿六日淀川を上るとき、船は薩州の船で、至極立派な屋形船で、紫の紋付の幕を張り、白鳥

毛の槍を立て、美麗に飾りて、之を吾々の乘船として出した。外に二三十艘の船には、隨行の人々を載せる手筈であつたが、何分諸所に幕兵が徘徊して居て、危險だから、吾々は供船に乘つて、本船へは別の人を乘せ、夜の五ツごろ伏見へ着て、薩州の屋敷へ一泊したが、長州藩を初め、大勢の人が迎ひに來た。一々面會も出來ぬから、重立つた者だけに逢つて、次の日〔二十七日〕六ツ時分、伏見を發した。彦根藩、土佐藩よりお供を願ひたいと申出で、薩・長兩藩は素より、十津川の郷士等、先年御親兵で大佛まで供をした連中も、廿人許り供をした。行裝は皆直垂に烏帽子で、諸藩の兵も却々立派であつた。稻荷の社で小休をして、直ぐ入京參內した。此日は諸藩の兵の調練があつて、天皇陛下が御覽になるので、朝廷も餘程多忙で、拜謁もなかつたが、岩倉初めには、久しぶりで面會した。此時、岩倉・三條は議定に任ぜられ、吾等は參與に仰付けられた』云々

【二】三條以下五卿の歸洛（二）

流謫五年の星霜茲に消ゆ

顧みれば文久三年癸亥八月十八日の朝變に逢つて、七卿西走以來、實に足掛け五年の星霜を經てゐる。錦小路賴德卿は途に病歿し、澤宣嘉卿は銀山の擧においてその蹤跡を失ひ、五卿となつて九州に落ちてから、三年の星

霜を閲してゐる。此の間における諸卿の苦心は、蓋し尋常一樣ではなかつた。草莽の浪士ならば、草に寢ね露に臥しても、固より苦とするに足らぬであらうが、弱少よりして月花を樂しみ育つた紳搢の身にとりては、萩の下葉を吹く風すら、厭はしきものであつた。況んや流浪五年の星霜をやである。

いく度も夢はみやこへかよへども
　　まだ明けやらぬ冬の夜ながさ

これは文久三年（癸亥）の冬、三條卿が斷腸の思ひを述べた和歌である。

元治元年甲子の夏、五月二十五日の忌日を卜して、楠公の靈を祭つた折の三條卿の祭文は、又實にその鬱結の心懷を叙したるものであつた。

大楠公を祭るの文（三條實美）

維元治紀元甲子夏五月二十有五日。實美等在ニ防州一。乃以ニ清酌庶羞之奠一。祭ニ楠公之神靈一。嗚呼公乎。忠誠義烈。神智大節。竹帛既垂。今又何說。特臨ニ其死一。兄弟相矢。七世生生。兇賊之斃。嗚呼公乎。赫赫在レ天。臨レ之何其。今其何時。公寧不レ知ニ翩焉翔焉來ニ降于茲一。設不ニ弭降一。佐ニ實美等昏迷一。近披ニ旬拆之恠雲一。遠攘ニ海嶋之妖氛一。以揭ニ日嗣之昭昭一。廼繼ニ橿原之巍々一。勾璁斯聯。萬民高仰ニ帝徽一。寶劍斯研。四方遠震ニ國威一。爲レ之實在ニ于今日一。嗚呼公乎。使ニ實美等得ニ其志一。而莫レ過ニ今日一矣。尙饗。

言言句句、皆な誠忠より發し、讀むものをして楠公目前にあるの思ひあらしむるものがある。

大君はいかにいますか仰ぎ見れば
　高まがはらぞかすみこめたる

うれたさのやるかたなくて花鳥の
　色香をさへにかこちけるかな

玉の緒はうき世のとりと消えぬとも
　君にしらればうれしからまし

君によし知られずとても臣として
　臣たるみちをつくさざるべき

玉の緒よ絶えなば絶えねかくも世に
　長らふとてもなす甲斐もなし

玉の緒はよし絶ゆるとも人知れず
　きみがまもりとならましものを

かくばかり思ひくらせばはやり男の
　はやりごころと人やとがめむ

條公、筑前客中の諸詠を見ても、その辛酸の尋常一樣でなかつたことが知れる。

土方久元伯曰く。

回天實記抄〔土方楠左衞門日記〕

『回顧すれば六年の昔なり。七卿冠纓の身を以、一朝佞者之陷擠に遭ひ、簑笠蕭々として西に下るや、余竊に慨然として之に從ひ、一身を捧げて平昔の知遇に報ひんとせり。爾來世事日に非、妖雲常に天日を蔽ひ、內は幕奸の傲暴、外は外夷の跳梁、心を傷ましむるもの一にして足らず。幾たびか時の蹉跌に會ひ、各處に流寓して、具さに艱難を嘗めたるも、諸卿の心事は益〻堅くして、曾て一日も禁闕を離れず。片時も天下を忘れざりし。日月懸レ天、浮雲豈長く光を翳さん哉。時勢一變、風雲際會、諸卿多年の苦節、空しからずして茲に再び天日を拜するを得たり。余が犬馬の勞、亦た報効之一端を盡すを得て、歡喜措く所を知らずと雖も熟ら思ふに、今や復古の王業、漸く緒に就かんとし、百事荒廢の餘を承け、政革創に屬す。前途可レ憂もの、豈尠しと謂はんや。且つ奸魁未レ殪、豺狼動もすれば則反噬せんとす。今に於て銃聲一發、先づ其氣魄を奪はずんば、禍根遂に拔く可からざるに至らん。嗚呼、曾て歃血死生を誓ひたる幾多の亡友、今や呼べども不レ還。

唯、諸友と共に大に此憂を同ふせざるを恨む』

又た以つて、當年烈士の意氣を察するに足る。〔本傳第二卷五一九頁參照〕

【三】 復古派勢力の増大（三）

有志相次で廟堂に上る

兎もすれば薩長孤立の形勢を馴致しさうであつた時に當つて、之れに一段の重みを加へたものは、何といつても五卿の歸洛であつた。三條は入京と共に議定に任ぜられ、東久世は參與に補せられた。

三條と岩倉とは、人物も經歷も思想も、嘗て大いに相違して居り、一は勤皇、一は佐幕、一は誠實、一は策謀、相對して睥睨した時代もあつたが、今や時勢の大變に隨つて、兩者は共に冑を執つて廟堂に立つに至つた。兩卿鼎立の力が、如何に朝廷の重きを爲したかは、次いで開展し來る史的事實によつて、何よりも明らかに示されてゐる。

三條等の任官と共に宇和島少將伊達宗城も議定職に任ぜられ、學習院儒官中沼了三及び長州藩士廣澤兵助、井上聞多の兩人も參與に敍せられた。之れと相前後して、肥後藩の長岡護美、薩藩の小松帶刀、桂久武も相共に參與に補せらるるに至つた。小松、桂は共に薩藩の國老で、小松は夙に中央政局に出場して、西鄉、大久保と國事に奔走しつつあつたが、當時は鹿兒島に留まつて、本國の形勢を左右して居つた。桂は老練の武士で、勤皇の士であつたが、最初から鹿兒島に留まつて、藩内の基礎を固くすることに專心しつつあつた。慶應三・四年の交と

なつても、藩内には佐幕的勢力が蟠居して居つて、その力、尚ほ侮どるべからざるものがあつたので、西郷は小松・桂兩國老が、藩國を空しうして東上することを危ぶみ、朝廷に請ふところがあつて、桂を藩に留め、小松のみ上京せしむることにしたのである。

三條以下新らたに議定、參與の親任によつて、復古派の勢力は次第に增大するの形勢となつた。十二月二十八日附を以つて西郷が蓑田傳兵衛に與へた書簡に、此の間の消息が明らかにされてゐる。

蓑田傳兵衛に與ふる書〔慶應三年十二月二十八日〕

中將樣〔久光〕先以、御快方、可ㇾ被ㇾ遊ニ御座一、恐悅の御儀奉ㇾ存候。陳者、爰許の儀、墓々敷運兼不ㇾ申、德川氏鎭撫の爲下阪相成候處、尙更模樣惡敷相成、根據を占候場合にて、淀〔戶田伊豆守配軍〕伏見〔新撰組等千餘人〕邊へ人數を繰出し、彌不平の色を顯し候樣子に被ニ相伺一候處、尾侯〔德川慶勝〕憤發にて、御下阪と申時宜に罷成候處、越侯〔松平慶永〕抔、御談合と相見得、御兩侯〔尾・越〕より、御建言の趣、被ㇾ爲ㇾ在候間、惣御參内被ニ成下一度趣、御申建に相成候。其節は早、尾侯えは御下阪、御暇被ㇾ下候折柄に御座候處、又、兩侯よりの建言と相成候次第、御打合せ相成候事と相見得申候。然處、兩侯より被ニ仰立一候趣は、畢竟、是迄延引の儀は、〔退官納地御請の遲延せしをいふ〕御盡力不ㇾ被ㇾ爲ㇾ屆處、斯迄遲々罷成候儀、對ニ朝廷一可ニ〔無？〕申譯一儀と奉ㇾ存候間、此上は御沙汰書を以て、被ニ仰達一候はば、右を以申諭し其上承服不ㇾ仕候はば、無ニ致方一

儀に御座候間、速に追討の命を被レ下候はゞ、親藩たりとも、親を絶て〔幕府に絶て〕可レ打との言上に相成、誠に立派の御口上にて御座候。然るに御沙汰の御注文有レ之、所領は矢張徳川氏のものにいたし置、御政務に付ては、御用途丈、差出との趣意に被二相伺一申候。土・藝此説を助けて、頻に御周旋相成候處、朝廷においては、確乎として御動不レ被レ爲レ在候處、頻りに歎願いたし、別紙の通の御沙汰書に相成申候〔別紙徳川家處分書、即ち最後の退官納地の勅書は、別掲につきここには略す〕右の御受の有無は、正月元日〔慶應四年〕中と期限相立候間、其内は相分り可レ申、此儀は必定、御受の都合に相運候はんと被二相察一申候。是より慶喜を議定に引出し、何とか策を廻し候はんかと、大に苦心仕候事に御座候。乍レ然、五卿方も、昨日〔十二月二十七日〕御著京相成、餘程、朝廷上におひても、御力付候譯に御座候間、後藤〔象二郎〕の奸策も、被レ行申間敷と奉レ存候。此度こそ朝威光輝不レ仕候ては、不二相濟一時に御座候間、偏に渇望仕居候。人心の歸向は、誠に奇妙なものにて、王政を願候儀に御座候。紀州侯も上坂相成居候處、是も勤王を始掛、佐幕巨魁田中善一郎を誅戮し、其餘五六人擯斥し、京都へ相詰居候三浦休太郎〔安〕と申者も、打ち下し、國論、餘程相變し、此上は實行を擧て、衆人の疑惑を晴すとの論にて、大坂より御暇に相成候處、朝廷より御免相成、物體大坂御引拂に相成申候。是は德川氏に於ては、餘程の痛と被レ察申候。彦根藩に於ても、是迄幽閉被レ致候人、被二召出一の論、被二相行一候模樣にて、國中も半方は、勤王論に相變し、是以、始め掛候儀に御座候。備前は確乎として正論相居り　君公此〔十二月〕二十四日、御發足と申す譯に御座候處、只今御登相成候ては、雲藝・長門抔、

議論相起、暫く上京は御見合相成候て、事有る日に至り王事に勤勞いたし候樣、朝廷より御達相成申候。因州抔も、段々勤王說を唱へ出し、そろ〳〵直掛候勢に御座候。近畿の小藩は、多くは歸向仕候勢に相見得申候。土州の論、勤幕か勤王か譯が分り不レ申候。肥後の溝口孤雲（貞直）津田山三郎、並に高崎左京（後の正風男、薩藩士）此三人は參與、戶田大和守は議定に被二仰付一候樣、容堂侯より御建言相成、決て參與（現在の）には御聞せなく議定計にて、被二相決一候樣、御申立、直樣、相運候儀に御座候。高崎（左京）丈は、太守樣へ御尋と申譯に相成候故、御斷に相成、一人丈は相殘り、外は皆、被二仰付一申候。肥後の論、是迄とは大に相違ひ候趣に被二相聞一候へ共、全反正のものには無レ之候處、悉く後藤（象二郎）の論に說き込られ、同論の味方を驅出候手段と相見得申候。乍レ然追々長人も出來、五卿方も御著相成候故、少しは後藤めも、落膽可レ致事と相考申候。國中におひては、一人も後藤え服し候ものも無レ之、乾（板垣退助）等え寄り、正論を立候者にて御座候得共、全體臆病もの故、戰を恐れ、奸策を施し候次第、殘懷の仕合に御座候。御苦祭可レ被レ下候。桂大夫（桂久武）小松大夫（帶刀）御兩人共、御召しに相成、御兩人ながら、御登相成候ては、御國元の處、不二相濟一儀と奉レ存候間、小松家早々御登相成、桂家には御見合相成候方、宜敷は有二御座一間敷哉。御一人御京著の上、右邊の處、宜敷御願相成候はゞ、朝廷の處は、如何樣共、被レ成方は可レ有二御座一と奉レ存候。いづれ桂家には御國元へ不レ被レ爲レ在候ては相濟申間敷と奉レ存候。全體朝廷よりの御召の譯には御座候へ共、國を以て被レ爲レ盡候ものなればゞ、いづれ國の本堅く不二相立一候ては、被レ爲レ濟間敷と奉レ存候。朝廷向の處は、如

何樣共盡力可ㇾ仕候付、其段者、御含可ㇾ被ㇾ下候。細大詳成儀は、大久保より可ㇾ申上候付、文略仕候。當分は晝夜寸暇無ㇾ之、朝議は、毎夜徹夜、中々難儀の次第に御座候。少し道が付候はば、御暇仕候て、罷下度御座候得共、一向墓取り不ㇾ申、苦心此事に御座候。御推察可ㇾ被ㇾ下候。恐恐謹言。

十二月廿八日〔慶應三年〕　　　　西　郷　吉　之　助

蓑　田　傳　兵　衛　様

追啓上。昨日、土・藝・長・薩四藩の調練、叡覽に相成、冥加至極、難ㇾ有次第に御座候。日御門前に御座候〔別紙略〕

【四】復古派勢力の増大（二）

復古派と幕府派との對峙

西郷の書簡中にも見えるやうに、四大藩聯合の以外に、因幡藩、備前藩、津和野藩、平戸藩、佐土原藩、大村藩を初めとして、近畿の諸藩が、漸次に勤皇論に傾むいて來たことは、少なくとも天下の形勢を卜するに足るものであつた。是等は小藩にして、その力は微弱であるといつても、之れを合すれば一大勢力である。

就中、幕府の親藩であるところの紀州藩、彦根藩等の内情が、大いにその面目を一新し、勤皇復古派の勢力が

伸長し來つて、藩論を動かすほどに力づいて來たことは、西郷等の最も力強く感ずるところであつたに相違ない。『此の上慶喜にして朝旨を承服せずんば、速やかに追討の外はなく、事茲に至らば、親藩といへども、大義親を滅するの外はない』といつてゐる尾・越兩侯の態度は、『實に立派なる御口上』であると、西郷がいつてゐやうに、西郷は何處までも朝廷第一主義を奉じて居つた。

故に西郷は、慶喜にして恭順の意を表し、朝旨をお受けすれば、共に手を握つて皇事に盡すを辭せないと考ふるの濶大なる心境を有してゐたが、若し之れに反し、朝旨に承服せざるにおいては、風塵を捲いて、之れを討滅するの已むべからざるを期して居つた。

この大覺悟がある丈けに、西郷の心緒は、實力の集合について幾多の苦惱に亂されつつあつた。『晝夜寸暇無之』といひ、『朝議毎夜徹夜』といつてゐるのによつても、如何に、西郷が、東西に奔馳し、南北に應酬し、晝夜を分たず、國事に鞅掌しつつあつたかが察せられる。

大久保が、西郷の發信と同日を以つて、同じく蓑田に致した書中によつても、德川氏が漸次羽翼を四方に張り、何事かを企圖しつつあつた形跡が、歴然として見受けらるる。大久保の書簡の一節に曰く、

大久保利通の報告書　（慶應三年十二月二十八日）

一、德川氏下阪後、鎭撫之儀は扠置、直樣、伏見に新撰組並歩兵千人餘繰出し、奉行所に入込み、横行いたし

町中苦情惡敷、四藩え巡邏を被レ命、直樣御國〔薩藩〕人數差出、長も同斷。然處、徳川氏兵士は奉行所え相構へ、一人も外出不レ致、此方人數は、所々宿陣にて、對陣の形となる。

一、二十五日、凡而引拂候との說。

一、淀城内え戸川伊豆守、一番一聯隊千二百人、町宿陣或は寺陣。

一、橋本え銃兵三百人位、大砲三四挺。

但西融寺外二ケ寺え百五十人位づつ、十八日夕方繰込む。

一、西之宮え歩兵五百人位。

一、兵庫え若州勢千人位。

右之通、所々分配し、殊に京師近邊迄、戎兵を繰出し候儀、絕二言語一候次第也。

但必定、鎭撫不二相調一形を見せ、且は兵威を示し、壓倒せんとの意に出るならん。

と報じてゐる。

復古派の勢力が加はるにつれて、幕府黨の勢力が衰へて來れば、ここに波瀾抗爭の起り得ようはない。然るに當時の形勢は、復古派の勢力が加はれば、之れに對抗して幕府黨の勢力も加はり、復古派が擡頭すれば、幕府黨も擡頭し、互ひに勢ひを張り、力み合ひ、目に物見せんと構へ込んで來ては、到底衝突は免かれない。

復古派の擡頭については、大久保の嚢田に與ふる書簡中にも、次のやうに記してゐる。

同上報告書（同上）

一、紀州勤皇を唱候事。

右者、是迄尊幕を主張致し候、三浦久太郎、津田某、暗殺に逢、死にいたらずして歸國いたし、正議之論相立候。安藤の類等、國論を盛返し、有志の者を擧げられ、藤井次太夫與申者抔、上京にて、追々面會いたし候處、隨分模樣は變し候樣子に御座候。紀州も此節、依レ召大阪迄出掛候處、稱二病氣一滯阪歸國の御暇願出、被レ免候。兩端にわたり候哉も、不レ被レ圖候得共、歸國いたし候得者、德川氏勢は、よほど弱り候場合に御座候。

一、彦根も同樣、勤皇を唱、公卿方え愁訴歎願之由。

一、因州も同斷。

右三條、實行を御責相成候事。

一、備前も大に國論變、王師擧り候得者、打て出候迄に決定之由。

一、其餘畿內小藩等、頻に王事に勤勞せん事を願出候事。

一、加州侯上京相成候處、九日一擧に而、例之通迯下り候事。

一、去る十二日、九門內警衛は、新古共に解兵相成、別段に日御門土州、御臺所御門前御國（薩州）南門尾州、

朔平門前藝州固め、被ニ仰付一、洛中外巡邏被ニ仰付一候事。

一、長州蛤御門御固、被ニ仰付一候事。

一、二十三日、德山侯著、二十六日參朝之事。

右之通、今日迄大略之形情申上候。多少之事實、紙上難レ盡、御洞察可レ被レ下候。以上。

十二月二十八日〔慶應三年〕　大久保一藏

蓑田傳兵衛様

前に掲げたる西郷の書簡と、その內容は全く異曲同工であつて、西郷・大久保共に、復古派の勢力を皇張しつつ、最早や一戰の外なき覺悟であつたことは、文脈の間に、期せずして躍動してゐる

【五】明治天皇最初の御閲兵

五卿の歸洛と同時に、復古派の勢力を表現するものとなつたのは、恰かも五卿入京の當日、即ち十二月二十七日、日の御門前において催ほされた、薩・長・藝・土四藩兵の調練式であつた。時に明治天皇は未だ青春十六歳におはしたが、躬ら御門前に進御あらせられて、閲兵あらせられた。

一、今日、巳刻より於ニ日御門前一、土・藝・長・御國調練、被レ遊ニ叡覽一候事。

但、御國人數、千五百人位に而、調練別而よろしく、壯觀不レ可レ謂。

と大久保が蓑田に報じてゐるやうに、惣勢約二千人の中千五百人迄は薩人が占めてゐたのであるから、薩軍は實に過半數を占めてゐた。當時薩軍の隊中に加はつてゐた阿久根某の書簡中に、左の如く兵數を示してゐる。

阿久根某の書簡〔慶明雜錄〕

一番ニ土州ノ備ハ二十人位宛、二備ニテ、實ニ小人數、二番藝州三備、是モ二十人計宛、三番長州一大隊、凡四百人位モ候事、見事ニ候。四番此御方樣〔薩州〕備一大隊、六百人餘、私モ此備ニ加ハリ、一通リ調錬、其後又一大隊十小隊ヲ一ツニ致シ、凡數千人ヲ越候事、諸卿番兵込ニテ御座候。

かく當日の調錬は、各藩共に精英をすぐり、殊に聖上叡覽の御前であるから、競うて調錬の妙を示したので、京洛の老幼は申すに及ばず、近郷の人々悉く集つて之れを拜觀し、その壯觀に驚ろいたといふ。

精英を集めた調錬に心を躍らしたものは、單り庶民の老幼のみではなかつた。勤皇の公卿方でさへ、此の調錬を見て、初めて勤皇諸藩の威力を知つたものが多かつたとさへ傳へられてゐる。

口に勤皇を唱ふる公卿は多くても、さていよ〳〵となれば、實力の爭ひである。いざ實力となると、公卿方の口には、何としても三百年間覇權を握つてゐた幕府の勢力といふものが、他の何ものよりも威力あるものとして、考へられざるを得なかつた。自から力を有せざる公卿としては、それも無理からぬことに相違はない。

薩・長は西國の雄藩であるに相違ない。更らに之れに中國の大藩たる藝州侯の勢力と、四國の雄藩土州侯の威

力とを加ふれば、確かに頼むに足るの柱であるとは思はれても、さて德川氏が、三百藩の死命を制してゐる權力の前に對比し來るときには、そこに幾多の憂慮あるを免かれなかつた。

衰へたりといへども、今や德川氏は、大阪城の堅壘に據つて四方に睥睨し、その左右には精悍を以つて誇る、會津・桑名藩の鋭兵が群居して居り、一度び天下に令するにおいては、その力の如何に恐るべきかは、公卿連のひとしく戰慄するところであつた。此の時に當つて薩・長・土・藝の兵士が、多年錬へあげた洋式調錬を以つて、一絲亂れぬ進退を示したので、月卿雲客が、やつとの事で胸なで下ろしたといふのも、無理のない話である。されど薩軍の中に其人ありと知られたる、一個の巨大漢、西郷吉之助が、之より旬日を出でざるの後に、四軍に將として、幕軍を鳥羽・伏見に撃滅しようとは、當時何人が果して豫期し得たであらう。

【六】、皇政維新の大義名分（一）

皇政に對する疑惑と不安

慶應四年〔戊辰〕の正月、卽ち後に明治元年と改元せられたる年の始めに當つて、遂に鳥羽・伏見の開戰となつたことは、德川氏にとつて千秋の遺憾事であつた。慶喜にして若し大徹底の覺心があり、大盤石を千仭の谷底に支ふるの力があつたならば、必らずや、彼れは身を提して、群臣の蜂起を壓伏したに相違たい。騎虎の勢ひ、若

し支ふるに由なくんば、身を以つて屍となし、然る後之れを乘り越えて進むべきを訓へたならば、如何に氣負へる幕臣といへども、忍ぶべからざるの遺恨を忍び、慶喜の爲めに、白刄を鞘に納めたかも知れぬ。果して斯くの如くんば、鳥羽・伏見の戰ひは、或ひは起らずに濟んだであらうし、隨つて江戸城、東北の諸戰も、大いにその形を改めたに相違ない。

當時慶喜の心中に一點結んで解けざるものがあり、且つ意志力の弱かつたことを、今更らの如く歎息せらるるのであるが、所謂社會的大勢の上から見るときは、如何に偉大なる意志を以つてするも、一人若しくは數人の力では、どうすることも出來ない、より强くより大いなる自然的の力が、大多數の意志によつて、悠揚として動きつつあつたことを認めざるを得ないのである。

當年勃興しつつあつた、所謂皇政復古黨の勢力は、慥かに幕府政治に對する一種の新興勢力と稱すべきものであつた。しかしながら、その力となるものこそ、久しく幕府の存在下に埋沒し去つてゐたものであつて、それが新らたなる國體意識によつて生じて來た、新興勢力であつたといひ得るにせよ、その主張するところの思想は、寧ろ時代を逆に遡ぼつた皇政懷念であつた。新舊を以ていへば、所謂る新思想なるものではなくして、却つて舊思想とも稱せらるべき復古思想によつて、國家の大勢が動きつつあつたのである。

凡そ日本歷史の上に現はれてゐるところの、國家的大變革は、如何なる場合においても、眞の國體意識に立ち返へることによつて發生し、且つ完成され來つてゐる。明治維新の如きは、その最も著大なるものであつて、七

百年に亙る武門政治を一蹴し去り、天皇親政の發端に返へらねばならぬといふ意識の發生によつて、末世的日本に新たらしい血液が脈動し來つたのである。

然り、皇政維新の大流は、その大系において明瞭を極め、一點の纖塵をも止めなかつたけれども、之れによつて左右に動搖し東西に廻轉する、社會の事象は複雜を極めた。或る時には新舊いづれの勢力が大勢に乘じてゐるかが疑はれるやうな場合もあり、種々なる疑惑と憂慮と懊惱と煩悶とが、相互に交錯して、前途暗澹を極め、去就に迷はざるを得ない時もあつた。いはゆる皇政維新論に關しても、諸說紛々たる有樣であつて、當時の人心においては、明治年間の異常なる發達が、彼等の面前に、皇政維新の聲によつて開展せられようとしてゐることを察し得よう筈はなかつたので、浮說相錯雜して、殆んどその歸趨を知らないくらゐであつた。

* * * * *

第一には、天皇親政ではとても、世の中は治まらぬといふ考へが、相當に當時の人心に重もきを爲して居つた。そは武門政治の起つたことが、明らかに皇政の失敗を語るものであり、その武門政治が七百年の久しきに亙つて國民生活を健實に維持したことを、動かすべからざる現實の力と考へるところから來てゐる。第二には薩・長が天下を簒奪するのであるとの考へである。それは幕府若しくはその親藩の人によつて、最も鞏固に信ぜられた觀念であつた。第三には領土觀念の上に牢乎として拔くべからざる一種の觀念があつた。それは諸藩の所領は領主が幕府より貰ひ受けたものであつて、領土は領主の私有に屬するものであるとの考へであつて、この領土の私有

觀念が、皇政維新に對する一つの大いなる支障となつた。第四には君臣の恩義に對する觀念で、主從道德の强い意識が、德川氏に對する奉公心となつて現はれ、武士道の精神が、君臣よりも主從に偏傾したものとなつて成長した結果が、皇政に不臣を懷くの心となつて現はれてゐたのである。

其他、如上の根幹から發生したところの、枝葉の觀念なり信仰なりが、いろ〳〵に交錯したが、これらの考へは、今日から見ればこそ一笑に附せらるるものであれ、當時においては、上下を通じて一樣に持ち來されて居つた、通有の不安であつた。明治に至つて書かれた、舊幕臣の著書などに『幕府の遺臣、何某識』と明らかに記してあることによつても、明治の時代となつても、まだ〳〵皇政維新の眞精神が會得されなかつたことがわかるのである。

稱して『幕府の遺臣』といふのは、舊幕時代から明治時代へ殘された德川氏の遺臣であるといふ意味を表はしたものであるが、かくの如く稱する心理には、舊幕から明治へ變つたといふことは、源氏が北條氏に變はり、北條氏が足利氏に移つるといふのと同一に考へてゐたことを表明してゐるのである。支那において『宋朝の遺臣』といつたり『明朝の遺臣』といつたりするのと同樣の心持ちであつて、我が皇政維新に對する無自覺さが思はれるのである。

明治維新の眞精神といふものは、豐臣氏が德川氏に變つたといふやうな、爲政者の更迭ではなくして、實に我が國體の本體への還元であつて、凡べての人が、武門の制限、幕府の束縛から放れて、ここに眞乎日本人として

の立場に立ち返へつたのであるからして、そこに『遺臣』なるもののあり得やう筈はないのであつて、又た『遺臣』といはねばならぬやうな氣持ちが、存在しよう筈はないのである。

最も學問あり、識見あり、思慮ある、いはゆる有識者の間においてさへ、皇政維新の大義が、かやうに呑み込めずにゐたくらゐであるから、それ以下の群民の間に、種々さまざまなる憶説が流行したのは、決して怪むべきではない。

【七】皇政維新の大義名分（二）

米澤藩の『名義世運論解』

併しながら、これらの晦迷なる思想を排拭するに足るだけの、明快なる思想者が、決してその當時において無かつたではない。勤皇派に屬する公卿等の文書や、復古主義に據る薩長諸藩士の建言書等の中には、實によく我が國體の神髓を道破し、國民の據つて以つて進むべき、大方針を明示したものが少なくない。

抑ゝ勤皇の士が勤皇を論ずるのは固より當然であつて、敢へて取り立てて論ずるまでもないが、その他の諸藩の中においても随分明快なる判斷を下して居つたものが少なくない。その一例を擧げると、米澤藩の名義によつて慶應三年「丁卯」の十一月ごろと思はるる時に發表された『名義世運論解』のごときがそれである。

此の一文は何人の手によつて起艸されたものであるか、その筆者の明らかでないことは、太だ遺憾であるが、その內容に至つては、實に千古の卓識といふべきものであつて、著眼の非凡なる、批判の明晰なる、主張の卓越せる、論斷の透徹せる、當代稀れなる大文章であるといはねばならぬ。以下逐次その全文を摘錄しつつ、且つ之れに批判を加へて見よう。

『世運論解』の全文は、一名之を『復古論』と稱し、之れを九ケ條に分つて記されてゐるが、その第一項には實に次の如き卓見が示されてゐる。

復古論〔名義世運論解〕

一俗論家曰、王政にては世は治らずと、是は時勢の移變に眼をつけず、何時も世の中は、同じものと思ひ居る人の云ふ言にて、無心とも、無眼とも云ぺし。其由來を少しく論さん。先づ神代は差置き、人の世となりて今に至るまで凡二千五百年、其內、武家にて政を執りしは、六百八十年にして、其餘凡二千年は、悉く王政にして、武家の政事に非ず。然るを王政にて治らずといふは、元弘の頃、一度王政に復して、又程なく足利に權を奪はれ給ひしをいへるなれども、實に無識の論談也。元弘の復古は、上の思召より出來たる事にて、下萬民の心より起りしにあらず。此故に上の思召聊動きて、忽ち武家の政道となれり。然るに此度の復古は、右に反し、萬人元弘の覆轍を恐れ居るが上に、草莽より勤皇の論起り、最初は浪士より始めて、藩士に

及び、藩士より大夫に至り、大夫より君侯に及び、遂に草莽の發起盡力により、日日盡大になり、自然に復古したるなれば、萬が一も、上の思召は變ずるとも、下萬民の心が變ぜざれば、武家に政道の戻るべき道理なし。況や近來の形勢を見よ。能く治め得たりや否や。日日に亂れ果たるにあらずや。

此の一章は、復古論の由來に關して、大鐵案を下したもので、その識見の透徹してゐることには、唯々驚嘆の外はない。武家政治が僅かに六百餘年に過ぎないのに對して、皇政が二千年の久しき間、國民生活に密接してゐたといふのは、日本建國史に對する正しき理解と、その神髓に對する明らかなる把握とがなければ、觀得し得られない史觀である。

更に元弘度の中興と、慶應度の維新とを對比した一段は、正しく卓絶せる政論である。上より起るものは、往往にして、上より崩解するの恐れがあるが、下より起つて上に及ぶものは、その根柢が大多數の基礎の上に立つてゐるから、下萬民の心に變動の生ぜない限り、必らず成るべき運命にあることを論じてゐるのは、何といふ卓識であらうか。

次いで世論の蒙を啓くべき一條を示して曰く、

一又曰。王政に復するを名として、其實は諸侯が天下の政權を奪はんとするならんと。是ぞ實に、見込違ひの根基なり。其故は根元草莽より起りて盛大になりし事なれば、假令諸侯は何と思はるるとも、決して自由にならざるなり。

此の一章は、世上にいはゆる『薩長天下簒奪論』に向つて、大鐵槌を下したもので、維新論の大眼目も、亦た實に玆に存してゐるのである。

皇政維新と殊勝らしく唱へてはゐるものの、薩長の肚は、實は皇政の名において德川氏の天下を奪ふのではないか。といふの思想は、慥かに一つの大いなる流れを爲して居つた。『世運論解』の筆者は、如上の觀察が維新論における根本的誤謬なることを指摘し、『維新を成し遂ぐるものは、二三の諸侯ではなくして、實は全日本國民である。故に諸侯に若し異圖を蓄はふるとしても、その諸侯すら、自然に開展して來る國家的革新の大勢を、どうすることも出來ないのである』といつてゐる。これ實に寸毫も動かすことの出來ない。維新論の根軸である。

*　　*　　*　　*

一方今諸侯の領地は、幕府より賜へるものとし、或は幕府と君臣の義ありと、公然として談ずるものあるは笑止なる事なり。如ㇾ此云ふ時は、幕府をも其君をも逆罪に陷るるなり。其故はいかんとなれば、尺土も王土ならざるはなく、一民も王臣ならざるはなし。剩へ此皇國を天朝より幕府に賜ひし事なし。然るに萬一、此王土を私領とし、王臣と私に君臣の義を約するは、叛逆なり。抑賴朝に天下の總追捕使の勅許ありし以後、私に盜み領し來れるを、足利以後、代々の將軍、其盜物なるを知らず、持傳へしものなり。然れば今日の領地は幕府より諸藩に分ち預けられ、且王民をば、其從屬とせられしとする時は、幕府の事業も美なるべし。然るに領知は幕府より賜へりとし、幕府と君臣の約ありとする時は、君侯のみならず、幕府にも叛逆の汚名を蒙

むらしむる也。況や官位は朝廷の賜物なれば、官位の號ある人に至りては、猶更王臣に混れなし。誰の臣とかせん。

此の章は領土私有の觀念の誤まれることを說き、且つ君臣の義が、主從の義と混同すべきでないことを明らかにしたるものである。

往年筑前の平野國臣が、生野の銀山で擧兵せんとした時、鄉友に與へた書簡に『君臣は天地の公道、主從は後世の私事かと發明仕候。天朝立ちて各藩立ち、神州ありて各國あり。奚ぞ其末に泥んで其基本を助けざらんや』〔第四卷、參照〕と喝破したのと、全く同一思想に由來してゐるものである。就中領土觀念を說いてゐる一段は『普天率土王臣王土』の信念を明らかにしたもので『若し領土を以つて、幕府及び諸藩の私領であるとするならば、それは正しく王土の簒奪であつて、將軍をも主君をも共に却つて叛逆者とするものである』といふに至つては、何たる快明なる批判であらう。

一又云、幕府六百八十年の恩を忘るべからずと。實に尤なる言也。然れ共如斯にては朝廷二千餘年の大恩を何とかせん。又もし六百餘年の間は、朝廷なしといはゞ、其前二千年の大恩をいかにかせん。もし世上の人、悉く幕府ありし後に出來て、其前には父母なきものならば、六百餘年の恩といふ共然るべし。如レ此、萬事を狹小に見る時は、扶持米を渡す役人を、恩人といふに至るべし。

いはゆる君恩と主恩との、廣狹を明らかにしたのが、此の一章である。その着眼點の高邁にして明徹なること

他に殆んど比類を見ない。

一今度、朝廷御新政の御所置を伺ひ奉るに、瑣末の事迄悉く列藩に御下問ありて後に、決し給ふ。其公平御至當なる事、予等が言をまたずして知るべし。其本は、必ず薩・長・土を始め、周旋諸藩の盡力より出る處なるべし。然るに第一此公平を亂さんとするものあらば、忽ち滿天下の蜂起となる事必定也。

皇政の名における新政の第一義が、至公至平なる公議にあることを看破し來つてゐるのは、明らかに當時の大勢的輿論を代表してゐるものと看做して差支ない。皇政卽公平と見るところに、動かすべからざる卓識が存する。故に若しこの公正なる輿論を亂すやうなことがあれば、國家は忽ち化して土崩瓦解となると戒しめてゐるのである。

【八】皇政維新の大義名分（三）

封建政治より天皇御親政へ

一如レ此、草莽下賤より事の起り初めしは、何故ぞ。水戸光圀卿以後、世上に名義を論ずること盛になり、近頃幕罪二百ケ條など唱ふるに至れり。然るに外夷の事より、積憤僅に發して櫻田、坂下、東禪寺等の事起り、次は大和、但馬の事におよび、其次は大平筑波の事件となり、又其次は、長州の三大夫より、追而は長防二州となり、今は西國諸藩となる。其時時、幕府の所置は嚴重にて、最初水戸の數人を殺せば、櫻田前後には數

十人となり、大平筑波の數百人を殺せば、數千人となり、竟に長防兩國數萬となりて、今や威力を以て制し難し。今度西國諸藩にて、萬一復古の事を遂げずば、また東南北の諸國も起るべき勢ひ也。其根元を見れば名義上に暗く下に明なるによれり。然れば、此後一度も二度も、若、幕威を張ることありても、又三年ならず、復古すべきこと、更に疑なし。

封建意識の崩解によりて、自然に起り來つたところの、國政改革運動としての反幕運動が、次第に勢を增して來た事情を說明して、實にその摘要を得てゐる。一人を殺せば十人起り、百人を殺せば千人を生じ、萬人を敵とすれば、全國民の反抗を受くると見てゐるのは、實に稀れなる高見である。『大義名分が上に暗らくして下に明らかであれば、幕府たるものは倒れざるを得ない』といふに至つては、直前に聖哲の名訓を聞くの感あらしめる。

一東北の諸藩は、西國の如く義勇の氣なしと。是も又著眼なき也。既に水戶、野州は東國にあらずや。此後一激發あらん時、初めて其徒、睡りをさますべし。

右のごとくなるが故に方今の情態は、名義上より見ても、時勢より見ても、何れ名分大義に從はざれば、內外の變を生ずべし、內外の變は、自己の心より出來る也。

天下の大勢は、大義名分によつて移るのであつて、決して二三の諸藩の私的運動によつて變はるのではない。故に若し西國諸藩の運動にして一度び挫折するやうなことがあり、爲めに皇政復古の事業が蹉跌するとしても、必らず之れに代るものが起つて、維新の大業を成就するに相違ないといふのである。

一富國强兵ならん事を願はば、世事に關係すべからずと。甚然らず。薩・長・土の如き、專ら天下の爲に盡力して、惜むことなし。其費用の莫大なる、人の知る所也。然して此三藩は、日日に富國强兵になり、其他の諸藩の大方窮迫なるは、何故ぞ。右の三藩は、君臣共に名分大義を主とする故に、上下人心、合同して財用の出入、其他の諸件も、同じく盡力するを以也。兎にも角にも、大義名分を主張せざれば、君臣合體は決して出來ぬ事なり。

尊奉すべき　至尊を尊奉するは、是名分大義の正なる着眼すべし。

古今に通じ、東西に照して、一點の疚ましきなき、大義名分に由つて行動するのでなければ、決して大衆を率ゐることは出來ない。と斯く論ずるのである。薩・長・土の諸藩が、他に率先して多大の財用を費やし、少なからぬ人命を失つてゐるにも關はらず、却つてその國が富み、兵が强いのは何故であるか、それが一に大義の主張において、勇往邁進するにあるからだとしてゐるのは、誤まらざる智見である。

一如レ斯なり行くべき事を、水戸烈侯は、早く察して、幕府を諫められしに、用ひられず、却て罪せられたり。幕府を諫めしは、烈侯のみならず、長州以下諸侯、數多ありしが、皆用ひず、却て仇とせり。是衰微の本根也。眼をつくべし。

一抑ゝ烈侯以下を罪したる閣老たちも、德川家の爲を思ひしにはあれど、今より後世になりて見る時は、其閣老をば趙高・李斯が類と云ふべし。決して德川の忠臣とは云ふまじ。甲州の跡部・長阪も、武田家を滅して

其身も共に滅びんとは思はず、随分主家と共に榮華を願ひしなるべし。然りと雖も、其君勝頼まで、愚にして、後世まで憎まれ、誹らるる事を知らざりしは、俗眼なりし、過失也。大坂にて豊臣家の大野なども、似たるものなり。

右世上の形勢は、予等の考按に非ず。今まで移り來りし實跡を記したる也。

『世運論解』は之れを以つて完了してゐるが、そのいふが如く、机上の考按でなくして『實跡』であるところを、斯くまでに看破し得たことは、幕末文献中の異數なる卓見であるといはねばならぬ。

如上の一文を讀んで、驚嘆すると共に、この驚嘆すべき思想を渾然として一身に融合し、維新の大成に邁往した人物が、實に我が西郷南洲であつたことを思ふに至つて、更らに深く、南洲の人格の偉大さを、思はざるを得ないではないか。

【附記】 右に引用したる『名義世運論解』は、諸書に異同あり。必らずしも一定してゐないが。今は刊本『復古論』によつた。後に『第二復古論』が同一形式で刊行されてゐる。内容は十箇條より成り、大體において前編の補遺と見るべきである。各國公使參朝の可否、人材登用下情上達、天璋院並に靜寛院宮に關する處置、會津桑名に就て、東國の長と西國の長との强弱論、西洋と日本との國風、廢佛に就て、紙幣發行に就て、天下治亂の要等に關して特立の意見を示したるものである。元版には『活板不許賣買』と刻してゐる。

第二章　江戸の動搖と薩邸燒討

【一】江戸城中心の形勢（一）

幕府派の三潮流

翻つて幕府派の大勢を見るに、德川慶喜が二條城を撤退して、大阪城に據つて以後は、固よりその中心勢力は大阪城に在つたものと解せねばならぬ。併しながら、大阪城は前將軍の存在地として、之れに前守護職、所司代及び隣接諸藩の勢力を集合したといふに止まり、いはゞ出先きの本陣といふべきであつた。舊幕府の勢力を觀するときにおいては、何としても江戸城を中心とする根幹的勢力を無視することは出來ない。

戰時狀態に比擬していへば、大阪は大本營で、江戸は留守師團といふ形であつた。大阪城には前將軍を始め、閣老を擧げて茲に集中せられてゐる以上、固より幕府の中心は大阪にあるものとせなければならぬが、德川氏二百七十餘年の據城としての傳統と威容とを具へてゐる江戸城は、形式的であるとはいつても、幕府の本源地として、之れを等閑に附することは出來ない。如上の如く、二個の中心點を有して居つたことが、當時の幕府派にとつての一つの大いなる釁隙であつたことは爭はれぬ。

大阪の意志と江戸の意志とが、對時局の政策において、著るしく背反するものがないにしても、京阪地方における新消息が江戸に通ずるまでには、當時相當の日子を要した。故に江戸城においては、單獨的行動を執ることが出來ず、大阪よりの報道を竢つて、新事實を知り、之れが對策に關しては、一々大阪在閣老の意見を徴せざる得なかつた。意志の疏通を缺ぐの事情もないではなく、大阪における閣老の態度を因循なりとする一派の人人の間には、寧ろ却つて江戸において事を擧げんとするものを生じつつあつた。後日薩州藩邸燒討の事變を生ずるに至つたのは、全くこの二重中心の餘弊であつたと見られる。

抑ゝ大阪たると江戸たるとを問はず、乃至は諸藩たるとを問はず、當時の幕府派に屬する人々の間には、凡そ三個に區別される意見があつた。即ち、

一、皇政復古は薩・長氏の奸策であるから、此の際斷乎として之れを撃滅すべきである。

二、今日我れより事を起すのは、却つて薩・長の奸謀に陷いるから、隱忍自重して力を備ふべきである。

三、皇政復古は皇國の大變革であり、假令薩・長に私心あるも之れに迷はず、恭順自重、皇政に盡すべきである。

以上三說の第一說は幕臣一般の感情で、此の感情が薩邸燒討ともなり、鳥羽・伏見の戰爭ともなり、降つては上野の戰爭、東北諸戰、箱館戰ともなつて行つたのである。第二說は多少時狀に曉通するものの觀察で、大阪においても江戸においても、閣老級の人々は、多く此の說を持して居つた。大阪城中の板倉伊賀守、江戸城中の稻葉美濃守を中心とする一派が、概して自重主義論者であつた。第三說は即ち勤皇論であつて、これは寥々晨星の如

きものであつて、勝麟太郎、大久保一翁、山岡鐵太郎の如きあるのみに過ぎなかつた。併しながら、これこそは眞に活眼達識の士といふべきであつて、其人こそ少なかつたにせよ、官軍東下の後、靜岡會見となり、品川對決となり、大勢において徳川氏の末勢は、この第三説主張者によつて救はるるの幸ひを得てゐる。

之れを思想・感情の上から觀察すれば、第一説は主從の義心に發して居り、大勢を誤まるにしても、武士道精神の烈烈たる發現を示してゐる。第二説は所謂當局者の立場においての觀測であつて、流石に老練たるものがあり、東西の事情を知り、薩・長氏の心術を洞察するものにおいては、確かに此策に出づるの外はなかつたであらうし、又た此の策に出づることが、最も賢明なる態度であると思はれたに相違ない。前將軍慶喜の心情も、結局此の第二説の中に包含されるものであつたらうと思はれる。併しながら、それ丈け外觀は因循姑息に見え、第一説者からも、第三説者からも、同樣に面白く思はれず、板挾みの形となつて、最後まで窮境に立ち續くるの外はなかつた。

【三】 江戸城中心の形勢（二）

閣老の出兵と勝の反對論

却說、京都の事情は、大凡そ四五日から七八日の間を置いて、江戸に通ぜられつつあつた。十二月九日（舊曆

三年〕の復古令の渙發から、會津・桑名が守護職、所司代を解かれた事情やは、刻々に板倉〔勝靜〕その他の閣老等によつて、江戸に報ぜられつつあつたが、京都變革及び慶喜大阪下城に關する事情が、最も明瞭に報ぜられたのは、十二月十四日附を以つて發せられた板倉の書簡であつた。〔書簡全文は第四卷四七九頁に引用しあり。參照を請ふ〕

如上の書簡は、慶喜二條城撤退の事情、並に四圍の形勢を述べ、加ふるに此間に處する閣老の所見をも披瀝したもので、最もよく慶喜左右の事情を明らかにしたものであつた。要するに前掲三說中の第二說の立場にあることを察すべく、萬一の事があれば決戰を辭せないものであるが、我れより事端を啓くことは、愼戒を要するとの語氣は、文裡に脈脈として動いてゐる。

隱忍自重論とはいつても、結局は萬一の戰爭を豫期してゐることにおいては、第一說と何等の相違はないのであるから、固より兵備の充實を謀ることとは、當面の急務であつた。此の點において大阪方の兵備は、頗ぶる手薄なものであつた。殊に諸藩の形勢は、多くは日和見なのが多く、當然幕府の賴みとならなければならぬ譜代諸侯すら、兎もすれば復古論に傾むく形勢があるので、一層大阪兵備充實の必要があつた。

故に板倉は、慶喜が二條城を撤退する前日、卽ち十二月十一日〔慶應三年〕書を江戸に送つて、急速に出兵方を命じ來つてゐる。

板倉勝靜より江戸在閣諸老に贈れる書　〔慶應三年十二月十一日〕

以二內狀一致二啓上一候。然者、國事逼迫危急之事情、中中筆紙に難レ盡、右に付而者、何時兵端相開候も難レ計、實に至切之御場合に付、兵隊其外、左之通、寸時も早く、御差廻し有レ之候樣、いたし度候。

一歩兵　四大隊程　一騎兵　二小隊程　一大砲　二座　一御軍艦　差操出來次第一艘も餘計之方

右委細之儀は、御目付遠山修理亮え申含、差下し候間、篤と御聞取可レ被レ成候。此段火急御用向申進度、軍事戒嚴之場合、代筆を以、不二取敢一如レ此に御座候。以上。

此の書簡は、越えて十二月十四日、江戸城に到著したが、更らに十二月十四日附を以つて、板倉は兵艦派遣方を急報して來た。その文に曰く、

板倉勝靜より兵艦派遣の急狀　〔慶應三年十二月十四日〕

先便申進候、兵隊上坂之義者、早早御取計被レ成候樣存候。至急差切之義に御座候。當節之形勢に付而者、佛傳習教師之內、半分早早上坂仕樣、御沙汰に御座候。人撰之義は其方に而、御取極被レ遣候樣との事に候。

一、モニートル亞國より著船候はば、右乘組之士官等、其儘御軍艦方屈强之人物乘組、早早播州え相廻候樣、御取計可レ被レ成候。此段も申進候樣、御沙汰に候間、此段申進候。餘は讓二別紙一早々不一。

十二月十四日〔慶應三年〕　伊賀守〔花押〕

縫殿頭殿〔松平乘謨〕

兵部大輔殿〔稻葉正巳〕

相次いで大阪からの急狀に接したので、江戸城においては諸侯合議の結果、傳習砲兵二座、騎兵三小隊、歩兵二大隊を組織して上阪せしめ、猶ほ在江戸の會津藩士の中からは、書生隊を組織して大阪に向はしめた。

この關東よりの出兵については、江戸城中において、全然、異論がなかつたかといふに、決してさうではなかつた。軍艦奉行勝安房の如きは、極力之れに反對をしてゐる。彼れは一種の勤皇論者であり、殊に大阪における行藏が、薩・長に偏傾するところがあるといふので、閣老に悦ばれず、一方幕臣からは、賣國奴のやうに非難され、當時休職の姿となつてゐたが、時勢默するに忍びずとして、十二月十五日〔慶應三年〕意見書を艸して、稻葉美濃守に提出した。〔勝の上書、第四卷五三三頁にあり〕

勝は流石に大勢眼を有し、且つ兵を動かすに大義名分を以つてせんとしたのであつて、何といつても彼れは當時江戸第一の卓識家といはねばならなかつた。併しながら當時の江戸城中には、一人として彼れの卓言を認め得るものはなかつた。勝がいつてゐるやうに、『今日の諸侯伯の中、語るに足るものは將軍慶喜公一人のみ』であつた。

勝の進言は、何等江戸城中の輿論を動かすものとはならず、出兵は斷行された。勝の日誌に、曰く、

海舟日誌〔慶應三年十二月十五日〕

此書付、閣老稲葉殿上達を乞ふ。然るに諸官、我進退を疑ひ、たへて事を明さず、其上達如何を辯ぜず。東都之諸士憤激して、唯上國に兵を送るを以て大策とし、是を支止する者は逆臣なりといつて、其勢當るべからず。然りといへ共、今日に當て、是等之愚懵と同敷、其說を共にせん哉。云々

と認めてゐる。勝は必らずしも薩・長に向つて戰ひを忌むものではなかつた。ただ彼れは終始名分を正さんと努めたのである。彼のいはゆる『鎭靜策』『戰鬪策』の二案は、そのいづれにしても、正正堂堂の論陣であつた。たとひ皇師の名においてするも、薩・長若し私慾を逞しうし、不正を擅ままにするにおいては、堂堂義戰の軍を張るに、何等躊躇するものではなかつた。ここに勝安房守義邦の面目は、躍如として動いてゐるのである。

後日彼れが江戸城の運命を一身に賭けて、官軍の東上を睥睨してゐた際、若し官軍の中に西鄕吉之助のあるなくんば、彼れは神謀祕策を以つて、如何に官軍を惱ましたか知れぬのである。當時江戸城中に勝を知るものがなかつたことは、德川氏にとつて大きな損失であつた。

【三】 勝安房と榎本武揚

野に咲く一片の花でさへも、見る人によりて千差萬別の色を顯はす。花は固と一色、萬綠叢中一點の紅を點ずるに過ぎないが、之れを見る人の心は一人として同じきはなく、異なれる心に隨つて、幾様にも映じ來るのである。況んや急轉の事變を觀ずるに當つては、時により處により、人により位により、思想により感情により、豐に

多の異なれる觀察を生ずるのは、又た實に避け難きところである。斯くの如きに當つては、卓然として時勢の上に超立し、能く大勢の赴くところを察し、純理の存するところを提へ、眼前目睫の事象に動搖せざるの大卓識を備ふるものでなければ、千古に照らして誤まらざるの大道を踏むことは出來ない。

勝海舟の如きは、當時幕下の士によりて、賣國の醜賊なりとして罵しられたけれども、高眼明識、靜かに大勢の推移を察し、澎湃たる維新の大波濤に棹して、能く徳川氏をして寄るべきところに寄らしめたのは、實に拔群の卓識家といはなければならぬ。

榎本釜次郎の如きは、等しく徳川氏の爲に忠誠なること、勝と對比して何等の遜色を見なかつたけれども、彼れは眼前の小事に憤ふるの甚だしくして、却つて大勢に逆行するの道をたどりつつあつた。榎本は慶應三年十二月一日より十一日まで、京都に滯在して四邊の事情を探索しつつあつたが、同十四日、開陽丸船中より一書を裁して之れを勝に送つてゐる。此の書によれば、彼れの見解は遂に薩・長に囚はれ、更らに一段の高きに登つて、國家の大局に著眼するの明を失つてゐることが分かる。

榎本釜次郎より勝安房守に贈れる書　（慶應三年十二月十四日）

以二順動船便一、走筆寸楮奉二拜呈一候。然は目今天下形勢、實可二痛哭流涕長大息一事に御座候。其顛末、並一二之管見を申上候得共、とても難レ筆候間、其大略を擧、左に申上候。

榎本は筆を九月の大政返上當時に起して、爾來薩・長及び會・桑を中心とする兩勢力の對峙せる事情を叙べ、『京師一圓、戰場之如く、人々不二自安一、尤時勢の是迄過候を、當路之外者、更に知る者なきを以て、驚駭尤甚しと云』といひ、更らに筆を進めて次の如く記してゐる。

同　上〔同　上〕

此時在京之諸大名は如レ左。

薩　土　藝　長　紀　尾　會　桑名　松山　大垣　藤堂　伊井　榊原　越前　加賀　因　備

○印は君侯自身に來らざる者、小大名略す。

此内、我徳川氏方之者は、會・桑は申迄も無レ之、井伊・紀州・藤堂・大垣・加賀等は、皆國力を奮ひ我を助くると云。土州・越前は中立不依と云。因・備は勿論、長・薩之手間取と相聞、嗚呼、我徳川氏之兵の、前之頼母敷諸侯之兵を逆算する時は、薩・長・土・藝等に大凡三倍す〔註〕此の四藩の兵、並せて六千許〕去十一日〔十二月〕は、御所にて議論有レ之、土州彌暴發家にあらざる事判然、長も少敷氣作せし樣子ありと云。獨薩は依然不軌を圖ると云、此日大君〔慶喜〕は御參内無レ之、而して其議論と云は、左之事情を定められん由。尤是は未だ天下に公にせず、極内々の事と云。即如レ左。

攝政　幕府　守護職　所司代　傳議兩役御廢止　總裁　議定　參與之三職を御役に相成、萬機天子自ら被二

聞食、總裁有栖川宮、議定は仁和寺・山階・中山・正三・御門・尾州・越前・薩・土・藝。參與は大原・萬里小路・長谷三位・岩倉・橋本首(はじめ)、前五家之藩士三人宛。

一、備前文之割振、甚不公平に相聞候へども、我德川氏は如何相成候事に哉、一向相分り不レ申、物情如レ沸に御座候。小生事、當月朔日より去十一日迄上京致居、傍聞仕候處右之通に御座候間、此段尊公而已を限り、申上候儀に御座候。こはき世の中、我輩之如き者、妄言見族之秋も不レ可レ知候間、呉々も御覽次第、火中奉レ願候。區々之寸衷、奉二申上一度候得ども、紙筆(しひつ)に盡し難を如何せむ。

十二月十四日〔慶應三年〕夜開陽艦中にて認

榎本釜次郎

勝安房守樣　侍史

榎本は何處までも『薩長不軌を圖る』といふの見地に立つて、京都の變革(へんかく)を觀察してゐるが、榎本と同日、京都に著した佐倉藩士、西村泊翁の記錄するところによれば、西村は全く榎本とその見解を異にし、『江戸にて想像せしと同じからずして、德川家は全く其勢力を失へるを悟る』と認めてゐる。『泊翁往事錄』にいへるところによれば、大政奉還後における、江戸城内にありての、諸侯の意見を知ることが出來る。

泊翁往事錄〔慶應三年〕

十月二十日〔慶應三年〕在府の東北諸侯、及其重臣は、江戸城に召され大將軍政權返上の事を、閣老より演達あり。東北の諸侯、多くは京都の事情を知らず、是を聞て愕然たらざる者なし。或は大將軍の輕率なるを憤慨する者あり。或は譜代諸侯に一應の諮問なきを怒る者あり。十一月三日〔慶應三年〕紀州藩の家老水野氏、〔痴雲〕更に主人となり、諸侯の重臣を聚めて諭告する所あり。余も佐倉藩臣として其席に列し、且熟考するに『大政返上、其事情の如何は料り知るべからずと雖、勢已むを得ざるに出るならん。即、薩・長・土諸藩士の謀計に出でたる也。今德川氏の勢力を回復せんと欲する者、其志は嘉すべしと雖、其力の海内を統馭せんこと、已に不能なり。則、政權を朝廷に返還するは、頗其當を得たり』といふべし。然れども、更に一轉考すれば『此時、猶三家・親藩・譜代の諸侯を合する時は、其封土、全國の半に及ぶべく、奮發呼號せば、薩・長・土の奸謀を破ぶること、亦晩きに非ざるべし。則、無策と稱して口を箝むも、又忠義に非ず』と。因て余は私に一策を畫し、之を水野氏に致す。而も十二月朔日〔慶應三年〕予京都に到着、其形勢、江戸にて想像せしと同じからずして、德川家は全く其勢力を失へるを悟る。但し、薩人旅宿の隣家近傍には、必、會津人の居あり。二十餘萬石の中藩を以て、七十餘萬石の大藩に當らんと欲す。其志は壯たりといへども、其力の到底及ばざることを如何せん。』云々

同じく德川氏を思ふ者でありながら、西村と榎本と、同日同時の觀察において、斯くの如く異なるものを示してゐるのは、全くその人の著眼と感情との異なるものあるに、由來してゐることを思はねばならぬ。

【四】勝安房の『憤言上書』

更らに勝海舟に至つては、別に一個の見識を有し、時勢の對策に確乎不動の信念を有して居つた。十二月二十二日〔慶應三年〕江戸城二の丸が炎上し、流言蜚語、紛々として起るに至つたので、勝は翌二十三日〔十二月〕登城し、老中に面會して、胸中の大策を披陳するところがあつたが、勝はその言の用ゐられないばかりか、寧ろその地位すら危うきものあるを感じたので、長大息を洩らして歸邸した。併しながら邦家の危急を考へ、主家の存亡を觀ずる時において、今や一身の浮沈を顧みるの時ではないと、彼れは斷然退職を請ふと同時に、左の『憤言上書』を認めて、之れを老中に呈した。その文に曰く、

憤言上書〔勝海舟稿〕

後來天下之大權は、門望と名令に歸せずして、必ず正に歸せん。私に歸せずして、公に歸するや必せり。何ぞ又毫も疑を存せんや。其速に一正に歸せざるものは、士大夫不學なると、鎖國之陋習に心醉すればなり。今世、外國往來容易に、下民四方に行く。爰を以て風化日に新に、從前之比にあらず。下民日に明にして、上昔日に晴らし。區内之紛擾、於于爰起矣。膠柱之陋法、如何ぞ能く之を御し、一靜を得るに足らむ。近五六年、天朝・幕府云々を以て口實とし、其間自ら隔絶の思を成す者、萬にして萬、上侯伯より下士民に

到る迄、京攝に奔走し、江都に周旋す。終に政府何者たるを知らず、恣に國是を定めんとす。是唯名分に迷目して、眞に國是を知らず、政名如何を深察せざるの誤なり。

夫政府は、全國を鎭撫し、下民を撫育し、全國を富饒し、奸を押へ、賢を尊、國民其向ふ處を知り、海外に信を失なはず、民を水火の中に救ふを以て、眞の政府と稱すべし。譬ば華聖氏（ワシントン）の國を建るが如く、天下に大功あつて、其職を私せず、靜撫宜敷を失はざるは、誠に羨望に堪へたり。威令の行はれざるは私あるを以てなり。奸邪を責むる能はざるは、己正ならざればなり。豈唯兵之多寡と貧富に因らむ哉。此故に云、天下の大權は、終に一正に歸すべしと。

當今區内奸者あり、陋習者あり、大私者あり、聚歛者あり、怨憤者あり、紛々擾々、其向ふ所を知らず。不レ知此數者は、皆後來の脚式豪傑を出だすの襯衣、是を驅ること能はず、是を廢する能はざる者歟。我議ありといへども、亦辯ぜず、識者は必らず是を察せむ。

都下之士、西國侯伯之、其己之說に隨がはざるを惡み、或は疑て叛ことを恐る。殊に天下之大勢を知らざるによれり。侯伯叛て不羈を謀るは、決て其志達すべからず。況哉、今侯伯中俊傑なし。皆小私を懷きて、公明正大を忘るに似たり。一朝激して叛せば、其下又其主に叛せん。大侯伯之恐るるに足らざる、我明に是を知る。然るを察せず、群羊にひとしき小侯を集めて、是に當らんとす。自、瓦解を促がすなり。何ぞ隨成る哉。集合益多して、彌益なし。終に同胞憤爭之基を成す歟。將下民をして離散せしむるに過ぎざるべし。若夫、

後來侯伯を制する者は、草莽空拳徒中に興らん。驛長に有ざれば、草鞋を取るの人なり。今之侯伯士夫は、其職收まらず、坐して人職を受くるの徒、生ながら垂衾、其從事する所の者もまた、空拳不レ耕不レ識、其活計を下民に取る。猶足らず、重賦して民之膏血を吸ふ。主宰之職、何れに在るや。人心之離散、日を卜して知るべきなり。唯一名分之未だ破れざるを以て、瓦解に遲速ある而已。深慮して思はざるべけむ哉。

拾數年前、景山公、不世出之資を以て尊王攘夷之大術を主張し、士夫數百年之大睡を一破す。此時上者、其說を大にして根底なく、終に戰爭に及ばむことを恐れ、半途にして破れり。是よりして天下紛擾、其非をいふ者比々として不レ絕、是其識の小にして、其術數を測る能はざるがゆへなり。凡術數半途にして破れば、其害も少からず。害の生ずる、說者の罪にあらず。半信半疑、悠々不レ決の罪なり。亦何人を咎めん哉。此後天下に大識者なく、區々として其說に醉ふ。また醒むる者なし。況哉、開鎖異同を論ずる者は、規模ますます小、今日に到ては、又會議政府之議あり。靜に考れば、邦人其識の開くる所、自明にして、生ながら以て後來を占するに足るべし。今より後、邦人識量益進まば、是を統ぶるに大正を以てし、權謀によらず、誠實高明ならば、拱手して天下を一新すべきならず歟。

士夫之世に立つ。上天職を奉じて、萬民を撫育し、國家鎮撫を輔弼す。よろしく其任たるべし。然るを不レ察、戰は必敗れ、泰平之生活、其祿を以て足れりとせず、重賦聚斂、民を困しめ、猶市民に債を乞ふて、今日を送る。官に在る者は、其己に佞するを擧、己に逆ふを遮忌む。今哉、君上〔慶喜を指す〕絕世之姿、雖大卓識

を以て、天下を匡正せんとす。然るを不レ察、區々として私心を挾み、其雄大を憚る者のごとし。殊に憤激悲歎に堪へざる所、希くば私心を去て、公平の亮察を仰ぐ而已。　海　舟　狂　夫

海舟の著眼の、如何に高遠正大なるかは、如上の一文を讀むものの、等しく看得するところであらう。榎本が飽くまでも一箇德川氏の情誼に立脚せると、海舟が廣く國家の見地に據れるとの差は、當時において既に相敵るるものがあつた。後年勝が西鄉と和するに當つて、榎本が飽くまでも五稜廓に據つて奮戰したる、兩者心境の相異は、抑ゝ亦た遠く由來するところがあるのを忘れてはならぬ。

【五】江戸市中の賊徒横行

朝比奈閑水（甲斐守昌廣）は當時町奉行を勤め、外國總奉行をも兼ねてゐたが、彼れの手記せるものの一端に、左の一說を傳へてゐる。

朝比奈閑水手記（慶應三年十二月）

慶應三年（丁卯）十月の頃より、江戸市中、強盜富豪の家に侵入、江戸府內を騷がせたれば、其出所を搜索せしに、此七八或は十人餘の盜は、三田薩州邸より出づると分りたれども、如何せん、此頃の町方與力・同心等は、皆軟弱の輩のみにて、此盜を捕縛するに躊躇せしかば、酒井左衛門尉（莊內藩主）をして、市中を廻た

るも、全跡を斷たず。云々

と記してゐるが、此の賊徒の横行は、頗ぶる考察を要するものがあり、且つ之れが動機となつて、遂に三田薩摩藩邸の燒討となるに至り、討幕の機を早やむるものともなつたのであるから、その內狀に至つては、精査を要するものがある。

當時の薩藩邸は、單に薩藩士の屯所であつた許りでなく、曩に板垣退助によつて引率せられてゐた、土州藩の浪士もあれば、長州浪士もあり、其他諸藩の勤皇浪士が、常に出入してゐたので、一種の浮浪團の根據地であるかの觀をも呈してゐた。抑ゝ浪士が薩邸に聚合した理由は、固より東西相應じて、勤皇の運動を起さうとするにあつたが、中には本物の浮浪の徒もあつて、盛に富豪を脅かして金品を掠め、勤皇の軍資を集むるものであると颺言したものだ。

又た小林玉晁の收拾記錄した『丁卯雜拾錄』に載するところの『東都風聞書』に、賊徒の横行によつて、江戸市中が、騷然たりし事情を記してゐる。

丁卯雜拾錄 〔小林玉晁編〕

『抑而江府不レ穩、小盜は勿論、四五十人に而、彼漢末之黃巾之賊に等しく、市中大家え押入、大金を掠奪仕候。淺草御藏前、坂淸と申藏宿に欠矢を以、表の戸を打碎、四五十人に而押入、古金二三萬兩〔慶長金と云〕

奪取し由。其外芝・日本橋・兩國邊、或は泣〔淀？〕橋角吉と申、質店所々に押入、二千三千之金子を掠奪、船に而逃去し由。町方與力同心等嚴敷穿鑿有といへども、先般御變革にて、過役御廢しに相成、町方同心等をも、被減し、右に准し候小吏迄、被ニ相止メ一候付、大小盜、多く探索方も不ニ行屆一よし。然る處、酒井侯〔羽州莊內〕附屬之中に、小林組と申頭に、小林登之介と申、希世之豪傑有レ之、當時桃井俊藏歟、小林登之介歟と申候。神田於玉池に住し、寄宿之門人も多く有レ之候。然る處右之者所爲成よし、探索に及といへども、容易に難ニ召捕一町方役人より、內々酒井家へ御賴に相成、酒井家より深夜に數十人打興、彼小林宅を取卷、寢所へ踏込、家內殘らず斬殺し、家內を展檢仕候處、坂淸にて奪取し、古金初、其餘數千兩有レ之候由。昨説には御座候へ共、專風聞仕候。乍レ併、未同類有レ之哉、今以、所々に押入申候。一說には薩州浪人共申候。恐多說には候得共、天璋院樣を奪取、軍用金を奪取し抔、種々之說、紛々致し候。追々召捕に相成候者も御座候よし。云々

如上はその一端に過ぎず、昨日は彼處の富家、今日は此處の豪家が、賊に襲はれたとの風說は、毎日のやうに傳へられたので、江戶市中の市民は、殆んど安眠を得ない狀態であつた。これが悉く薩州邸の浪士ばかりの所爲でもなく、本職の盜賊も、時を得たりと横行したには相違ないが、當時幕府側においては、根源は三田薩州邸にありと睨んでゐた。そして幕閣等は、此の暴擧を敢へてするは、必定幕府を誘發して、兵を擧げしむるものであると考へたのであつた。

【六】益滿休之介と西郷吉之助（一）

三田薩邸中心の浮浪團

當時江戸市中浮浪團の總本山と指目された、三田薩藩邸には、果して如何なる人物が蟠踞し、浪士を左右して居つたか。之れが中心人物が薩藩士益滿休之介、伊牟田尙平等であつたことは、隱れもなき事實である。而うしてこの益滿、伊牟田の兩士が、曩に西郷・大久保の內命を受けて、江戸に下つた事情から、世上種々の浮說が起り、益滿等をして江戸市中を劫掠せしめ、極度の不安を市民に與へ、幕府を煽動して、彼れより事を擧げしめようとしたのは、全く西郷の密謀に依るものであると傳へられた。此の說は今日に至るも尙ほその跡を斷たず、一部人士の間には、相應に信ぜられてゐる樣であるが、果して然りしや否や。益滿・西郷の關係について、少しく述ぶるところがあらねばならぬ。

抑ゝ當時薩藩邸に集まつてゐた浪士は、獨り薩藩士ばかりでなく、諸國の浪士が多かつた。就中その中心となつてゐたのは、曾て板垣が薩・土盟約を結んで歸國する際、西郷に托して殘して行つた中村勇吉・相良總藏・里見二郎等の浪士連であつた。慶應三年「丁卯」末に、盛んに狼藉を働いたのは、全く此の連中であつたことは、板垣の直話によつても明らかに知られる。

慶應三年〔丁卯〕五月、京都小松帶刀の邸において、板垣が西郷に會見して、討幕の盟約を結んだ時に、江戸に殘した浪士の處置に就いて、西郷に依囑するところがあつた。此の時の事情を語つた板垣の直話は、實に前稿『大西郷全傳』第四卷〔薩・土の聯合と西郷及び土佐藩士〕の篇中に詳述した通りであるが、是等筑波の殘黨が、白晝公然劫掠を敢へてしたといふ事情に就いては、板垣は別に次のやうに語つてゐる。

板垣退助の追懷談 〔明治四十三年九月〕

時に予が薩邸に托せし關東浪士は、自から氣を負ひ、勢を恃んで、白日四出、劍を鳴して橫行するに至り、中村勇吉先づ捕はれ、尋で里見某も亦捕はる。相良總藏、勇吉に代りて頭領となり、其徒約百五十人、一日出でて庄內藩の邏卒を擊つ。幕府之を怒り、庄內、鯖江、壬生、吉田四藩の兵を督して七曲の薩邸を燒討す。殺傷百餘人、これ慶應三年〔丁卯〕十二月二十五日の事にして、之が爲めに幕府は始めて討薩の命を下し、薩藩も亦竟に大に決する所あり。實にこれ維新革命の開幕第一劇たりとす。

然るに予は此間に在りて、西郷の討幕を決せざるが爲め、徒らに悶々たる際、偶々予の浪士闖匿の事顯はれ、淸岡平四郞、京師より書を島村衛四郞に寄せて、予の脫走を勸めしむ。曰く浪士闖匿の事、明々發覺し後藤も亦救ふ可からずと言ふ。乾氏〔板垣〕の身、正に急なりと。島村乃ち二三の同志と共に來り、其書を示して事甚だ急なり、今夜用居口より脫せよ。僕等先導を爲さん。一刻を緩ふする勿れと。予卽ち曰く、予今

既に西郷と擧兵を約す。徒らに一身の難を避くるは、予の屑しとせざる所、今、君侯の死を賜ふは命なり。願くば卿等予の志を繼ぎ、西郷・石川〔中岡愼太郎〕等と事に之に從へと。島村等、其志の動かす可らざるを視て、復た言はずして去る。時に西野彥四郎なる者あり。容堂の左右に在るの人也。亦來つて予を訪ひ、謂て曰く、足下方に危し、如何せんと欲するかと。予應て曰く、予は既に京師に在て一たび死を決し、石川等の忠言によりて、生を今日に延く。これ予に取て寧ろ望外の幸のみ。故に自刄の命あるも、何ぞ驚くに足らん。然れども浪士隱匿の事に至つては、予實に之を公に京師に白す。公の之を以て予を罪する、豈心に快きあらんやと。西野傾聽して去る。後ち西野の之を侯に白するや、侯首肯して曰く、然り、之あり、且つ彼れ暴激の擧多しと雖も、曾て一私事の爲に動かず、群下、假令之を爭ふも、予未だ彼を殺すを欲せず。汝等、夫れ心を安んぜよと。而かも予及び予の同志は、未だ此事ありしを知らず、故を以て予は一死を期し、室を掃ひ、靜かに公命の下るを俟ちしも、終に其事なかりき。

乃ち板垣氏の告白するところによつて見れば、當時、江戸市中を暴れ回つて、人心を動搖せしめた張本人は、中村勇吉・相良總藏等の、板垣輩下の士であつたことが分明である。固より薩藩士中にあつて、伊東祐亨其他の若手が之に參加し、氣勢を擧げつつあつたことは、論を俟たざるところであるが、板垣が自刄の意を決してまで責任を執らんと覺悟してゐたことは、此間における責任の歸屬を明らかにして餘りがある。

*　*　*　*　*　*

相良總藏は、後に戊辰の東征軍に加はり、薩軍に屬してゐたが、東征軍先鋒の到着に際して、信州飯田において、軍規を犯した廉によつて、監察大音龍太郎〔菱坨〕の判決を受け、遂に諏訪において斬に處せられた。中村晋吉は、出獄の翌日西郷の軍に從つて、上野の戰爭に參加した。不幸、敵彈に中つて殪れたが、肩を碎かれ乍ら、更に動ずる氣色もなく、平日の如く五六椀も飯を平げ、力戰三日に至つた剛膽には、悉く薩人を驚ろかしたといふ。更に板垣の談にいふ。

板垣退助の追懷談 〔明治四十三年九月〕

予と西郷とは斯の如くにして、始めより意氣を以て相許し、死生相渝らざるの交を訂せしが故に、維新の後と雖も、勢ひ西郷は予を信ぜざるを得ざりき。

後ち予の聞く所によれば、かの伏見戰爭の前に方り、土佐は石川清之助〔中岡愼太郎〕既に刺客の手に斃れまた京師に於いて、土佐の同志を代表する者無く、隨つて其の態度の明らかならざるが爲めに、薩人の間には、先づ土佐の兵を討つて、軍に徇ふべしとの議ありしが、此時、西郷は予は板垣氏に對して、之を爲す能はずと主張し、極力其議に反對し、終に其事寢むに至れりといふ。

是故に、維新の革命既に成り、新政府組織せらるるに及んで、予の始めて正院に至るや、三條公以下閣員皆な列坐せる前に於て、西郷予を見て大聲語つて曰く『板垣さんといふ人は怖ろしい人よ、薩摩の屋敷へ浪士

を舁ぎ込み、戰さをおつ始めさして、恐ろしい人よ』と。予之に應じて『是は近頃迷惑千萬の事なり。浪士を取締つて居た人も、隨分危激な人であつたらしい。しかし好い幕開きでしたネ』と答ふれば、西郷は巨口を開き、頭を抱きつつ『ワアツハツハハ』と哄笑しぬ。蓋し太だ得意なる時は、西郷は頭を抱いて哄笑するを常としたりき。異日また、西郷は、正院に在りて、予に謂て曰く『戊辰の戰に死んだ人は澤山あるが、此戰で生きた人は、板垣さんばかりぢや』と。蓋し西郷は、若しかの戰にして無かりせば、予は疾くに藩の爲めに、殺されたるべきを知れる也。斯の如く西郷は、平生極めて寡默なりと雖も、苟くも言を出せば、必らず肯綮に當り、且、言短かく意長くして、鑿々として、人の肺腑を穿つものありし也。

といつてゐるのに徴しても、江戸薩邸浪士の暴行に關して、西郷が如何なる關係にあつたかを察するに足るであらう。

＊　＊　＊　＊　＊

蓋し西郷は能く板垣を知り、板垣亦た私かに自ら西郷の知己を以て任じた。その互に相許すところは、利害の爲にあらず、詐略の爲にあらず、ただ一片の信あるのみであるとすれば、戊辰の役に當り、二千餘年の、皇政の古へに返へさんとする、勤皇の大軍を進めんとするに當つて、何で西郷が、市井浮浪の徒を騒がし、錦旗出陣の理由としよう。所謂る、皇師堂々、大義を明らかにし、名分を正しうして、攻むべきを攻め、討つべきを討つのみである。

【七】 益滿休之介と西郷吉之助 （二）

江戸擧兵と斬取强盜

上述の如く薩邸浪士の暴行は、西郷が使嗾するところでないのみか、却つて彼れの憂慮するところであつた。故に西郷は大久保と謀り、浪士鎭撫の必要を感じて、益滿休之介、伊牟田尚平兩士を關東に特派することになつたのである。益滿等の使命は、固より討幕の壯擧に當つて、江戸城に備ふる爲めの浪士糾合にあり、固より萬一の場合に臨まば、擧兵をも敢へて辭せざる覺悟であつたことはいふ迄もないが、その爲に一應浪士の輕擧を抑へる爲めの東行であつたことも度外視してはならぬ。

慶應三年〔丁卯〕九月二十九日、西郷が田尻務、蓑田傳兵衞兩家老に與へて、上國の形勢を薩藩に報告した書簡の中に『關東の形勢も、近日土藩諸生兩人著京の由にて、承候處、一擧の人數も、追々夥敷相成、五千と申事旗本の士、多分相組し候由に御座候。關東は益々人氣相離、無致方次第に成行候由御座候。蹶擧の人數は、即も猶豫は出來兼、不日一發いたし候向と被相聞申候。』云々と書してゐるところによつて、略ゝ想像することが出來る。

伊牟田尚平は夙に中央舞臺に出でて、その交游も廣く、文久二年〔壬戌〕の春には田中河内介、淸川八郎、平野

國臣、眞木和泉、有馬新七等と相協つて、討幕の軍を起さうとしたのだが、之れが爲めに捕へられて流謫せられたくらゐで、諸國の間にも、夙にその名を知られ、聲望もあつた。その後、薩摩の藩論が勤皇論に一變して、西郷が召還さるるに至つたとき、伊牟田も亦た赦されて、暫らく種子島に身を寄せ、相良平次郎と變名して、時の到るを待つて居つた。

平野、眞木、田中、清川等の有志は、其後相前後して皇事に殪れたので、浪士の頭目として推さるる人物がなく、再たび勃興しかけて來た勤皇の機運に乘ぜんとしつつあつた關東・信・越の浪士は、盛んに伊牟田の奮起を促がした。是において伊牟田は好機到れりとして上京し、西郷の寓に寄留して、國事に盡力しつつあつた。

慶應三年〔丁卯〕の秋に至つて、ここに皇政大維新の端緒が開かれることになつたので、西郷・大久保と謀り、益滿と同伴して江戸に下ることになつた次第で、益滿は謀略もあり、膽力もあり、後ちに西郷が江戸に乘り込んだ際、勝・西郷の間を往復して、隱れたる勳功を樹てた事實においても知らるるが如く、西郷腹心の士であつた。

兩士は江戸に到着するや、關東及び信・越各地の有志を糾合して、萬一に備へんとしたが、かくして薩邸に集合したる浪士は、その數實に數百人の多きに達して居つたと稱されてゐる。彼等の目的とするところは、固より斬取強盜に均しい暴行を敢てして、徒らに市中を騷がせるのが役目ではなく、西郷等が京都において兵を擧ぐると同時に、江戸において兵亂を起し、東西相應じて、幕府を攻むるといふに存して居たのである。此の間の事情は、十月二十五日附、吉井友實が京都より益滿・伊牟田に宛てた、書簡によつて知ることが出來る。

吉井友實より益滿・伊牟田に與ふる書（慶應三年十月二十五日）

爾來御壯昌奉レ賀候。當地意外之形勢に立至り、小子も先頃浪花より歸京致、無事罷在候。乍レ憚御安意可レ被レ下候。右變態に付、君公早々御上京被レ爲レ在候樣、朝命相下り、小松家（帶刀）始、西（西郷）大（大久保）にも同敷歸國相成、來月中旬迄には、御上京可レ被レ爲レ在候に付、其節三士も御供に而、上京可レ有レ之候に付云々之事件、御見合可レ被レ成候。東西繰違に而は、大に不レ宜、尤何事も諸侯會議之上、朝議相居候節に御違にも相成居申候。此旨伊地知正治申談、早々御懸合申上越候。以上

十月二十五日（慶應三年）　自京都　吉井幸輔

益滿休之介樣

薗田正平樣

再伸、前文相記置候處、唯今、小笠原、別府之兩士著京、其地切迫之樣子、委曲致二承知一候。御失望候半、相察候へども、君上御上京にも相成候機會、輕忽之儀有之候ては、不都合之至に御座候間、御同士中にも、宜敷御執成被レ成度候。當分御邸内に潜居候方にて、夫形に而可レ宜、必今一左右、何れ之筋可二申越一候。其內不二目立一樣、專要に候。

右此書狀、篠崎氏えも御廻し給度、別段相認め候儀、今朝は相調不レ申候、

書中に所謂る『當地意外の形勢に立至り』といへるは、慶喜の大政返上、討幕の密勅降下より、延いて四侯會議となり、藩侯の上京となるの事情を指ざしたもので、此際江戸において兵亂を起すことは、却つて時局を混亂する懼れがあるので、益滿・伊牟田〔菌田とあるは伊牟田の假名〕に、極力之れが鎭靜方を依賴したのである。』云々之事件』といふのは、劫掠の如き草賊的行爲をいふのではなくして、東西相應じて討幕の壯擧を起すの密謀をいつたものである。尙ほ『再伸』中に記されたる小笠原、別府兩士は、益滿等の使者として京都に急行した者で、江戸薩藩邸における浪士が無節度の暴行を敢へてし、その爲めに幕府の注目するところとなり、兎もすれば幕兵と事を構へようとする氣勢があること抔、當時切迫せる江戸の事情を傳へると共に、京都における政變及び薩藩の方針等を視察合議せしめんとしたものであつた。『篠崎氏』とあるのは、江戸薩邸の留守居役を勤めてゐた、篠崎彥次郎をいふのである。

【八】益滿休之介と西鄕吉之助（三）

『義擧』と『暴擧』との甄別

更らに越えて十二月十日に至り、吉井は一書を裁して益滿・伊牟田に與へ、十二月九日の宮中大變革の事情及び各藩の形勢を報じ、且つ一層此の際愼重の態度を持するの必要を說いてゐる。曰く、

吉井友實より益滿・伊牟田に與ふる書 〔慶應三年十二月十日〕

爾來、御壯榮奉レ賀候。陳者、昨九日、朝廷より尾州、越前、藝州、土州、御國〔薩藩〕等五藩を被レ召、太政官代被二召建一、其惣宰有栖川宮、次に議定岩倉樣、正親町三條樣、大原樣、其外諸侯に而者、右五藩を被二仰付一候。次に參豫は、諸藩士より御選擧に相成候筈にて、未其人は今朝迄不二仰付一候。幕府は尾州、越前へ被二仰付一尙此上侯列に下り、罪を奉レ待候段、申上候處、周旋の筈に御座候。右の通幕は筋立候へば、議定邊には被二召出一候半。會・桑は、幕府へ御任せ相成、幕府より歸國可レ爲レ致との事、蛤御門は被レ免、跡は土州へ被二仰付一候。長州も粟生光明寺迄、千餘人出張、父子之處も官位復舊、入洛も被レ免候。右大變革に付ては、禁門內へ人數繰込、御警衛可レ仕旨、五藩へ被二仰付一六門內外、五藩人數繰込、大騷ぎ、面白事に御座候。先今日は戰には不二相成一、幕・會の處も、至而靜に控居候。付而は云々之義、誰ぞ東下可レ致候間、其內今形御鎭靜被レ下候樣、御一同へ宜敷御傳言可レ被レ下候。先づは右御報知爲レ可二申上一早々如レ此に御座候。以上。

十二月十日〔慶應三年〕　　吉井幸輔

益滿休之介樣

薗田正兵衛樣

此の書狀によつても察せらるゝ如く、益滿・伊牟田の江戸における使命は、諸藩の浪士を糾合して萬一に備へ京都において西鄕等が一度び討幕の烽火を發するに當つて、之れと相呼應して兵を擧げようとするにあつたこと極めて明瞭である。故に益滿等の最も苦心したところは、如何にして浪士の妄動を壓へ、暴擧を鎭むるかにあつて、浪士を使嗾し或ひは煽動して、暴行を逞しうせしむるなどの事が有り得よう筈はなかつたのである。

當時西鄕の出所進退に見ても、西鄕が益滿等を操つて、江戸城下を荒らさしめ、我れより事端を構へるやうな手品を使ふ事が、絶對にあり得ないことは、一點の疑ひを挾さむ餘地もないのである。

西鄕は討幕の一戰を、避くべからざるものと覺悟はしてゐたものゝ、斬取強盜に均しい行動を以つて、幕府の隙を突かうなどとは、夢にも考へてゐなかつた。彼れは常に名を重んじた。故に德川氏に對する態度においては何處までも條理を正さうとしてゐる。幾度か幕府を討つの機會はあつても、天下の認めて以つて正しとするところでなければ、斷じて皇師を動かすべきでないと信じて居つた。かかる西鄕が、腹心の益滿に命じて、山賊野盜の行爲を眞似しめよう筈は、固よりあり得べきことでない。前揭板垣に對する西鄕の談話によつても、此間の消息は明瞭に解せらるゝ。

殊に此の際において注意を要することは、西鄕と益滿・伊牟田との關係は、東西響きの聲に相應ずるやうに、緊密なる交渉を有してゐなかつたことである。それは明治元年〔戊辰〕正月朔日附を以つて、西鄕が蓑田傳兵衛に與へてゐる書簡によつて察することが出來る。此の書は十二月二十二日の江戸城西ノ丸炎上に伴ふ、幕府の薩邸

襲撃を報じたものであるが、西郷は此の書において、次の如き語調を以つて報じてゐる。

西郷吉之助より蓑田傳兵衛に贈れる書　（慶應元年正月朔日）

昨夜出羽秋田藩、高瀨權平・楠英三郎と申者、御留守居方附役（薩藩京都留守居役）遠武・橘二方え參り、申出候は、兩人の者共、外に五人、君侯（秋田藩主）御上京の論、偏に相立候處、用人の奸、相拒み、迚も勤王の道不ニ相行一、終に斬奸に及、身を御邸內（三田四國町薩邸）に相投、田町御屋敷（高輪薩邸）え潛匿いたし候て蒸汽船の出帆を相待、罷在候處、二十八日（慶應三年十二月）出帆、被ニ相究一居折柄、二十五日（同上）朝、關太郎參申聞候者、只今、酒井左衛門尉（莊內藩）手勢、並步兵、上屋敷（三田四國町薩本邸）を取卷、御留守居へ面會致度段承候。就ては此內より御屋敷內え、被ニ相遣一候浪人共、可ニ引渡一との趣と相見得候付、樣に談判可レ致合には候得共、如何樣變を引出候も難レ計、此上は七人の御身上、大事を抱居られ候御方の事故、暫く邸內を相逃呉候樣承候付、無レ據相去候折柄、早、田町え掛候時分より、砲聲相起、品川邊之拳候節は、最早火の手も起候付、直樣上京仕候次第に御座候。外五人の者共には、跡の成行、得と見屆候上、罷登候樣申付、罷越候との趣にて、大に驚駭いたし候仕合に御座候。右樣の變動故、一左右可ニ申越一道も有レ之間敷、畢竟二十三日御城出火（二十二日の誤聞）翌二十四日迄燒通し候由に御座候。就而は右出火之起、浪士共に不ニ落相掛候儀歟、甚暴動之次第に御座候得共、何分樣子不ニ相分一候付、品々探索之者差出候儀に御座候。江戸に

おいて、諸方え浪士相起、動亂に及候趣に被二相聞一候間、必諸方に義擧いたし候事歟と被レ察申候。京師においても、相響候趣と被二相聞一、其許にて壯士之者、暴發不レ致樣、御達御座候得共、いまだ譯も不二相分一、何れを可レ正筋も無レ之、其内決而暴動は不レ致段、御届申出候儀に御座候。全體九日以來之處、大に舊幕之輩相怨居候儀に御座候へば、早く江戸之浪士を倒し候策歟と被二相察一候儀に御座候。百五十人計罷在候而、暴擧いたす賦とは不二相見得一、京師之擧動に依り、如何樣共可レ致との樣子にて、乙名敷罷在候趣は、近頃迄相聞得居候處、右等之恐有レ之、先をいたし候もの歟、殘念千萬之次第に御座候。何分、細事不二相分一候付、委敷相分候はゞ、又々可二申上一候。其内荒々相知候丈申上候間、左樣御含可レ被レ下候。蒸汽船之儀は、其節に出帆いたし候共、又は燒亡に及候共、申事に御座候へ共、虚實不二相分一事に御座候。以上。

正月朔日（明治元年）　西郷吉之助

蓑田傳兵衛樣

此の書によつて見る時は、西郷・益滿が、共謀して江戸市中劫掠を企だてたといふ巷說の、如何に根據なき虛構の浮說に過ぎないかを察するに足りよう。

事情の不分明であるのは、東西百里を隔てて居ることとであるから、眞相が未だ西郷の手に達しなかつたと見ることが出來るが、西郷が若し傳ふるが如く、益滿との密接なる關係があつたとするならば、事ここに至るの事情

には、固より窃かに通じてゐるものがなければならぬ筈である。

然るに此の書の語調は、餘りに事情に無關知である。且つその文意から推しても、江戸薩邸派と交渉を有して居つたとは思はれぬ。尤もこれは祕策中の祕策であるとし、他人への書中に濫りに發表し得なかつた事情から、かく他所事のやうに報じたのではないかとの疑問も生ずるであらうが、夫は一層邪推に落ちる想像に過ぎない。他藩士若しくは、左して密接でない方面への書通であれば、知つたことも知らぬ振りを見せる必要もあるが、之は同藩士、殊に郷國に於ける藩廳への報告であるから、左やうなる他人行儀の必要は更らにない。他の刻々に變化する京狀の報告書を參照して見ても、西郷が常に自己の觀取した眞相を報告し、これに僞はらざる自己の所信を披瀝し來つてゐることは明らかな事實で、特に此狀においてのみ事情を僞はる筈はない。

* * * * *

尚ほ此の書中においても、西郷が『義擧』なる文字と『暴擧』なる文字とを、明らかに使ひ分けてゐることを深慮せねばならぬ。西郷の所謂る『義擧』なるものは、眞木和泉や平野國臣の如き、先憂の士の曾て企てた勤皇の擧兵の如きを指ざしてゐるのであつて、草賊に等しい行動を以つて、或ひは金品を掠め、財寶を奪ふやうな、破廉恥行爲を指ざしてゐるのでは斷じてない。西郷は常に皇道を以つて進み、權道・覇道に至つては、未だ曾て一指を染めたる例しがない。若し是れあらば、此の一事によつて、西郷の全人格は、忽ち一切の破滅となるの外はないのである。

【九】江戸薩藩邸の焼討（一）

江戸城内における寛猛兩論

江戸市内における浪士の劫掠を鎭靜し得ないといふことは、如何にも江戸幕府の威力を冒瀆するものであつた。十二月二十二日〔慶應四年〕に西の丸が炎上したことを、幕府ではてつきり薩州藩士の仕打ちであると睨んで、天璋院〔島津齊彬養女十三代將軍夫人〕附女官を譴責した。次いで翌二十三日には、浪士が酒井忠篤邸に狼藉を働らき、愈々出でて愈々手のつけようがなくなつたので、江戸城中において善後策が議せられ、遂に二十四日諸方の手くばりを固め、二十五日拂曉、芝三田薩摩藩本邸の焼討ちを斷行するに至つた。

薩邸焼討は、固より一些事には相違なかつた。戰鬪とてもホンの小火ぐらゐに過ぎなかつたが、その政治的に及ぼしたる影響は、頗ぶる甚大であつた。慶應四年〔戊辰〕正月、慶喜が上京の意を決した討薩の檄にも、その理由を之れに藉り、遂に官軍と戊辰の戰役を啓くの端ともなつたのであるから、薩邸焼討の一擧は、實に鳥羽・伏見戰の前哨戰を爲すものであるといつても差支はない。總べての原因が、之れに發したとはいはぬが、少なくとも誘發の動機を爲したことは爭はれぬ。

當時前後の事情を察すれば、如何に浪士の横暴が盛んであるとはいへ、幕府より進んで事を擧ぐることの、事

態容易ならざるを、豫知されないことはなかつた。幕府重臣の中にも、夙に此點に留意するものがあり、江戸城評定も三晝夜に亙つて議論を練り、『盜は小にして兵は大なり』との意見が勝を制し、一旦は上京して指令を仰ぐことに決したのであつた。それは十二月二十四日の晝過ぎであつたが、襲擊論者は莊內藩老中を蹶起せしめ、遂に前議を翻へして、襲擊論に變更したのである。當時江戸城中の事情を記した朝比奈昌廣の手記によつて、此間の經緯が明らかにされてゐる。（朝比奈昌廣は甲斐守と稱し閑水と號した。當時の外國惣奉行であり町奉行であつた）

朝比奈閑水手記 （慶應三年十二月二十五日）

慶應三年〔丁卯〕十月の頃より、江戸市中、强盜富豪の家に侵入、江戸府內を騷がせたれば、市井にても、其出所を捜索せしに、此七八或は十人餘の盜は、三田薩州邸より出ると分りたれども、如何せん、此頃の町方與力・同心は、皆、軟弱の輩のみにて、此盜を捕縛するに躊躇せしかは、酒井左衞門尉〔莊內藩主〕忠篤、江戸府內取締〔を〕して、市中を戒たるも、全跡を斷たす。酒井左衞門尉には、曾て幕府に於て、一時都下浮浪の士を處置する爲、此輩を集めて名を新徵組と爲し、其頭には久保田治郎右衞門、河津三郎〔結郡〕等をして是を支配せしめしも、其宜を得ざるによつて、酒井左衞門尉の手に屬せしめ、市中巡邏の者と爲せし。此輩も未だ全く盜を捕縛することとなかりければ、幕閣にても種々評議ありしに、其頃の勝手方〔勘定奉行〕小栗上野介忠順は勢力ありて、三四の有司を除くの外は、多く上野介の說に雷同するの勢ひなりし。又京都の御沙

置、關東にては甚緩漫との衆評にて、專事を兵器に訴を以て愉快なりと論、關東にある海陸軍士官の如きは尤暴論を立て、遂に上野介も此輩の主論に基づき、薩邸を襲撃するを上策なりと閣老に迫りしも、閣老松平周防守〔康直〕、稻葉美濃守〔正邦〕、小笠原壹岐守〔長行〕等に於ては、無斷是を決する能はず。市尹駒井相模守〔信興〕、朝比奈甲斐守〔此文の筆者〕此盜の捕縛を沈定するは、薩州の藩邸より出れば、薩州邸吏に諭し、悪徒を出さしめ、猶出さざるに於ては、夫々處置も可レ有レ之、尤當今の場合、いづれ寛猛の二つ、寛にして事を誤まるか、猛にして事を誤まるかの事ならん。今此盜、實に不レ可レ免者なれども、警備を嚴にし置かば假令其害を爲すも盜に止まるものなり。京都の事情の如きは、即今の有様、只推測迄にて、上の御深意も判然せざれば、薩邸砲撃は速に京都の事情を知りて爲すべき事にて、寛に失するは其害少なく、猛に失すれば其害大なり。速に晝夜兼行にて、京都の御思召を伺ひて、事を處するにしかずと云にあり。又過激の輩に至りては、畢竟京都にて今兵を動さぬは、其時機を失ふ耳ならず、在京の士皆臆病なれば、此方にて兵を動かせば、初めて眠を覺し、憤然兵を擧ぐるなれば、是非砲撃するにありと論じ、甲斐守、相模守の如きは、上の御深謀を知らず、此方にて事を起し、京都の思召と齟齬するに於ては、無謀の砲撃、取り反しの付かぬ事にて、兵を動かすは一大重事、それを只現今の愉快の、又下より是を促すのと云が如き輕擧にては、後必敗を招くと云にあり。此等の論議丁度三晝夜に及べり。甲斐守の如きは從令直に上京し、京都の御事情も親しく伺ひ、關東の事情を言上し、而して事を決せんも、此往復蒸汽船にて凡八日間ならん。其間は薩邸え盜の

出でざる防ぎを爲さん。もし出たるも盜に止まる事にて、一體の大勢と比ぶれば、盜は小にして兵を擧ぐるは大なれば、是非直に上京すると云事の、略極りたるは十二月二十四日の晝過頃なりし。閣老此建議を容れて、直に此事を、砲擊を主張する輩に傳へたれば、忽反對說を唱へ、畢竟薩州砲擊は、盜の爲のみならず、故關東にて兵を擧るは、京都の睡眠を覺すの策なり。然るに京都の思召を伺ば、必此果斷擧兵の事はなく、故に盜は小なりと雖、賊にあらずと云議論如レ沸、閣老に至ては眞に如レ醉。未此二途を決する能はず、然れども擧兵の事は大に顧る所ありて、躊躇の傾きあれば、砲擊家は酒井左衞門尉家來松平新十郎を竊に煽動し、松平新十郎登營、薩邸を砲擊せざるに於ては、市中の巡邏何の甲斐もなければ、若砲擊せざるとならば、酒井は市中取締は直に御免を願ふと云にありし。閣老も茲に至りて、酒井が市中取締を御免を願ひてはならずとて、砲擊論に一決、十二月二十四日夜より三兵〔歩、砲、騎〕え令し、翌二十五日遂に薩邸を燒たり。此時松平□□頭家來、其他應援の兵も出したり。酒井家にては、二十五日夜明け過、新徵組の者、漸(?)出勢せし、其出立は、甲冑・重藤の弓を携へ、天晴三百年前の軍押しの如くなりし。二十五日は早朝より砲聲聞へ、見付々々の衞士は、着込・白木綿後鉢卷にて固めたり。又薩邸砲擊は、一の申込もなく、只かたつぱしよりドン〳〵擊立たれば、忽火事となり、三田邊は燒失、閣老は登營、御用部屋にありて、只氣遣しと云に止まり、市中の延燒早く防ぎ方はなき哉との事に、相模守〔駒井信興〕甲斐守〔朝比奈昌廣〕の如きは、此擧を快とせざれば、三晝夜の建言も御用ひなく、如レ斯、無暴の御振舞は、私共に於て知る所に非ずと言て、閣老の命

を奉ぜず。又、砲撃家は眞に愉快、今日初めて旗下の士の勇武も顯れ、裏金の笠の光りも輝くと、悦びあへり。薩邸に於ては、兼て覺悟の有しやにて、何れも其跡を隱くして、逃去せり。此時薩州の持船平運丸（翔鳳丸の誤）江戸海に來り居しに、此事を聞や否、直に出船せしより、咸臨丸これを追撃し、紀州灘にて、是を撃沈めたり（實は自燒せしもの）

後來是れが爲めに、大いに幕府が窮地に陥いつたからいふのではないが、政治家の見地と軍事家の見地との間には、常に重大なる相違を有つてゐることを考へねばならぬ。面目とか意地とかに囚はれて、快を一時に取るの結果、大蹉跌を招くの例は、單り幕末の形勢において見るのみでなく、廣く國家消長の歴史においても示さるるところである。

【追　記】石橋絢彦翁實歴記（昭和二年六月一日）

此一書は本文の筆者が『大西郷と其時代』なる題下に『日本及日本人』誌上に連載中、昭和二年初夏恰も三田薩邸燒打の項に及びし際、工學博士石橋絢彦翁より、筆者に贈られし一書である。

其一（昭和二年六月一日）

前略。御寛恕可レ被レ下候。貴稿「大西郷と其時代」の中、三田薩邸燒討の事情、面白く拜讀仕候。其頃老生は撒兵の鼓手にて、市中警衛の爲め、數日間勤務仕候内、薩邸燒討の事相起り候。其節は燒討には向ひ不申候も、此等の縁故其外の事にて幕末の事情を調べ候事を好み、諸書繙讀仕候も、貴稿に御掲載の雜誌（丁卯雜拾錄）は未見に候も「舊幕府」、戸川殘花編）かと存候。其内に松平山城守家來、金子與三郎（此人は淸川八郎の友人にて、淸川が殺されたるは、金子を訪問したる歸途な

り）が出陣して、負傷したる記事と、屋敷の圖面を見たる事あり。又「同方會誌」か其他の書にて、品川に碇泊したる回天艦は、薩艦（翔鳳丸）を追ふ能はざる事情あり。他の艦（咸臨丸）一隻にて、追かけしが、速率遲く、遂に遠方より砲撃したるのみにて、終に逃げられたり。薩艦は、兵庫著の頃か、其前か、大阪にて幕艦に砲撃されしが、撃沈せらるるに至らず、一隻は阿波の伊島に上陸し、土州を經て歸國し、一隻は明石海峽に遁れたりと云ふ。後年明石海峽東水沖の平磯立標建築工事の節に、土地の人に聞候に、此磯へは、明治初年、薩艦此礁に觝觸せりと聞く。此他同一事件に關する見聞は、總て寫取り一括して置たりしが、大正十二年の震災にて、不レ殘燒き喪ひ候に付、今は唯記臆の一端を御參考に申上候。敬具。

追て前記金子與三郎は、羽後上ノ山藩士にて、清川八郎の在所庄内とは離れ居り候も、金子は中々の學者にて、當時憂國者の志士にてありし事は、他の書にて見たる事あり。上ノ山は數年前一遊せしが、溫泉のある所にて、羽後にては名高し。松平山城守は、小藩にて五六萬石と覺えたり。猶伊牟田尚平は、久光侯の歸洛の節、生麥にて、英人を斬りたる人なりといふ。其節の久光侯の幕府への屆書には「岡崎某」とありて、既に其場より出奔し、行衞不分との旨なりし。猶又、此の伊牟田と中人は、清川八郎、轟武兵衛と共に、薩に下り、討幕論を勸誘したる事あり。此事は野史臺出版の「維新史料」中に出でたり。

其　二　〔昭和二年六月四日〕

〔前略〕　老生が撤兵に出候事は、餘り人にも話し不レ申候（武鑑には石橋玄榮とあり）へ共、同藩人には知る人も有レ之候。老生は元治元年（甲子）六月、家督相續致し、西丸表坊主見習として出仕仕り、十四年（？）將軍御進發並に其頃の殿中出入の人人を見覺え居候。其頃の老中には小笠原圖書頭、松平周防守などあり、海陸總裁松平縫殿頭（後の大給恩給局長）海軍奉行稲葉兵部少輔、陸軍奉行大關肥後守などあり。其後海軍奉行に木村攝津守、勝は奉行とはならぬ（奉行並位かと覺えたり）と覺えしが、殿中にて呼びに行きたる事あり。町奉行池田播磨守、大目付大久保紀伊守（後の一翁）黒川近江守、御勘定奉行小栗上野介、外國奉行栗本安藝守などは、殿中にて見覺あり。其後家茂公薨去の後、直に兵制の大改革あり。御鷹匠、御賄方諸組の與力、同心を廢し、小筒組、歩兵、騎兵に編入せられたり。御徒其外は海軍操練所に入りたり。坊主は不レ殘砲、銃、騎（初め小筒組）となり、老生は名を榮作と改め、從事したり。此節市中見廻にも出しなり。明治元年（戊辰）四月十一日、本城

引渡し前に、撒兵奉行瀰田八郎右衛門の命に從ひ、上總に脱走し、因州兵などと戰ひ、五月初め、姉ケ崎にて大敗し、江戸に歸り、隱匿中、上野戰爭の後、橫濱に潜伏中、駿河移住を命ぜられ、同年九月、駿州沼津に割付けられ、其年の暮、小學校に入り、故島田三郎、田口卯吉君と机を同じくして、諸先生の講義を聞き、二年兵學校に入り、資業生となり、再專ら學問に入る事を得たるなり。其幕府末造の政事上の事は、後年學びたる次第なれども、殿中に目擊したる習慣風俗などは、今日記錄し置く必要も可レ有レ之と存候。夫に就き重要なる部分は、松平太郎君が、數年の努力にて調べたる事は「江戸時代制度の研究」と稱する書に、一部を發表致され候。〔下略〕

【十】江戸薩藩邸の燒討（二）

鳥羽・伏見戰役の前哨戰

薩邸燒討は二百數十年間、打ち絶えたる武勇を演じたのであるといふので、所謂襲撃論派の喜びは一通りではなかつたことは、前の朝比奈の手記に彷彿として見える。

幕府役人岡村判左衛門が、當日の見聞書に『十一月、當市中富豪家え追々强盜押入之處、薩州學校に集る浮浪士之由、風聞有レ之候處、十二月二十四日夜四時より西丸下、當時酒井左衛門尉樣人數屯集（松平下野守西隣なり）諸家人數相集、公邊騎兵・撒兵・歩兵・大砲等、西丸下に而人數相揃、夫より二十五日曉七ツ時過より繰出、三田薩州樣上屋敷取卷候處』云々〔丁卯雜拾錄〕とあり、莊内藩士を中堅とする襲撃隊は、前日二十四日の午後十時

ごろから同勢を整へ、二十五日曉天、四時ごろから三田薩邸の襲撃に打ち掛かつたものと見える。そして人別役の報告書に『今朝五ツ時比、芝三田通り出火相見候』とあるので見ると、午前八時ごろには、既に火焔薩邸を蔽うたことが知れる。三田上屋敷は勿論、高輪下屋敷及び小山の島津侯淡路守の屋敷も共に燒討ちに遭ひ、幸橋御門内屋敷は、夜中既に人數引上げ、かくして江戸における浪士の根據と目された、薩州藩の本據は、全く覆へされてしまつたのである。

越えて二十七日、酒井家から提出した上書によれば、當日の死傷者及び俘虜は次の如くであつた。

酒井左衞門尉よりの屆書 〔慶應三年十二月二十七日〕

一昨夜〔二十五日〕不二取敢一家來之者より及二御屆一候通。松平修理大夫三田屋敷、島津淡路守小山屋敷え人數差出候節、拙者家來討死手負之者、別紙之通に御座候。此段御屆申達候以上。

十二月二十七日 〔慶應三年〕　　酒井左衞門尉

討死	砲車司令	中世古仲藏
鐵砲疵重手	炮手徒	川俣勝太夫
同　薄手	同	小竹恒吉
同　同	同	岸常太郎

鐵砲玉薬手　　炮手徒　　板垣助之助
同　同　　足輕　　鈴木珍吉
同　同　　同　　佐藤庄助
同　同　　同　　庄司權六
同　同　　同　　大瀧紫治

右之通御座候

十二月〔慶應三年〕

一、打取　　十六人　　一、切捨　　二人
一、召捕　　一人　　一、降人　　四十二人
右修理大夫屋敷之分

一、召捕　　三十二人
右淡路守屋敷之分
右之通御座候

十二月〔慶應三年〕

＊　＊　＊　＊　＊　＊

右の上申書によつて見ても、兩軍の死傷者及び俘虜は、合して百餘名に上つてゐる。此外に猶ほ記載に洩るるところを集めたならば、更らにその數を加ふべく、久しく泰平無事の夢に醉うてゐた、江戸市中の出來事としては、慥かに人心を驚ろかすに足るものであつたに相違ない。

當時市中騷擾の樣子は、『丁卯雜拾錄』に收められた、『正月二日（明治元年）江戸差立細野先生え文通之一書』中に概見することが出來る。

江戸差立細野先生への一書（丁卯雜拾錄）

一二十五日（慶應三年十二月）寒風、時々雲出で雪を催すやらんとす。明番にて朝五ツ時（午前八時）頃歸宅、途中より大小砲の音す（大砲二十發ばかり）砲聲平日より怪敷思ひ歸る（中略）予が曰、亂極れば治を生じ、治極れば亂を生ずと聞。今太平三百年に近し、天下將に亂れんとする時なり。京地に限らず、中國・東國此地迚も、何時足下に事を發せんも難レ計、今宵の事も不レ知、決而油斷すべからずと云、舌の乾ざるに鐘聲聞ゆ。戸外に出て見るに、芝邊に當り黑煙立騰る。頻に砲聲聞へ猛火熾に燃上る。往來は人馬東西に馳走る。町火消諸屋敷の人はさらなり、近村（大久保村中野村邊）まで、人數御焰硝藏の固めとて出る。火元は何處なるやと問に、薩州の諸屋敷不レ殘燒討なすよし、上中下之屋敷、今朝より燒立ると云、扨は先刻よりの砲聲は戰爭に而ありしかと識りぬ。云々。

一事の發は二十三日癸上より、御郭内外市中とも廻り嚴重、二十四日酒井家〔羽州庄内〕之手、櫻田邊に而曲者の或三十人に出會所々逐廻し、終に高繩薩州下屋敷へ逐入しより、屋敷の周りを二重三重に取捲逃込し曲者を出し可レ申旨應接に及候處、右樣之者は一切不レ知と答ふ。此方に而は慥に入しといふ。もし不レ出におゐては燒討にすべしと嚴應接中、薩藩方より發砲し、夫より双方戰鬪とはなりしと。互に逐つ逐れつ苦戰し、敵味方手負死人多しと云。酒井家之人數は、鳥居・間部・黑田其外の人數と入替り、芝三田の上屋敷え廻り、燒立る。上屋敷に而は少し油斷之處、周章ながらも強勇の薩州勢故、死を極憤激して鬪爭せし故、酒井勢を赤羽根橋まで三度逐退けしといふ。酒井勢も猛勇なれば、又逐返し血戰し、遂に屋敷も燒失せり。切腹・討死・燒死・手負多し。逃延し者もありといふ。酒井家へ生捕五十餘人と云。高繩下屋敷に而は、薩州方必死となり、大砲に而一方を打破り、血路を開き、品川驛まで引取〔鳥井間部黑田其外勇氣酒井家に劣れりと云〕傘に火を移し、家々へ投入燒立る。品川邊に而は、血刀を提し者共大勢駈來に驚き、迯迷ふうち、所々より火を發し狼狽す。其紛に蒸汽船に乘て逃る後脊より、蒸汽にて逐討し、暫し砲戰せしが、薩州方の船長大石、鬪ひながら走る。其早き事如レ矢。終に逃延しといふ。此方も後を逐ふて往しまま未歸よし〔一說には方角違ひへ逃しまま再び歸り來るべしやと待臥せして居ると云〕高繩下屋敷にも切腹・討死・燒死多し。諸家へ生捕、總人數八十餘人と云、蒸汽に而迯しは百人許といふ。陸を迯しもあり。云々。

如上文意の語れるが如く、薩邸燒討の一擧は、幕府方に充分の用意があり、薩邸方は不意討ちを食つたのである

から、浪士等は、算を亂して潰走するに至つた。
當時萬一を豫期して品川沖に薩艦が繋留してゐたが、當日は恰かも艦長が上陸して薩邸内にあつたので、莊内藩士の重圍中に陷いつて頗ぶる窮地に立つた。篠崎彦十郎は遂に戰死をし、益滿休之介は捕へられた。しかしながら剛勇の伊牟田尚平は、志士六十餘人を率ゐて血戰し、遂ひに一方の血路を開いて、品川に出で、やつとのことで薩艦に逃れることが出來たので、直ちに纜を解いて出帆し、追撃し來つた幕艦三隻と砲火を交へながら、航路八日を要し、明治元年〔戊辰〕正月二日、兵庫に入港するを得た。伊牟田等は途中紀州から上陸して、陸路京都に入り、薩邸砲撃の一伍四什を、西郷・大久保等に急報するところがあつた。

薩邸燒討の報道が、京阪に傳はるや、果たせるかな、幕薩の士氣を兩樣の意味において激發せしめた。薩州方においては、幕府既に薩邸を襲撃する以上は、戰意既に彼れにあり、大いにその罪を問はざるべからずとの氣勢を昂めた。大阪中心の幕府側では、薩州は擅ままに江戸市中を劫掠し、良民の平和を紊る、その異心あるや明らかなるを以つて、最早や一日も寛うすることは出來ぬといふ氣勢を示して來た。勢ひここに至つては、兩派の對陣は、最早や一枚の白紙を隔つるばかりとなつた。

戰機は近畿に漲ぎり、戰雲は暗澹として山影を蔽うた。明治元年〔戊辰〕正月二日、大阪川口を發して、西航の途に就いた薩船平運丸が、和田岬に差しかかると、幕艦開陽艦、開運丸外一船は、追撃して砲火を浴びせた。當時開陽艦に座乘してゐたのは、幕府側の主戰論者たりし榎本武揚で、彼れは薩藩士の姦謀に應へて、傲然として

いひ放つた。

『貴藩と幕府とは、既に舊臘十二月二十五日以來、開戰の狀態にあるのだ。然らば貴藩は我が爲めに敵國である。敵國たるものに向つて、砲撃を加へるのに、何の不思議があるか。』

意氣頗ぶる昂然たるものがあつた。如上の榎本の言動に見ても、幕府派が、如何に戰意に逸りつつあつたかがわかる。

兵庫に滯留中であつた薩藩の國老、新納刑部は、乘組の藩士等が、大いに之れに應戰せんことを主張するのをなだめ、春日艦に衞らせて西航せしめた。形勢既にここに至つては、幕・薩共に鞘を拂つて向ひ合つたのであるから、兩軍の衝突は最早や如何やうにしても避け難いものとなつた。果せるかなこれより僅かに二日の後、即ち正月四日、鳥羽・伏見における歷史的開戰を見るに至つたのである。

【十二】幕・薩東西策應の虛實

扨て、江戶薩藩邸における浪士の暴行が、京都における薩藩有志との聯絡によつて、東西相應じて幕府側の擧兵を促がしたとの說があると同樣に、江戶幕閣側の薩邸燒討も亦た、大阪における主戰論派と東西策應して事を擧げたものであるとの解釋が行はれてゐる。薩藩東西の聯絡が、全く絕無であつたといへないと同じやうに、東西幕府派の交渉も亦た、全く無關係であつたとはいへぬ。

併しながら三田薩藩邸の襲撃の一事は、東西氣脈を通じ、呼吸を合はして行はれたものとは思はれぬ。此事は襲撃を決定した江戸城評定の様子でも、その然る所以が分明である。當時の主戰論派たりし小栗上野等の意見も『上方の幕兵は、皆な臆病武士で事を擧げる勇氣がないのだ。故に江戸において先づ兵を發すれば、玆に初めて太平の夢を覺まし、憤然擧兵するであらう』といふに止まつて居つた。何も大阪と氣息を合はしたのではなく、彼れの眠むりを覺ます爲めに、警鐘を打つてやるとの意味合ひからであつた。

大阪城中においても、老中板倉勝靜の如きは、寧ろ穩和論者で、薩邸燒討の說が傳はつた時にも之れに反對し『東西冷靜を主とし、薩藩をして乘ずるの機會なからしむることが、當面の要務である』としてゐる。固より板倉の意見が大阪城の總意と見ることは出來ない。會・桑初め松平豐前守（大河内正質）のやうな猛烈な主戰論者もあつたのであるが、少なくとも慶喜の意志が事を好まない上に、勝靜が暴擧を抑制しようとしてゐた以上、東西牒し合はして薩邸に火蓋を切つたとは思はれない。寧ろ却つて東西の主腦者の意志が疏通しなかつた爲めに、兵端を起すに至つたと見らるべき筋合が多い。又たそれが事實であらう。

思ふに當時の幕府方においては、江戸において寬猛の二論があつたやうに、大阪においても同樣寬猛二派の對立があつた。寬裕論者は、何處までも薩藩の術策に陷いることを恐れ、草賊に均しい浪士相手に武勇を示すなどは、匹夫の勇に過ぎないとしてゐた。中には勇氣のない臆病者もあつたであらうし、悪くいへば事勿れ主義で、この傍觀的態度が大いに幕府の威信を損じ、乘ずべき機會を失ふものともなつたが、要するに大局を誤まらず、

先づ彼れより暴兵を起さしめ、我れに公明の名義を獲ようとするにあつた。

之れに反し猛發論者は、頭から薩長の奸謀を憤り、彼れは幼沖の天子を擁し、天下を簒奪するものであると思ひ込んでゐるから、慶喜が彼れの爲すがままに引きづられ、大政を返上したり、將軍職を辭したりすることを、不甲斐なき極みであると考へた。殊にその爲めに東照宮以來德川の幕府が、二束三文に取り扱はれ、日に日に威勢は蹙まり、名もなき浪人輩の爲めに、冷嘲せられるのを忍び難きものとした。先んずれば人を制す、今日の事唯だ斷あるのみといふのが、此の派の結論であつた。その孰れが果して正しきものであるかは別とし、この兩つの見解は、單に江戸、大阪兩城中の主腦者間に對立を見たばかりでなく、當時幕人の總べてを通じて行はれた二つの感情であつた。

＊　＊　＊　＊　＊

如何なる場合においても、穩健論は花花しい痛快な議論に比し、ヤンヤの人氣を博するものではない。兎もすれば誤解を受け、却つて同志にすら疎外される場合が多い。江戸において勝安房の失脚したるが如き、その好き例證である。恥を忍んで堪忍してゐるよりも、賣られた喧嘩は買つて出た方が威勢がよい。味方は勿論、見物人にも人氣が沸く。江戸、大阪共に、討薩論が勝ちを占めて來た所以はここに存する。

殊に大阪では、江戸と違つて、目の當り慶喜の落目を見せつけられてゐる。その上に京都とは目と鼻の先きで市中では薩・長の藩士と肩を突き合つて歩くのであるから、自から敵愾心を誘發せしめられる。主戰派の松平豐

前守の如きは、『大阪をウロついてゐる薩人を見附けたら叩き斬つてしまへ。一人斬つたら十五金宛を取らせる』といふやうな、物凄じさを示すやうになつた。その狀は殆んど狂亂に近いといつてもよい程であつた。

十二月二十四日夜に認められた、大阪城老中連名の急信は同二十九日江戸城に達した。その文面は、實に次の如くであつて、浮浪の暴行に對し、之れが取締の充分でないのを責め、暗に江戸閣老の奮起を促がすものであつた。

大阪城閣老より江戸城閣老への書

〔慶應三年十二月二十四日〕

〔前略〕……御地も兎角浮浪之徒暴行及候よし、去る十五日江戸出立、會藩柏崎才一、上阪申聞候には、江戸彼邸〔三田薩邸〕に屯集之浮浪之徒、江戸を放火し、大擧をなし根原を突の策を立、小田原近傍大久保出雲守陣屋燒拂、此地をして後顧の念を生ぜしめんとの奸謀、既に顯れ候上者、草賊共到處兵威を以、討滅之策を速に御施可レ被レ成候。酒井左衞門尉、松平大和守、堀田相模守等に被レ命、火急討滅に及候樣可レ被レ成候、討滅之手續は、處々徘徊先、或者押込暴動之ものを討取、自然彼邸え跡の付候上者、無二二念一邸を圍守いたし候樣、被レ成候方可レ然、右は最初、町奉行より同邸も縣合有レ之、於二當藩一〔會藩〕鎭撫方、精々心付候得共、力不レ及候間、於二出先一暴行及候はゞ、御召捕御座候樣、相答候との風說も有レ之候上者、直に彼邸へ手を下し候譯にも至る間敷哉。乍レ去、顯然證迹有レ之候上は、本邸を討、可レ然候哉。一體右樣江戸近傍、並市中、强賊縱橫に暴行及候を、一人も召捕候事も不二相成一、市民の依賴を失ひ、御威光をも汚し、以の外の義に御座

候。此段申進候樣、御沙汰御座候。已上。

十二月二十四日〔慶應三年〕夜八字認

豐前守

伊賀守㊞

越中守

江戸御同列中樣

尙以、時下折角御自愛專要奉ㇾ存候。於二當地一も、過日御奏聞も被ㇾ遊、右御手續立次第、速に御討伐被ㇾ遊候儀に付、東西相應じ、彼をして落膽せしめば、御成功可ㇾ立、御待〔?〕と奉ㇾ存候。以上。

文中に『兵威を以、討滅之策を速に御施可ㇾ被ㇾ成』云々といつてゐるのは、明らかに江戸において討薩の火蓋を切れとの命令である。『過日御奏聞』とあるのは、慶喜上京の申出をいふのであつて、その準備成り次第、東西相應じて、薩の膽を寒からしめんとするをいふのである。

當日、此書の『別啓』として『筑波殘黨、諸家御預之者共も早々御預戻し、夫々鎗劍等之隊に編成し、草賊討伐之方に、御用被ㇾ成候樣、是亦早々御取計可ㇾ被ㇾ成候』云々と記されてゐる。之れによつて見れば、愈ゝ形勢の逼迫を來し、大阪城老中も、意を決して浮浪征伐を行はうとするに至つたものと見える。

併し此書の認められたのは、十二月二十四日夜八字とあるから、江戸においては酒井家を中心とする一隊が、

既に薩邸襲撃の準備を爲してゐた際である。莊内その他の諸兵は、翌二十五日曉天に砲擊を開始し、この書はそれより遲るる四日目、卽ち二十九日に到著したとあるから、此書によつて東西が氣脈を通じて、仕事を始めたのであるとはいはれない。

【十二】 大阪城中に於ける情勢

尙ほ江戶閣老への激勵書と同時に、板倉伊賀守の筆を以つて、左の如き慶喜の直書を、水戶藩に托送すべき旨を申し添へて來た。その所謂る直書なるものの、文面に曰く、

水戶殿え被レ進候御直書寫 〔慶應三年十二月二十四日〕

一翰呈晉、愈御淸穆、大賀之至に存候。當今草賊四方に蜂起し、不二容易一時節、是迄紛紜之論は拋置き、鬩墻之節に無レ之候間、御愼〔脫?〕直樣關東之賊徒、追討可レ被レ成候。當節柄、御臣下之向も、黨與不二相立一、同心協力、爲二皇國一抽二精忠一候樣、能々諭、澁田・赤沼等之者共も、被二召遣一光明正大、各爲二天朝一勳功を可二相立一旨、御說得、夫々功を以、既往を不レ咎候樣、御措置有レ之樣存候。不悉。

十二月二十四日 〔慶應三年〕

又た同時に、水戶藩家老への、慶喜直書なるものには、

卯十二月二十九日頂戴之御直書寫〔慶應三年十二月二十四日〕

目今奸賊機に乘じ、閣老を騷(?)かし候由、水府始に示し合、暴行之草賊、速に討滅致し、當地後顧之患無レ之樣、無二二念一取計候樣、可レ致候也。

十二月二十四日〔慶應三年〕　　御判

水戸年寄共元

と認められてゐた。

如上の直書なるものに就いては、種々の意見がある。現に後年慶喜の爲せる直話によれば『斯かる直書を送つた覺えはない。板倉伊賀守は、最後まで穩便に所置すべしといふ論であつたが、予に無斷にて、かかる書を發したものか。又は中間にあるものの、假托でもあらうか』といつてゐる。

慶喜平生の所論からいつても、又た水戸藩に對する情誼からいつても、如上の直書はチトうけがひ兼ねる。板倉の直筆である以上、勝靜が無關係であつたとはいへぬが、彼れの穩和說と引きくらべて辻褄の合はぬところもある。江戸の草賊を討つと決したのは、さもあるべしとしても、慶喜の出身たる水戸藩を動かし、渦中に捲き込む理由が腑に落ちない。まして公儀のお咎めを受けてゐる者を引きずり出し、浪士を策動せしむるなぞは、合點の行かぬ話である。

何をいふにも、當時の慶喜は、將軍の脱け殼である。木偶ノ坊とまでは行かずとも、威權は地に墜ちてしまつてゐる。薩・長から見縊びられるばかりか、幕府側の親藩の中からも、不甲斐なしと罵しられるくらゐだから、その信望のないのも無理はない。そこで如上のやうな怪しげなる『御直書』も出る譯であるが、慶喜自身に勇斷が缺けてゐた爲めに、いろ〱な間違ひを生ずる原因ともなつてゐる。

進撃論に勇氣が必要であると同樣に、穩健論にも勇氣が必要である。或る場合には、より以上の果斷と勇氣とが必要である。慶喜に此の果斷があれば、幕末の時局は、もつと明瞭になつてゐたに相違ないが、彼れが優柔不斷であつたことが、維新の歴史を血なまぐさいものとなさずに濟んだ效果もあつた。功罪をいへばいろ〱に論ぜられやうが、事實は慶喜の威力が殆んど地に墜ち、彼れの意志は閣老をすら制するの力がなかつた。

板倉伊賀守より江戸閣老への書（慶應三年十二月十四日）

一、當時御目付方も、御用向多端に而、何分引足兼候間、原彌十郎、早々上京可レ被ニ仰付一候。瀧川播磨守、爲ニ交替一兼而上京御命し相成居候事故、別而早ゝ上京候樣、御達可レ被レ成候。此段早々得ニ御意一候。已上。

十二月十四日（慶應三年）　　伊賀守（板倉）

御同列中樣

此書は越えて十九日前後、江戸城に達した、板倉の書信であるが、書中上京を促がされた大目付瀧川播磨守〔具擧〕勘定奉行、小野內膳正等は、三田薩邸の燒討ち後、直ちに江戸を發足し、大兵を擁して十二月二十八日に大阪に到着した。瀧川の上阪によつて、初めて江戸における薩邸燒討の詳報が、大阪城中に知れ、これより一層人氣は沸騰し、最早や如何とも制し難きものとなつた。

凡そ物には勢ひといふものがあつて、策者の策でも、智者の智でも、之れを制することが出來ない場合がある。鳥羽・伏見の變を目前にした大阪の形勢が、全くそれであつた。大局に著眼するものも、理智に富むものも、ただ勢ひの赴むくに委かする外はなくなつてしまつたのが、慶應三年〔丁卯〕最末の大阪である。

此間の事情は、慶喜の直話として『昔夢會筆記』に載せてある述懷が、最もよく眞情を物語つてゐる。左にその一節を抄錄する。

昔夢會筆記〔德川慶喜談話〕

『予既に大阪城に入り、物情の鎭靜に力めしも、上下の激昂は日日に甚しき折から、江戸にて市中警衞の任を負へる莊內の兵と、薩藩の兵と爭端を開きしかば、大阪城中、上下の憤激は一層甚しきに至れり』

『さて大阪城中にては、上下暴發の勢、殆ど制し難く、松平豐前守の如きは、令を出して『大阪を徘徊せる薩人一人を斬る毎に十五金を與へん』などと、無謀の議を出すに至りしも、予は此の如きは血氣の小勇なり

とて制止せり。時に京都より、越前の中根雪江、尾州の某等四五人下阪して、予に入京を勸めたれば、予もさらば輕裝を以て入京せんと考へたりしかど、會・桑兩藩以下、旗本の者等之を聽かず『好機會なれば、十分兵力を有して入京し、君側を淸むべし』と主張し、老中以下、大小目附に至るまで、殆ど半狂亂の有樣にて、若し予にして討薩を肯ぜずば、如何なることを仕出さんも知るべからず、何さま堅く決心の臍を固め居る氣色なりき』

『板倉・永井〔尙志〕等は、頻に將士激動の狀を說きて、『公若し飽くまでも其請を許し給はずば、畏けれども公を刺し奉りても脫走しかねまじき勢なり』といふ。予は『よもや己を殺しはすまじきなれども、脫走せんは勿論なるべし。さては愈國亂の基なり』と。ひたすら制馭の力の及ばざるを嘆ぜしが、江戸にて薩邸を討ちし後は、尙更、城中將士の激動制すべからず。遂に彼等は、君側の姦を拂ふ由を、外國公使にも通告して入京の途に就き、かの鳥羽・伏見の戰を開きたり。予は始終大阪城中を出でず、戎衣をも著せず、唯謹愼し居るのみなりき。此際の處置は、予固より宜を得たりとは思はざりしも、今にていへばこそあれ、當時の有樣にては、實にせんすべも盡き果てて、形の如き結果に立ち至りしなり』

『自身を刺殺してもやるといふ。それでも宜いからならぬと、もう一つ上へ出たらどうなるかといふことを度々考へる。どうも始末がつかない。……それで二條の城から大阪へ引上げる時、手代木〔直右衛門〕が先づ遊ばして御覧遊ばすが宜うございませう。私などは、拜見いたしませう。といふやうなことを言つて居た。

まあ是なら大きにと思つて居たら、なにどうもさうはいかない。……私は不快で、其前から風を引いて臥せつて居た。もういかぬといふので、寢衣のままで始終居た。するなら勝手にしろといふやうな、少し考へもあつた。……名が大切なもので、名が惡いと、どうも兵力は振はない』

如上の談片の示してゐるやうに、慶喜は飽く迄も一種の冷靜さを失はないでゐる。この冷靜が、或る時は冷淡とも見える爲めに、慶喜を軍前の血祭りにあげて進軍しようとする勢ひをも生ずるのである。慶喜一身の爲めに、身命をまで打ち捨てようとしてゐる幕臣を、他人の事のやうに、冷然と見てゐるかに思はれる慶喜の態度が、一層佐幕の士をして、憤激せしむる一因ともなつたであらう。

【十三】西郷に匹敵する人物

時に慶喜は感冒の氣味にて臥蓐中であつた。固より横臥するほどの病勢ではなく、少しく心地惡しき程度で、脇息に倚つて心身を休むるの態であつた。一日老中板倉伊賀守は、その病狀を訪ひ且つ決心を促すべく參伺した。

『既に御承知の如く、昨今阪地の風雲は、刻一刻暗澹の度を加へ、旗下將士の激昂は、今やその絕頂に達し危機正に一髮の間に迫まると相見えまする。勢ひ最早や今日と相成つては、壓ふることも鎭むることも、人力の左右するところではムりませぬ。このままでは濟まされぬ勢ひであれば、所詮兵を率ゐて御上京の決意あるより他に、方途も盡きたりと覺えまする』

匙を投げたのか、胸に一物あるのか、勝靜は反覆して帶兵上京を進言した。折から慶喜は書見の態であつたが、今讀みさしの『孫子』を取り上げ、靜かに披いて指ざした一節は、

『知レ彼知レ己。百戰不レ殆。不レ知レ彼知レ己。一勝一負。不レ知レ彼不レ知レ己。每戰必敗。』

作戰篇中の一句であつた。慶喜は徐むろに脣を開いて曰く、

『古聖の名言は、今も昔も變りはない。今日の狀勢とて、孫子の一言は極めて適切だ。兵を出すは易く、勢ひを察するは難い。試みに問はん乎、我が譜代或ひは旗本將士の中に、一人の西鄕吉之助に匹敵するほどの人物がムるか』

慶喜が先づ引き合ひに出したのは西鄕である。兎角氣にかかるのは、あの巨然たる泰岳の偉容であると見える。風の吹くにまかせ、雲の流るるにまかせ、默々として蒼穹に聳えてゐる姿に、いふべからざる威嚴がある。況んや猛虎を深谿に抱き、蛟龍を淵底に藏するにおいてをや。困まつたのは伊賀守、暫らく首を傾むけてゐたが、

『とても西鄕ほどの者は見當りませぬ』

と匙を投げた。

『然らば大久保一藏に當る者は?……』

『それも擧げ兼ねまする』

慶喜は冷然たる面持ちにて、

『小松帶刀、吉井幸輔、伊地治正治、、、、、、』

と次々に數へあげて、

『この邊のところで如何ぢや……』

と問ひ詰められ、板倉は一々指を屈して考へてゐたが、

『その邊の人物も、チト危うい次第でムりまする』

正直に答へて、私かに嘆息した時に、慶喜は容を改め、徐むろに諭していふやう。

『さもあるべし。戰ひは勢ひである。勢ひは人である。薩の人物に富んでゐるのに引きかへ、如何に我れの人物に乏しきことよ。かかる劣勢を以つてして、群雄雲の如き薩・長に當らんこと、思ひも寄らざるところでないか。假りに戰ひを開いたとて、勝敗の決は既に分明である。所詮は徒らに朝敵の汚名を蒙むり、祖先を辱むるに過ぎないであらう。由なき軍さを起して、醜を天下に晒らすではないぞ。』

板倉は尤もであると考へないではなかつたが、何處やら意氣地のないやうな氣もしたと見え、

『仰せの程は一々御尤に存じまする。なれども將士等の激昂は制する術もありませぬ。若し強ひて彼等の請ひを拒み玉はば、畏れながら上樣を刺して脫走するものも、出で兼ねまじき狀勢に見えまする。』

『よもや、累代の主君に刄を加ふる輕卒はあるまいが、脫走するは必定であらう。いづれは國の亂れを見ねば已むまいが、扨ても憂ふべき次第ではあるよ……』

流石に慶喜も嘆息の外はなかつたと傳へてゐる。
慶喜刺殺云々は、固より事實ではあるまい。しかし乍ら激憤の極に達してゐる會・桑藩士の中には、不甲斐なき慶喜を憤ふるの餘り、偶々過言を口走つたものがないとはいへぬ。慥かに慶喜公を軍前の血祭りにしても、一矢を薩・長に報いずんば、腹の蟲が癒へぬとは、徳川恩顧の將士の意氣であつた。
『已むを得ざる勢』に引きずられて行つたのが慶喜の態度であつたらうが、眞にさうであれば、意志の薄弱であることを爭はれぬ。慶喜にして若し鐵石の心腸ありせば、死を賭して退くか、死を賭して進むか、いづれにしても戊辰の劈頭において、美事に最期を遂ぐべきであつた。智あつて勇なく、或ひは萬一の僥倖を期したるが爲めに、遂ひに鳥羽・伏見の一戰となり、千秋拭ふべからざる汚點を印するに至つたのである。慶喜の爲めに惜しみても猶ほ餘りあるは、勇斷なかりし慶應末期の一頁であつた。

【十四】朝廷三職の陣容

大阪方の形勢が、山雨將に到らんとして風樓に滿つるの觀ある時、京都の情勢は如何であつたかといふに、朝野を通じて勤皇派の勢力は、次第に增加の機勢にあつた。
當時の中心政府ともいふべき三職は、當初人物選任の後、土州及び尾・越兩州の斡旋運動によつて、肥後、筑前、柳川、尾張各藩士の中から、更らに有力の人材を拔擢して參與に補すると同時に、薩・長藩においては、之

れに對抗の必要上、勤皇公卿及び長州、大垣藩士を參與に進めた。

皇政復古令と共に、初めて三職を置かれたる當時よりは、職態（しよくたい）に變更（へんかう）があり、人員も多きを加へた。即ち慶喜上京前後の三職人別は、次の如くであつた。

慶應三年十二月の三職人別

【總　裁】有栖川宮熾仁親王

【議　定】仁和寺宮純仁親王（後の小松宮彰仁親王）
山階宮晃親王　中山忠能　正親町三條實愛　中御門經之
三條實美　岩倉具視　長谷信篤　德川慶勝
松平慶永　淺野茂勳　山内豐信　島津茂久
伊達宗城

【參與（上）】大原重德　橋本實梁　萬里小路博房　西園寺公望
東久世通禧　德大寺實則　久我通久　壬生基修
四條隆調

【參與（下）】丹羽淳太郎　田中國之輔　田宮如雲　林　左　門（以上尾張藩）

中根雪江　酒井十之丞　毛受鹿之助　三岡八郎（以上越前藩）
後藤象二郎　神山佐多衛　福岡藤次（以上土佐藩）
辻　將曹　櫻井與四郎　久保田平司（以上安藝藩）
岩下佐治右衛門　西郷吉之助　大久保一藏（以上薩摩藩）
溝口孤雲　津田山三郎（以上肥後藩）
十時維惠（以上柳川藩）
廣澤兵助　井上聞多（以上長州藩）
小原忠寛（以上大垣藩）

右の中、議定及び上の參與、即ち公卿竝に大名を以つて成れる一團を上院といひ、下の參與即ち諸藩有志の一團を下院と稱して居つた。明治以後における上下兩院制度の濫觴をここに見るのであるが、固より會議に制度がある譯でなく、力量あるものが進んで論議し、大勢は之れに決するといふ、極めて茫漠たるものであつた。

數の上からいへば、上院の公卿大名中では勤皇派が多數を占め、下院の藩士では公武派が優勢であつた。若し多數決の制度を以つて、議論の採否を決するのであつたならば、下院諸藩士の間においては、固より薩・長・土の議論は、勝を制することは出來なかつたに相違ない。併しながら當時は一に人物の力倆によつて左右せられたので、結局、參與中の達識雄辯家たりし、大久保對後藤の取組みによつて、勝負は決した。積積亮之助・若井論

三が『京情探索書』として、稲葉美濃守、同兵部大輔に致した、十二月二十三日京師發の書信中に、

京情探索書〔慶應三年十二月二十三日〕

一、藤堂、藤井丹助、須知九右衞門云。參與所へ罷出、議定所より始終呼に參り候名前は、大抵は後藤・大久保之兩人のみにて、其跡は格別多用之樣にも、見受不レ申候。云々

と報じてゐるのでも、這間の消息を解することが出來る。公武派の議論の劣勢とあれば『ソレ後藤を呼べ』といふことになり、勤皇派の主張が北向きとなれば『ソラ大久保だ』と聲がかかつた。人物及び識見の優劣は、それほど輕重の差を示して居つた。大久保は岩倉に向つて『列侯の諸藩士は因循姑息の徒のみ、議定・參與に至つては、具眼の士は一人もなく、平穩無事を好み、諛言雷同して周旋盡力するの次第、憤慨に堪へず』と罵倒してゐるが、彼れの力倆と手腕とは、慥かに拔群のものであつて、議定・參與の一切を相手にしても、猶ほ彼れの峻烈なる機鋒に敵し難きの觀があつた。

【十五】慶喜の上京と尾・越

翻へつて說く、慶喜の上京は、今や刻下に切迫した。併かも大兵を擁して、旗鼓堂々と鳥羽・伏見の二道を壓せんとする勢ひにおいてしてゐる。慶喜の意志が那邊にあるに拘はらず、將士の意氣は血戰を必期してゐる。

岩倉が尾・越の周旋に聽いて、慶喜の上京を通じたのは、慶喜をして單身入京せしめ、勅命によつて辭官納地を承認せしめようとするにあつた。若し慶喜にして、私を捨てて大義を踏まば、彼れの行動は實に俯仰天地に恥ぢざるものである。ここに至つて彼れを議定に任せば、薩・長も之れに反對の餘地なく、德川氏も終りあるを得るといふべきである。岩倉の思考するところは、慥かに公道の上にあつた。併しながら慶喜は、岩倉の豫期に反して、戎裝の軍卒に擁せられて、東上せんとしてゐる。

薩・長は互ひに結束を堅うし、ここにおいて一戰せずんば、何の日にか德川を滅さんと激鬪いてゐる。その兵力は微弱であつても、兩藩の兵士は太平惰眠の幕臣と違ひ、既に外國と戰ひを交へ、之れを擊退した實戰の勇士である。況んや我れに皇師の名あり、錦旗の下において戰ふにおいてをや。一以つて千に當るの意氣を以つて、上京の幕兵を迎へ擊たんと構へてゐる。

何人が之れを見るも、最早や、唯では納まらぬことは知れ切つてゐる。勝敗の孰れにあるやは、未だ知るべからざるにせよ、事ここに到つては、一大衝突を免がれない。政治戰は既に終り、最後の黑白は戰爭によつて決せらるべき秋となつた。而かもこの危機に直面して、猶ほ且つ尾・越周旋の力に依賴して、兩派の調停を試みんとしたものは、實に岩倉友山であつた。ここに至つて驚嘆すべき政治家の風丰を、我が岩倉入道に發見するのである。

明治元年〔戊辰〕正月元日、岩倉は朝拜の伊達宗城に向つて、頗ぶる卽今の狀勢を憂慮し、幕・薩の間に調停周旋すべきを懇請してゐる。宗城の自記する處に、その一端が窺はれる。

伊達宗城手記（慶應三年十二月）

【岩倉】王政復古に相成候得共、迚も唯今之樣に候ては、此先基本相立候樣には參間敷、御說も候はゞ相伺度。
【答】私儀は、御承知之通、四五日前上京（十二月二十三日入京）致し候位にて、一向、未、東西も不㆓相分㆒、何とも難㆓申上㆒。
【岩倉】私も同樣、九日以後（十二月九日復古以後）出懸候位にて、何分も不㆓相立㆒（分？）候得共、唯今之次第に相成候は、朝幕見込相違仕、朝は攘夷と申、幕は開港を唱候より起、且長州戰爭等にて、畢竟加樣に相成候處、唯今之處にては、王政に復し、皆一に歸候故、是迄之義は一洗致、幕も出、長も出候て、共々協力致候上に無ㇾ之ては、不㆓相成㆒と存候旨。
【答】誠以御卓見にて、何れ御論之通り、大樹も出候樣、早速御召上げに相成候て、議定職に被㆓仰付㆒、合心に無㆓御座㆒ては不㆓相成㆒、過刻三條（實美）より、土地之御議論（將軍家納地を云）有ㇾ之候處、唯今、貴所樣之御論に對し候ては、先枝葉と存候。何れ明日は參集致候故、明日被㆓仰出㆒候ては如何。
【岩倉】明日は可㆓申出㆒故、御同意に候はゞ、薩・長之間は、御周旋被ㇾ下度。
【答】乍ㇾ不ㇾ及、微力には候得共、御同意に候間、力を盡可ㇾ申。
如上の會談は、稍〻お座敷行儀の憾みがあり、岩倉も單刀直入、肺肝を吐露してかからず、宗城も表面的御挨拶

であしらつてゐるが、要領は略ゝ達してゐる。結局、岩倉は、

『幕府と薩・長とが、喧嘩をするのは面白くない。出來る丈け平和に解決したい。兩派の調停に一つお力を借しては下さらぬか』

といつたのであり、宗城は、

『慶喜を議定にするなら、應分の力を致して見よう』

と引き受けたのである。

岩倉が斯く何處までも戰爭を避けようとした理由は、果して何處にあつたのであらうか。何處までも時局を擾亂に陷いらしめず、平和に解決したいといふ肚であつたことは申すまでもないが、そこには又た別に、一種の危懼も存してゐたのであらうと思はれる。

一種の危懼といふのは外でもない。勤皇派の實力を危ぶんだのである。岩倉は、三條の情熱的であるのと違ひ何處までも打算的である。岩倉はその『叢裡鳴蟲』の中で論じたやうに、今や天下は薩・長によつて動かされてゐる。故に薩・長を聯合した力の上に立たずんば、皇政復古の大業は成り難い。薩・長合一すれば朝廷は安全であるとは思つた。併しながら、當今の形勢に迫まつて見れば、慶喜が大阪の堅壘に據り、會・桑の精兵を中堅とする親藩・譜代の大部隊を一括する兵力は、數において薩・長に優つてゐる。如何に、薩に西鄕あり、大久保ありといつても、實力において如何ともすることが出來まい。兩軍火蓋を切るはよい。火蓋を切つた曉に、薩・長

敗軍となると、事は頗ぶる危險である。自分等の首の座が危ういばかりか、主上の御動座も避け難い。かうなつては面倒が加はる。出來るならばそんな荒仕事をせずに、お互ひに談笑の間に手を握りたいといふのが、岩倉の肚であつたらう。

西郷は既に必死の勢ひであり、巨眼を開いて鳥羽・伏見街道の風塵を望見してゐる。大久保は眥を決して岩倉に肉薄し、英斷一下、錦旗を朝風に翻へせと詰め寄せてゐる。その勢ひを避け難きものとはしつつも、猶ほ岩倉が、春嶽を賴み、慶勝を招き、容堂に請ひ、更らに新來の宗城まで捲き込んで、最後のドタン場まで戰爭を避けようとしてゐるのは、何としても、心中一片の危惧あるを否みがたい。

岩倉如何に圖太くとも、彼れとて所詮は公卿である。未だ嘗て、手に劍戟を執つて戰場に立つたことはなく、固より身後に一兵卒をも有してゐるのではないから、イザ戰ひとなると、さて決心が鈍ぶる。臆病といふほどのことではないにしても、そこは軍人と政治家との相違がある。

ここに至つて我が西郷吉之助が、靜かに精兵を擁し、泰然として機の到るを待ちつつある偉容が、悠然として眼前に浮んで來る。彼れは實に今日あるを、幾春秋をかけて待つてゐたのである。

【十六】　越前藩の調停と三職會議

抑ゝ慶喜上京の議は、尾・越・土の周旋に基くものであつて、三藩周旋の要領は、慶喜をして上京入參せしめ

辭官納地の勅命のお受けをなさしめ、その上で議定に列せしむる順序を取つて、徳川氏の面目を立てしむるにあつた。春嶽、慶勝兩侯が、自から大阪に下つて周旋の結果、慶喜の意志も上京には決したが、閣老及び城中の意嚮は、入京して大いに幕勢の回復を謀らうとするにあつたので、大兵を率ゐて入京の準備を爲した。

岩倉を中心とする、薩・長派の有志は、夙に此間の消息を解してゐたので、徹頭徹尾、討幕論を强調した、十二月二十九日、岩倉は這間の形勢を憂慮し、自から三條實美卿の邸に赴いて、對策を議した。此日の會合には、岩倉、三條を初め、正親町三條、東久世等の諸卿、及び薩藩士西郷吉之助、大久保一藏、岩下佐治右衛門、長藩士、廣澤兵助、井上聞多等であつた。

席上公卿等はやや穩健の論で、尾・越・土三藩の周旋もあることであれば、一應慶喜の上京を許し、彼れの言ふところも聞いて見てはどうだとの意嚮であつたが、西郷等は、慶喜を擁する幕兵の陰謀既に歴然たる以上は、一擧之れを邀擊するの外はないと論じた。中に井上の如きは、三條に向つて、

『三日間、拙者を公卿に任じて貰ひたい。然らば殿中において慶喜に接近し、一撃の下に刺し殺して了ひます。此の場合一口の短刀は、幾十萬の兵力に代つて、維新回天の業に役立つであらう』

と壯語したといはれてゐる。

在席の公卿等は、舌を捲いて驚いたといふことであるが、最後まで大決心がつかなかつた容子である。

一方、尾・越兩侯が、慶喜が朝命のお請けをして、いよ〱大阪から東上するとの復命をしたのは、十二月晦

日であつた。春嶽は特に中根雪江を岩倉卿に派遣して、兎に角、慶喜を入京せしめて、委細は、その上の事にして貰ひ度いと申し入れた。

中根曰く

『いろ〳〵周旋の結果、慶喜公も入京の意を決せられたが、いよ〳〵入京の上は、兼ねての申し入れ通り、議定に任じて下さるか、又た、政府御用途のことも、全國高割といふに決して、速かに御布告あらせらるるか、その邊の確たる御返事を承はつておきたいものである』

と、念を押した。岩倉は答へて曰く

『どうも僞はらざるところ、薩・長二藩と德川氏とは、到底兩立し難い狀勢である。さりとて尾・越兩侯の熱心なる周旋を空しくするにも忍びないから、土州・宇和島兩侯をも加へて、和解に盡力を依賴してゐる次第である。慶喜にして、若し上京の上、從來の罪を一身に引き受け、謹んで辭官納地のお受けをするのは勿論、兵を解いて軍器、軍艦を朝廷に獻納するの擧に出でたならば、立派に誠意も立ち、恭順の意も明らかとなることであるから、その上は議定職に任ぜられても、誰れ一人異議を唱ふるものもあるまい。之れに反して、慶喜の態度玆に出でず、强を賴んで威を逞しうするにおいては、薩・長の主張に基き、飽くまで討伐の素志を斷行するの外はない』

問題は要するに『慶喜に誠意ありや否や』といふに懸つてゐる。この焦點が解決しない限り、幾度中根が京阪

にお百度を踏んでも、決しようはない。此方で誠意があるといつても、彼方で誠意がないといへば、それまでの話。結局は水掛論である。

そこで中根は、岩倉邸より引き返へして、春嶽に岩倉の意中を告げ、更らに左の如き案文を草し、岩倉に請うて、一々許可の批箋を附せしめ、他日の確たる左證とするの外はないと進言した。案文に曰く、

越前藩の調停案 〔中根雪江提出〕

一、午刻〔午十二時〕前上京相成候はゞ、直に参内、午刻以後上着相成候はゞ、翌朝直に参内致候様、可二相成一事。

一、参内之上、表向辭官之御手續相濟候上は、政府御用途全國高割之儀も、即日列藩へ御布告に可二相成一事。

但

一、上京之節、相應之人數、引率之事。

一、参内之節、九門外迄、是迄之通、兵隊引率之事。

一、九門内へ是迄よりは人數多く、召連可ㇾ申事。

右、上下着之向にて兵仗は無ㇾ之。

中根は此の草案を携へて、九條邸における三職會議の別室にて、岩倉に面謁し、批書を求めたが、これでは如何な岩倉も、判を捺す譯には行かない。岩倉の言ひ分は、少しも加味されて居らず、徹頭徹尾、慶喜の都合から

割り出された筆文である。況んや大兵を率ゐて九門内に乘り込むとあつては、卽座に承引は出來ない。いづれ衆議に諮つて……』と卽決を避けたのは、蓋し左もあるべきことである。

＊　＊　＊　＊　＊

中根が如上の草案を岩倉に致したのは、明治元年（戊辰）正月二日で、此の日には九條邸において三職會議が開かれ、主として慶喜東上問題が議せられた。當日の會議は午前十時から開始され、西鄕・大久保は同道して席に列し、大久保は極力『先づ會桑兵の歸國を實行し、然る後慶喜の入京を許すべし』との論を主張したが、尾・越・土・肥・宇和島諸藩、之れに反對して、決議を見るに至らなかつた。

戊辰日記（中根雪江手記）

○同月（明治元年正月）二日、此頃、總裁宮（有栖川）御服穢に而、御參內難ㇾ被ㇾ成故、今日指當り、德川氏之議事、御指支に付、俄に九條殿御借上げ、假議事院と相成、宮初、官武議定、上下參與、巳刻（午前十時）より會集に相成、內府公（慶喜）近々御上京可ㇾ有ㇾ之に付、其節御取計振之御集議なり。其內、會・桑歸國之上に而御上京可ㇾ然との議（薩論）起り候へ共、是は難事なるべしとの論（尾・越論）有ㇾ之不二相決一に付、右件坂地へ降命に可二相成一御書面、下院へ御下げ、衆議之處、會・桑朝廷へ對し、何等之罪有て、如ㇾ此御譴責有ㇾ之哉、可ㇾ斥罪惡無ㇾ之上は、公論を以、會・桑も共に被二召上一可ㇾ然との建議に相成、愈ゝ不二相決一。云々

とは中根の『戊辰日記』の記すところで、大久保一藏の日記には、次のやうに認められてゐる。

大久保利通日記（明治元年正月二日）

一、二日、今朝自二岩倉公一被レ召候に付、西鄕え託す。十字比、岩下氏え差越、西鄕も來る。（中略）今日は於二九條家一朝議被レ爲レ在候付、第一德川家に御達之儀、專要之事候間、評議御承知被レ成度と之御事候。會・桑歸國之次第も有レ之候事付、是非右取計之上、上京候樣、御達可レ然旨、言上いたし、尙西鄕え參、長州士え參る。留守に而、西鄕同道、九條家に出仕。云々

一、德川氏え會・桑歸國取計候上、上京候樣與之趣、御紙面、是以下參與え被二相下一、土藩、肥後、其餘參與官異論有レ之、伺相成候。初夜退散。

兩派反對の代表者たるの觀ある、兩氏の日記を對照し來れば、當日參職會議の次第は、略〻その狀勢を察知することが出來よう。

【十七】危機一髮の間に周旋

薩・長が極力討幕論を主張してゐるに關はらず、尾・越は飽くまでも周旋の手を休めず、何を賴んでか、これ又た極力平和的解決を策しつつあつたが、正月二日、三職會議の半ばに當りて、大阪擧兵の飛報は、慶永の手許

に齎らされた。『戊辰日記』は、此間の事情を記して次の如く示してゐる。

戊辰日記（中根雪江手記）

〔前略〕此餘之議事有レ之、七時頃〔午後四時頃〕にも可レ有レ之、伊藤友四郎參殿、密々申達候は、唯今小原仁兵衞方へ罷越、及ニ一酌一候處、同人申聞候は、一昨晦日〔十二月三十一日〕夜、於ニ華城一〔大阪〕御達有レ之候は、上樣〔慶喜〕近々御上京之御運びに付、御先勢追々御繰出に相成候間、在阪諸藩之人數も、指出候樣との儀に而、事の爲體以之外切迫危險に而、專ら伐薩之御模樣に有レ之、昨朔日〔正月一日〕より、遂々御出勢に相成との事、坂地へ指出置候兵隊之向より、報知有レ之に付、此節左樣之御事柄、極而御失策と存じ、則微意爲ニ建白一井田五藏指出候へ共、迚も行屆申間敷、何分御不策千萬と存候間、其段老公〔慶永〕へも、申上吳候樣との事に付、不ニ取敢一參殿之由也。云々

如上の報告は、痛くも周旋派の耳朶を打つた。之れによれば、大阪の擧兵は、既に十二月晦日に命令が發せられ、正月一日・二日には追々先手の出動を見つつあつたことが察せられる。かくては尾・越の同情ある周旋も、一旦にして水泡に歸し去るの惧れがある故、事の次第を耳にした、周旋派の下參與連は、一同痛心の面持ちであつた。

就中、慶永は、一大事出來と感じたので、少しく所勞であると稱して歸邸し、戶田大和守をして急遽大阪に下り、鎭撫せしむるところあらんとした。戶田は兼々同志の中からも『御所贔屓』と噂されてゐる位だから、自

分が下阪しても、迚も目的は達し難い。それよりも有力なる藩老を派遣した方がよからうとして辭退した。尤も事茲に至つては、最早や手のつけようはないと諦らめたからでもあらう。

如何にして此の急變に善處すべきかに就いて、緊急會議は春嶽邸において、匆忙の間に招集された。時刻を移さず、伊達宗城、戸田大和守、成瀨隼人正（尾侯代理）後藤象二郎、溝口孤雲、藤堂歸雲、中根雪江等相會し、額を鳩めて合議したが、結局かかる暴擧を諫止するの外はないので、中根雪江、十時攝津、溝口孤雲、深尾鼎の四士が、即刻西下することに決したのは、夜を徹して翌正月三日午前四時ごろのことであつた。中根が西下した折には、鳥羽・伏見街道においては、既に開戰中であつたので、軍勢を押し別けて大阪に向つたが、矢、既に弦を離れては、最早や如何ともすることが出來ない。

* * * * *

事茲に至つても、中根は、猶ほ思ひ切ることが出來なかつたものと見え、大阪へ下向の前、正月三日朝、岩倉を訪うて、

『自分はこれより直ちに下阪し、幕兵の暴擧を諫止する心底であるが、今日の狀態となつても、約束通り慶喜上京とならば、兼ねての手續を實行して下さるるや否や。今一應、次の三ケ條に就いて、慥かと御請合ひ下さるるか』

と、懷中から取り出した書面には、左の三綱要が記されてあつた。曰く、

尾・越提案の三綱要〔明治元年正月三日〕

一、午刻前、上京相成候はば、午刻後、直に參內可レ被二仰付一哉。

一、午刻後、上著相成候はば、翌朝直に參內可レ被二仰付一哉。

一、參內之上、表向手續相濟候はば、卽日職掌可レ被二仰付一哉。

繰り返へし、捲き返へし、捩ぢ返へし、根氣よくも迫まりつけたものだ。場合によつては、春嶽、容堂、宗城、慶勝、打ち連れて西向の決意あることをも、雪江は岩倉に告げた。

之れに對して岩倉は、本日は宮中において重要會議がある故、諸侯方の下阪は見合はさるべきを述べ、三箇條の提案に對しては、前二條は如何やうに請合ひも致すが、第三條は異論もあるから、卽答は出來ないと斷わつた。

併しながら慶永が、皇國の爲め、宗家の爲め、最後まで心血を盡して周旋せんとする誠意には、流石の岩倉も少なからず感動するところがあつた。雪江等は、萬一周旋その功を奏せず、大破局を演ずるに至らば、尾・越兩藩の兵隊を引率して戰場に立ち入り、幕・薩兩軍の中間に陣を立てて一大防波堤を作つて、双方を引き分ける決心をさへつけて居つた。事は行はれなかつたけれども、その誠意に至つては、寧ろ悲壯とするに足るものがあつた。

此時、岩倉は雪江に向ひ、春嶽、慶勝の心事に對し、且つ稱し、且つ謝して曰く、

『懐ふに今日迄、尾・越兩侯の周旋は、實に到れり盡せりであつた。然るに今日の形勢に立ち到つたのは、

洵に是非なき勢ひであつて、固より兩侯に不足を申すべき筋合ではない。此節若し兩侯にして下阪さるるにおいては、或ひは再び上京さるることは困難であらうと察せられるから、切にこれは思ひ止まられたい。兩藩は德川氏と容易ならぬ關係にあること故、萬一開戰の場合と雖も、まさか德川氏を討てと命ずる譯にも參るまい。さすれば自分の肚では、いよ〳〵の場合には、兩家に對しては、主上玉體の御守護を命ずる考へである。之れについて、汝の存じ寄りは如何あるか』

頗ぶる情誼を盡したる岩倉の一言に、雪江も亦た深く感に入り『我等に對し、玉體の御守護を命ぜらるるにおいては、誰れあつて異議を申し立つるものがあらう』と述べ、歸つて春嶽に報じ、西行の途に就いたのであつた。

かくして鳥羽・伏見の戰雲は刻々に危急に瀕し、宮廷內は鼎の湧くが如き有樣であつたが、流石に岩倉は一絲亂れず、正月三日正午には、春嶽に對して有栖川總裁宮よりの參朝の御沙汰を傳へた。宮中よりは、いよ〳〵慶喜を『朝敵』の名において『御所置』あるべき御達しがあり、夜に入つて、左の命令を授受した。

尾・越兩藩に禁闕警衛御沙汰書 〔明治元年正月三日〕

尾張大納言

越前大藏大輔

大政復古に付而は、御沙汰之趣も有レ之、去月來、出格盡力之次第、神妙之至に被二思食一候。然る處、今曉來

伏見表之事件、不㆓容易㆒模様に押移り、最早萬不㆑得㆑止形勢に付、此上は多年、勤王之旨趣、彌勉勵、奮闘警衛可㆑有㆑之、被㆓仰出㆒候事。

正月〔明治元年〕

追而、思召之儀も有㆑之候間、若人數不足候はゞ、早々國元より繰出候樣、御沙汰候事。

事玆に到つて、尾・越の周旋も、その最後の幕を閉づるに至つた。雪江の自記せるところに、

戊辰日記〔中根雪江手記〕

私云、此時之邸議に、朝廷に而は、薩・長を御抑置之事故、坂兵より手出し不㆑致候はゞ、異變には相成間敷、又、朝命さへ無㆑之候へば、假令事に及びたり共、坂・薩兩兵之私闘とも可㆑申もの故、何とか所置方も可㆑有㆑之、兎角、討伐之朝命降り候而は、夫切之事と相成儀故、御參內之上、其邊御盡力、可㆑被㆑爲㆑在となり。

とあり、飽くまでも事變を拯はんとするの意志であつたが、大厦の崩るる時、一木のよく支ふるところではなく洪水の既に長堤を決して横溢し來る時、最早や何ものを以つてするも、之れを禦ぐことは出來ない。

大勢の赴むくところ、遂に朝・幕の開戰を避くるに由がなかつたとはいへ、慶喜にして若し能く尾・越の周旋に依賴し、終始部下の暴發を抑ふることが出來たならば、彼れは少なくとも『朝敵』の汚名を殘さずして、其終りを完うしたかも知れない。

西郷は固より戰ひを欲して居つた。彼れは大波瀾を豫期し、此の間に興國の士氣を砥勵し、新建國の偉業に堪へ得るの國民を、作出せんと欲してゐたには相違ないが、慶喜にして前非を悔ひ、單身入京して、主上の前に双手を地上につき、首を俛して恭順の誠意を披瀝するに至つたならば、西郷、豈に之れを打擲するの無情漢ならんや。必らずや鳥羽・伏見の醜戰を殘さずして、國史は一層の光輝を增したであらう。

第三章　鳥羽・伏見の戰爭

【一】　徳川慶喜の討薩奏聞書

勢ひは避くべからず。明治元年戊辰正月三日、徳川慶喜の名において、大阪幕閣は、遂に左の奏聞書を發するに至つた。

徳川慶喜の討薩奏聞書（明治元年正月三日）

臣慶喜、謹で去月九日（慶應三年十二月）以來之御事態を奉二恐察一候得者、一々朝廷之御眞意に無レ之、全く松平修理太夫（薩藩侯島津茂久）奸臣共陰謀より出候者、天下之所二共知一、殊に江戸・長崎・野州・相州、處々亂妨劫盜及候儀も、同家家來之唱道により、東西響應し、皇國を亂り候所業、別紙之通にて、天人共に所レ憎に御座候間、前文之奸臣共、御引渡御座候樣、御沙汰被レ下度、萬一、御採用不二相成一候はば、不レ得レ止、誅戮を加へ可レ申候。此段謹で奉二奏聞一候。

正　月（明治元年）　　　　慶　喜

此奏聞書は、正月三日、大目付瀧川播磨守に託して、之れを朝廷に上つらせた。然るに瀧川が出發した時は、既に鳥羽・伏見開戰となり、京都に通ずることが出來ずして引き返へした。大垣藩主戸田忠至に託して、やうやく朝廷に達するを得たのは、既に鳥羽・伏見戰役後の、正月五日であつた。

『皇國を亂り候所業別紙之通』とある、所謂る『別紙』には、次の如く、薩藩の罪狀が歷記された。

薩藩奸黨之者罪狀之事（同上）

一、大事件盡ニ衆議一と被ニ仰出一候處、去月九日、突然非常之御變革を口實に致し、奉レ侮ニ幼主一、諸般御處置、私論を主張候事。

一、主上御幼冲之折柄、先帝御依托被レ爲レ在候、攝政殿下（二條齊敬）を廢し、止ニ參內一候事。

一、私意を以、堂上方を、恣に黜陟せしむる事。

一、九門其外、御警衛と唱へ、他藩之者を煽動し、兵仗を以、宮闕に迫候條、不レ憚ニ朝廷一、大不敬之事。

一、家來共、浮浪之徒を語合、屋敷へ屯集、江戸市中押込强盜致し、酒井左衛門尉人數屯所へ炮發亂妨、其他、野州・相州、所々燒討劫盜に及候者、證跡分明に有レ之候事。

如上二通の文書にあるところが、卽ち慶喜東上の言分であり、同時に戊辰の戰役に對する、幕府の立前であつた。之れによつて見る時は、慶喜の東上は豫め戰爭を豫期し、討薩を實行する爲めに行はれたもので、慶喜の身

上に關し、朝廷の意を受けて誠意を開陳するの情は、微塵も示されてゐない。之れによつて見ても、岩倉及び諸藩の周旋とは、全然別個の意味において、慶喜が兵を進め來つたことが分明である。

慶喜の指摘するところが、全く故なきことではなく、公平なる見地において、薩藩の横暴は蔽はれぬところであるにしても、之れを處分するの大權は、既に朝廷に移つて德川氏には存しない。慶喜既に政權を返上し、天皇親政の古へに復するの今日であつて見れば、德川氏も薩藩も、是非曲直を決するにおいては、均しく朝廷の下にあつて親裁を受くべきである。今や慶喜が、薩の奸賊を討滅するの主意において、干戈を動かさんとするのは、朝政のに下おいて、何としても私兵たるを免がれぬ。冷靜明智の慶喜が、かかる擧動に出でたのは、慥かに千慮の一失、千古の恨事である。

慶喜及び幕閣は、一方朝廷に奏聞書を上呈すると同時に、一方諸藩に對しては、奏聞書寫に、別に左の副書を添へて、討薩の檄を飛ばした。

討薩の檄 〔明治元年正月三日〕

先般獻言之次第も有レ之處、豈料んや、松平修理太夫、要ニ幼帝一、不レ盡ニ公議一、矯ニ叡慮一、天下之亂階を醸し候件件、不レ暇ニ枚擧一、依レ之別紙兩通之奏聞を遂げ、大義に依て、君側之惡を掃候に付、速に馳參、軍列に可ニ相加一者なり。

此書は譜代諸藩に對する動員令とも見做さるべきものであるが、文意は藩により多少の異同があり、やや委曲を盡せるものには、左の如き文面もあつた。

討薩の檄〔堀田正倫日記より抄出せるもの〕

予宇内之形勢を熟考し、政權を奉レ歸二朝廷一、王政一途に出、萬國並立ん事を欲す。豈料や、薩藩奸賊、奉レ要二幼帝一、不レ盡二公議一、矯二叡慮一、僞勅を下し、恣に公卿を黜陟し、天下之亂階を醸し候件々、不レ暇二枚擧一、依レ之別紙兩通之奏聞を遂げ、大義に依て君側之惡を誅戮し、自然本國を征討可レ及候に付、國國之諸大名、速かに馳登、軍列に可二相加一者也。尤軍賞之議は、平定之後、鋒先之勳勞に應じ、土地を可二割與一候事。

孰れにしても、今や慶喜は薩藩を以つて當面の敵と做し、君側の奸を拂ふの名義において、公然宣戰し來つた。

〔三〕幕軍の兵力及び部署

當時鳥羽・伏見の街道を厭して東上した幕軍の總兵力は、諸書の記錄に異同があつて明らかでない。且つ途中において增減があり、部署にも變更を生じ、明瞭に指示することは困難であるが、諸書を照合すれば、幕軍出動直前の兵數は、大約一萬五六千人前後であり、本隊は伏見街道にあり、別軍は鳥羽街道をとつて進軍したことが察せられる。而して松平豐前守が全軍總督として大局を統べ、塚原但馬守〔昌義〕が之れに副將とし、正月二日か

ら進軍を開始した。

幕軍出動當時における、各隊の部署(ぶしよ)は、概略、次のやうに定められてあつた。

鳥羽・伏見兩街道其他幕軍配備狀勢 〔諸書參照して作る〕

【黑谷方面】 主將佐久間近江守〔歩兵奉行〕河野佐渡守〔歩兵頭〕歩兵二大隊、安藤鐸太郎〔砲兵頭〕砲兵四門、今堀攝津守〔遊擊隊頭〕遊擊隊百三十人、騎兵三騎、築造兵四十人、會津藩兵生駒五兵衞、上田亥佐美、林權助兵四百人、砲四門。松平讃岐守〔高松藩主〕兵八小隊。攻擊の前日より出張する事。

【大佛方面】 主將高力主計頭〔陸軍奉行〕横田伊豆守〔歩兵奉行〕歩兵二大隊・砲兵二門・騎兵三騎・築造兵四十人、會津藩兵、堀半右衞門隊二番組、白井五郎太夫砲兵三門、兵四百人、稻垣平右衞門〔鳥羽藩主〕兵二小隊攻擊の前日より出張する事。

【二條城方面】 主將大久保主膳正、德山出羽守〔歩兵奉行〕歩兵二大隊・砲四門・騎兵三騎・佐佐木只三郎〔京都見廻組〕見廻組手四百人、本國寺組手二百人、築造兵四十人。攻擊の前日出張して城内に繰入のこと。

【伏見街道】 主將城和泉守〔歩兵奉行〕窪田備前守〔歩兵頭〕歩兵一大隊、大澤顯一郎〔歩兵頭〕歩兵一大隊、間宮鐵太郎〔砲兵頭〕砲兵四門、近藤勇新撰組手百五十人、騎兵三騎、築造兵四十人。

【鳥羽街道】 主將竹中丹後守〔陸軍奉行〕、秋山下總守〔歩兵頭〕歩兵一大隊、小笠原石見守〔歩兵頭〕歩兵一大隊、

谷土佐守〔砲兵頭〕砲兵二門、桑名藩兵四小隊・砲二門、騎兵三騎、築造兵三十人、松平右近將監〔濱田藩主〕兵三十人。攻撃の當朝、鳥羽へ出張、東寺に向ふこと。

【淀本宮】全軍總督松平豐前守〔老中格〕手兵一小隊四十人、室賀伊豫守〔御側御用取次〕手兵二小隊、戸田釆女正〔大垣藩主〕兵五百人。令を待ち京都に繰込むこと。

【橋本關門】酒井若狹守〔小濱藩主〕松平下總守〔武藏忍藩主〕兵若干。

【西の宮方面】須田雙一〔撒兵頭〕撒兵半大隊、砲一門、會津藩兵二百人。

【兵庫方面】松平阿波守〔德島藩主蜂須賀齋裕〕兵若干、會津藩兵二百人。

【大阪藏屋敷】天野加賀守〔撒兵頭〕撒兵九小隊、塙健次郎〔撒兵頭〕撒兵若干、吉田直次郎〔砲兵頭〕砲兵一門、會津藩、町田傳八隊、四百人。

【大阪城】大久保主膳正〔陸軍奉行〕奥詰銃隊八小隊、戸田肥後守〔陸軍奉行〕奥詰銃隊八小隊、杉浦八郎五郎〔銃隊頭〕銃隊四小隊、三浦新十郎〔撒兵頭〕撒兵四小隊。

【城外關門十四箇所警衛】小林端一〔歩兵頭〕歩兵一大隊。

【大阪市中巡邏】紀州藩兵。

【諸門勤番】松平刑部大輔〔吉田藩主〕手兵若干、戸田釆女正手兵と交代勤番。

【城外巡邏】酒井雅樂頭〔老中、姫路藩主〕兵若干、板倉伊賀守〔老中〕兵若干。

【天保山方面】　松平伊賀守（松山藩主、久松定昭）兵若干。
【黒谷兵糧護衛】　井伊掃部頭（彦根藩主）兵若干。
【大佛兵糧護衛】　稲垣平右衛門兵若干。
【大津・三條大橋方面】　福王駿河守（歩兵頭）庄勘之助（歩兵頭）附屬兵一大隊。

如上の兵數に就いては、固より確實とすべきものなく、諸書を照合して概數を示したに過ぎないが、總じて一萬乃至二萬（やや正確と見るべき兵數は一萬五千人とすべし）の兵を動かしたことは、慥かに大部隊の出動に相違ない。之れを薩・長在京總兵力、三四千に過ぎざるに比すれば、固より優越の大兵力たるに相違なかつた。西鄕が後に桂右衛門に贈つた報告書に『五倍の幕軍』とあるより察すれば、大凡、三千に對する一萬五千と見るが妥當であらう。

【三】　薩・長軍の兵力及び部署

此の時に當り、薩軍は、本陣を東寺において、鳥羽街道を守り、長州は主として伏見街道に當り、本營を大佛・東福寺に構へて、對陣しつつあつたが、固よりその兵力は微弱なるものであつた。在京勤皇派の諸兵は、

薩藩兵　三千餘人
長藩兵　千五百餘人

土藩兵　千餘人

藝藩兵　千五百餘人

であつたと稱せられてゐるから、この概數は約七千人に達する譯であるが、是等の諸兵は、大半は禁闕宮門の警衞に任じなければならなかつたのであるから、鳥羽・伏見に出動して、幕軍に對峙した兵數は、その半數と見ても、僅かに三千餘人に過ぎないのである。長藩士寺内暢三の屆書に依れば、長兵約七百人とあり、楫取素彥の書簡に從へば、薩・長兵は、合計千人に滿たずとされてゐる。

薩・長兵合して千人足らずとするのは、餘りに少な過ぎるが、之れを二千人と見ても三千人と見ても、幕軍の優勢に匹敵すべくもないのは、事實において明瞭なるところである。

當時、薩・長を中心とする兵備の概略を考合するに、大略左の配置であつた。

【鳥羽街道】參謀伊地知正治〔薩藩本陣東寺〕諸將野津鎭雄・大山巖・市來勘兵衞、之れに長藩兵若干を加ふ。上鳥羽にも兵を出して備ふ。

【伏見街道】參謀山田顯義〔長藩本陣大佛東福寺〕長藩兵主力を此に集む。土州藩兵四小隊、因州藩兵二百五十人、藝州藩兵若干。

【大津方面】彥根藩兵、大洲藩兵、平戶藩兵、大村藩兵、佐土原藩兵、各若干。

【四ツ塚關門】彥根藩兵、西大路藩兵、薩軍之れに加はる。

勤皇派の陣立は、概略如上の配備においてしてゐる。此外、津藩の兵は、徳川氏の命を受けて、山崎を守り、兵數約千餘人を擁してゐたが、開戰中において、官軍に寢返りを打つた。

＊　＊　＊　＊　＊

伏見方面においては、伏見奉行所を中心として、幕軍步兵二大隊、新撰組二百人、それに會津・高松・鳥羽諸藩の兵が之に增援し、兵力最も優勢と聞えたので、山田顯義を參謀とする長州藩兵を中堅として、之に薩・土・因の三藩が加はつてゐた。薩藩の伏見方面部隊には小銃一番隊、同二番隊〔大砲二門附屬す〕外城四番隊、一番大砲隊〔半砲隊四門〕が守備に就き、伏見奉行所に對して、新町通りから御香宮を經て、東方の高地に陣してゐたが正月三日、更らに小銃三番隊、同四番隊、臼砲隊〔大砲三門〕。臼砲二門〕を增援した。開戰前の薩軍配備狀態に就いて『元帥公爵大山巖』傳記の記すところによれば、左の如き狀勢を示してゐた。

伏見方面薩軍部署 〔『元帥公爵大山巖』より抄出〕

卽ち薩軍のみ有した砲隊の內、一番大砲隊半隊〔四斤施條山砲三門〕此の差引中原猶介〔尙勇〕隊長位牟禮喜之助は、御香宮附近に南面して、伏見の奉行所に對し、放列を敷き、何時でも、砲火をなし得る姿勢であつた。

小銃隊では、小銃二番隊、隊長逸見十郎太は、御香宮西方に於て、京町通及び兩替町通に南面して配備し、外城四番隊、隊長、中村源助の指揮する半隊は、小銃二番隊の右に隣し、新町通に南面して配備し、他の半

隊は、豐後橋涯西雲寺下（桃山下川端）に西面して配備し、小銃四番隊、隊長川村與十郎（純義）は、御香宮東南方に於て、西面して奉行所裏門に對し部署に就き、小銃一番隊、隊長鈴木武五郎は、小銃四番隊の左に隣接し、宇治見臺下に於て、西面して奉行所に對した。又臼砲隊（大砲三門、臼砲二門）の差引成田正右衞門（正常、陸軍中將成田正峰氏父）は大砲二門を豐後橋東北方に、同一門を御香宮上通に臼砲二門を上手畑地に配置し、放列を敷き、これ亦た砲火を準備し、小銃三番隊、隊長篠原冬一郎（國幹）は新町通大手筋に在つて、應援隊となり、薩兵の右には、長藩の二中隊（約二百人）之を守備し、又其の右には、土藩の二小隊が、之を守備した。

又た鳥羽街道方面には、京都二本松の薩藩邸に在つた、小銃五番隊、一番大砲隊半隊及び東寺に在つた外城一番隊、同二番隊、私領二番隊がそれ〴〵警備したが、諸隊は一應東寺本營に集合して、左の如く配備した。

鳥羽方面薩軍部署　（「元帥公爵大山巖」より抄出）

卽ち鳥羽街道には、小銃五番隊、隊長野津七左衞門（鎭雄）。小銃六番隊、隊長市來勘兵衞（政正）。一番大砲隊半隊、差引平吉左衞門。外城二番隊、隊長土持雄四郎等が向つた。京都の直接警戒として、四塚の關門及び青山を守備するものは、外城一番隊、隊長村田勇右衞門（經芳）。外城三番隊、隊長有馬誠之丞であつた。右救應隊として、東寺に位置するものは、私領二番隊、隊長鮫島八十郎一隊である。

時に地形偵察の爲、鳥羽街道に先發したる偵察隊は、上鳥羽なる中の橋に於て德川見廻組と出逢ひたるが、彼の退くと共に之に尾して、上鳥羽南端の小枝橋に達した。然るに此の附近の地形が有利であるから、各隊長協議の上、此の附近を占領するに決し、左の如く配備に就いた。

小銃五番隊は、小枝橋附近本道上の砲一門の左。小銃六番隊は、小枝橋西方竹林に於て右翼を張り出し薩藩占領。外城二番隊は、城南宮附近。外城一番隊は竹田南端油小路附近。外城三番隊の左半隊は、本道附近なる小銃五番、六番兩隊の中間中區。右半隊は西竹田北方鴨川渡船場。大砲隊は一門を本道上に、三門を小枝橋と城南離宮の中間地區に置き、私領二番隊は、救應隊として、上鳥羽に位置した。

如上の配備狀勢の下において、鳥羽街道・伏見街道兩面において、幕軍と對峙したが、果然、正月三日より、西軍は砲火相見え、四日・五日兩日に亙つて、兩軍激戰を交へ、六日には、八幡・橋本の對戰となり、六日午後七時に至つて、幕兵全軍の崩壞となり、大阪に向つて壞走した。

薩藩においては、夙に英式編成法を採用して、軍編成を改革してゐたが、鳥羽・伏見戰において、最も威力を發揮したのは砲兵隊であつた。今左に薩藩砲兵隊の組織及び小銃隊の編成狀態を示し、參考に供する。〔「元帥公爵大山巖」より抄出〕

薩藩大砲隊の編成 〔慶應三年英式採用後〕

- 砲隊長（監軍二人）
  - 左半隊長（一人）（從卒二人）
    - 一番小頭（一人）（人夫若干）
      - 砲（四斤山砲）一門
      - 人夫……四人
      - 覘役……一人（伍長）
      - 玉竿役……一人
      - 玉藥役……一人
      - 玉藥代役……一人
      - 口藥役……一人
      - 打役……一人
      - 火藥箱預……一人（火藥箱持人夫若干）
    - 二番小頭（右に同じ）
    - 三番小頭（右に同じ）
    - 四番小頭（右に同じ）

  計五十一人外人夫若干

  - 右半隊長
    - 五番小頭（右に同じ）
    - 六番小頭（右に同じ）
    - 七番小頭（右に同じ）
    - 八番小頭（右に同じ）
  - 直屬
    - 醫師……一人（必ずしも常置に非ず）
    - 舁預……一人（舁一本。足輕一人）
    - 貝役……一人（貝一口。人夫一人）
    - 太鼓役……一人（太鼓一挺。人夫一人）
    - 從卒……八人（八人以外は隨意）
  - 四役場
    - 玉藥方……一人（附尾足輕一人。主取人夫一人）
    - 兵粮方……一人（內右に同じ）
    - 普請方……一人（內右に同じ）
    - 人馬方……一人（內右に同じ）

【小銃】六十五挺。或は言ふ六十七挺。小頭八人。伍長八人。戰兵四十八人。昇預一人。

以上の外、砲隊には、

二十拇臼砲　一
携臼砲　二　在つて一般砲手も打つことが出來た。

【備考】鳥羽、伏見戰鬪後砲隊は多く半隊に分割使用せられ、臼砲打手一六人を附せられた。又二十拇臼砲二は、編成内材料として携行した。

薩藩小銃隊の編成概見表〔鳥羽・伏見戰爭當時〕

一隊　計百二十一人

小隊長	一人	半小隊長	一人	分隊長	一人
小頭	一人	旗手役	一人	戰兵	八十人
小太鼓役	一人	喇叭役	一人	笛手役	一人
醫師	一人	小荷駄方	一人——(四役場とも云ふ)四人		
主取夫	四人	玉藥持	八人		

從卒十二人、内一人藥籠持夫

【備考】

一　各小銃隊内容人員同一ならず、任意に編成してあつた。

二　小銃隊の稱呼に外城、番兵、遊撃、兵具方、私領等あり。
外城隊は領内郷士を主として編成せし部隊である。番兵隊は地方士族にて編成せし部隊。
兵具方隊は俗に足輕隊とも謂ふ。城下士族に非ざるものにて編成した。
私領隊は領内に於ける島津家一族並に大身分領地内の士分を以て編成した部隊である。
遊撃隊は當時海軍兵として養成せしものなるも、之を陸戰に使用せし部隊である。

【四】兩軍對峙の狀勢

幕軍は正月二日より進軍を初め、翌三日には薩・長軍と相對峙し、同日申の刻（午後五時）いよいよ開戰となつたが、この危機一髮の間に、兩軍の間を貫通して大阪に下つたのが、即ち越藩の中根雪江であつた。彼れは未の刻（午後二時）四ツ塚關門を通過したといふから、兩軍砲火を交ふるの直前、實は二時間前で、間髮を容れざるの間であつた。此の期に及んで猶ほ周旋の道をたどる雪江は、正直者として見るの外なく、或ひはその愚の及ぶべからざるを笑はれもするが、彼れが戰列の間を縫うても、猶ほ宗家の危急を拯ひ、之れを安泰の地に置かんとするの誠意に至つては、大いに買つてやらなければならぬ。彼れは當時の見聞を錄し、實に次の如く記してゐるのである。

戊辰日記（中根雪江稿）

一此日〔正月三日〕雪江は、午後發邸、伏見舟行指支候由に付、竹田街道より陸行す。七條邊より辻々に薩兵七八人、或は十餘人計づつ屯集せり。未刻前〔午後四時前〕四ツ塚に至るに、市橋下總守殿持之關門、菱垣結個し、木戸を打、戎裝執銃之兵士、守之薩兵も、將卒共に多勢警屯す。是より南行する處に、撒兵を布き、伏兵を設け、殺氣陰々たり。此日、肥後侯上京にて、此邊より以南、從兵絡繹として來れり。此處を過ぎて數町にして、薩兵三人あり。南より來りて、行き違ひさまに『二大隊計あるべし』と囁き合て通れり。是、薩兵の斥候なりしを、後に思ひ當れり。是より鳥羽村に入るに、村裡に、阪兵之一大隊之印ある歩兵、整列して勢揃へ之體なり。十四大隊之印も、見受けたり。此人數を押分け〱通行す。阪兵に續きて、桑名・松山兩藩の兵隊、各甲冑し、銃を先とし、槍を後として、村内に充滿し、夫より以南、阪兵の押來る事、引きも切らず。行路甚だ困難なり。淀小橋より、八丁畷之堤上を經て、伏水に赴く阪兵、又陸續として、蟻行之如く、兩路の大兵、目を驚かし、心を寒からしむ。景況如ㇾ斯、鬪諍將に起らんとする勢、現然として、吾事の成り難からんを恐懼せり。淀之城下は、阪兵北に向ふて去り、寂然として、唯大垣藩之兵隊而已屯集せり。橋本驛に而日暮れ、驛南の臺場なる關門を過ぎ、數町にして、從者炮聲の聞ゆるを告るによつて、一驚回顧するに、男山を隔てて火光の天を衝くを見る。於ㇾ是、釁已に伏見に啓たるを知り、大息一聲。心膽消沮して進退爰に谷り、下阪無益に屬すといへども、宗家の御安否、且華城之形勢をも可二相窺一と、强忍、氣を勵して前進し、戌刻〔午後八時〕比、枚方驛に至る。此時未だ晩食せざれば、與夫不ㇾ堪ㇾ勞、仍ㇾ之舟を買はんとす

るに、此邊の民屋、惣而此頃阪兵之休憩所となせし故、酒食竭乏、土人も多く離散せり。辛くして一店を求め得て喫飯し、漸に阪兵之乘り棄てたる一船を買得て、亥刻〔午後十時〕過、纜を解きたり。船中より回視するに、火光益ゝ熾にして、大阪に至る迄、炎々たり。

如上、雪江の記すところの、途上見聞錄は、兵數及び布陣の內容をこそ記さざれ、兩軍の形勢は、彷彿として筆端に現はれてゐる。

京都近在における薩兵の動靜は、寧ろ平穩の狀があり、三々伍々、四方を警備して、靜かに阪兵の動靜を察するの狀勢が見えてゐる。之れに反し、足一度び阪兵の陣中に入れば、『陸續蟻行の如く』といひ『驚目寒心』といひ、『行路甚だ困難なり』といつてゐるのにより、如何に大兵を擁して、幕軍が、伏見・鳥羽兩道に雲集し來りつつあつたかが察せられる。

かくして雪江は『火光益ゝ熾にして、大阪に至る迄、炎々たり』と記してゐるが、その火光なるものが、今將に最後の烟となりつつある德川氏を燒くの火焰であるとは、神ならぬ彼れの夢にも想はざるところであつたらう。

明治戊辰の一戰は、かくして炮火を交ふるに至つたが、その結末の餘りに早く、幕軍の潰走の餘りに意氣地なかりしが爲に、人は事なく皇師の盛んなるを禮讃するけれども、戰ひの後においてこそ、かかる感想も出づれ、戰ひ未だ開けず、兩軍の對峙して危機一髮の間に際した折には、流石の薩・長人士も運を天に委し、屍を積んで義に殉ずるの覺悟の上に立つたものだ。その意氣は寧ろ悲壯となすべきものがあり、西鄕吉之助を始め、大久保

一藏等が、此間に來往したる必死の運動は、實に壯烈を極めたるものであつた。

【五】 公卿の無決斷と薩・長の對戰準備

凡そ勇斷なるものは、內に自から賴むの力あるにあらずんば、得て成し難きものである。內に信ずるの力なくして、外に勇斷の姿あるは、眞の勇斷にあらずして、そは單に一朝の暴斷たるに過ぎない。戊辰の役に當りて、薩・長獨り、何故に颯爽たる英姿を示現し來りたるか。恩怨を考へ、正邪を論らふ前に、人は先づその由て來るところの悠遠にして、力を養ひ、勇を練るの、一朝一夕のことにあらざるを知らねばならぬ。

旣に大權の朝廷に歸しながら、朝廷何故に勇斷に逡巡するところありしか。東西兩軍、旣に滿を持して鳥羽・伏見に對陣し、危險旣に間髮の急に迫りながら、朝議何が故にためらうところありしか。それは實に朝廷に實力がなかつたからではないか。大權は朝廷に歸したに相違ない。併しながらそは一個の空名に過ぎない。兵馬の大權を武門武士に委ねてから、旣に七世紀の歲月を經てゐる。この間朝廷は單に空名の存在に過ぎざる有樣であつた。朝廷の殊遇を受くる公卿等は、所謂月卿雲客となつて、詩歌管絃の間に逸樂を恣ままにし、矢を負ひ、弓を携へ、山野に狩することとすら絕無であつた。朝廷の政務が文弱に流れたのは、單に源平二氏の勃興以後のことではなくて、更らに之れより溯ぼつて、藤原氏執政の平安文明の爛熟時代にあつた。卽ち事實の上においてせば、朝廷が兵馬の大權より遠ざかり來つたのは、實に奈良朝時代以後にありといはなければならぬ。

後年、明治天皇が、陸海軍人に勅諭を賜はりて、

『古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて、時ありては皇后・皇太子の代らせ給ふこともありつれど、大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき。中世に至りて文武の制度、皆唐國風に倣はせ給ひ、六衞府を置き、左右馬寮を建て、防人など設けられしかば、兵制は整ひたれども、打續ける昇平に狃れて、朝廷の政務も漸く文弱に流れければ、兵農おのづから二に分れ、古の徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り、遂に武士となり、兵馬の權は、一向に其武士どもの頭梁たる者に歸し、世の亂と共に、政治の大權も亦其手に落ち、凡七百年の間、武家の政治とはなりぬ』

と仰せられた如く、朝廷を繞ぐる周圍の文弱的風習は、武門の勃興を餘儀なくせしめたのであつた。

西郷南洲は『勇は養ふところなかるべからず』といつてゐる。谿谷に懸つて千丈の布を爲すの飛瀑も、必らず上に深淵の湛ふるものがなくてはならぬ。今一端にして大權朝廷に歸するといへども、幾世紀の文弱生活は、大權をして力あらしめ、飛瀑の壯觀を呈せしむるに由もない。

元治元年甲子の夏、蛤御門の亂がつた時、纔かばかりの砲聲に、宮廷内の騷擾振りを見ても、公卿の無力は察知するに難くない。御所の廊下に、女官がお鐵漿壷を轉がしたのを見て、長州兵の打ち出した彈丸であると見誤まり、右往左往に逃げ散つたといふ話も、強ち虚説とのみはいへぬ。

戊辰戰役直前に當つても、尙ほ且つ公卿の大半は、慶喜の入京を拒絶するの勇氣がなく、ひたすら尾・越の周

旋に賴むところあらんとしてゐる。公武派の公卿はさることながら、日頃勤皇の熱論を吐き、討幕論を强調した公卿までが、いよいよの實戰場に臨み來ると、いづれも長袖をさめて、口を緘し、一縷の望みを周旋運動に懸け、時局の平和に解決されんことを希つた。

群卿中の怪雄とも稱せられた、入道友山岩倉卿ですら、確かに『斷』の一字を憚り、春嶽・慶勝に賴むところあらんとしてゐる。岩倉は嘗て『薩長提携せば、天下の事手に唾して成すべし』と主張し、岩倉村にあつて四方の志士と交り、討幕の祕策を廻らした張本人であつた。その非凡なる岩倉でさへも、慶喜が觀兵を引き具し、鳥羽・伏見の兩道を壓して、東上し來るに當つては、心悸の動搖を避け得なかつた。公卿の無力は、眞に笑ふに堪へたる次第ではあるが、人は當面の公卿の意氣地なきを笑ふべきでなく、遠くその由來するところあるを深察すべきである。

* * * *

此の時に當つて一絲亂れず、初一念の貫徹に勇往邁進し來つたものは、實に薩・長の兩藩であつた。西鄕は夙に『集合の力』なるものに著眼し、薩長聯合を策し、次いで薩・長・土・藝四藩の提携を作出するところがあり、皇政復古の大業は、徒らに口舌を以つてすべきでなく、實力を以つて天下を制せねばならぬとした。西鄕は自から稱して之れを『義戰』といひ、凡そ七百餘年の武家政治を一新するには、神武東征の勇あるべきを覺悟した。萬一討幕の戰ひとなる時、その對陣が如何なる形狀の下におかるるにせよ、主上を京都に守護し奉つることとは

地勢上最も不利とするところであつたから、薩・長兩藩士は、夙に鳳輦の移動を覺悟して居つた。戰況の如何によつては、一たび山陰道に據り、轉じて廣島に行在所を設くるの準備さへあつた。當時、薩・長兩藩の戰術を窺ふに足るものは、西郷の自記せる『義戰』の對策及び、長藩奇兵隊士交野十郎の手記であつた。西郷の自記は、慶應三年丁卯十月、討幕密勅の降下した當時に記したもので、嚢にその項を論じた際〔本傳第四卷三五五頁參照〕に揭げておいたが、今ま長藩の態度と照合するの便利により、更らにここに再揭することにした。

西郷吉之助の討幕對策 〔慶應三年十月〕

一、御決策相立候はゞ、一發前夜、玉印〔主上〕御微行之方、可レ宜哉之事。

一、砲聲相發し候節に臨み、堂々と鳳輦を被レ移候方、可レ宜哉之事。

一、山陰道に御掛り被レ爲レ在候て、可レ宜哉之事。

一、朝廷においては、總裁御止相成候方、可レ宜哉之事。

一、浪華の戰と相成候へば、京地にては、依然として御動座無レ之方、可レ宜哉之事。

一、中卿〔中山忠能卿〕は是非御供不二相成一候ては不二相濟一由、其外幾人にて可レ宜哉、御供之人數、輿丁、人夫等之手當も、調置候樣との事。

一、御警衛之人數、可二相究置一との事。

一、岩倉（岩倉具視卿）は、如何にも、跡に踏止り、彈丸矢石を犯し、十分戰鬪之賦。

如上は西郷方寸の祕策であり、同時に薩一藩の目指ざす方針でもあつた。戰ひに臨むものは、先づ敵を知らなければならぬ。西郷は飽くまでも必戰を期し、血戰を覺悟したが、皇師の向ふところ、必らずしも平坦であるとは思はなかつた。目指すところが德川氏である以上、之れに附隨する、列藩集合の力を計算せなければならぬ。西郷は萬一を慮り、主上の御動座を避け難きものとしてゐた。ここに彼れの實戰家たる見識があり、又た必死の覺悟もあつた。

之れに對し長藩士交野十郎は、長州藩の行動について、左の如き豫定を手記してゐる。

長州藩の討幕對策 （交野十郎手記）

一、當所（京都）居合之、三中隊之御所警衞は、御微行相決候上、直樣供奉之事。
一、西ノ宮邊三藩之兵、直に有馬より三田通り、丹波篠山へ引揚之事。
一、東福寺・光明寺之兵は、平公（德山藩世子毛利平六郎）を將として、伏見邊衞殿之事。
一、伏見衞殿之我兵引揚候節は、一先、天龍寺へ集合之事。
一、尾ノ道の兵は、備前兵と合し、姫路を突く事。
一、藝・備へ、急速出兵之事。

一、雲州へ、急速手下しの事。

一、高野之兵〔鷲尾隆聚の兵〕速に大和より宇治通り、伏見に出張、衞殿兵に相應すべし。

一、兵庫滯泊之我軍艦、速に備海邊へ廻すべし。

西郷・交野兩士の畫策するところを對照し來れば、當時薩・長兩藩が、如何なる覺悟を以つて、義戰の一擧を行はんとしたかが察知せらるる。慶喜を擁して東上する幕軍の諸將が、何等敗軍の場合を考慮するところがなかつたのに比し、西郷等が先づ戰ひ不利なる場合に、如何にすべきやを重要視し、豫め深く之れに備ふるところがあつたのは、思慮の周密なるものがあつたとせなければならぬ。

【六】西郷・大久保の必戰運動

京阪の形勢が、刻一刻に切迫し來るのを見て、西郷は最早や開戰の期も目睫の間にありとして、薩藩の伊地知正治、長藩の山田顯義等と會議して、兵を集めて、鳥羽・伏見に備へ、警衞に力を盡しつつあつた。

當時大久保は政治的交渉の衝に膺り、主として朝議を動かし、確乎不動の大策を樹立せんとしつつあつた。正月二日、西郷に急書を放つて『今日戰はざれば、皇國の事、水泡に歸せん』と喝破してゐる。

大久保利通より西郷吉之助に與ふる書（明治元年正月二日）

拜見別紙一覽の上、返上仕候。然は尙亦退て及ニ熟考一候處、今形慶喜上京相成候ては、實以難ニ取返一次第に立至候は、必定候付、是非會・桑歸國、取計、上京と申今日の御達振ならては、難ニ相濟一存候。若無ニ其儀一上京相成候得は、戰は窺て出來不レ申、今日に相成候ては、戰に不レ及候得は、皇國の事は大限水泡と相成可レ申、就ては猶勘考の次第も御坐候付、明朝早目參上可レ仕候に付、左樣御承知可レ被レ下候。事理と勢とは、未然に相察、斷然盡ニ死力一不レ申候ては、勢不レ及日に至り、窮策に出候樣にては、甚遺憾の至に候はすや。深思熟慮いたさすんはあるへからす場合と、私においては決定仕候。幾重にも、篤と御賢考被ニ成置一可レ被レ下候。委曲、明朝拜晤、可ニ申上一候得共、乍レ序、此由可レ得ニ御意一候。頓首。

正　二〔明治元年正月二日〕

大久保は、更らに翌三日、左の意見書を認めて、之れを西鄕に謀り、兩雄の意志いよ／＼相合し、此の書を岩倉に提出し、一刻も速かに征討の師を出さるべきを迫まつた。意見書に曰く、

大久保利通より岩倉具視に贈れる意見書〔明治元年正月三日〕

去る九日、朝廷大御變革、御發表之形體を熟考するに、既に二大事を被レ失候て、皇國の事、十に七八は不レ可レ成と歎息涕泣致し候折柄、將に三大事を失せられんとす。三大事共に被レ失候へば、皇國之事、凡て瓦解土崩、大御變革も、盡く水泡畫餅と可ニ相成一は、顯然明著と謂ふ可し。皇國を奉ニ深憂一者、豈必死を以て盡さ

ざらんや。抑〻一大事を被レ失候とは、九日御發表、斷然叡慮を以て、徳川氏御處置、會・桑進退等、御達之御都合に運兼、衆評被二聞食一候事と相成、徳川氏をして卽夜參朝、御評議席に可レ被二召加一との趣、越・土公、或は後藤抔、必死に論じ、漸にして是を論破し、尾・越の周旋御受と相成たる時宜合、是等二等に陷りたる基に而、畢竟、衆評に渉らず、確斷に出候へば、第一等の策に、萬々疑なかりしに、被レ失候御大事の一なり。第二には、徳川氏、爲二鎭撫一下阪と申表面にて、內實は華城割據の勢を成し、歸國せしむる御受を成したる、會・桑を滯阪せしめ、剩へ、要所要所警衛、公然申達し、兵士を差出し、洛中同樣の伏見・淀城迄、多人數兵士繰り登せ、朝廷の御趣意に乖戾、不遜なる紙面を以て、外國に相達し候次第、恭順反正の、趣意ならざるは、分明と云ふべし。然るに、舊臘廿三日・廿四日、朝議之節、兩事件確定の叡慮通り、御紙面を以て被二仰出一候處、眼目之御文字、依レ願御改相成候儀、必定、徳川をして上京せしめ、然して同意の藩を語らひ、勢不レ可レ得レ止の機會を拵へ、朝廷を奉二壓倒一、意之儘に可レ仕遂二之深策有レ之事に候處、是を看破して、抑へ給ふ事不レ能、被レ失候御大事の二なり。將に失せられんとする第三の御大事は、此儘徳川氏上京相成候へば、參朝は無二申迄一、議定職被レ命候事、合心同力を以て、扶幕の徒、必死に盡力致し候半。是迄さへ、二大事を被レ失候次第に候へば、中々以て朝議不動と申義、不レ被レ爲レ叶は、鏡に懸て明なりと云ふべし。若し、御動搖被レ爲レ在にては、朝廷上、一之御變動あつて、依然たる御衰頽を見給ふ而已ならず、皇威豈に地に不レ墜を得んや。是、三大事を失せられんとするの危急なり。右に就て、是を救ひ返すには、勤

王無二の藩、決然干戈を期し、戮力合體、非常の盡力に及ばざれば不レ能と被レ存候。今、在京列藩侯藩士、因循苟且の徒のみ。就中、議定職之御方、下參與職の者、具眼の士一人も無レ之、平穩無事を好んで諛言を以て雷同を公論になし、周旋盡力するの次第、實に憤慨に不レ可レ堪、依レ之、愚考するに、干戈を期する決定に至り候へば、公然明白、朝廷に盡し奉らずんば、萬成す可からず。長藩の議に、長・薩の朝廷たる樣にては、不ニ相濟一との論、一通は當然とは相考候へ共、如レ此御急迫に臨んで、左右顧念あるべきものなるか。戰に成る程の見定、相付候上は、相與に參與の御受を被レ致、必死を盡し度被レ存候。一藩の微力を以て、迚も衆多に不レ及、今日之事不レ及候へば、施すに術なかるべし。

一、外國へ、德川氏示諭之紙面、君家の事を擧げて惡事とし、猶己之罪を置て、他を凶暴と唱へ候條、實に不レ可ニ捨置一之大事と奉レ存候間、猶御評議に御懸被レ成候樣、有ニ御座一度、愚考致し候。

右は實に切迫の御大事と相成候に付、幾重にも粉骨碎身、盡さずんば不レ可レ有と愚考仕候。以上。

正月三日〔明治元年〕

大久保一藏

如上大久保の論じ來るところを見れば、彼れが如何に心血を吐露して、國家の危急を救はんとせるかを目の當り見るの觀あらしむる。堂々として朝廷の失政を痛撃し、今や千古の大事機に面して、決戰の外なきを論斷しゐるところ、精悍なる大久保の面目、躍如たるものがある。

又た當時、大久保の日記に曰く、

大久保利通日記（明治元年正月）

一、三日、昨日來之次第、熟慮候處、關東變事（江戶薩邸燒討事件）一條も有レ之、德川慶喜趣意有レ之、上京無二相違一且、土初の形體甚不審、今日に決せずんば、大事差迫は案中と存、戰に決する紙面相認、朝廷二大事を被レ爲レ失、既に三大事を失はせられんとする危迫之得失、明白したため、西鄕へ及二質問一候、然處、伏見より報知有レ之、早々出殿候樣返詞有レ之、則、出殿候處、昨日（二日）來、坂兵・會・桑等、大兵、戎服にて、大砲小銃押立、追々著伏、押而入京候はゞ、不レ得レ止、及二防戰一候段、屆相達候由承る。

一、伏見應援二ノ手、早々繰出相成候事。

一、岩倉公へ參殿、斷然朝決、可レ被レ爲レ在、必死言上、且、愚考紙面差上候。

書中『伏見より報知有レ之』云々とあるのは、伏見に出張してゐた、薩藩の軍賦役、阪本廉四郎が、西鄕に急報して來たのを指さしたもので、同日、西鄕が大久保に致したる急書には、次の如く記されてゐた。

西鄕吉之助より大久保利通への書（明治元年正月三日）

今曉、伏見出張之阪本廉四郎より、問越候趣は、會津松山・志州、鳥羽之人數、戎裝にて著伏相成、登京之

模樣有レ之候付土州・長州と相談いたし、一應可レ及ニ談判一勿論、何分朝廷より之御沙汰、被レ爲レ在候迄は、相控候樣、可ニ取押一候へ共、押而、罷登候はば、防戰に可レ及との趣、申遣候付、早々出殿、樣子相待居候事に御座候。いまだ長州引合候處に而は無レ之、二之手繰出し等之手配にて御座候。早々御出勤可レ被レ下候。いまだ如何模樣は不ニ相分一、形行は朝廷に御屆申上候。右樣御含可レ被レ下候。

西郷吉之助

正月三日〔明治元年〕

大久保一藏樣

西郷は何處までも朝命にあらざれば動かずとの決心で、大久保をして急速に參殿し、朝議一決、征討の令あらんことを求めしめたのである。大久保は實に文字通り『必死』の運動を成し、三條・岩倉に直面して、猛然として勇斷を迫まつてゐる。彼れが翌四日の日記に『昨夜寸時も坐すること不レ能』と記してゐるのに見て、東西に星馳し、必死の運動を爲せる狀況を察すべきである。

【七】西郷等の京都防戰策

『何分朝廷より之御沙汰、被レ爲レ在候迄は、相控候樣、可ニ取押一候へ共』云々と、西郷の書簡にあるやうに、如何に幕軍が異圖を含んで東上して來るといつても、慶喜の上京を朝廷が御差止めあらせられざる以上、之れを討

つの名義が立たぬ。西郷・大久保等が、極力、朝廷の決斷を迫まつたのは、即ち如上の名分を正すにあり、國家の危局を拯はんとするに存した。大久保が意見書を認め、參朝〔三日〕して三條・岩倉・東久世の諸卿に呈出した文面によれば、

大久保利通の意見書〔明治元年正月三日〕

一、土・長・御國〔薩〕人數三藩にて、於二伏見一坂兵へ引合、何樣之譯にて御出張に相成候哉、相尋候處、彼云德川氏就二上京一先手被レ命、上京いたし候。我云、成程御先手之命、御受相成候共、朝命之旨有レ之、警衞いたし候付、御上京之儀、何分有レ之迄者、御控有レ之度、若押而御通行候得者、相應御會釋可二申上一云々。彼云、尙德川役筋之者へ相談、何分可レ及二御答一與、云々。

右旨相達候事。

一、外國へ上京被レ命候儀、斷然御施行之事。

一、伏見迄、大兵繰出し、且會〔會津藩〕人數、黑谷へ追々くり出し入候付而者、叛逆不レ可レ疑候付、禁闕へ警衞、土・尾・藝・御國〔薩〕へ、早々改而御沙汰之事。

但兼而四門警衞、蒙レ命有レ之故也。

一、仁門公〔仁和寺宮〕へ、早々征東將軍之命を下され、今日より戎服に而、禁闕警衞之人數、被レ爲二指揮一、伏見

一左右次第、御進軍之事。
但進軍之節、節刀を給はり、錦旗を飄し、官軍之威を輝し候事。
一、高野山屯集之官軍（鷲尾隆聚卿）華城へ進討、可ニ責落一命を被レ下候事。
但紀州へ同斷御ニ達本文ノ官兵合力同心、王事勤勞いたし候樣。
一、備州・因州へ徳川叛逆之色相顯、追討被ニ仰付一儀も可レ有レ之候間、於ニ本國一用意いたし、事あるの日、王事勤勞可レ致、早々御達可レ有レ之事。
一、列藩へ、大いに御布告之事。
一、平戸・大村・佐土原・藝・因・備・彦根へ、東兵防禦被レ命候事。
一、尾・越へ禁闕警衛被レ命、人數及ニ不足一候はば、早々國兵（各本藩の兵）くり出し候樣。

とあり、大久保は先づ此の意見書を岩倉に示し、次いで三條・東久世の同意を得たる上、更らに總裁有栖川宮に進謁して、委曲言上するところがあつた。大久保の日記に、

大久保利通日記（明治元年正月三日）

右參朝の上、岩卿・三條公、東久世公え差出、尚言上いたし候處、有栖川宮へ早々言上候樣、被ニ仰付一則參殿、言上候處、一々御同意被レ爲レ在候事。

早々參朝、右次第、條公〔三條卿〕え言上。

とあるに見れば、總裁宮にも、既に御決意あらせられたものと見える。

書中『高野山官軍』とあるのは、紀州藩の向背を憂ひ、之れを牽制せんが爲めに、主として土州藩の陸援隊士を中心とする一團が、鷲尾隆聚卿を奉じて屯集したものを指ざすのであつて、固よりその微力なるはいふまでもなかつたが、京阪戰鬪となつた場合、紀州と大阪との連絡を斷ち、進んでは紀州を皇師に參加せしめようとするの重大なる使命を帶びて居つたものである。これは主として岩倉と土州藩士との劃策するところであつた。

又た、備州及び因州藩に向つて、特に討幕の命を下し、皇事に勤むべきの達しを致さしめんとしたのは、大いに由來するところがあつた。これは西郷等の私かに用意した、主上遷幸の必要から來たもので、岩倉等は有栖川總裁宮を奉じて、飽くまでも京都に踏み止まり、極力防戰に努むる手筈であつたが、形勢不利なりと見えたる場合には、主上は准后御方〔九條氏〕桂宮淑子内親王と共に、山陰道より轉じて中國筋へ遷幸ある順序で、三條實美・中山忠能卿が鳳輦に扈從し、薩・長二藩士が、前後を警衞し奉つる計畫であつたから、主上遷幸の要衝たる因州藩及び備州・藝州藩に對し、豫め用意するところあらんとしたのである。

幕軍にして若し、勢ひ猛烈にして、官軍不幸にて京都を支ふるを得ざる場合とならば、有栖川宮は叡山に引き上げ、錦旗を山上に樹てて、主上遷幸の形を裝ひ、幕軍が之れを猛襲し來るの釁隙に乘じて、仁和寺宮は知恩院宮尊秀親王と共に、東北諸藩に令旨を傳へ、主上は廣島にあつて、薩・長藩士は中國及び西國の雄藩を徇へ、東

相應じて、捲土重來する策戰であつた。

【八】 正月三日の三職會議

朝廷においては、今や最後の決斷を仰せ出さるべき時機となつた。斷乎として慶喜の入京を差止むべきや、此の上慶喜にして强ひて入京せんとせば、愈々『朝敵』たるの名義を以つて征討すべきや、この重大議案を決すべく、三職を宮中に召して、意見を問はせられたのは、實に正月三日午後五時過ぎよりのことであつた。

朝廷の御召を受けた越前侯松平春嶽は、最も時局の前途を憂ひ、參殿に先だつて山內容堂、伊達宗城の來邸を求めて、會議するところあらんとした。容堂は病と稱して來らず、そのまま直ちに參殿した。春嶽・宗城・神山佐多衞・辻將曹・梅澤孫太郎〔幕府監察〕等鼎座合議するところがあつた。春嶽の要望するところは、何處までも宗家をして、朝敵の汚名を受けしむるに忍びず、何とか協和の方法はなきかといふにあつた。之れに對して梅澤は、何やら、大いに信ずるところあるものの如く、その胸中を披瀝して曰く、

『侯には名義病にでも罹られたと見えて、何かといへば名義々々と仰せらるるが、元來名義と申すものは事が濟んでから何のやうにも附くものでござる。畢竟內府公が御入京あらせられ、君側の奸賊共を御斥除あれば、此方が官軍で先方が賊軍と相成る譯であるから、老侯方にも內府公の入京相叶ふやうに御盡力が願ひ度い。舊藩水戶表の事でも、未分我々が經驗いたしたことで、兎角正義黨の人は、名義に拘はるから時機を

失ひ、奸黨の爲めに壓倒されるのでござる。』

と盛んに『勝てば官軍、負くれば賊軍』論をやつて、一同を煙に捲いてゐる間に、鳥羽・伏見では、本當の煙が立騰り、梅澤の怪論は、忽ち白煙と化し去つた。

かくして春嶽・宗城兩侯が、打ち連れて參內したのは午後五時過ぎで、土州侯・藝州若侯も相次で參內した。尾張慶勝は病を推して參內し、御假建所に病床を設けて差控へ、島津公は夜に入つて參內した。

有栖川宮・山階宮・仁和寺宮は申すに及ばず、中山忠能・岩倉具視・三條實美・東久世通禧の諸卿を始め、議定・參與の諸侯は、虎の間に參列して、評議するところがあつた。

此の時に當り西郷・大久保は、參與として次席に列し、勤皇諸卿の腰を叩いて、慶喜征討の朝議に決せられんことを強論したが、春嶽・容堂・宗城等は、何かと愚圖り出して、鳧がつかぬ。

『私共も是れまで、朝・幕の御爲めを思うて、いろ〳〵に周旋盡力を試みましたが、遂に今日の狀勢と相成りましたのは、何とも朝廷に對して申譯がない。畢竟微力にして、誠意を完うすることが出來なかつた罪でありますから、どうか今日限り免職が願ひ度い』

と、奧歯に物のはさまつたやうな、物の言ひ方をして、松平春嶽は、そのまま引き下り、中山卿迄、次のやうな書面を差し出した。

松平春嶽の辭表〔明治元年正月三日〕

只今、伏見表、及二兵事一候趣、承候。兼而私共へ盡力之儀被二仰付一置候處、無二其詮一、今日之場合に至候儀、全盡力不二行屆一故と、重々奉二恐入一候。此上は早速、御役御免被二成下一候樣、奉二歎願一候。然る上は、如何樣之御譴責被二仰付一候共、謹奉二甘受一候。

正　月〔明治元年〕

越　前　宰　相

伊達宗城の『滯京日記』の一節にも、

滯　京　日　記〔伊達宗城〕

○總裁宮議定衆、トラの間へ出席、いろ〱評議也。其内公家一人來り、只今サツ藩四五人出候處、竹田街道へ坂地人數押參候故、勅命故、通過不二相成一旨申聞候處、一丁計去り、亦進行、終に戰爭に及候趣、申出候と演達。勅命云々、餘り早過ぎ、不レ可レ解也。

と記され、所謂勤皇派の密謀に、少なからぬ不快を示してゐる。

その中に宮中よりは、左の如き達しが下つた。

宮中よりの御達

於二江戸表一、酒井左衛門尉人數押出、松平修理太夫屋敷取圍、砲撃等致候趣、相聞候。是全私鬪之儀に候間、追而取糺之上、急度御沙汰之節も可レ有レ之候得共、右形勢に就、方向相惑、擾亂無レ之樣、孰れも鎭靜に可二罷在一、萬一暴擧有レ之輩は、可レ爲二朝敵一之事。

此の御達しに就いては、容堂が痛くも憤慨し、彼れ亦た辭職を申出でた。宗城の日記に此間の消息を記してゐる。

滯京日記〔伊達宗城〕

是非之論決も無レ之、暴擧云々にて朝敵とは、公平之儀に無レ之、阪人と於二伏水一サツ長戰起候に付、此書付出候やと存候事。

○容堂より、議定役にありながら、如レ此重事、無二御話合一御表は、畢竟容堂は役にたたぬと被二思召一候故にて、御役勤居候も恐入候故、御免相願候由、總裁宮始へ申上候に付、三宮より自分〔宗城〕召、最初に不レ及二御相談一には、甚以此方共之不行屆、重々ことわり申候。何分此不二容易一御時合に付、何卒勘辨にて、不二相替一被レ勤候樣、尙此方より申聞候樣との御事故、畏候得共、一應の御沙汰にて、御請可二申上一や如何とは存候得共、申聞、亦可二申上一と御答申置、容堂へ傳候處、其位にては御請は不二出來一と申候故、然ば自分考、

宮方へ尙可ニ申上一申置、再度三宮御沙汰の由申聞候處、中々御請難ニ申上一趣申聞候。就而は、右の次第、御奏聞に相成、改而御評決可レ被レ爲レ在候。不ニ容易一當夜之儀に付、是非勤候樣、勅諚被レ成レ下、御書付も改り候はゞ、可レ畏と申上候處、尤之儀に付、議定役と可ニ申合一との事也。

議定に相談なしに、大事を決するなどは、事を急ぎ過ぎた跡も掩はれぬが、容堂の思圖り方は、頗ぶる男らしくない。堂々として征討の不可を力說するでもなく、『御役に立たぬらしいから廢める』といふのは、何となく駄々ツ兒の口吻に似てゐる。

【九】一發の砲聲に議始て決す

周旋派の參與が、各々異論を挾んで朝議の一決を阻まうとしてゐる一方、鳥羽・伏見の形勢は、刻一刻に急を傳へて來る。今にも鳳輦を叡山に遷御するといふので、氣早やの公卿達は御板輿を庭上に舁ぎ出すといふ騷ぎである。薩藩侯島津茂久は、最も遲れて、夜に入つて參內したが、各諸侯を始めとして、悉く戎裝の物々しさで控へてゐる。當日宮中の騷然たる樣子は、『戊辰日記』の一端にも窺ひ知られる。

戊辰日記（中根雪江稿）

一、宮中戒嚴、被ニ仰出一、諸藩之兵隊、禁闕之內外を警衛し、紛擾尤甚し。伏見・鳥羽之兩路共、追々開戰に

相成趣相聞え、火光天を焦し、砲聲地を動す勢に付、宮中大に動揺を生じ、公卿方之慌忙も不二一方一、桂内親王〔桂宮淑子内親王〕も禁裡へ可レ被レ爲レ成、段々之御運びによつて、鳳輦叡岳へ遷幸可レ被レ爲レ在との御儀に而、其節之御守衛、尾・越へ御内意も有レ之、堂上方、縱横奔走、御支度被二取急一、已に御板輿も庭上へ舁居へ以之外成騷動に付、公〔春嶽〕豫老侯〔宗城〕と御談し、山階宮へ、決して御妄動被レ遊間敷、表より申上無レ之内は、遷幸等之御儀は勿論、敏宮之御動座も無レ之樣、御切諫に而、宮より公卿達へも被二仰出一、御鎭撫有レ之、公は猶又、岩倉殿へも、御鎭靜之儀、被二仰談一、下院よりも申立候樣、八方御周旋有レ之、已に叡岳遷幸之御沙汰も出づべかりしを、御取消になされたり。

一、薩侯は夜半に及び、御參内あり。其他在京諸侯、各思ひ〳〵之戎裝に而參趨之有樣、延元已來〔吉野朝〕之大變に而、恐歎驚愕に不レ堪時態に及びたり。

宮中において三職會議の開かれたのは、恰かも伏見街道において小競合ひが始まつた時刻で、諸侯の多くは『辭職』するのせぬのと駄々をこね、後藤象二郎の如きは、却つて薩・長討伐の勅命を請はんとさへ奔走したといはれてゐるが、薩・長軍の捷報が、追々に宮廷内に達するに及んで、形勢始めて一變したと傳へられてゐる。捷報の到る以前には、西郷・大久保の議論に對して、多くは耳をも傾むけず、顧みるものもなかつたが、薩・長一擊して幕軍を退ぞくるの報を得てからは、今まで相手にしなかつた人々が、急に西郷等の前に集まり來つて御愛相をいふやら、御世辭を竝ぶるやら、餘りの可笑しさに、西郷は溜り兼ねて逃げ出し、同志に向つて、

『始めは俺ドンだちを、蛇蝎のやうに嫌つてゐたが、いよ〳〵捷つたといふ知らせがあると、打つて代つての御挨拶ぢや。うるさくてしようがないから、只今、逃げて來たとこでごわす……』

と、呵々大笑したといふ。當時戰報を傳へて來たのは、軍賦役田中淸右衞門であつたが、田中は軍裝のまま小御所に參向して一々戰況を報告し、官軍大捷を言上したので、宮廷の形勢は俄然一變した。流石の大久保も、

『田中の注進を小御所で聞いた時ほど、心から嬉しかつたことはない。窮地に陷いつて一大援兵を得たやうな思ひがした。あんな快心なことは、生れて始めてだ』

と語つたといふ。

伊集院兼寛は、當時西鄕・大久保に從つて、薩藩の運動に加はつてゐたが、當時の狀況を手記して、西鄕が、

『鳥羽・伏見の一發、ドンとやつたのは、百萬の味方を得たよりも、嬉しうごわした』

と語つたことを記してゐる。その一節に曰く、

伊集院兼寛手記 (慶應三年十二月九日)

『慶應三年(丁卯)十二月九日、會・桑以下の衞兵を免じ、薩・藝・尾三藩を以つて、九門内を警備す。當ニ是時ニ、人心最も恟々たり。西鄕・大久保の二士、公卿・諸藩の間に奔走盡力すと雖も、方向いまだ決する能はず。其實戰を主張するもの、薩・長二藩而已。旣にして戊辰正月三日、幕兵、鳥羽・伏見兩道に進り、戰端已に

聞け、捷報一度達するや、宮中疑懼の色變じて、歡喜の聲となり、前には、西郷・大久保の宮中にあるや、蛇蝎の如く近づくものなかりしを、陸續來りて面晤を請ふもの多く、煩に堪へず、只今歸邸せりと、西郷の語せしことあり。且語て云、鳥羽一發の砲聲は、百萬の味方を得たるよりも嬉しかりしと、予輩に向て一笑せり。當時、宮中の形勢を想像するに足れり』云々

西郷は退朝すると、一應藩邸に立寄つて、戰士の報告を聞いたが、彼れは自から進んで伏見の實戰場に臨み、兩軍交戰の跡を見て、やがて再び歸邸した。當時西郷の胸中や果して如何なりしか。近く勇士の湧き立てるを控へ、遠く幕軍の敗退し去れるを見て、巨然たる大西郷の兩眼は、流石に嬉し涙のはふり落つるを、支へ得なかつたであらう。

* * * * *

三職會議の議、未だ決せず、形勢未だ逆睹すべかざる時、殷々たる砲聲は、公卿の耳朶に傳はつた。

『西郷、大丈夫であらうかのウ』

流石の岩倉も、氣が氣でない。

『御心配には及び申さぬ』

西郷は素知らぬ風、稻葉の末を吹く風の、ソヨとも搖がぬ風情に、やつと安心はしたものの、いよ〳〵捷報を聞くまでは、岩倉は固より、恐らく西郷とても、胸中、一抹の暗雲が、去來してゐたに相違ない。

【十】 仁和寺宮遂に錦旗を奉ず

當時、西郷が大久保に與へたる書簡がある。その文面には實に次の如く記されてゐる。

西郷吉之助より大久保利通に與ふる書〔明治元年正月三日〕

今日は、御叱を可レ蒙と相考候得共、戰の左右を承候處、たまり兼、伏見迄差越、只今罷歸申候。初戰の大捷、誠に皇運開立の基と、大慶此事に御座候。兵士之進退實に感心之次第、驚入申候。追討將軍之儀、如何に而御座候哉。明日は錦旗を押立、東寺に本陣を御居被レ下候得者、一倍官軍之勢ひを増し候事に御座候間、何卒御盡力被レ下度、奉二合掌一候。頓首。

正月三日夜・〔明治元年〕　　西郷吉之助

大久保一藏樣

砲聲既に轟ろき、官軍の捷報、頻々として到るの際における、西郷踴躍の狀は、寸簡の文裏にも躍動してゐる。長袖緩帶の將も、茲に到つて決まらざるを得ず、朝廷は四條隆謌卿を伏見に派して、慶喜の上京を禁止めらるる旨を達せしめた。

徳川慶喜上京差止の勅諚（明治元年正月三日）

先達、下阪に付、尾・越兩藩へ鎭定之儀被ニ仰付一、御請申上候處、今日大兵伏見表へ押出候趣、如何に被ニ思召一候。都下人心動搖にも可レ及候間、御沙汰有レ之候迄、上京之儀、可ニ見合一候事。

徳川内大臣

如上は、慶喜の上京を差止むる御達しの文言である。如何にも腫れ物に觸るが如き、當らず觸らず、大事を執つた跡は、歴然として見えてゐる。それ丈け手緩るいものではあつたが、文言は兎に角、當時の朝議が、愈〻慶喜の入京に一手を下したのは、餘程の決心であると見なければならぬ。是れと同時に朝廷は、尾・越兩藩に向つて、左の如き命令を發して、鳥羽・伏見に迫まつて來た、幕軍の撤退を謀らしめたのである。

尾・越兩藩への御達（明治元年正月三日）

尾張大納言
越前大藏大輔

昨日より今曉（正月三日）に至り、阪兵戎服、大砲等携へ、追〻伏見表へ出張之趣、如何之儀に有レ之候哉。不ニ容易一進退、共儘難レ被ニ差置一は勿論に候へ共、尙前〻周旋之筋も有レ之、旁右人數、早〻引拂候樣、取計

可レ致候。若不レ奉レ命候得者、不レ被レ爲レ得レ止之場合に付、爲二朝敵一を以て、御處置可レ被レ爲レ在候事。

慶喜の進退に關しては、既に尾・越を通じて周旋の途を盡しつつあるに關はらず、今日大兵を催ほして東上するのは、その謂れを解するに苦しむ。兵を拂うて命を待たば兎に角、然らざれば『朝敵』たること歴然であるから、斷乎たる御處置に出でられる外はないといふのである。此の書においては、明らかに『朝敵』の語が使用されてゐる。尾・越兩藩への達書と同時に、更らに薩・長・土・藝四藩に對しては次の如く達せられた。

薩・長・土・藝四藩への達書 〔明治元年正月三日〕

別紙之通〔慶勝・春嶽への達書〕尾・越兩藩へ被二仰出一候に付而は、阪兵可二引取一候得共、萬一押而發京之儀申立候も難レ計、其節は穩便應接は乍二勿論一不レ得レ止時機に至候はば、別紙御趣意之次第を以て、處置可レ有レ之候事。〔各通、薩州・長州・土州〕

正月三日〔明治元年〕

尚ほ薩藩に下されたる達書には、別に『但、長・土・藝等へも被二仰出一候間、尚申合、處置可レ有レ之候事』と註せられた。又た四藩に對し、伏見表防禦の兵力充實の爲に、各々兵員を增加し、萬一に備ふべく達せられた。

伏見表警備充實の達書 〔明治元年正月三日〕

阪兵、出張不二容易一趣、追々言上に付、猶又、伏見表防禦筋、精々盡力可レ有レ之、尤、早々人數相加、嚴重警備可レ致、被二仰出一候事。

かくして、各般の手筈は、辛うじてその緒に就いた。而して翌正月四日に到り、愈々仁和寺宮（小松）彰仁親王を以て、征討大將軍に任命され、錦旗竝に節刀を給はつたので、征討宮は鎧直衣を召され、午後二時過ぎ、宮門を出で、錦旗を進めて、東寺の本陣に就かせらるるに至つた。薩・長兩藩の兵士は、共に宮に扈從し、伏見・鳥羽に出軍した。

更らに此日において東山道鎭撫總督として、橋本實梁・柳原前光の兩卿に任命があり、兩卿は熊本・彥根・佐土原・備前等の諸藩兵を從へて大津に出陣した。これは幕軍の一隊、福王駿河守、庄勘之助の兵が、大津方面より進擊するに備へんとしたものである。山陰道鎭撫總督としては西園寺公望之れに任じ、大和方面には中山忠能卿が當り、薩・長兩藩の兵を派して之れに從はしめた。禁闕の守護には、曩に岩倉・中根の談合の如く、尾・越兩藩の兵を以つて之れに充て、因州・藝州・土州の兵は、山崎の官軍に應援し、部署全く整ふを見た。

東久世通禧伯實歷談（竹亭回顧錄）

慶應四年（この年九月八日明治元年と改元）正月三日、德川慶喜、大阪より薩州討伐の表を奉り、之と同時に幕軍二萬餘人、大阪を發して鳥羽・伏見兩道より、京都をさして押登つた。三日、薩長の兵と戰端を開き、勝敗いまだ分れず、朝廷にては

俄かに會議を開き、日下の問題を議せんとするに、幕兵已に大擧し來るときき、公卿の中には大に恐怖して、此の戰爭を以て、德川と薩・長の私鬪になさんと云ふ發議をした人がある。斯る大問題については、思ひ切て發議する人のないのは當然の事であるが、王政復古の大號令を發した曉、京都守護の兵と戰ふものをして、私鬪とせんとは、名分を知らぬ論である。斯う云ふ人々が朝廷に立つから、幕府の侮りを受けて、いつも朝權復古の機會を失ふのである。其時西園寺公望、未だ十七八歳、末席より進み出で、今日の戰ひを私鬪になさらば、朝廷は必ず滅亡に至りますぞと呼つた。岩倉卿、之を用いて、天晴ぼんちよう言うたと、贊成したれば、朝議立ちに決して、討幕の議は即ち定つた。岩倉卿は其夜卿（東久世）を招き、仁和寺の宮を軍事總裁に拜し、征東大將軍として出陣遊ばさるべき間、貴君參謀となつて、萬事盡力なさるべしと言はれたれば少しも御氣悶なさるな、通禧必ず宮を補佐し奉り、朝敵を打ち平げ申すべしと、潔く御受して、次の日、錦旗節刀を賜り、白地に征東大將軍、征東參謀と書たる、二旒の旗を吹なびかし、薩・長の兵二中隊を率ゐて、東寺に旗を建たれば、官軍の軍氣大に引立ち、今まで幕府を助けんか、朝廷の御味方に參らんかと、二の足踏みたる大名ども、俄かに御所の守衞に人數を出すものあり、細川家の如きも、此の日始めて進退を決したる也。然るに幕軍の勢ひ頗る強く、二道の官軍少しく色めき立つて見えたれば、卿は萬一宮に御怪我ありては、由々敷大事なりと、御供の人々に警じて、御所の方へ宮の御馬を戻し、卿は東寺に踏止りて、旗を鳥羽の方へ進めたれば、此時官軍盛り返して幕軍を破り、遂に南道大勝利を得た。此時の卿の振舞は天晴なりと稱美せぬものはなかつた。是は宇田主殿助の物語である。

【十二】鳥羽・伏見の戰況（一）

鳥羽街道方面の戰況

鳥羽・伏見における薩・長兩藩の兵備については、既にその大勢を記すところがあつたが、情勢の變化に伴ひ

兵力の配置は刻々に變動された。長州の井上聞多、薩州の伊地知正治等は、西鄕を中心として、且つ謀り、且つ應じ、且つ備へ、且つ整へ、具さに活戰場裡の驅引に配當した。西鄕が大久保に贈るの書に、その一端の活況を見る。

西鄕吉之助より大久保利通に與ふる書（明治元年正月三日）

井上〔聞多〕別紙相認參候間、正治〔伊知地〕へも談合いたし候處、何も異存は無レ之との事に御座候。少々異同も有レ之候得共、其邊は宜敷御辯解可レ被レ下候。一發直樣玉〔主上〕を移候儀は、大に人心にも關係可レ致候間、暫時は御見合相成候方、宜敷は有レ之間敷かとの趣に御座候。西の宮へも、長兵四百計、備兵〔岡山池田家〕二百計、大洲〔伊豫大洲藩〕之兵も罷在候付、是に而踏止候而は、甚不利之譯に御座候付、西の宮之兵、悉く繰上一發するや否、丹波之篠山〔青山家〕を突候手筈に御座候。尾之道之兵、速に出張し、姬路を落し候策、又長國之兵は、速に藝地へ繰上候樣、手筈可レ致との事に御座候間、其段御含居可レ被レ下候。此旨早々奉レ得ニ御意ー候。頓首。

正月三日〔明治元年〕

西鄕吉之助

大久保一藏樣　要詞

井上聞多の齎らせる『別紙』の內容〔交野十郎の案に多少の變更を加へたるものならん〕は不明であるが、西鄕の書中にある文意から推せば、鳥羽・伏見の開戰と同時に、鳳輦移御を行ふは、士氣に影響するところが甚大であることを慮り、暫らく戰況の容子を見、然る上にて決行あらせられても、遲くはあるまいとの協議を爲したものと察せられる。西の宮において防戰するの不利なるを說き、一擧して徃山城を攻め、一方姬路を落し、長兵を廣島に集中せんとしてゐるのは、明らかに戰況の不利なる場合を豫想し、之に備へんとしたものである。當時西鄕等の眼中には、烏合の衆とはいへ、幕兵の勢力が侮るべからざるものとして映じたに相違なく、鳥羽・伏見の纔かなる手合はせぐらゐで、手もなく敗退しようとは、固より夢想だもしなかつたところであらう。

時に幕兵は淀本宮にその本營を置いて、全軍總督松平豐前守、副總督塚原但馬守が中堅となつて此地に陣を布いた。鳥羽街道に向つて進行し來つたのは大久保主膳正で、之れが先鋒は實に桑名藩の精兵であつた。京都見廻組・新選組・大垣藩兵が此の手に屬して進み、討薩表を懷ろにした、瀧川播磨守も亦た、一隊に擁せられて此の道を進んだ。

時は維れ慶應四年〔明治元年〕正月三日の午過ぎ、道の前方の四ツ塚の關門に當つて、薩藩兵の屯據せるあるを見て、瀧川は先づ京都見廻組の藤沼幸之丞、所谷健三郎を使者として、之れに遣はし、

『我等は前將軍が、朝命によつて入京するに當り、先鋒の命を受けて、此道に來つたものである。諸君は宜しく道を開いて我等の通行を許すべきである。若し強ひて通行を妨ぐるにおいては、已むを得ず、斷然兵力

に訴へて、押し通るの外はない』

と申し入れた。

鳥羽口を守護した官軍は、野津七左衞門（鎭雄）の部下であつた薩藩五番隊の監軍、椎原小彌太、及び山口仲吉等の一隊であつたが、椎原等は、幕軍の使者に答へ、

『我等は朝廷の命を奉じて、鳥羽口の警衛に任ずるものである。たとひ前將軍の通行なりとはいへ、未だ朝命を以つて、許可の達しがない間は、斷じて通行を許すことはたらぬ』

と峻拒した。

藤沼等は、

『長藩士の應接には、人數を點檢した上で、通行を許すといはれたが、貴藩の言は、之と大いに相違するではないか』

と詰り、椎原は長藩營林半七に糺して、全くその虛言なるを駁し、暫らく押問答の結果、藤沼等は一應歸陣した。

椎原は私かに思へらく『幕軍の機勢によつて察するに、到底一戰なくしては叶はじ』と。玆においてか、直ちに防戰の準備に着手し、先づ地勢を察して、進んで小枝橋を渡り、城南離宮の前に陣列を布き、大砲を街道の中央に据ゑつけしめた。兵を三隊に分つて、一隊を離宮の背後に配置して、萬一の應援隊に充て、一隊は側面の竹林中に伏せ、敵の進軍するに當つて、不意に側面攻擊を爲さしむる手順を整へた。

此手の幕軍の總勢は、歩兵及び會・桑兩藩兵を合して大凡そ五千餘人と註され、之れに對する薩・長兵は、半數にも達せざる二千餘の同勢であつた。薩軍の斥候兵の制するをも聞かず、歩武堂堂として、幕の大軍が進行し來るや、命令一下、炮火は先づ薩軍によつて開かれ、砲聲は忽ちにして、殷殷轟轟として、鳥羽街道の群雀を驚ろかした。是れ實に正月三日申ノ下刻、即ち午後五時頃であつた。

幕軍は不意を食つて一時列を亂し、退軍の形となつたが、退いて隊伍を整へ、再び前進し來つて、茲に兩軍の血戰は開始せられた。奮戰激闘は數刻に亙り、勝敗は容易に決しなかつたが、軈て幕軍振はず、次第に敗走の形となつたところに、尾・越二藩に達せられたる『爲ニ朝敵一を以て』云々の勅書が傳達されたので、薩・長軍の士氣更らに加はり、幕軍は遂に潰走して、淀に退却するに至つた。

【十二】 鳥羽・伏見の戰況（二）

伏見街道方面の戰況

一方伏見街道に向つた幕軍は、陸軍奉行竹中丹後守を主將とし、先鋒は會津藩で、濱田・高松・鳥羽諸藩の兵が之れに附屬した。幕軍の主力は、蓋し伏見街道に集中せられてあつた。兵數は大約一萬餘人であつた。竹中は當初、鳥羽街道の主將として配置されてあつたが、後に變更されて、伏見に向つたものと見える。

此地における官軍の配置は、薩軍の總督島津式部・參謀吉井友實及び中原猶介等で、桐野利秋・鈴木武五郎・邊見十郎太の諸士が各隊長として之れに從ひ、本營を御香宮に布き、分隊を以つて、豐後橋並に伏見市街を防禦せしめた。長州兵は林友幸によつて率ゐられ、毛利橋から京橋方面に備へた。土藩の兵は谷兎毛、八木備作を主將として長兵の西方に配し、その形恰かも矩形を爲して布陣した。總兵數は二千餘人であつた。

竹中丹後守は、先づ書を以つて、薩・土兩藩の陣中に贈り、

竹中丹後守の通達書（明治元年正月二日）

今般德川内府、御召にて入京に付、先供之人數、並びに會津・桑名とも通行致候間、爲二御心得一此段申達候。

以上。

正　月　三　日（明治元年）　　竹　中　丹　後　守

薩　州　　様

との旨を通達した。

之に對して、薩州の島津、土州の谷、八木等より、

島津式部より返書〔明治元年正月三日〕

御書狀之趣相達候。今般德川内府樣、就二御召一、先供之御人數、並會津侯・桑名侯の御人數、此地御通行之段御案内承知致候へども、右者今曉、會津侯之御役人中迄、委細達し置候通り、京師へ相伺置候に付、何分之御沙汰有レ之迄は、御差控へ被レ給候樣、御引合申置候間、其御沙汰有レ之迄、御差控被レ下度、此段御返答申述候。以上。

島津式部

竹中丹後守樣

儀令的な應答をしてゐる中に、早くも鳥羽街道において、殷々たる砲聲が轟ろき出した。

鳥羽口においては既に兩軍戰端を啓けりと見たる幕軍は、俄かに奉行所の柵を破つて突進し、先んじて敵を制せんとするの勢ひを示し來つた。薩軍においては、中原猶介が配置したる大砲を一齊に發射して之れに應戰した。

伏見戰においては、幕軍の主力を集むるところで、兵數優勢なるのみでなく、その主力となつたのは、精悍無比を以つて誇る會津藩兵及び新撰組の勇士であつた爲めに、猛襲頗ぶる薩・長軍を惱ました。後に急を聞いて川村純義・篠原國幹等の精銳が、京都より來援するに至つて、さしもの强敵も遂に敗走するに至つたが、會津兵は最後まで善く戰ひ、隊長を失つても、尙ほ且つ屈しなかつたといふから、如何にその戰鬪力の猛烈であつたかが窺

せられる。

官軍の主力は固より薩軍であつたのはいふまでもなく、飽くまでも會兵の猛襲に抗したが、長州兵の奮戰も亦た目醒ましいものがあつた。伏見の戰ひは三日の夕七ツ時過ぎ、午後五時前後より始まり、殆んど夜を徹したといふから、鳥羽口に比し、戰鬪は頗ぶる猛烈を極めた。兩軍接戰の最中、淵邊直右衛門が、長州の陣中に來り、京都において仁和寺宮が征討大將軍に任ぜられ、將に錦旗を奉じて御進發あらせらるる由を急報したので、官軍の士氣は頓に百倍するに至つた。時に薩軍の一隊と、長州遊擊隊の後藤深造・宮田半四郎の第二中隊とが、奉行所背後の竹林中に迂回し、突進して背面を襲擊し、火を邸內に放ち、見る間に炎々たる火勢となつたので、流石の會兵も、守りを失つて敗走するに至つた。

* * * * *

征討大將軍仁和寺宮彰仁親王が、參謀東久世通禧・烏丸光德、旗奉行四條隆謌・長谷信篤の諸卿を率ゐて軍容堂堂、錦旗を奉じて伏見に進ませらるるに到つて、官賊順逆の名分、確然として定まつたので、是より幕軍の兵勢は日に蹙まり、一敗、大阪城に退ぞくの外なきに至つた。

竹中丹後守は一先づ敗兵を淀に收め、翌四日に至り、更らに逆襲を試み、鳥羽方面における會津兵は、血戰して薩軍を惱ましたが、伏見方面の大敗するに及び、伏見の官軍之れに應援した爲め、孤勢支へず遂に淀に敗退した。

正月五日に至り、官軍は勝に乘じて一氣に追擊し、幕軍は已むなく、一先づ淀城に立て籠らんとしたが、此時

淀藩は俄然として反應し、幕軍の入城を拒斥したので、敗兵は八幡・橋本に退ぞくの外はなかつた。春日局以來德川氏に恩顧ある淀藩主稻葉美濃守が、一朝その意を翻へして、朝廷に歸順したことは、幕軍の士氣を沮喪せしむるの甚だしきものであつた。

正月五日の夜、朝廷よりは四條隆平に命を含め、勅使として山崎の關門を守つてゐた津藩の陣營に臨ましめ、皇師に歸順すべきを申し達せしめられたので、翌六日に至り、曩には德川氏の爲めに山崎を防守せし津藩は、一變して敗軍の幕兵を攻擊し初めたので、さらぬだに勢ひを失したる幕軍は、內外腹背に敵を受け、無殘なる敗戰となつて、大阪に潰走した。

鳥羽・伏見における一戰が、斯くの如くにして、德川氏の敗軍となつたことは、固より時運の然らしむるところであり、殊に順逆の名の明らかなるにおいて、爭さふべからざる命數であるとはいへ、その末路の餘りに蕭條たるに對しては、正に無限の同情を湛へざるを得ぬ。

淀藩及び津藩の嚮背は、皇師に對する恭順の意よりせば、固より大義の稱すべきものがないではないが、士は己れを知るものの爲めに死すてふ、古武士道の精神に照し來るとき、その心事に果して一點の疚ましきなきを得る乎。分けて德川氏の恩顧を受くること深く、昨日迄は幕軍の中堅として、人も恃み我れも任ぜしものが、一朝にして嚮背を異にするは、賴むに甲斐なき進退ではないか。順逆の名は兎に角も、我等は薩の南洲の精神を壯とすると共に、終始一貫、沒落悲運の德川氏の爲めに、屍山血河の巷に奮戰したる會・桑の名節を、義あり信ある

武士の最期として、嘆美せざらんと欲するも得ぬ。冷々たる理論を以つて、是非を斷じ、曲直を分つ史家に對しては、吾人はただ默するあるのみ。

【十三】戊辰戰役紀聞（一）

越藩中根雪江の見聞錄

鳥羽・伏見における戰況は、叙上の如くにして、幕軍の敗退となつたが、當時各方面の戰況を察すべき、實見者の見聞記及び關係記錄を抄出して、戰況及び事情の大體を槪見するのも、敢へて徒事ならざるを信じ、その二三を左に摘出して、參考に供しよう。

越前藩の中根雪江は、前記の如く、藩主春嶽の意を含んで、正月三日（明治元年）兩軍對陣の間を縫うて、大阪城に下つたが、渠は正月四日の記錄において、次のやうに記してゐる。

戊辰日記（中根雪江手記）

一今朝（正月四日）卯刻（午前六時）雪江登城。永井殿（尚志）へ逢對申陳候は、昨日下阪之途中、伏見之火光を望見候而は、爭端已にひらけ、百端既往悔而無益に屬し候得共、下阪之旨趣も一應は申上、乍レ恐御機嫌をも奉

レ伺、且即今此地之御樣子も拜承仕度と及二登城一候段、演二達之一、翌日已來、京都之事情申述候處、永井殿も大息顰眉而已に而、扨々遺憾千萬なりとの挨拶にて被二申聞一候は、此間老侯〔春嶽〕御下阪之節、御請之御廉も有レ之、京地より之御左右次第、御上京之御積故、其節御人數多分被二召連一候も如何に付、御先供として二大隊、大久保主膳正引纏出立被レ命、且瀧川播磨守を以、別紙御奏聞書被二差出一、右は三日朝、條城〔二條城〕へ着、御奏聞書御本紙は戸田大和守へ相渡、御奏上に相成、寫一通づつ尾・越へ御渡之分は、則雪江呼出、播州〔瀧川〕より相渡積りに有レ之、然る處同日細川右京太夫上着、二大隊之隨兵引連れ入洛に付、播州は夫に引續き罷越處、四ツ塚關門に而、細川勢は異議なく通し候得共、播州は細川氏之家來故、通し難きとの事にて、抑止に付、彼是及二懸合一候へ共、約る處爭論に相成より外は無レ之候に付、無二是非一引取、大久保〔主膳〕へ申談じ、同人之兵隊に引副ひ、通行之積り之所、大久保も指留に付、一二間答之内、早や彼方より打懸候故、此方よりも打懸、忽炮戰相始り候次第に而、誠に意外千萬之事共に相成、播磨も今以淀表に滯留罷在候間、雪江彼地へ罷越、御奏聞書竝御直書も有レ之候間、播磨より受二取之一、直に上京いたし、御奏聞書は戸田和州へ指出し呉候儀は相成間敷哉との賴談に付、御申聞之趣承知は致候へ共、雪江罷御奏聞書持參と申も、不體裁且道路之障礙も難レ計、萬一德川氏之密使抔と被レ怪候而は、此節柄主人迄も不都合相成候而は、迷惑仕候間、此儀は御免奉レ願度候。愚按を申試候へば、御用狀成共御仕立、肥後家老溝口孤雲罷出候へば、此方へ御托し被レ成候而は如何可レ有レ之哉。外藩之方嫌疑も有レ之間敷と申試候處、如何樣共方も可レ然哉と承引成り、雪

江又申候は、扨ケ樣に事破れに相成候而之御策略は如何候哉と詰り候處、誠に不意に出たる事故、更らに術計無レ之、上樣〔慶喜〕も殊之外御當惑、隨而何れも無レ策、如何相成可レ然哉との模樣に付、乍レ恐夫に而は御濟被レ成間敷、萬一御人數等、輦下を騷がし候樣之事に相成申間敷歟と申候處、其處は念を入れ、每々嚴敷申越候事故、決而其氣遣ひは有レ之間敷候へ共、ケ樣相成候に付而も、猶更御奏聞之御筋行屆き候筋有レ之間敷哉と、頻に垂問有レ之に付、今日は申合せ外藩四家之家老〔溝口孤雲・藤堂歸雲・十時攝津等〕共、登城致候筈に候得ば、猶又申合可レ見と申達、退座せり。

中根の手記によれば、鳥羽・伏見戰敗軍後に於ける、大阪の態度には、何等用意の存しなかつたことが分明である。渠は更らに歸京途上の見聞を、左の如く記述してゐる。

戊辰日記〔中根雪江手記〕

一今朝〔正月五日〕六ツ時前〔午前六時前〕雪江枚方發船、橋本砲臺之邊に至るに、朝霧之內に稀に小砲聲を遙聞す。砲臺に旗を建、人數を配り、形勢異常なり。怪みながら進レ船、橋本を過ぎ、科手村邊に至るに、砲聲大小交ゝ聞へて、霧晴れ戰の漸く始りたるを覺ゆ。堤上を奔走往々之兵士あり。馬を馳せて歸り來る斥候あり。前途の砲聲漸く盛んなれば、船子船を進る事を肯んせず。依レ之村端に上陸し、兵士に問うて道を八幡山の麓に取り、八幡町を過て、數丁にして會藩之大野英馬が今一人と馬を竝べて出陣するに逢ふ。彼云、淀より以

北、砲戰尤盛んにして、伏見堤上亦爾り。勝敗未ㇾ決、唯願はくは一刻も早く歸京して、盡力せん事を庶幾する由を言棄て、過行きたり。此頃に而は淀川以北之大小砲戰猛烈を極め、轟然地を動し、煙天に漲る。八幡山に會兵砲臺を築て屯集せり。放生川邊は宮津藩守衛之關門あり。是を過て堤上を行く、東軍之二大隊に逢ふ。未刻過ぎ〔午後二時過ぎ〕木津川を渡り、新田村に至る途中、淀邊之放火を望む。此頃に至つて砲聲漸く稀なり。未半刻比、新田村之民屋を憑み、午飯を喫し、夫より宇治川を渡り、小栗栖より栗栖野を經て汁谷越より清水へ出、暮時過著邸せり。直に御前へ出、阪地之事情申上、御直書指二上之一、御拜披之處、左の如し。

奏聞之次第は有ㇾ之候へども、輦轂之下におゐて干戈を動かさざる樣、兼而兵隊之者どもへ申諭置候得共、彼より已に砲發之上は、此上形勢心配致候間、呉々も鳳輦守護被ㇾ致候儀、厚く御願申候。已上。

慶喜

尾州　藝州
越前　宇和島　殿
土州　細川

正月四日〔明治元年〕　八字認

如上の記述によりて、戰況の一端を想見することが出來ると共に、又た一方において、慶喜の眞情をも察することが出來る。

【十四】戊辰戰役紀聞（二）

秦林親の戰爭實驗記

久留米藩士秦泰之進は、林親と稱し、始め新撰組に屬した人であるが、近藤勇と確執を生じ、同隊を脱して孝明帝御陵の衛士となつたが、後ち薩藩に附屬して、鳥羽・伏見の戰爭に參加した。林親の日記に、戰況の一端を書き留めてゐる。

秦林親日記（明治元年正月）

〔前略〕慶應四辰正月二日の夜より、會津先鋒として大阪城を繰出す。同三日夕七ツ半頃〔午後五時頃〕賊兵會津先鋒隊、鳥羽に寄せ來れり。薩の守護兵之れを止め、曰く何くに通る哉と。賊兵答曰く、舊將軍御召に因て入京すと。又曰く、舊將軍は獨歩にて入京す可きの命あり。然るに貴藩より大兵を繰出し、剩へ大小砲を具し上京之段決て相成らずと押し止めしを打破り、賊兵無理に行かんとす。依て薩兵は朝命を仰がざるまでは通行相成らずと、議論央にして、双方より打放し大戰爭に及ぶ。余始同志の者、三木三郎・新井陸之助・富山彌兵衛・佐原太郎・阿部十郎・内海二郎・江田小太郎、京都薩邸に在て此の大戰爭を聞き、直ちに八名

の者、半甲冑を著し、銘々小砲を携えて、三日夕六ツ頃〔午後六時〕より薩藩中村半次郎〔桐野利秋〕隊に加入し、御幸の宮より賊兵と接戦し、其夜十二時に至て、殆んど賊兵千五百餘を討破り、幕兵中に先鋒す。然るに賊の死骸は山をなしたり。依て殘賊を探索し、或は二人或は三人と潜伏せし者を討取り、陣所陣所に火を放し引揚たり。御幸宮にて飯を喫し、暫時休息して、亦同夜二時頃より鳥羽の賊兵に薩兵と共に打掛りしよなん口え向て接戰す。同四日朝六ツ頃、亦大戰爭と成り、我が輩先鋒す。同四ツ頃〔十時頃〕に至て、薩の軍監某と、疊二枚を盾にして、小砲を打掛けしが、余一發を放して跡を顧みれば、薩人余が背後に斃れたり。然れども猶を進んで砲戰す。賊兵其の鋭鋒に堪えず、所々火を放ちて敗走す。余半丁餘進撃するに、薩州人賊砲に當りて喉領を表裏に穿貫されしか、余を見て介抱を乞ふ。依て後陣に遞送す。又半丁餘侵入せし處、六十餘の老媼あり、左手を打貫かれて相悩めり。側はらに三才位の男児五才位の女子あり、老媼余に向て曰く妾が良人彼の佛前にあり、乞ふ之を呼び返してと。依て立寄り見れば、木佛と共に眠す。故に老媼に諭して童子等と共に後陣に送る。又進入して同志等を尋るに、三木三郎あり。暫時共に砲戰するに、三木賊砲に當りて甲冑を打通し、手首の表裏に貫穿す。依て忽ち甲冑を解いて砲瘡を裹み、後陣に護送す。然るに半丁を隔てて、同志富山侵撃せしに、賊砲にて背中を横に一尺許り穿たれたり。故に駈付て帶を解き、背中を裹み、後陣に護送す。余は新井と益侵入し、火烟中に駈入り賊兵と接戰す。然るに新井障子を開き見れば、内に賊兵二三名潜伏せしが、余が輩を見て忽ち進み來る。新井一砲打放し、余進て切付たり。賊兵を追散し、

又一家に匿入り賊兵を切散らす。此の家の床下に人聲あり。直ちに砲先を差向くれば、土民等五六名、方向を失て潜み居たり。依て後陣に差送る。此の時は彌激戰にて、賊兵も支え兼て鳥羽藏前に引退て、倉米を積立て、一山を成して盾とし、多兵砲發す。官軍先を得られて利なし。余則ち中村半次郎〔桐野〕に通し、後陣に備えたる大砲二門程、隊長の命を以て引來たり、則ち中村の指令に應じて、薩・長と共に二丸を放つに、一發は大木に打當て、賊兵中に枝葉を雨らす。一發は賊兵に打込みし哉、賊軍動揺して引退く。此の勢に乘じて、官軍一同に追撃す。既に四日十二時頃まで双方打合しが、賊兵我が勢に支え難く、追々淀城に退き同日夕方には鳥羽中に賊兵なし。余同志と共に御幸宮に引揚る。同五日朝、余は家來野田伊之助を召具し、淀城に攻め掛るに、同所町東しの堤防邊に、新撰の殘兵等、四日の戰爭に深手を負て逃げ去る者、凡二十餘名此の所に斃れ死す。其骸骨を改見るに、堤側の芦葦の中に賊兵潜伏する者あり。余直ちに進て唯一刀に切付けんとすれば、賊兵頭を揚げて暫時猶豫を乞ふ。依て何事乎と訪えは、賊の曰く、我れ素より官軍に敵するを欲せず、唯近藤氏の爲めに事変に至れり。其罪萬死に當れりと雖も聊か近藤の謀策を吐露せん。貴君之を憐聞せよと云ふ。余其の陣する所を聞取り、彼が一命を延して壘に乘せて伏水薩邸、大山彦八の陣に送る。後京都今出川薩邸にて療養すれども遂に死す。余は阿部・江田等と淀へ掛り、追々進撃して同日十二時頃まで戰しに、薩人八幡土手にて賊兵に討たれたり。余が家來伊之助、背に負ふて後陣え送る。同日夕、石清水山に賊兵等引揚げしに依て、双方より激戰中、天王山より藤堂和泉守裏切し、賊兵中に大砲を發す。是れに

依て賊兵等一人の留る者なく、大敗北なせり。牧方に放火し、賊兵を追散らす。茲に於て戰爭相終る。余が輩は爰を引揚げて、京都今出川薩邸え相集る。云々。

林親の見聞するところは纔かに一局部に止まり、隨つてその錄するところも大局に迂なるを免かれないが、而も官軍進擊の形勢、賊軍敗退の次第、戰場裡に於ける士民の狀態等に至つては、彷彿として想見せしむるに足るものがある。戰爭の狀態は頗ぶる幼稚なるも、官軍の勝利が、大砲の效力の有效なりしにあつたことも、此の記述の一端に現はれてゐる。

【十五】戊辰戰役紀聞（三）

淀稻葉家の戰況報告

『淀稻葉家文書』中に收められたる、戰況報告書によれば、官軍の狀勢及び戰況が、如何たる行程に幕府方に通ぜられて來たかを察すべきものがある。『京師情報三通』を左に抄出して、參考に供しよう。

淀稻葉家戰況報告書 （淀稻葉家文書）

正月四日（明治元年）巳刻（午前十時）出

三日夜酉刻（午後六時）より伏見表に而合戰相始り、夜通し伏見やける。九分通燒失。大阪飛脚休み。德川公會津御先手、豐後橋藝州勢、鳥羽口長州勢一手大勢打合、雙方死亡有レ之、新撰組松山勢まけ、何れも勝負相分不レ申、合戰最中に有レ之候。大村公には、無レ滯大阪へ御歸城、京中大半、市中立退申候。昨夜（三日夜）より大小砲打結、肝ひやし申候。

一、江戸方は大勢、薩・長・土、唯今に而は葵御勝利のよし。

一、京師より三日戌刻（午後八時）申遣候書狀。

今三日辰刻（午前八時）より薩州人數多勢、大小砲に而伏見へ出張、三ケ所計火之手上り、夫より七八ケ所に相成、會津・桑名、淀迄出張之處、大合戰と相成申候。委細之儀は、跡より可ニ申上一候。

同斷四日（明治元年正月）之書狀

今四日巳刻（午前十時）頃より大小砲すさまじく、恐怖市中大騷、老人小供立退候樣町觸出上を下へと混雜致し候。雙方死人數不レ知と申事に候。今四日午刻（正午十二時）仁和寺宮、甲冑にて騎馬錦之旗二流れ先へ押立、薩州人數二百人程、鐵砲警備に而室町通御下り被レ成候。京方は薩・土・藝人數、大阪方郡山・彥根・桑名・會津・細川勢に候處、大阪方旗色あしくと申居候得共、事實不ニ相知一、此段不ニ取敢一申上候。

○昨三日午刻より京都混雜之儀注進申上候、大阪表より御公儀樣御上洛被レ遊、御先手會津樣・松山樣・姬路樣・共勢凡三萬餘騎。夫より京都御固め之勢、土州樣・長州樣・表州（？）樣・肥後樣、伏見宿へ御出馬有レ之

正八ツ時〔午後二時〕より大戰ひに相成、伏見は不㆓申及㆒淀・鳥羽燒拂に相成、右に付當宿へ京都之御固め薩州樣・大村樣・備前樣・阿州樣・彥根樣、右之御方々御出張被㆑遊大混雜、夫故船留人馬共繼立――尚今朝卯刻〔午前六時〕頃、淀、枚方邊燒拂に相成、未だ收り方相分り不㆑申候得ども、右之次第――

正月四日巳刻〔午前十時〕認める

○正月八日正九ツ時〔正午〕著

昨三日四時頃〔午前十時〕薩州戎裝多人數、伏見之方押行候趣相聞、如何なる變事、出來可㆑申哉と、市中人氣動搖致候處、夕七時過〔午後四時過〕に至、伏見之方に三ケ所火之手揚り、砲聲相聞候處、此度御變事に付、伏見奉行御引掛に相成、右跡は公邊之新撰組と薩藩との取合にも可㆑有㆑之哉と申合居候處、夜に入火之手益以盛に相成、大小砲聲更に絕間無相響、終夜一寸之間不㆑止、事柄更に不㆓相分㆒候間、御目付方書記役某へ罷越、模樣承り候處〔中略〕兼て會・桑其外今般之御變革之御處置不服に付、公邊御親藩之御主意相守兼候間、大阪表より伏見へ押出し候由。右を薩・長承知致し、伏見へ出張戰爭に及候由。又一說に上樣御上洛被㆓仰出㆒候付而は、御宿割大久保主膳正步兵二大隊引率、伏見御出張之處、薩藩、通すの通さぬの縺より、戰爭に相成候よし。

大阪方　會・桑・松山・高松・大垣、其餘陸軍方步兵。

東　方　薩・長・藝・土。

昨夜中之處、大阪勝利に而、餘程京近え進候處、今朝夜明方に至り、京方直り、大阪方引色相成候趣相聞候。京方旗色直り候ば、長州昨三日夜龜山泊に而、京地迄五里ならでは無レ之、右戰爭承知有レ之、山崎・天王寺邊御出張相成候故、會・桑挾打を提れ、繰引に致し候事も可レ有レ之哉之風說も御座候由。桑・松勢不手際に而、大砲其外、多分に分取に合ひ候歟之說も御座候。砲戰而已にも無レ之、手詰之鬪ひも有レ之、雙方夥敷怪我人有レ之由、相聞、此奥如何相成候哉、只今四時過〔午後十時〕戰爭止不レ申候。

正月四日出

固より事情に迂なる探索方下役の報告であるから、大勢に通じないのは致し方もないが、薩・長青年の血氣に逸やれると、幕府方の老衰沈滯せる氣分とは、彼此相對比し來つて、自から新舊時代の轉換を表現せるが如き觀がある。

第四章　戊辰戰塵中の西鄉吉之助

【一】　戰塵中の西鄉吉之助　（一）

五倍の幕軍に未曾有の大捷

伏見奉行所に於ける會津兵が、最も勇敢に奮戰したことは、此の方面の戰鬪に從事した、薩軍の參謀、中原猶介の自記するところによつて明らかである。

中原猶介手記〔薩軍參謀〕

〔前略〕此處〔伏見〕は第一の要所と相見得、引色も不㆓相見得㆒、其上本門、涯兩所之高櫓に取上り、頻に致㆓發銃㆒候間、監軍兒玉四郎太、並高岡衆中、鈴木辰彌に命じ、奉行所桐門の右脇、町家へ忍び込せ、人家に火を放ち燒立候折、長州・篠原隊〔國幹〕、二番隊、逸見十郎太半隊左脇竹籔中より攻入、頻りに横矢を打懸、遂に長屋に火を懸け、四番隊川村與十郎も後より集り、盛んに放射致候故、賊此勢に辟易し云々〔中略〕諸方一同に攻掛り、賊兵不ㇾ殘敗北、會賊之印ある四斤半旋條砲二挺、分取云々〔下略〕

正月五日、鳥羽・伏見兩道に分れて官軍は追撃を加へた。兩道の敗兵を納めた幕軍は、その勢力を一に合し、陣容を立て直ほして迎撃したので、再たび硝煙彈雨の修羅場を現出した。偶ゝ淀城の反覆となつて幕軍は敗走し八幡・橋本に退陣した。此日征討總督仁和寺彰仁親王は、節刀を奉じて躬から出陣あり、錦旗燦爛として松樹の間に進み來るを見て、官軍の士氣は大いに加はつた。當日西鄕も總督の幕下にあつて諸隊を指揮したが、勝に乘じて深く敵を窮追するを避け、徐むろに後日の大擧に具ふるあるべく、征討宮を奉じて一應東寺の本營に歸陣した。

翌正月六日、官軍は更らに陣容を新たにし、隊伍を整へて八幡・橋本の幕軍に進撃を加へた。抑ゝ八幡・橋本の地たる、宛かも京攝の間における、咽喉を扼するの要衝に當り、此の地の爭奪は、兩軍の死命を制するところであるので、幕軍は柵を設け、壘を廻らし、三日以來の敗戰を盛り返へさんと氣構へ、頗ぶる守りを嚴にした。會・桑の精兵は、枚方の通路に大堤を築き、之れに巨砲を備へて、死力を盡して防戰した。

此の時官軍は敵の精兵を集中せる枚方を目指して進軍し、東西水田の二方から、八幡に向つて攻撃を開始した。茲において乎、兩軍必死の決戰は開かれ、官軍は彈丸雨飛の中を越えて、八幡の前面に出で、淀川の岸に迫り、一隊は關門の横手に進出して、側面より攻撃の火蓋を切つたが、此の時、逸早く長州兵の使者は、藤堂藩の陣に到りて歸順を勸めた。之れによりて藤堂藩兵が官軍に投降し、俄かに戟を轉じて、正面から八幡の關門に攻撃を加ふるに至つたので、宛かも關ヶ原における金吾中納言裏切の形となり、前後に敵を受けた幕軍は、遂に大敗して、大阪に潰走するに至つた。

時に西郷は深く敵勢を察し、幕軍既に潰走すと雖も、必らずや嘆声を擁して大阪城の堅塁に據り、四方に號令して、大勢を盛り返し來るに相違ないと思つたので、六日勝戰の兵を收め、八幡・橋本・山崎の占領地には、守兵を配置し、本隊を率ゐて、二本松、東寺の本營に歸陣した。能く敵情を察し、戰勝に傲らざるところ、流石に西郷といふべきである。

* * * * *

正月五日附を以つて、西郷が大久保に與へたる書簡に曰ふ。

西郷吉之助より大久保利通に與ふる書（明治元年正月五日）

今曉より淀城へ取掛賦にて、二十栂二挺、昨夜中來候（陣地よりの報知）故、差遣申候間、速に燒落し可レ申と奉レ存候付、淀之賊兵、退散致し候はゞ、直樣八幡・山崎之御固は、官軍へ繰替被二仰付一候樣、御達相成候處、御盡力被二成下一度、御願申上候。

一、伏見之儀、只今一二小隊を以、相固候由に御座候得共、只夫迄にては不二相濟一事に御座候間、鎭撫之者久留島樣（通靖、豐後森藩主）にても被二仰付一候はゞ、是を助けて、如何樣とも鎭撫之道は相立可レ申、いずれ小諸侯にても、君公出張致居不レ申候而は、土地之人心安堵も六ケ敷候付、誰樣にても宜敷御座候得共、久留島樣には、何方も不レ被二仰付一候はゞ、折角之御願も御座候由に被二相伺一何歟御勤被レ成度との事御座候間、幸

度申上置候。

一、大阪より一人飛脚參申出候は、御屋敷〔大阪薩藩邸〕も自ら火を掛、詰人は都て御當地へ罷登來候由御座候。道筋は、丹波路歟、大和路歟之間にて御座候由申出候。二日大阪より平運丸出帆之處、德川船二艘を以、砲發致し候付、兵庫港へ乘入候由御座候。此旨、荒々早々、奉レ得二御意一候。頓首。

正月五日〔明治元年〕　　西郷吉之助

大久保一藏樣　要詞

とあり、戰塵中における、西郷の動靜を察するに足るものがある。大阪に退ぞきたる幕軍は、敗軍の汚名を雪ぐべく、堅城に據つて、最後の一戰を試みんと欲したが、慶喜は固より戰ひを欲せず、開陽丸に乘じて、八日夜錨を揚げて江戸に遁走したので、官軍は進んで大阪城に迫り、征討宮は、正月十日、東本願寺に著陣された。當時の事情を、桂右衛門に報じたる西郷の書簡は、這間の消息を詳細に記述してゐる。曰く、

西郷吉之助より桂右衛門に贈るの書〔明治元年正月十日〕

中將樣〔久光〕益ゝ御機嫌能被レ遊二御座一、恐悦之儀奉レ存候。陳者去る三日、德川暴擧之振舞、先日申上置候通に御座候。六日迄は八幡へ押詰、難なく攻落、橋本迄追詰候處、山崎御固は藤堂に而御座候處、是も官軍に

屬し、共に相戰候故、譯もなく攻落、追捲り候處、牧方迄も足を止候儀不ニ相成一、勿論牧方へ出張之兵も共崩いたし、大阪へ迯去候處、大阪城大恐怖を懷、一足もたまり得ず、薩・長之兵、今夜押寄も不レ被レ計與の事にて騷立、取る物取あへず、迯支度を成し、七日朝より八日迄に相掛〔此の時慶喜軍艦に逃入〕一人も不レ殘、大阪城中を迯去、越前藩、大阪詰之者を召呼、別紙之書面〔幕閣恭順書〕を相渡、早々薩・長之先手に寫を以相告呉れとの賴み、急擊を免れ度との事而已に御座候。三日より六日迄之連戰、一歩も不レ退、少しの敗なく勝通しの軍は、未曾有レ之ざるの戰にて御座候。爲ニ皇國一御悅可レ被レ下候。人數多少を比較いたし候得ば、賊軍は五增倍之事に御座候得共、かくの如き勝利は、いまだ不レ聞儀に御座候。京攝之間、餘程人心を失ひ居候事にて、今日に至りては、伏見邊は兵火之爲に燒亡いたし候得共、薩・長之兵隊、通行度每には、老若男女、路頭に出て、手を合せて拜を爲し、難レ有々々與申聲而已に御座候。戰場にも、路々糧食を持出し、汁をこしらへ酒を酌て戰兵を慰し、國中〔薩藩内を指す〕之人民よりはまさりて見へ候事に御座候。淀城は、前以より賊兵を城內え不ニ入付一、城下迄押詰候處、歎願有レ之、燒落不レ呉樣との事に御座候而、城內よりは一發も不ニ打出一候故、城は不レ燒に、市中之賊巢を燒拂て、賊を追落候處、其後は餘程世話いたし呉、大に都合能き事に御座候。近畿之諸侯は皆官軍に屬し、又兩端を懷き居候藩も、方向相定、官軍日々に盛大に罷成申候。御安慮可レ被レ下候。山陽道は姬路賊に與し居候故、長兵、備前と合し、打拂候積りに御座候。必ず不日勝報可レ有レ之與、相待居申候。山陰道は、西園寺樣〔公望〕惣督にて、薩・長之兵を率御、出張相成候處、其は戰は

不ㇾ致、三丹〔丹波・丹後・但馬〕を御説得相成候て、官軍に被ㇾ屬候御策に而御座候。龜山は早く相隨ひ候趣申來、追々官軍に屬し候向與被ㇾ相聞ㇾ申候。大阪之通路を久敷被ㇾ塞候而は、大に困窮可ㇾ仕與相考居候處、案外急速に相開、天幸此事に御座候。今日は征討將軍宮〔仁和寺宮小松彰仁親王〕、錦之御旗を押立、浪華迄御出張にて、昨夜牧方御泊にて御座候。皇威輝與は今日之事に御座候。御遙察可ㇾ被ㇾ下候。いまだ混雜中にて不ㇾ能ㇾ詳悉ㇾ候得共、大略勝軍之一左右、如ㇾ此御座候。恐惶謹言。

正月十日〔明治元年〕　西郷吉之助

右衛門樣　御侍史

尙々江戶御屋敷を燒崩され、大阪之御屋敷燒失、此兩件實に殘念之仕合、是丈けが負に相成候事に御座候。

如上西郷の書信に據れば、『淀城は前以より賊兵を城內え不ㇾ入付ㇾ』とあり、城主稻葉氏が、戰前より私かに官軍に心を寄せた事實を知るに足るが、『吉川經幹周旋記』に載せたる『過る四日鳥羽街道戰爭、得ㇾ勝利ㇾ賊兵不ㇾ殘潰散、同日淀城を攻取、城下少々放火、城主稻葉長門守、一騎驅にて入京、直樣參內、德川命令を不ㇾ奉、爲ㇾ王家ㇾ盡力仕候段申上候付、淀城燒拂不ㇾ仕、賊兵は八幡山に楯籠候』〔長府より廻達書〕とあるのと對照し、稻葉氏の向背は極めて分明である。

又た『老若男女、路途に出で、手を合せて拜を爲し、難ㇾ有々々與申聲而已』とあるにより、如何に沿道の庶民

が、皇師の下向を簞食壺漿して迎へたかを、察知するに足るものがあると同時に、又た如何に徳川氏が天下の民心を失つてゐたかを、示して餘りあるものがある。五倍に餘る徳川勢に對し、薩・長軍が連戰連勝し、一擧にして舊將軍を大阪より追ひ出すに至つては、西郷のいはゆる『未曾有レ之ざるの戰勝』であつて、特に一大回轉を遂げんとする、時勢の進運を知るべきである。

【三】 戰塵中の西郷吉之助 （二）

『戰ひに負傷せねば勘當する』

高杉東行は『亂世』好き、西郷南洲は『戰爭』好きであつた。

或時、久阪玄瑞が高杉に向つて、

『お前のいふやうな事をしてゐると、世の中は治まるどころか、益々亂世になるばかりだ』

といふと、高杉は、

『ソコが俺の覘ひどころだ。俺は亂世でなければ、役に立たぬ男だから、一度世の中を掻き亂しておかんと俺の出る幕はないといふものだ』

何も世の中を亂すのが良いことはないが、大改革をやり、荒療治をやらねばならぬといふ時世には、亂世の雄

が必要である。維新改革の風雲に乘じた高杉の面目は、此の數語の間に躍動してゐる。

岩下方平が、嘗て西郷を評して、

『西郷は何かといふと、戰爭はごわせんか、オイは戰爭がないと用のない男でごわすといふ。西郷は先づ、こんな迂濶な男である』

といつた。

西郷を大政治家のやうにいふ人もあるが、政治家といふよりは、軍人である。普通一遍の政治家の及ばぬ超群の手腕は、常に人の意表に出で、如何なる場合でも、相手の膽を寒からしめ、アツといはせる。それが大政治家と評せらるる所以であるが、それは西郷においては、何も手腕・力倆・才幹・謀略を振つたのではなく、悉く一片の至誠から出てゐる。天地を感ぜしめ、鬼神を泣かしむるのは、全くこの至誠の致すところである。

軍人としての西郷には、西郷の全面目が躍出してゐる。彼は一生の中、實は戰爭らしい戰爭をしてはゐない。維新前は固より、鳥羽・伏見の戰爭にしても、上野の戰爭にしても、小競合ぐらゐなもので、戰爭といふほどのものではない。それにしても、西郷の悦びは格別である。同時に又た戰塵中の西郷には、西郷の本質が遺憾なく現はれてゐる。親友岩下が『西郷は戰爭好き』といふのに無理はない。

鳥羽・伏見の戰爭は、戰爭らしい戰爭にはならなかつたが、三千の官軍に對する一萬五千の幕兵であるから、油斷はならぬ。殊に伏見街道方面には、幕軍中の精英を以て聞えた、會津藩兵が主力となつてゐるので、一時は薩

軍も支えかねて見えた。恐らく此時の事であつたらうと思はれるが、薩軍の先鋒隊から、急使を派して、相國寺にあつた薩軍の本營に向つて、戰況の不利を報じ、

『直ぐに援兵を出して下されとのことでごわす』

と申入れて來た。すると、本營に在つた西鄕は、靜かに手をあげて、

『そいで現兵は何ほどおじやるか』

『一少隊でごわす』

それを聞くと西鄕は、

『ウハヽヽヽヽ』

と例の大笑ひをしながら、

『隊長にさういふて下され。皆んな死んで下され。全滅の報がごわしたら、西鄕が援兵を率ゐて行くと申した、と傳へて下され』

斷乎たる巨人の一言を聞いて、薩摩隼人の一人は、眉宇僅かに顫き、前に一禮を施こすや否や、踵を回して、前線に此報を傳へ、血戰、よく大敵を追ひ散したと傳へてゐる。

ここが西鄕の西鄕たるところである。衆寡を以て兵を論ぜず。悉く錦旗の下に死せんことを敎ふ。これ則ち大勇である。而してまた必勝である。

彼の滿洲軍總司令長官たりし大山元帥（戊辰の際西鄕に率ゐられて奮戰）が、奉天大會戰に際して、流石の兒玉源太郎參謀長が、一時戰局を收拾し、退却の外なきを進言した時に、

『我が陛下の士卒の死骸を、一人たりとも敵に踏まして下さるな』

と言ひ放つたのも、亦た是れ、同一信念から迸ばしり出でたるの言である。大山が西鄕に受くるところあるは勿論、あの時の大山總司令官には、西鄕が乘りうつつたといふべき理由さへある。

*　*　*　*　*

鳥羽・伏見の戰爭は、西鄕一生中の快戰であつた。朝敵德川氏を討つの名分においてし、天下三百の諸藩を向ふに廻はしたことは、敵として決して不足はない。殊に征東總督宮として、小松宮彰仁親王を拜し、冬空高く、日月の錦旗を捧じての戰ひである。

西鄕自からは全薩軍統帥の大役を帶びてゐるから、輕々しく戰場に出る譯にゆかぬ。正月三日から六日迄、四日間の戰爭の間に、三日の夜と、六日八幡の戰ひに、前後二回戰場に臨んだのみで、親しく奮戰の機會がなく、殘懷至極に思つてゐたが、長弟西鄕信吾（後の從道）次弟西鄕吉二郎、三弟西鄕小兵衛の三人、及び從弟大山彌助（後の大山巖）は、悉く實戰の場に臨ませ、奮戰せしめた。

發するに臨み、西鄕は諸弟に敎へて、

『今回の戰爭は、皇政復古の序幕を切つて落す、大戰爭でごわすゾ。朝敵德川氏を討つの錦旗の下で戰さをす

るのは、一門の譽れでごわす。一死、以て君恩に報うべき秋でごわす。この戰爭で、手傷も負はんやうでは、弟でない、兄でない。勘當でごわす。みんなその積りで、勇ましく奮戰して下され。』

と、儼然として云ひ渡した。

次弟吉二郎は、不幸にして病牀に臥するの身となり、戰場に臨むことが出來なかつたが、長弟信吾は、耳下頸首に敵彈を受けて重傷を負ひ、大山は耳を射拔かれ、輕微ながらも、負傷の名譽を受け、兄西鄕の勘當を免かれた。

末弟小兵衛は、傷こそ負はね、深く敵中に入つて奮戰力鬪した。却つて身に微傷を受けず、實戰にも臨まなかつたのは、大西鄕一人で、

『却つてオイが、弟どもから勘當される番でごわす』

と呵々大笑したといふ。

彼の快心察すべく、得意思ふべしである。正月十日、西鄕が、川口雪蓬に贈つた書簡に、當時の得意を傳へて餘蘊がない。

西鄕吉之助より川口雪蓬に與ふる書 〔明治元年正月十日〕

寒威甚敷御座候得共、彌御安康、珍重奉レ存候。陳ば去る三日、伏見並鳥羽街道二路へ、德川の軍勢押來、最

逆の色を顯し、兵端を開候處、薩・長の兵、憤戰いたし、六日迄四日連戰、少も不レ撓、一歩も不レ退、勝通にて八幡迄責詰候處、賊軍大に恐怖いたし、浪花城〔大阪城〕へ迯込候處、七日曉より落去、一人も不レ殘引退申候。ケ樣の勝利稀成事と奉レ存候。十倍の大勢を一時に責崩候事、未曾有と奉レ存候。信吾〔西鄕從道〕には餘程敵地へ進入、耳の下より首へ懸、射拔られ候得共、格別の事にも無レ之、もうは宜、又々戰あらば可レ出と進居申候。彌助〔大山巖〕には、耳を射切れ候得共、是は少々の疵にて、不二引取一戰通にて、至極の働にて御座候。兩人は疵を不レ蒙候ては可二追出一〔勘當するの意〕と申置候處、兩人共、十分の働いたし、疵を蒙り、誠に悅敷、もうは勘當は不レ致、秘藏可レ致と相考申候。吉二郎〔西鄕次弟〕には病氣にて引入居、氣の毒の事に御座候。乍レ然御世話被レ成候義にては無二御座一候間、御安心可レ被レ下候。小兵衞〔西鄕末弟〕には、いまだ疵は不レ蒙候得共、六日八幡の戰にては、餘程相働申候。此度は、私には一向戰には不レ被レ出、八幡は要地難戰と相心得候付、先晚より竊拔出候て、參候處、無レ譯も打破、大慶此事に御座候。三日の晚と、たつた兩度の戰場に參申候。八幡へ參候節は、君公より大に御叱を蒙り候次第にて、頓と戰地へ不レ被レ臨込入候義に御座候間、定て信吾抔より、かんどうを申付可レ申と、殘念此事に御座候。此旨急々一左右迄、如レ此御座候。以上

正月十日〔明治元年〕

西鄕吉之助

川口量次郎〔雪篷〕樣

【三】 戰塵中の西鄕吉之助 (三)

負傷者の手當に英醫を用ふ

鳥羽・伏見戰は、或る意味よりいへば、近代戰の先端であつたといへる。戰國時代以來、二百七十餘年の久しきに亙つて、打絶えてゐた戰爭であるから、此間における武器の進歩には、何等見るべきものはない。唯だ幕末英・佛より輸入されたる大砲・小銃等の兵器に至つては、頗ぶる長足の進歩をしたものがある。

當時、薩軍の用ゐた銃砲兵器の種類・機能に就いて見ても、頗ぶる複雜を極めてゐた。即ち大砲・小銃に就いて見るに、

薩軍使用の大砲

四斤山砲　前裝施綫(佛)　四瓩の彈丸を發射する山砲
(口徑)八糎六五　(砲身)九口徑三
榴彈……………四瓩〇(彈量)
榴霰彈…………四瓩六(同)
霰彈……………四瓩七(同)
最大射程二六〇〇米

二十拇臼砲　前裝滑腔(蘭)　拇は一糎
(口徑)二〇糎　(砲身)二口徑九　(彈種)球形榴彈　(彈量)一八瓩七　(射程)一五〇〇米

携臼砲（前裝滑腔（蘭）十二拇臼砲又は牛角砲）（口徑）一二糎（砲身）二口徑三（彈種）球形榴彈（彈量）四瓩五（射程）七五八米

薩軍使用の小銃

ミニヘール銃（口徑）一八粍（銃長）一米四〇〇（銃量）四瓩〇五〇（最大射程）八二〇米

エンピール銃（口徑）一四粍六六……………………（最大射程）一二〇〇ヤード

シヤープス銃（雷管打釘打）……………………………………

スペンサー銃（口徑）一二五粍（銃長）一米一八七（銃量）四瓩六〇〇（最大射程）八二〇米

スナイドル銃（釘打）……………………………………

シヤスポー銃（村田二段引）……………………………………

大砲においては、主として四斤山砲を用ゐ、小銃はミニヘール銃を用ゐた。

今日より見れば、固よりその幼稚なるはいふまでもないが、當時においては最新の兵器を用ゐたものであつた。從つて茲に生じ來るべき問題は、刀創、槍創、矢創等による負傷者のみでなく、砲彈、銃彈による負傷者の手當といふことであつた。

西郷は特に意を負傷者の治療に用ゐた。薩藩よりも固より醫師を帶同し、陣中負傷者の手當に任ぜしめはした

が、外科手術には、頗ぶる不馴である。銃砲彈による負傷者の、應急手術の如き、全く不熟練の爲に、重傷者は手當を受くる間がなく、みすみす死に到るといふ有様であつた。

玆において兵庫滯在の西洋醫者を至急招致することに決議し、大山彌助〔巖〕は、西郷の代理として兵庫に赴むき、當時參與外國事務判事として兵庫に駐在してゐた寺島陶藏〔宗則〕及び五代才助〔友厚〕を煩はして、英國公使パークスに斡旋方を依賴した。恰度その時、兵庫港に碇泊してゐた英艦乘組の軍醫ウヰリアム・ウヰリスといふのを派遣することになり、通譯官サトウが同行する運びとなつた。

唯だ玆に一つの問題を生じたのは、外國人の京都に入るを許可したかつた一事であつた。そこで大阪に滯在してゐた伊地知正治は、急書を西郷・大久保・吉井に與へて、善後策に關して相談した。

伊地知正治より西郷・大久保・吉井に與ふる書〔明治元年正月二十二日〕

手負人數、診察方として、英醫御賴入之儀、昨日於二兵庫一賴談に及候處、則英公使返事に、人命に致二關係一候事故、片時も早く差上候方可レ然とて、直にサトウ同伴、公使付之醫師明二十三日〔正月〕同港出帆、登坂之筈候旨、申來候。未從二朝廷一御免許無レ之中に候得共、過日五代才助上京之砌、モンフラン上京之示願に付岩倉樣え同人より申上候處、望之事に候得者、差止候場にも至間敷、自然上京可レ爲レ致旨、被二仰聞一候に付、モンフランにさへ、御差構無レ之事に候得者、増而爲二皇室一及二戰爭一候手負人、生死に關する醫師上京之事に

付、聊不レ苦事と推慮いたし、前件通取計候旨、五代より轉言に候趣にて、野津七左衞門申聞、且一通り橋本邊御固め場に、將軍宮より御達被二下置一候方可レ然候間、御達置被レ下候樣、可レ奉レ願旨、申出候に付、形行宮方え申上候處、參與衆より承知之事に候得者、御同所より御達相成候方可レ然、於二此御方一者、軍事而已御委任之事に候得者、御決斷難二出來一との趣、致二承知一候。就ては早早筋筋え御願立、御免許之上、右御固め場等え、其許より御達被レ下候樣、御取計可レ給候。明日丈は滯阪爲レ致置、御返答相待候樣いたし度、此旨早早申越候。以上。

正月二十二日〔明治元年〕　大阪滯在

伊地知正治

京都

西郷吉之助樣

大久保一藏樣

吉井幸輔樣

外人の入京を禁ずるのは、兵庫開港以來の問題であるが、必要の前には、門扉を開かざるを得ぬ。負傷者の手當といへば應急を要する。一刻も早く出張せしむるがよいと、流石はパークスである。早速にウヰリスを派遣することにして與れたのはよいが、外人入京禁斷とあつては、何にもならぬ、そこで伊地知は嚢にモンブランを岩

倉が許した例もあるのを引出し、善後の取なし方を依頼し來つた。

西鄕は、藩主忠義侯の名を以て、朝廷に向つて御許可を仰ぎ、一方大久保の周旋を依賴した。島津少將の名を以てしたる歎願書は次の如くであつた。

英醫入京歎願書（明治元年正月二十四日）

此度戰爭に付、手負の者夥敷御座候處、療醫炮瘡未レ精處より、追々及ニ死亡一候者不レ少、實に不レ被レ忍次第に御座候。就ては其術を究治養方穿鑿仕候折柄、兵庫滯在英國熟練の醫師賴入申度、無レ據爲レ致ニ相談一候處、人命に相拘候義、不ニ容易一事候間、速に可ニ差遣一旨致ニ許諾一候付、當邸へ召呼、療治相加度御座候間、何卒入京御免被ニ仰付一被レ下候樣、宜敷御執奏奉レ願候。以上。

正月二十四日（明治元年）　薩摩少將（島津忠義）

目的は戰爭による負傷者治療の爲、場所は京都薩摩屋敷といふことで、ウヰリスの入京を願ひ出たのである。

當時西鄕は大久保に一書を與へて、勅許奔走に關し、周旋方を申入れてゐる。

西鄕吉之助より大久保利通に與ふる書（明治元年正月二十四日）

別紙之通〔伊地知の書を指す〕大阪より申來候付、御願書被二差出一候儀は、早々取計申候間、宜敷御都合向え御願申上候。山崎邊御固場所えは、早速人差遣朝廷え御願申上候間、英國醫師相頼、取寄候趣申斷置候樣相達差出申候。伏見迄は、幸輔〔吉井〕出迎に參り可レ呉との事に御座候間、左樣御含可レ被レ下候。野津七左衞門〔鎭雄〕今朝卒度歸來候付承候處、彼隊伏見迄出迎の筋を以、京地までは警衞いたし罷歸賦に御座候間、七左衞門早々伏見邊え引戻させ、山崎邊固場所等の都合も爲レ致置申候。御願書草稿差上置申候。此旨得二御意一候。頓首。

正月二十四日〔明治元年〕　　西郷吉之助

大久保一藏樣　要詞

文中に御願書草稿とあるのは、藩主より朝廷へ差出すべき文書草案をいふのである。而して正月二十六日に至り、朱書指令を以て『願面之趣、無二餘儀一事故、承屆候』云々との勅許があつた。

斯くしてウヰリスは、大山彌助に伴はれ、大阪より三十石船に乘り、淀川を遡つて、伏見に上り、五番隊長野津七左衞門の一隊に護衞されて、正月二十七日に、京都相國寺内養源院に設けられた、薩藩病院に到著し、直に治療に從つた。

ウヰリスの手術治療は、頗ぶる斬新で且つ巧妙であつたので、九死に一生を得た者も、少なくないといふ有樣

で頗ぶる好評を博した。是れ蓋し、今日の野戰病院の濫觴といふべく、ウヰリスは後に東海道、北陸道、各所の轉戰に從ひ、到るところの野戰病院で、治療の功を建てた。

【四】 大久保甲東の智謀

政局においては大久保、戰局においては西鄕、車の兩輪、鳥の双翼の如く、薩藩勤皇の重きを負うて馳驅したが、既に鳥羽・伏見の開戰となるや、西鄕の後を追うて、大久保も亦た軍參謀となり、征討宮の東寺に參するに至つた。鳥羽・伏見の後況及び前後の事情に關しては、甲東が鄕國、蓑田傳兵衛に與へた書面において、一層詳密を加ふるものがある。書は正月五日夜認められたるものである。

大久保利通より蓑田傳兵衛に贈る書 〔明治元年正月五日〕

中將樣〔久光〕、益御機嫌克被レ遊二御座一、大慶奉レ存候。於二御當地一大守樣〔茂久〕御同然被レ遊二御座一御同慶奉レ存候。舊臘二十八日〔慶應三年十二月〕迄之形勢者、申上候通御座候處、德川氏、尾公・越公之御盡力に而、兩事件〔退官、納地〕御受、上京之上被レ遂二奏聞一與之趣、舊臘晦日言上相成候處、去る二日〔正月〕頃亦、朝議被レ爲レ在、兼而言上之會・桑、未歸國不レ致候付、早々歸國取計、鎭定之實蹟舉り候上、慶喜上京候樣、御沙汰相成候御評決に御座候處、例之通、後藤〔土藩〕など異論相生じ、當日御運不二相付一候處、翌三日、既兵大

軍、伏見迄進入（會・桑・松山・高松・志州）戎服に而大砲押立、追々に到著、上京いたすと之事故、兼而同所出張、巡邏被ニ仰付一置候三藩を以（土・長・薩）引合に及候處、德川氏上京に付、先手之命を受、上京いたし候與の返詞に而、然らば朝命を以警衞被ニ仰付一置候付、何分御沙汰有レ之迄之間、御差控可レ被レ成段、申入候處、書通を以押而致ニ上京一候段相答候由、右引合之次第、當日早朝相達候付、則朝廷へ御屆に及候處、尙尾・越へ是迄之手續も有レ之候廉を以、斷然大阪迄爲ニ引拂一候樣、盡力可レ致旨を以、早々朝命有レ之、且兼而伏見出張之四藩へ、尾・越へ御達之趣も有レ之候付、若背レ命、不レ得レ止時宜に及候節は、云々御達の御紙面相下り候。然處、同日七ツ時分（午後四時）鳥羽街道、鵲橋邊に而、始戰與相成、續而伏見奉行所邊、及ニ砲戰一候趣、追々注進有レ之、終に干戈と相成候次第に御座候。

一、鳥羽街道之方見廻役與稱し候得共、專、會・桑之人數に而、大砲等押立進入候間、此方より申入候は、朝命を以通行不ニ相成一候段、一應者及ニ應接一候得共、押而進入いたし候段相答候付、則砲發に及候由。固より於ニ伏見一三藩より引合、押而入京之段、書通に而返詞有レ之、押而通行候得者、及ニ干戈一候旨をも相答置たるよし候得ば、始戰之處におひても、曲直分明なる譯に御座候。扨成敗之上に於ても、連日之戰一度も敗軍無レ之、今日淀城迄責詰、賊徒敗走、官軍別而相振、淀も官軍に屬し候由。

一、昨四日仁門公（仁和寺宮）へ征討將軍を被レ命、節刀を賜り、鳥丸卿・東久世卿へ參謀被レ命、錦之御旗を被レ與、未刻（午後二時）頃御進軍被レ爲レ在候次第、固より壯烈之宮にましまし候得者、威嚴當りを拂ひ、只々忝

けなさの感涙を催し候外無二御座一候。昨夜〔四日〕東寺へ御宿陣に而、今日早々淀近邊迄御進軍被レ爲レ在、誠雄々舗御振舞、官軍之振起いたし候ほど、御親察可レ被二成下一候。

一、御國兵隊〔薩兵〕之猛烈進戰、誠に紙筆に難レ盡、聞く人見る人、舌を卷ざるは無レ之候。初戰之處御大事に候得者、實は握掌いたし居候處、注進之度ごとに捷軍を奏し、朝廷に奉レ對候而者勿論、諸藩に對し候而も、御國之面目無二此上一難レ有次第、御同慶此事に奉レ存候。土藩なども十分之戰に不レ至、合力一體、決死を以憤戰するは、長〔長州〕而已に御座候。

一、山崎固め、藤堂に而候處、是も官軍に屬し候。依而今日藝州へも固め被二仰付一出張之賦御座候。長よりの應接に而、動し候譯に御座候。依レ之八幡・山崎は官軍を以、取固め候には相違無二御座一賊之勢大に挫け可レ申候。是を固付候得者、華城〔大阪城〕之巣窟も、たまり得申間敷候。

一、大津へ橋本卿・柳原侍從殿、爲二勅使一被二差立一熊本・彥根・佐土原・大村・備前人數發向にて相屬し候。彥根は掃部頭出張、よほど憤發に而、是非實行を擧げ、罪を償ひ候との事に御座候。實に世中は意外たるものに御座候。是は關東より、東海道に人數くり出し候故、防禦の爲に候。既に草津迄、一大隊の少兵到著之由、被二相聞一候。

一、備前・因州官軍に相違無二御座一備は本末共に大津へ出張、大に相振ひ申候。因は本末山崎へ出張、同斷相振申候。就而者御疑念も可レ有レ之候得共、勢ひは言外にあるものにて、實に皇威振興、神州地に墜ざる所以

かと被レ存候。紀州も憤發、奉勅之向に御座候。鷲尾卿〔隆聚〕被レ奉二内勅一、浪士或は十津川士等相募り、高野山屯集、凡千人餘之官軍に及候處、紀州より及二贈品一、相互に爲二皇國一可レ致二盡力一旨を以、使節迄相立て候由、自然勢に依而反し候場も可レ有二御座一候得共、何にせよ、御威光之然る所以にて、不レ堪二欣喜一事に御座候。尼ケ崎・高槻同斷に而、是等は小藩といへども、別而要所之事候處、山崎路は道を開き候譯に相成候。

一、丹波路之方、西園寺卿、爲二勅使一被二差立一、長藩・御國人數相屬し、今日御發向相成候。是は三丹〔丹波・丹後・但馬〕を占め、萬一之節、鳳輦之道を開き候爲也。固より山陰道列藩へは、直樣勅命を以御沙汰相成居、一公卿御差向ひ相成候得ば、悉く官軍に相屬し候模樣も有レ之候故、右之御計ひ相成申候。長兵は雲州路より中國を攻上り候手筈も有レ之候。

一、今日刑部殿上京、兵庫滯留、各國夷情、委曲相分申候。去る二日、平運丸開帆の處、幕船より及二砲發一、其儘兵庫港引返し候由。ラウダ、モンブランより相論し候には、是非談判に及ぶべし。如何樣の儀有レ之候共、港内にて及二砲發一候事は、萬國公法におひて無レ之事に候。江戶の事も、固より、曲在レ彼、且此一條十分の曲にて候。若應接之上、六ケ敷くは、夷人え可レ任と申たる由。最王師被レ起候に付、何れへも荷擔不レ致筋、評議決定に及候との事。

一、京師中は、幸干戈不レ動、兵火の變御座なく、粮米等、二條城等の貯も有レ之、朝命を以、夫々御取調相成候間、江州の道相開け候間、暫、大阪の通路相絶候とも、決而差支無二御座一候。仍米穀は、餘分は凡て伏見

邊兵火の者、救米、京地市中等へ配當被レ爲レ在候御內評に御座候。

一、明日德川の逆罪の次第、朝敵たるを以、瞭然相鳴し、天下え大號令御發表の御評決に相成申候。爲ニ鎭撫一下阪と表向をつくろひ、則籠城割據の形を成し、新柵を結ひ、要所に公然警衛を命し、且外夷へ朝廷の悪を示し、暴戾の所爲抔との文面を以、布告に及候次第等、重罪顯然たる事、殊に御當地戰爭前日に當り、於ニ攝海一砲發に及候儀、各國公使群集の中にて、公法に戾りたる所爲、宇內に曲を廣め候譯にて、大に我が幸と可レ申候。

右大略の形行申上候。朝廷よりの御達書、且戰爭の御局、死・手負等、或は分捕・打取等の員數、夫々從ニ政府一御問答可レ有レ之候間、態と相略、見聞の及候丈、相認、晝夜の參朝にて、許多の事情難ニ申盡一、宜敷御洞察被レ下、被レ達ニ尊聽一候儀共、以ニ賢慮一可レ然奉レ願候。頓首百拜。

正月五日〔明治元年〕夜認　　大久保一藏

蓑田傳兵衛樣　侍史

曩に引用したる西鄕の書簡と、此の書とを對照し來るときは、兩雄の立場より性格に至るまで、歷然として紙面に躍動し來るものがある。西鄕は實戰場に立つて、一々その目擊する處を報じて居り、大久保は京都にあつて戰報を聞き、その耳にしたるところを報じてゐる。大久保が京都の政局に居殘り、西鄕が銃を執つて砲煙の間を

馳驅せるの狀を察すべきである。

又た西鄕の書に從へば、彼れは皇師の進むところ、萬民歸服するの狀を述べ、無上の天幸なりとして悅び極まつてゐるが、大久保は先づ戰ひに至る迄の經緯に就いて、前後の關係を詳細に述べ來り、是非曲直の孰れにあるかを明らかにせんとしてゐる。頂天立地、大久保が政治家たるの面目は、先づ以つて書柬の劈頭に於いて、生動し來るあるを見る。

德川氏は何故に大兵を擁して、上京するか。薩長兵は何故に之れを阻止せんとするか。理果して孰れにあり、非果して孰れにあるか。宣戰前に於ける外交關係は、多くの場合に於いて、正しき名義を我れに贏ち得んとする交の渉に外ならぬ。大久保が他の何人よりも、深き注意を此點に致し、理非曲直を明らかにせんことを努めてゐるのは、流石に政治家としての見地を失はないものがある。

群疑決する能はざるに當つて、一斷よく之れを裁ち、以つて大事を誤まらざるは、我れ西鄕吉之助に於いて、その太だ長ずるを見、既に決するに當つて、之れが方向に周密の智慮を拂ひ、宛かも名馬の行くが如く、戛々として地上に響あるものは、我れ之れを大久保利通の手腕に見る。

【五】德川慶喜の東歸事情

公人の進退は、如何なる場合にありても、公明にして正大なるを要する。その進むや太陽の昇るが如く、その

退くや赤日の入るが如く、人をして一點の疑惑をも投ぜしめてはならぬ。疑ふは人の勝手、我れ吾が心に恥ぢざらば、一世の誹謗何ぞ意に介するに足らんといふは、大丈夫兒の心意氣ではある。併し乍ら群疑の集注するところとなるは、必らずやその行ひに曲折を有するからであつて見れば、大道坦坦、一路直往、大八車を押し行くが如き態度にして、道行く人をして、何人にもその進路を明視せしむるの優れるに如かぬ。

鳥羽・伏見の一戰は、戰爭としては兒戲に類し、云ふに足らざる一小些事に過ぎなかつたが、その歷史的地位は、幕末明治回轉期の重大なる起點となつてゐる。既に章を追うて詳述したるが如く、當時の事情は一概に論斷しがたく、正邪順逆の果して何れにあるか、單に官賊の名において之れを裁別することは出來ないが、戊辰の一戰が慥かに幕府派の失敗であつたことは、今や公論に近い結論となつてゐる。私情に激して公義を誤まつた會・桑の態度は、甚だしく遺憾とされるところであるが、當時最も明瞭を缺いたものは、實に前內府德川慶喜の態度であつた。

渠れが終始一貫、恭順の意志であつたことは、慶喜自から之れを證言し、史實も亦慶喜に異心の存したことを示してはゐない。然らば何故に慶喜の行藏に疑惑を生ぜしむるか。是れ他なし、渠れが恭順の意志を有しつつ、之れを行ふに軟弱であり、怯惰であつたからだ。

慶喜が大政を返上したのは、千古の英斷である。或る人は之れを以つて『世界史上絕無の美談』であるとまで稱してゐる。かく稱するも、必らずしも不適當ではない。果して然らば、慶喜は何故に此の精神を以つて、終始

一貫せなんだであらうか。渠れ自身は一貫しようと志ざしつつ、左右の事情已むを得ざるものがあり、之れに押し流されたとすれば、意志の薄弱なるに歸せざるを得ない。

嚢きに大政を返上したる慶喜が、何故に後ちの退官・納地に逡巡したか。二條城を撤退して大阪に下つたのが恭順の意志に出たものであるならば、何故に大阪から大兵を練出して、京都に逆押しをしたか。後年渠れの追懷する言葉によれば、凡べては勢ひであり、事志と違ふを奈何とも爲し得なんだといつてゐるが、身を捨てて浮ぶべき瀬はいくらもあつた。それが出來なかつたのは、大義を踏むに勇氣の稀薄であつたことを否みがたい。山田方谷の語に『德川家已に政權返上の後なれば、新政の無道を幸とし、京都の寡弱を伺うて、或ひは再興再任を謀るは、有終の道に非ず』といつてゐるのは正論である。慶喜がかかる道理を知らないのでなく、知りつつ朝敵となり、身の悲況を獨り嘆息するのみであるのは、志に忠なるものとはいへない。

赤心無二、眞に恭順を欲するならば、之れを行ふに道がない譯はない。徒らに嘆息して左右に制せらるるのは志の猶ほ立たざるを表明するものではないか。後日山岡鐵太郎が上野東叡山に慶喜を問ひ詰め『何た弱きつまらぬ事を申さるるや、謹愼とあるは詐はりにても有らんか。何か外にたくまれし事にても有るべきか。眞の誠意を以て謹愼の事なれば、朝廷へ貫徹し、御疑念氷解は勿論なり』〔鐵舟自記、慶應戊辰談判筆記〕と昌言したのも、實に慶喜の態度の不鮮明を、不透徹を、軟弱を、慨したるにあつた。

*　*　*　*　*　*

京都の形勢非なりとして、二條城を撤退した折にも、慶喜は殆んど『夜逃げ』同然の引き拂ひ方をした。それと同じ様に、今や大阪城を去つて東歸せんとする慶喜は、敵を欺むくのではなくして、味方を欺むくの技巧を弄して、退去しようとした。否な退去した。

當時、慶喜が如何なる手段を以つて、大阪城を拔け出したかは『德川慶喜公傳』に依つて、左の如く記されてゐる。その僞はらざる記事に曰く、

慶喜公東歸事情〔德川慶喜公傳〕

『公は東歸の志、既に決し給へるも、臣屬の之を妨げんことを憂ひ給ひ、故らに諸有司・隊長等を大廣間に召し集めて、「此上は如何にすべきか」と尋ね給へるに、孰れも血氣に逸りて、再擧を熱望する輩のみなれば、異口同音に「一刻も早く御出馬遊ばさるべし。然らば士氣頓に振ひ、薩・長を討ち平げんこと、何事か候べき」と申して、ひたすら公の出馬を迫りければ、「よし是より直に出馬せん、皆々用意せよ」と宣ふにぞ、衆大に喜び、勇みに勇みて、持場持場に退きたり。公は此隙に乘じ、元守護職松平肥後守、元所司代松平越中守、老中酒井雅樂頭、板倉伊賀守、大目附戸川伊豆守〔忠愛〕外國總奉行山口駿河守〔直毅〕目附榎本對馬守〔道章〕醫師戸塚文海、外國奉行支配組頭高畠五郎等を從へて、六日の夜亥の刻〔午後十時頃〕ばかりに、潛に後門より出で給ふ。衛兵の見咎めて誰何しけるに「御小姓の交替なり」と詐りたれば、深くも推しまさり

き。やがて八軒屋より、舟に召されて、天保山の沖には、德川家の軍艦、開陽・富士山・蟠龍・及翔鶴の四隻碇泊せり。公は開陽艦に乘り組み給ふべき豫定なりしが、御供の人々は、其艦を見知らざるが上に、折からの闇夜にて、艦の所在さへ定かならず。折しも英・米・佛三國の軍艦も、天保山沖にありしかば、先づ最も岸近くに碇泊せる、米艦に赴かせ給ふ。同艦は一行を艦長室に請じまゐらせ、酒肴など、とりとりにもてなし奉りぬ。』云々。

* * * * *

抑ゝ慶喜に恭順の心があり、初めより戰ひを欲しなかつたのは知れてゐる。諸軍出動の後といへども、渠が足一歩も大阪城を出でなかつたことが、之れを立證して餘りある。果して然らば、鳥羽・伏見に戰へる將卒の、何ぞ夫れ憫れむに堪へたるや。彼等が賊軍の名を甘んじて受け、尙ほ且つ生命を賭して戰つた所以のものは何である乎。そは已れの功名を欲するのではなくして、ただ一に舊主の汚名を雪がんが爲めではない乎。大勢に通ぜず大義に暗らしといはばいへ、舊主の沒落を、目前に見つつ、豈に一矢の酬ゆるなくして、をめをめと陣を撤するに忍びんや。武士の面目にかけて、雄々しくも一戰せる將士であつた。

然るに彼等の奉戴する慶喜は、終始『戰ひを欲せず』といつて、冷然として將士と離れてゐる。是れ此の主從離反の心、これぞ戊辰戰役に、幕軍の大敗する原因であつた。

『あはれ朝廷に對して、刄向ふべき意思は露ばかりも持たざりしに、誤まりて賊名を負ふに至りしこそ悲しけれ。

最初たとひ家臣の刄に斃るるとも、命の限り會・桑を諭して歸國せしめば、事此に至るまじきを、吾が命令を用ゐざるが腹立たしさに、如何やうにとも勝手にせよといひ放ちしこそ、一期の不覺なれ』とは、慶喜が悔恨の詞であるが、この詞の由つて來るところは何ぞや。慶喜が自己の不明を恥ぢ、誤まつて朝敵となつたことを悔ゆるの意は明らかであるが、將士の義憤に一滴の涙をも灑いでは居らぬ。

上天朝に對して相濟まずと考へたならば、何故に錦旗の出でたりしと聞きし時に死ななかつた乎。下將士の志を憫れむならば、何故に大阪を最期の地とは極めなかつた乎。可憐の將士を僞はりて、身を關東に遁れ去るに至つて、最早やいふところを知らぬ。

* * * * *

茲に到つて思はず念頭に浮び來るものは、明治十年丁丑の難における西鄕南洲の出處進退である。丁丑の西鄕と戊辰の慶喜と、相對照し來れば、その境遇の何ぞ夫れ能く相似たるや。而うしてその態度の、何ぞ夫れ相反するの甚しきや。

慶喜も南洲も、君國を思ふの情において等差はない。等しく日本臣民として赤心を捧げんとし、圖らずも朝敵の汚名を蒙むつたこと、ただ時と處との相違あるのみ。彼れも此れも、共に同一の悲運に際會してゐる。

而うして慶喜に戰意のなかりしが如く、南洲にも戰意はなかつた。併も慶喜は將士を欺むいて一身を完うし、西鄕は子弟の爲めにその身を犧牲にした。

慶喜は戰ひの不可なることを論じた。そしてその道にあらざることをも教訓した。而も將士の之れを聽かずして發するや『どうでもなれ』と、身を捨て鉢の底においた。

西郷は私學校徒蹶起の報を聞いて、默然として山を下り、一夜同志と激論し、共の霹靂の如く轟ろいたが、翌朝子弟の前にその身を投じ、『おいどんの一身は、おはん方にまかせ申す』といつた。勝海舟の所謂『笑つて此の殘骸を擲ち、以つて數弟子に附す』といふもの、卽ちこれである。

士は已れを知るものの爲めに死すといふ。桀狗が堯に吠ゆるの義を取るも、已むに已まれぬ武士道の意氣地である。慶應戊辰の一戰に、德川恩顧の將士が鳥羽・伏見に鮮血を流すも、主恩に酬ゆる一片の義心である。明治丁丑西南の戰役に薩南の子弟が、肥薩の野に勇戰し、累々たる屍の山を築いたのも、征韓論に破れて故山に歸れる、南洲先生の胸中を察し、之れに萬斛の熱涙を灑いだからではないか。併も慶喜は將士と運命を共にせず、一は戰ひ、一は遁れた。西郷に到つては然らず、甘んじて賊軍の譏を受け、子弟と枕を共にして、故山の露と消えた。子弟は西郷の爲めに死し、西郷は子弟に一身を托し、義に依つて相合ひ、情によつて相抱き、その末路を共にしたるところ、正に千古の佳談である。

慶喜は征討の宮の出師を、大阪城中において聞いた。そして朝敵の汚名を蒙むつたことを、且つ嘆じ且つ悔み且つ悲しみ、將士を大阪に置き去りにして船に遁れ、關東に去つた。西郷は官位褫奪の報を肥後の陣中において聞くや、陸軍大將の略服を脫して、兵兒帶姿となり、各地に轉戰した。旣に心中深く決するところがあり、俯仰

天地に恥ぢざるものがあつたからである。當時西郷にして若し天朝に相濟まずとし、陣中に屠腹するか、或ひは夜陰に乘じ、逃れて故國に歸つたとしたならば、果して如何。西郷は之れによつて或ひはその名を完うし、その身を保ち得たかも知れぬ。然れども西郷の爲めに勇戰奮鬪せる子弟は、果して何となつたであらう。一身の毀譽褒貶の如きは、夙に飛塵の輕ろきに委したる西郷である。その身の終りを豫め知りつつ、終始一貫、子弟と艱難を共にしたるところに、いよいよ西郷の偉大を見るではない乎。

【六】大阪城中の主戰論と恭順論

翻つて説く、鳥羽・伏見に敗れたる幕軍は、且つ戰ひ且つ退き、今は總退却となつて大阪城に據つた時に、城中の議論は自から二派に分れた。一は主戰論であり、一は恭順論であつた。板倉勝靜が淺野氏祐に語れるところによれば、兩論者の色別けは次のやうであつたといふ。〔淺野氏祐談話〕

【主戰論者】閣老松平豐前守〔正質〕　參政竹中丹後守〔重固〕　塚原但馬守〔昌義〕　平山圖書〔敬忠〕　以下陸軍部内及び會・桑藩士、近藤勇新撰組輩下。

【恭順論者】閣老板倉伊賀守〔勝靜〕　酒井雅樂頭〔忠惇〕　參政永井玄蕃頭〔尚志〕　其他少數。

元より主戰論者が大多數を占めてゐたことはいふまでもない。板倉・永井の如き恭順論とせられてゐるものも腹からの恭順論者ではなく、寧ろ東歸して再擧を謀らうといふ論者で、實は緩急の差があるに過ぎないのであつた。

その理由は、六日、慶喜が東歸の決心をつけ、板倉・永井を召して『事既に敗れたる上は、一先づ東歸して、更らに講ずべき手段もあらう』といつた時に、兩人が即座に之れに賛成したのは『更らに講ずべき手段』といつたのを『江戸において再擧を謀る』といふ意味に解釋したからであるといふによつても察せらるるのである。

既に如上の情勢であるとすれば、幕軍を擧げて主戰論に傾むいて居つたといふても差支ない。併も慶喜自身東歸の心矢の如きものがあり、少しく形勢を危ぶむものもあつて、遂に大阪開城に決し、軍艦に搭じて江戸に移ることになつた。

西村泊翁が往事錄にいへるところ、最もよく當時の狀勢を語つてゐる。その一節に曰く、

西村泊翁往事錄

…戊辰正月五日、六日、京都合戰の敗報、連に大阪に至る。余謂へらく「今や晩しと雖、東軍大阪城に據らば、敵容易に是を拔くこと能はず、其來り攻むるも、三千人に過ぎず。攻戰數十日に及ばば、關東・奧羽の兵上洛し、西國の兵食は、運送の路を絶つ。在京兵は進退其據を失ひ、嚢中の鼠の如くなるべし」と。然るに七日、前將軍遁走、業愕然たり。「夫れ前將軍の政權を朝廷に返還する、其事迹の美なること、古今東西の歷史に未だ見ざる所なり。朝廷にても其誠忠を賞して、是に稱ふの恩典なかるべからず。然るに啻に恩典なきのみならず。其官位を降し、其土地を奪はんと欲す。人心あるもの、誰か是を怒らざらんや。況や薩人が

江戸の商家を強奪して、府下に騒動を起さしめ、以て戦を挑むがごとき、暴横甚しきものあるをや。幕府の諸臣及び會・桑諸藩の憤激するは、當然の事なり。然れども是れの時に方り憤激するは尋常武士の事なり。英傑の君は更に其上の深慮なかるべからず。宜しく天下の形勢と彼我の強弱とを通觀し、忍ぶべからざるを忍び、以て其部下を緊束し、東歸して攻守の兩道を擇び取るべし。則、頽瀾を既倒に廻すも、或は爲し難きのことにも非ざるべし。若も然る能はずして、猥りに兵端を開かば、彼術中に陷りて、朝敵の名を買ふ。哀むべき哉』云々。是れ實に余が當時の考案なり。而も後に之を思へば、是又上策に非ず。其故は、德川麾下の士、大率柔弱にして、東北諸侯も振はず。たとひ聚合するも、天下に雄を爭ふこと難かるべし。然れば德川氏の末路、此極に至る。只長嘆するの外なかりしなり。

大勢既に窮まり盡き、頽瀾遂に回へし難く、前の十五代將軍德川慶喜は、敗殘の部將を從へて開陽艦に移り、正月八日夜、私かに錨を拔いて港を出で、十日夕刻浦賀に入港、此夜は港内に假泊し、十一日夜半、品川沖に投錨、板倉伊賀守、設樂備中守等先づ上陸して、歸城の準備を爲し、十二日朝、濱御殿裏に上陸、馬上を以つて江戸城に歸還した。

一方大阪城中の將士は、七日に至つて初めて慶喜の東歸を知り、且つ會・桑藩主を初め、閣老・參政等も之れに扈從したことが明瞭となつたので、悉くその方向を失ひ、相顧みて茫然たるのみであつた。

徳川慶喜大阪退城の表〔明治元年正月〕

此度上京先供、途中偶然之行違より、近畿騒然に及候段、不レ得レ已場合に而、素奉レ對ニ天朝一他心無レ之段は、兼而御諒知之通に候。併、聊たり共奉レ惱ニ宸襟一候段、恐入候儀に付、浪華城は、尾張大納言、松平大藏大輔へ相托し、謹而東退仕候。已上。

正　月〔明治元年〕　　慶　喜

是れ即ち、慶喜が大阪を退ぞくに當つて、朝廷へ致したる上書である。同時に尾・越兩藩主に向つて、大阪城一切の處理を托する旨の書簡を致した。幕臣妻木多宮、城を尾・越兩藩士に引渡したが、長兵は八日大阪に入り、砲撃を加へて之を燒き、遂に九日、烏有に歸し去つた。

【七】大阪開城

徳川慶喜より大阪城委託の書〔明治元年正月七日〕

此度上京先供、途中偶然の行違より、近畿騒然に及候段、不レ得レ已之場合にて、素より奉レ對ニ天朝一他心無レ之

段は、兼て御諒知之通に候。併、聊たり共、奉ㇾ惱ニ宸襟一候段、恐入候儀に付、謹て浪華城、各へ相預、退去歸東に及候間、右之趣可ㇾ然御執成、御奏聞有ㇾ之度、賴存候。

正月七日〔明治元年〕　　　　　慶喜

尾張大納言殿

松平大藏大輔殿

これは慶喜が退城に際して、尾・越兩侯に大阪城を委託する直書の本文である。慶喜は朝廷への奏聞書と本書との傳達方、並に開城一切の後事を、目付妻木多宮に一任した。

妻木は卽日、尾・越兩藩士に通じ、越藩士岡本晋太郎、尾藩士淺野辰藏の登城を迎へて、奏聞書及び直書の傳達を依賴した。八日は尾藩士中村修之進、鬼頭健二郎等、終日城にありて合議しつつあつたが、兩書の果して京都なる慶勝・春嶽兩侯の手に致されたるや否やを、慥かむる暇なく、九日朝五ツ時〔午前八時〕頃から、官軍の先手として薄まつて來た、長州軍の一隊〔德山・岩國兵〕は、城内に向つて砲擊を加へ始めた。

妻木は城内の事情を知らしむべく、白布を大手外に打ち振らしめ、長州參謀佐佐木二郎四郎、坂井鈍を城内大井ノ間に引見し、慶喜・閣老及び會・桑藩主以下、悉く退城の旨を告げ、匆忙の間に、開城の手續を終りて退城し、備後町四丁目の旅宿に引き上げた。

當時開城と共に、銀錢八萬餘兩、及び難波の御藏米一萬石は、之れを市民に救恤し、古金十八萬兩〔或は云二十五萬兩〕は榎本和泉守に託して、軍艦に搭じて江戸に送つたといはれてゐる。尙ほ大阪金奉行大久保鍋之助は千兩箱二十個ばかりを九日城外に搬出したともいはれてゐる。どさくさ紛ぎれの際であるから、金銀の始末は甚だ明瞭を缺いでゐる。當時大阪町奉行支配調役たりし、金枝鐵太郎の談話に、

金枝鐵太郎談話〔大阪町奉行支配調役〕

『九日、朝の內、長州兵隊より、京橋口外の御小屋へ向けて、大砲を打入れたるを以て、直ちに炎上したり。〔中略〕於レ是自分は大阪地同心の詰合居たる者を引連れて駈付たれど、此邊は檜皮葺の屋根多ければ、火勢熾んにして、却々少人數の消防にては力及ばず、因て一先づ此所を引揚げ、大手に歸り來れば、妻木殿〔多宮〕等も何れへか去りて、影だも見えねば、再び御本丸へと志し、引戻たるが、途中大手御門と中仕切門との間に於て、凡そ千兩箱二十許りも積たらんと思ふ車を押して出で來るに逢ひたり。當時は何の氣も付かざりしが、後に聞けば、正月の末か二月の初なりしか、江戸表に於て、大阪御金奉行大久保鍋之助が、大阪に於て御金の處分宜しきを得たる廉を以て、恩賞を蒙りたるに思ひ合せば、此時の車は、大久保の指圖して、江戸へ輸送したる金なるべし』云々

と語つてゐる。尙ほ金枝の語るところに依れば、『此時恰も正午頃〔正月八日〕なりしと思ふ。自分が城中に入りし

時は、雜人ばら、勝手次第に出入して、種々の物品を持出し、傍若無人の狀を目擊したり』といつてゐるから、隨分混雜に紛ぎれて、火事場泥棒類似の行爲もあつたに違ひない。

妻木目付の手記するところによれば、八日城中において、佐佐木二郎四郎と對談中、石ノ間邊に當りて、俄かに發火し、火勢漸次に猛烈を極めて來たので、佐佐木同道、大手内大番詰所に引き揚げたと記し『此時旣に南方に當り、二ケ所程火相發し、三方一時に燒出申候』と述べてゐる。出火の原因に就いては、果して長兵の砲火に依るか、或ひは薩兵の爆彈に依るか、又は城中より自から火を發したるものか、諸書に異同がある。妻木の手記によれば、

妻木多宮手記（日付）

長州人應接最中、石ノ間邊と覺しき所より、俄に發火之緣由、何分相分不レ申、私共始め愚案には、大砲一二聲相發候節、破裂丸既に城中へ迸入、右より燃上り候歟、左も無レ之候へば、城外歩兵小屋の出火、風烈にも候間、飛火いたし、城中に散亂致候歟、火藥等へ點火致候歟、又は前假建物に移り候歟之内と存候。尤下說には、兼々異志相蓄候者、人足に紛れ忍込、御臺所邊に火藥仕懸置候もの有レ之、全く右に引移り候抔申唱候得共、難レ信說に御座候。尤去十二月二十六日夜、陸軍局より火出、餘程燃上り候節も、怪敷儀有レ之候間前件之事柄、決て無レ之とは難レ申候。

一、水野彦三郎殿、聞込之說には、長州人亂妨に分捕等致候を、黑鍬之者見るに不ㇾ忍、殘念之餘り火薬を以差火いたし候との由。是は左もあるべき說に候へども、篤と相糺候處、九日迄、黑鍬之者居殘り候儀一切無ㇾ之、尤御代官方人足は前日夕迄、少々入込候間、下賤之義、不良の所業いたし候哉にも相聞候間、右を掩ひ候爲、仕掛火いたし置候哉は難ㇾ計、長州人之義は、最初兵隊不ㇾ殘城外に差置、隊長其外兩人而已入城、現在應接もいたし候程にて、軍律整々と相立居、惣兵繰入候節は、大手炎上致候後に候得ば、長州に限り、右樣の所業は、決して無ㇾ之義と一同申居候。』

と記してゐる。

その眞因のいづれにあるにしても、豐太閤以來の名城が、德川氏と運命を共にし、遂に烏有に歸し去つたことは、頗ぶる遺憾であつた。大阪城が藻拔の殼であつて、殘るところが小役人に過ぎなかつた爲めでもあるが、大阪開城の手際は、洵に寂寥たるものであつた。

昔をいへば大石良雄の赤穗開城、後をいへば勝海舟の江戸開城、いづれも美名を後世に傳へてゐる。凡そ歷史が人傑によつて左右さるること、之れによつても察せらるる。大阪城は天下の名城であるが、冬の陣、夏の陣の歷史もあまり香ばしくなく、遂に慶喜夜逃げの開城沙汰を以つて、その姿を沒し去るに至つたのは、名城の歷史の爲めに、惜しまざるを得ない。

【八】 西郷・勝兩雄の戊辰回顧

かくして鳥羽・伏見の戰爭は、大體その終りを告げたが、官軍の重鎭として、朝野の信望を一身に擔うてゐた丈け、それ丈け西郷の心中には、幾多の苦心が存在したことはいふまでもない。

明治二年の秋であつたといふ。西郷は一介の吉農夫となつて鹿兒島の故山に耕しつつあつた。一日、犬を曳いて垂水に兎を追つてゐるところに、高崎正風の來り訪ふに會した。高崎が何の爲めに西郷を訪うたかは、ここで説明を試みる必要はない。兩者の談話が、偶ゝ皇政復古前後のことに及んだとき、西郷は獵銃を杖つき、愛犬の戯むるるを、心地よげに打ち見やりつつ、軈て訥々として語り出した。

『あの頃自分は、いよいよ皇政復古を斷行しようと皆んなで決心した時に、その結果が、たとひ戰さとなつても、幕軍は與み易しと思つてゐました。そのいはれは、長州征伐の折の幕軍の士氣で解つたのである。第一回の時は薩州が兵を出したので、兎に角も勝ち軍であつたが、第二回には薩摩が手を引いたので、幕軍は散々な目に逢つた。あの負け方を見て、これは恐るるに足らぬと思つたのです。又た鳥羽・伏見の戰爭の時には、全く無謀な進み方をして來たものです。あの大軍を一本道にひた押しに押して來たのは馬鹿な話だ。前軍が敗れば、それがバラバラに潰れかかるから、後軍は戰はずして崩れてしまふ道理、たとひ百萬の大軍があつても何の役にも立たない。あの時若し幕軍が隊を分ち、諸道から整々として軍を進めて來たならば、

とても我れにおいて防ぎやうはなかつたのです。この戰略を用ゐなかつたのは、全く幕府に人物がなかつた證據である。且つ又たあの時の幕兵は、驕兵とも申すべき有樣で、驕兵は必らず敗ぶるの覆轍を踏んだもので、要するに幕軍の無謀が官軍の仕合はせとなつたのでした。その外では列藩の嚮背といふものがあつたが、これは皆な形勢を觀望してゐたものばかりであつたから、別に氣にも止めず、ただ感情を害しないやうに努めたまでのこと、一切放任しました』云々。

南洲は戰略家ではないから、戰さをすることは下手だ。とは、後年板垣退助がよく人に語るところである。黑田清綱の如きですら、深く西鄕に接しながら、尙ほ『西鄕は部分的戰爭になれば役には立たぬ方であつた』とも評してゐるが、伏見戰爭における幕軍の一道進出を評するところは、實に拔群の戰略眼といはねばならぬ。丁丑西南戰の敗軍を見て、西鄕は戰爭が下手であるといふのは、固より事情に通ぜぬからのことである。

西鄕は鳥羽・伏見戰に、幕府に人物のなかつたことを指摘してゐるが、西鄕も心私かに勝海舟の進退には危殆を感じて居つたといはれてゐる。西鄕も大久保も、幕軍の恐るるに足らないことは、夙に看破するところであつたが、ひとり江戸にある勝には、私かに心を勞しつつあつた。當時勝は用ゐられずして閑地に閑臥して居つたが彼れ若し要地にあらば、必らず水軍に將として攝海に來り、海上を封鎖して西國との連絡を斷つに相違ない。微力なる薩・長の軍艦は、到底之に抗することが出來ず、海上の糧道を斷たれるにおいては、官軍は袋の中の鼠同然となるは必定であつた。西鄕等の憂慮するところは、實に此點にあつたといはれてゐる。

勝にして若し要職にあり、且つ血戰を欲したならば、慶應戊辰の戰役は、必らずや大いにその形跡を變じてゐたに相違ない。西鄕が海道官軍の參謀として東進して來た際、勝が建言してゐるところによつても、彼れに防戰の策があつたことを立證してゐる。中に曰く、

勝安房建言の一節 〔海舟日記、明治元年二月二十三日〕

『凡興廢存亡は氣數に關す、亦人力之能くすべき所にあらず。今若戰に決せば、上下唯一死を期す而已。臣軍艦を督して駿州之海濱に出て、上岸二三百之兵を以て、官兵を拒き候は、我兵衆寡敵せず一敗せん。其敗に乘じて、敵兵淸見ケ關近傍に逼らば、軍艦を進めて、横に是れを攻撃せむ歟、極めて敵を破ること必せり。卽時我が兵を增して接戰し、艦より敵の中央を破らは、反掌之時間、必勝せんこと疑なかるべし。此機に乘じ關東之士氣、彌奮はば、直に海道の味方を督責し、火を放ちて敵の來往を妨ぐべし。然らん後は、軍艦三艘を率ひて、攝海に乘入り、西國中國之海路を絕つて、しばらく天下の變を伺はむ歟。總督兵敗走せば、他二道の官兵施す策を失はむ。また上國海路をたたれて、運送自由を不レ得時は、如何ぞ他に軍を行はるべき哉』

といつてゐる。是れ實に、薩・長幕僚の、私かに憂ふるところであつたのだ。

併しながら之れを實行しなかつたところに、勝の經國的大策があつた。邦家をして外國の覬覦を絕せしめ、德川家をして終りあらしむべく、勝は恭順の一路を執つたのである。

勝は更らに、鳥羽・伏見に戰つた、會・桑藩士の無思慮を論じて、次のやうにいつてゐる。

『凡關東之士氣、唯一朝之怒に其身を忘れ、從容として大道を踏む人に乏歟、況哉、策を帷幄に廻らし、必勝を未前に察するものを不ㇾ聞、且、戰を主張する者は、一時潔きに似て算なし。上國之士等、舊歲已來之所置を考へれば、所謂逆にとりて順に守るの風あり。亦我を激して其策に陷らしむ。策多くして、先勝後に戰ふ所、伏見之一擧、薩士三百五十名に過ぎず。長人三百餘名、其他は勝敗を見て進退を決するの徒なり。我兵一萬五六千名、一敗塗ㇾ地、死を以て國に報ずる時なし。關東之士官、何ぞ其略無き哉』（同上）

西鄕と勝との戊辰役を見るところ、その見解を對比し來れば、正に符節を合するが如きものがある。東西相距る一百里、意は通ずるに由なくして、しかもその見るところに寸毫の差がない。達人の達觀、自からその揆を一にするを察すべきである。他日兩雄一たび手を握つて對談するに至り、洒洒落落、談笑の間に江戸城を授受したることの、一朝一夕の故でないことを思はねばならぬ。

勝は兵家にして同時に財政家であつた。故に彼れは、單に士氣兵略の上からばかり察したのみでなく、又た別に深謀遠慮を糧食の上にも灑いで居つた。彼れは曰く、

『又思惟すらく、今大阪一敗して、敵之有となる。我が失ふ處、米穀凡五萬俵、金銀銅錫之類、悉く集めて鬻げば、百二十萬内外に下らざるべし。今上國新に諸官を設けられ、諸局新建に及ばば、金貨を用ゆる多くして、其出づる所、豫め計るべからず。官軍東下之軍費は、寡少に算して、以て糧を我に取らんとせん歟、

我倉庫空虚にして、今日の如く成るは、外人の知らざる處なり。一戰奮レ勇て我に得んと成す必せり。若我至柔にして、内外を包まず、條理を以て是に報答せんには、敵我が如レ斯空虚なるを知つて、前日出師之算、忽ち失すべし。また必勝を期して進む時は、道路之雜費、必ず是を其領主に取らん。是尤人心を損破するの基にして、彼が失策の一なるべし』（同上）

と說いてゐる。

勝においては、戰ふの策を有しなかつたのではなく、薩・長氏を討つが如きは、彼れにおいて一些事ともいふべき氣魄と策謀とを有し、尙ほ且つ彼れが恭順の一途を選んだのは、流石に達人といはなければならぬ。會・桑は一撤、義勇に走るの外はなかつたが、勝はその眼光を邦家の上にそそぎ、君國の上においた。故に彼れは、國内の小波瀾よりも、四海の動亂を惧れたのであつた。

『唯臣等、君上之御決心（慶喜恭順意志）を拜承して、一死を以て奉ずべきなり』といひ、『萬にして此事成らば、下民心服すべく、天下響應すべく、我德川氏之政、中興にして、革命之業成るべし。而後、上、天朝に對し、下萬民に向つて、其職を辱めざるべし』といつてゐるのは、彼れが非凡の大器であつたことを證して餘りがある。

【九】 大久保と勝との會談

明治四年辛未の某日、參議大久保利通は、勝海舟を招いて、その邸に小宴を張つた。西鄉も亦た同じくその席

上にあつた。一夕の歡談、話題は固より維新の回顧談の上にあつた。主客共に意大いに寛ろぎ、話題は進んで戊辰の戰爭に移つた。時に大久保は　盃を洗うて勝に勸め、口邊少しく微笑を湛へながら言つた。

『往時を懷へば、皆な是れ一場の夢である。正邪曲直も、時を距てて見れば、一切の境界が朧ろ氣に霞んで來る。勝さん、おはんは無雙の英傑、才幹一世に秀絕してをられしにも似ず、あの戊辰の戰さの時には、少々お困まりの容子でござつたが、……』

と、半ば諧謔を弄して、醉顏いよいよ興懷を催ほした。勝は大久保の一言を聞くや、直ちに之れに應じ、

『いやこれは頗ぶる迷惑な話。さうはいはせぬぞヤ。大久保さん、お前さんは固より、西鄕さんにしろ、木戶さんにせよ、又板垣さんにせよ、皆な是れ當代の俊傑ぢや。況んやその諸豪が一つになつて力を合はせ、倒れかかつた幕府に雪崩れかかつては、如何なる智慧者も、手の出しやうはない。此れでもか、彼れでもかといふ勢ひでからに、責めて責めて責め拔き、追うて追うて追ひ詰めた有樣は、丁度大八車を阪の上から、一氣に轉ろがしたやうなものぢや。わしの方はどうかといへば、山の麓に待ち構へて、峻阪逆落しの大八車を、纔かに一臂の力を傾むけ盡してからに、支へ止めようとしたやうなものであつた。力を出せば出すほど肉を裂き、骨を碎いて、壓死するまでのことぢや。往年の敵味方が、今日かうして一堂に會し、縱橫無盡の昔ばなし、お互ひに胸襟を披らいて、城府を撤し、或ひは彼れを難じ、或ひは此れを許するといふのも、亦た是れ一場の夢か、抑ゝまた幻か……』

と、勝は手を拍つて哄笑し、興ますます高く、感いよいよ深きものがあつた。大久保は、更らに語を次いで、

『想ひ起す、慶應戊辰の二月、官軍いよいよ東下となつた折に、京都ではいろいろの議論がごわした。當時或る者の論に、屹度勝さんが軍艦を率ゐて來て、大阪・神戸の灣港に突撃して來るに違ひない。果して然りとすれば、攝海の航路は封鎖せられて、西國との連絡は、ここに全く絶ゆるであらう。依つて此の期に先つて、先づ速かに丹波路を開いて、通運の道を通じて置かんければならぬといふのでごわした。此の危殆必らずしも無きにあらずと思はれたので、薩州の伊知地正治、長州の山田顯義兩君に命じて、私かに丹波路の險を視察せしめたことがごわした。その時官軍は進んで駿府に達したが、路に一人の敵兵にも出逢はないとの知らせがあつた。西郷どんの書面によると、箱根の險も亦敢へて關を守らず、直ちに長驅して江戸に入らんとすとあつた。我輩は此れらの報を見て、實は甚だ憂慮に堪へなんだといふものは、これは屹度、西郷が勝さんの計略に陷いつたものに違ひない。西郷將に大事を誤まらんとすと思つたからでごわす。殆んど寢食を忘るるばかりに心配し、たうとう堪り兼ねて、左右の輩を急派して、別に江戸の狀勢を窺はしめたくらゐであつた。あの時の心配は、とても鳥羽・伏見の合戰どころでなく、筆にも口にも盡せん心勞でごわした。勝さん、あんたの考へはどうぢや』

大久保は、身當年の霜を踏むが如き面もちで、勝に問ひかけるのであつた。此の時、勝は形を改めて答ふるやう。

『さればよ、大久保さん、抑ゝ我が當年の決心は、敢へて關東に割據せんと欲したものでもなければ、又た

朝家に對して、勝敗を決するの快を欲したのでもない。況んや又た徒らに、徳川一家の社稷を存するに、汲汲たるものではなかつた。我が希ふところのものは、百萬無辜の生靈を殺さず、利害共に外國人の手を借らず、天下後世の爲めに、天地の公道、臣子の本分に從うて、之れを決するにあつた。故に西郷さんと應接した時に、城もお渡しをしよう、土地もお納めをしよう、と何も彼も西郷さんにお委かせ申した譯であつた。然るに我が志を知らざる幕府の諸士輩が、あちらこちらに屯集して、或ひは黨を結び、或ひは隊を組んで、薩・長何者ぞ、潔よく一戰せんと猛り立つて、少しも我が命令を用ゐなんだのは、畢竟は我が威望の足らざるの致すところで、今に至つて慚悔に堪へない次第である。然しながら、當時若し官軍にして、此邊の情實を一切お構ひなしで、江戸城に進撃し來るにおいては、則ち百萬の生靈を傷つくるの罪は、幕軍にあらずして、悉く官軍に歸するであらう。かくして一戰、全市を擧げて焦土と化せしむるの禍ひは、その急實に旦夕に迫まつて居つたので、この間策略を挾さんで彼れ此れ申す暇はなかつたのである。當時において、この危急の狀勢を察して、ピタリと進軍を中止されたのは、實に西郷さんの大卓見であつた。西郷さんがその大度量の中に、我々の歎願を容れられし以上は、最早や何ごともいふ必要はない。循々として西郷さんの命を聽き、その命ぜらるるところに隨がつて、奔走したまでのことである』

と至誠その面に現はれたる勝の談話に、列座の人々は、皆な感歎措く能はざりしと傳へてゐる。

片言隻句の間にも、尙ほ且つ戊辰役當時における勝の苦衷を察するに足るが、勝の絶稱して措かざる、西郷の

偉大さに至つては、時難に際する毎に、愈〻益〻その光を増し來るが如く感ぜられる。

勝は常に人に語つて『當時西郷氏にして若し東下し來るにあらずんば、我が日本の日本たる、未だ俄かに知るべからざるなり』といつたといふが、此の言、必らずしも西郷を誇稱するに止まらず、眞に當時の形勢を喝破せる言として聽くべきである。

後に海舟が、維新三傑の人物を評するの文がある。その文中に、西郷の遠識大度を絶稱して曰く、

『從レ古、爲二邦家一に大勳あるもの、令終を得しは、甚だ稀也。維新の際、大事に任じ、公議を決し、斷然不レ顧、其能に不レ矜、其功を不レ思、洪業成るに當つて、其瑣事は人に任じ、如レ忘、如レ不レ知者は、予、於二西郷氏一視レ之、次レ之大久保氏・木戸氏あり、共に一世之雄、然りといへども、西郷氏に比せば、亦降る事數等兩氏が爲す所、非常にして端倪すべからず、是を以て、竊に忌彈せられ、其説反して諸官と不二相合一、西郷氏は不レ然、自ら人を評して云、彼は余に勝れり、亦予の不レ及所也と。絶て介レ意之事なし。其遠識大度、豈一世にして、窺ひ知るべけん哉』

といつてゐる。

維新の洪業は、固より少數英傑の士の、能く成すところではない。況んや一人の力をや。皆な是れ時運の力、先憂屍を積むの誠によることである。然しながら、西郷一人の力が、如何に時勢の開運に寄與し來たつたかを思へば、偉大なる一人の德望が、如何に歴史を動かすの大なるかに、驚嘆せざるを得ぬ。『當時西郷なかつせば、

日本殆んど危うかりし』といつた、勝の評語の、意味最も深遠なるを思ふ。

【十】 福地櫻痴の衰亡史論

後年徒らに古冊を翻へして、擅ままに私見を作出するものの論は屢らく措き、櫻痴居士福地源一郎が、幕府の衰亡を論ずるの文章は、悉く彼れの經歷、實驗の上から記述されたものであるから、史論として最も注意せらるべきである。

彼れはその親しく見聞するところに從つて、『幕府衰亡史論』を著はし、その中において、幕府衰亡の由つて來る事理を明らかにし、やや公平を得たりとせられてゐる。此の書の最後の章において『幕府衰亡の結論』と題し、櫻痴居士は、戊辰戰役における幕軍の無策を指摘してゐる。曰く、

幕府衰亡の結論　〔幕府衰亡史論〕

『蓋し前將軍家〔慶喜〕が、勢に迫られて伏見・鳥羽の戰を開かしむるに及びたるも、戰亂は素より其志にあらざるを以て、恭順謹愼の念は、已に坂城を出させたるの時よりして定まりたる者歟。但し伏見・鳥羽の戰に、幕兵が散々に打敗られて退きたること、實に天運の然らしむる所なりとは云へども、抑ゝ出兵の策、その宜を得ざりしに出たるの敗なりと云はざる可からず。是時に當り、京都に在りける薩・長の兵は、勇悍な

りと云ふとも、僅に數千に過ぎず。討幕密勅は薩・長の勝を固めたりと云ふとも、他の諸藩は依違の間に在れり。幕府依然として大阪に據りて自重し、海には其軍艦を攝海に繫で、西南よりするの通路を塞ぎ、陸には兵庫の關門を鎖し、淀川の水路を阨し、山崎其他の要所に藩兵を配布して、以て諸方の連絡を絕たば、京都はさながら敵圍の中に在る形勢となり、薩・長懸軍は孤城落日の死地に陷り、戰はずして自ら潰ゆべかりしなり。是を幕府の爲の上策なりとす。然れども勅命頻に降りて、前將軍家の上京を促がされ、之を推辭すること能はざりしとならば、前將軍家は斷然汽船に搭じて東歸せられ、坂城の留守を會・桑に託して以て、前策を行はしめるべかりしなり。是を中策なりとす。此兩策とも行ふ可からずして、京都に攻上りて、以て一戰に薩・長の兵を破り、君側を清むべかりしならば、全軍の力を集めて、一擧直に、山崎街道に向ひ、故謀して京都を突くの策ありしのみ。是を下策なりとす。彼の狹隘の路に向つて兵を分配し、側面の攻擊を患とせず、加ふるに數隻の軍艦を有し、海軍に於ては、全國中、幕府に敵すべきの諸藩なきの地位に在りながら、斯る無策の軍略を行ひたること、今日に至るまで、少しく兵を談ずるものが、必らず幕府の爲めに奇怪の思を成す所なりとす』云々

と論じてゐる。櫻痴居士が、提示し來れる、所謂上中下の三策なるものは、多少の異同は免かれないが、當年西鄉の見るところ、或は勝の期するところ、或ひは大久保の憂ひしところと、略〻その轍を一にしてゐる。就中、その上策として擧げ來つてゐるところの如きは、攝海封鎖策、四道並進策、その策の何れも、西鄉・大久保等の

深憂を存したところであるのは、前に兩雄の直話に照すべきである。この看易き軍略を失なつて、幕軍は何故に濫發事を誤まるの道を踏んだであらうか。櫻痴居士は、更らに筆を續けて、此の事に及んでゐる。

『當時幕府の將校中、豈に此視易の兵理を知らざる者なからんや。然り而して、其言の行はれずして、彼の無策の出兵に歸したるものは何ぞや。他なし、幕閣が恃む可からざるを恃みたるが故なるのみ。彼等その心に思へらく、薩長の兵數千、敢て恐るるに足らざるなり。前將軍家の大旆、一たび京都に向はば、他の諸藩は、靡然として幕府に隨從すべきなり。薩長の孤軍は、戰はずして潰散すべきなり。在京の諸藩は戈を倒にし、銃を後にし、以て背後より薩長の兵を攻擊して、以て幕軍に應ずべきなり。鳥羽・伏見に砲聲の聞ゆると同時に、洛中所々に火の手揚りて、一戰に前後より挾み擊べきなりと恃み、一言すれば、前將軍は砲に烟せずして京都に入り、血を流さずして君側を淸め得らるるに相違なきに由て、復た兵略の如何を問ふを要せずと信じたるものなり。現に幕閣諸老は、出兵の方略を論ぜる將校に向つて、往々之を公言して憚らざりしなり。是蓋し、當時京都內應の事は、之を幕閣に內議して、密約せる輩ありしを以て、幕閣は輕々之を信依したる事とは知られたり。若し幕府にして、彼上策を執て、坂城に自重せば、維新の功業は、斯く容易に其績を見るに難かりしならん歟』

櫻痴居士のいはゆる『恃むべからざるを恃む』と評したのは、西郷の『驕兵』と評したるの言と、符節を合するが如きものがある。將軍家の威望を過信したるが爲めに、大失敗を招いた例は、既に前後の長州征伐において

明瞭となつてゐるのに、思ひここに及ばず、征夷大將軍の舊勢力を夢想したることは、餘りに時勢を知らざるに坐してゐる。當時の諸藩が、多く形勢觀望主義であつたことは、西郷も既に之れを指摘してゐる。形勢を觀望するものは、幕軍に就かんとする勢ひを有してゐると同様に、一方においては、又た薩・長に靡くの可能性を有してゐることを知るべきであつた。形勢觀望者が、必らず幕府に與みするものと見たのは、自負心の致すところいはゆる『驕兵』の理は、ここにも存在してゐる。

慶應四年〔明治元年〕正月十六日、西郷が蓑田傳兵衛に宛てたる書中において、慶喜東歸後の形勢を述べ、

『…關東へ迯歸り候てより、人心如何に御座候哉。探索も追々差出置候得共、いまだ一左右も無レ之、定て内亂相生じ候半かと被二相察一申候。是迄の人氣にては、沸騰も生じ可レ申かと奉レ存候。東兵は薩長之兵、少寡を慢り、器械之不足を見て、暴發之事に至り候向に御座候得共、却つて數千之屍を重ね、大敗を取候事に御座候得ば、もうは賴もの更に無レ之、餘程落膽いたし候ものに御座候。』云々

と述べ、敵を侮るもの、必らず大敗に至るべきを示してゐる。大敵と見て之れを恐るるは怯兵、少敵と見て之れを侮るは驕兵、その何れなるも、一敗地に塗るるの事實は、古來、兵家の戒しむるところである。

＊　＊　＊　＊　＊

幕府が鳥羽・伏見の一戰に、脆くも敗殘し、その最後の頁を汚したることは、前後の事歴を擧示して、眞に論述したところによつて察すべきであり、且つ當時諸豪の議論に察して、一層その間の情理を明らかにすることが

出來るが、幕府當年の悲運を齎らすに至つては、遠因もあり近因もあり、更らに表面に現はれずして、裏面の間に暗遷默移しつつあつた、思想の大いなる變化のあつたことをも、併せて之れを察せなければならぬ。

當年の官軍を稱して人は皆な『薩長孤立の軍』といつた。然り當時京都にあつた兩藩の兵數は、僅かに二・三千を數ふるに過ぎなかつた。固よりその寡兵を察すべきである。併しながらその背後には、現はれざるの民心があり、知られざるの輿論があり、測るべからざる力が潜在して居つた。これら未顯の力なるものは、一たび時運の開くると共に、新政治建設の勇氣となり、海外雄飛の氣魄となり、ここに明治新世の打開を成就した。明治時代を創造し來つた國民の力が、如何に偉大なるものであるかは、今や何人も、之れを認めざるはない。實に世界の驚歎するところとなり、世界史上の一大功業なりとさへ稱せられてゐる。果して然らば、この偉大なる力が、時代劈開の先驅者たりし、薩長軍の背後に潜んで居つたことを思はねばならぬではないか。當時人の見て以つて『薩長孤立の軍』となしたるところのものは、實は闔國の山川を搖撼するの大勢力であつたのだ。

今やこの大勢力は動きかけた。地に地鳴りを起し、海に潮鳴りを生じ、國の大變は、俄然としてその姿を現はさんとしてゐる。この時に當つて、亘然たる我が大西郷の雄姿は、悠々迫まらず、東海道中、五十三次の松かげに見出された。

【第二篇】 東征官軍參謀西郷吉之助

第一章 大西郷活躍の最高潮

【一】 時と處と勢

彼の蒼龍は、自から雲を起し、その雲に乘じて碧空に躍るといはれ、彼の猛虎は、自から風を生じ、その風に尾を振うて溪谷を出づるといはれてゐる。是れ蓋し獨立獨行の氣魄ありて、隻手能く機運を作り、進んで之れに乘ずるの活機あるを謂つたものであらう。古來、英雄、豪傑の士の崛起し來るを見るに、寔に斯の言の然る所以を思はしめらるるのであるが、然れども、具さにその一生の行實を通觀し來るときは、始め雲を起し風を生じ、巧みに之に乘ずると見ゆるものも、中ごろに至つて四周錯雜し、艱難前後に起り、空しく志望の達せられざるを嘆息するの狀態となり、遂に晩年に及んでは、宿昔青雲の志、蹉跎たり白髪の年、その志業の報いられざるを嘆ずるの多きは、何故であるか。

凡そ人間の活動は、一生を通じて常に幸運に惠まるるものでなく、又た悲運に終始するものでもない。或ひは

幸運に臨み、或ひは悲運に際し、幸悲相交錯して人の一生を織り成してゐる。人の世に處して、最大の活動を示すに當つては、必らずや幾多の條件を要する。仔細に之れを點檢し來るときは、固より數ふるに堪へざるものがあらう。然れども、之れを要約するに、必らず無くてはならぬ要件に、少なくとも三箇の約束がある。その一は『時』であり、その二は『處』であり、その三は『勢』である。如上時と處と勢との三條件が合一し、之れに人傑の士が駕上し來るとき、ここに始めて、振天動地の活歴史は生じ、波瀾萬丈の活劇は演ぜられるのである。

　時とは何であるか、そは卽ち天である。自然である。水到つて渠成る。自然の力ほど、世に偉大なる力はない。天の時に合することとは、人間の活躍における唯一至大の要件である。如何に力倆あり、如何に氣魄あるも、時に合せずんば、空しく蒼穹を仰いで、歎息するに止まる。

　楚の項王が、垓下の一戰に敗れ、帝王百年の壯圖も、一朝の夢と化し、夜、紅帳の中に盃をあげ、虞姫と訣別の涙を濺ぎて、

　力拔レ山兮氣蓋レ世。　時不レ利兮騅不レ逝。
　騅不レ逝兮可ニ奈何一。　虞兮虞兮奈ニ若何一。

と嘆息したのも、時に利あらざるは、卽ち天運の廻らざるを謂ひ、騅の逝かざるは、卽ち力の及ばざるを慨くのである。

　天下の良相たる甯戚も、齊の桓公が之を任ずるなくんば、一生飯牛の客を以て終る。『生きて堯と舜との禪に逢

はず』と嘆じたのも、漫々たる長夜、徒らに人をして惱ましむるを嗟いたのである。甯戚が飯牛の歌にいふ。

飯牛歌

南山矸。白石爛。　生不レ逢ニ堯與舜禪一。
短布單衣適至レ骭。　從レ暮飯レ牛薄ニ夜半一。
長夜漫々何時旦。

又

滄浪之水白石粲。　中有ニ鯉魚一長尺半。
敝布單衣裁至レ骭。　清朝飯レ牛至ニ夜半一。
黃犢上坂且休息。　吾將ニ捨レ汝相ニ齊國一。

又

出ニ東門一兮厲石班。　上有ニ松柏一青且闌。
麤布衣兮縕縷。　時不レ遇ニ兮堯舜主一。
牛兮努力食ニ細草一。　大臣在ニ爾側一。
吾當ニ與レ爾適ニ楚國一。

賢相良弼も、時に會せず、世に逢はざれば、牛飼ひとなつて、老を嘆ずるの外はない。

大楠公が菊水の旗印に、『非理法權天』の文字を表はしたのも、最後の力が天にあることを示したもので、古來兵家が、

『人旺んにして天に勝ち、天定まつて人に勝つ』と教へたのは、實に深奥の玄理がある。西郷南洲が、居常人に語つて『人を相手にせず、天を相手にせよ。天を相手にして、己れを盡し、人を咎めず、我が誠の足らざるを尋ぬ可し。』と教へたことの、如何にその言裡に、幽玄の眞理の潜めるあるかを思ふべきである。

*　*　*　*　*

第二にいはゆる處とは何であるか。そは即ち地である。位である。如何に天その時を得るといへども、地その處を得ずんば、人はその才を行ふに由がない。龍における水、虎における嵎、是れ皆な、その處を得たるに配したるものである。凡そ天下を定むるものは、多くは中原を制するの利に居る。織・豐・徳の三氏が、戰國を統一した大半の利は、北西の諸豪に優るの地位を得たにある。阿部正弘、井伊直弼以下、幕閣の雄たるもの、幕府の人材たるもの、必らずしもその人に乏しからず、且つその力倆を以つてすれば、優に勤皇の諸傑に匹敵するに足り、或ひは個人的才幹を以つてすれば、遙かに之れを凌駕するものもありながら、その力を用ふるに由なく、南風、競はなかつた所以は、一にその處を得ざりしの不運にある。

*　*　*　*　*

第三にいはゆる勢とは何であるか。そは即ち人である。人間大多數の希望が、期せずして一致し、思はずして合致し來たるところ、是れ即ち勢の生ずるところである。謂ふところの『天地の理』に合し、『人の勢』に乘じて、始めて事の行はるるを見るのである。

南洲が平生愛誦したといはれる、佐藤一齋の語に『已むを得ざるの勢に動けば、則ち動いて括らず』とあるのは、即ち作らざるの勢ひに動くをいふのであつて、作らざるの勢ひは、即ち是れ自然の勢ひである。曾て南洲が岸良眞二郎に與へたる教訓にも、天地の理勢を說いて、次の如く教へてゐる。

事の上には、理と勢の二つの心あるべし。歴史の上にては、能見分つべけれ共、現事に係りては、甚見分けがたし。理勢は離れざるものなれば、能々心を用ふべし。譬へば、賊ありて討つべき罪あるは、其理なればなり。規模術略、吾胸中に定まり、是を發するに、千仭に坐而圓石を轉ずるが如く勇決なる所は、其勢ひと云ふべし。事に關かるものは、理勢を知らずんばあるべからず。只理のみを知て事を爲すものは、必、事に陷るべし。又、理斗を見て爲すものは、事に望ひ、到來してゆき迫るべし。いずれ『當レ理而後進。審レ勢而後動』ものにあらずんば、理勢を知るものと云ふべからず。

彼の徒らに勇氣を誇り、手に唾して風雲を起し、平地に波瀾を生ずるを以つて、自から得たりとするものの如きと、南洲がその選を異にする所以は、彼れが片言隻句の間においても、直ちに觀得することが出來る。

如上擧げ來つた、時と處と勢との三者、語を換ていへば、即ち天地人の理法相合して、ここに始めて、英雄

も踏るべく、聖人も教へを布くべきである。

【三】大西郷活躍の最高潮

今や筆を洗ひ、稿を改ためて、戊辰の西郷を說かんとするに當り、先づ第一に吾人の眼眸に映じ來るところのものは、西郷一生の中において、その活躍の最高潮に達したる壯觀のそれである。

島津齊彬における西郷、遠島謫居中の西郷、薩海投水の西郷、薩長聯合における西郷、いづれもその力の非凡なるを見る。常人の得て企て及ぶべからざる境地に達せることは、何人もその行實を霽らかにし來るとき、之れに驚歎せざるはない。然しながらそれらの西郷は、明らかに流離顚沛の途上にあり、失意落托の苦境にあり、逆流に向つて舟楫を振ふの觀があつた。

又た人は必らず西郷の偉大を語る時に、征韓論の西郷を說き、十年戰役における南洲を語るのであるが、是等の西郷は寧ろ失意の西郷であり、窮命の南洲であつた。その壯烈、悲壯の風丰に至つては、百世の下、尙ほ且つ惰夫をして起たしむるの槪があるが、南洲それ自身の心境においては、時既に去り、勢ひ既に離れてゐた。人の感激するところと、西郷の心境とは、自から別箇の境地あるを見るのである。

*　　*　　*　　*　　*

西郷南洲の一生を大別して、凡そ二個の境界がある。その一は維新前の西郷であり、その二は維新後の西郷で

ある。一は上り阪であり、一は下り阪である。抑々西郷の眞骨頂は、彼れが維新家たるの面目にある。維新前の西郷が、幾多の艱難に遭ひて屈せず、或ひは死し、或は甦り、具さに世路の險難、時運の苦酸を嘗めつつも、尚ほ且つ踴躍して難關を打開し來たつた所以は、彼れが皇政維新の大使命を達成するの理想に燃へつつあつたからである。只だ見る茫々たる曠野に、新殿堂を建設せんとする西郷の活動は、實に縱横無礙の觀がある。西郷は建設者である。故に建設の終る時、彼の使命は終る。西郷は維新家である。故に維新の終る時、彼れの使命は終る。明治以後の西郷が、その大志を行ふに由なくして、遂に悲運にその命を隕すに至つたのは、時勢の罪か、果た人の罪か、孰れにしても、西郷の力は、之れを屋內に用ゐしむべく、あまりに大に過ぎてゐる。

その餘りに大に過ぎたる西郷の力が、天に振ひ地に動き、何等の支障を見ざるのみか、尚ほ且つ餘裕綽々たる自由境を現出したるものは、實に戊辰の西郷であつた。勝海舟をして『若し一人の西郷莫かりせば、當時の日本は殆んど危うかりし』と嘆ぜしめた戊辰の大危局に當つて、西郷の示現し來つた力倆は、慥かに見るものをしてその偉大さに驚倒せしむるものがあるが、西郷それ自身は、却つて事の餘りに平易に達せられたるを歎いてゐる。

後年西郷が人に語るところを聞くに、『戊辰の戰爭は、あまりに戰さがなさ過ぎた。皇政維新があまり簡單に出來過ぎて困まる』といつてゐる。故に西郷は口癖のやうに『自分は戰爭がなければ用のない男である。何ぞ戰爭は起るまいか』といつてゐたといふ。卒然として此の語を聞けば、西郷は如何にも事を好む男であり、軍さを好む武人の如く思はるるが、西郷の眞意は此にあらずして、彼れにあり。常に國難を欲し、此の間に雄大國家、雄

大國民を作り出さんと念じて居つたのである。

人皆な戊辰の西鄕を見て、彼れの活動の最高潮に達した時代であると感ぜざるはないが、それすら西鄕においては、甚だ物足りない感じであつた。是において乎知る、西鄕の力を十二分に活躍せしむべく、維新の天地と雖も、少しく小に過ぎたといふことを。然り大西鄕を容るべく、吾等は東海一孤島の天地の、聊か狭小なるを歎ぜざるを得ない程である。

西鄕をして彼れが滿身の力足を踏ましむべく、今少しく大なる天地を要し、彼れが縱横の手腕を振はしむべく今少しく大なる難境を要するのである。此の點よりして吾等は西鄕の遣韓大使論を實行せしめ、進んで支那大陸に、彼れの雄姿を見出し度く思ふ。世に謂ふ『征韓論』の當時、板垣が西鄕に問うて『萬一兵を出ださば、何の地に兵を出すべきか』といつた時に、西鄕は『板垣さん、兵隊は鴨綠江に出して下され』と答へたといふ。板垣は之れを聞いて、啞然としていふところを知らなかつたといふが、西鄕の大志大略は、却つて此の一言の裡に發見せらるるではないか。

戊辰の戰爭が一段落を告げて、官軍の諸將を始め、維新の勇士連が、ホツと一息ついてゐる時に、餘つた力を持て餘まして、獨り西鄕はポカンとしてゐる。そして『何ぞ戰爭は起らんか』と歎じてゐる。天空海濶、鳶の飛ぶに任せ、魚の躍るに委するとは、この西鄕の心の如きをいふのである。勝海舟が數ある刺客の間を縫うて、飛鳥の如き早業を演じてゐる時に、西鄕が冷飯草履を穿いて、ノソリノソリと江戸城に入り來つた、あの落つき拂つ

た態度は、彼れの心の如何に廣きかを思はしむるに足るではないか。かかる西郷の偉大さの前には、勝の略も、大久保の勇も、木戸の智も、殆んど螢光のそれの如く觀ぜらるる。

【三】戊辰の大西郷

慶應四年戊辰の年は、後ち改元して明治元年となり、ここに國史上の一大廻轉を示したのであるが、この戊辰の年こそは、近世史上の最大難局であり、最大危局であつた。東海の一島國たる日本が、進んで世界の日本となるか、化して列強の屬國となるかの、瀬戸際に立つて居つた。

此の難局を救ふべく、新興勢力の中心人物となつて現はれ來たつたものが、我が西郷吉之助であつた。西郷は時に四十二歳の男盛り、油の乘り切つた時代であつた。而うして彼れの地位は、東征官軍の總參謀であつて、朝野の輿望を一身に負ひ、國家の運命を双肩に擔うてゐた。是れ卽ち、時と處と勢ひとに乘じたものでなくて何であらう。

四十二歳といへば、古來男の大厄年といはれてゐる。この大厄年、大凶年に、西郷は日本開闢以來の大事業を成就した。この時西郷は大器既に成り、事に老錬し、急を聞いて驚ろかず、難に臨んで騷がず、悠々として其の足どりを進めて行つた。西郷が一歩を進むれば、そこに日本の運命が一歩開け、西郷が一腕を揮へば、そこに國民の勇氣は、一陪するかに思はれた。

『西鄕は誑まされた』と心配して、大久保が腹心を派して江戶の情勢を探ぐらしむるを知るや知らずや、西鄕は一諾金鐵の如く、信を人の腹中に置いて、更らに動ずる色さへなかつた。單に命を捨てて掛かつたばかりでない。彼れは大局を收め、人心の歸趨を察し、敵を見る、尙ほ味方を見るが如きものがあつた。

西鄕が如何に力倆に富んでゐるといつても、時を得ずんば、天地に餘まるの力倆も、遂に用ふるに由がないであらう。若し亦た彼れが一個の靑年に過ぎなかつたならば、かくまで衆に推さるることも出來なかつたであらうし、又た衆を服するの德望にも、尙ほ缺くるところあるを避け得なかつたであらう。彼れが數奇の運命に弄そばれつつも、橋本左內、吉田松陰、藤田東湖、久阪玄瑞、高杉東行、阪本龍馬、中岡愼太郎の徒が、悉く不幸悲運に殪れ去つた中にあつて、安政大獄以來の苦難を乘り超へて、その生命を維持し、生きて戊辰の戰爭に會し得たことは、眞に時を得たるものであると思はざるを得ないのである。

而うして此の最好の時を得たる西鄕は、又た最好の處を得て居つた。卽ち彼れが官軍の總參謀であつたことがそれである。西鄕がこの地位を得たことは、彼れ自から進んで之れを獲得したのではなく、固より衆に推されて自然に此の地位に臨んだのであるが、彼れがこの處を得て居つたればこそ、東征の途中において、山岡鐵舟の請を受くることも出來、進んで勝との談判に臨むことを得たのである。ここに於て乎、時と處とを得るにあらずんば、眞に人傑の活動を自由ならしむることが出來ないといふことの、動かすべからざる眞理であることを知るのである。

均しく君國に忠なるの意味よりすれば、幕軍と官軍と、更らに異常の差ありとは思はれない。その東西に分れ官賊の別を生じたるものは、すべてこれ時の勢ひである。一は舊時代の餘力であり、一は新時代の先驅であつた。勝が『大廈の將さに倒れんとする時、一木の能く支ふるところならんや』といつたやうに、如何に輿望を負ひ、如何に事に老錬し、又た如何に絶大の信認を受くるといつても、斷末魔に臨める舊勢力の餘燼を、更らに大を燒くの炬火たらしむることは出來ぬ。結局消ゆるものは消へ、倒るるものは倒るるの外はない。

西郷が新興勢力の中心人物となり、新時代の先驅者となつたことは、時と處とに加ふるに、更らに最好の勢ひに乘じ得たものであるといはざるを得ない。吾人が戊辰の西郷を以つて、大西郷活躍の最高潮に達したものであるといふ所以は、實にこの三箇の條件を具備し、之れに勇往したところに存するのである。

如何なる人といへども、賢は賢を以つてし、愚は愚を以つてし、その人相應に働らき得るものである。然しながら、時を得ずんば、その才も用ふるに由なく、空しく草澤の間に隱れて、世に聞へずして終るに至る。又た時に逢つても處を得ずんば、力を振うて、その功なく、却つて人に猜せられ、或ひは人に疑はれ、その終りを完うし得ないものも少なくはない。又た更らに時は來り、處は具つても、勢ひの人を導びかずんば、出でんと欲して出づるに由なく、空しく大才を抱いて窮巷に坐し、白眼を以つて世上の人を見るやうになる。是れ人間處世の上において、大いに考へざるべからざるところではあるまいか。必らずしも當世に意を得ることが、人間至上の業ではないにせよ、既に志を抱けば、之れをして實現するの工夫がなくてはならぬ。今や戊辰の西郷を說き出さん

とするに當つて、深く人間の進退に思ひを潜め、浮沈の迹を察し、天地理勢の妙を思はざるを得ないのである。

【四】土州藩京洛の無備を覗ふ

一國の大、一身の小に論なく、凡そ事を爲すものは、最後まで氣を許してはならぬ。初め用意周到、智慮周密、彼れを察し、之れを思ひ、一虚一實、電光の閃めくをも許さぬものも、事既に十中八九に至れば、最早や心願成就せりと思ひ、一息の氣を許すところから、足元より鳥が立ち、思はぬ結果となつて、千仭の功を一簣に缺くもが多い。

慶應四年〔戊辰〕正月、鳥羽・伏見の戰の前後においても、大勢既に九分通り勤皇派に傾むいては居つたが、尚ほ一部の空虚を殘して居つたことは事實である。而うしてその一部が、最も危險なる一部であつたことは、固よりいふまでもない。

當時京都の形勢をいへば、その色彩の最も明白なるものは、薩・長と會・桑とである。一は徹頭徹尾勤皇派であり、一は金輪際佐幕派である。鼻の先きから腹の底まで、東西南北、縱横十文字、どちらを向いても、勤皇は勤皇、佐幕は佐幕である。

然るに此の兩派の間に介在して、斡旋の勞を執つたものに越前、尾張、土佐の三大藩がある、抑ゝ此の三藩なるものは勤皇・佐幕相半ばし、或る者は朝四暮三、或る者は朝三暮七ぐらゐの氣味合ひで、時と場合によつては

朝五幕五、双方半半の使ひ分けをし、所謂る中立派であるが、松平春嶽、徳川慶勝、山内容堂の徳川家に對する關係と思想からいつて、勤皇の羽翼となつて、徳川氏を擁護せんとする立場にあつた。故に勤皇といへば勤皇であるが、佐幕といへば佐幕であり、薩・長の如く、會・桑の如く、一本調子でない。

故に前章において細叙したやうに、鳥羽・伏見戰の直前まで、否な戰爭最中まで、徳川を見捨てることが出來ず、何とか慶喜の身を立てる道はあるまいかと首をひねつてゐる。慶喜は『勝手にしろ』と投出したといふが、入京の意が全然皆無であつたかどうか。何程かの期待を尾・越兩侯の宮中周旋に掛けて居つたのでないか。斷じて此の事なしといふ譯には行かない。若し此の邊に希望の一端が懸かつて居り、幕軍の上京となつたとすれば、鳥羽・伏見の役は、その一半の責任を尾・越が負はなければならぬこととなる。殊に注目を要するものは土藩の嚮背である。

全體土藩は、勤皇派であるといへば勤皇派に違ひないが、佐幕派であるといへば佐幕派でもある。山内容堂が小御所會議で、岩倉友山に突きかかつた議論で、立派に彼れの胸中は明らかにされてゐる。單に薩・長嫌ひといふ好き嫌ひの上からばかりでなく、山内一豐以來の傳流を離れられぬところが慥かにあつた。阪本龍馬、後藤象二郎の大政奉還論も、純一無二の勤皇心といふよりは、充分の機略があり、割つて見れば、底には底があつて、寧ろ敵本主義から出たとも、見れば見られぬことはない。

鳥羽・伏見の戰爭の時には、容堂は氣が進まず、後藤も他のことを考へ、嚮背は明確を缺いてゐる。大久保の

書簡の中にも『土藩なども十分之戰に不ㇾ至、合力一體、決死を以、憤戰するは長而已に御座候』〔正月五日嚢田傳兵衛宛〕といひ、稍〻その態度に物足らぬ氣色である。既に藩主容堂及び後藤が乘り氣でないから、官軍に加はつた土州兵は、謂はば頭目のない衆合兵である。目醒ましい働らきの出來ないのは無理がない。

既にして幕兵は敗れて大阪に退ぞき、薩・長兵は勝に乘じて之を追撃した。形勢ここに及んでも、土藩は勤皇派に與みしないのみか、却つて京都の空虛になつたのを覘つて、一擧之れを奪略しようとの秘策をめぐらしつつあつた。その然る所以は、後藤等が、私かに使者を幕軍に派して、之れを慰問せしめ、極力關東に引き上ぐることを止めた事實によつて知ることが來出る。『會藩戰爭日記』の中に、

會藩戰爭日記〔明治元年正月八日〕

『八日〔正月〕……五六艘を得て、天保山に至り、蒸汽船に移る。一統は、東本願寺に會す。此時、土藩の使者來て、引取ることを止め、且、實情を云々。其應對甚だ慇懃なりし。既に四ツ半頃出起、惣殿して、堺に至て宿す』云々

とあるによつて、土藩の出所を明らかにすることが出來る。更らに『七年史』の記すところによれば、此の間の消息は一層明瞭となる。曰く、

『折柄、山内容堂の密使、阪井勝・野崎紀は、奈良路より、大阪に馳せて、城中に入りしに、徳川氏の幕僚は、議すべき人なし。轉じて會の公用人を訪ひて、城中夜來の實況を聞き、〔慶喜以下既に退城〕愕然自失するが如し。其密使の要旨は、薩人妄りに朝權を弄し、徒らに兵端を啓きたれども、今や洛中空虚にして、兵備のあるなし。速に一方を破りて京に入るべし。容堂、中間に在りて、其宜しきを制すべしと云ふにありき』

會藩の記述の前後相照し、土藩が表面薩長の羽翼となりつつ、裏に暗中飛躍を試み、危機一髪の機會に乘ぜんとしつつあつた事情を知ることが出來る。是れ實に薩・長派の遁がすべからざるところであつて、之れに對して、果して何の施すところありしか、事は十中の十まで、細心密慮を要すといふ所以は實にここにある。

【五】 徳川慶喜征討の大號令出づ

一土藩の術策如何に關はらず、幕軍は大敗して大阪に退ぞき、天下の大事は、既に業に決してゐる。宮中においては、三條・岩倉を中心とする勤皇の諸卿によつて、慶喜追討の御沙汰書を發せらるる段取りとなつたが、西郷、大久保等の、細心なる注意により、岩倉は正月六日の夜、即ち追討令發布の夜、自から容堂をその館に訪うて、一應も再應も、强談するところがあつた。所謂る容堂の密使なるものは岩倉との會見前、既に京都を發し、

奈良路を迂曲して大阪に下り、八日早朝、大阪城に入つたものと思はれる。

此の夜會見の際における、岩倉の論鋒は頗ぶる鋭どく、

『勤皇・佐幕の論は論じやうによつて、いろ／＼になるが、既に今日の形勢となつては、諸藩は正にその去就を決すべきの時である。足下にして若し、何處までも徳川氏を助けたいといふ御精神であれば、男らしく一藩の兵を引き纏めて、大阪に下つて慶喜を擁立し、堂堂雌雄を決せられて然るべきであらう。表面は勤皇なるかに見せかけ、裏面では大いに幕府の爲を謀るといふやうな、曖昧模糊たる態度を以つて、兎角、去就進退を明らかにしないのは、甚だ宜しくない。』

と、面と向つて手強い談判を持ちかけたので、流石の容堂も大いに窘窮し、岩倉の意に隨がつたといはれてゐる。

ここにおいて、翌正月七日、在京諸侯に令を下して、議定・參與及び公卿等の惣出仕を命じ、總裁有栖宮熾仁親王は、いと嚴そかに、左の征討令を朗讀あらせられた。

徳川慶喜征討令　（明治元年正月七日）

徳川慶喜、天下之形勢、不ㇾ得ㇾ已を察し、大政返上、將軍職辭退相願に付、朝議之上、斷然被二聞食一候處、唯大政返上與申而已にて、於二朝廷一土地・人民、御保ち不ㇾ被ㇾ遊候而者、御聖業難ㇾ被ㇾ爲ㇾ立候に付、尾・越二藩を以、其實效、御訊問被ㇾ遊候節、於二慶喜一は、奉二畏入一候得共、麾下並會・桑之者共、承服不ㇾ仕、萬

一暴擧可レ仕哉も難レ計に付、只管鎭定に盡力仕居候旨、尾・越より及二言上一候間、朝廷には、慶喜眞に恭順を盡候樣被二思食一、既往之罪、不レ被レ爲レ問、寛大之御處置、可レ被二仰付一之處、豈圖らんや、大阪城へ引取候は、素より之詐謀にて、去る三日、麾下之者を引率し、剩へ前に御暇被レ遣候、會・桑を先鋒とし、闕下をレ犯候勢、現在彼より兵端を開候上は、慶喜反狀明白、始終奉レ欺二朝廷一候段、大逆無道、最早、於二朝廷一御宥恕之道も絕果、不レ被レ爲レ得レ已、追討被二仰付一候。兵端既に相開候上は、速に賊徒御平治、萬民塗炭之苦を被レ爲レ救度、叡慮に候間、今般仁和寺宮〔嘉彰親王、後に小松宮彰仁親王〕征討將軍被レ任候に付ては、是迄、偸安怠惰に打過、或は兩端を抱候者は勿論、假令、賊徒に隨ひ、譜代臣下之者たり共、悔悟憤發、爲二國家一盡忠之志有レ之輩は、寛大之思食にて、御採用可レ被レ爲レ在候。依二戰功一、此行末、德川家之儀に付、歎願之儀も候得ば、其筋により、御許容可レ有レ之候。然るに、此時節に至り、不レ辨二大義一、賊徒と謀を通じ、或は潜居爲レ致候者は、朝敵同樣嚴刑に可レ被レ處候間、心得違無レ之樣可レ致候事。

但、征討大將軍を被レ置候上は、卽時前件、號令可レ被レ發は勿論に候得共、猶、旗本粗暴之徒、萬一爰に至り候哉と、彼是深望之思召を以、御遲延之處、三日より今七日に至り、數兵日日雖二敗走一、益、出兵、累々不レ被レ爲レ得レ已、斷然本文之通被二仰出一候。各藩陪從吏卒に至迄、方向を定め、爲二天下一、奉公可レ有レ之候事。

文意よく條理を盡され、慶喜追討に至る事情の已むを得ざるに出づるを述べ、且つ將來德川氏の爲めに謀らんと欲するものは、朝廷の爲めに、大いに精忠を擢んで、功によつて、他日の歎願を期せよとあるは、頗ぶる用意の

周密なるを見、且つ人心の機微を察せられしものといはねばならぬ。

有栖川宮の御達しが終るや、岩倉は一段と聲を高め、列座の諸侯卿に向つて演達するところがあつた。

『旣にお聞きの如く、追討の大號令御發布に相成つた上は、諸侯においても、去就を決せられねばならぬ。このまま歸國の御考へある方は、御遠慮なく御歸國然るべく、又た大阪へ下つて、德川氏と運命を共にしたいと思召しの方は、是又た御遲疑なくお下りなさるべく、朝廷の御趣旨に從ひ、勤皇に勇進ありたき向は、そのままお止まり、此上ともに皇國の恢復に御盡力ありたい。三途いづれとも、明日辰ノ刻〔午前八時〕までにお請けあるべし』

と申渡し、勤皇、佐幕、中立、その何れかに態度を決すべきをいひ含めた。列藩の態度は、ここに至つて一決した。

*　*　*　*　*

快刀亂麻を斷つが如く、この紛亂せる時局をして、一路明白、勤皇の大勢に一決し來つたところは、何としても岩倉の力倆といはねばならぬ。正月十日、大久保が蓑田に傳へた長文の書面において、殊に岩倉の手腕を讃へ、

大久保利通より蓑田傳兵衞に與ふる書〔明治元年正月十日〕

〔前略〕一、德川慶喜、罪狀を鳴らし、御布告之發するに臨み、岩倉卿、土佐〔容堂邸〕に御出、大議論に被

及、最早今日を手切と思食候。此上、扶幕之御考に候はば、早々阪地へ御下り、十分に慶喜を御助可レ有レ之と、御切詰相成、流石に閉口に而、此上は、朝廷御沙汰次第、可レ奉レ畏との事に而、家中一同えも布告等有レ之、後藤・福岡（孝悌）等も、承服之由に御座候。其餘、尾・越・宇和島等も無二仔細一、實に此卿は希代之人傑と可レ申、今日、此に至りしは、一人の力と謂つて可なるべし。徳川慶喜、姦惡の次第、別紙御國（薩摩）の事を布告等いたし、兩三日跡、朝廷にも差出候由、大に姦謀有レ之たる事と相見得、不レ容レ易の危と可レ申候。旁ゝ天運の不レ盡處、御同慶奉レ存候。云々

正月十日（明治元年）　　大久保一藏

蓑田傳兵衞樣

と云つてゐる。岩倉を稱して、稀代の人傑といふ、皇政維新の功、唯だ此卿一人の力であると、讃嘆してゐるのは、餘程の惚れ込み方である。

扨て土藩が薩長の非、殊に薩州の奸を鳴らし、京洛手薄となつてゐる際を覗ひ云々の策謀は、右の書簡中において、大久保も『大に姦謀有レ之』といひ、又た『不レ容レ易の危』ともいつてゐる。即ち若し此時、慶喜追討の大號令が渙發せられなかつたとすれば、却つて反對に、慶喜側から『討薩の表』及び諸藩への檄文が發せられ、形勢は應に逆轉してゐたかも知れないのであつた。

即ち蓑田に與ふる前書の『別啓』には、次の如く報ぜられてゐる。〔大久保利通書簡〕

別啓　〔明治元年正月十日〕

別紙の通、今般大合戰、連日の間、一日も敗軍無レ之、官軍の御勝利と相成、終に華城〔大阪城〕を捨、賊徒落去の次第、誠に皇運の然らしむる所以、先々御同慶奉レ存候。乍レ恐太守公〔忠義〕にも、別て御安堵被レ遊候。賊徒姦謀、實に可レ惡次第にて、別紙三通〔慶喜の討薩表、薩藩罪狀、討薩檄文〕罪狀鳴し、御國〔薩摩〕を宛にして、先鋒をクリ出し、朝廷に奏し、一擧して可レ討との策に相見得申候。然るに早晩然朝廷の御達も有レ之、機先を制し、一擊して打拂ひ候故、密策も畫餅と相成候姿に御座候。いかほと罪名を數へ候ても、朝命を相反し候筋合無レ之、固より九日〔正月〕の擧においては、五藩同意、各君侯參朝、警衞被二差出一候得は、一藩をさし候道理も無レ之、最前事件（官位・領地）の儀は、第一御國よりの論に候得共、是は宇內の公論にて、寸毫私を容るるに餘地なきものといふへし。獨、關東浪士の事〔江戸薩邸浪士の暴擧を指す〕は失なしとも難レ申候得共、是も渡すましとの事より、及二砲發一候譯にて、武門の不レ可レ止者も可レ有レ之、何れにも當らさるの罪名、おかしなものに御座候。幾重にも朝廷無二御動搖一御確定、征東將軍宮被レ遣、錦旗を飜し御出軍被レ爲レ在候故、三軍鼓舞いたし候事は勿論、四方執れか風靡歸嚮せさるへき。既に因州藤堂の如きも、砲發に及ひ、賊を討候時宜にて、今日に至候ては、彌、官軍勢盛に相輝き申候。順逆曲直、明瞭たる次第

にて、誠に以、無二此上一御都合の事に御坐候。此上は外國交際の儀、第一にて、則將軍宮華城（大阪城）御入城、三條公なとも、御下坂、御取調掛の御賦御坐候。賊、關東に退き候儀、萬々遺憾の至候得共、尊氏西國より再擧せし様には、今時にてはいたり不レ申、尤早々御處置なくんはあるへからす事に候。此跡朝廷の御處置振、御大事にて、寸毫被レ失候得は、人心相背、必武家を慕ふの覆轍を可レ被レ爲レ踏御事候間、精々盡力もいたし候事に御坐候。既に賞罰の御内話も承候間、談合の上、決て長・薩に私し給はす、戰候藩には、同様に御褒賞被レ爲レ在候様、精々申上置候處、先共通御治定にて御坐候。内實は兩藩の力を以而、此にいたり候譯ながら、外に同様賞を被レ與候得ば、大に感動の場も可レ有二御座一と不レ存候。爾後は合力同心を以、皇國維持不レ致候ては、萬々相濟不レ申候間、折角談合もいたし候事に御座候。長侯（毛利定廣）不レ遠上京相成と、折角御待居申候。願くは中將様（久光）三月比には、寸時にても御上京被レ爲レ在候様、奉二渇望一候事に御座候。

右老兄迄、申上候。御差含居、可レ被レ下候。以上。

正月十日（明治元年）　　一藏（大久保）

傳兵衛（蓑田）様

＊　＊　＊　＊　＊

斯くして正月十日には、慶喜以下に對し、官位差止の令が下り、罪狀が公布された。

徳川慶喜以下官位褫奪、領地沒收、入京禁止令

徳川　慶喜

奥州一會津（松平容保）

勢州桑名（松平定敬）

讃州高松（松平頼胤）

豫州松山（松平定昭）

備中松山（板倉勝靜）

上總太田喜（松平正質）

永井玄蕃頭（尙志）

平山圖書頭（敬忠）

竹中丹後守（重固）

塚原但馬守（昌義）

戸川伊豆守（忠愛）

松平大隅守（信敏）

新見相模守（正典）
設樂備中守（能棟）
榎本對馬守（道章）
牧野土佐守（成之）
大久保主膳正（忠恕）
小栗下總守（政寧）
星野豐後守（成美）
高力主計頭（忠長）
小笠原河内守（長遠）
大久保筑前守（忠恒）
大久保能登守（教寛）
戸田肥後守（勝強）
室賀甲斐守（正容）

今度慶喜、奉レ欺二天朝一、反狀明白、既に兵端を開候に付、追討被二仰出一候。依レ之右之輩、隨二從于賊徒一反逆顯然に付、被レ止二官位一候事。

奥州　會津
勢州　桑名
讃州　高松
豫州　松山
備中　松山
上總　太田喜

右慶喜同意、反逆顯然候間、悉屋敷被ㇾ召上ㇾ、殘兵追放、被ㇾ仰出ㇾ候事。
但、殘兵敵地迄可ㇾ相送ㇾ事

若州　小濱〔酒井忠氏〕
濃州　大垣〔戸田氏共〕
志州　鳥羽〔稻垣長和〕
丹後　宮津〔松平宗武〕
日州　延岡〔内藤政擧〕

右御不審之次第有ㇾ之に付、被ㇾ止ㇾ入京ㇾ候事。

更らに同日〔十日〕慶喜征討告諭書、及び舊幕領地を以つて朝廷(てうてい)御料地(れうち)となすの告諭が發せられ、京都三條口、

荒神口の二橋のたもとに、高札を以って公示せられた。『參與』の名を以つてせられたる征討告諭書は、七日發表の御沙汰書と、異曲同工であるから、ここに略するが、『農商』へ達せられたる告諭書は、左の如くであつた。

農商へ〔明治元年一月十日〕

〔前文略〕今般仁和寺宮、征討將軍、被二仰附一候に付ては、是迄前後之心得もなく打過、或は賊徒に從ひ居候者たり共、實に悔悟いたし、朝廷御用に相立度存込候者は、寛大之思食にて、御取用可レ被レ爲レ在候。且是迄、德川支配いたし候地所を、天領と稱し居候は、言語道斷之儀に候。此度、往古の如く、總て天朝の御料に復し、眞の天領に相成候間、左樣相心得べく候。尤も此時に至り、大義を辨へず、賊徒と謀を通じ、或は殘黨をかくし置候者は、朝敵同樣、嚴刑に可レ被レ處候間、心得違無レ之樣、可レ致候事。

此書は各藩に向つて、諸道に揭示せしめ、一般士民の嚮ふところを明らかにせしめられた。

【六】皇政維新を外國に宣布

慶喜既に東竄し、之れに對する罪狀を天下に明らかにした以上、如何にして之れが實行を遂ぐるや、之れを遂ぐべく、如何に京都の陣容を整ふべきや、是れ當面に差し迫まりたる問題であつた。

玆において乎、岩倉・三條は、當面の政務に關して、左の草案を作り、之れを參與に示して、協議せしむると

ところがあつた。草案に曰く、

朝廷當面の五大要綱草案（明治元年正月）

一、政體之事。
列藩會盟議事の件。
一、三職分課之事。
軍務、用達、外國、制度、大體四課。
一、列侯會盟始之事。
期限を立、諸侯召の命、嚴敷可レ被ニ仰付一也。
一、外國應接之事。
國體變換の次第、急に布告の事。
一、勅使詰問之事。
徳川慶喜の所在え向、差立べき也。

といふにあつた。右の五大要綱は、當面刻下の重大案件であつて、枝葉の問題に至つては、參差として雜集してゐるが、その大本の歸するところは、畢竟如上の五大綱に出でぬ。第一は幕府政治の專制が倒れた以上は、之れ

に代はるべき列侯公議の政體を樹立すべしといふのであつて、政體の大本を群賢の公議の上に樹てようとするに外ならなかつた。曩に西郷が齊彬の意を受けて、國事に奔走した際、既に高唱しつつあつた賢侯會議なるものは要するに公議政體樹立の先驅を爲したもので、後の五ケ條御誓文の大意も亦た、その淵源をここに發するといはなければならぬ。第二は政府における政務の分局を定めんとするもので、今日の各省制度の如きをいふのであつて、當時は先づ之れを大別して、軍務、大藏、外務、内務の四課によつて、當面の政務を革罷しようとしたのであつた。第三の列侯會盟は、政務の大局を總攝するものであつて、期日を定めて會議を開き、國家主要の政務政策を議定せしめんとするのであつた。第四外國應接の件は、我が國政體の大變革を實現したる以上、天皇親政の布告を、如何にして諸外國に宣布すべきか、此の項は、諸問案中の最急務とせられるところであつた。第五は江戸に在る慶喜に向つて、勅使を發遣して、その罪狀を詰問するをいふのであつて、諸參與は、如上の諸問案に從つて、一々之れが審議を遂げたが、越瀋、土瀋の如き、公武一和論者もあり、容易に決定するところを見なかつたが、第四項に對しては、議略ゞ一致し、同日〔正月九日〕朝議の席上において、

外國事務總裁　　仁和寺宮嘉彰親王〔小松宮〕
同　副總裁　　三條實美
同　　　　　　岩倉具視
同　取調掛　　東久世通禧

同　岩下佐次右衞門〔薩州〕
同　後藤象二郎〔土州〕

の任命を見るに至つた。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

宣旨を奉じて外國公使に應接すべく、岩下が大阪に下つたのは、正月十一日であつて、東久世・後藤の兩人が次いで下阪したのは、越えて十三日であつた。兵庫・神戸の間において、備前藩の日置帶刀の一隊が、外人と衝突した事件が、十二日に突發した爲め、多少の紛紜を生じ、東久世卿が、外國公使と會見するに至つたのは、同十五日であつた。當時、東久世卿が、代表佛國公使〔レオン・ロッシュ〕に手交し、列國〔當時は佛・英・伊・米・孛・蘭〕に傳達せしめたる、我が通告文は、即ち次の如くであつた。

皇政復古對外通告〔明治元年正月十五日〕

第一、王政維新に因り、爾後王政を以て、天下を統治すること。
第二、居留地は、薩・長の兵を以て、之を警衞すべきにより、英・佛は其兵を撤去すべきこと。
第三、我政府の宣言書を、公使に贈ること。
第四、開港地の事は、新政府の政令行はるるに從ひ、政府其責に任じ、國内一定せば、各地同一なること。

第五、備前藩の葛藤は、政府其責に任ずること。

第六、薩・長を以て、兵庫を警衛すること。

第七、此地全權の事務官到著する迄は、勅使兵庫に滯留して、居留地を保護すること。

以上の通告を發すると共に、東久世卿は、別に各國公使をして、左の宣言書を、各々その本國政府に送達せしめた。その文に曰く、

皇政復古を外國に報ずる國書〔明治元年正月十日〕

日本國天皇。告二各國帝王及其臣人一。嚮者將軍德川慶喜。請レ歸二政權一。制允レ之。内外政事。親裁レ之。乃曰。從前條約。雖レ用二大君名稱一。自今而後。當レ換レ以二天皇稱一。而各國交際之職。專命二有司等一。各國公使諒二知此旨一。

慶應四年戊辰正月十日

御名　御璽

皇政維新後の我が對外交渉が、斯くの如く堂堂としてその第一歩を踏み出し、外國公使亦たその意を諒し、圓滑なる進展を見るに至つたのは、實に國家の大幸といはなければならぬが、かく圓石を轉ずるが如く、大いなる支障を見るに至らなかつたのは、大久保・西鄉等が、夙に英國公使パークス、及び書記官サトーに豫め說くところがあり、その諒解を得て居つたのが、非常なる力となつたことは、忘るべからざるところである。

斯く皇政新政府が、諸外國との修交を遂ぐるに至つた事情については、一般庶民の疑惑を生ずるの惧れがあるので、越て正月十五日を以つて、左の如く國內に布告した。

外國和親の國內布告〔明治元年正月十五日〕

外國之儀者、先帝多年之宸憂に被レ爲レ在候處、幕府從來之失錯より、因循今日に至り候折柄、世態大に一變し、大勢誠に不レ被レ爲レ得レ已、此度朝議之上、斷然和親條約被レ爲ニ取結一候。就而者、上下一致、疑惑を不レ生、大に兵備を充實し、國威を海外に光耀せしめ、祖宗先帝之神靈に、對答可レ被レ遊叡慮に候間、天下列藩士民に至迄、此旨を奉戴、心力を盡し、勉勵可レ有レ之候事。

但、此迄、於ニ幕府一取結候條約之中、弊害有レ之候件々、利害得失、公議之上、御改革可レ被レ爲レ在候。猶、外國交際之儀者、宇內之公法を以、取扱可レ有レ之候間、此段、相心得可レ申候事。

正　月〔明治元年〕

【七】皇師を稱する西鄕の書簡

皇政新政府が、外國和親の態度を執り來つたことは、後に大いに議論を生ずる基となつたもので、薩長が初め攘夷論を唱へ、之れを以つて遂に幕府を倒しながら、自から政府に立つや、一轉して開國論を執つたのは、是れ

明らかに變説改論の甚だしきものであつて、その態度の豹變恒なきを語るものではないかとの論は、滔滔一世の論を爲し、玉松操の如きですら、岩倉の開國論に不滿を抱き、遂に韜晦し去るに至つたといはれてゐる。之れに歸する是非曲直の論は、後章に讓るとして、時勢既に一變し、我が大日本の新建の國是を、開國進取の大方針に取り、一路直往し來つた英氣は、流石に維新先覺者の、英斷に歸せなければならぬ。

朝廷はいたくその功を稱し、薩州、長州、土州、藝州、備州、因州、藤堂諸藩に對し、篤く賞賜さるるところがあり、薩藩主島津忠義侯は、西郷、大久保、岩下を召し、各々劍一口を與へ、その努力を犒ふところがあつた。當時、西郷が蓑田に與へたる書簡に、這間の事情を明らかにしたものがある。之れによれば、備前藩兵が外人に傷害を加へたるが如き、大道を誤まる攘夷論者の行爲を、西郷が一笑に附し去つてゐた心意をも、讀むことが出來る。書簡に曰く、

西郷吉之助より蓑田傳兵衞に與ふる書 〔明治元年正月十六日〕

中將樣〔久光〕益御機嫌能被レ遊二御座一恐悅御儀奉レ存候。陳ば大阪落去以來、追々軍威盛に相成、土・藝等皆腹も居り、形勢大に相變じ、只今にては、勤王之士と相見得申候。容堂侯には、岩倉卿より大議論を被レ成〔正月六日夜の激論を云〕夫より降伏之姿に御座候。第一、臆心之者は、成敗之上に慾を生じ、成敗定り候得ば決著出來候儀は、常人之事とは乍レ申、餘りに鐵面皮之事多く御座候。御笑察可レ被レ下候。官軍之勢、日日盛

大に罷成り、大垣・小濱等は、賊軍に與し居候得共、是以て歎願いたし、東夷征伐之先鋒を被レ命、實行相顯候處を以て、前罪を被レ免候筋に、相成申候。宮津抔は、君侯兩人、首級を差出候なりとも可レ致候に付、不レ及ニ滅國ー樣にと之儀迄も申出候由、俗論と申すものは、實におそろしきものにて、不レ可レ忍ものを忍び候事に御座候得ば、如何樣とも轉變仕候。決して膽を消し候次第に無ニ御座ー候。伊豫松山征伐被ニ仰出ー候得共、是以、頻りに歎願之由に被ニ相聞ー候。松山・高松は、土州より願出、追討を被レ命候。桑名は細川、彦根外に兩三藩に、征討被レ命、近々發足之賦に御座候。只今にては、追々西國は相定り候模樣に御座候。會津は上杉、佐竹、南部へ被レ命ニ出討ー之賦に御座候。上杉、佐竹等は、內々相願候向に御座候。仙臺も近々京著と申事に候。東國之官軍に屬し候趣に、相見得申候。當分東國之諸侯は勿論、民心を離し候策、第一之譯に御座候間、早々說客を被ニ差出ー候儀に御座候。東國は勿論、諸國之內、是迄德川氏之領分、旗下士之知行所共、王民と相成候得ば、今年之租稅は半減、昨年未納之物も、同樣被ニ仰出ー、積年之苛政を被レ寛候事に御座候。此一儀にても、東國之民心は、直樣相離れ可レ申儀と奉レ存候。彼賊を孤立さするの策は、早く相用ひ不レ申候ては、不ニ相濟ー、夫迚も酒井等(莊內藩酒井忠篤)之者は、必、賊と生死を共に可レ致儀とは奉レ存候得共、討安き事には、成行可レ申事と奉レ存候。關東へ迯歸り候てより、人心如何に御座候哉、探索も追々差出置候得共、いまだ一左右も無レ之、定て內亂相生じ候半かと被ニ相察ー申候。是迄之人氣にては、沸騰も生じ可レ申かと奉レ存候。東兵は薩・長之兵、少寡を慢り、器械之不足を見て、暴發之事に至り候向に御座候得共、却て數千之屍を重ね

大敗を取候事に御座候得ば、もうは頼もの更に無レ之、餘程落膽いたし候ものに御座候。只頼みに相成ものは海軍而已に御座候。故に朝廷に軍艦四艘を御調之賦にて、談判被二仰出一候事に御座候。左候得ば、二艦づつ薩・長へ御預相成筋に決定相成居申候。乍レ然、いまだ御布告には不二相成一内、備前、兵庫に於て、英人と及二砲戰一、備前は散々に打成され、英人大に立腹いたし、大難事到來之儀に御座候。堂上より東久世卿、宇和島侯、後藤並岩下君、早々下阪に相成り、御布告〔皇政維新の對外布告をいふ〕之上、萬國之公法を以て、御處置相成賦に御座候。誠に失策を仕出し、苦心之儀に御座候、白山〔モンブラン〕、此節は一と通ならず、王家之爲めに盡力いたし、佛之ミニストル抔も說きかせ、實に幸之至に御座候。各國公使も、京都迄御呼び登之都合に相運居候間、此度社そ、朝廷之外國人と相成候儀と相考居申候。一昨日は太守樣〔島津忠義〕にも不二容易一御褒詞被レ爲レ在、一同奉二恐悅一候。右等之事は、御家老衆より、委細御問越相成候に付、支略仕候。御左に大慶此事に奉レ存候。尙、軍威相振ひ、一層之勢を增し申候。御遙察可レ被レ下候。此旨荒々、乍レ得二御意一候。恐恐謹言。

正月十六日〔明治元年〕　　西鄉吉之助

蓑田傳兵衞樣

尙々、主上にも、昨日御元服被レ爲レ在〔卽ち明治天皇の御元服を云〕恐悅此事に御座候。又、京・伏見・大

阪町々より、毎日酒肴を捧げ、勝軍を奉レ祝候儀、過分之事にて、是程丈、幕・會は被レ惡居候事かと、今更驚く許りに御座候。十文字之御旗（薩藩旗）を以て、軍威盛に相成り、土・藝等之人も見候計にて、老若拜をなし、手を合せ、薩摩大明神樣と唱候事にて、難レ有々々と申す聲而已に御座候。民心悅服いたし候儀、實に王師とは、此樣之事を申すものかと奉レ存候。幸、一戰爭後は、米之値段も下落いたし、人民尙ほ悅を爲し申候。天幸、此事に御座候。

* * * * *

委曲を盡せる、如上西鄕の書簡の文面において、充分に察知せらるるが如く、西鄕の希望し、念慮し、喜悅し、欣快とせるところは、終始一貫して情義に則る皇道の上にあつた。その東藩を下すに當り、舊幕下の人民に對し年賦を輕減し、租稅を免除するが如き、反對者を手なづくる策略と解すれば、それまでの事であるが、皇政の大本が護國救民にあるの大理想を示し來るところは、皇師の皇師たる所以であるといはなければならぬ。

單に表面的なる攘夷論からいへば、備前の日置帶刀が、英人と戰ひを交へたことは、寔に攘夷の實行にありといはなければならぬが、之れを討つには討つの理由がなければならぬ。殊に外人と事を構ふるに當つては、再三再四、如何やうにも道理を盡し、情義を重んじ、而して尙ほ彼れ傲慢不遜にして、公義を蔑するに至つて、初めて堂堂之れを討つべきである。出合ひ頭の文句のつけ合ひから、直ぐに大だんびらを引き拔いて殺傷を敢へてするが如きは、西鄕の最も惡むところである。『御布告の上、萬國之公法を以て御處置』云々といつてゐるのは、西

鄕平生の主張を明らかにするもので、彼れが東征の各地において、緩急その處置を誤まらず、却つて同情を敵者に得た所以のものは、一に西鄕が皇道主義によつて終始したからに外ならぬ。後年における西鄕の遣韓使節論の如きも、此の點において、深く味ふべきである。

西鄕が右の書簡中において、宮津藩の嚮背を論ずるの一節は、殊に注意を要するものがある。先きには皇師に反對し、後ちその形勢を見て、俄かに官軍に通ぜんとするは、孰れにしても皇師の爲めに賀すべきではあるが、その心事に至つては、甚だ信ずるに足らざるものがある。

況んや官軍に歎願するに當つて、君侯の首級を差出してもよいといふに至つては、主從の情義、全く地に墮つといはなければならぬではないか。皇師に抗したる前非を悔ゆるは、大義に從ふものであるとしても、一藩の安全を期せんが爲めには、昨日まで主君と仰ぎたる、藩主の首をも討つを辭せずといふに至つては、實に言語道斷、沙汰の限りといはなければならぬ。之れに對して、西鄕が、

『かかる忍ぶべからざることまでも敢へてするとは、俗論といふものは、何と恐ろしいものか』

と嘆じてゐるのは、眞に至言といふべきである。勝つも敗くるも、その主と賴む人と共に、生死を同じうしてこそ、初めて主從士道の情義を完うするとはいふべけれ。倂もその主を殺して、臣下の者のみ、その身の安全を期せんとするは、實に『恐ろしき』考へであるといはなければならぬ。

東北鎭定の砌り、莊內藩主に對して、官軍の參謀たる黑田淸隆が、西鄕の意を受けて、情義を盡したる態度に

對し、莊内藩士が感泣措く能はざりしことを思ひ合せ、轉た感慨なきを得ない。藤田東湖は、嘗て西鄕を評して『西鄕は勇者なり』といつたが、其の古今無双の勇者の皮一枚を剝げば、內は滿々たる血と淚とである。西鄕豈に無情冷血の勇者ならんや。彼れの炬眼、巨軀は、以つて人を感服せしむるに足るが、西鄕の西鄕たる所以は、一に彼れの有情漢たるに存する。

【八】戊辰役戰死者を祭る

何人も、西鄕が濶大なる心境と、鐵石の心腸と、驚歎すべき膽力の所有者であることを、見遁がすものはない。然し乍ら、より更らに偉大なる西鄕の本質を、人は兎もすれば見遁がし去らんとしてゐる。そは即ち、聖人の心を以つて心とするの、道義的信念である。

鳶の飛ぶに委かせ、魚の躍るに任ずる、虛空の如く大海の如き彼の心境は、抑ゝ何によつて得たるか。いふ迄もなく、西鄕の胸裡に一點の私欲私心を存せざるが爲めではないか。又た彼れは何故に、金鐵よりも堅く、巖石よりも強き心腸の所有者とはなつたのであるか。そは全く正を踏んで恐れざる氣節の齎らすところではないか。又た西鄕は如何にして、彼の驚ろくべき偉大なる膽力を養ひ來つたのであるか。そは他なし、虛僞を以つて人を欺むかず、術策を弄して人を誘はず、頂天立地、只だ一箇の至誠を披瀝し盡したるに存するのではないか。果して然らば、西鄕の偉大なる眞底は、實に彼れが無慾の人、正義の人、至誠の人、即ち聖人の道を踏んで紊れざる

の人たるにあつたといふべきである。

故に西郷は、事を處するに當つて、必らず先づ、その名を正しうした。復古の大號令を渙發せらるるに當つても、鳥羽・伏見の戰役に臨むに際しても、慶喜追討の軍を統ぶるに會しても、西郷の焦心するところは、一に名義を正しうするに存した。後年畢生の勇を注いで、遣韓使節論を強調したのも、濫りに戰ひを欲し、侵略を擅ままにせんとしたのではない。飽くまでも名義を正しうするに存したことは、一點の疑ひを容れぬ。西郷は實に之れが爲めに、死を決して事に臨まんとした。

常に名義の正しきを欲した西郷は、隨つてまた賞罰を明らかにせんとした。鳥羽・伏見戰役の後、直ちに戰死者の忠魂を祀り、厚く之れに禮したる態度は、實に西郷の美はしき道義心の發露するところであつた。祭典は戰役の直後、正月十三日、京都相國寺の本營において營まれたが、祭典は單に薩・長兩藩士にのみ限らず、軍に加はつた各藩將士の忠魂を弔ひ、皇國の爲めに、協力同心の至誠を披瀝した。當日は薩藩主島津茂久（後の忠義）も親しく之れに臨んで弔祭した。

當日（正月十三日）大久保の日記の一節に、

大久保利通日記 （明治元年正月十三日）

一、太守公（茂久）戰死之者墓所ゑ被レ爲レ臨、昨日從二朝廷一就二御達一、御紙面拜閲之爲、燒香御祭被レ下候事。

とあり、且つ十二日の日記中には、

大久保利通日記〔明治元年正月十二日〕

一、十貳日、今日晝時分より、參朝依レ召、太守公〔茂久〕御衣冠に而御參朝、爲レ拜二天顏一於二御前一御劍一振拜領、被レ賞二戰功一候御書面云々。

一、戰死之者えは、葬送を厚くするの用として、金五百兩、且設二一社一永神祭を以て、忠魂を祭られ候思召之段、同斷御書面御拜領被レ遊候。

とあり、朝廷より、厚く戰死者の靈に酬いるの實を、示させ給うたる事實が明らかである。

島津忠義が、親しく朝廷に召されて、褒賞を忝うしたることは、固より一代の榮譽とするところであつたが、斯かる天寵を忝けなふする所以は、一に臣下の努力によることを察し、忠義は十三日朝、特に西鄕・大久保に對して、各々劍一振を賞與した。大久保の日記に、その次第を記してゐる。

大久保利通日記〔明治元年正月十三日〕

一、今朝從二太守公一被レ召候付、罷出候處、三所物（獅子の細工地 赤銅目貫金）御手拜領被二仰付一、御意之趣、今般如レ此次第に相及、從二朝廷一御褒詞被レ爲レ蒙候儀、雖レ有被二思召一候。畢竟此に至り候も、其方共、盡力を以ての故と思召

候。尚御考も被レ爲レ在候得共、當坐之褒賞として、被レ下之御沙汰、奉ニ承知一絶ニ言語一、難レ有次第にて候。

當時、朝廷の恩賞は獨り薩・長人士にのみ限らず、廣く土州、藝州、備前、因幡、藤堂等、各藩の將士に對しても、一視同仁の大御心を示されたのであつて、此の一事は、西郷等の深く感泣するところであつた。正月十日附を以つて、大久保が、蓑田に與へたる書翰において、功を薩長に私せず、『兩事件〔官位・領地の件〕之儀は、第一御國〔薩摩〕より之論に候得共、是は宇內之公論にて、寸毫、私を容るるの地なきものといふべし』といひ、更らに、

大久保利通より蓑田傳兵衛に與ふる書〔明治元年正月十日〕

〔前略〕此跡、朝廷之御處置振、御大事に而、寸毫も被レ失候得ば、人心相背、必武家を慕ヒ覆轍を可レ被レ爲レ蹈御事候間、精々盡力もいたし候事に御座候。既に賞罰之御內話も承候間、談合之上、薩・長兩藩に、私し給はず、戰候藩には、同樣に御褒賞、被レ爲レ在候樣、精々申上置候處、先其通り、御治定に而御座候。內實は兩藩之力を以て社、此にいたり候譯ながら、外に同樣、賞を被レ與候得ば、大に感動之場も可レ有ニ御座一と、奉レ存候。爾後は、合力同心を以、皇國維持、不レ致候而は、萬々相濟不レ申候間、折角、談合もいたし候事に御座候。云々

といつてゐるのは、濶大の度量、大局を收むるの態度といふべきである。

抑ゝ皇政の根源は仁義にあり。西郷等が、皇政維新の當初に當つて、功は之れを人に讓り、罪は自から之れを負ふの大雅量を示したることは、朝威をして、九鼎大呂よりも重からしむるものとなつた。後年南洲が『齊しき過ちは之れを己れに沽ひ、同じき功は是れを人に賣る。平生偏へに勉力して、終始身を行ふべし』といつた心は是れ則ち一心以つて萬人に交はるの道であつて、同時に人道の根源たる、道義の存するところであつた。

皇政維新の大本は、實に如上の皇道的精神を以つて樹てられた。正月十七日、新政府における職制の改められるに至つては、眼前の情實に拘はらず、廣く當代の人材を集め、松平春嶽・山内容堂・伊達宗城等をも加へて、左の如く任命せられた。

【九】新政府職制と主腦人物

明治維新政府の職制及び主腦人材〔明治元年正月十七日〕

【總裁局】

總裁	熾仁親王
副總裁	三條實美
	岩倉具視
同顧問	大久保利通

木戸孝允

【神祇事務】總裁　熾仁親王　中山忠能
白川資訓
同掛　六人物雅樂　樹下茂國

【內國事務】總督　嵯峨實愛　德大寺實則
松平慶永　山內豐信
同掛　神山郡廉　中根師質
大久保利通　辻維岳
田宮篤輝　廣澤眞臣

【外國事務】總督　三條實美　晃親王
伊達宗城　東久世通禧
同掛　岩下方平　後藤元曄

【海陸軍事務】總督　嘉彰親王　岩倉具視
島津忠義
同掛　西鄉隆盛　廣澤眞臣

【會計事務】　總督　岩倉具視　中御門經之
　　　　　　　　　淺野長勳　西四辻公業
　　　　　同掛　由利公正　小原忠寛
【刑法事務】　總督　長谷信篤　細川喜延
　　　　　同掛　十時維恵　津田信弘
【制度事務】　總督　萬里小路博房
　　　　　同掛　由利公正　福岡孝悌
　　　　　　　　田中不二麿

大政維新の後において、官制の定められたのは、之れを以つて始めとするが、大體において、之れを以つて新政府の主腦的人物と見ることが出來る。公卿の外、如上の要路に上つた人々は、藩侯としては、越前、土佐、安藝、薩摩、宇和島の五侯で、長州藩侯が之れに加はつてゐないのは、當時猶ほ藩地にあつて、京都にあらず、主として廣澤眞臣〔兵助〕、井上聞多〔馨〕等が、朝廷の間に斡旋しつつあつたが爲めと察せられる。更らに藩士としては、薩摩、長州、土佐、越前、尾張、肥後、大垣、柳川の諸藩士で、更に人材を四方に求め、登用の門戶を開いたものとして見ることが出來る。此の職制の改革が行はれると共に、全國の諸藩を、大中小の三階に分ち、徵士、貢士の制度を設けて、一は國內の統一、一は人材の登龍に努めた。

【十】 大久保の大阪遷都論

箱根路を我が越えくれば伊豆の海や沖の小島に波のよる見ゆ

とは源實朝の名歌である。羊腸たる山路を登り、陰晴たる溪谷を渉り、初めて峠に達し、天風汗を拂ひ、涼味を肌に覺ゆる時、老幹の間より遠く碧海の隱見するを見るの情致は、正しく三百年の間、富貴氤氳たりし幕府を打倒し、皇政維新の幕を切つて落したる、當時の國民の心境に一致する。

國民はいふべからざる爽快さを以つて、何事か新らたなるものを望んでゐる。斬新奇拔なるものを欲してゐる。破天荒なる局面の打開を待ち設けてゐる。此の氣持を代表し、時運の先鋒に立つた者は、いふまでもなく薩・長人士であつた。就中、西郷・大久保であつた。彼等は時運の一新の前に必らずや大波瀾の起るべきを豫期した。否な寧ろ期待した。西郷が皇師の東征を強調したのも、抑ゝ深謀の存するあるが爲めであつた。

然も此の時に當つて、岩倉をして『千古の卓論なり』といはしめたものは、實に大久保甲東の『大阪遷都論』であつた。大久保が、始めて正式に大阪遷都を岩倉に建議したのは、一月二十三日であつたが、岩倉に此の議を開陳したのは、一月十八日であり、有栖川熾仁親王に謁して、稍ゝ之れと同一意見を洩らしたのは一月十七日であつた。猶ほ大久保は、一月十九日、長藩士廣澤眞臣に同意を求め、共に三條實美卿の賛成をも求めてゐる。此の前後の次第を記せる、大久保の日記に、次の一節がある。

大久保利通日記（明治元年正月十七日）

一、十七日（明治元年一月）今日總裁宮（有栖川宮熾仁親王）より、參與三人之內（西郷・岩下・大久保）就ニ御用一、參殿候樣、被ニ仰付一、小子參殿候處、左之通、

一、三日（正月）以來、爲ニ皇國一盡力、今日之時體與相變、於ニ朝廷一も、實に御滿足被ニ思食一、於ニ此方一大慶に存候。尙、乍ニ此上一偏に御依賴被レ遊候間、盡ニ精力一相務候樣、且追々參殿、無ニ伏臟一存慮言上候樣、左候而、乍ニ此上一見込御尋問に付、

一、云尙篤與勘考談合之上（西郷等と協議すべきを云）可ニ申上一候得共、當坐、一己之愚考可レ奉ニ申上一候。今日に立至り候次第、實に大慶奉レ存候。此上之處、今一層之御大事に候間、戰を御忘不レ被レ爲レ在、斷然之御盡力、被レ遊候樣、自レ古、一時之功を遂げ、因循苟且、大機を失候例、不レ少候付、克々御勘考被レ遊候樣云々。

一、右に付而、斷然御英決之事件、可レ被レ爲レ在奉レ存候者、主上行幸被レ促、八幡御參詣、自レ夫浪華御巡覽、其儘行在と被ニ相定一、朝廷之舊弊、御一新、外國御處置者勿論、海陸軍兵備等之事、御處置被レ爲レ在度、然る上ならで者、朝廷之御基本、相立、百目擧り候儀、萬々無ニ覺束一候、云々。反覆申上候處、尤に思召候間、尙御勘考可レ被レ遊と之御事に而、不ニ容易一御懇命奉ニ拜承一候。

此の日記の文言によれば、熾仁親王御前においては、大久保は明らかに遷都云々の言葉を用ゐては居らぬ。寧ろ

之れを避けたるかの跡が、歴然として讀まるゝ。

京都は桓武天皇以來の皇都であつて、今ま之を浪華（大阪）に遷すなぞといふことは、公卿の夢にも考へ及ばぬところであつて、英明なる熾仁親王におかせられても、率然として之れを聞かせられては、たゞ驚愕の外はなかつたに相違なく、此の邊の呼吸を量つて、大久保は單に、一先づ八幡に行幸あり、それより、一度大阪に駐輦あらせられ、暫らくこゝに行在所を設けられ、諸外國との交渉や、海・陸軍の軍事を、御統裁あらせられて然るべしといふ程度の言上をしてゐる。されど、大久保の意中が、斷然大阪遷都にあつたことはいふまでもない。即ち越えて十八日の日記には、明瞭に『遷都』の文字を用ひてゐる。

大久保利通日記（明治元年正月十八日）

一、內國事務掛、被二仰付一。第一遷都之條、尙又、當務之急に付、廣澤にも示談、云々言上、猶、總裁三條公へも言上候樣、拜承。

と記してゐる。

かくして大久保は、著々大阪遷都の實現を期せんとし、正月十九日以後は、之れが實際運動に着手してゐる。

大久保利通日記（明治元年正月十八日）

一、十九日、備前御處置一條〔日置帶刀等の英人殺傷事件〕遷都之義、條公〔三條實美〕總裁〔有栖川宮〕え、廣澤同道參殿、言上致候事。

一、二十二日、同斷〔太政官代へ出席〕遷都之一條、廣澤、後藤〔象二郎、土藩〕談合、明日議事之筈候事。云々

一、二十三日、太政官代出席、容堂公〔山内〕越公〔松平慶永〕宇和島公〔伊達宗城〕參仕、於二上議事所一遷都之儀、言上、衆評不レ決。

一、二十六日、岩倉公被レ召、參殿。久我公〔建通〕昨夜御入來、遷都之事、薩に奸謀有レ之、是を期にして薩・長相合、大に私權を張候云々之賦に而候由、後藤も同論に而候得共、實は態與同意之體を以、盡力いたし候云々。且、土・藝も同論云々。右之次第に而、甚不二容易一義に思召候趣承候間、是者決而、因循說を以て拒候爲之策に相違無レ之、後藤者、此儀は、異條無レ之段申上る。尙又、木戶などえ談じ與候樣承る。木戶え差越、相談し、三條公え參殿、岩倉卿御出、是非後藤え談じ候趣、申上る。然ら者、尙又、久我え御談可レ被レ成云々承り、退散、木戶同道、三樹え差越、拙宅同伴、今夜止宿。

一、二十七日、木戶同道、岩倉邸え參殿。久我卿尙又御詰問相成候處、愈〻因循之策に而、後藤關係なきこと、明白いたし、仍て同人え談じ候樣、仍而退散。今日より太政官代、二條城え被レ移、參仕。

如上大久保の日記によつて、遷都反對の意嚮を有するものも、多少は散在してゐたことを知るべきである。久我建通卿の後藤象二郎も不贊成であるといふのは、何かの間違ひであつたとしても、土・藝藩中には或ひは薩・

長を猜視するものがあり、大久保の遷都論を以つて、一種の陰謀奸策といひふらしたものがないとは限らない。況んや、公卿中には、飛んでもないことだと、吃驚仰天するものの多かつたことを、察するに足るにおいてをや。然れども既に有栖川宮の贊成があり、更らに岩・條兩公の同意もあり、加ふるに一枚木戸孝允を加ふる至つては、大勢は動かすことは出來ない。越えて二月九日に至つて、主上、大阪行幸の議は決せられた。是れ實に朝廷未曾有の新例であつて、大久保の力や偉大なりといふべきである。

【十二】 大久保の遷都建議文

當時、大久保の自書したる遷都建議文なるものは、實に堂々たる大立言であつて、着眼の非凡なる、創意の深遠なる、流石に明治維新の大改革を斷行せんとする、大久保の氣魄が窺はれる。その文に曰く、

大阪遷都建議文 （大久保利通稿）

今日之如き大變態、開闢以來、未曾て聞かざる所なり。然るに尋常定格を以て、豈其に應ぜらるべきや。今、一戰、官軍の勝利となり、巨賊東走すと雖、巣穴鎭定に至らず、各國交際、永續の法立たず、列藩離叛し、方向定らず、人心恟々、百事紛紜として、復古之鴻業、未其事に至らず、纔に其端を開たるものと言べし。然れば、朝廷上に於て、一時の勝利を恃み、永久治安の思をなされ候ては、則北條の轍に足利を生じ、

前姦去て、後姦來るの覆轍を踏ませられ候は、必然たるべし。依レ之深く皇國を注目し、偏視する所の形跡に拘らず、廣く宇内の大勢を洞察し玉ひ、數百年來一塊したる、因循の腐臭を一新し、官武の別を放棄し、國內、同心合體、一天の主と申し奉るものは、斯く迄に有難きもの、下、蒼生といへるものは、斯く迄に賴もしきもの、上下一貫、天下萬人、感動涕泣いたし候程の御實行擧り候事、今日急務の最も急なるべし。是迄之通、主上と申し奉るものは、玉簾の內に在し、人間に替らせ玉ふ樣に、纔に限りたる公卿方の外、拜し奉ることの出來ぬ樣なる御さまにては、民の父母たる天賦の御職掌には、乖戾したる譯なれば、此御根本道理、適當の御職掌定りて、初めて內國事務之法起る可し。右の根本、推究して、大變革せらるべきは、遷都の典を擧げらるるにあるべし。如何んとなれば、弊習といへるは、理にあらずして勢にあり。勢は偏視する所の形跡に歸す可し。今其形跡上の一二を論ぜんに、主上の在す所を雲上といひ、公卿方を雲上人と唱へ龍顏は拜し難きものと思ひ、玉體は、寸地を踏玉はざるものと、餘りに推尊奉りて、自ら分外に尊大高貴なるものの樣に思食させられ、終に上下隔絕して、其形、今日の弊習となりしものなり。敬レ上愛レ下は、人倫の大綱にして、論なきこととながら、過れば君道を失はしめ、臣道を失はしむるの害あるべし。仁德帝の時を、天下萬世、稱讃し奉るは、外ならず、卽今、外國に於ても、帝王從者一二を率して、國中を步き萬民を撫育するは、實に君道を行ふものと謂べし。然れば更始一新、王政復古の今日に當り、本朝の聖時に則らせ、外國の美政を壓するの大英斷を以て、擧げ玉ふべきは、遷都にあるべし。是を一新の機會にして、易簡輕便を

本にし數種の大弊を拔き、民の父母たる天賦の君道を履行せられ命令一たび下りて、天下慄動する處の、大基礎を立、推及し玉ふにあらざれば、皇威を海外に輝し、萬國に御對立あらせられ候事、叶ふべからず。

一、遷都之地は浪華〔大阪〕に如くべからず。暫く行在を被レ定、治亂の體を一途に居へ、大に爲すことを行べし。外國交際の道、富國强兵の術、攻守の大權を取り、海・陸軍を起す等のことに於て、地形適當なるべし。尙其局々の論あるべければ、贅せず。

右、內國事務の大根本にして、今日寸刻も置るべからざる急務と奉レ存候。此儀行れて、內政の軸立ち、百日の基本、始て擧るべし。若し眼前些少の故障を顧念し、他日に讓り玉はゞ、行はるべきの機を失し、皇國の大事去と云ふべし。仰願は、大活眼を以、一斷して卒急、御施行あらんことを、千祈萬禱奉り候。死罪。

正　月〔明治元年〕

大　久　保　一　藏

といふにあつた。此の書に對し、岩倉卿は、

別紙之通、大久保一藏より、手元迄差出候事に候得共、爲二貴考一、入二高覽一候也。

正月二十三日〔明治元年〕

具　視

議定
參與
　御中

と副書し、之れを三職會議の議題に供した。今日より考ふればこそ、遷都は道理に合し、且つ必然の勢であるとも理解せらるるのであるが、當時にあつては眞に破天荒の建言で、公卿を始め、宮廷内に近侍する人人の、夢想だもしなかつたところであつたから、果然、正月二十三日の朝議においては、否決を見るに至つた。然しながら、西鄉、大久保、木戸、岩倉、三條の諸巨頭を始め、有栖川宮においても、御諒解あらせられた内情にあつたから、表面は否決になつても、内々その議は進行しつつあつたと察せられる筋がある。正月二十六日、岩倉卿が西鄉を訪ひ、大久保の參殿を求めたる事情によつて、充分、此間の内情を察することが出來る。西鄉が大久保に與へたる書簡に、その消息を傳へてゐる。

西鄉吉之助より大久保利通に與ふる書（明治元年正月二十六日）

只今、岩倉御來駕有レ之候處、遷都之一條に付、久我家え御出相成、得與御議論被レ爲レ在候處、木戸、大久保之推察通、間違無レ之候間、後藤方え御出懸相成候得共、他出、又貴兄所え御立寄相成候得共、是又同樣之儀に候間、無二致方一弊屋え御來訪相成候而、明早天、御參殿被レ成候樣、御通し可二申上一旨、承知仕候。事柄は

一向不ニ相分一候得共、委敷相咄候得者。時刻も移り候付、貴兄より可レ承、自然愚敷向に候得者、相談も可レ致候得共、宜敷都合に候間、御咄不レ被レ成との事に御座候故、大慶與明め、猶而御尋も不ニ申上一候付、宜敷御周旋被ニ成下一度、奉ニ合掌一候。是非今晩通し置呉候様與之事に御座候間、承知仕候。形行まで、早々奉レ得ニ御意一候。頓首。

正月二十六月夜〔明治元年〕

西郷吉之助

大久保一藏様 要詞

とあり、遷都の議の、却つて好轉に向ひつつあつた内情が窺はれる。遷都の名義ではたかつたが、幾くもなくして、大阪に御親征あり、暫らくここに御駐輦あらせられ、行在所において、大久保、木戸、後藤等の諸有志にも、始めて拜謁を許さるるに至り、遂には江戸を改めて東京となし、ここに帝都を遷さ せらるるに至つたのは、大久保が浪華遷都の議に、負ふところの大なるを思はねばならぬ。

〔十二〕 關東の狀勢と東征官軍部署

當時、西郷の思惟するところは如何。鳥羽・伏見の一戰の如きは、固より彼れは兒戲に類すとした。故に此の一戰の勝利によつて、多少氣を緩うするの風を生じたことに、頗ぶる遺憾を感じた。西郷は理由なき好戰家では

なかつた。しかしながら理非曲直を正し、皇政の大基本を立つる爲めには、大死地に陷いるをも辭せざる、大覺悟を有してゐた。

當時關東の狀況を見るに、高松、松山、姫路藩の歸服と相前後して、大垣、桑名藩も朝廷に歸順の意を表し、海道諸藩の如きは、固より手應へのある大藩もなかつたので、函嶺以西の地は、略ゝ平定に歸するが如く見えた。東歸したる慶喜は、ひたすら恭順の意を表し、正月十五日には靜寬院宮〔和宮〕に內謁を得て、具さに東歸の事情を述べ、同二十日には、宮に宛てたる哀訴狀を捧呈し、宮よりは橋本實梁卿に宛てたる歎願書を認められて、土御門藤子をして、之れを京師に致さしめられた。

斯くの如く、慶喜は一意恭順の意を表し、之れを皇師に通ずるに苦心しつつあつたが、一方江戸城內においては、將士の主戰論最も旺盛を極め、薩・長排擊の聲、市中に高く、檄文は所々に高示され、形勢は刻々に急迫しつつあつた。『德川慶喜公傳』に摘記されたる一節に、當時の狀勢を知るに足るものがある。その一節に曰く、

鳥羽・伏見戰爭前後の江戸の狀勢　〔德川慶喜公傳〕

江戸に於ては薩邸燒拂の後、士民の激昂大方ならず、永く京阪に駐まりて、上國の形勢に通じたる者すら『毛利大膳父子の朝敵其官位・封土を復せられたるに、我が大君が政權奉還の功ありながら、反つて降官・削封を命ぜらるるとは何事ぞ』と（永井玄蕃の語）悲憤せし程なれば、まして百里の外に在りて、見るもの聞くものの、德

川家の恩澤なりと感じたる輩が、討薩の爲に馬前唯一死を冀へるは、謂れなき事にはあらず。今又鳥羽・伏見の戰況を聞き、目のあたり公の東歸を拜し、又負傷兵の續々送還せらるるを見ては、彌々、切齒に堪へず、皆曰く『大阪の事、固より毫末も朝廷に敵するの意あるにあらず、君側の奸を掃はんと欲するのみ。不幸にして軍敗るといへども、其誠心は天地に質して疑なし。誓つて挽回の策を立て、日月をして光明ならしめざるべからず』と。（中村武雄手記）又曰く『彼れ官軍といふとも、錦旗の蔭に隱れたる薩・長勢のみ。いかでか頸さし延べて打たすべき』と。宣言・檄文・投文など、府の内外に旁午たり。其一に曰く『内府天朝に對して二心なきは、天下萬民の知る所なるに、内府の弟なる因・備二侯、さては井伊家を始め、譜代の諸大名をして東征軍に加はらしむるは、名分の廢滅之より甚だしきはなし。今、天子幼沖にましまして、奸臣權を竊み、詔を矯めて追討の令を下す。苟も人心ある者は決死して百諫千爭するこそ、皇國の大綱、人臣の大義なれ。然るを狗鼠の輩、此大義を知らず、甘んじて姦徒の驅使を受け、東に向ひて旗を翻へさんとす。我等は速に義兵を擧げて、君側の奸を誅し、名分を正すこと、人臣の大節、何者か之に過ぎん。若し然らずして、賊徒に驅使せられなば、己不義に陷るのみならず、又天朝を不明に陷らしむるものなり。庶幾くは氣節の士、之を四方に傳へ、天下の義心を鼓舞作興して、綱常を護持せよ』と。（幸島圭花筆記所收二月江戸筋違見附高札場への貼出檄文。）彰義隊の檄文には『我が公、原來尊王の爲に誠忠を盡され、且宇内の形勢を洞察せられて、一朝二百年來の祖業を朝廷に歸されしは、公明至誠の英斷にして、天人の知る所なるに、奸徒の詐謀によりて、今日の危急に至れること、

切齒に堪ふべからず。これ君辱しめらるれば、臣死するの時なり。殊に橋府以來、隨身の身、いかで傍觀せらるべき。各協力同心して、多年の鴻恩に報いん』といへり。彰義隊戰史。又薩藩の罪を數へたる文書を諸方に貼りて、頻りに人心を煽動せるものありき。江漢堂雜錄　陸海軍人、殊に海軍副總裁榎本和泉守〔武揚〕陸軍奉行並小栗上野介〔忠順〕步兵奉行大鳥圭介〔純彰〕及新撰組の人々などは、概ね戰を主とし、戊辰日記。彰義隊戰史。兵を箱根・笛吹に出して、官軍を待たんといふもあれば、軍艦を以て直に大阪を衝かんといふもあり。海舟日記　又關八州占據の策を獻じ、軍隊の新組織法を建白し七年史所載陸軍調役並伴門五郎同本多敏三郎等建議。或は輪王寺宮公現親王後に北白川宮能久親王を奉じて兵を舉げんといふもあり彰義隊戰史　或は又『君上單騎にて御上洛あらば、士氣奮ひて軍機忽に熟せん』と激語する者もあり海舟日記　老中等も、是等の說にや同じけん。江戶の薩藩各邸を沒收して、諸家に預け、目付を箱根・碓氷の兩關所に派し正月十七日　松平丹波守戶田光則信濃松本藩主　松平右京亮大河內輝照上野高崎藩主をして、碓氷關を警備せしめ、二十日　土井大炊頭利與下總古河藩主に神奈川警備の增員を命じ十四日　步兵頭に駿府警衞を命じたるなど十三日○續德川實記。明治史要　急使爭ひ驅せて江戶城中の混亂いはん方なく、まして官軍狼籍の注進、櫛の齒を挽くが如くなれば、主戰派の人々は激論を重ねて、いつ果つべしとも見えず。有司はこもごも公に謁して其說を進め、論談往々曉に達し、諸士相互の議論に至りては、鷄聲を聞かざれば已まず海舟日記　正月十七日、若年寄堀內藏頭貞虎。信濃須阪藩主は、身要路に居て此難局を處理する力なく、御委任を全くすること能はずとて、遂に殿中に自刄せり。其意死を以つて幕議を恭順に定めんとするにありといふ。二月十五日日病氣にて御役御免と發表せり○續德川實記、中洲文稿所收嘯古堂北村翁碑、官中日記。東征總督記。伊豆韮山の代官所手代

柏木總藏は、松平大和守（直克、上野前橋藩主）の家老山田太郎右衛門と共に、公を廢錮して、徳川氏の血食を謀らんとする由の風說も行はる。（戊辰日記）

如上の記事の示すところによつて、江戸城中及び、徳川恩顧の臣が、如何にその悲運を歎き、胸中悶々の鬱憤を霽らさんことに、熱中しつつあつたかが察せられる。

* * * * * *

此の事實は、西鄕の炬眼の見遁すところではなかつた。關東の將士が、その舊主の爲めに萬斛の悲涙を灑ぐに理由はある。しかしながら私情と大義とは、別に大いなる區劃の存することを忘れてはならぬ。この已むべからざる私情を殺し、大義の爲めに一身を投げ出したところに、山岡鐵舟の存在があり、勝海舟の存在があつた。慶喜恭順の意も、蓋しここに存したに相違ない。

西鄕は大久保と協議し、更らに岩倉に建議するところがあり、ここに二月三日、天皇には、親王・公卿・諸侯を從へさせられて、太政官代に臨幸あらせられ、慶喜追討の令を發せられた。令に曰く、

徳川慶喜追討令（明治元年二月三日）

今度、慶喜以下賊徒等、江戸城に遁れ、益暴逆を恣にし、四海鼎沸、萬民塗炭に墮ちんとするに忍び給はず、叡斷を以、御親征被㆓仰出㆒候。就ては、御人選を以、被㆑置㆓大總督㆒候間、其旨相心得、畿内七道、大小

藩、各運旅用意可レ有レ之候。不日軍議御決定、可レ被二仰出一御旨趣可レ有レ之候間、御沙汰次第、奉レ命馳集るべく候。宜諸軍戮力、一同勉勵、可レ盡二忠戰一旨、被二仰出一候事。

而して二月九日、新らたに官軍の部署を定め、二月十一日、十二日、十三日、各道に向つて進軍し、西郷は大總督宮に扈従して、十五日京都を發した。東征諸軍の部署は、左の如くであつた。

東征大總督	有栖川熾仁親王
參謀	正親町中將
同	西四辻大夫
同	西郷吉之助
同	林玖十郎
東海道先鋒總督兼鎭撫使	橋本少將
副	柳原前光
參謀	木梨精一郎
同	海江田武二
東山道先鋒總督兼鎭撫使	岩倉具定

副　岩倉具綱

參謀　板垣退助

同　伊地知正治

北陸道先鋒總督兼鎭撫使　高倉三位

副　四條大夫

參謀　黑田了介

同　品川彌二郎

奥羽先鋒總督兼鎭撫使　澤三位

副　九條道孝

參謀　大山格之助

同　世良修藏

海軍總督　聖護院宮嘉言親王

參謀　伊東外記

同　增田左馬助

第二章　東征官軍參謀西鄕吉之助

【一】天皇御親征の議

心に欲するところ、直ちに執つて之れを實行し來るところに革新家の面目がある。人間世上の事、紆餘曲折、右の物を左に移すすら、容易でない場合もあるが、然し乍ら事の難易によつて、志を二三にし、行ひを左右にすべきではない。自から正しきを信じ、斯くあるべきを信ぜば、正さに斯くあらしむべきである。ここに勇者の存在がある。如何に口に名論卓說を唱ふるも、その唱ふるところと行ふところと、一致せずんば、百の名論卓說も畢竟一個の空論に過ぎぬ。

皇政復古とは何ぞや。一言にして之れを盡せば、要するに名實共に天皇御親政の大御代を打出するにある。將軍政治、卽ち中間的權力の存在を否定して、人民の上に、直ちに天皇の君臨を望み、天皇は文武の大權を御掌握遊ばされ、群臣は之れを補佐し奉りて、神ながらの大道を天下に布き、國民をして、各〻その處を得せしめ、國家をして、世界に冠たる理想神國たらしむるに存する。

果して然らば、天皇の尊位は、空位の存在にあらず、垂拱の存在にあらず、何處までも國家の中樞、國政の源

泉、國民の中心であらねばならぬ。大久保が遷都の議を高唱したのも、國政上に未曾有の大改革を實行せんとするに存したのはいふまでもないが、君をして事實上の君たらしめ、天皇をして名實一致の現人神たらしむるに存したことは、彼れが、遷都の建議文中において『數百年來一塊したる、因循の腐臭を一新し、官武の別を放棄し、國内、同心合體、一天の主と申し奉るものは、斯く迄に有難きもの、下、蒼生といへるものは、斯く迄に賴もしきもの、上下一貫、天下萬人、感動涕泣いたし候程の、御實行擧り候事、今日、急務の最も急なるべし』と、喝破せるによつても、察せらるるであらう。

旣に前段において述べたやうに、遷都の議すら容易くは實現に至るべくもなかつた。そは事のあまりに破天荒であるが爲めであつた。然しながら、大久保は幾多の異論に屈する色なく、更らに進んで、天皇御親征の議を奉つた。二月一日、西鄕と合議の上、大久保が筆を執つて起草し、岩倉の署名を得たる、御親征建議案は、卽ち次の如くであつた。

大久保利通の御親征建議案（明治元年二月一日）

德川慶喜、大逆無道、旣に天下に御布告相成候通に而、武臣等、其勳功奉レ奏候に依て、賊徒一朝、坂城（大阪城）を棄去候得共、猶、大兵を擁し、巢窟に蟠踞し、其動靜不ニ容易一、東國者、從レ古皇化之難レ及處にして、叛臣、絕る期なし。況乎、二百餘年、德川之恩遇に浴し候得者、因循機を失、遷延いたし候内、奸謀百端

を以、人心固結いたし候樣相成候得者、是迄之御開業、悉く水泡に歸し、實に可レ恐之甚鋪と云べし。依而片時も早く、天下の大兵を以、速に海陸軍を催し、關東追討、御決定之儀、不レ可レ遣之急務と奉レ存候。海陸の軍制相整候ば、只軍鋒之利鈍に注視すべし。其利鈍は人心の一和と憤發とに有レ之候間、恐多も、聖上躬親、萬卒に先ちて御苦勞被レ爲レ在、倚又攝海に被レ爲レ臨、軍艦之運用、砲銃作用御點檢、宇内萬國情態迄も、御實檢被レ遊候程の御實行被レ爲レ舉候得者、天下一同、感戴憤發すべし。

一、斷然御親征御決定、早々天下に御布告可レ被レ爲レ在候事。

一、軍事總裁公卿一人、御人選を以て、早々被二召置一候事。

但參謀兩人位精選之事。

一、諸藩之內、練兵選出し、二三大隊の鋭兵、軍事總裁に附屬し、海軍に不レ拘、不日發向之事。

一、東山・山陰・北陸諸道鎭撫使相合、後詰可レ被レ命候事。

一、海軍之儀、諸藩在合之軍艦、御取調之上、追討進軍之御用船被二仰付一、早々攝海え差廻候樣、御達相成候事。

一、軍艦一二艘、各國公使え御借入之御相談、篤與及二應接一候樣、有二御座一度事。

一、駿府並甲府之兩所を占候得者、關東之勢挫け可レ申、其節海路より下田邊に、一大隊計之人數繰込候得ば、箱根・足柄之兩關は、不レ能レ守候間、東海道之兵、急に進軍相成度候事。

一、御親征之御趣意、委曲各國公使え御布告相成度事。

正二月朔日〔明治元年〕　具視

西郷・大久保が、天皇御親征の必要を力說したのは、彼等の遷都論と、頗ぶる密接なる關聯を有して居つた。時の事情よりすれば、大阪遷都は、實行甚だ困難に陷いりつつあつた。故に大久保は、一方御親征を主張し、主上進んで大阪に御駐輦あらせられ、そのまま御滯在あらせらるるの策を講じ、事實において遷都の一端を、ここに啓かんとする考へもあつたに相違ない。

御親征の議は、直ちに御採用になり、二月三日、車駕親征の令が發せられ、三月九日には、大阪行幸の議が決し、越えて三月二十一日、いよいよ京都を御發輦あらせられて、大阪に御親發あらせられた。大久保、木戶、後藤等の有志者に向つて、參內拜謁を仰せ付けられたのは、實に主上大阪行在所御駐輦の間においてであつた。文武の兩道において、著著として天皇御親政の實を擧げ來るところ、赫赫たる維新英傑の面目を見るのである。

【二】慶喜の恭順運動と西郷（一）

靜寛院宮の御周旋

翻へつて觀ずるに、關東に歸り來つた德川慶喜は、兎も角も恭順の意を表しつつあつた。愈〻京都において慶

喜追討の令旨が發せらるるを耳にしては、身の朝敵たることは明らかであり、窘窮その極に達した。

傳ふるところによれば、慶喜が恭順の意を決したのは、大阪城中にある時であつて、その初めて口外したのは東歸の船中、板倉閣老（伊賀守）に向つてであつたといふ。かかる重大事を慶喜が何故に深く胸中に祕し、家臣に告ぐるところがなかつたか。薩・長に對する私憤を捨て、皇政復古の大義に則とり、一意恭順の意を表することが、慶喜の執るべき、唯だ一つの道であると信ずるならば、何故に此の意を左右に示し、飽くまでも主從一致、君臣の義を明らかにしなかつたか。之れを考ふる時、孤影悄然たる慶喜の姿が、眼前に浮んで來る。彼れは時代に取り殘されつつあつた、一個の殘骸であつたばかりでなく、その譜代・直參の下僚よりも、見放されつつあつたのである。

幕府下僚にも、敢へて活眼の士がないではなかつた。大久保一翁の如き、勝海舟の如き、地位もあり、名望もある士に、大勢を察し、時勢を知るの有識者があつたのであるから、慶喜にして眞にその志を貫かんとするの勇氣があらば、小栗上野以下の、猛り立つたつはもの共を制禦するの道がないではなかつた。志あつて力ここに及ばず、獨り上野の山に屏居して、世事のままならぬを嘆ずるのみであつたのは、如何にしても眞勇の人であるとはいへない。

此時に當つて、慶喜が賴みとした人々が、靜寛院宮（和宮）にしても、天璋院夫人にしても、共に、女性であつたのに見て、慶喜の性格を察することが出來よう。後日山岡鐵太郎が硬論を以つて肉薄したのも、慶喜のたゞし

き態度に厭き足らず思つたからであつた。慶喜が進むにも弱く、退ぞくにも弱き人であつたことは、鳥羽・伏見の戰ひにおける態度でも知られ、江戸歸還後の態度においても察せられる。

慶喜は正月十二日未明、江戸に歸城すると同時に、何よりも早く、先づ靜寛院宮侍女、錦小路を介して、東歸の事情を宮に通ぜしめ、越えて十五日、親しく宮に謁して、大政奉還以來の顚末を縷陳した。而うして、翌十六日には、天璋院夫人（十三代將軍夫人）を通じて、自分は退隱して、後は田安家を以つて相續せしむるの意志、並に宮より朝廷に對して、自分恭順の意志を通ぜられ、德川家の爲めに、御盡力あらせられんことを懇請した。慶喜が正月二十日附を以つて、靜寛院宮に致したる歎願書は、

德川慶喜より靜寛院宮に上つる書（明治元年正月二十日）

慶喜相續以來、相替らず、尊王の道を、專ら相心がけ居候得共、此程の事件、一時の行違とは乍レ申、奉レ對ニ朝廷一奉ニ恐入一候。就而者、私儀は退隱仕、跡式の儀は相選み候上、申付候積に御座候。然る處、道路の浮說にも可レ有レ之やとは奉レ存候へども、御軍勢さし向られ候歟とも傳承仕、只今右樣の御事御座候ては、臣子の至情より、萬一騷亂を生じ、奉レ惱ニ宸慮一候やう相成候而は、猶更、私從來尊王の本意に御座なく候間、此度の御旨意之趣、御沙汰被ニ成下一候やう仕度、何卒、心底之程御照察被レ遊、猶此上、當家無事永續仕、不ニ相替一忠勤を盡し候事、出來るやう、御所向御都合、宜敷御周旋被ニ成下一候樣、御願申上候。めで度かしく。

正月二十日〔明治元年〕　　　　　　　　慶　喜

靜寛院様

人々申上

とあり、靜寛院宮は、その心情を、いたくも哀れに思し召され、侍女土御門藤子に托して、此書と共に、御直書を橋本少將〔實梁〕に宛てて贈らせられた。藤子は二十一日江戸を發して上洛の途に就き、二月朔日、勢州桑名において、橋本實梁卿に面會し、托送の書を示し、且つ陳情するところがあつた。橋本は京都にある萬里小路博房に向けて藤子を介するところがあり、岩倉、倉橋、長谷の諸卿合議して、藤子に命を啣めて東歸復命せしめた。

* 　* 　* 　* 　*

靜寛院の宮が、橋本實梁に贈らせられた、御手書の文面に曰く、

靜寛院宮より橋本實梁に贈られたる御手書〔明治元年正月二十日〕

叡慮の程も伺不ㇾ申、願出候も恐入候得ども、心痛に堪兼、願ところみ參らせ候。去る三日、召に依り、慶喜上洛之處、不慮の戰爭に相成、朝敵之汚名を蒙り候間、一先歸府之處、德川征伐之爲、官軍差向られ候やに承り、當家之浮沈、此時と心痛致し參らせ候。慶喜より承り候趣は、委細藤〔土御門藤子〕より申入候通に候し

何分雙方を承り不レ申候ては、理非分り兼候。此度之一件は、兎も角も慶喜是迄、重々不行屆の事故、慶喜一身は、何樣にも仰付られ、何卒家名立行候樣、幾重にも願度と、後世迄、當家朝敵之汚名を殘し候事、私身に取候ては、實に殘念に存じ參らせ候。何卒私への御憐愍と思しめされ、汚名を雪ぎ、家名相立候樣、私身命にかへ、願上參らせ候。是非是非官軍差向られ、御取つぶしに相成候はば、私事も當家滅亡を見つつ、ながらへ居候も殘念に候まま、急度覺悟致し候所存に候。私一命は、惜不レ申候へ共、朝敵と共に、身命を捨候事は、朝廷へ恐入候事と、誠に心痛致し居候心中御憐察有らせられ、願之通、家名之處、御憐愍有らせられ候はば、私は無二申迄一も、一門家僕之者共、深く朝恩を仰候事と存じ參らせ候。何卒何卒、此處よくよく御申入、御願申入參らせ候。なほ同役衆へもよろしく御申傳へ御取計の事、御賴申入參らせ候。以上。

正月二十日〔明治元年〕　靜寬院

橋本少將殿え

とあつた。慶喜の哀訴嘆願を聞かせられては、流石に、涙にもろき女性の、早やくも情に誘はれ、德川家救濟の爲めに、力を盡されるに至つたのは、固よりさもあるべき次第であつた。

然しながら、宮は聞えた叡智の御女性である。その後の事情を聞し召され、且つ自からの進退について深き思慮を廻ぐらされ、二月二十六日附を以つて、再度の御手書を橋本少將に宛てて致された。その文に曰く、

靜寛院宮より橋本實梁に贈られたる御手書〔明治元年二月二十六日〕

去る三日、慶喜上洛の處、戰爭に相成候事、恐入參らせ候。慶喜より承候趣にては、無ㇾ據次第乍ら、とふか會・桑先鋒にて、其者共より、砲發致し候やにも承り候。左樣にては、朝敵の名は逃れ難やと存じ參らせ候。右に付、追討使向られ候御事承り、慶喜故に家名斷絕致し候やと、實に心配歎居り參らせ候。慶喜より頼れ候次第も有ㇾ之、私よりも歎願致度と存、此度藤〔藤子〕差登せ候得共、つくづく考候へば、慶喜重々不行屆の上、此度の一件、此方より初候事に候はゞ、罪逃がたく、朝廷にも罪あるものをば、咎有らせられず候ては、御政道も立せられず候故、私などの願は、御取上に成不ㇾ申、官軍向給はゞ、其時に臨、私〔和宮御自身〕進退いかが致し候半、後代迄、潔き名を殘し度、能々と勘考致し候へども、淺知の私、決斷致し兼、箇條にて御相談申入參らせ候。

一官軍向はれ候とも、慶喜一身の御征伐にあらせられ候や、當家も是限斷絕の思しめしに有らせられ候や、其節私はいかが遊ばし戴き候や、もしもし上京の樣御沙汰に候とも、當家一度は斷絕致し候とも、私上京の上歎願致し聞召させられ候御事、寄手の將、御請合下され候はゞ、天璋院初へも、其由申聞御沙汰に從ひ、上京も致し候半。再興出來申さぬ事に候はゞ、家は亡び、親屬危急を見捨存命候ては、末代迄も不義者と申され候ては、矢張、御父帝樣〔孝明天皇〕へ不幸と思ひ存候まま、左樣の場合に至り候はゞ、死を潔く致し候心

得に候。

一縦官軍向られ候得共、當今樣、もしもし私へ御義理合にて、以前に上京御させ遊ばし、其跡へ官軍向られ、當家滅亡、天璋院初、危急の場合に至り候、萬一不慮等の事も候はば、私一人安泰に致し居候ては、兼々京都へ申合せ、其場合を逃れ候樣に、當地の人々に思はれ、憶病不義の名を請、存命候ても詮なき事に候。たとへ京都に居候ても、萬一左樣の場合に至り候はば、覺悟致し候心得に御座候。同じ事ながら、京都にては私義心も分り兼候まま、もしもし左樣の思しめしに有らせられ候はば、私上京は、御斷申入參らせ候。くれぐれも慶喜は、身より出候事に候得共、天璋院は、昭徳院殿在世中、孝道を盡され候まま、私には不レ及乍、昭徳院殿孝心を相守候心得故、天璋院初、萬一不慮等も候て、私一人、安泰に致し居候ては、亡夫への貞操も立難く候まま、私一身は當家存亡に從ひ候心得に候。信義の爲、一命も惜不レ申候得共、全體私下向の事、先帝樣叡慮を憫させられ候へ共、無レ據次第に付、段々御勸め有らせられ、下向致し候事故、當今樣御代にて無レ據事とは乍レ申、私兎も角も成候はば、當今樣御不義と申上候樣にては、先帝樣私不悌の事、且は此度の一件、昭徳院殿に候はば、私いか樣に成候ても、當然の事に候得共、慶喜故に、朝敵と共に身命を捨候ては御父帝樣玉體を御汚し申上候樣の事にて、不孝の段恐入、殘念の事に候。孝を立んと致せば不義に當り、義を致せば不悌に成、誠に進退いかが致しよろしくやと、當惑而已致し居候。何れ共、後世迄、潔き名を殘し度候間、御斟酌圖賴入參らせ候。已上。

二月二十六日〔明治元年〕

静　寛　院

橋　本　少　将　殿　え

右両様の御手書を拝読し奉つる時において、何人も宮の御境地に、御同情申し上げぬはあるまい。同時に宮の縷々として述べ玉ふところにより、暗に慶喜救命の御至情の、脈々として文裏に動き来るを感ずるであらう。一読、人をして感激の涙なき能はざらしむるは、宮の至高なる純眞と、熱烈たる情誼とが、両書の間に躍動してゐるからであらう。

橋本を初め、岩倉、萬里小路、長谷、正親町三條、中山の諸卿が、『條理明白、謝罪の道も相立候上は、德川家血食の事は、厚思召も有らせられ候』旨の返書を致さしめたのも、洵に情致の然るところであるが、果して我が西郷南洲は、之れに對して如何なる判斷を下したるか。請ふ徐に之れを述べん。

【三】　慶喜の恭順運動と西郷　（二）

西郷の斷乎たる硬論

慶喜は固より水戸義公〔光圀〕以來の傳統的尊皇心と、烈公〔齊昭〕の家訓を重んじ、勤皇第一主義を以て信條と

し、深く恭順の意を表してゐたに相違ない。それは後年、彼の述懐するところに徴して明らかである。近臣に語れるところによれば、朝敵の汚名、遂に拯ふに由なくんば、潔よく自刃するの決心であつたともいふが、それはいづれにせよ、歎願書によつて見れば、自己の隱退によつて罪を謝し、願くは德川家の後目は紀州中納言をして繼がしむるを以て、幸にその社稷を完うせんこと、彼れが恭順の歸著であつたと思はれる。慶喜が靜寬院宮により、或ひは天璋院夫人によつて哀訴したる心意も、固より此邊に存してゐたと思はれる。而して西鄕は之れに對し、如何なる觀察を下し、如何なる態度を以て臨みたるか。彼れが大久保に與へた、左の簡單なる書信の一端において、最も明瞭に之れを知ることが出來る。

西鄕吉之助より大久保利通に與ふる書（明治元年二月二日）

只今、〔慶喜恭順歎願書〕別紙慶喜退隱之歎願、甚以不屆千萬、是非切腹迄には參不ㇾ申候而は、不二相濟一、必越・土抔よりも、寬論起候半歟。然れば、靜寬院宮と申ても、矢張、賊之一味と成りて、退隱位にて相濟候事と被二思食一候はば、無二致方一候付、斷然追討被ㇾ爲ㇾ在度與、奉ㇾ存候。かく迄押詰候處を、寬に流候而は、再ほぞをかむとも、無ㇾ詮譯に到り候半。併し長評議に因循を積重候ては、千載之遺恨と奉ㇾ存候間、何卒御持合之御英斷を以、御責付置被ㇾ下度、三拜九拜、奉ㇾ願候。以上。

二月二日〔明治元年〕

大久保一藏様

【附記】 本書の文面によれば、西郷が慶喜の歎願書及び靜寛宮手書を見たる後の書信たることは疑ひを容れぬところであるが、靜寛院宮御使、藤子が入京したのは『岩倉公實記』によれば二月六日とあり『大久保利通日記』によれば二月四日とあり、兩書に異同がある。しかしその何れなるにしても、西郷の書信に二月二日の日附があるのは解せられぬ。二日とあるは恐らく誤りであらう。尙ほ後證を待つ。西郷原書に就いて見るも二字頗ぶる不明確にして、或は五字とも解せられぬことはないが、確定せぬ。

書中にあるが如く『慶喜隱退之歎願、甚以不屆千萬』であるとし、西郷は飽くまで、慶喜の處分に關しては、強硬の意見を持し、是非とも切腹までは、押し詰めねばならぬと、主張したことが解る。殊に靜寛院宮の御歎願に對しても、頑として應ずる氣色なく、宮さまでも賊徒に與みし、慶喜の隱退ぐらゐにて、事濟みと思召させられるやうであれば、愈ゝ以つて斷乎たる勇氣を振ひ、追討の皇師を發せられなくては叶はぬと、大上段に振りかぶつて來たところは、流石に西郷の面目躍如たるを見るのである。

抑ゝ西郷の有情漢たるは、今ま更ら喋々するまでもない。本傳の全篇を通じ、千言萬語を費やして、情の西郷を力說してゐる。實に西郷の一生は、血と淚とを以つて彩どられた、一篇の哀史とも見られてゐるが、そこは一に、至情純心の發露し來たるところ、人をして自然に感動せしむるのであつて、西郷に何等の作僞なく、且つ私情と公義とにおいて、決して混同するが如きことはなかつた。

東征官軍參謀西郷吉之助

假りに我が身の置きどころを轉じて、慶喜卽今の窮狀を察するならば、何人か一片同情の淚なきものぞ。時勢の廻はり合はせとはいへ、將軍の榮位を捨てて、今は天下に六尺の孤身を托するの地さへない。朝廷に何等の異心があるでなく、不幸、朝敵の汚名を蒙むつて、

國の爲め民のためとて今しばし忍ぶが岡にすみそめの袖

をかこつに至つては、聞くものをして眞に淚なき能はざらしむるのである。併しながらその孤懷を憫れむのは、私的人情の上よりである。この私情に激し來つたからこそ、軈ては上野の戰爭に、盡きざるの恨みが殘されたのではない乎。

*　　*　　*　　*　　*

西鄕は固より情の人、慶喜の孤情を憫はれまぬではなかつたであらう。併しながら彼れは皇政復古の大業を双肩に擔ひ、國家再建の壯途に上りつつあつた。德川氏の存在は、一箇の德川氏の存在でなく、實に專制政府としての存在であつた。故に大義名分の上において、之れが存在は、許すべからざるところであつた。一箇慶喜の進退は兎に角も、幕兵が既に鳥羽・伏見に戰ひ、更らに江戶城に據つて、皇師に抗せんとするの勢ひあるにおいては、徹頭徹尾、之れが戮滅を期するは、理の當に然るところ、勢の已むべからざるところであつた。

靜寬院宮は、忝くも孝明天皇の御令妹にあらせられ、十四代將軍夫人として關東に下られし和宮にましまし、その情意を盡させ玉へる玉章は、惻惻として人の心胸に迫まり來るものがある。併も西鄕は之れに對し、堅く大

義を執つて動かず。

『靜寛院の宮と申しても、假りにも賊徒に與みさせ玉ふにおいては、そのままには捨て置けぬ』

との氣勢を示してゐるところに味はひがある。

若し夫れ宮の歎願に聞き、慶喜の哀訴に聞かんか、皇師の機鋒はここに崩れ、寛和論は四方に起り、皇政維新の鴻業は一朝にして空しくなるであらう。果して然らば臍を噬むとも及ばずといふは、西郷必死の氣概が見え、革新家たるの面目躍るが如きものがある。彼れは鳥羽・伏見の戰爭を以つて、子供だましの小競合ひとしか思はぬ。今少し大戰亂が起ればよい。大騷動が起ればよい。鮮血を河と濺ぎ、肉塊を山と築き、我れ先づ屍を荒野に埋めて、その上に錦旗の進行を見ようとした。これが西郷戊辰の心懷である。是れ西郷が國を見て人を見ず、慶喜の切腹を欲し『因循を積重候ては千載の遺憾』といひ『御英斷を以て御責付』といひ、飽くまでも討幕の大精神を動かさなかつた理由である。

靜寛院宮は、再應も再三も、繰り返へし捲きかへし、慶喜助命の歎願書を朝廷に致された。後には輪王寺宮公現法親王、天璋院夫人の使者をも致され、慶喜の爲めに哀訴の手續きの、あらん限りを盡された。別して天璋院夫人〔篤姫〕は、西郷が夢寐にも忘るる能はざる、故主齊彬の命を含み、西郷自から斡旋して入輿に力を盡した、十三代將軍〔家定〕の夫人である。誼においていへば主從、斷つべからざる情誼に結ばれてゐる。其人の懇命が齎らさるるにおいては、如何に猛き大丈夫も、兩眼の潤ほを禁じ得ないであらう。併も西郷の心は、鐵礎に[illegible]せ

る巖角のそれの如く、狂瀾怒濤に洗はせて、些の微動をも生じなかつた。

或ものはいふ。斯くも堅き初一念を、西郷は何故に、山岡鐵舟の前に屈したるか。又た勝海舟の前に折れたるか。海舟・鐵舟が社稷を思ひ、君國を憂ふるの熱涙に動かされる位ならば、何故に可憐なる女性の哀訴を、無下には斥けたるぞ。西郷は夫れ、畢竟無定見の巨漢に過ぎないのではないかと。

かかる疑ひを起すのは、固より無理ではない。後說說くところによつて、その史實は總て明瞭となるであらうが、當時、西郷が山岡に對して、

『婦女子の言は、泣言ばかりで條理が立たぬ』

といつた一語は、能く此間における、西郷の心事を語つて餘りがある。

【四】　皇師いよいよ諸道進發

慶喜助命の歎願運動は、獨り女性方面のみでなく、親藩よりも、家臣よりも、夫夫手を盡して恭順の途を啓かんとしつつあつた。中には頗ぶる條理を盡したるものもあつたが、歎願書中の如く、幕臣の形勢は平穩無事ではなかつた。少數とはいへ、所在に叛亂を企つるものもあり、三百年に亙る、德川氏の恩顧に報いんとするものもないではなく、形勢の如何によつては、四方に群起して、薩・長を撃滅せんとする機鋒が見える。只だ一片の、復古の號令のみで、全國一途、和平に復しようとは思はれなかつた。

朝廷においては、大いに廟議を定め、有栖川宮を推して東征大總督に任じ、二月十一日を以つて三道鎮撫總督に向つて、軍令状及び廟算書を頒たれた。

東征皇師軍令状　（明治元年二月）

今度、聖斷を以て、御親征被ニ仰出ー候に付ては、偏に蒼生之塗炭に陷り候を被ニ歎思召ー候、鴻大之聖慮を奉戴し、速に皇國平治、奉レ安ニ宸襟ー候樣、御軍列に被ニ召加ー候、大小諸藩、大に軍備を嚴にし、同心戮力、盡ニ忠誠ニ可レ遂ニ成功ー候事。

一、海陸軍とも進退驅引之儀は、其手其々之總督に委任被ニ仰付ー候條、其旨可ニ相心得ー事。

一、私論を以、公事を誤り、各藩區區に不ニ相成ー樣、深く心を可レ用事。

一、別紙陸軍諸法度條々、堅可ニ相守ー事。

右之條條於ニ相背ー者、可レ被レ處ニ御軍法ー者也。

慶應四年　（明治元年）二月　　太宰帥熾仁　花押

【別紙】　陸軍諸法度條條

一、長官長々之差圖に隨ひ、諸事嚴重に覺悟あるべき事。

一、一勝に驕慢し、一敗に挫折すべからざる事。

一、進戰之節は、總勢を二に分ち、其一を先鋒とし、其一を中軍とし、交番にして可二相勤一事。

但、路之遠近、地之廣狹により、二驛或は三驛に分配、止宿之儀も可レ有レ之事。

一、行軍は六里内外を以、定則とすべき事。

但、敵境より先は、必ず申ノ刻〔午後四時・五時〕より内著陣勿論之事。

一、總勢之內、交番にして身方地方にては十分之一、敵境より先は五分之一之人數を以、斥候差出、巡邏不レ怠可二相勤一事。

一、各藩より一兩人宛、總督陣營へ可二相詰一事。

一、歸順之者は、先づ先手に相加置、實行相顯れ候上、寬容之御處分可レ有レ之事。

一、宿陣之不自由、宿驛人馬之湊等、無二餘儀一次第は、令二勘辨一、聊權威ケ間敷振舞無レ之樣、可二相心得一事。

一、於二軍中一、上下・貴賤、寢食勞逸を可レ同事。

一、浮說・流言等、總而軍勢之氣鋒に相拘り候事、堅不レ可レ唱。味方又は敵之情實、雖レ被二差置一事件、聞及候節は、早速中軍へ可二申出一事。

一、猥に神社・佛閣を毀ち、民家に放火し、家財を掠める等、亂妨狼籍は勿論、押買等堅禁制之事。

一、喧嘩口論、又は陣場之争等、堅致間敷様可二相心得一事。

一、外國人に行逢、亂妨無禮、難二捨置一節は、召捕へ置、中軍に申出候はゞ、曲直其國之公使へ相糺、至當之御所置、可レ有レ之に付、猥に放砲・斬殺等、堅禁制之事。

但、外國人之居所へ、猥に不レ可二立入一事。

一、銃砲彈藥、並金穀等、分取之品品は、中軍へ可二申出一事。

右之條條、堅可二相守一者也。

慶應四（明治元年）辰二月

海陸軍大總督

【別紙】 廟算

一、海陸軍大總督、駿府城（靜岡）へ礎陣を被レ据、諸手指揮、被レ爲レ在候事。

一、東海・東山・北陸三道、先鋒は御沙汰次第、隨從之諸藩兵隊を揃へ、速に進發、路次諸藩、其他の方向を定め、二月中、左の根據に地方を占むるを要す。

一、二月中、先鋒根據に相揃候上、巣窟打入期日は、追て大總督より指揮、可レ有レ之事。

但、根據は進入を賊兵相拒み、其他不レ得レ止時勢に至り候節は、戰爭勿論に付、決て油斷すべからざる事。

東海道は、駿州興津・岩淵之兩所を見計ひ・東山道先鋒と牒合し、勢を分ち、甲府を固保し、本勢は同國沼津より豆州地に據り、時機を見合、速に函嶺を占め、斥候隊を用るを要す。

東山道は、信州諏訪に至り、東海道先鋒の動靜を察し、勢を分ち、速に甲府を保ち、本勢は同國佐久郡に入り、碓氷嶺の險を保つを要す。

但、東山は糧食・彈藥・運輸の不便利なれば、尤も地利を要す。

奥羽先鋒總督之儀は、右二國は勿論、安房・上總・下總・常陸等、大小諸侯、其他有志之輩を糺合し、要衝に據り、東山・北陸二道總督と牒合し、江戸城の後を衝くを要す。

北陸道は、信州地にて、上州沼田・草津等の接近要衝に礎陣を据え、斥候隊を用るを要す。

右東海道は、進撃を主とし、外二道は守防を主とす。尤も時機に依り、進撃勿論なり。

但、東山・北陸二道は、大總督礎陣と隔絶、氣脈通じ難き故に、二道總督談合、攻守救應することを要す。

一、三道中小藩諸侯を以て、宿驛取締被㆓仰付㆒、京地より巢窟戰地迄之地理を見定め、六里内外程毎に宿陣所を構へ、番兵を置き、諸兵通行の用便を調へ、諸事を監督すべし。又礎陣より敵地に臨む連珠陣を作り、若し先手一敗すとも、後陣に據り喰止む可し。礎陣確㆑保ときは、一歩退き後宿陣所に寄り盛り返すべし。更に敗走せざる覺悟を肝要とす。

一、兵糧、彈藥、運輸の便利を整へ、永陣に堪る覺悟急務とす。

但、礎陣は勿論、宿、陣所ともに兵粮の貯へ肝要とす。

一、在陣中の小規則は、其手其々の總督に委任す。一定の上、諸兵隊に布告すべし。

一、冗兵、冗官を省き、軍費を減ずることを要す。且陣中混雜は、節制不二相立一基に付、左の御布令、被二仰出一依て總督所へ申出之上、著到帳に記し、時時人數調をなすべし。

御布告〔明治元年二月〕

征東出張藩藩へ

一、銃隊・砲隊之外、用捨之事。

一、隊長司令輜重掛等、實地實務之外、冗官用捨之事、

但、其主人之儀は在京不レ苦候事。

一、無用之衣類、雜具類、持參用捨之事。

右之通被二仰出一候條、總督所は勿論、太政官代事務所へ、別紙雛形之通、早々附出候樣、御沙汰候事。

二　月〔明治元年〕　　海陸軍務局

陣容は既に整ひ、隊列は布かれ、大總督の本陣には、西郷吉之助、總參謀長の格で附き添ひ、二月十五日、いよいよ京都を進發した。時に有栖川熾仁親王は、親しく天皇に謁して「出師表」を上つり、直ちに階を辭して「出陣

あらせられた。

有栖川宮出師表 〔明治元年二月十五日〕

今般熾仁東征大總督を奉レ蒙、今日發途可レ仕候處、關東者姦凶之藪淵、天下之豪賊に御座候へば、朝廷御安危之分、實に今日之一擧に御座候。熾仁其命を奉レ畏候より、寢不レ安レ席、食不レ甘レ味、只管簡拔之明に奉二答對一度、志念に御座候得共、才弱敵强、其效難レ建歟と、夙夜慨嘆罷在候。然とも、正賊不二並立一者、必然之勢に御座候へば、陛下赫赫之御德威に依り、海内之侯伯を奬率し、協心戮力、忘身暴露、逆豎を不日に殲し、上安二宸襟一、下消二黔黎一度、至意に罷在候。乍レ然内外一心、上下同體、盡力不レ仕候而は、其廉も難レ見儀に御座候。幸に當今、侯伯及士庶人、名義を重し、天朝を尊こと、近古未曾有之事に御座候へば、陛下、刑賞・黜陟を明にし、勸懲之道御示被レ爲レ遊候へば、海内速に王化に可レ奉レ服候。然る處、此砌、人情深索仕候處、政令多門に出て、一事兩端、前後齟齬仕候事件も有レ之、物論沸騰之由承及、痛心罷在候。隨而管見之廉も有レ之候へ共、東征期逼、軍務鞅掌、奉二獻言一隙も無二御座一、無レ據默止仕候間、向後、何卒、聖聰を開張し、下情を洞察し、億兆之臣民、王化を奉二渇望一之心に被レ爲レ充、中興之鴻業、速に被レ建之御處置、區區之心、奉二冀望一候。熾仁總裁之大任を辱し、代二天工一、雖レ統二百揆一、爲レ人駑鈍、且遠離二左右一、深入二敵地一、累世蟠結之賊徒を芟夷仕義に候へば、專心を寄二軍務一不レ申候ては、其功難レ建候。乍レ恐陛下、此上、事

無二大小一、諸有司に詰責し、公明正大之道を被レ爲レ開、且諸軍暴露之勞を御憐察、政道一途に御勉勵被レ爲レ遊候へば、海内之臣民、何許可レ奉二感戴一哉。熾仁生平之至願、不レ過レ之候。依て右件不レ顧二忌諱一、奉二献言一候。何卒、其微衷を憫み、御察納被二仰付一度義、冀望之至御座候。熾仁誠恐誠惶。頓首百拜。

忝しく右出師表を拜讀し奉つれば、親王東征の御決意の程も察せられて、感涙に堪えざるものがある。聖上陛下には、親しく親王を召させられて、閫外の權を任じ、且つ錦旗節刀を授け玉うた。玆においてか、親王は諸軍を督し、筑前藩、津和野藩の兵を前後に從へさせられて、皇師堂堂、錦旗は東海に向つて進んだ。

【五】 松平春嶽の慶喜謝罪運動

皇師御進發の直前において、百方力を盡して之れを阻止せんとするの運動は、松平慶永を中心として、行はれつつあつた。江戸における靜寛院宮・天璋院夫人等の運動と一々連絡をとつたものではなかつたが、全く無關係のものでもなかつた。

春嶽の立場は、慶喜にとつては叔父サン株であり、加ふるに親皇家として知られ、朝廷の御信認も厚いので、宗家覆滅に瀕してゐる際に臨んでは、どうしても一役勤めねばならぬ立場であつた。併し乍ら、旣に慶喜が朝敵の汚名を受け、皇師の御進發は目前にある、切迫詰つたドン詰りに來つては、如何なる名醫も手のつけやうはたい。もうかうなつては『恭順恭順』の百萬遍を繰り返へしたとて、何の薬にもたらぬ。只一つここに殘されたる

道は恭順の實を擧げることである。それには慶喜衷心の謝罪狀を朝廷に上つり、伏罪して朝廷の降命を待つにあるのである。斯くする外、今や德川の宗家を拯ふの道はない。春嶽一派の全力を盡して、社稷の救護に努めたのは、正にこの一點においてであつた。

その意は一月二十四日夜、前橋侯に贈りし、春嶽の直書の一端にも見えてゐる。書のに曰く、

松平春嶽より前橋侯に贈れる書（明治元年一月二十四日）

密翰致二拜啓一候云々。此度宗家傾頽之一條、御同然恐縮血涙之至、朝廷之御赫怒も當然之御次第に御座候故、此際において可レ奉二救援一道路も無レ之、當惑心痛而已、（中略）貴兄大に御奮發に而、廢立謝罪之御主張有レ之由。方今爲二御征討一、逐々大兵被二指向一候御手配有レ之候へ共、自然右等之正議行はれ謝罪之道相立候へば、不レ及二兵亂一生民之塗炭も無レ之、朝廷へ被レ對大忠盛勳無二此上一候へば、何卒愈ゝ御主張に而、謝罪之筋相立候樣、御盡力之程（中略）此時において、慶喜公御憤懣之御胸中は、萬々拜察罷在候へ共、何分形迹上之御過失、今更可レ奉二彌縫一樣無レ之形勢候得者、唯今と相成候而は、乍レ恐何事も御一身に御引受被レ遊候而、天下生靈之爲に御謝罪之御道を被レ爲レ立候樣所二仰冀一御座候。方今天下之治亂は、唯御一心御所向により候事に候處、其條理御辨へ無レ之、天下之動亂も生靈之困苦も、御貪着無レ之、只管無形之御前議御押張、御抗命之御姿に被レ成二御座一候而は、御暴逆と申上候より外無二御座一候次第に候得ば、是等之御筋合、十分御會得

被レ爲レ在、判然御悔悟に而、御反正之御所置も被レ行、御伏罪に而、朝廷之降命を被レ爲レ待候樣、無ニ御座一候半而は、被レ對ニ御祖宗一御濟不レ被レ成御儀に候へば、吳々此邊御徹底相成候樣、御鼎力之程、所ニ希望一御座候。其上に而、御社稷之儀は、和宮樣〔靜寬院宮〕より御願之事に相成候はば、天下之公議も有レ之候へば、いづれに御不當之儀は無レ之道理候へば、其邊は、猶更公議に被レ仰、御未練ケ間敷御願等は、無ニ御座一方、御敬上之御趣意も相立、却而公議之爲にも可レ然歟と致ニ考察一候。尾・紀初、於ニ此表一成丈け申談、夫々之手續次第、周旋心力を盡し候筈に御座候間、於ニ錦地一も、又夫々被ニ仰談一御運びにも可ニ相成一哉。何分兎も角も、御興廢之場合候得ば、御精々之處、御盡力御座候樣、偏以御依賴申候。已に問罪之 勅使、御發遣之 朝議も有レ之候へば、其已前に御運び付き候へば、重疊之御都合と存候事に御座候。尙、家來中根雪江〔靱負〕より家老山田太郎右衛門迄、申越候次第も御座候へば、御聞取、御參考之上、惟々偏に爲ニ宗家一御粉骨之儀、千祈萬禱之至御座候。恐恐頓首。

正月廿四日〔明治元年〕

春嶽の意中は、書中文面において最も分明である。尙ほ同日、春嶽腹心の中根雪江が、山田太郎右衛門に致せる長文の書簡において、

中根雪江より山田太郎右衛門に與ふる書〔明治元年正月二十四日〕

上略。御宗家之御儀ながら、此節被レ對ニ朝廷ー御恐縮之御次第に付、是迄御默止之處、昨日岩倉卿より、極御內談有レ之趣は、岩倉卿御家來一昨日〔正月二十二日〕錦地より罷歸、申達候趣は、御東下後、都下殊之外混雜に而、旗下も更に落合不レ申、中々函〔函根〕碓〔碓氷峠〕兩關を鎖し、割據と申勢にも至り兼候形勢之處、尊藩並江川家におゐて、元內府公を廢し、和宮樣御願も有レ之、旁田府公〔田安家〕を立、社稷之保存を御謀り被レ成候に付、旗下も七分通りは、御左袒申上候事之由。就レ中、賢兄隨而柏木氏御奮發、御主張之旨、相聞候由。此表に而は、大坂城御明退き後、彼是旬餘に及び候得共、御謝罪之廉も不ニ相顯ー候に付、追々追討使代り鎭撫使も被ニ差立ー、猶薩兵三萬二千計、長兵四十八大隊、海陸より被ニ指向ー御手筈にも相成由、右樣之御運びに而、次第に時機切迫に及候へば、實に皇國之大亂とも相成、双方幾多之人命にも相拘り、且は生民之塗炭、無ニ申計ー場合にも可ニ立至ー運びに有レ之、然る處、錦地之御模樣、前書御藩初之御議論に歸ニ歸宿ー候得ば、治亂易レ地、皇國之幸福無ニ此上ー御儀に候へば、御同姓之御間柄、宗家之御爲、大和守樣へ、大藏大輔樣より何分右等の御取計に相成候樣、御申入、大和守樣も、十分御盡力被レ爲レ在候樣、被レ成度との、岩倉殿御內意に有レ之候。云々

とあるによつて見れば、岩倉が如何なる意志を有してゐたかが、略ゝ察知せらるゝであらう。猶又、

同　上〔同上〕

此地之輿論も於二錦地一は、如何樣之被レ仰譯有レ之にもいたせ、先何とか御謝罪之筋、不二相立一候而は、迚も
朝敵之御汚名、御遁れ難レ被レ成、此御惡名有レ之內は、何等之御趣意も難二相立一は、日本流之公法候へば、何
卒其邊之御運びに致度ものと申事は、有志之諸藩論も、同一に有レ之、大藏大輔樣にも、是非此御道筋被レ爲
レ立候處よりして、追々公議之歸著も、照明に可二相成一事とは思召候へ共、唐突御發言も難レ被レ成、日夜御痛
心被レ成御座候處、右樣之御沙汰(卽ち岩倉の建案)は、渡頭之船候へば、何分にも於二錦地一君侯樣御精、御盡
力御座候樣、被レ成度、內府公之御胸中も(慶喜胸中の不平不滿)御深察は勿論之御儀候得共、方今之形勢は、
內府公御方寸之御決著に致二歸著一候御場合に而、皇國厄難之起伏候へば、億萬之生靈之爲に、何事も御一身
に御引受、御強忍被レ遊候而こそ、日比不レ被レ爲レ渝、御恭順之御誠意も相顯れ、皇國之鎭定、宸襟も御安著
可レ被レ爲レ在御儀に候へば、此處を能々、御了解被レ爲レ在候樣、御周旋御座有度との、大藏大輔樣思召に、御
座候。云々

と、反覆切言してゐるところを見れば、慶喜も案外、『ねぢ上げの酒飲み』の本性を暴露して、低頭平身ばかりはしてゐなかつたと見える。正月望日、慶喜が春嶽に宛てたろ書に、鳥羽・伏見の一戰は、ただ末の者の行違ひに過ぎないのを、直ちに慶喜を朝敵と爲し、御征討とは『甚以心外之至に候』とあるのでも、慶喜の衷中は窺はれる。

岩倉の考へは、前年退官・納地問題の折にも見えるやうに、暗に慶喜の肩を持つてやらうとする氣味がある。故に春嶽等の運動が成就して、慶喜が謝罪(實效は廢立)しさへすれば、その邊で何とか寬典の方法もあらうと考へ

て居つた。中根の日記に、

戊辰日記（中根雪江手記）

一、卿（岩倉）云御伏罪之上は、割腹でもサセネバナルマイガ、夫を直ちに云れた次第にも無レ之候得ば、書面之方がヨイデハナイカとも被レ申候。實に恐入候口上に候得共、朝敵と見て、征討誅滅之御題號候へば、主將切腹して、士卒之命に代り候蹤跡も、數多有レ之候事候へば、其邊を暴論有レ之事と被レ存候。

とあつて、如何にも表面は、岩倉が硬論を持してゐるやうに見えるが、事實は寧ろ春嶽と提携して和平の局を結ばうとするにあつた。その證左は、岩倉が正月二十六日、春嶽に與へた、左の書簡によつて明らかである。

岩倉具視より松平慶永に與ふる書（明治元年正月二十六日）

愈〻御安康、珍重不レ斜候。然者、今度、徳川慶喜進退、實に不レ可レ言次第、百事去候儀には候得共、尙今日に至り爲二宗家一御苦心之條、令二推量一候。若條理上において齟齬する事なく、其道相立候樣有レ之候はば、豈血食之事懸念有レ之間敷歟。卿見込之旨も有レ之候間、足下内々御周旋之儀、後難なかるべし。乍レ併、素より廟議と申儀には無レ之、臣一己之見込之儀、申進候迄に候也。

正月二十六日（明治元年）

越前宰相殿

條理さへ立てば、何とか方策もあらうから、折角御盡力が願ひ度いといふ口吻は、明らかに慶喜の爲めに一骨折らうと云つてゐるのに相違ない。

【六】 大久保一翁と勝海舟

當時、江戸における人物は、何といつても大久保一翁と勝海舟であつた。時勢も解つて居れば、大義も心得て居り、小栗上野一派の元氣のよい議論には、容易く迷はされぬ丈けの肚が据はつて居つた。故に此の兩人は、德川氏をして終りあらしむるの道が、慶喜の恭順貫徹より外にないことを信じ、慶永を通じて、或は別の途を以つて、種々その手段を講じつつあつた。

大久保一翁が正月二十一日附を以つて、春嶽に致せる書によれば、小栗一派が退役の今日、慶喜に蟄居の命あるにおいては、又々激論沸騰の恐れあるを述べてゐる。一翁が如何に激論鎮撫に苦心したるかは、越えて二月六日附、春嶽への書信によつて充分に察せられる。その書に、

大久保一翁より松平慶永へ贈れる書 （明治元年二月六日）

益〻御勇健奉ㇾ賀候。然ば於二尊地一も、千萬御苦心奉二遙察一候。矢五郎並有馬帶刀より、御模樣委曲承知仕候。帶刀は人傑と見受候に付、申上、御愼被ㇾ爲ㇾ在候御居間へ、召出之儀申上、昨夜も一時計、出居候。翁（自らを指す）日日登城、退出は多分夜半過、朝は明候と、正論家（原註、海陸軍士等多）柔に過候と相咎、其辯解に食事之間も無ㇾ之、勝房（海舟を指す）にも同樣之由、忍兼、兩三日同人引候位之事に候。乍ㇾ去、上御一人（慶喜）確然故、翁、右御賴申上、盡二死力一激論を說破仕居候。老後之一戰、同樣に而、以ㇾ身爲ㇾ的罷在候。此四五日は、小人は一吹候得共、平生愛居候志士に手餘居候。一笑一笑。云々

二月六日（明治元年）　　虚堂　寛（大久保）

榮井君

といひ、春嶽の企劃せる慶喜の謝罪狀上表に就いては『扨、御趣意之處、此度、貴家へ御賴之御謝表に、神以無二相違一事に候。其段は御休意、爲二皇國一御盡力、伏希候』といひ『萬事、此度之御謝表、御貫之御信意』なることを繰り返へし披陳してゐる。大久保一翁は、今回皇師の御東征を以つて、飽くまでも無名の師であるといつてゐるが、それ丈けに、慶喜の恭順、幕下の靜肅、罪を闕下に待つの態度あるを必要としてゐるのである。

勝海舟も亦た殆んど一翁と同一意見であつて、兄弟牆に鬩ぐの結果、外夷の乘ずるところともならば、是れ實に印度又は支那と同轍を踏むものであつて、皇國の覆滅であると歎息してゐる。正月十八日、春嶽に致して當路

に上つた建言に、左の如く痛論してゐる。

勝安房守より松平慶永に贈れる書（明治元年正月十八日）

近々、官軍問罪之御擧ありと。臣子之分、唯一死ある而已。何ぞ患とするに足らん。其曲直是非に至ては、强而今分別を論ぜず。暫く空漠に附し、百歳公議之人を待而已。昨今米利堅之報告に云、官軍兵庫之居館を襲ふゆへに、廓を築き、兵士を分ち、其地を固守し、猶軍艦を呼と。英・佛亦然り。長崎地方之如きは、未た其確示を不レ得といへども、恐らくは同轍に過ぎざるべし。臣愚聞レ之、痛哭悲歎に不レ堪、遂に印度之破れ、近くは支那之地、長毛官兵、其是非曲直を鳴らして、同属相喰、西洋諸國、其虚に乘ず。今や皇國殆ど同轍に陷らんとす。口に勤王と唱ふといへども、其形勢、今日に及べり。公平を唱へて大私を挾、皇國土崩、萬民塗炭に陷るを不レ察、是を何とかいはむ。臣上途して微衷を愁訴せむとすれども、今は有罪之小臣、我主と一死を待而已。然共此千載之遺恨を如何にせむ。臣が斬首、前に逼れども、默止するを不レ得、希くは此微志を以て、參與閣下に代訴せむことを。誠恐謹言。

辰　正　月〔明治元年〕　　　德川陪臣　勝　安　房

勝は海外の事情に著眼せると、その愛國心の至公至平なる見地に立つて、飽くまでも内爭の非なるを力說して

ゐる。當時彼れは罪を幕府に獲、宛かも落外閑居中の岩倉友山のやうな立場にあつたが、その憂國の至情は、押へんとして抑ふるを得ず、更らに二月五日、書を春嶽並に肥前侯に贈つて、皇國の危急を論じてゐる。曰く、

勝安房守より松平慶永に贈れる書〔明治元年二月五日〕

小臣之を海外之一知己に聞く。近日魯西亞、首として同盟諸國に報告ありと。其趣旨に云、東洋日本之定約は徳川氏幕府之職たりし時結びし處、今日に至りては、政權朝廷に歸納せりといへども、其國之大身合議、一定之事ありしを不レ聞。一二之侯伯、倉卒に出づるものは、尤以可レ疑。其條理を究問し、其情實を盡し、其可レ討は討ち、其可レ助は助くるものは。大國小國を保護し、其國之生靈塗炭を救ふ。各國定約之、大信公議之至れる所なり。同志同約之諸國は、共に軍艦を整、東洋に向ふて、其是非を問はんと。其實否に至ては未だ如何を知らずといへども、必其事發せんは必せり。從レ古、東洋諸國、西洋各國之爲に蹂躙內附する者、比々として皆同屬其邦內之小是非に相喰、終に其國家を失ふを不レ察、私を逞くして、其極其國を破るに不レ出なし。今哉英吉利は兵庫にあり。佛良察・米利堅は橫濱に居て、英之下風を不レ好、魯西亞豈此二國之下に附むや。大信を唱へて以て吾皇國を內附せんとす。誠に其眞意之在る所、是を掌上に視るが如し。然るを思はず、侯伯默止して唯其領國を固守せんとするは、是を其任といはんか。且、勤王之眞意、また何れに在るや。百歲にして公議定る。如レ斯なるを報國といふ歟。印度・支那之轍、不レ遠、朝廷を汚辱し、皇國を內

破す。其責何人に在る哉。況哉、今百年を不レ待して、小臣其詳細を問はむとす。希くは私を去り、公平至當を以て、小臣が疑念を解かん事を、恐惶謹言。

二月五日〔明治元年〕　　勝安房

その見識の高邁にして、斬然時流を抜くあるを見るべきである。而して彼れ、皇師の東征を以て一種の内亂と看る。是れ海舟の終に南洲に及ばざる所以である。

【七】大機既に去る

江戸にある有識者は、極力、血氣の幕臣を誡しめつつ、一方皇師の無名を論破せんと努め、佐幕の俊傑等は、慶喜の謝罪を明らかにして、皇師の進發を過めんとしつつあつたが、その功成るに至らずして、早くも有栖川宮の東海道御進發を見るに至つた。

中根雪江の『戊辰日記』に、此の間の事情を記してゐる。

戊辰日記〔中根雪江手記〕

一、今日〔二月十五日〕征討總督宮、御參內、直に東海道へ御進發行レ之。

東征官軍參謀西郷吉之助

一、關東御謝罪之筋、相立候に付而は、已に御建白も被レ爲レ在、猶又右御進發御抑阻之儀も、岩倉殿迄、種種御懇告有レ之候へ共、眼前に相迫り候儀と申、是迄紛紛風聞も有レ之義故、今日過旅之儀には至り兼候御次第に付、尾・紀、被ニ仰談一、御周旋之儀を、被レ及ニ御內談一候處、是は御指圖之廉には無レ之候へ共、宗家之爲に盡力は勿論之事に而、夫が爲に御嫌疑等、可レ有レ之譯は無レ之との御挨拶に付、今日參朝致居候、田宮如雲、安藤飛彈守へ、御直談に相成處、各家老、東下周旋盡力之義を、及ニ御請一たり。云々

中根は田宮と合議したる結果、皇師既に進發の今日となりては、慶喜公初め幕臣の面々も、十分伏罪して、征討の宮の軍門に面縛して悔謝し、罪を待つの赤誠を披瀝して、謹んで朝裁を仰ぎ奉つるの外はない。然らば公議必らずや、至公の御裁斷があるであらうといつてゐるが、大機既に去り、京都の內外は、千年打ち絶えたる皇師の出陣を送つて、到るところ歡聲湧くが如く、洋式調練の步調は、勇ましく海道に下つて行つた。長州の品川彌二郎の作に成ると稱せらるるトコトンヤレナ節は、錦の御旗に伴うて、街道並木の風に和して響いた。

歌に曰く、

都風流トンヤレ節　〔品川彌二郎作軍歌〕

一天萬乘の帝王に手向ひする奴を、トコトンヤレトンヤレナ。ねらひ外づさずどんどん討ち出す薩長土、トコトンヤレトンヤレナ。

宮サマ〳〵、御馬の前の閃ぴらするのは何ぢやいな、トコトンヤレトンヤレナ。ありや朝敵征伐せよとの錦の御旗ぢや知らなんか、トコトンヤレトンヤレナ。

伏見、淀、鳥羽、橋本、葛羽の戰ひは、トコトンヤレトンヤレナ、薩・土・長しの合ふたる手際ぢやないかいな、トコトンヤレトンヤレナ。

音に聞こえた、關東侍、どつちやへ逃げたと問ふたれば、トコトンヤレトンヤレナ、城もきかいも捨てて吾妻へ逃げたげな、トコトンヤレトンヤレナ。

國を取るのも、人を殺すも、誰も本意ぢやないけれど、トコトンヤレトンヤレナ、わしがとこの、御國へ手向ひする故に、トコトンヤレトンヤレナ。

雨の降る樣な、鐵砲の玉の來る中を、トコトンヤレトンヤレナ、命惜しまず、さきがけするのも、みんな御上の爲め故じや、トコトンヤレトンヤレナ。

【註】此歌は明治元年正月、鳥羽・伏見の戰に、品川彌二郎が匆々の際に作歌したもので、歌詞中、諸所に長州語をそのまま使つてゐるのが面白い。大急ぎで木版ズリにしたもので、紅がらでぼかし色をつけたものである。この版木は、後に武岡豐太翁の手に歸した。翁先年物故せらる。後嗣、果して今に珍重するや否や。

勇ましきトンヤレナ行軍が、京都を出でて三日の後、即ち二月十八日に至つて、慶喜の謝罪狀は京都に達し、春嶽の手によつて、翌十九日朝廷に奉つられた。一片の文書、果して何程の效果を齎らすものであつたかは知ら

ぬが、六萬十萬、大勢既に去つては、いよいよその價値を失はざるを得なかつた。その文に曰く、

德川慶喜の謝罪狀　〔明治元年二月〕

此度、御追討使、御差向可レ被レ爲レ在哉之趣、遙に奉二承知一、誠に以、驚入奉二恐入一候次第に御座候。右は全臣慶喜一身之不束より生候儀に而、天怒に觸候段、一言之可二申上一樣無二御座一次第に付、此上何程之御沙汰御座候共、聊無二遺憾一奉レ畏候所存に而、東叡山へ謹愼罷在候。其段下下迄へも、厚申諭し、假令官軍御差向候共、不敬之儀等、毫末も不レ爲レ仕心得に御座候得共、弊國之儀は、四方之士民輻輳之土地に而御座候へば、多人數中には、萬一心得違之者、無レ之とも難レ申。右邊より恭順之意を不二相辨一、不慮之儀等有レ之節は、猶更奉二恐入一候而已ならず、億萬之生靈、塗炭之苦を蒙候樣に而は、實以不レ忍次第に付、何卒官軍御指向之儀は、暫時御猶豫被二成下一、臣慶喜之一身を被レ罰、無罪之生民、塗炭を免れ候樣仕度、臣慶喜、今日之懇願、此事に御座候。右之趣、厚御諒察被二成下一、前文之次第、御聞屆被レ爲レ在候樣、奉二歎願一候。此段御奏聞被二成下一候樣、奉レ賴候。以上。

二月　〔明治元年〕　　慶喜

尙ほ『別紙』として、鳥羽・伏見事變の責任者たる、會津藩主松平容保以下に對しても、夫夫愼んで御處罰を

受くべきものたることを奏言した。而も祖宗の神靈に告げて、御親征あらせらるゝの大御ことは、今更ら變せらるべくもなかつたのである。

【八】 東征官軍參謀西鄕吉之助

既に述ぶるが如く、有栖川熾仁親王の大總督本軍は、參謀西鄕吉之助を中心とし、正親町公董卿、西四辻公業卿、林玖十郎並に穗波經度、河鰭實文の二卿が錦旗奉行として之れに從ひ、主として筑前、津和野兩藩兵を率ゐて、二月十五日京都を進發、三月五日、駿府〔靜岡〕に到着し、ここに本陣を据ゑ、諸道官軍の連絡を統轄した。函嶺以東は、殆んど平地を行くが如く、一路直進、橋本實梁、柳原前光の東海道先鋒の薩・長・大村の諸隊は、六鄕川を渡つて池上に進出した。

東山道官軍は、岩倉具定、同具綱によつて率ゐられ、土佐の板垣退助、薩摩の伊地知正治が中心となり、薩摩、土佐、長州、因幡、彦根五藩の兵を督し、島津式部〔薩摩〕楢崎頼三、原田良八〔長州〕和田壹岐、中井範五郎〔因幡〕川手主水、石黑務〔彦根〕高岡三郎兵衛、井田五藏〔大垣〕等、之れに從つて、二月二十日、先鋒、大垣・薩摩の藩兵は大垣を發し、三月六日板垣退助は河田左久馬と共に、土佐・因幡の兩藩兵を率ゐて、近藤勇〔當時大久保大和と稱す〕の一隊を勝沼驛に敗つた。蓋し此の役は、三道各軍における、最初の合戰で、賊軍近藤勇を破つたのは、板垣の功績であつた。かくして具定の本陣は、江・濃、信三國の諸藩、殆んど歸順したので、信州下諏

訪の礎陣を進めて碓氷峠を踰え、三月九日、古谷作右衞門なるものが、江戸の脫兵千五百餘人を率ゐて梁田驛にあるを討ち、兩毛の諸藩を鎭撫して、三月十一日、武藏國熊谷に入り、同十三日、板橋に達した。

北陸道本軍は、高倉三位を以つて總督とし、四條大夫之れに副となり、參謀として、薩藩の黑田了介（淸隆）、長州の山縣狂介（有朋）が之れに所屬した。進んで越後高田に入つたのは、三月十六日であつた。

而うして駿府にある大總督府の軍議において、三月十五日を以つて江戸城總攻擊の日取りと決定したが、幕軍中に人物あつて、西鄕と談笑の間に會盟し、大亂を見ずして和平の局は結ばれたが、當時西鄕は、既にルビコンを渡り、屍山血河の境を進まんと欲しつつ、大總督宮御進發に先だつ前二日、即ち二月十三日、先發して先鋒總督（橋本實梁）の陣に合し、靜岡に在り、之より東海鎭撫、江戸攻城に直進した。三月五日附を以て、靜岡本營より、西鄕が京都にある吉井友實に與へたる書簡は、此の前後における西鄕の動靜を明らかにしてゐる。

西鄕吉之助より吉井友實に與ふる書　（明治元年三月五日）

太守樣（忠義侯）益ゝ御機嫌能被レ遊二御座一、恐悅の御義奉レ存候。次に貴兄にも、無二異條一御奉職の筈、珍重奉レ存候。陣ば御幸も被レ爲レ在候由、嘸哉、御振興の義と雀躍此事と奉レ存候。随て小生無レ異在陣仕居候間、乍憚放慮可レ被レ下候。扨兩卿（三條・岩倉を指させるならん）より、慶喜歎願の一條に付、細細被二仰越一候趣、逐一拜誦仕候。兩路（東海道・東山道）官軍、日日進に隨ひ、相振ひ候勢ひにては、全く軍氣相弛み候場合、

更に無レ之、越侯〔松平春嶽〕より申建に付ては、於二朝廷一御達相成候儀故、打手の諸藩え御布告の義は、只軍氣を不レ被レ弛との御懸念のみと被二相伺一候事にて、更に別義無レ之趣に御座候處、右等相振居候處え、改て御達相成候ては、却て疑惑の場合に立至り候故、大總督〔有栖川宮〕よりの御達は、先御見合相成候付、右の趣御序を以、宜敷被二仰上一置被レ下候樣、御願申上候。日光宮〔輪王寺能久親王〕歎願として、御出張相成、警衞の諸藩有レ之候付、宮の御趣意柄、相伺候上、警衞の拾三藩は、不二差通一樣可レ致旨、先鋒の督府より御達有レ之候間、長州、大村〔益次郎〕と談合いたし、途中にて御行逢の上、及二談判一候ては、混雜は差見得居候故、御泊宿迄、人差遣爲レ致二談判一候方可レ宜との義にて、三藩より一人づつ差遣候處、小田原宿迄踏越、御趣意相伺候處、慶喜頻に、宮え御依賴いたし、此上は沙門〔出家〕の身と相成、謝罪可レ致候間、是非寬典の御沙汰相成候樣、御衣にはかり歎願の譯も有レ之、且、靜寬院宮〔和宮〕より御承知の筋も被レ爲レ在候間、是非、大總督宮〔有栖川宮〕御出陣先え御出張被レ成度趣に御座候故、然らば宮丈御通行相成、警衞の諸藩は、不二差通一樣、督府の御命令故、決て御通行は不二相成一段、申上候處、右邊は如何樣共、可レ被レ爲レ成、御一僕なりとも宮丈けは、差通吳候樣との御沙汰故、宮の御供廻丈は不レ苦候付、御手人計にて御通行被レ成度段申上引取居候處、最初江戶御出立の節は、拾三藩より御警衞の賦に御座候處、段段宮より御斷相成、小田原迄は、七八藩の警衞にて御座候得共、其內四藩丈、拾人位づゝ是非御付添申上度、脫刀なり共罷成候て不レ苦段、色色歎願仕候故、然らば官軍の三藩應接の者え可二相談一旨、御沙汰相成候處、四藩より、直樣右の義申込、且、其

身其身の主人よりも歎願の筋申上候樣、被ニ申付一候付、何卒通行相成候樣、御周旋被ニ成下一度段、承候由。然共三人にて難レ決、いづれ督府え伺遣候上ならでは、御返答難ニ申述一候付、其内は宮も小田原宿え御滯留被レ下候樣申取、直樣申遣候付、早早督府え相伺候處、四藩も可ニ差通一段、御達相成候付、右の趣小田原宿迄、申越置候處にて、いまだ宮の御出立は不ニ相分一處に御座候。初江戸御出立の節は、先鋒總督御出張先迄、御出浮と申事にて、品川宿より、又相變り、朝廷え歎願の爲御上りと申事に樣替り、夫より藤澤宿え御滯留相成候て、又又大總督府迄、御出懸と申事に相成候由。右等の御次第故、無ニ口能一〔薩摩の方言。易々、無造作、苦もなくなぞの意〕御引受相成候姿に被ニ相察一、官軍進來に依り、御滯留抔にて、往返有レ之事と被ニ相察一申候。只今は餘程御恐怖の姿に相見得居候儀に御座候。先鋒の四藩〔薩州・長州・大村・佐土原〕は箱根を取切り、兩嶺の關門は勿論、足柄并熱海の裏門迄、都て〆切、其外、要所要所は無ニ洩目一占付、小田原〔藩〕よりの堅は、談判を以、官軍より受取、相堅候處、餘程賊軍には、相適し候ものと相見得、輪門宮〔輪王寺宮〕より、何れ關を越し候ては、江戸の人心動搖いたし、如何の變を引出し候も不レ被レ計、左すれば、宮の歎願も水泡と相成候付、三島宿迄、引上候樣、起て御願に御座候得共、此義は決て　御請難ニ相成一、督府の命令を以進軍いたし候譯に御座候へば、兵を引揚候義、萬萬不ニ相叶一、談じ切候處、無ニ詮方一樣子に相見得申居候。全、箱根山上計に繰登候ては、三島えは海路の憂も有レ之候故、三島宿を本陣にいたし、諸方の要地を占付候間、賊軍頓を失ひ候事と被ニ相聞一申候。然處、先鋒の督府より、後陣の尾張・肥後・備前勢えは、小田原迄

出張の御沙汰相成、人數繰込來候處、前以箱根を占居候四藩の兵隊、沸騰いたし、先乘被レ致、無念の至と申事にて、直樣早追を以、申建候處、四藩は藤澤迄繰出し、大總督の號令相待候樣、御達に相成、一歩なり共、敵地え踏入候儀、悦合、三島より繰登候處に御座候。私には箱根の手配相濟候はゞ、一先府中迄引返、形行御届可ニ申上一賦にて、三島を繰出す已前に出立仕候付、追追繰込候事と相考居申候。藤澤迄出懸候はゞ、必鎌倉・浦賀は、又又占付候儀と相心得居申候。先御安心可レ被レ下候。もふは逆との一令、相發し候はゞ、直樣打入計に罷成居候付、兵隊中進居候義、御遙察可レ被レ下候。一昨日〔三月三日〕府中え到著仕候處、今日、大總督御著被レ爲レ在候處、承候付、相控居候處、御安著相成、大慶此事に御座候。大總督參謀の義、廣澤と談合いたし、先に出懸候て、廣澤え打付候賦にて御座候處、却て彼より出し拔かされ候故、早速名古屋より脫走いたし候處、御中途より參謀の義も、御中越相成候趣に御座候間、何卒早早御遣相成候樣、御盡力被ニ成下一度奉レ願候。薩兵には全惣括のものは無レ之、相良權〔長發、小姓帶刀の實弟〕には、御存知の子供、隊中の古體は迚も出來不レ申、賊軍には、智將も有レ之、大久保〔一翁〕も勝〔海舟〕も、參政に出候由に御座候間、決て油斷は不ニ相成一候。兩人を相手に勝負を決候儀、實に可ニ面白一と、是のみ相願居申候。敵方に智勇の將を置き戰を成し候儀、合戰中の一樂、此事に御座候。纔一日の間、先鋒參謀の體を伺居候處、小朝廷にて、中中我式の不性もの、一日も堪へ候儀に無レ之、あきれ果居候間、早早脫走と明め居申候付、何卒此度は、乾と御盡力被ニ成下一度、地獄にて御待付申上置候て、御禮は可ニ申上一候間、宜敷奉レ願候。此旨任ニ幸便一形行申上候。

恐惶謹言。

三月五日〔明治元年〕夜認　　西郷吉之助

吉井幸輔様

追啓上。江戸表の探索爲ㇾ致候處、旗下の士、貳百人計は、決死の者有ㇾ之候由、會人〔會津藩士〕三百人計は、殘居候向に御座候間、必一戰は可ㇾ有二御座一と相樂居申候。別段相變候儀も無二御座一候。

若し幕府に對戰の決意があれば、勝が立てた作戰通り、一は海軍を以て、東海道進軍の大總督軍の横つ腹を衝き、陸兵は箱根の險に據つて、正面の進路を遮斷するに至ることは、何人も考へ及ぶところである。

西鄕は先づ有栖川大總督宮に先行して、橋本先鋒總督と合し、薩州・長州・大村・佐土原四藩の先鋒部隊を督勵して、函根を占領し、本營を三島に陣して、藤澤に進軍し、更らに大總督より小田原進軍の命を奉じ、次第に海道を進軍して、江戸城を窘迫するの狀、目に見るが如くである。

文中に在る、西鄕が官軍參謀の任命を辭せんとする意向があるのは、一考を要するところである。西鄕は元〳〵帷幕の謀將でも、亦た智將でもない。謀を帷幄の裡に廻らして、勝を千里の外に決するといふやうな、張良・陳平の手際は、彼の好まざるところである。彼はさりとて攻城野戰の猛將でも、亦た勇將でもないが、寢食を士卒と共にし、僞はりのない境地に身を置いて、砲烟彈雨の中を潛るのを、何よりの樂しみと感じたやうである。

書簡の中にもあるやうに、先鋒總督の陣營に來て見ると、まるで小朝廷といつた形で、ああでもない、かうでもないと、議論百出といふ有樣で、却々、決論がつかぬ。議論の嫌いな西郷は、此の有樣を見て、

『こんなことは、一日も辛棒が出來申さぬ』

といつて、サッサと進軍してしまつてゐる。

西郷の考へでは、先づ長州の廣澤兵助に、代つて貰ふつもりでゐたと見えるが、來て見ると、悧巧な廣澤は、先刻御辭退申上げてゐる。そして涼しい顏をしてゐる。

『廣澤さんに先を越されて、莫迦を見申した』

と、ひどくこぼしてゐる。

結局、西郷と宇和島藩の林玖十郎〔通顯〕とが、下參謀を仰せつかつた。西郷が口舌嫌ひなのは解つてゐるが、軍參謀ぐらゐは辛棒して務めさうなものであるのに、それすら『一日も務まらん』といふのは、西郷も少し我儘過ぎるかも知れぬが、如何に彼れが、ゴタ〳〵議論ばかりするのが嫌ひであつたかが窺はれる。

* * * * *

江戸城明渡しの事は、別に項を改めて特筆大書する必要があるから、玆には說明をしないが、西郷が、元元口先で勝と談判をして、それで易易と江戸城を受取らうなぞとは、夢にも考へてゐなかつた。そんな口先の技巧を考へてゐなかつた許りでなく、西郷は此の書簡にもあるやうに、

『聞くところによると、大久保一翁も、勝安房も、愈〻江戸城に參政となつて登場したとの話である。大久保も勝も、共に幕人中の切れ者で、一世の智者だから、油斷はならぬ。此の兩人を江戸城に控えて戰爭をするのは、實に面白からうと、それが何よりの樂しみである。敵方に智勇の將をおいて、勝敗を決するのは、何としても合戰の一樂でごわす』

といつてゐるのは、西鄕の面目躍如として現はれてゐる。西鄕は無闇に戰爭を好んだのではないが、政治を嫌つて、戰爭が好きだといつてゐるのは、嘘が嫌ひで實が好きだといつてゐるのである。

西鄕吉之助より伊地知正治に與ふる書（明治元年三月六日）

〔前半喪失〕甲一日の滯留にて、速に御繰出相成、長州、大村、佐土原と四藩一時相進候義に御座候。就ては駿府迄にて相扣居候樣、御達に御座候得共、先月〔二月〕廿八日府中え著陣相成候處、函嶺の嶮を前に置き、相待居候ては、誠に愚を究候付、早早繰出し、箱根の要地は、都て取切、三島宿を本陣に居へ罷在候處、餘程賊軍頓を失ひ候模樣にて、日光宮〔公現親王〕歎願の爲、小田原まで御出懸相成候。然處、是非、關〔箱根〕を越候ては如何の變動可二相生一も難レ計候付、三島迄引揚呉候樣、頻に御賴に御座候へ共、迚も引揚候義は不二相叶一旨、押切て返答に及候次第に御座候。然處肥後、尾張、備前、三藩の兵、後軍にて御座候處、箱根を乘越し、小田原迄出張いたし候樣、先鋒總督より命令有レ之、四藩の兵大に沸騰いたし、先乘を被レ致候のは不二

相成ニ旨、頻に議論有レ之候付、尚又相伺候處、四藩は、藤澤宿迄は繰出し候樣御達相成候付、鎌倉邊は勿論浦賀は必取切り候はんと奉レ存候。私には三島より府中え引返し候付、三島より藤澤迄繰出し候義は、跡に相成事に御座候。其御手〔東山道官軍〕は餘程道道御配慮の向と被ニ相伺一嘸、御苦心の筈と奉レ存候。寒氣強、殊更御難澁の儀と追追噂申上候。折角御加養、御進の處奉レ祈候。甲府え、賊兵繰出候趣、今日探索の者馳歸注進有レ之、明日より援兵の御手配共有レ之候儀に御座候。如何體の事か、軍中に徒然を慰め候位に御座候へば面白かるべく先樂罷在申候。東海道の手、戰出候はば、又又督府脫走可レ仕と相決居申候。只今御暇相願候へ共、御聞濟無レ之、是には大に困究仕居申候。實見にも參謀の仰を被レ爲レ蒙候由、珍重奉レ存候。私の困究故、餘程悅申候。追付御會合可レ仕候間、其節面上縷縷御咄可ニ申上一候。恐恐謹言。

三月六日〔明治元年〕

西郷吉之助

伊地知正治樣

此書も、前と同樣の事情を、東山道官軍の參謀となつた、伊地知正治に通知したものである。上野寬永寺の公現法親王が、愈ゝ海道を下つて小田原に來られ、官軍が函嶺を越えざらんことを、歎願あらせられたにも關はらず、西郷が、斷乎として進軍の歩を止めなかつたのは、條理を推すの勇を見るに足る。而して幕府本意に考へるのと、朝廷本意に考へるのとの相違を、這間においても見るべきである。

西郷の一心は、ただ道を行ふにあつた。道なくんば人は禽獸にひとしく、道立たずんば國は賊團と何等の選むなしとした。道あつて、初めて人あり、國あり、歴史あり、文明ありとした。故に西郷は事に處するも、戰ひに臨むも、終始一貫して、道義の一路を直進した。

【九】西郷とパークス

或るものは西郷の行實を評し、圖圖しき男と爲し、權變極まりなき男と見るものあるが、その例證し來る、會・薩の提携も、薩・長の聯合も、西郷は明らかに、大義の上を正行濶歩してゐる。その動機の如何なるにせよ、兵を禁闕に動かす以上、一たびは之れを討ち、之れを掃ふべしとしたのが、元治の西郷であつた。幕府既に罪狀明らかにして、皇政を古へに復へすの大義に進むにおいて、薩・長相結んだのが慶應の西郷であつた。昨日の味方は今日の敵となり、鳥羽・伏見に會・桑を討つは、權變の太だしきものとも論ぜらるるが、旣に兵力を擁して京師に迫まる以上、之れを討たずんば、皇室の安泰を何によつて保障することが出來よう。道によつて合し、道によつて離れ、敢然挺起、天皇親政の先驅者となつたのが、則ち戊辰の西郷であつたのだ。

西郷は情にもろく、兎もすれば情に誤られ勝ちであるといふ。然り西郷は情の人であつた。常に情に動かされたが、そのいはゆる情なるものは、私情にあらずして公情であつた。人間の至情の發するところ、至純の眞誠の發するところ、これ即ち古來聖賢の說き來つた、道の大本なるものであつて、小人、婦女子の私慾私情とは、大

いにその面目を異にしてゐる。

或るひとは責めていふ。小御所會議において、山内容堂の公武合體を斥け、伏見・鳥羽において、勇戰幕軍を破り、終始一貫、恭順の意志を披瀝したる德川慶喜を、飽くまでも朝敵の地位に追窮して、之れを討ち、その頭べを刎ねずんば已まずとした西郷が、何故に山岡に逢つて頓挫し、勝に會して崩れ、遂に大いに成すなきに至つたかと。これそも〳〵小人の論を以つて、小節に拘はるの太だしきものであつて、固より取るに足らざるは、論を竢たない。

抑ゝ西郷が勇心勃勃、三軍を叱咤し、一大血戰を必期したのは事實である。而うして遂にその志を得なかつたことも事實である。そのここに到る所以のものは、幕軍にその人あり、道を踏み、大義を取り、以つて國家の安泰を庶幾し來たつたからに外ならぬ。然り而うして、西郷をして、慶喜に對する感情を和はらげしむるに至つた道程には、又た別に由來するところがあつた。

* * * * *

西郷は嘗て一日、海道進軍に先つて、英國公使パークスを訪うた。その時、西郷が極力、慶喜の大逆無道を說いたのに對して、パークスは、徐むろに口を開き、萬國公法の條理を示して、罪するに死を以てするの、道に合せざるを論駁したといふ。

『戊辰日記』に、當時の事情を記して、次の如くいつてゐる。

戊辰日記〔中根雪江手記〕

一、西鄉吉之助、曾而英國公使に會せしに、公使、德川公之處置を問ふ故、西鄉答に、大逆無道、罪死に當るを以つてす。公使云、萬國之公法によれば、一國之政柄を執りたる者は、罪するに死を以つてせず、況や德川公、是迄天下之政權を執りたる而已ならず。神祖以來、數百年、太平を致す之舊業あり。德川公をして死に抵らしむるは、公法にあらず、新政に此擧あらば、英合佛同、德川氏を援けて、新政府を伐つべしといへり。西鄉大に驚愕して、爾後、宥死之念を起せしとぞ。

文中、公使の言裏には、他意あるが如く思はるるも、西鄉が之れが爲めに、一考したることは、三月十九日、西鄉が品川における勝との談判の結果を齎らして、上京し來つた際に、慶喜の死一等を減ずべきやの語氣を漏らし、木戸準一郎がこの機に乘じ、大いに慶喜の爲めに辯じたるの事實と照合し、自から首肯さるるものがある。

【十】西鄉と蓮月尼

東征の西鄉を軟化せしめたりといふ、今一つの挿話は、大田垣蓮月尼の、西鄉に和歌を送つて、同胞相愛の眞心を披瀝したによるとの一話である。

此の談話は來野文平翁より、京都の宮崎半兵衛翁が聽取した話であるとして、村上素道師が、その編纂せる『蓮

月尼全集』に記載してゐる。その文を左に抄出して、參考に供する。

宮崎半兵衛直話 〔來野文平翁より聽取〕

『京都の宮崎半兵翁は語る。

明治戊辰の役、薩摩と長州が先陣を承つて、彌ゝ京洛を發程せんとした時、島津公の馬が三條大橋にさしかからんとした時、橋の西詰南の袂に一老尼が有つて、公の侍衛の一人に就て、一葉の短冊を捧げた。適ま南洲は、公の直後にゐたから、件の尼に出會ひ「何でごわす」といふ。尼は「私は蓮月と申、朽尼で御座ります。目出度御出陣と存じ、こし折を奉りたい。何うかお取次を。」とて短冊を捧げた。南洲は受けて一讀するに「あだみかたかつもまくるも哀れなり同じ御國の人とおもへば」とありければ「アア、解りました。宜しく取計らひますから御安心下さい。私は吉之助でごわす。」といふ。尼はこれを聞いて非常に滿足し、引取つたといふ。南洲は、其夜、大津の本陣で此短冊を中心に諸將と協議する所あり。扨、翌朝、大津を立つ時は昨日のそれとは、大いに氣鋒が鈍つてゐたといふ。……後年福地源一郎の脚本で、木挽町の歌舞伎座で演じたには、總督有栖川宮が、駿府に御本陣をお据ゑになつてから、京都の宮庭より一老女官等が早打ちで驅けつけ、此歌を持參したので、總督府の軍議が一變したといふ樣に演つた。が、實は尼が三條橋邊で先陣の總大將に捧げたのである。……』

東征官軍參謀西鄕吉之助

と記してゐる。そして『これは宮崎氏が、來野文平翁〔薩摩と朝廷の間を周旋した人〕其他から慥かに聽いたとの話である』とし、ややその事實を確認するものの如くである。

『あだみかた』云云の歌は『蓮月尼歌集』に、

戊辰のはじめ事ありしをり

うつ人もうたるる人もこころせよ
　おなじ御國の御民ならずや

あだみかたかつもまくるも哀れなり
　おなじ御國の人とおもへば

として收めてある。『うつ人もうたるる人も』の歌は、同一の歌詞を野崎政盛〔政盛は主計と稱し、大和十津川の鄕士にして、梅田雲濱と事を共にし、後文久三年、大和の義擧に加はり自刄す〕の作歌なりとして傳へられてもゐる。暗合なるか、訛傳なるか、今ま之れを詳びらかにしない。

扨て蓮月が短冊を捧呈したる一事は、異論もあり、素道師自身も『尼の性格として如何と思ふが、或は人をして其話柄を作らしめた因由は慥かにあらう』として、尚ほ一片の疑ひを存してゐる。此の一話は、他において全く傳はらず、確證を得ないが、全くの巷說として捨つべくもない。

南洲と蓮月との關聯については、素道師はかくいつてゐる。

南洲と蓮月尼との關係 （村上素道師手記）

『潜菴、星巖等を知己とせる南洲は、必ず蓮月あることを聞いたであらう。而して南洲の聽ける蓮月は、歌人の蓮月でもなく、世捨人の蓮月でもなく、女性ながら、老尼ながら、勤王正義の志深く、孝貞慈愛なる蓮月を聽いたであらう。一方また蓮月は夙に西郷吉之助の人物の偉大さを聞いてゐたであらう。維新回天の鴻業も此偉丈夫に負ふ所多きを識つてゐたであらう。縱ひ面識は無くとも、兩者の思想は火と火との如く、兩鏡の相照すが如きものがあつたであらう。適ま戊辰の役起り、尼は、或は自發的に、或は他勸的に、自己の所見を此偉丈夫に告げんとしたであらう。而してその之を告ぐるに當つて、遂に此一首の和歌を以てしたのである。此一首の和歌は、尼が平生蓄ふる所の勤王正義の熱鐵腸である。が、當時の尼は、既に八十に垂んとする圓熟せる思想の持主であつた。さればこそ「うつ人もうたるる人も心せよ」と、敵と爲り、味方となりうつ人と爲り、うたるる人と爲り、その樣子は順逆いろ〳〵であらうが、咸な同じく君を思ひ、上を思ひ、國を思ふに於ては一樣である。然ればこそ「心せよ」心してうたれて貰ひたいものである。況して一天萬乘の大君より見たまふ時は「おなじ御國の御民ならずや」日本國に孕まれたらんほどの者は、皆な陛下の赤子である。その赤子同志が同志討をするといふ事は、大君の目から御覽なされたら、誠に御氣の毒であらう。況して外夷潮りに我が邊境を覬覦ふ時、兄弟牆に鬩げども、外その侮りを防がねばならぬ。此戰爭は爲さねばな

東征官軍參謀西郷吉之助

らぬ戰爭であつて、而も止めて貰ひたい戰爭である。老尼の繰言、誠に差出がましい事ではあるが。と、尼の思想、信仰が悉く含蓄されてある。南洲は此歌此短册を何處で誰人から受理したかは知らないが、兼て蓮月の爲人を知り、當時の定評を識り、自分より倍程の年長者であることを知り、而して此忠告的國歌を受けたのである。當時彼は如何に感じたであらう。彼の鈍重のやうに見えて明敏なりし頭腦は、この國歌を一讀した時、惡水驀頭に灑ぐ底の感があつたであらう。されば三軍を叱咤せる猛將も、その攻擊の鋒鋩を鈍らし品川の藩邸に勝海舟と會見の時、茶漬を喰ひつつ、談笑裡に大事を決し、餘談は此一首の和歌に及び、戎衣の下より取出されたは、此短册であつたであらう。而して此歌は海舟の口より、山岡鐵太郎の耳に入つたものであらう』云々

蓮月尼が三條の大橋で薩軍に短册を捧呈したことが、事實でないと、打消すに足る談話はない。故に此があつたとするに差支はない。しかしながら、ただ此の一首によつて、西鄕が初めて、同胞相愛の眞理に覺到したとすべきであらうか。西鄕が蓮月を見、その短册を見たとすれば、その志に感じたに違ひはない。されどそれによつて、西鄕が、からりと心機一轉したとは思はれない。

何どなれば、駿府における山岡との會見の折にも、西鄕は初めから、手放しで感心してかかつては居らぬ。同情はあつても、情理立ち實行成らずんば、西鄕は嘆願を許さぬといつてゐる。品川で勝と談判した時でも、西鄕は胸中確然たる決心を以つてしてゐる。まさか間違へば、死ぬ氣であり、道理なくして西鄕が殺さるれば、官軍

の意氣、大いに揚るであらうと言ひ放つてゐる。

三月十日、木戸準一郎等が、京都圓山の今善において、諸侯及び有志を會合し、秘密に德川氏寛典の謀議を爲した時には、西郷の强硬論に手古摺つてゐる。而うして三月十九日、西郷が勝との會見を終つて俄かに上京し來つたとき、西郷の口より『德川公大逆といへども、情理を立て、江戸城を明け渡し、武器を納むるにおいては、死一等を減じてもよい』との口吻が漏れたとき、木戸が好機逸すべからずとして、大いに間隙に乘じたといふより押し、西郷の心事、別に大いに期するところがあつたことを忘れてはならぬ。パークスの公論、蓮月の國風、共に西郷の心に、春雨の如く、うるほひ來たつたことを否むべくもないが、去りとて西郷が、順序を經ずして、條理を立てずして、慶喜に哀感を灑いだとは思はれない。

【第三篇】 徳川家恭順運動と西郷吉之助

第一章 徳川家の恭順運動

【一】 敵彈に斃るるの覺悟

抑ゝ東征官軍の作戰を決するに當り、東海、東山、北陸の三軍に分ち、大本營を駿府に据ゑて、諸軍を指揮し三方より江戸城の包圍攻擊を行ひ、徳川氏全滅の計を立てたるものは、實に薩藩の智謀伊地知正治であつた。而うして、彼れは自から東山道軍の參謀として進軍し、東海道には海江田信義、北陸道には黑田清隆、奥羽軍には大山格之助〔巖〕を配し、大本營には總參謀格として西郷隆盛を据ゑ、薩藩の配備は、精更らに精、密更らに密なるものがあつた。

當時天下の大勢は既に決し、皇師の向ふところ、青草の風に靡びくが如きものがあつたとはいへ、諸藩の脫兵は諸所に屯集し、官軍の間隙に乘じて、如何なる策謀を廻らし來るやは、逆睹すべからざるものがあつた。時勢一遷、事の既に終つた後から見れば、諸道の官軍は、恰も平地を行くが如きものがあつたかにも見らるるが、東

山道軍は甲府に戰ひ、下野に戰ひ、北陸軍は越後に戰ひ、東海道軍は上野に戰ひ、遠く函館の五稜廓にも及び、戰爭は兒戲に類するものであつたとはいへ、中には河井繼之助の如き、會津武士の如きがあり、往往にして官軍は、苦戰の狀況を呈するものもあり、皇師の前途、必らずしも、平穩無事ではなかつた。

人は皇政維新の業を評して、刄に衂らずして一朝にして成るといふ。而うして萬國政史に異なる彩光を、此點に稱せんとする。然り、大局においては、此評の然る所以を見ないではないが、さりとて、しかく容易に、簡單に、速成に、平凡に、維新の大業は成就しては居らぬ。皇師が諸道に進出するに際しては、將士悉く必死の覺悟を爲したものであつた。

岩倉は尤物ではあるとはいへ、長袖綏帶の一公卿に過ぎぬ。固より薩・長諸勇士の實力あるに比すべくもないが、具定、具綱〔八千丸〕の兩子を東山道の主將たらしめ、遠く碓氷嶺の嶮を越えしめんとするに當つては、書を以つて之れを激勵し、一人は必らず敵彈に中つて討死し、從來公卿柔弱の性を一變せよとまでいつてゐる。

即ち、東山道軍に從軍した、宇田栗園、香川敬三、北島千太郎に與ふるの書中において曰く、

岩倉具視より宇田・香川・北島に與ふる書〔明治元年二月二十三日〕

春暖漸相催、一同安泰、珍重存候。扨、晝夜の勤勞、千辛萬苦令二遙察一候次第は、紙上難レ盡候。若年之兩人〔具定・具綱を指す〕不二容易一大任と雖、御奉公之筋貫通、今日に至候儀は、全く諸士之輔翼に有レ之候。且

本陣之堅固、是亦衆勇士之忠誠一和に出候而、磐石も猶重しとせず。予は乍二赤面一親子之情として、高枕不レ可レ安義有レ之候間、此上、彌以一同へ厚く御依賴申入候。只々兄弟兩人、戰場に出馬、諸隊を指揮、一人は敵彈に斃れ候事、希望致候。是は公卿從來柔弱之氣性を一變爲レ致候基とも相成、朝廷之御爲と存候。何卒、上下一心、乍二此上一王事鞅掌之程、偏御依賴申入候。乍レ併各等、其一身を自愛し、病魔の爲に討死不レ被レ致樣、爲二國家一所二希望一候。仍而早早如レ此候也。

二月二十三日〔明治元年〕　　具視

宇田栗園殿
香川敬三殿
北島千太郎殿
外諸志士中

とあり、『討死』を欲し、自愛して『病魔』に冒さるるなからんことを、祈つてゐるところに、子を思ふ親心の慈悲心も現はれ、その情、察するに餘りあるものがある。

此書は二月二十三日認められたものであるが、猶ほ同日附にて、直接、具定・具綱に與へたる具視の書には、親子の情、一層纏綿たるものがある。書に曰く、

岩倉具視より具定・八千丸に與ふる書〔明治元年二月二十三日〕

春光漸相催、輕暖徴和、日日暮能相成候處、聖上倍御機嫌克、萬機御親裁被レ爲レ遊、誠に不レ堪二恐悦之至一候。次に足下等、日夜王事鞅掌被レ致、時時報信を得、本懷此事に不レ過候。我等も、日夜勉強實に寸暇も無レ之候。併近來身體大に壯健未だ一日も、朝參を闕き不レ申、安心可レ給候。且輦下之形勢も追日都合克相成、決而顧慮有レ之間敷候。扨、諸藩兵も追追大垣へ著到相成、就而者二十一日頃〔事實は二十二日出發〕には、其地〔大垣〕發程、東進之趣、令二承知一候。彌敵地に臨み候得者、萬人之死生は、主將一人之方寸に依る事にて、深く心を留め不レ申而者不二相成一、前後熟慮、必ず油斷不レ可レ有レ之候。毎毎申入候通、士卒同寢共食、務て其心を失ふこと勿れ。此頃或は怠慢の心も生じ候半歟と、甚だ掛念致候。且又薩・長・土・因・彦諸藩兵も著到、大勢と相成り、是迄小勢之如く、萬萬難レ被レ行廉も、自然可レ有レ之に付、節制號令等、一層注意肝要と存候。東西離隔、甚心配致候。我等心中、能能被二推察一、一際周密に考慮し、眞に王師たるの法則、顯然と相立候樣、奮發可レ給候。足下等も兼而決死出馬之覺悟、我等も一人之兄弟、一時に戰場へ差向候儀は、元弘建武以來の官軍進發に付、公卿の中に一二人も賊彈に斃るる者有レ之候はば、天下忠憤之士も之を聞き、興起可レ致一端とも相成り、爲二朝廷一大幸と存候心底に有レ之候。是非、足下等は一死を以て敵地に進入、諸隊指揮致候樣、可レ被二心掛一候。乍レ併大總督之指揮に違背し、猥にぬけ掛等致し、功名を貪る樣之振舞は、有レ之間

候。今日は天下之事も、一二分計相運候迄に付、將來之處、如何樣之事件、出來可レ致歟と、苦心候間、足下等も、能能注意可レ有レ之候。又軍務之暇には、讀書は勿論、乘馬・銃術等も研磨可レ有レ之、肝要と存候。是は精神身體を鍛錬し、士卒と艱苦を共に嘗るには、必用と存候。且、慶喜も過日、越前〔松平春嶽〕を以、謝罪申立候へ共、既に大總督を被レ置、東海道御進發にも相成候事故、於二朝廷一者、何共難レ被レ決、則東海道へ訴願し、大總督何分之御指揮を可二相待一旨、被二仰出一候事に候。扨、薩藩、伊地知正治、其手之軍中に相加候に付、此處參謀之任、被二仰附一彼藩へ御達に相成候。是よりは粟園〔宇田〕退助〔板垣〕共、三人帷幄に參畫相成候間、諸事相談、同心協力、屹度爲二國家一相盡候樣、可レ被二心掛一候。我等之心中、所レ望不レ過レ之候。仍而早早申入候也。

二月二十三日〔明治元年〕　具視

大夫〔具定〕殿

八千丸〔具綱〕殿

以て岩倉父子の意氣を知るべきである。書中に元弘・建武云云の語あるより察しても、皇朝の恢復が、容易ならざるものあるを、覺悟せるを知るべきであつた。慶喜恭順の運動は兎も角、皇師の前途、雲飛び風荒れ、一たびは晦冥の天地に入らずんば、青天白日は見るを得難しとしたことは、三軍の將士の、等しく觀ずるところであ

つた。

【二】東山道官軍の第一戰

抑々廟算の大本に從へば、三道の官軍は、相呼應して進軍し、三月十日前後までに、江戸の三面を包圍する地位に進み、三月十五日を以つて、江戸城の總攻撃を行ふ手筈であつた。然るに當初豫期したるよりは、諸道抗敵者少なく、案外、平穩無事の中に、錦旗の進行を見た。

慶喜は假りに恭順の誠意があるとしても、その幕下の士の動靜は、逆睹すべからざるものがある。故に朝廷においては、一方慶喜の哀請を受けつつ、一方飽くまでも攻勢を進め、城下の盟を爲さずんば已まざらんとした。諸參謀は各道の形勢を察し、東海道軍は一先づ函嶺の嶮に據り、東山道軍は碓氷峠の嶮を扼し、暫らく兩嶮に根據を握ゑて、敵の背後を遮斷し、追追諸藩の軍を集合し、機を見て江城に雪崩れかかるの作戰を立てたのである。

東山道軍先鋒（大垣、薩摩藩兵）は、二月二十日より大垣を進發し、岩倉兄弟の本陣は二十二日、伊知地、板垣退助、宇田梨園の諸參謀を從へて、大垣を後にして木曾路に向つた。前衞は土佐・因幡の兩藩兵、中軍は揖斐（舊旗下岡田將監の兵）と旗下の士を中心とし、之に長州及び土藩兵を加へ、彥根・西大路・高須三藩の兵を合して後衞として進軍し、三月朔日を以つて、信州下諏訪驛に著陣した。

然るにここに一つの掛念を生じたのは、甲府の安否であつた。抑々甲府の地は東海道軍の管轄と定められて、

或ひは小田原藩が之れに向ふ手順であるとも聞えてゐたが、東山道軍が下諏訪に著陣したる際には、未だ海道軍は、何等、甲府に手をつくるに到つてゐなかつた。甲府は兩道の中間に介在して居つて、若し敵にして此地に據り、天然の要害を守つて官軍に抗するにおいては、兩軍の連絡を斷たれ、憂ふべき形勢となるを避け難いのであつた。假りに碓氷嶺を占據するにしても、此の山帶には間道が多く、敵軍が間道を拔けて、信州路に入るにおいては、同一の不安は、依然として殘されねばならぬ。

茲において乎、三月一日、下諏訪著陣と共に、板垣・伊知地等は、直ちに軍議を開き、對甲府城の問題について、凝議するところがあつた。この日、軍議の結果は、

『甲府城は廟算により東海道軍の管轄には屬してゐるが、地勢からいへば、下諏訪より下る方が順路であり且つ地利を得てゐる。而已ならず、單に直進して碓氷嶺に據るにしても、甲府を制するに非らずんば、安寧とはいひ難い。今日東海道軍が、未だ此地に手を著けてゐないとすれば、我れより先んじて甲府を攻略し、敵の機先を制するの勝れるに如かぬ』

といふに一致した。そこで使者を派して、大總督府及び東海道總督府に此の旨を報告せしめ、ここに板垣退助、河田左久馬、西尾爲忠をして、土佐・因幡二藩の兵を率ゐしめ、甲府に向はしむることになつた。

當時甲府城下の士には、多少不穩の形勢もあつたが、城代佐藤駿河守、甲府代官中山誠一郎等は、敢へて卓立して皇師に抗するの意志はなく、成るべく事態を平穩に收めたいと考へたので、深く藩士の暴發を警しめ、四日

城明渡しを爲したので、翌三月五日、板垣等は甲府城に入つた。

然るに彼の新撰組の隊長近藤勇は、流石に軍略に一隻眼を有し、夙くも甲府城に著眼し、此地に占據して東海・東山兩道の並進を中斷し、大いに策するところあらんとして、脫兵を糾合して甲州路に入り、勝沼に陣したのである。勝沼は甲府を距る僅かに四里許りの地點で、近藤にして若し數日早く甲府に入り、官軍に先んじて之れに陣を布きたらんには、官軍は少なからぬ苦境に陥いつたに相違ない。近藤の率ゐるところは、固より烏合の衆であつて、到底洗錬され、組織された板垣の官軍に敵すべくもなかつたには違ひないが、既に甲府に據ると據らざることにては、形勢に非常の相違がある。

近藤は當時、變名して大久保大和と稱してゐたが、彼れは官軍既に甲府に入ると聞いたので、等々木驛に據つて柵を構へ、胸壁を設け、官軍を防守せんと試みた。三月六日朝來、板垣對近藤の戰ひは開かれたが、衆寡敵せず、近藤は等々木を捨てて鶴脊・平石に退いたが、板垣の急追に堪へず、日沒ごろに到り、笹子嶺を越えて敗走した。此の戰ひは實に三道皇師中、交戰の始めであつた。

【三】皇師の眞面目

既に甲府城は官軍の手に歸したので、東山道本陣は、下諏訪に止まるの必要がなく、碓氷嶺は之れを上田・安中兩藩に命じて警備せしめ、岩倉兄弟は、三月八日、進んで高崎驛に到り、兩毛の歸順を謀つた。

岩倉鎭撫使の兩毛諸藩歸順令文　〔明治元年三月八日〕

今度御親征被二仰出一、先鋒總督の任を蒙り、致二發向一候に付、勅命遵奉之志有レ之藩は、進退向は追て可レ及二沙汰一候間、差當藩力相應、金穀及彈藥等、致二用意一、臨時軍用差支無レ之樣、精精可二相計一候。尤賊徒橫行、或は無賴の者共、官軍の名を僞り、良民を苦め候節は、早速に取り押へ置、指揮可二相窺一時宜に依り討取候ても不レ苦候。百姓一揆之類に至り候ては、其情實篤と相糺し、說諭を以て鎭靜致候樣、盡力可レ有レ之事。

戊辰三月

之は岩倉鎭撫使の發せる、上毛諸藩に對する令文であつた。抑ゝ諸道官軍の糧食徵集に關しては、出陣の當初に際して深く戒しむるところで、沿道農商に對し、已むを得ずして軍資を命ずる場合には、必らず朝廷において返金すべき旨を、確然と左證すべく命ぜられた。二月二十五日、岩倉具視が具定等に與へたる書面の中においても此事を明記し、皇師の面目は常に正正堂堂たるべく、一點の不明をも許るさざる旨を特筆してある。曰く、

……〔前略〕又、軍費は可レ成丈、三井組之手にて爲二相辨一實ゝ不レ得レ已候時は、本道の豪農商より爲二相辨一候而も宜敷候。乍レ併朝廷より確乎と御返金相成候約束を致し候上、可レ爲二相辨一候。少にても不明之事不レ可レ有レ之、此邊能能注意可レ有レ之候。

是れ卽ち皇師の面目の存するところであつて、一視同仁、民を以つて赤子の如く思召さるる叡意の存するところ

である。各部隊の微賤なる手先きの輩においては、固より皇師たるの名に背くの行爲も、或ひは絶無であつたといはれまいが、諸道の官軍が良民を苦しめたるの事實を聞かないのは、民心が期せずして皇師に服し、簞食壺漿して之れを迎ふるに至つた、一原因でなければならぬ。

人間社會のこと、一として人道に外れてはならぬが、就中革新の業においては、常に道義の根本に立つを忘れてはならぬ。凡そ人道に外れて革新の業の成就したる例はなく、假令ひ一時の僥倖を以つて勢ひを得るも、人道に依らずんば、久しからずして覆滅する。その史實は、國家興亡の跡に見て、最も明瞭なるところではないか。古へより『毒蛇行くところ、艸生せず』といふ。之れに反して、春風の過ぐるところ、艸木菁菁、山川共に靡びくかに見ゆる。一滴の水も、蛇之れを飮めば毒となり、牛之れを飮めば乳となる。善惡の分るるところ、心せずんばあるべからずである。

岩倉の文中、官軍の軍資は、一に三井組の手にて辨ずるとあるには、少しく由來するところがある。皇政維新の大令が發せられた當時、宮庫の空乏は、殆んどいふに忍びざるものがあつた。鳥羽・伏見の戰端が開かるるに至つては、金穀全く竭くるの狀態で、宮中の御不自由は、日常の用度にさへ事缺かせ給ふ有樣で、いよ〳〵東征皇師進發となるに及び、財政の基本を確立することは、焦眉の急であつた。越藩の三岡八郎（後の由利公正）が紙幣發行の議を建てたのは此時であつた。畿內の富豪に向つて、三百萬兩を募集したが、誰れ一人として、疑惧して應ずるものがなかつた。その時、家産を傾むけても、皇師の爲に獻金せんと申し出でたものは、實に三井三郎

助であつて、之れに從つて小野善助、島田八郎右衛門等、朝旨に應ずるに至つたのであつた。後年三井が明治政府の重用を受くるに至つたのは、三郎助の英斷に出づるものであつて、三井、島田、小野三人において三萬兩を提供した。これあるによつて、始めて爲替方、兩替店等は疑懼の念を去り、相次で公募に應ずるに至つたので、ここに漸やく軍資の基本を得ることが出來たのである。天皇親征費として、先づ十萬兩の供給に應じたものは、左の如くであつた。〔岩倉公實記〕

一金參萬兩
- 三井三郎助〔京都〕
- 島田八郎右衛門〔同〕
- 小野善助〔同〕

一金壹萬兩
- 下村正太郎〔同〕

一金壹萬兩
- 伊勢屋彌太郎〔同〕
- 竹原彌兵衛〔同〕
- 萬屋忠兵衛〔同〕
- 甲屋次郎兵衛〔同〕
- 萬屋甚兵衛〔同〕
- 近江屋九郎三郎〔同〕

一金五千五百兩　鴻池屋善右衞門（大阪）
一金五千五百兩　加島屋久右衞門（同）
一金五千五百兩　加島屋作兵衞（同）
一金四千五百兩　米屋平右衞門（同）
一金三千五百兩　辰巳屋久左衞門（同）
一金三千五百兩　平野屋五兵衞（同）
一金三千五百兩　千種屋龜之助（同）
一金三千五百兩　米屋喜兵衞（同）
一金二千七百兩　鴻池屋莊兵衞（同）
一金二千五百兩　米屋伊太郎（同）
一金二千五百兩　加島屋作五郎（同）
一金二千兩　鴻池屋市兵衞（同）
一金二千兩　加島屋十郎兵衞（同）
一金一千八百兩　米屋長七郎（同）
一金一千五百兩　島屋市之助（同）

而うして之れが供給を促がされたる、朝廷よりの御諭書には、條理の根底を明らかにして、献金の御趣旨を懇示されてゐる。

京阪富豪への諭書（明治元年二月三日）

此度、御親征に付、當月先づ浪華（大阪）へ行幸被二仰出一候。右御用途筋之儀は、皇威弛張之根基に候て、御親征御成功之御要務に候間、御趣意を以て、其方共へ右御用達被レ仰二附之一候。千古未曾有之御大業に値得者能々朝恩を相辨へ、一盃之御奉公可レ致候。尤も暫時之御融通を仕り上候迄之事に而、必竟此度之御用途は、御國内一般合力之御處置も可レ被レ爲レ在候間、即今出銀致し候者共之、難澁相成候様之儀は、決而無レ之候。至急之場合を存上、心入宜き者へは、別格之御賞美も可レ有レ之候。萬一心得違致し、其力ありて、其力を盡さざる者は、逆意に均き筋に候。此旨、屹度可二相心得一事。

と仰せ出された。後の革新を志すもの、或ひは維新の鴻業に倣はんとするものの、宜しくまさに審思すべきところである。

即ち皇國の大義において、臣下たるものは、一に朝意に循ふは、論もなき處にて、金銀財寶は愚か、生命を捐つるも惜からぬ次第であるが、さりとて、政府にある者が、天朝の御仁慈、有難き思召を忘れて、勝手に民生を傷ふべからざること、明治戊辰の皇政に見て、深察すべきである。

【四】 德川慶喜の東叡山屏居

玆に翻つて、江戸城における德川慶喜の身邊に眼を轉ずるに、天性悧巧な人だけに、夙に大勢を見拔いてゐるから、保身の術にも明らかである。薩・長云々の私憤に惑はされるやうなことはなく、引き潮の時には、何處までも退ぞくに限るとしてゐる。東照宮以來の德川家が、自分の代になつて潰ぶれるのは、固より好い氣持はしない。未練もあれば、鬱憤もあるが、それは忍ぶに道がないではない。ただ當時の慶喜に、只だ一つ氣掛りとなつてゐたことは、朝敵の汚名を蒙ることであつた。

何といはれても、亡國の主となることとは、拙ない自分の運命である。誰れを恨みんやうもない。公論を百年の後に期するとし、如何やうにも忍ぶとしても、忍び難きは朝敵の身となることである。潔よく大政を返上したのも、將軍職を退いたのも、朝廷に對して丈けは、汚名を負ひたくない一心からであつた。烈公の遺訓もあれば、遠くは義公以來の精神もあり、立派な尊皇の傳統を、自分の一身の進退の爲めに、泥まみれとすることは、何としても忍び難いことである。

他のことは、七重の膝を八重にも十重にも、折り累さねて隱忍もするが、逆臣の汚名は、到底忍ぶ能はざるところである。東歸後の慶喜の焦心し、苦慮し、懊惱し、煩悶したところは、只だこの一點にあつた。靜寛院宮の御袖にすがり、天璋院にたより、僚友春嶽に請うて、ひたすら恭順の意を表することに全力を盡したのは、千秋

不銷の汚名を、拂はんが爲めに外ならなかつた。

併もこの効果は、はか／＼しく見えて來ない。啻に効果が見えて來ないのみか、皇師の東下も、いよいよ間近となり、幕下の將士は、火に油をそそいだやうに、激昂の上に激昂し、このまま放置しておくにおいては、朝・幕の血戰は、最早や何としても避け難い道程の上にある。ここにおいて、慶喜は意を決し、二月十二日朝六ッ時前（午前五時ごろ）江戸城を出て、上野東叡山に退ぞき、大慈院の一室（四疊半）に屏居するに至つた。その次第について、『續德川實記』の記すところによれば、

續德川實記（明治元年二月十二日）

二月十二日

一、此度上樣、御奏聞之趣も有レ之、被レ遊二御謹愼一候に付、今曉第四字之御供揃にて、東叡山へ御成行レ之。

一、六時二寸前、大廣間御駕籠臺より被レ爲レ成。

御先立　　若年寄　平岡丹波守（道弘）

　　　　　御側　服部筑前守（常純）

御刀　　御小姓

若年寄　淺野美作守〔氏祐〕
御側　赤松左衞門尉〔範忠〕
御供

一、東叡山へ御謹愼中、西城之儀、田安中納言〔慶頼〕松平確堂〔齊民〕へ御頼被レ成候旨、被二仰出一之。

寺社奉行内藤志摩守〔正誠〕は、部下の與力・同心を以って警衞に任じ、近藤勇は、手兵を率ゐて、遙かに守護するところがあつた。當時近侍の幕臣等は、流涕嗚咽、血涙を絞つて、主君の退城を目送した。勝海舟の日記に『十二日拂曉、終に東叡山中塔中、大慈院え御移轉、御謹み、小臣、御供に立たず。陸軍士官等へ思召を說諭す。皆、勇氣と憤激と、凜然として涕血す。俗吏は其方向を失して、青色而已』と記してゐるところにより、四圍の狀勢を彷彿することが出來る。

* * * * * *

慶喜は東叡山に入るや、直に輪王寺宮に拜謁して、その心情を具さに陳述し、恭順の誠意を、何とか朝廷に通ずるやう、盡力せられんことを希望した。即日、慶喜は書を松平春嶽に贈つて、皇師東下の中止に就いて、奔走されんことを依賴した。〔此書前掲〕春嶽は最も慶喜の爲めに力を用ひ、屢〻書を朝廷に奉り、寬大の處置あらんことを懇願した。中には、伏罪謹愼せるものを討つは、萬國公法にも背く旨を認めた文書もあつた。二月十九日附を以て、朝廷に上つた春嶽の書は、最も委曲を盡してゐる。その文に曰く、

松平慶永より朝廷へ奉つるの書 〔明治元年二月十九日〕

臣慶永、謹而奉レ言二上一候。今般慶喜、伏罪之上、東叡山へ閉居謹愼罷在、會・桑始、夫々所置申付、奉レ仰二勅裁一、謝罪狀は、既に今朝〔二月十九日〕慶永參內、中山前大納言へ奏達仕候事に御座候。抑も於二慶喜一は、實に謹愼之實效著然いたし、此の上は於二朝廷一、速に征東之進軍被レ爲レ止、行幸も被レ爲レ止候而、以二天下公議一、慶喜へ之御所置、並會・桑始え被二仰付一、至當不レ可レ動之朝裁、早々被レ爲レ在度、奉レ存候。慶喜伏罪謹愼、夫夫所置仕候而も、矢張御進軍、行幸等も依然御施行被レ爲レ在候而は、天下之人心生二疑懼一候。於二朝廷一被レ爲レ好レ事候樣に相當り、且爲二朝廷一國國疲弊を極め、怨嗟之聲、滿二行路一、遂には乍レ恐怨二朝廷一候樣之形勢に立至可レ申は、必然と奉レ存候。慶喜伏罪謹愼無レ之候得は、天下困弊候とも、決而朝廷之御無理とも不レ奉レ存、各藩進軍、實に干城勤王之赤誠可レ顯候。利害を以言上仕候へは、慶喜如レ此閉蟄謹愼罷在候に、尚御進軍被レ爲レ在候へは、慶喜家來過激之者、萬一忿怒に堪兼候所より、幾千人一心と相成、前日よりは必死之兵に相成可レ申、乍レ恐官軍に而は、諸藩入交り之兵隊に而、百人百心、千人千心之景況、此者共、慶喜伏罪謹愼承知仕候得ば、猶以銳氣滅却可レ仕、勝敗之上に至り候而も、乍レ恐如何可レ有レ之哉。其上客戰主戰之勢も有レ之は必然と奉レ存候。王師實に萬一勝利なき時は、天下是限りと奉二憂惕一候。何分早々被レ爲レ止二御進軍一、公平之御所置、奉レ願候。且又、今般外國御交際之上に付而も、今度之御所置、萬一公法被レ爲レ違候而は、實に御大事

と奉ニ存上一候。兼而申上奉り候通り、外國は當今條理公明、公法を以、所分仕候。伏罪謹愼之上に而も、猶御征討と申儀、外國人如何論じ可レ申哉。彼も此度之御一所置を以、今後之天下御政道可ニ推知一奉レ存候。臣慶永、德川支族之身を離れ、當職〔議定〕之任を以、奉ニ言上一候。萬一矢張御進軍、行幸之御大擧等、被レ爲レ在候へは、乍レ恐、天下人心之向背に關係し、今後之御大政、先見仕候へは、可ニ相分一候。右故公平至當之御所置に出候へは、皇德天下に輝き、朝威率濱に光被し、億萬之生靈、不レ啻免ニ塗炭一、諸侯も亦、感ニ戴聖恩一、治安再太平之天日を觀可レ申と奉ニ謹畏一候。外國人も、顯皇政一新之公法を以、被レ爲□裁儀候はゞ、海外之賞譽勿論と奉レ存候。臣慶永、忘ニ狂瞽僭越一、干ニ冒尊嚴一、以レ身奉ニ言上一候。臣當ニ死罪一、謹而待ニ斧鉞一、萬一御採用被ニ成下一候得は、天下幸甚之至奉レ存候。臣慶永、誠恐誠惶、頓首頓首、再拜謹上。

二月十九日〔明治元年〕　　　臣　慶　永

とあり、文中些か脅し文句に類するところもあり、外國云々の言は、却つて嫌味があるが、兎に角、條理を盡したるものであつた。然るに、朝廷においては、東征大總督の手を經ざる上言は、直に受理する譯には行かぬとして、すげなくも却下された。

靜寬院宮が東征軍東海道先鋒に向け、歎願書を出だされたのも此時であつて、德川家臣の者も、津藩主藤堂高猷に宛てて、歎願書を贈り、その盡力を請うた。尾藩德川慶勝も、越前同樣に朝廷に向つて『寬喜謹愼之次第、

被レ爲ニ聞食分一寛大之御沙汰を以て、官軍御追撃之儀、暫時御猶豫」あらんことを懇請した。

【五】 公現法親王の御周旋

斯くの如く、徳川氏關係の一類は、皆皇師の公明正大を欲し、慶喜恭順の貫徹を期した。相州小田原城主、大久保忠禮以下各藩主が、連署して太政官に致したる歎願書は、大小四十二藩主の名を聯ね、以つて異心なきを披瀝したものであつた。

四十二藩主の恭順歎願書 〔明治元年二月〕

謹て奉ニ言上一候。私共儀、先祖以來、徳川家臣屬には有レ之候得共、普天・率土、王臣・王土之儀に有レ之、況や累代過分之官位・爵秩・頂戴罷在、奉レ蒙ニ莫大之天恩一候得共、今般御政事御一新之折柄、萬分之裨補も無レ之、恐惶戰慄罷在候。然るに去る正月三日、不レ料も徳川氏當主入朝之折柄、先驅之者共、行違より、意外之及ニ戰爭一、近畿之地に於て、礮煙を動し候段、承知仕、一同驚愕・失措罷在候處、終に此度奉レ蒙ニ御親征・御追討被ニ仰出一候段、實に當主不束より生候事、今更辨疏可レ仕樣も無レ之候得共、元來當主儀は、先年來先朝非常之寵眷をも奉レ蒙、決て貳心無レ之段は、天地神明も、照覽被レ爲レ在、億兆人民も承知仕候儀に御座候。乍レ然一時號令不レ嚴處より、右等之不始末に及候段は、重重奉ニ恐入一坂城も急速退去、江戸歸城後も、

恐惶謹愼罷在、先祖墳墓之佛寺に閉居候次第、私共徳川氏恩惠を受罷在候身に取候ては、實に片刻も座視傍觀罷在候に不ㇾ忍、何卒天地覆載之御仁慈を以、寛宥之御處置被二御出一候樣仕度、奉ㇾ願候。乍ㇾ然私共、徳川氏に附屬罷在候身分にて、今般之儀如何樣にも諫爭抑止可ㇾ致筈之處、隔地罷在、其儀に不ㇾ及候。多罪之身を以、歎訴仕候段、非分を不ㇾ顧奉二恐入一候得共、何分にも前文申上候當主謹愼恐惶之儀も有ㇾ之、且は徳川氏祖先、奉ㇾ對二朝廷一恭順之道を盡し、亂を戡し、治を致し、奉ㇾ安二宸襟一候微勳を思食不ㇾ被ㇾ爲ㇾ捨、何卒格外之御恩典を以、寛恕之御沙汰被二成下一候はゞ、獨徳川氏再生之御恩澤而已ならず、關東諸州、百萬之生靈、鋒鏑之難をも相免れ、盛代御復古之御盛意にも可ㇾ被ㇾ爲ㇾ叶哉。乍ㇾ恐螻蟻纎芥之微衷、御酌取被二下置一、幾重にも御執奏之儀、泣血流涕、奉二哀訴懇願一候。恐惶敬白。

二月（明治元年）

大久保加賀守（小田原藩主。忠禮）
堀田相模守（佐倉藩主。正倫）
松平伊賀守（上田藩主。忠禮）
內藤紀伊守（村上前藩主。信思）
土岐隼人正（沼田藩主。頼知）
鳥井丹波守（壬生藩主。忠寶）
酒井紀伊守（出羽松山藩主。忠良）

水野日向守（結城藩主。勝知）
本多能登守（陸奥泉藩主。忠紀）
堀田攝津守（佐野藩主。正頌）
保科彈正忠（飯野藩主。正益）
內藤長壽麿（湯長谷藩主。政養）
柳澤伊勢守（黑川藩主。光昭）
柳澤彰太郎（三日市藩主。德忠）
土屋采女正（土浦藩主。寅直）
阿部美作守（棚倉藩主。正靜）
土井大炊頭（古河藩主。利與）
秋元但馬守（館林藩主。禮朝）
水野眞次郎（山形藩主。忠弘）
久世隱岐守（關宿藩主。廣文）
安藤理三郎（磐城平藩主。信勇）
板倉甲斐守（福島藩主。勝尙）

黒田筑後守（久留里藩主。直養）
大岡主膳正（岩槻藩主。忠貫）
水野肥前守（鶴牧藩主。忠順）
内藤志摩守（岩村田藩主。正誠）
大給縫殿頭（田野口藩主。乗謨）
酒井下野守（伊勢崎藩主。忠强）
大久保中務少輔（荻野山中藩主。教義）
加納嘉元次郎（一宮藩主。久宜）
久松大藏少輔（多古藩主。勝行）
米倉丹後守（武藏金澤藩主。昌言）
酒井銈次郎（勝山藩主。忠美）
米津伊勢守（出羽長瀞藩主。政敏）
山口長次郎（牛久藩主。弘達）
田沼玄蕃頭（相良藩主。意尊）
堀右京亮（椎谷藩主。之美）

有馬兵庫頭〔吹上藩主。氏弘〕
瀧脇丹後守〔小島藩主。信敏〕
內田主殿頭〔小見川藩主。正學〕
稻葉備後守〔館山藩主。正善〕
井上辰若丸〔下妻藩主。正巳〕
井上宮內〔高岡藩主。正順〕

慶永の如く議論を吹き掛けず、重重恐れ入つたる文體、德川家臣として、其法を得たるものであつたが、太政官の方針は、總べてに對して同一の態度を取り、『大總督進軍相成居候に付、本文歎願之旨趣、其筋へ可二申出一候事』と達せられた。如何なる手筋を以つてするも、慶喜一身に關しては、大總督の手を經ずんば、直接朝廷において受理せずといふ大方針の裏に、大總督府の重みが充分に見えてゐる。

東叡山の公現法親王〔輪王寺宮〕は、慶喜の身上を哀れみ、德川諸臣の已み難き請ひを納れ、自から進んで駿府に入り、歎願さるるところがあつた。公現法親王の御周旋に關しては、慶喜護衞の任に當つて、上野を警備してゐた、精鋭隊の關口艮輔、中條金之助、山岡鐵太郎等の奔走もあつたが、執當職覺王院義觀の爲に遮ぎられてゐた。慶喜が親しく覺王院を招いて說得するところがあつて、やつと義觀の承諾を得、法親王は、覺王院義觀、龍王院堯忍、其他を隨へて二月十九日、上野の山を下り、小田原に向ひ、ここで官軍の先鋒、橋本實梁に對して、

豫め交渉するところがあり、三月七日、即ち有栖川大總督宮が駿府に御到著ありし翌翌日に、兩宮の御對顏があり、法親王より歎願書を差出された。その文に曰く、

公現法親王の歎願書〔明治元年三月〕

德川慶喜事、前月東歸以來、營中に謹愼罷在、靜寬院宮、並拙僧、其他列藩等へ、御所表御詫之儀、厚相賴有レ之候處、未だ朝敵之嚴譴、御赦免之御沙汰も不レ奉レ伺之由、猶、近日御追討使發向有レ之哉之旨、致二傳承一、一際恐懼戰慄、去る十二日、當山へ相越、別書を以、歎願申出、且普天之下、率土之濱、一王之臣土に御座候得者、慶喜初、數萬之臣子、天地間措レ身無レ處旨、泣血哀訴有レ之。何とも憫然之至、不レ覺涕涙袖を沾し候。嗚呼、窮鳥入レ懷、況於二法中境界一乎。且夫、彌御追討被レ爲レ在候得共、於二慶喜一は、別書之通、厚相心得、譜代・麾下等輕輩に至迄、苦口申諭置候事に候得共、人心動亂、安危之際、社稷存亡切迫之極、萬一一夫激發、萬卒響應之變無レ之とも難レ申、終に億萬生靈、非命に土歸し、寃鬼枉魂、滿山遍野にも可二成行一哉。左候得者、王政一新、專御仁政を被レ爲レ施之際、一入可レ奉レ惱二宸襟一哉と、深恐縮之事に候。依レ之倍程登京之心得之處、客冬來、朦中痛悼之餘、氣力未レ全、百般苦心中、十五日再往慶喜より懇願、其他水戶中納言〔慶篤〕田安中納言〔慶賴〕初、諸役人、並麾下等一同、泣血固請に付、翌十六日、彌登京相決候處、譜代恩顧之諸藩、多輩隨從、倶に哀訴仕度旨申出、廿一日令二發程一候得共、道路種々差支有レ之、行程遲緩之内、

猶氣鬱再感、小田原驛に小留、加養之折柄、不レ圖も先鋒之士より、押倚進程之儀、其御方へ被二相伺一、無二餘儀一遲延に相成候。仰願、慶喜罪を祖先墳墓之地奉レ待、恭順之至誠、數萬之臣子、控二告無レ處之至痛一、並別書諸藩泣血哀訴之旨等御聞屆、聖朝覆載之仁恩、垂賜被レ爲レ在、朝敵之嚴譴御赦免、御追討使、御猶豫之儀、偏願上候。

【五】覺王院義觀と西鄕吉之助

將軍家の御威光も、上野の宮の金襴の御袖には遮ぎらるると見られた、法親王の御衣の光り、その御光りを以つて海道を下り、大總督府に伺候されての哀訴すら、すげなく一蹴されては、最早や頼みの綱の頼みやうはない。

當時、鎭護王院公現法親王（後の北白川宮能久親王）に扈從したる、覺王院義觀は、世に知られたる傑僧、龍王院堯忍を凌いで、執當職の權勢を揮うた漢だけに、腹には、一物もあれば、二物もあつた。駿府において、官軍の參謀連に相對した時に、林玖十郎の一言が、ぐつと癪に觸はつて、

『今に見よ、此の返報は見事にして見せる』

と、胸に答へて江戸に歸り、遂に上野の一戰となつたといはれてゐるくらゐ。頭は圓るめても、心は荒砥にかけて磨ぎ澄ましてゐる。彼れの記すところによれば、三月七日、義觀は堯忍と共に大總督府に伺候し、正親町中將、西四辻太夫の二卿及び、西鄕吉之助、林玖十郎〔宇和島藩士〕に面接して、具さに輪王寺宮訴願の內情を披陳し

た。然るに、その翌七日に至り、先鋒鎮撫使、橋本、柳原、西郷は、更らに軍を進めて沼津に向はれたとあつたので、宮は大いに驚ろき、堯忍を總督府に候せしめて、その事情を訊さしめられた。時に西郷は答へて曰く、

『法親王御訴願の趣むきは、充分之れを了承いたした。然るに、昨夜、當地に達したる飛報によれば、慶喜は私かに兵を甲州地に迸つて、笹子嶺に據らしめたといふ。事果して眞か僞か。若し夫れ果して眞なれば、慶喜は一方に宮を煩はして恭順の哀訴を爲さしめ、一方においては、私兵を激して皇師の隙を討たんとするものではないか。慶喜の本心果して如何』

と逆問したので、堯忍等は愕然色を失したといふ。義觀は此事を聞いて、西郷の肚を讀んだか、翌九日、西郷を眼の前において、をめず憶せず、

『慶喜反心云云の報、果して確實でムるか。若し確實誤まりなくんば、我輩固より、のんべんだらりと、こな談判はして居られぬ。慶喜が兵を出して、皇師に抗せしめたと申すは、何日何時、兵幾何なるか。而うして之れを報じたるものは、何人なるか、慥かと承はりませう』

と詰めよせた。すると西郷は、

『慥かとは致さん』

何程の底意があるか、坊主共を試みたまでのことといふ面もちであつたといふ。義觀は卽刻、從者久保田某を急使として甲府に遣はし、容子を探ぐらしめたところ、近藤勇の一手が勝沼驛において、中山道官軍と衝突した顚

末が明らかになつたので、義観は西郷の術數、果して茲にあつたと記してゐる。

三月十二日に到り、輪王寺宮が改めて、有栖川宮に謁せられた折には、正親町、西四辻の兩卿も侍座してゐたが、此の時、總督宮は、慶喜の哀訴狀を手にして、之れを示しつついはるるには、

『一體この書狀は、出來がよすぎる。飾りが多くて本心は讀みがたい。謝罪謝罪といふことばかり繰り返してゐるが、一向に謝罪の實效については言及して居らぬ。皇師の大本は恩讐に拘はるのではないから、立派に謝罪の實效さへ立てば、屹度、寛典の御處置があることで、德川氏の家名も慶喜の一身も、決して心配には及ばぬ』

謝罪の意志は解つてゐるから、先づその實效を擧げよといふのは、當時大總督府の根本意見であつて、西郷も終始一貫、この實效の道を立つべく、邁進しつつあつた。

此日、督府參謀林玖十郎は、義觀等に向つて、

『實效が立たなければ、こんな歎願書は、何の役にも立たない』

といふ風で、慶喜の哀訴狀及び四十諸侯の謝罪狀をつき返へした。時に林は曰く、

『夫れ朝敵の嚴責を受くること、古へより炳乎として史乘に明らかである。蘇我入鹿、平將門の如き、以つて知るべきである。近年における毛利侯の如き、禁闕に發砲するの故を以つて、久しく天譴を受けたる、固よりその所である。而うして天朝に對して私心なきことを明らかにし、至誠天に通ずるところあつて、初め

て今日の恩命に浴し得たのである。今日の德川氏の態度に至つては、未だ大いに議すべきものあつて存するのである。鳥羽・伏見における一戰の如き、慶喜が兵を帥ゐて禁闕に迫まるは明らかであつて、單に會・桑の過ちとして、之れを咎むるのみにては、相濟まぬ次第ではないか』

又た慶喜が謝罪の實效について曰く、

『慶喜自から皇師の軍門に來つて降伏し、城池、軍器、軍艦を獻じて、その異心なきを證すべきである。果して此の如くなるを得ば、慶喜の生命も完うするを得べく、德川氏の社稷も、之れを後世に繼ぐことが出來よう』

此の言は、後日山岡鐵太郎が、西郷吉之助に面談したる際における、西郷の對談と同一であつたが、輪王寺宮及び義觀は、流石に政治的見地に立つてゐないだけに、此の點に大いなる疑惑を掛けた。そこで義觀曰く、

『時日は旣に切迫してゐて、此の事を東西に交渉してゐる間に、早くも官軍の先鋒は、江戸城下に迫り來るであらう。此の際、城を明渡せ、軍器、軍艦を悉く官軍に獻ぜよ、といふが如きことが、一般に知れ渡つたら、それこそ大變で、幕臣は大いに憤激し、如何なる變事を勃發するやも知れますまい。斯やうな場合となつて、果して如何なさる所存であるか』

林は徐むろに答へて曰く、

『その御心配は御無用でムらう。皇師は固より叛するものを討たせらるるのであつて、歸服の實が明瞭とな

れば、その日より、皇師の進軍は止められることでムざる。慶喜にして、眞に恭順の實效を立つるにおいては、卽ち官軍は川崎・戸田・西八王寺に止まり、以つて江戸開城の始末を謀るであらう』

語を次いで林は更らに、左の一語を附け加へた。

『聞けば江戸城中においては、正論を持するものもありとのこと、大久保一翁等二三の人人が來つて談判すれば、却つて話が早く片づくかも知れぬ。何も宮樣を煩はすまでもないことである』

この一語が、ぐつと義觀の胸にこたへた。大久保で話が出來ることなら、宮樣ならば猶ほ更ら出來なければならぬ。宮樣を措いて大久保へ來いといふのは、宮樣を輕視するも太だしい。坊主頭に青筋を立てて怒つたのは、尤もな話。宮樣に敬意を表せよといふが、執當職の肚であつたが、林は何も宮樣を敬遠した譯ではない。慶喜が恭順の意志であることとは解つてゐる。要は一に實效の如何である。宮樣のやうに謝罪謝罪では、話は何時まで經つても進まない。講和談判には、講和條約が必要である。それには當局の責任者なり、全權大使が來たらよからうといふのである。

【七】義觀に戰意あり

一體總督府のいふところは氣に食はぬ。空手で城を渡せの、軍器・軍艦を差し出せのと、太だ蟲のよすぎた話だ。城がとりたければ、腕づくで取つたらよからう。殊に林何がしの言ひ草は癪に觸はる。宮樣と大久保と同一

覲するはまだしも、宮樣を無徑あつかひは、太だ以つてその意を得ぬ。義觀は向つ腹を立てて、三月十三日、駿府の砂を駄馬の後脚で蹴散らかして、十五日大磯に著し、十六日午過ぎ、江戸城に驅け込み、平岡丹州、淺野作州、服部筑州、川勝、大久保等を集めて、駿府の一條に、油をかけて捲くし立てた。

殊に林の一言は、胸にこたへてゐるから、一翁に向つて、林がこんなことを言つて居つたと傳へた。一翁は敢へて憤ほりもせず、

『それは反間苦肉の策でムらう』

とせせら笑つたといふ。

うんと油を注いで退ぞかうとする義觀を捉へて、寺社奉行の林大學、酒井安房守、その他大小の目附連が十餘人、義觀を取り捲いて、ひそひそ話をする。義觀はうなづいて立ち去る。上野へ歸る途中、會津藩の河原某が義觀を押へて、問ひつめる。義觀は斯く斯くの次第で、宮樣も散々な目にお逢ひなされて、慶喜公の哀訴狀を初め悉んな突き返へされましたといふ。河原は、天を仰ぎ地に俯して、潸然として流涕したといふ。

抑ゝ輪王寺宮が、駿府行を決せられた折に、會津侯松平容保の臣下、梶原平馬、小室金吾、小野權之丞及び河原等は、老臣等十餘の連署せる、藩主容保に對する謝罪狀を持ち來つて、之れを慶喜の訴願と同時に、宮樣の御手を以つて、大總督宮に致されたいと哀願して來た。『容保六歳、禁闕を守護す。先帝屢ゝ手詔を賜ひ、之れを賞して遂ひに參議に叙す』云云との、容保の書を併せ記した。時に輪王寺宮は、慶喜の訴願さへ立たば、必らず次

いで容保の身に及び遣はさうとあつて、快よく之れを請けられたのであつたが、容保どころか、慶喜の訴願さへ滅茶苦茶となつて、歸つて來られたのであるから、義觀は河原に向つて、

『本も子もあつたものではない』

と答へた。

斯くして義觀が東叡山に歸つて、大慈院の一室に慶喜を訪うた時に、彼れは果して何事を奉答したるか。彼れの自から記すところに、明らかなるが如く、總督府の意は、將に徳川の社稷を、覆滅せんとするにあるを高說した。彼れは曰く、

『曩に細川氏の臣（志方司馬助を指す）を以つて、春嶽の書を致さしめたのも、靜寬院の宮の御使を慰め歸したのも、今回法親王の哀告を諭したのも、皆なこれ、手に唾せずして、江戸城池を奪取せんとするの陰謀に外ならぬ。公若し、此の點に悟らせられざるにおいては、恭　順の實效は立つても、徳川氏の社稷は、一朝にして覆滅に歸し去るであらう』

と。慶喜は憂色禁ずる能はず、

『然らば、如何にせばよろしいといふのか』

と問うた。義觀は斷乎として、

『然り、内において兵力を充實し、外に恭順を盡すの外はござらぬ』

と言ひ放つた。義觀の日記よれば、

『十七日、原田兵庫。見ニ余於王府一。云云。余甚是ニ其說一也。將使下之拜ニ源公ニ（慶喜）而悉中其所蘊上。乃進ニ之公一。公辭。兵庫乃高田侯老臣。春二月。蒙レ命守ニ衞本山一。前月從レ余至ニ小田原一者。而爲ニ左近親族一。』

とあり、原田兵庫が何事を義觀に語つたかは、茲に明瞭となつてゐないが、義觀が『其の說を是とす』と贊同してゐるところを見れば、固より德川氏の爲めに、血戰せんとするの意志であつたことは、察するに難くない。

又た平岡丹州が、上野に來つて、義觀を訪ふや、義觀は之れに向つて、

『軍艦や軍器の中で、大いに用ふるに足るものは、今の中に充分配慮されておかれたい』

といつてゐる。その折、平岡が、

『若し君公にして、軍艦を大洋に放つて、之れを我等に賜はるにおいては……』

夫れこそ、面白い芝居を打つて見せるのであるが……との意味を語つたのに對して、義觀は卽ち我意を得たりと微笑してゐる。かかる前後の關係を察する時は、義觀が、駿府を去るに臨んで、祕かに腹中一戰の覺悟を決してゐたことが、最も分明である。それ丈け彼れが尋常一樣の圓頂黑衣の緇徒でなかつたことを察すべきである。さり乍ら、僧侶は僧侶だけのこと、天下の大勢、順逆の道に暗らかつたことは、一山切つての傑僧の爲めに、惜しむに餘りがある。彼れをして怒らして歸したことは、官軍の不得策であつたにしても、怒つて歸つた傑僧の不明を、蔽ふことは出來ない。

義觀が江戸に歸著する以前、官軍の總參謀、西郷吉之助は、早く既に山岡を駿府に迎へ、進んで品川屋敷に入り、勝海舟と對談して、江戸開城の談判を開いて居つた。

義觀は、品川高輪薩邸における、勝の談判振りを耳にして、

『余意未ㇾ滿也』

と記してゐる。

* * * * * *

以上は義觀の自記せる記錄によつて、法親王訴願の經過を大觀したるものであるが、宮が駿府に下らるる前後の事情に就いて、義觀は左の如く記してゐる。

覺王院義觀日記（明治元年二月）

十一日（二月）大久保一翁。奉源公（慶喜）命。來謁吾王（法親王）曰。比來寡君在城。幽居自責。然而大怒未晴。征使將東因明日（十二日）更蟄本山。又請大王自赴京師而哀告之願。大王幸許之。王對曰。公之入山唯命。余之自赴諸臣以爲不可請。代以一价。明曉源公入山。見王復申前請。辭卑禮恭。王難乎辭。公見王也。使余侍坐側。於是余進曰。父伏見王歲垂七旬。今王自赴則必告曰。兄弟皆在膝下。而汝獨遠吾。久憂之。今而至吾心安。今德氏（德川氏）德衰。皇威斯展。亦天數耳。汝必爲德氏。則或累及於翁。如是則王無可爲矣。公乃

悟。是日公移大慈院。大慈院乃有德廟別當此自幽祖先墳墓也。十五日。細川侯臣志方司馬助。內本覺見余曰。寡君將爲源公哀告朝而無法。王爲之先則不能矣。願王速赴京師焉。源公之贄。寡君實使焉。初本月九日。寡君臣澤村周藏。自京師馳馬至。謁源公於西城。而具致其意。今王不赴。則寡君之策左矣。余曰。吾王使及列侯。既已哀告。又何加之。志方曰。但此主上親征相當耳。且夫鳥羽・伏見炮發前後之論。大君自令前驅偶應之說或除君側奸之議。徒長紛紜而無益於今。故一切辨解書皆已引去。而恭順謝罪。既已恭順應如臣子於君父耳。曰何謂恭順。曰獻城奉地唯命。余默良久曰。夫普天率土。雖一王臣土。源平以降。櫛沐各得其地。以養其臣。無故擧之。非審君不忍於其臣。臣亦不能忍於其君也。吾子所言。是道耳。非情也。夫太古世質民淳。情動而中道我而桓武彼而姬周。以至今日。史冊所載。吾子以爲如何。道也者天理也。情也者人事也。二者相須而世可治矣。吾子之論。無乃徒手而奪城池之術乎。且余側聞。京師盛徇王政復古。而建言之者曰。諸侯各私其民。有其土非古也。宜奉之朝廷清原氏建白。余竊恐終不能行也。志方拜曰。誠如公言。僕亦不能保久也。但駿甲已獻。獨有江城。於是大兵神速焉。得保其勝乎。且夫東西爭而不解。萬一外夷乘之。則神州已矣。請熟計之。余憮然曰。雖然吾王之行。豈子與余之所使也哉。曰將請源公乃赴大慈院。源公召余曰。事既至此。請煩王焉。余曰願君吾王。而親囑之。公曰。余既幽蟄。不可復見。乃請公手簡以獻王。建三策而鑑乎。東照神慮曰。速速駕而逢勅使於桑名驛也。曰遲遲而遇於駿府也。曰代遣一僧於京也。明日王自修東照本地供拈三策。而得遲。復驗百籤吉矣。一信向天飛等云々。

之れに依つて以つて、義觀の心懷に、何事を蓄へたるかを知るべきである。

【八】恭順の實效と責任者

駿府において、官軍參謀林玖十郎が、覺王院に向ひ、

『大久保一翁でも寄こした方が、早くラチがあく』

といつたのは、何も輪王寺の宮樣と、大久保とを天秤にかけて、輕重を量つた意味ではない。

『幕府の責任者を出さなければ、實效が立たぬ』

との意味である。それを義觀が疳癪の種にしたのは、元々此方の腹に、大蟲がむずついてゐたからである。宮樣に愛相がなさすぎたのは、總督府も惡い。しかしここで喧嘩腰で歸つたのでは、宮樣下向の本旨が水泡に歸するばかりか、第一、慶喜恭順の意が、臺なしになるではないか。

幕府の責任者でさへあれば、大久保一翁に限つた譯でなく、勝海舟でもよい。大久保であれば、話が解ると思つたからである。當時江戸城では、慶喜が東歸して以來、老中・若年寄の制度が改められて、人材拔擢を行ひ、國事御用掛に改められた。これは慶喜が大政を奉還して、一大名となつたといふところからでもあるが、主戰派や、情實慣習を一掃して、新人材、即ち恭順の誠意を理解し得る人物を集めて、大局を誤まらしめざらんとする考へからであつた。

明治戊辰の正月二十三日、官制の改革を行つて、旗下の大久保、勝などの人材を拔擢（ばつてき）したが、更らに二月に到り、老中職に一大斧鉞が加へられた。

幕府の職制改革と人材登庸（明治元年二月）

松平豐前守
　御役御免如前ニ雁之間詰被二仰付一差控可レ罷レ在候

竹中丹後守
　御役御免柳之間席被二仰付一差控可レ罷レ在候

塚原但馬守
　御役御免差控被二仰付一レ之

永井玄蕃頭
平山圖書頭
室賀甲斐守（御側）
　御役御免被レ成候

瀧川播磨守（大目附）
大久保主膳正（陸軍奉行兼）
戸川伊豆守（大目附）
松平河内守（御勘定奉行）
大久保能登守（奥詰銃隊頭）
　思召有レ之御役御免被レ成候

御役御免被レ成候

星野豊後守（御勘定奉行並）
牧野土佐守（歩兵奉行兼）
設樂備中守（御目附）
新見河内守（同上）
榎本對馬守（同上）

二月九日附を以つて、大久保一翁が、松平慶永に宛て、此事を報道したる文中においては、『此中には甚可レ惜人も兩三人も有レ之候』といつてゐるが、孰れにしても、江戸城の陣立は一變して、守舊派に代つて、新進派が登場した。即ち新陣容の中心人物となつた人人は、

若年寄	平岡丹波守（道弘）
同	石川若狹守（總管）
同	川勝備後守（廣運）
同	淺野美作守（氏祐）
陸軍總裁	勝安房守（麟太郎）
同副總裁	藤澤志摩守（次謙）
海軍總裁	矢田堀讃岐守（鴻）

同副總裁　榎本和泉守〔武揚〕
會計總裁　大久保一翁〔忠寬〕
同副總裁　成島大隅守〔弘　〕
外國總裁　山口駿河守〔直毅〕
同副總裁　河津伊豆守〔祐邦〕

であつた。一翁は二月八日夜、會計總裁より轉じて、若年寄事務取扱となり、其他役柄には、時々移動があつたが、孰れにしても、是等の人物は、新内閣の重鎭ともいふべきであつた。

即ち林玖十郎が大久保の名を指したるは、責任者を出せといふのであつて、宮樣の話も、慶喜の歎願も、意味は解かつてゐるが、慶喜は罪を待つべき本人であり、宮樣は無責任的地位の存在である。現任内閣、即ち當局の責任者が、意嚮を明らかにするのでなければ、實效は立たぬといふにあつた。

第二章　山岡鐵太郎と西郷吉之助

【一】山岡鐵太郎の登場

慶喜自身の嘆願書を出しても、幕臣諸侯連名の哀訴狀を致しても、越前春嶽、尾張慶勝の周旋を以つてしても和宮、天璋院の御力を以つてしても、輪王寺宮の御袖にすがつても何等の驗がない。慶喜としては盡す丈けの手段を盡したが、それでも朝敵の汚名を拭ふに由なしとすれば、最早や匙を投ずるの外はない。

上野東叡山大慈院の一室に屛居したる慶喜が、世の儘ならぬをはかなみ、身のはかなきを悲しむの外はなくなつたのは、議論は兎に角、その心情を察すれば、到底、涙なきを得ぬ。

花もまた哀れと思へ大方の
　春を春とも知らぬわが身を

爛漫として開く東臺の櫻花を見ても、さびしさは、直ちに我が身の上に迫まる。

この頃はあはれいかにと問ふ人も
　とはるる人も涙なりけり

主從の情誼は、咲いて武士道の花となる。昔にかはる姿を見て、相擁して泣くところに、至上の美がある。又

た星なき空に、裂帛の聲を聞いて、

聞くたびに袖はぬれけりほととぎす
　今年ばかりは鳴かずもあらなん
さらぬだに涙はたえぬこのごろを
　いかにせよとか鳴くほととぎす

萬策既につきて、兩手を投げ棄てたる身に、鳴き過ぐる杜鵑の聲、そはただ、人をして斷腸の思ひあらしむるのみ。『いかにせよとか』の一句に、慶喜の心底よりの叫びがある。

晴れやらぬ人のこころを空に知りて
　雨も今年は降りつづくらん

さらぬだに陰鬱なる五月雨である。綿〻裁ちがたき恨みをつつむ身には、堪へがたき雨聲であるに相違ない。されど慶喜は『晴れやらぬ人の心』といつてゐるが、果して晴らすに道が盡きたのであるか、猶ほ他に何ものか殘されしものはないか、ここに考ふべき餘地は充分にある。

雄藩に頼むもよい。女性にすがるもよい。法親王に願ふもよい。されどそれらは皆な、地位はあつても責任はない。慶喜が恭順の意志を表明するには、第一に責任の當局にあるものが、當面に立たなければ、何時まで經つても、條理は立たない。慶喜は何故に玆に著眼しなかつたのであらうか。著眼はしても、江戸城中を動かすの力

がなかつたのであるか。一翁にしても安房にしても、幕臣中においては、傑出したる人材である。その上大義も知つてゐれば、順逆も心得てゐる。大久保は『上御一人（慶喜）確然故、昔（自分）右御前申上、盡ニ死力一激論を説破仕居候。老後の一戰同樣に而、以レ身爲レ的、罷在候』（二月六日附松平慶永宛）といつて居り、勝も『我徳川氏罪を得二天朝一臣案數千、寃罪を愁訴せんと欲して、其志不レ達。既に同胞相食んとす。臣愚が輩、其忠諫盡力すべき處、其機を失する、既數年前に在り。今日悔悟涕泣するも不レ能レ及』（二月十五日本多修理に建白）といひ、その徳川氏に忠なるは、勝を賣國奴の如く罵しる者も、之を認めざるを得ない。慶喜が是等の當面の人材を用ゐずして、一身潔白の道を立てんとしたのは、如何に他に事情の存するものがあつたとしても、慥かに本筋ではない。

小笠原壹岐守（長行）が二月十日辭任し、次いで稲葉美濃守（正邦）が退いた後は、老中ガラ空きとなり、一翁は責任の地位に立つて、獨り不眠不休の健闘を續けてゐる。その次第は、二月十九日、春嶽に與へたる一翁の書中に、

〇閣一人も無レ之、稲美（稲葉美濃守）引中、月番も心得計故、何事も御手延、甚恐入候。昔（一翁をいふ）諸家家來、諸役人引合。舌戰可レ眠暇も無レ之、毎夜夜打に逢候而、勞極候。

とあるによつて、最も明瞭に察知することが出來る。

大久保・勝等は、慥かに江戸城中の傑物であつた。又た事實においても働いても居つた。それを慶喜は何故に大いに用ゐなかつたのであらうか。用ゐないばかりか、疎外の風さへ見ゆるのは、穴勝ち老中、若年寄連の感情か

らばかりとは思はれぬ筋がある。勝も不平、大久保も不平、時に癇癪を起して引き籠つては見ても、徳川氏を思ふの情誼にほだされては、小の蟲を殺して、大の蟲を活かさうと苦心してゐるのである。

大久保一翁より松平慶永に贈れる書　〔明治元年二月二十二日〕

極内申上候。東臺へ被レ爲レ成候上は、兎も角も、御趣意一筋御貫故、如レ翁〔一翁〕狂愚も、一ケ月計、既勤積候。然に忽御人撰筋安藤對馬諏訪因之類、大に可レ變勢、不レ可レ防、不レ可レ當に付、御使一條、二三大事件、御任之廉々、今少取調出來次第、引籠と決心仕候。右等に而、胸痛も甚敷、勤兼候。乍レ恐御近親之中、中上候も、本意の至りに候得共、田卿〔田安慶頼〕御勢御盛に相成、翁輩建言、中々不レ通次第に至るべくは、眼前に相成候。現一大事共微安對州諏因州可出勢。田公思召計候はゞ、何樣にも諫爭可レ仕候得共、何樣之御内沙汰々々々々との御口氣に不レ可レ防存候。乍二隱居一參政御役に對し、決心之外無レ之候。勝氏〔安房〕も、陸軍局中、歩兵等自由に不二相成一との中立に而、既に引込退役願中に付、察候に、歩兵云々は託言と存候。全は翁同病と被レ察候。激論家に而、可レ被レ殺覺悟、一二度有レ之、漸く說破仕候得共、夫は死候而も快、此度之眞綿〆は双より恐、一人死に而は、不二相濟一。天哉。泣涕九拜。〔別紙略〕

二月二十二日〔明治元年〕　　一翁　寛

此書によつて、江戸城中權勢の集まるところ、大久保、勝の失意の狀態は、自から彷彿して來る。慶喜が東叡山に屏居した理由も、單に表向きの恭順ばかりでなく、內面的に、複雜した事情の存したことをも、察するに難くはない。

されどこれは內輪のこと、恭順を表するの道においては、膽力もあり、識見もあり、眞逆間違へば、江戸百萬の生靈の爲めに、一死以つて大任を完うする底の人物を用ゐ、ここは腹力で仕事をせねばならぬ。慶喜にこの糞度胸があれば、問題は今少しく早く目鼻がついてゐたのだ。今まで慶喜が力を盡さないのではない。盡し過ぎるほど盡してゐて、すべて枝葉に勞し切つてゐる。本幹には少しも觸れずに、早くも悄然として、頭べを垂れてゐる形がないでもない。されど天必らずしも、人を捨てず、恭順の道、將に殆んど絕えんとする時に當つて、本幹を鷲掴みにして、現はれ來つたものが、鐵舟、山岡鐵太郎であつた。

【二】 山岡鐵太郎と德川慶喜

山岡鐵太郎〔高歩〕は、生粹の旗本で、勝海舟〔安房〕と同じく、本所の生れである。槍を學び、劍を學び、禪を學び、書を學び、自から悟入するところあつて、鐵石の心膽を錬つた。

慶喜、大慈院に屏居の後は、關口艮輔〔隆吉〕と共に、『精鋭隊』七十餘人に長として、別に倔強の若者六十人を

見廻組として、上野を警衞してゐたが、公正無二の赤誠を披瀝して、一意恭順の道を盡さんとする慶喜の意志を察するものなく、甲論乙駁、江戸市中徒らに喧喧囂囂たるのみにて、慶喜ひとり憂心忡忡たるの状を見兼ね、一日、山岡は憤然、大慈院の一室に慶喜を見て、單刀直入、

『今日切迫の時勢に當り、公の恭順の御趣旨は、如何なる御考へに出でさせらるるか』

直ちにその本心を打ち叩いた。慶喜は、諄諄として事情を說き、衷心を吐露していつた。

『予が今日の不遇は、固より一身の自から招くところ。今ま更ら誰れをか恨みん。何事も、我が心之れを耐ふれば足る。然し乍ら、ここに忍ばんと欲して忍ぶ能はざるものは、朝敵の汚名を蒙むつて、祖先の名を辱かしむるの一事である。故に予は朝廷に對し、公正無二の赤心を以つて、恭順謹愼の意を表すと雖も、今に至つて恩命の御沙汰がない。朝敵の命、既に下りし上は、とても予が生命を完うすることは成るまじ。天地廣しと雖も、今や我が身を容るるの寸土なく、かくまで衆人に惡まれ果てたること、返へすがへすも嘆かはしきことである』

胸つぶれ、情迫まつて、慶喜は思はずも落淚した。固より血あり淚ある鐵舟である。思はずも暗然となつたであらうが、ここで慶喜と共に泣く男であれば、女同志の慰め合ひに異ならぬ。彼れは忽ち大喝一聲、

『何を弱きつまらぬことを、メソメソと仰せらるるか。恭順恭順と、泣き言だけでは意味は通じませぬ。察するところ、謹愼などと申さるるは、眞赤な詐りと覺えたり。何か腹の底に企らまれたることでもあるに相

違御座るまい。』

と詰め寄せた。鐵舟の一語、單に豪快とのみ見る勿れ。蓋し此の一語は、千鈞の重みがある。皮肉にあらず、詭譎にあらず、鐵舟心肝の熱誠が迸ばしつてゐる。

慶喜も、鐵舟をば、頼もしき者と思ひしか、敢へてその暴言を咎めず、

『何ぞ予に別心あらんや。何事の仰せがあらうとも、朝命には背かぬ、無二の赤心である』

と對へた。別心あるや否や、改めて聞くまでのことでないにしても、假りに一歩を誤まれば、千仞奈落の底に陷いらねばならぬ。一語確然として、人の腸を掴み來たるところに、鐵舟の面目がある。彼れは曰く、

『聊の異心なく、眞の誠意を以て、御謹愼遊ばさるることとなれば、何も面倒はない筈。直に朝廷へ貫徹するの道を講じさへせば、御疑念は固より氷解いたされよう。此の儀、鐵太郎へ御一任下さるるにおいては、屹とお引受け申し、必らず赤心を以て徹底いたすであらう。鐵太郎、死するの後は兎も角、眼の黑き間は、御心配御無用！』

と斷言した。

慶喜も鐵舟の誠意を頼み、一切を授けて彼れに託した。鐵舟の胸中、果して如何なる成算があつたか、彼れは天地に誓ひ、死を決して事に當り、必らず初志を貫徹せんと期したのである。かくして彼れは、一二の重臣に向つて、之れを諮つたが、固より一顧を與ふるものがなかつた。當時の事情に關して、鐵舟は自記して曰く、

【註】山岡鐵舟居士の自記は、越えて明治十五年三月、戊辰當年の駿府大總督府訪問の顚末を記錄せるものにして、自から題して『慶應戊辰三月駿府大總督府に於て、西郷隆盛氏と談判筆記』と爲してゐる。記述頗ぶる詳細を極め、西郷との會談も快心を叫ばしむるものがある。世に之を傳へて『兩雄會心錄』とも唱へてゐる。茲には表題を略して次の如く約して置く。

談判筆記（山岡鐵太郎自記）

戊辰ノ年、官軍、我主徳川慶喜、御征討ノ節、官軍ト徳川ノ間、隔絶、舊主家ノ者、如何トモ盡力ノ途ヲ失ヒ、論議紛紜、廟堂一人トシテ慶喜ノ恭順ヲ大總督宮ヘ相訴ル者ナク、日夜焦心苦慮スルノミ。其内譜代ノ家士數萬人、論議一定不レ致、或ハ官軍ニ抗セントスル者アリ。又ハ脫走シテ事ヲ計ラントスル者アリ。其勢言語ニ盡ス能ハザルナリ。舊主徳川慶喜儀ハ、恭順謹愼、朝廷ニ對シ、公正無二ノ赤心ニテ、譜代ノ家士等ニ示スニ、恭順謹愼ノ趣旨ヲ嚴守スベキヲ以テス。若シ不軌ノ事ヲ計ル者アラバ、予ニ刄スルガ如シト迄シタリ。故ニ予、舊主ニ述ルニ、今日、切迫ノ時勢、恭順ノ趣旨ハ、如何ナル考ニ出候哉ト問フ。舊主示スニ予ハ朝廷ニ對シ、公正無二ノ赤心ヲ以テ謹愼スト雖モ、朝敵ノ命下リシ上ハ、トテモ予ガ生命ヲ全フスル事ハ成ルマジ。斯ク迄、衆人ニ惡マレシ事、返ス返スモ歎カハシキ事ト、落淚セラレタリ。余、舊主ニ述ルニ何ヲ弱キ、ツマラヌ事ヲ申サルルヤ。謹愼トアルハ詐ハリニテモ有ランカ。何カ外ニタクマレシ事ニテモ有ルベキカ。舊主曰、予ハ別心ナシ。如何ナル事ニテモ朝命ニ背カザル無二赤心ナリト。余曰、眞ノ誠意ヲ以

テ謹愼ノ事ナレバ、朝廷ヘ貫徹シ、御疑念氷解ハ勿論ナリ。鐵太郎ニ於テ、其邊ハ屹ト引受、必ズ赤心徹底可レ致樣盡力致スベシ。鐵太郎、眼ノ黒キ内ハ、決シテ配慮有レ之間敷ト斷言ス。爾後自ラ天地ニ誓ヒ、死ヲ決シ、只一人官軍營中ニ至リ、大總督宮ニ此衷情ヲ言上シ、國家ノ爲ニ無事ヲ計ラント欲ス。大總督府本營ニ到ル迄、若シ予ガ命ヲ絶者アラバ、曲ハ彼ニアリ。余ハ國家百萬ノ生靈ニ代リ、生ヲ捨ルハ、素ヨリ予ガ欲スル處ナリト。心中、青天白日ノ如ク、一點ノ曇リナキ赤心ヲ、一二ノ重臣ニ計レドモ、其事決シテ成リ難シトテ肯ゼズ』

と。山岡の誠意は、固より認むるに足るものがある。然し乍ら彼れは一箇の幕臣に過ぎぬ。和宮、法親王の尊ふときを以つてしても、天璋院の因縁を以つてしても、尾・越の力を以つてしても、列侯連合の哀訴を以つてしても、遂に動かすことの出來なかつた大總督府である。高が一介の微臣を以つて、何うして此の難業を達することとが出來よう。況んや單身、官軍重圍の海道を下るが如き、無謀の太だしきものであると考へられたのは、決して無理ではない。

併も此の無理ならざる衷心を打抑して、鐵舟は敢へて進んで壯擧を企てんとしてゐる。此時、鐵舟に陰謀ありといふ勿れ。遠慮ありといふ勿れ。彼れは只だ、耿耿一片の赤心を投げつけて、皇師の前に、仁義の大道を說かんとするのみであつた。而うして之れを說くや、口を以つてせず、舌を以つてせず、血を以つてし、骨を以つてせんとしたのである。

【三】　山岡鐵太郞と勝安房

當時幕中の傑物は、勝安房である。山岡は此の時まで、未だ勝と一面識をも有しなかつたが、夙に勝が雄才あることは、之れを耳にして居つた。故に山岡は、老臣連の語るに足らざるを知るや、直ちに勝の門を叩いて、衷心を披瀝した。それは明治元年〔戊辰〕三月五日であつた。

勝も山岡の名を聞かぬではなかつたが、一徹者で大略の才あるものとは見てゐなかつた。故に始めて山岡と對座した時にも、さして信用を置いてはゐなかつた風である。殊に山岡は直言直行、人を忌まざるの風があるのでその言語も隨つて、水落ち石出づといふ形であつた。勝は名に負ふ智者である。策もあり略もあり、笑つて之れに對し、竊かにその肚裡を見んとしてゐる。正直者と横着者とが、向ひ合つたのであるから、手放しで惚れてはかからぬ。山岡は此時の會見を自記して、

『當時、軍事總裁勝安房ハ、余素ヨリ知己ナラズト雖モ、曾テ其膽略アルヲ聞ク。故ニ行テ是ヲ安房ニ計ル。安房、余ガ粗暴ノキコエアルヲ以テ、少ク不信ノ色アリ。』

と記してゐる。

山岡は委細お構ひなく、慶喜との對談顚末から、恭順の途を立つべく、單騎、官軍重圍の海道を下り、大總督府に乘り込み、天下の大道を洞開せんとするの意志を披瀝した。勝は半ば問ひ試むる氣にて、

『貴君のお志は、洵に以つて御立派ぢやが、サテ何として、官軍の營中には行く氣だナ』
と逆問した。山岡曰く、
『道は天下の大道ぢや。故なくして人の通行は阻まれまい。況んや皇師の之れを守るにおいてをやぢや。朝敵德川慶喜の臣とあつては、固よりそのまゝには、捨て置く氣遣ひはない。捨て置く氣遣ひがないとして、サテ何とするか。要するに、この鐵太郎を斬るか、縛るか、二タ道の外はムるまい。』
『さてその時は、何と召さるるか』
『されば、その時は鐵太郎、兩刀を渡し、男らしく縛につきませう。若しまた、斬らんと致さば、白刃の下に身を置き、大總督の宮の御前にて、腹中を吐露せんのみ。拙者の申すところ、お氣に召さずば、その場で斬らるるまでのこと、若し道理ありと聞かるる時は、この處置、拙者に御一任あるべしと、お引き受け申さう。堂堂たる皇師のことなれば、官軍中において、必らずや人傑の士もあらう。道理なくして人を殺すやうな、無謀はよもあるまじ。若しありとせば曲彼れにあり、直我れにあり。正正堂堂、その罪を責むるにおいて、何の憚かるところかあらん。』
と、儼乎として言ひ放ちたる鐵太郎の態度を、つくづくと見入てゐつた海舟は、此時始めて心を許し、快然一諾、眞男兒を得たることを悦び、さらばと筆を執つて、官軍參謀、西郷吉之助に宛てて、一書を認め、之れを鐵太郎に託した。鐵舟の自記に、

談判筆記〔山岡鐵太郎自記〕

當時、軍事總裁、勝安房ハ、余、素ヨリ知已ナラズト雖モ、曾テ其ノ膽略アルヲ聞ク。故ニ行テ是ヲ安房ニ計ル。安房、余ガ粗暴ノ聞ヘアルヲ以テ、少シク不信ノ色アリ。安房ハ、余ニ問フテ曰、足下如何ナル手立ヲ以テ官軍ノ營中ヘ行クヤト。余曰、官軍ノ營中ニ到レバ、彼等ハ必ズ余ヲ斬スルカ、縛スルカノ外ナカルベシ。其時、余ハ雙刀ヲ渡シ、縛スレバ縛ニツキ、斬ラントセバ、我旨意ヲ一言大總督宮ヘ言上セン。若シ其言ノ惡クバ、直ニ首ヲ斬ルベシ。其言ノヨクバ、此ノ所置ヲ余ニ任スベシト云ハン而已。是非ヲ問ハズ、只空シク人ヲ殺スノ理ナシ。何ノ難キコトカ之アラント。安房、其精神不動ノ色ヲ見テ、斷然同意シ、余ガ望ニ任カス。

流石は快男兒、山岡鐵太郎だけのものはある。先づ身を火中に投じ、六尺の壯身を横たへて、如何やうにも成るに委せんとす。是れ勇者の行ひにして、智者の未だ到らざるの境地、勝の斷乎として、山岡に任じたるも、亦た此の間の呼吸に得たるものであらう。

*　*　*　*　*　*

海舟は、當時の心境を、彼の日記、三月五日の條に、左の如く記してゐる。

旗本山岡鐵太郎に逢ふ。一見、其爲人に感ず。同人申旨あり。益滿生を同伴して、駿府へ行き、參謀西郷氏へ談ぜむと云。我れ是を良とし、言上を經て、其事を執せしむ。西郷へ一書を寄す。

と認めてゐる。此日、兩雄の快契は、明治史における一大光輝を點じたる、彼の江戸城明渡に向つて、最初の一燈を點じたるものであつて、眞に特筆大書すべき會見であつた。

【四】 勝安房の信條と確信（一）

勝は自ら官軍に使せんとす

勝は終始一貫して、恭順論者であつた。而うして彼れの恭順論の出つて來るところは、固より名分論より發してはゐるが、別に彼れは、國家大局の上に、著眼することを忘れなかつた。

勝安房より參與に贈る建言（明治元年正月十八日）

近々官軍問罪之御擧ありと。臣子之分、只一死ある而已。何ぞ患とするに足らむ。其曲直是非に至りて

は、強て今、分別を論ぜず。稍く空漠に附して、百歳公議之人を待而已。昨今米利堅之報告に云。官軍兵庫之居留を襲ふ故に、墩を築き、兵士を分て、其地を固守し、軍艦を呼び、英・佛も亦然り、長崎地方の如きは、未だ其確示を不レ得といへども、恐らくは同轍に過ぎざるべし。臣愚聞レ之而、痛哭悲嘆に不レ堪。遠くは印度之破れ、近くは支那之地、長毛官兵、是非曲直を鳴らして、同屬相喰、西洋諸國、其虚に乘ず。今哉、皇國殆んど同轍に陷らんとす。口に勤王を唱へて、大私を挾み、皇國土崩、萬民塗炭に陷るを察せず。是を何とかいはん。臣、上進して微衷を愬訴せんとすれども、有罪、小臣、我主と一死を待而已。然れども此千載之遺恨を如何せん。臣、斬首者、前にあれども、默止するを不レ得、希くは此微志を以て、參與閣下に代訴せられん事を。恐惶謹言。

徳川陪臣　勝　安　房

とあるは、戊辰正月十八日、勝が、松平春嶽に致して、之を參與に致されんことを託したる書簡である。彼れが如何に、兄弟、牆に鬩ぎ、外國の侮りを受けんことを懼れたるかは、言表に脈脈として生動してゐる。

抑ゝ慶喜の歎願書については、之れを官軍に齎らすべき人物は、勝を措いては、他に人なしと論ずるものがあつて、同日〔正月十八日〕閣老より、勝に下命があつた事實がある。然るに一部人士の間においては、勝の下向を喜ばず、

『勝が參れば、屹度、官軍に達するには相違ない。併し乍ら、彼れは薩奴と仲よしであるから、先方に留ま

つてゐる間に、どんなことを仕出かすかわからない』と横槍を入れるものが出たので、その夜、閣老から取消の命が下つてゐる。和宮御使が立たれるやうになつたのは、此の時のことであつた。當時、勝が三道の城主へ宛てて認めたる書に曰く、

勝安房より三道城主に與ふる書〔明治元年正月〕

其形を取て、其情を盡さざるは、天下之公平にあらず。伏見之擧、小卒之誤に發す。既に先五六年、毛利家闕下に不敬ありといへども、其情實判然たる時は、亦今日之如し。天朝といへ共、一も罪なしといはんや。況、我徳川氏に於てをや。其誤を誤とし、其情實を盡し、其條理を正し、初めて公私如何を決すべきなり。事倉卒に發し、大令倉卒に出づ。侯伯之職、其忠諫盡力、一死を以て國に報ずべき時歟。聞く三道之侯伯。其城邑を火せんとする風聞あり。或は首鼠兩端、不決なりと。殊に痛恨に不レ堪處なり。既に舊歳、協力同心皇國を富強し、萬民を撫育する令あり。天朝、亦卓實一新之大令あり。然るを思はず、其情實を捨て、主家に敵せんとするか。忠諫の事なきは、尤以て怪むべし。皇國土崩を不レ悲歟。空議今日に及ぶは、小臣至愚といへ共、解せざる所なり。一朝、靉靆之軍に列り、猛卒百萬を率ひて、東下すとも、決て臣等の恐るゝ所にあらず。軍門に推參して、是非曲直を問はん。今先、一書を以て呈進す。宜しく擲捨するなかれ。謹言。

辰　正　月〔明治元年〕

勝　安　房

三道之城主　机下

海舟、意のあるところ、戊辰劈頭のこの書において、既に業に彰明較著である。中に『軍門に推參して、是非曲直を問はん』といつてゐるのに見て、勝が、官軍中、その人なきにあらざるを、信じたるを知るべきである。

而うして勝が、巨眼を以つて睨みたる人物は、果して何人なりしか。

【五】勝安房の信條と確信（二）

片桐且元の苦衷に比擬す

勝は又た、夙に德川の天下の、最早や守り難いのを見拔いて居つた。それは固より天下の人心の、既に德川氏を去つてゐるが爲めでもあつたが、東照神君以來の厚恩に浴する親藩の諸侯が、賴むに足らざるを看破してゐたからである。正月二十三日、江戸城中の役員に變更があつた際、海舟が感想を述べたるの一節に、

開城前記（勝安房自記）

當時の形勢、閣老板倉伊賀、酒井雅樂、小笠原壹岐、其他御譜代之小侯は、京師より官位被㆓召上㆒る者あ

り。或は事變に狼狽して、退隱を乞ふ者、亦上國へ馳登て、其領國を保たんとする等、人心恟恟、其方向を失す。錯亂甚敷を以て、皆英意に出づる所以を以て、戮力同心、御家之再興を以て、死力を奮ふべき時敗。嗚呼、人倫之大變に當て、上、三家・三卿を初、井伊・榊原・酒井之輩、何之面目有てか私營を先きんじ、主家に盡力するの薄きや。小臣頗る憤に不レ堪といへども、能く思惟すれば、其いわれ無きにあらず。百年にして公評定る。今果た何をか云はん。

と慨嘆してゐる。抑ゝ徳川の倒るる所以、外にあらずして、内にあり。若し百藩一心、慶喜恭順の意志を奉じて皇師に對するに道を以つてしたならば、徳川氏をして、一層光輝ある終りを遂げしむるに到つたであらう。

勝が如何に大局を察し、確乎不拔の信條を有したかは、二月二十三日の上書の一節において見えてゐる。

開城前記 （勝安房自記）

臣、此時上言云く、凡、興廢存亡は、氣數に關す。亦、人力の能くすべき所にあらず。今若、戰に決せば、上下、唯一死を期す而已。臣、軍艦を督して駿河之海濱に出て、上岸二三百之兵を以て官兵を拒き候は、我兵衆寡敵せず、一敗せむ。其敗に乘じて、敵兵淸見ケ關近傍に過らば、軍艦を進めて、横に是を攻撃せむ歟。極めて敵を敗る事、必せり。卽時我兵を增して、接戰し、艦より敵の中央を破らば、反掌の間、必勝せんこと疑なかるべし。此の機に乘じ關東の士氣彌奮はば、悉に海道の味方を督責し、火を放ちて、敵の來往を

妨ぐべし。然らむ後は、軍艦三艘を率いて、攝海に乘入り、西國・中國の海路を絕て、しばらく天下の變を伺はむ歟、總督兵敗走せば、他二道の官兵、施す策を失はむ。また上國海路を絕れて、運送自由を不ㇾ得時は如何。其他に策を行はるべき哉。然とも、是より天下瓦解し、九州の侯伯、英國に通じて、其志を逞くせんとするは、實に其の行く處を知らず。然らずして、天怒を恐れ、天裁を仰ぎて、順々として、其條理を蹈まんと欲せば、至難重り到り、終にまた其終る所を知らず。唯、臣等、君上〔慶喜〕之決心を拜承して、一死以て奉ずべきなりと。凡、關東の士氣、唯、一朝之恩に其身を忘れ、從容として、大道を踏む人に乏敷、況哉、策を帷幕に廻らし、必勝を未前に祭する者を不ㇾ聞。且、戰を主張する者は、一時、潔きに似て算なし。上國之士等、舊歲已來之所置を考れば、所謂、逆にとりて順に守るの風あり。亦我を激して、其策に陥らしむる策多くして、先勝後に戰ふ所、伏見の一擧、薩士三百五十名に過ぎず。長人三百餘名、其他は勝敗を見て進退を決するの徒なり。我兵、一萬五六千名、一敗塗ㇾ地、死を以て國に報ずるの士なし。關東の士官、何ぞ其略無き哉。今彼〔官軍を指す〕大勝に乘じて、猛勢不ㇾ可ㇾ當。天子を護して、群衆に號令す。尋常之策の如きは、其敵する所にあらず。我今、至柔を示して、報ㇾ之に誠意を以てし、城可ㇾ渡土地可ㇾ納、天下の公道に處して、其興廢を天に任せんには、彼また是を如何せん哉。然りといへども、此事至難にして、容易く行ふべからず。故に中て云ふ。君上〔慶喜〕之御決意確乎不拔に出ざれば、臣等の方向定まるべからざるなり。萬にして此事成らば、下民心服すべく、天下響應すべく、我德川氏之政、中興にして、革命之業成るべし。

而後、上天朝に對し、下萬民に向て、其職を辱めざるべし。是、此機に乘じて、從前之汚辱を一新すべきの時歟。崇論高議して、空敷、時日を消すべきは、不可ならん歟。云々。

海舟の見るところ確乎として動かず、山岡が慶喜に謁してその決心を促がし、官軍幕中に星馳して、恭順の實を樹てんと志したところと、殆んど符節を合するが如きものがある。海舟が鐵舟を一見し、その所論を聞き、膝を叩いて、快哉を叫んだのは、抑ゝ亦た、故あるかなである。

而うして勝が、如何に外虜の覬覦を察し、國家存亡の危急を救はんとして、之れに熱誠を注ぎたるかは、二月十七日、越前春嶽を通じて、太政官參議に致したる、上書によつて明らかにされる。その文に曰く、

勝安房より參議に致せる建言書（明治元年二月十七日）

臣愚、微志を雖レ欲レ達ニ於政機于朝臣一、鄙身有罪之小臣成るを恐れて、不レ能。夫日、空敷默止して、臣節に死するは其分也。雖レ然、有罪と無罪を不レ論、爲ニ國家一、鄙言を盡すものは、皇國之一民、今日在るを以ての故なり。伏而惟、皇國外國之交通開けてより、尊王斥夷、開鎖異同之說興りしより、同鬩憤爭、是が爲に死する者、連年として不レ絕。是其政機之轉ずべきもの、不レ轉、徒に鎖國一邦に可ニ成るこの舊則を守て移らざるの故歟。或は其政機之移る所、遲々として、化育の速に成らざる故歟。下言中に壅塞して不レ通故歟。其憤爭之跡を考れば、頗る過激に失すといへ共、其情を察する時は、共に皇國を慈ふ、一念深きに發せり。是が爲に

死する者、其深怨の歸する所、又何人に在る哉。今日に到りては、我德川氏、罪を得二天朝一、臣業數千、其寃罪を愁訴せんと欲して、其志不レ達、既に同胞相喰とす。臣愚輩、其忠諫盡力すべき所、其機を失す、既に數年前に在り。今日悔悟涕血すとも、及ぶ能はず。今我、獨り其誤を悔て、仰二天裁一ものは、臣子之分、慚愧斷腸す共、能はざる所、終に激怒して同胞憤爭之基固く、垂御道なく、是が爲に、百萬之生靈、其災害を逼れざるの勢あり。關東如レ斯成るを聞て、上國、是を笑ふ者は、戰略に妙なりといへ共、王者之政、生靈を愛護する道にあらず。舊歲、毛利家二國に蟄して、弱轉して强と成る。關東、今日の弱者、豈、後日之强者に轉ずるを思はざらん哉。且、同胞相喰む、憤死之怨、亦何人に歸する哉。況哉、譜代の主を捨て、官軍に加はらしむる者は、君臣父子、相喰之道にして、羸弱之者、一時猛勢に恐るる所に出づる歟。天朝之尊嚴を知て、如レ斯成る歟。知るべからずといへども、內心危懼、邦內人心離散之基と成るべき、必せり、小臣が輩、哀訴せんとする者、數百人、然れ共、黨を結び、强訴するは、我が主の意に反す。小臣代て其微志を愁訴す。亦興敗と戰爭を恐るるにあらず。一片之誠心、爲二皇國一開き難きの口を開き、明白に其情實を訴ふ。希くは高明至正の雙眼を以て、了察高評を仰ぐに在る而已。恐惶謹言。

辰　二　月〔明治元年〕

勝　安　房

憂國の熱誠は、字表に橫流し、經國の大眼は、時勢を洞察し、一言一句、確乎として動かず、卓識といふべき

である。
海舟は亦た、山岡鐵舟の進言を竢たずして、夙に官軍參謀西鄕吉之助に著眼するところがあり、西鄕・海江田に宛て早やくも一書を飛ばしてゐる。海舟日記の二月十七日の條に、『征東之官軍督府之參謀中、西鄕吉之助、先鋒之參謀、海江田武次、木梨精一郎等、陪從之聞えあり。此頃、薩藩花川某、上京を告ぐ。ゆゑに、此便に附して、西鄕・海江田之兩氏へ一書を送る。』として意中を明らかにしてゐる。此一書は、後に山岡に託して、西鄕に致したるの書と、殆んど同一文字であるから、ここには略する。
更に、勝が西鄕に著目し、彼の人物風格に期待してゐたことは、元治元年、初めて西鄕と會見した時からのことで、勝が皇政復古派の人物中、西鄕・大久保・木戸を、如何に重要視してゐたかは、左の一記事でも分明である。

探訪密告（慶應三年丁卯）

慶應三年（丁卯）、上國に在て事を執る者、探索者の密告せし處有といへども、皆、皮相の見にて、多くは、門閥家を以て、是が最とす。予が考ゆる處、是と異なり。

薩藩	西鄕吉之助	大久保市藏	伊知地正二（治）	吉井幸輔
	村田新八	中村半次郎（桐野）	小松帶刀	税所長藏

萩藩 ｛桂　小五郎〔木戸〕　廣澤兵助　伊藤俊助　井上聞多〔馨〕
　　 ｛山形狂助〔山縣〕　前原〔一誠〕　山田市之丞〔顯義〕
高知藩　後藤象次郎　板垣退助
佐賀藩　副島二郎〔種臣〕　大木民平〔喬任〕　江東俊平〔江藤新平〕　大隈八太郎〔重信〕

此輩數人に可レ不レ過。然も大事を決するに到つては、西郷・大久保・桂〔木戸〕の手に出で、其他は是を賛し是を助くるに過ぎるべし。〔海舟手記〕

人物を見るの活眼は、確として動かざるものがある。西郷が、『勝安房・大久保一翁といふ智者を向ふに廻はして、一戰を交ふるは、合戰の一樂』といつてゐるやうに、東西の兩雄、共に各ゝ、其人の風手陣容を胸に描きつつ、次第に相近づくの狀は、猛虎は深山を出で、蒼龍は雲を拓いて降り來るの觀がある。然も、海舟の苦心は、尋常一樣ではない。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

官軍を前面にひかへ、內に過激の士を抑へ、流石の勝も、苦心慘澹の狀と見えた。勝は自己即今の境涯を以つて、往年豐臣氏滅亡の際における、片桐且元に比し、『今にして片桐の苦衷を思ひやらるる』といつてゐる。

勝は曰く、

慶應戊辰年自記一章〔勝安房自記〕

慶應戊辰の變は、余が終身の愁苦・危險・慘澹の極なり。奉命より以來、是等は胸中に謀るといへども、身尫弱、膽誠不足、其愁苦に狼狽す。勉勵して說諭辯解すれども、衆人、予が心裡を察せず。疑念甚しく、薩・長二藩の爲に、遊說するの疑固く、出れば途上に覘ひ討たむとし、入れば激論殺害せむとす。或は憤激して、是を叱し、或は諭して是を退かしむ。今日の愁苦、孰にか告げ、孰にか訴へむ。唯、一片の精神不レ欺の志を以て、死すとも自から泉下に愧る無きを期する而已。昔、大阪の役、片桐且元、其中間に居て、百變千化、幼主を輔弼す。其苦況、凡庸の及ぶ所にあらず。然れ共、時の諸臣、其忠諫に從はず、千慮萬苦、終に水泡となり、隨て豐臣氏の社稷滅す。余今日の事に處して、其愁苦を察す。顧るに、古人〔片桐を指す〕に及ばざること萬萬、如何ぞ我德川氏之社稷をして、全するを得べけん哉。其力足らざるを知て退かざるは、頗る愚に近かしといへども、思ふに我德川氏歷代渥恩之名族、近日之大變に遭うて、其方向を失し一も大義に苦慮盡力し、死して休む無きは、獨り其臣下之辱にあらず、我君家之大辱、後世是を如何といはん。たとへ身を八裂し、首を溝壑に擲るるも、また顧るに暇無きものあり。憤激して君意を上達せんとす。また悲しからず哉。元年三月十九日曉手記。

勝海舟が惚れ込んだほど、大阪城中の片桐且元が、忠誠の人物であつたか否かは、別に研究を要する。豐臣家

の社稷を憂ひたには相違ないが、家康に致されてゐないとはいへない。世間俗吏にいふほどの桐一葉でないにしても、勝が自からを片桐に比擬したのは、自分の境地をなぞらへて見たに過ぎぬ。

【六】　朝敵慶喜の家來罷り通る

勝海舟は、山岡鐵舟を得て、大いに喜び、直ちに慶喜に參謁して、鐵舟西下の聽許を得、西郷に宛てたる一書を認め、之れを鐵舟に託した。鐵舟は、去歲、薩邸燒討の際、捕らへられて死罪を仰せ付けられ、海舟に助命されて、勝邸に養はれてゐた、薩藩士、益滿休之介を伴つて、直ちに靜岡に向つた。此の時、勝が山岡に託したる書面は、前項、西郷・海江田に與ふる書簡と、同一文面で、卽ち次の如くであつた。

勝安房より西郷參謀軍門へ贈るの書　〔明治元年三月六日〕

無レ偏無レ黨、王道堂堂矣。今、官軍逼二鄙府一といへども、君臣謹而恭順之禮を守るものは、我德川氏の士民といへども、皇國之一民たるを以てのゆゑなり。且、皇國當今之形勢、昔時に異なり、兄弟、牆にせめげども、外其侮を防ぐの時なるを知ればなり。雖レ然、鄙府四方八達、士民數萬、來往して、不教之民、我主之意を解せず、或は此大變に乘じて、不軌を計るの徒、鎭撫盡レ力、餘力を殘さずといへども、終に其甲斐無し。今日無事といへども、明日之變、誠に難レ計、小臣殊に鎭撫力、殆ど盡き、手を下すの道無く、空敷飛丸の下

に憤死を決する而已。雖レ然、後宮之尊位、一朝此不測之變に到らば、頑民無頼の徒、何等之大變、牆内に可レ發哉。日夜焦慮す。恭順之道、從レ是破るといへども、如何せん其統御道無き事を。唯軍門參謀諸君、能く其情實を詳にし、其條理を正されんと、且、百年之公評を以て、泉下に期するに在る而已。嗚呼、痛かな上下道隔る。皇國之存亡を以て、心とする者少なく、小臣、悲歎して、訴ざるを不レ得處なり。其御處置の如きは、敢て陳述する所にあらず。正ならば、皇國之大幸、一點不正の御擧あらば、皇國瓦解、亂民賊子之名、千載之下、消する所なからん歟。小臣推參して、其情實を哀訴せんとすれば、士民沸騰、半日も去る能はず。唯、愁苦して鎭撫す。果たして勞すも、其功なきを知る。然れども、其志、達せざるは天也。到二于於此際一、何ぞ疑を存せん哉。恐懼謹言。

三月六日〔明治元年〕

勝安房

參謀軍門下

益滿は夙に西郷の知遇を受け、西郷の意を受け、江戸市中の探索に從がつてゐた關係もあるので、山岡の案内者としては、申し分のない適任者である。勝が、危うく死罪になるところの益滿を引き取り、命請ひをして飼ひ込んでゐたのは、益滿の人物を惜しんだからでもあらうが、眞逆の時の役に立つと考へたからでもあらう。勝の遠謀深慮、察すべきである。

山岡、益滿の兩人が、旣に六鄕川を渡つた時には、官軍の先鋒は此地に陣を布いて、道の兩側には、銃隊を以つて、警備頗ぶる儼なるものがあつた。是れ卽ち、薩軍の先鋒隊、篠原國幹の陣營であつた。益滿は薩人であるから、上手にやれば、益滿を先きに立たせ、鹿兒島言葉で挨拶でもさして通るところであるが、鐵舟は、幕下、隨一の快男兒である。堂堂として先きに立ち、益滿を後ろに從へて、銃隊警衞の眞ン中を步いて行つたが、誰れも咎むるものがない。その中、隊長の宿營らしい家の前に來ると、鐵舟は、案內をも請はず、中に入つた。隊長らしい人體の武士が控へてゐたので、鐵舟は委細かまはず、

『拙者は、朝敵德川慶喜の家來、山岡鐵太郞と申す者でムる。これより、大總督府へ罷り通る』

と大音聲に名乘りを上げた。『朝敵の御通りぢや』『下りおれい』といはんばかりの武者振り、流石に山岡にあらずんば、出來ざる藝當である。隊長は二言三言ばかり、小聲に『德川慶喜々々々々』と、つぶやいたのみで、敢へて咎めようともしなかつた。隊長は篠原國幹であることを、山岡は知らず、その家には、百人餘りも薩藩士が屯集してゐたが、一人も發言するものがなかつた。

後日、西鄕が品川高輪薩摩屋敷において、海舟と會見したる際、一日、大總督府より急使が來て、山岡に出頭を命じ來たつた。鐵舟は、何事ならんと、急ぎ出頭して見ると、出で來つたのは、村田新八であつた。村田は、山岡を見るや、

『先般、足下が靜岡へ下らるゝ際、大言壯語して、猥りに官軍の陣營を通過した際、先鋒の篠原國幹から、

我々の本營に通報があつた。此奴、不屆き奴だ。許して置けん、といふので、僕と桐野利秋と二人で、直ちに足下の跡を追つ驅け、斬り殺すつもりであつたが、足下、早くも西鄕の宿坊へ行つた後であつたので、たうとう斬り損なつたのだ。あまり殘念だから、その事だけ言つて置きたいと思つて、それで今日は呼び出したのぢや。別に用はない』

村田は、餘程、山岡を無事に通したのが、殘念であつたと見えて、態〻呼び出して、餘憤を洩した。聞いてゐた山岡は、口邊、微笑を浮べながら、

『それは〳〵お氣の毒なことを致した。拙者は、江戸ツ兒だ。脚の早いのは持ち前でござる。お前さん方は田舍もので、ノロマだから、江戸ツ兒を取り逃がしたのぢや』

と、輕くあしらひ、村田と共に打ち笑つて別れた。鐵舟は此事を自記して、

『兩士モ其時、軍監ニテ、陣營ヲ護リナガラ、卒然、其職務ヲ失ヒタリシヲ、遺憾ニ思ヒシト見ヘタリ。』

といつてゐる。

神奈川を過ぎて、横濱に出ると、是れよりは長州兵の警備區域である。兵士は皆な宿營の中に入り、驛の前後に番兵が立つてゐる。山岡は玆まで來ると、今度は益滿を先きに立て、自分は後から隨つた。ここに鐵舟の機略が窺はれる。薩州の陣營を通る時には、自分が先きになり、後ろから益滿が目くばせをしてゐる。長州の陣營になると、益滿を看板に立て

『薩藩のモンでごわす』

と大聲に挨拶させ、通鑑なしで、サツサと通り過ぎて行く。豪放に似て、而うして細慮、鐵舟も、隅には置けぬ人物である。鐵舟曰く、

『益滿ヲ先トナシ、余ハ後ニ隨ヒ、薩州藩ト名乘、急キ行ニ、更ニ支フル者ナシ。夫ヨリ追々薩藩ト名乘レハ、無印鑑ナレトモ、禮ヲ厚クシ、通行サセタリ』

と。『朝敵の御通り』が、却つて官兵に禮をいはれて、大手を振つて通行するなぞは、珍中の珍である。

小田原驛に來た折に、路上騷然、『江戸の方で、いよ〱戰爭が始まつた』と口々にわめき合つて、見物に行く樣子、鐵舟は戰爭と聞いては、氣掛りになる。『戰爭は何處だ』と聞くと、『甲州勝沼邊だ』といふ。扨ては、近藤勇が、甲州へ脫走したと聞いてゐたが、彼れの仕業であらうと、胸に問ひ、肚に答へ、晝夜兼行を以つて、駿府に急いだ。

【七】　山岡と西鄕との會見（一）

近藤勇の勝沼戰問答

かくして山岡鐵舟は、駿府に到著するや否や、直ちに駿府城下傳馬町の旅館に西鄕參謀を訪ひ、勝の書面を致

して、面謁を請うた。時に明治元年〔戊辰〕三月九日であつた。

山岡は夙に西郷の名聲を耳にしてはゐたが、廻ぐり逢うたは、今日が始めてだ。山岡も左る者、手應へ如何と待ち構へてゐる。西郷は巨然たる大肉塊をそれへ運び出し、眼光一閃、早やくも人の心肝を貫ぬくものがあつた。

初對面の鐵舟は、先づ容を改め、一通り挨拶を交はした後ち、一段と聲調を高めて曰く、

『先づ以つて、第一著に、西郷先生にお尋ね申したいことは、今回朝敵御征討の御旨意の如何である。皇師の御目的は、正邪曲直を明らかにし、天下の大道に從はせらるるにあるか、但しは、是非を論ぜず、何でも彼でも、徳川を叩き潰すといふにあるか。先づ此の點より、明らかに致して置きたい。』

西郷は、默然として聞いてゐる。

『若し是非を論ぜず、進撃せらるるとあれば、皇師の名あつて皇師の實なし。我が徳川家にも武士なきにあらず。敢へて戰ひを辭するものではムらぬ。主人、徳川慶喜は東叡山の菩提寺に謹愼いたし、恭順の意を表し、家來共を深く訓戒は致され居れども、遂には鎭撫も行屆かず、或ひは朝意に背むき、或は脫走を企てて不軌を謀るものもないとは限らぬ。左すれば、主人慶喜は、公正無二の赤心を以つて、君臣の大義を重んずるも、その心意は朝廷へ徹せず、不慮の災厄を生じ、皇國の爲め、如何なる難局を引き起さうも測られぬ。不肖鐵太郎、甚だ之れを憂ひ、大總督宮へ委細を言上し、慶喜恭順の眞意を達せんが爲め、是れまで罷り出でたる次第である』

言語明晰、理義明白、加ふるに正氣凜然たる、山岡の陳述を聽取しつつあつた西郷は、言の終るを待ちて、徐むろに口を開き、

『議論はそれでようごわす。注進によれば、甲州口では、最早や幕兵が戰端を開いたと申す。鐵舟先生の恭順論と、少々筋道が違うやうでごわすが、その邊はいかがなものでごわせう』

西郷は、鐵舟の議論には答へず、直ちに事實を捉らへ來つて、反問を試みてゐる。

『些々たる脱走兵の蠢動するところ、氣に掛けることもありません』

言下に鐵舟の答ふるを聞いて、

『そんなら、ようごわす』

と、西郷は再び、その後を問はなかつた。

勝沼における、近藤勇の騷動は、既に記述したるところであるから、茲には再言せぬ。戰爭は三月六日の早曉より始まつたが、その報道は、即日、江戸城に達して居つた。大廣間の入口で、本多修理が、勝安房と會遭した際、勝の談話によつて、江戸城中の空氣が知れる。本多修理の手記に、次の如く記されてゐる。

本多修理手記　〔明治元年三月六日〕

○大廣間入口側ニ而、勝殿〔安房〕ニ逢。中山道之混雜如何ト問フ。〔以下勝の談話〕

誠ニウルサクテナラヌ。鎭撫ノ人ハ、安房ガ遣シタノジヤ。夫ガワルクバ、安房ガ朝敵トナツテモヨイ。一揆ガ居テ、官軍ノ妨シテハナラヌ故、人數ヲ出シ、夫ガ事ニナレバ、無二是非一。夫切之事ジヤ。會人〔會津藩士〕ガ入組ナドハ、濟ヌコトジヤ。早ク鎭撫ハ出來タ。又、奸民カ、一萬五千計故、昨日モ品川ヘ人數ヲ出シタ。鎭撫ノ爲、安房ガ申付タノジヤ。橋公〔一橋大納言茂榮〕ト河津〔伊豆守祐邦、若年寄〕ガ、其人數ハシタ。安房ハ、總督デハナケレドモ、軍事取扱故、御任セノコトジヤ。夫ヲ橋公デモ濟ヌ。只今、安房ハ最早出來ヌト云切テ仕廻タ。橋公ト河津ノ首ヲ切テ出サネバ、承知セヌ。然ラバ、總督デモ何デモ、別ニ置ガヨイ。貴樣〔本多修理を指す〕御歸リナラバ宜。今日、薩人ニモタセテ、大島〔西鄕〕ト海江田ヘ、手紙ヲヤツタ。御逢ナラバ、安房ハ最早ヤ出來ヌト云フタ。皇國ノ亂トナレバ、互ニ賊トナルノジヤ。御カサント、御祖母サンノコトハ、安房ガ護ルト云フテクダサレ。ト云テ、引カル。此生死ノ境ニ至リテ、橋公デモナンデモ、軍事ニ彼是スル者アツテハ、承知セヌ。ト怒ラルル故、御尤至極ナレドモ、此危急ノ場ニテ、御忍ビ下サレト申上ル』

本多修理の赤裸々なる記述によつて、陸軍總裁たる勝海舟が、如何に幕閣を抑へ、幕臣を鎭撫するに、苦心慘澹たる有樣であつたかが察せられる。同時に勝沼一件の起つたのを聞いて、『これはしまつた』と思つた心情が、怒氣を含んで重臣を罵しる言葉の端に現はれてゐる。此のことは、勝が山岡と會見した翌日のことであつて、鐵舟は、韋駄天の如く、海道を疾驅し下る途上、小田原において、之れを耳にし、同じやうに『これは困つたこと

を仕出かした』と、心中にギクリとしながら、靜岡に來てみると、出會がしらに、西郷が『甲州云々』を持ち出した。俊傑の見るところ、期せずして一致せるを見るべきである。

【八】山岡と西郷との會見（二）

恭順實效の五箇條

樣子がわかれば、西郷は、いつまでも愚圖る漢ではない。

鐵舟は、進んで話を繼いでいふ。

『一體、先生は、是が非でも戰爭を望まれ、人殺しをするのが目的でムるか。それでは皇師とは申されまい。抑ゝ天子は民の父母である。理を理とし、非を非とし、曲直を正しうしてこそ、始めて皇師の面目はあると申すもの、道理を正すにあるか、人殺しをするにあるか。慥かと本心の程をお承はり申したい』

最後の肚が据つてゐるから、鐵舟は、直ちに本核に觸著しようとする。

西郷曰く、

『恭順の實效さへ立たば、固より寬典の御所置あることでごわす』

『實效といふのは、何を指されるか。勿論、慶喜においては、朝命とあれば、何事をも背かぬ決心でムる』

『そこでごわすョ。先日來、靜寛院の宮さまからも、天璋院さまからも、お使者がまゐられ、いろいろに慶喜公の恭順謹愼について、御歎願があつた。しかし、ただ天朝に對して、恐懼恐懼と申さるるのみで、とんと條理が相分り申さぬ。恐懼されるは、それでよろしいとして、さて恐懼の實效はどうされるかと申せば、それは分からぬ。それでは話は通ぜぬ。そのまま空しく立歸へられたやうな譯でごわす。今日、山岡先生のお見えで、江戸の事情も判明いたし、大いに安堵いたした。實效の道については、これより直ぐに、大總督の宮にお伺ひを申し、後刻、御返詞いたすから、暫らく、それにてお待ち下され』

西郷は、衣服を改め、そのまま大總督府に伺候し、幾くもなくして歸宿し、山岡に示したる、所謂る『實效』の條目は、左の如き五ケ條であつた。此の講和條約とも見るべきものは、西郷の腹案に成るものであつて、後に勝海舟との間に成立した、江戸城明渡の談判條目の基礎を爲したるものであつた。

恭順實效の五箇條

一、城を明け渡す事。

一、城中の人數を向島へ移す事。

一、兵器を渡す事。

一、軍艦を渡す事。

一、德川慶喜を備前へ預る事。

簡にして要を得、慶喜も切腹でなく、他藩お預けとあれば、先づ難題とは思はれぬ。それならば至極穩當で、承引される條目と思はれた。西郷は、此の案文を山岡に示し、

『右の五ヶ條さへ、實效相立つにおいては、德川家寬典の御所置もあるであらう』

と附言した。

山岡は、恰かも大阪陣の茶臼山における木村、重成といふ見得で、仔細に西郷の案文を披見し、大體は首肯したが、一番最後の一ヶ條が、グッと胸に應へた容子、

『實效條目、謹んでお請け致しまする。がしかし、この中の一ヶ條は、少々お請けいたし兼ぬる』

『ハテ、それは何の箇條でごわすか』

『申すまでもムらぬ。第五箇條に、主人慶喜を、備前へお預けの一條、この一條だけは決して相成り申さぬ。その譯、如何となれば、此の場に到つて、主人儀、殆んど楚囚の身となり、他藩へお預けとあつては、德川恩顧の家臣が、斷じて承服は致し申さぬ。ただこの一條の爲めに、恭順の道は破ぶれ、戰端と相成るは、火を睹るより瞭らかでござる。かくては、空しく數萬の生命を絕つのみか、皇師の名、千載の下までも汚れあるに至るは必定、さすれば、西郷先生は、只の人殺しといふことに相成る。依つて此の一條のみは、鐵太郎眼の黑き間、斷じてお請けいたすことは相成り申さぬ』

ここに至つて、鐵舟は誠意を滿面に浮べ、烈々たる意氣を示して、西郷に詰め掛けた。
西郷は鐵舟の面目を打ちながめ、心中ひそかに『慶喜殿はよき家來を持たれたものぢや』と感じつつも、泰然自若として、眉の毛、一筋動かさず、
『山岡先生、事は朝命でごわすゾ』
といひ放つた。大がいの者なら、ここで後ずさりをするところであるが、氷肌鐵骨、山岡も左る者、
『そんなベラ棒な朝命には伏せぬ』
と突きかかつた。西郷が更らに、
『何といつても、朝命は朝命でごわす』
といつた時に、鐵舟は、キッと居住ひを正した。

【九】 山岡と西郷との會見 （三）

兩雄の會談大勢先づ定まる

茲に至つて山岡鐵舟は、決然として云つた。
『西郷先生は、強ひて朝命を以つて迫まらるるも、たとひ朝命にても、情理に乖むかば、鐵太郎においては、

斷じてお請け申し難い。五箇條の一箇條、主人慶喜を備前藩にお預けの一條に限り、承服ならざる理由を申し述べん。假りに西鄕先生と拙者と、その地位を易へて、暫らく之れを論ぜんに、ここに先生の御主人、島津公が、若し誤まつて、朝敵の汚名を受けられ、島津氏征討の皇師が發せらるるに當りて、島津氏、恭順謹愼の意を表せらるるに及んで、西鄕先生自から鐵太郎の役目になり、主家、島津氏の爲めに周旋盡力せらるるに、今日同樣、我が主人慶喜に對すると同樣の御處置あらば、先生は、果して如何なる感想を懷かせらるるか。先生は、唯唯諾諾その命を奉戴して、主君を差し出して、安閑として傍觀せらるるや否や。主從の情誼、先生の義において如何ぞや。不肖、鐵太郎においては、斷乎として、忍ぶ能はざるところでござる』

鐵舟は、その赤誠を吐露し、熱心を面に現はして、南洲に詰め寄せた。西鄕は默然として、鐵舟の語るところを聞いてゐた。沈默やや久しうしてありしが、決心の色を、彼の太き眉宇の間に顯はし、

『先生の御說、御尤もでごわす。慶喜公の御一身については、かく申す吉之助、屹度お引受け申す。先生、再たび心を勞する勿れ』

決然として言ひ放つた、西鄕の一諾、正に金鐵よりも堅きものがあつた。此の時、西鄕の偉容は、泰山のそれよりも重もく、鐵舟の忠魂義膽に惚れて、一言を以つて之れを諾したるは、唐の魏徵の謂へる『季布二諾なく、公贏一言を重んず。人生は意氣に感ずるのみ。功名復た誰れか論ぜん』といつた、大丈夫兒の面目を髣髴せしむるものであつて、南洲の眞骨頂は、此の一場の會見において、赤裸裸に露呈されたるを見る。南洲に此の情あり

此の義ありて、彼れの行くところ、條理冷やかならず。我れ南洲において聖人の心を見、英雄の氣を知る所以のものは、仁心餘りあつて、智勇を抱擁するの、大度量あるに由る。南洲は實に、我邦、武士道の精髓を表はし、典型を示したるものといふべきである。

鐵舟は、西鄕の一諾を聞いて、大空一碧、最早や一片浮雲の痕迹を止めず、濶然として打ちくつろいだ。西鄕は莞爾として、山岡に打ち向ひ、

『山岡先生、先生、官軍重圍の陣營を破ぶつて來る。縛り上げるところでごわしたが、わざと差し控へさして置いた』

といふと、山岡は、急に膝を乘り出し、

『何に、縛ばると申さるるか、縛ばらるるのは、山岡の望むところ、使命を達すれば、アトは用のない殘骸ぢや。御遠慮なくお縛ばり下され』

と、何處までも堅くなる、山岡の肩を叩き、

『ウハヽヽヽヽヽ』

と、呵々大笑したる西鄕は、

『先づ一杯召されよ』

と、自から酒を酌んで、山岡を犒ふ。鐵舟は兩肩の重荷を、やつと下ろして、打寛ろいだ話柄を向け、やがて

別れを告げて、西郷の宿坊を出づれば、西郷は大總督府陣營通行の官符を山岡に贈つた。山岡は深く西郷の厚誼を謝し、門を出でて、砂塵を蹴つて行く。山岡の後ろ姿を見送つて、西郷は獨り心中に打ちうなづき、我が室に歸り來つた。蓋し西郷は、『慶喜はよき家來を持たれたり』と感じたことであらう。

かくして山岡は、再び益滿を伴つて、江戸城に歸り、西郷との會見の顚末を、大久保一翁、勝海舟に告げ、更らに上野東叡山に上つて、恭順貫徹の次第を、逐一、報告した。慶喜の喜び、亦た察するに足るものがあつた。後ち、日ならずして、西郷は品川に來り、ここに勝海舟との會見となり、兩雄の肝膽相照し、江戸百萬の士民は始めて生色あるを得たのであるが、抑ゝ事ここに至つた道程の開拓は、一に山岡鐵太郎の、勇氣ある行動に由來することを忘れてはならぬ。

靜岡會見を終りて、西郷の宿坊を辭したる以後の事情については、鐵舟自記の記錄に詳らかである。自記後半を左に掲げる。

談判筆記〔山岡鐵太郎自記〕

〔前略〕歸路急行、余、神奈川驛ヲ過ル頃、乘馬五六匹ヲ牽行アリ。何レノ馬ナルカト、尋ネシニ、江川太郎左衞門ヨリ出ス處ノ、官軍用馬ナリト。其馬、二匹ヲ借スヘシト、直ニ益滿ト共ニ、其馬ニ跨リ、馳セテ品川ニ到ル。官軍先鋒、既ニ同驛ニ在リ。番兵、余ニ馬ヲトヽメヨト云、余、不ㇾ聞シテ行ク。急ニ三名走リ來

リ、一人、余カ乘タル馬ノ平首ニ銃ヲ當テ、胸間へ向ケ放發セリ。奇ナル哉、雷管發シテ、彈丸發セス。益滿、驚キテ馬ヨリ下リ、其兵ノ持タル銃ヲ打落シ、西郷氏ニ應接ノ云々ヲ示スニ、不レ聞。伍長體ノ人、出テ來リ、其兵士ヲ諭ス。兵、不服ナカラ退。薩藩山本某ト云フ人ナリ。若、銃彈、發スレハ、其所ニ死スヘシ。幸ニ天ノ余カ生命ヲ保護スル所ナランカト。益滿ト共ニ馬上ニ談シ、急キ江戸城ニ歸リ、大總督宮ヨリ、御下ケノ五ケ條西郷氏ト約セシ云々ヲ、詳ニ、參政、大久保〔一翁〕勝安房等ニ示ス。兩氏、其他重臣、官軍、徳川ノ間、事情貫徹セシコトヲ喜ヘリ。舊主、徳川慶喜モ、欣喜、言語ヲ以テ云ヘカラス。直ニ江戸市中ニ、布告ヲナシタリ。其大意如レ此。大總督府下、參謀西郷吉之助殿へ應接相濟ミ、恭順謹愼、實效相立候上ハ、寛典ノ御處分、相成候ニ付、市中一同、動搖不レ致、家業可レ致トノ高札ヲ、江戸市中ニ立ツ。是ニ依テ、市中ノ人民、少シク安堵ノ色アリ。是ヨリ、西郷氏、江戸ニ著シ、高輪薩邸ニ於テ、西郷氏ニ、勝安房ト余ト相會シ、共ニ前日約セシ四ケ條、必、實效ヲ可レ奏ト誓約ス。故ニ西郷氏承諾、進軍ヲ止ム。云々

【十】山岡と勝と西郷

山岡が西郷との會見を終へて、江戸へ歸つて來たのは、戊辰の三月十日であつた。その時既に、官軍東海道先鋒は、早くも品川に著して居つた。西郷は十三日、品川の薩摩屋敷に入り、三月十五日を以つて、江戸城進撃の手筈であつた。

抑〻山岡が靜岡に來て、西鄕と會見し、西鄕が大總督府の意見を纒めた際、大總督府參謀の間に一決した、對德川氏處分方針は、罪を糺すことは、飽くまでも嚴正でなければならぬが、德川氏の家來をして、死地に陷いるの心を懷かしむるのは、策の得たるものではない。宜しく彼等家臣をして、皇師寛大の御處置に歸服せしむるを以つて、良策とするといふに存した。故に西鄕は、山岡の去るに臨んで、

『大總督の宮にあつては、諸道の官軍總督に命じて、三月十五日を期して、江戸城總攻擊を開始すべく達せられてゐる。依つて、余は、その期に先つて江戸に入り、大久保一翁、勝安房兩君と會晤し、委細商議しようと存ずる。されば足下は、是れより直ちに歸府し、此の箇條書を携へて、兩君に示し、豫め御相談が願はしい。余が入江の日には、直ちに、否やの御返詞を承はらねばならぬ』

と注意してゐる。當時、西鄕が山岡に託して、勝安房、大久保一翁に致さしめた、講和條約覺書は、

德川家處分案

靜寬院宮御儀、田安中納言へ御含せ、相成候事件も有ㇾ之に付、御趣意貫徹候樣、一向盡力之事。

一、慶喜儀、謹愼・恭順之廉を以て、備前藩へ御預、可ㇾ被ㇾ仰付ㇾ事。

一、城明渡可ㇾ申事。

一、軍艦不ㇾ殘可ㇾ相渡ㇾ事。

一、軍器一切可二相渡一事。

一、城内住居之家來、向島へ移り、愼可二罷在一事。

一、慶喜妄擧を助け候面面、嚴重取調、謝罪之道、屹度可二相立一事。

一、玉石共に燬く之御趣意、更に無レ之に付、鎭定之道相立、若暴擧致候者有レ之、手に餘り候はば、官軍を以て、可二相鎭一事。

右之條條、實效急速相立候はば、德川氏家名之義者、寛典之御處置、可レ被二仰付一候事。

といふのであつた。『慶喜備前藩お預け』云々の一條は、山岡の强談判によつて、西郷之れに默認を與へ、玉石共に燬くは、皇師の精神にあらざる旨を明記し、幕下鎭靜、謝罪の道さへ立たば、德川氏の家名を完うするとあるのは、慥かに寛典の御沙汰であると、いはなければならぬ。而してここまで漕ぎつけ得たのが、一に山岡の西下にありとすれば、鐵舟の功や沒すべからず、單り德川氏の爲めの恩人といふのみでなく、國家の大本を確立したる、柱石の臣ともいふべきである。此の意味において、西郷隆盛、山岡鐵太郎、勝麟太郎の三氏は、戊辰の形勢を確定したる、江戸開城における、三大鼎足と稱するも、敢へて不可はない。

【十二】 勝安房と西郷吉之助

三月十日、山岡は江戸に著するや、匆匆、江戸城に入り、大久保、勝、兩氏に面晤して、委細の報告を爲した

が、勝は、具さに事情を聽取して、山岡の人物と力量とに、ほとほと敬服して了つた。如何に當時勝が、山岡の沈勇にして膽識あるに三嘆したかは、左の日記によつて、明らかにすることが出來る。三月十日、即ち山岡歸城當日の、勝の日記に曰く、

海舟日記〔明治元年三月十日〕

○十日。

此頃、官兵神奈川を越して、六郷邊に望む。頗る殺氣凜凜たり。兵卒等、揚言して、○○切るべし。社稷可レ立〔斷？〕と云。是を聞く者、怒氣盛にして、双眼血を灑ぎ、涕泣して奮戰せむとする者、殊に多し。君上、號令嚴重にして、日夜、其怒心を宥められ、御憤之色なし。臣下、是を恨み、是を憤る。我輩を暗殺せむと云者亦多し。是、君上〔慶喜〕之御恭順は、我が建言する所、專ら敵に降る意なり。君辱時は、臣死之常道を失す。先、其首を切て、軍神を祭らしむと云に到る。山岡氏東歸、駿府にて、西郷氏へ面談。君上之御意を達し、且、總督府の御内書、御所置之箇條書を乞ふて歸れり。嗚呼山岡氏、沈勇にして、其識高く、能く君上之英意を演說して、殘す所なし。尤、以て敬服するに堪たり。其御書付は、〔箇條書は前掲同文につき略之〕此程より、法親王、並一橋殿、參政服部筑前、河津伊豆等、駿府或は箱根へ御出張、御歎願之事ありしが、各一つも御採用とも聞へず、獨り山岡氏行くに當りて、總督府に達し、參謀等、此御書付を渡せり。歸府後

諸官驚懼して、またいふ所なし。官兵、八日府下に逼る。大久保一翁、川勝備後、淺野美作、向山隼人輩、諸官に謀りて、御書付に付きて、歎願する所あり。是を以て參謀に達すべき旨たりしかとも、我、おもふ所あり。官兵、府城に近逼し、諸士必死を極むるにあらざれば、上意を達せしむること能はず。また官兵も、我が動靜を察知せず。一擧、共通不通を試み、成否を天に任かせんにはしかずと、云て、輕く動かす。竊に聞けることあり。官兵、當十五日、江城侵撃と云、三道之兵、必死を極め、進めば、後ろ其市街を燒きて、退去之念をたたしめ、城地に向つて、必死を期せしむと。若今、我が歎願する處を不レ聞、猶、其先鋒を畢て進まんとせば、城地灰燼、無辜の死、數萬、終に其遁がれしむるを知らず、彼、此暴擧を以て、我に對せむには、我もまた彼が進むに先きんじ、市街を燒きて、其進軍を妨げ、一戰焦土を期せずんば有べからず。此意、此策を設けて、逢對誠意に出づるにあらざれば、恐らくは、貫徹爲しかたからむ歟。愚不肖、是に任て一點、疑を存せず。若、百萬之生靈を救ふにあらざれば、我先、是を殺さんと。斷然、決心して以て、其策を回す。

以つて、勝の決心を見るべきである。

山岡を送り出したる西鄕が、品川に到著したのは、これより三日の後であつたが、西鄕も勝も、共に口舌を以つて、能事終れりとする人物ではない。西鄕の來るや、雲を呼んで來り、勝の之を迎ふるや、颶を負うて待つの形であつて、一步若し大義を誤まり、氣合ひを外さんか、兩雄、ここに龍攫虎闘を演ずるの勢ひを示してゐた。

世上、兩雄の江戸城談判によつて、易々と成立したやうに思ふのは、美々たる表面の事實に眩惑されて、深き裏面の決意を知らざるに坐するもので、却つて贔屓の引き倒しといふべきである。

西鄕は、道義を以つて立つ。故に道義さへ立てば、無益の爭鬪を好むものではないが、江戸に勝あり、山岡あり、猶ほ大義に通ずるの人傑のありとはいへ、二三の人傑が、果してよく江戸城の嚮背を決するを得るか。會・桑の敗兵は、鳥羽・伏見の一戰に敗れし恨みを呑んで、今や家康以來の、將軍の據城を死守せんとしてゐる。況んや三百年、徳川氏の恩顧を蒙むつてゐる幕下の諸臣は、身を捨てて社稷に殉ぜんとしてゐる。まさに是れ、山雨、將さに到らんとして、風、樓に滿つるの光景ではないか。西鄕は單身卓立、して江戸に乘り込んでは來たが彼れの背後には、薩・長・土・肥を中堅とする、三道の官軍が、將さに江戸城の背面を壓して、迫まり來りつつあるのである。三月十五日、江戸城總攻撃の手配には、何等の變化を加へず、整整堂堂、錦旗を進め來つてゐる。かかる間に、江戸に入り來つた西鄕は、どこまでも、必戰を期して居つたに相違ない。

今ま勝海舟の日記によつて見れば、彼れも亦た、西鄕同樣、滿月の弓を張り、寶劍の鞘を拂つて、待つてゐたことが知れる。山岡が西鄕の内意を齎らして來た時に、勝が、此の上の歎願論を控へ、乘るか反るか、西鄕の來たるを待たんとするところに、勝の器量が見えてゐる。

英雄の心は、英雄にあらずんば知る能はず。俊傑の機略は、俊傑にして始めて察することが出來る。東に西鄕西に勝、一は徳川氏の命脈を双肩に擔ひ、一は皇師の興廢を一身に受けて、兩兩相對峙するとき、眞に西鄕を知

るものは勝の外になく、勝を知るものは西郷の外になかつたに相違ない。英雄、英雄を知る。兩雄一度び會見するの曉、談笑の間に、國家をして泰山の安きにおき、民生をして塗炭の苦しみより、脫せしめたる所以のもの、卽ち此一大決心の齎らすところに外ならぬ。

* * * * * *

英雄は人を賴まず、常に自己の力を以つて、萬難を打開して行く。西郷に、江戸百萬の生靈を屠り、一夜にして八百八町を灰燼に歸せしむるの覺悟ありて、始めて、單身悠然として江戸城に來り幕兵重圍の中にありて、此の動搖するところなきを得たのである。之れと同樣、勝が大廈の覆るに際し、一木を以つてよく之れを支へ、刺客縱橫の間を拔けて、西郷と應接し、以つて德川氏をして、終りあるを得せしめたのも、その腹中に、皇師その道を誤まらば、天下の名城に據つて、三道の軍を擊滅するの、決意があつたからに外ならぬ。兩雄此の間の壯心を知らずして、或る者は、西郷を以つて勝に誤まらるるものとし、或る者は、勝を以つて西郷に誑まされたとなす。何ぞ夫れ、眼光の、豆よりも小なるや。

【第四篇】江戸城明渡と西郷吉之助

第一章　勝・西郷兩雄の會見

【一】西郷の本意は談笑の間にあらず

世上往々にして、戊辰の形勢を論ずるもの、勝と西郷との一夕の會談によつて、江戸百萬の生民が救はれたといふ。形の上よりいへば、慥かにそれに相違ない、併しながら、兩雄が、最初より談笑の間に江戸開城の大問題を決せんと考へてゐたと思はば、それは大いなる誤まりである。

西郷は固より、談笑の間に、かかる大事を決せんなどとは、夢にも思つてゐなかつた。西郷の精神は、一大血戰を經るにあらずんば、皇政の大本を確立することは出來ぬ、といふに存した。西郷は駿府における山岡との會見において、慥かに幕府の内情を知り、鐵舟の材幹を認め、且つ勝安房の心底をも察することが出來た。故に慶喜恭順の實效を立つるの箇條書を示したのであるが、之れによつて、最早や安心して、江戸城に乘り込めるものとは、露、考へてゐない。山岡を信用せざるにあらず、山岡一人で、江戸城が左右されるものとは思つてゐなか

つたからだ。故に西郷は、三月十三日、進んで品川の薩摩屋敷に乘り込み來るまで、諸道の官軍に、命令を傳へて、三月十五日を以つて、江戸城總攻撃の日と確定してゐたのである。

抑〻三月十五日を以つて、江戸城總攻撃と決したのは、三月六日、駿府大總督府においてであつて、當時既に大總督府は、此事を三道の官軍本營に通達したのであつた。東山道官軍本營、岩倉宛に達せられたる書簡、及び軍令によつて、此の事は明らかである。

大總督府より東山道官軍本營への書〔明治元年三月六日〕

貴札、令二拜見一候。追日御進軍、軍務御多端、令二遠察一候。抑甲州模樣、難二捨置一事情に付、土・因兩藩、分隊に而被二差遣一候由、令二承知一候。右難二捨置一事情、來使、中井範五郎より演舌、是又、承知候。並、甲州・江戸等、探索書令二落手一候。附而者、江戸地進入之儀、今日軍議に而、三道共に、來る十五日進入之御決定に候。於二東山道一も、右御心得、期限相違不レ仕樣、夫々御手合せ有レ之度候。

一、肩印之事、於二當道一者、悉右之肩に附、有レ之候間、尚右之趣、朝廷へ御申上、可レ然候。此段大總督宮、被二仰出一候間、中入候也。

三月六日〔明治元年〕

大總督府參謀

岩倉大夫殿

同　八千丸殿

而うして別紙軍令状に、記るされたるところによれば、

江戸城總攻撃軍令状（明治元年三月六日）

一、江戸城進撃之期限、來る十五日御決定之事。

一、攻撃戰爭等之儀は、先鋒總督府へ御委任は勿論候事。

一、若し旗下或は諸藩より、慶喜歎願之儀押申出候共、先鋒にて決而御取上げ有レ之間敷、若し可レ然實效も相立有レ之候はゞ、大總督へ申出候樣、被ニ相答一、歎願等には無ニ頓着一に而、攻城拔策之策、速に御施行之事。

とあり、此の軍令が岩倉具定等の手に到達したのは、三月十一日の夜で、東山道本陣が、野州、熊谷驛より桶川驛に進められた日であつた。進軍の途上、如何なる方法を以つて、慶喜歎願の哀訴あるも、一切之れに頓着なく、三月十五日、江戸城總攻撃の手配を進め、命令一下を待つべしと傳へられたところに、大總督府の確然たる大方針を見るべく、同時に西鄕等の決意を望見するに足るのである。

東山道官軍は、最早や一刻の猶豫もならず、十二日は蕨驛に次し、十三日板橋に進み、諸隊の部署を定め、十四日、左の如く各藩の陣中に達令した。

東山道官軍諸隊に達書（明治元年三月十四日）

大總督宮、御下知被レ爲レ在候に付、明十五日、進軍被二仰出一候。辰刻、斥候隊御繰出に相成候間、人數相揃候上、可レ被二屆出一候。其節、右隊中へ、御旗御渡しに可二相成一候。右之外、先手並中軍諸隊は、出陣の用意にて、御指揮可二相待一事。

一、小荷駄は、列藩相應に護衛人數相添、先當宿内に殘置候樣、可レ被二相心得一候。

一、出軍の兵食は、各二度分の腰兵糧用意にて、可レ被二罷出一候事。

一、兵糧差繼之儀、中途難儀に候はゞ、警衛を附、可二差通一候。

右之通、被二仰出一候事。

追而、先達而被二下置一候、錦御肩印、明十五日より、改而左肩に附可レ申樣、被二仰出一候間、此段御心得、可レ被レ成候事。

總督府參謀

三月十四日（明治元年）

此時、東山道の先鋒一隊を率ゐ、板橋にあつたものは、薩藩の智將伊知地正治で、土藩の板垣退助は、一隊を率ゐて新宿に泊まり、之れに相對して、東海道官軍の先鋒は、本營を池上に置き、北陸道官軍の先鋒は千住に陣

し、官軍は西東北三面を擁し、今や三月十五日の拂曉を期し、天下分け目の血戰を開始せんと身構へてゐた。

かかる間に大總督參謀、西郷吉之助は、悠然としてその姿を海道に現はし、三月十一日東海道軍の先鋒陣營たる池上本門寺に至り、進んで品川高輪なる薩摩屋敷に入り來つた。是れ實に、江戸城總攻撃豫定日に先つこと二日前、三月十三日のことであつた。西郷の眉宇、太くして動かず、一大決戰の意を、深く胸中に疊み、巨眼を開いて、江戸城の形勢、如何を觀望した。嗚呼、何人の痴漢ぞ、敢へて南洲を以つて口舌の雄となし、談笑裡に事を決するの說客と爲す。思はざるの太だしきものといふべきである。

【二】 勝安房も亦た血戰を期す

雨となるか風となるか、飛んで霰となるか、亂れて雪となるか、江戸城の大空は暗澹として、危機正に一髪の間にある時、江戸百萬の生靈を一身に擔ひ、西郷の面前に躍出し來つたものは、義邦、勝安房守であつた。彼れは固より卓識活眼の士、私憤私怨による主戰論派を一蹴し、恭順論を以つて進むことが、徳川氏をして終りあらしむるの途であり、且つ天下の大道であると信じたが、さりとて、官軍にして道に外れ、無意義の戰ひを起すにおいては、我れ亦た直ちに之れに應じ、一大血戰を辭せざるの覺悟であつた。

山岡鐵舟が、西郷との會見を終り、西郷の與へたる箇條書を携へて江戸城に歸り、一同に向つて、之れが善後策を謀つた時、大久保一翁、川勝備後守、淺野美作守、向山隼人（黄村）の有司は、更らに歎願するところあらん

とした際、勝一人、斷乎として之れを否とし、決然として謂つて曰く、

『官軍、三道よりヒシ／＼と城下に迫まり、城中の幕兵一同、今は必死と覺悟するの時でなければ、決して我が主君、慶喜公の御趣旨を、貫徹することは出來ない。若し、官軍にして、我が情理を察することなくして、理不盡にも進擊し來らば、理は我れにあり、非は彼れにあり、勝敗の運は之れを天に任せ、潔よく一戰せんのみである』

と言ひ放つて、敢へて自重して動かず、官軍の三道に押し寄せ來たるをも、柳の枝に微風のそよぐとすら感ぜず泰然自若として、何處を風が吹くかといふ態度を示したのは、流石に一代の英傑といはざるを得ぬ。西郷は、官軍、雪崩れを打つて江戸城に攻めかかる刹那にあらずんば、我が事成らずとし、勝は、城兵決死の瞬間にあらずんば、恭順の意を達するに由なしとす。英雄の見るところ、符節を合するが如きものありといふのは、眞に此の一髮の氣合をいふものであらう。

西郷は夙に、間者を江戸市中に入れ、幕兵の動作は、手に取るが如く、彼れの許に報告せられつつあつた。然るに勝も左る者、竊かに間諜を官軍に放つて、その方略を覗ひつつあつた。いよ／＼三月十五日を以つて、江戸城總攻擊と、決したることを傳聞したので、大息して曰く、

『ああ天なる耶、命なる耶、東照神君以來、江戸三百年の榮華も、今や一朝にして灰燼と化し去らんとす。官軍にして若し、我が主君、恭順の御趣旨を顧みずして、府下に進擊するに至らば、忽ちにして一大修羅場と

化し、江戸市中を擧げて、焦土と化し去るは必定である。官軍、斯くも暴威を逞しうするにおいては、我れ何ぞ、オメ〳〵と、首を伸べて軍門に降伏するの理あらんや。我れ若し不才にして、百萬市民の生靈を救ふ能はずんば、我れ先づ之れを殺し、然る後ち、一大血戰を試むるあるのみ』

と。蓋し勝は、嘗て誓約を結んで置いた、市井の親分、三十五六名の者に命じて、官軍市中に攻め入ると見えたる時は、一點の合圖と共に、一齊に四方より火を放ち、官軍もろ共、玉石共に燒き盡すの策を授け、兼ねてより燒具を所所に備へ置かしめた。

當時の官軍が、伊知地正治の軍略によつて、火を以つて退路を斷ち、三軍一氣に江戸市中に進軍する計畫であつたことを、後日に到つて傳へ聞き、勝は手を拍つて感嘆し『是れ寡兵を以つて、大敵に勝つの法なり』と賞讃したといふが、當時若し、官軍に西郷微つせば、或ひは官、賊一髮の機を誤まり、江戸市中は忽ちにして火海と化し、百萬の生靈は、化して迷鬼となつたかも知れぬ。是の事たるや、げに假空の想像に止まらずして、兩軍必死の勢は、正に斯くの如くならざるを得ざる境地に立つてゐたのである。

さはいへ、勝は、如何なる場合に立ち至るとも、無辜の市民のみは、救はれる丈けは救ひ度いとの考へから、かかる危急の間にも、手の盡される丈けは盡さねばならぬとして、信田歌之助、成川禎三郎、伊志田里等に命じて、房總の諸港に出張せしめ、萬一江戸に火の手が上ると見たならば、時を移さず、大小の船舶、一艘も殘らず、江戸へ漕ぎつけ、諸川を逆航して、逃げまどふ老若男女を救ひ出して、一應、房總諸地へ避難せしむる、手筈をつ

けしめた。當時、勝は之れが爲めに、莫大の私財を費やしたので、後年に至るまで、頗ぶる困難をしたといはれてゐる。或る人、之れを笑ひ、『勝さんにも似合はず、莫迦なことをしたものヨ。』と嘲笑したのに對し、勝は之れに答へ、『我が輩にして若し、豫めこれ丈けの用意がなかつたならば、西鄕との談判に臨んで、必らずや後れを取るの心があつたに相違ない』

といつたといふ。又は勝は、江戶開城の後、一切の燒打道具を、品川沖に捨てさせてしまつたといふ。すべてかくの如き勝の用意が、一切無用に歸したればこそ、江戶市民が救はれたのであつて、若し是等の用意が有效となつた日には、大正十二年の大震災を待たずして、江戶市中は滅亡に歸し去つてゐた筈である。有用が無用となつて、ここに祝福すべき、再生の日が生じたのである。

【三】勝・西鄕兩雄の會見（一）

三月十三日第一回會見

西鄕は斷乎として軍令を發し、皇師堂堂、三道を壓して來り、勝は決死の陣を布いて、乘るか、反るか、運を天に任せてゐる。鹿野山人之れを評して、蒼龍雲を呼んで來り、猛虎嵎を負うて待つの形ありとなすもの、眞に龍攘虎鬪の活劇は、目前一髮の間に迫まるものがあつたからである。

後年に至り、當年勝安房の態度を以つて、軟弱極まるものとなし、勝は德川氏を賣り、薩・長に致されたるものであると論ずるものもあり『瘠我慢ノ說』なるものを公けにして、如何に大義名分の爲めだからといつて、一も二もなく城を明け渡すといふは、何んといふ不甲斐ないことだ。こんな調子では外國から迫まられたら、手もなく日本を明け渡すかも知れぬと、冷嘲を浴びせかけたものもあつたが、かくの如きは、當年勝の大覺悟、大決心に心會せぬ迂儒の論であつて、まことに机上の空論といふべきである。戰ひて治むるは難く、戰はずして治むるは、更らに難し。戰ひて勝つは難く、戰はずして勝つは、更らに難し。勝が滿身の誹謗にズブ濡れとなつて、絕えて濡衣を干さざるところに、彼れの人傑たる面目があるのではないか。瘠我慢を以つてせば、壯は即ち壯、快は即ち快なりといへども、遂ひに天下の大機は去り、徒らに化して、灰燼焦土を爲すのみ。楠公と權助とを、同一視するの輩、豈に英雄方寸の大略を知らんやである。

* * * * *

明治戊辰元年三月十三日、江戸城陸軍總裁、勝安房守義邦は、直ちに品川高輪なる、薩摩屋敷を訪づれ來り、今しも到著したばかりの西鄉と相對した。時に勝は四十六歲、西鄉は四十二歲、共に官幕兩軍の死命を掌中に握り、皇國の運命を双身に擔うて相對座した。此時、西鄉の背後には、新國家建設の力と、意氣天を衝くの概ある三道の官軍が連らなり、勝の双肩には、將に倒れんとする德川三百年の興廢と、江戸百萬の生靈とがかかつてゐた。攻守地を異にし、進退、處を別にすると雖も、共に一大時局の樞點に立つてゐるにおいて變りはなかつた。

時に西郷は既に髷を落して、五分刈り頭となり、折襟洋服を著して、其の上に白縮緬の兵兒帶を締め、勝は尙ほ髷を結ひ、羽織袴といふ、いでたちであつたといふ。會見の室内には、何等の裝飾もなく、正面床の間には、中央の臺上に布袋の置物があり、中央に福祿壽、左に竹を畫きたる掛軸が掛けられ、兩人共に、座布團をも用ゐず、青疊の上に正坐して對面した。〔口繪參照〕

兩雄の對面は、此の時が初對面ではなく、元治元年〔甲子〕九月十一日、大阪において初めて會見して以來、既に相識の間柄である。西郷も勝の英傑たるに驚ろき、『智略縱橫にして、英雄の資あり、實地に臨んでは象山以上』と、激稱措かなかつたほどであるから、相當の手應へを豫期したに相違ない。勝も固より西郷の偉器たるを知り夙に『小楠以上』と嘆稱し、心窃かに斯人の來るを待ち受けてゐたのであるから、西郷との會見に、滿腔の希望を繫いでゐたに相違ない。

西郷は、最も慇懃に勝を一室に招ずるや、彼れ先づ口を開いて、

『扨て、勝先生、今度の一條には、流石の先生も、大分お困まりの御樣子でごわすのウ……』

破顏一笑、滿面に笑みを湛へて、海舟を迎へたところに、南洲の偉大さが、宛然として現出してゐる。胸一パイに思ひつめて、必死の覺悟を極め、一か八か、ここぞ大事の瀬戸際と踏ん張つた、勝が鐵石の心肝に、一脈の春風を送り來たつた、西郷が出會がしらの一言、是れ此の一語に、既に太平の象を宿した。勝も思はず、張り切つた肩を下ろし、凝り固まつた腹を胖うし、

『あれから以後、お丈夫で何より結構……』

と、一別以來の挨拶を述べた。

『西郷先生、先生も大分口が悪いが、試みに拙者と、その地位を換へて見んことには、拙者心中の苦衷は、お解りござるまい。』

大上段に振り冠つて、眞向正面に打ち下ろす、太刀先き三寸にして、疾風の如く體を變はす苦衷は、嘗られる方になつて見ねば分からぬといふのである。西郷はこれを聞いて、ハタと手を拍つて、

『ウハヽヽヽヽ』

と、天地も崩るる大笑ひをした。西郷得意の哄笑の中に、江戸百萬の生靈が浮び上つてゐる。此の時の一笑、實に千鈞の値がある。

ややあつて海舟は容を改め、

『扨て我が君、慶喜公、恭順の御意志については、先きに山岡を以つて、一應申し達して置いたことでムれば既に充分、御承知のこととは存ずるが、猶ほ我が公衷心の誠意、一通りお聞き下され』

といつて、勝はその主君の爲めに、熱誠を籠めて、恭順の次第を物語り、大義を明らかにし、名分を正し、皇國の危急は實に皇師の態度、如何に掛つて存することを力說した。而うして更らに、皇妹和宮の御身上に及び、

『若し皇師その道を誤り、一朝、不測の變を生ずるやうのことがあれば、後宮の御進退は、實に寒心に堪へざ

るところである。官・幕動亂の裡において、宮の安穩を護り奉つらんこと、至難事中の至難事である。此の事、易きに似て、實は最も難く、思うて一度び茲に到れば、毛髮忽ち竦立するの感がある。西郷先生、宜しく此點に熟慮し、萬全の策を回らされたい。拙者、不肖なりと雖も、亦た是れ皇國の一民である以上、邦家の爲めに微衷を捧ぐるにおいて、決して人後に落つるものではない。』

と述べ、勝は先づ西郷の誠意を試み、悠揚として曰く、

『今日は只だ、我等幕臣の忠誠を披瀝したるに止まる。戰ふか、和するか、興か、廢か。是れ今日述ぶるところではない。請ふ、明日を以つて決せん』

と言ひ遺して、やがて袴の塵を拂ひ、座を立つて門前に出で、悠然として立ち去つたところは、流石に一代の傑物たるに恥なかつた。

【四】　勝・西郷兩雄の會見（二）

三月十四日第二回の會見

越えて、翌三月十四日、勝は山岡鐵舟を伴うて、芝田町の薩摩屋敷に來り、西郷と第二回の會見を行うた。英雄の心は英雄知る。勝は一書を西郷に與へた。その文に曰く、

勝安房より西郷參謀軍門に致すの書　〔明治元年三月十四日〕

昨年以來、上下公平、一致の旨あれども、其中に私あり。終に當日の變に及ぶものは、皇國人物、乏しきに因る。就中、伏見之一擧、一二の藩士を目して、失錯あるは、我が尤も恥る處、堂堂たる天下、終に同胞相食ふ。何ぞ其陋なるや。我輩忠諫、一死を以て報ずべきも、已に其失、前日に在り。今日、何の面目あつて口を開かんや。然りといへ共、不日にして、一戰、數萬の生靈を損ぜんとす。其戰や、名節條理正しきにあらず。各、私憤を包藏して、丈夫の爲すべき所にあらず。吾人、是を知れども、官軍、猛勢を張り、白刃・飛丸を以て、漫に虛勢を假つて、怯弱之士民を劫さば、我も亦、兵を以て之に應ぜんには、無辜の死、益〻多く、生靈塗炭、益〻甚だしからん歟。軍門實に皇國に忠する志あらば、宜しく、其條理と情實とを詳かにして、後、一戰を試みよ。我輩も亦、能く、其正・不正を顧み、敢て漫に輕擧すべからず。嗚呼、我主家、滅亡に當つて、一の名節、大條理を持し、從容、死に就く者なきは、千載の遺憾にして、海外の一笑を招く而已。我輩、是を知れども、力支ゆる能はず、共に魚肉せらるる者は、深怨銜肝、日夜焦慮し、殆んど憤死せんとす。憐れ、其心裡を詳察あらば、軍門に臨んで、一言を議せん。幸に熟考せられば、公私之大幸、死後猶、生るが如くならん。謹言。

辰　三　月〔明治元年〕

勝　安　房

參　謀　軍　門

條理を論じ、苦衷を披瀝したるところ、確かに勝が心血を吐露したるものであつた。『是を知れども、力、支ゆる能はず』といひ『殆んど憤死せんとす』といへる、自己の心中を、蔽はず、隱さず、赤裸裸に、露堂堂、現はし盡して、敢へて忌まざるところに、海舟の赤誠を見る。

されど、猶ほこの文中において、機略の存するものが、ないではない。條理を正さずして、官軍、猛威を逞しうするにおいては、百萬の生靈は、立ろに死地に陷いるであらうといひ、西郷にして、若し國家に忠なるの精神あらば、先づ條理を正し、情實を詳らかにして、然る後ち一戰せよといひたる後ちに『我輩も亦、能く其正・不正を顧み、敢て漫に輕擧すべからず』といつてゐるのは、流石に用意の存するものあるを見る。勝が平生の覺悟よりいはば『官軍にして無謀の戰ひを挑まば、我輩亦た敢然、起つて雌雄を決せんのみ』といふべきであるを、『敢て漫りに輕擧すべからず』と、言を柔らげ、詞を愼しんでゐるのは、遠謀深慮あるものと、いはざるを得ない。かかる危急の際に當り、筆を驅つて、赤裸裸に衷心を敍述し來る際に當りて、猶ほ且つ、對手の立場に心を用ゐたるの跡あるは、流石に老手といはなければならぬ。

尤も勝は苦勞性なるところがあり、且つ饒舌家でもある。文書に記せば、如何にも大袈裟に聞ゆるも、内心は左程でもない場合もある。勝は山岡よりも饒舌、西郷は山岡よりも寡言、此邊にも三人者の爲人を見る。

＊　＊　＊　＊　＊

時に勝は、懷ろにし來つた、幕臣有司の歎願書を出して、之れを西鄕に示した。此の書は、曩に山岡が靜岡において受け取り來つた、總督府の箇條書に關する、希望條件を述べたるものであつた。その書に曰く、

勝安房の提示せる幕府側希望條項　〔明治元年三月十四日〕

【第一ケ條】
隱居之上、水戸表へ愼罷在候樣、仕度事。

【第二ケ條】
城明渡之儀は、手續取計候上、即日田安へ御預け相成候樣、仕度候事。

【第三ケ條、第四ケ條】
軍艦・軍器之儀は、不レ殘取收め置、追而寛典之御處置、被二仰付一候節、相當之員數相殘し、其餘御引渡申上候樣、仕度事。

【第五ケ條】
城内住居之家臣共、城外へ引移、愼罷在候樣、仕度事。

【第六ケ條】

度喜妄擧を助け候者共之儀は、格別之御憐憫を以て、御寛典に被㆓成下㆒、一命に拘り候樣之儀無ㇾ之樣仕度事。

但、萬石以上之儀は、本文御寛典之廉にて、朝裁を以、被㆓仰付㆒候樣、仕度候事。

【第七ケ條】

士民鎭定之儀者、精々行屆候樣可ㇾ仕、萬一暴擧いたし候者有ㇾ之、手に餘り候はば、其節、改而相願可ㇾ申候間、官軍を以、御鎭壓被ㇾ下候樣、仕度事。

右之通、乾度爲㆓取計㆒可ㇾ申、尤寛典御處置之次第、前以相伺候へば、士民鎭壓之都合にも相成候儀に付、右之邊、御亮察被㆓成下㆒、御寛典之御處置之趣、爲㆓心得㆒伺置度候事。

といふのであつた。

勝は襟を正し、容を改めて、西郷に向ひ、

『既に將軍家が、大政を返上したる以上は、江戸城下は、皇國の首府である。德川氏一家の私情を以つて、天下の首都を亂し、生民を殺さんこと、是れ我が君公の、斷じて爲さざるところである。一意專心、此の時に當つて希ふところは、皇師堂堂、正を踏み、中を攝り、至公至平の御處置あらんことである。果して斯くの如くなるを得ば、上天に恥づるなく、皇威は是れより大いに興起するであらう。城外の列國、亦た我が皇政の道明らかなるを聞かば、大に我れを徵し、國信ここに一洗して、國威確然たるものがあらう。是れ我が君公の願ひにして、且つ我等の切望止まざるところ、參謀宜しく我徒の意あるところを察して、冀くは大義を

誤まるなかれ』

と述べ、赤心を披瀝し、憂國の熱情を示し、一言一句、心血を絞つて、西郷の心肝に灑ぎかけた。

此間、西郷は泰然自若として動ぜず、且つ悠揚迫まらず、勝の熱辯を聞き終るや、徐むろに答へて曰く、

『御諭旨は、一應拜承いたした。事太だ重大なれば、拙者一人を以つて、本日即答はいたしかねる。明日出立、總督府へ急行して、然る上にて、確答申上げよう』

と述べて、村田新八、桐野利秋〔中村半次郎〕の兩人を呼んで、

『只今、勝さんからのお話、かく／＼の次第であれば、明日出發して、總督府へ參る考へである。就いては、明十五日の江戸城總攻擊のところは、暫らく見合せて下され』

西郷一令を下せば、三軍、林の如く靜まる。それから以後は例によつて、西郷の高笑ひ、

『勝先生に、初めてお目に掛つてから、もう足掛け五年目で、早いものでごわすのウ』

昔話しに時に移るを忘れ、大事を眼前に控へてゐるといふ風は、更らにない。

勝はその自記せる『海舟日記』中に左の如く、當時會見の狀況を語つてゐる。

海舟日記〔明治元年三月十四日〕

我西郷に申て云。大政返上之上は、我が江城〔江戸城〕下は、皇國之首府なり。且、德川氏數百萬之蒼生を保

つ所以のものは、幕府之大費に充らむが爲なり、此二つは宜敷大政と共に其御處置如何を伺ふべきなるべし。況哉、外國交際之事興りしより、其談ずる所、獨、德川氏之爲にあらず。皇國之通信にして、我が私にあらず。印度・支那之覆轍、顧みざらむ哉。今日、天下之首府に在て、我が家之興廢を憂て、一戰、我が國民を殺さむことは、寡君決て爲さざる所、唯希ふ所、御所置、公平至當を仰かは、上天に耻る所なく、朝威、是より興起し、皇國化育之正數を見て、響應、瞬間に全國に及び、海外是を聞て國信一洗、和信益ゝ固からむ。是の意、我が寡君獨り憂て、臣輩之不レ解之所なりと云ゝ。西鄕申て云く、我壹人、今日是等を決する不レ能、乞ふ明日出立、督府へ言上すべし。亦明日侵撃之令あれどもといつて、左右之隊長に令し、從容として別れ去る。亦彼が傑出果決を見るに足れり。嗚呼、伏見之一擧、我、過激にして事を速やかにし、天下人心之向背を察せず、一戰塗地、天下恂恂として不レ定、薩藩一二之小臣、上天子を挾み、列藩に令して出師迅速、猛虎之群羊を驅るに類せり。何ぞ其奸雄成る哉。

といひ、又たその著『鷄肋』中において、當時の會見に及び、『慶應戊辰年三月十四日高輪薩州邸にて西鄕へ談判の記』と題し、左の一項を自記してゐる。

高輪薩州邸にて西鄕へ談判の記　（明治元年三月十四日）

同三月十四日、高輪薩州邸に於て、西鄕に談判す。是余が一生の難事也。其初め、官の兵、神奈川を越え、

六郷・品川に至る。衆兵高歌して云ふ。徳川の社稷可レ立〔斷?〕慶喜可レ斬云々と。是を聞く者、怒氣充レ胸、双眼血を濺ぎ、奮戰せむとなす者、殊に多し。君主號令嚴重、日夜其怒心を宥められ、少しも憤るの色なし。唯余〔勝〕を殺さんとする者、益多し。是れ主公の恭順は、余が建言する所、其微意、敵に降るにあり。其首を切て、軍神を祭らんと云ふに在り。

十五日、官軍江城侵撃と云。其略、三道の死を期し、進めば其後路の市街を焼き、退去の念を絶たしめ、城地に向つて其死を期せしむと。今日我が歎願を不レ聽、猶其策を擧て決戰をなさんとせば、城地灰燼、無辜の死、數百萬、終に之を遁がれしむる能はず。彼、此暴擧を以て、我に對せば、我も亦、彼が進むに先んじ、市街を焼き、其進軍を妨げ、一戰、焦土を期せずんばあるべからず。此意を決して、此策を設け、今日の應對、誠意に出づるにあらざれば、恐く貫徹爲し難からん歟。不肖是に任じ、一點、疑を存せず。若し百萬の生靈を救ふにあらざれば、我れ先づ是を殺さんと、斷然決心して其策を回らす。

余、西郷氏へ趣意談判の末、同人靜に答て云ふ。此談判の決答、一人にして決する不レ能、今日、府中駿河へ出立、督府へ言上すべし。又明日侵撃の令ありと云て、村田新八、桐野〔中村半次郎〕を呼で、見合せの趣意を述べ、從容、平素の如く、他談に及び、毫も大事に臨むの體無く、面色溫和、一別以來の事を述べ、論事に及ぶ。余が心中竊に驚く、襟度寛大、一點私意を挾まず、嗚呼、今日ある、實に此人の意匠に出るなり。

高輪より入城迄、途中狙撃に逢ふ。彈丸頭下を飛ぶ事、三回、幸にして不レ中』

といつてゐる。當日、西鄕の一諾が、如何に千鈞（せんきん）の重きを爲したるかは、勝の述懷（じゆつくわい）によつて、更らに明らかである。

【附記】勝・西鄕第二回會見地に就て

三月十三日に於ける、勝・西鄕兩雄會見地は、品川高輪の薩摩藩邸であつたことは、諸書異說なく、皆一致してゐる。然るに第二回の會見、卽ち翌十四日の會見地は、勝の日記には、明らかに高輪薩邸と記しありて、一點の疑ふ餘地がないが、三月十四日附、西鄕が勝に答へたる書簡に據れば、田町邸なること明瞭である。

西鄕吉之助より勝安房に答ふる書〔明治元年三月十四日〕

尊翰拜誦仕候。陳ば唯今田町迄御來駕被二成下一候段、爲二御知一被レ下、早速罷出候樣、可レ仕候間、何卒御待合被レ下度、此旨御受迄、如レ此御座候。頓首。

三月十四日〔明治元年〕　　西鄕吉之助

勝樣

此書によれば、勝は前日高輪にて會見の際、一應の挨拶に止めおき、委細は明日再會せんことを約し、且つ再會の地も、田町邸において爲すべく打合せてゐた。依て勝より西鄕へ、只今田町邸に罷り出た由を通告して來たので、それに對して如上の返書を與へたのである。猶後考を竢つ。

【五】 勝・西郷兩雄の會見（三）

勝と山岡と西郷との照心

三月十四日、勝、西郷兩雄會見の最中、急に、騒々しき人馬の物音が聞え出した。何事ならん、と勝は早鐘を打つが如き心中を押し鎭めつつ、事の樣子を見てゐると、薩摩屋敷の裏手の品川浦に、五十人ばかりの精兵が、七八艘の小舟に乘つて、漕ぎ寄せて來るといふので、是れ必らずや、幕兵が、勝を斬らんとするか、西郷を殺さんとするか、その孰れかに相違ない。油斷はならぬと、西郷部下の士が騒ぎ出したのであつた。

勝は元より、自分の身邊が危地に臨み、薄氷を踏むの心地で、電光石火の早業を演じてゐる際であるから、只事ならずと、早やくも胸を躍らしてゐる。山岡は江戸城中の士氣昂奮の狀を知つてゐるから、『若しや』といふ心配が先きに立つ。流石の勝も山岡も、ヒヤリとしてゐると、西郷はひとり、神色自若たるもので、山岡に向つて、

『西郷が殺されると、士氣が振ひます』

といつて、呵々大笑し、死生を眼中に措かざるのみか、『死ねば兵隊が振ふ』といふに至つては、膽力の大、殆んど極まり盡くるところを、知らざるの觀があり、流石の英雄豪傑も、舌を捲いて驚歎するの外はなかつたといふ。

舟中の幕兵は、薩摩屋敷を襲撃したのではなく、全くの脫兵であつたと見えて、やがて、いづれへか姿を失つ

てしまつた。流石は山岡鐵太郎、義に堅きにおいて天下第一の人、かういふ事では、何日何時、西郷の身邊に危害が迫まるかも知れぬ。西郷に萬一の事あらば、山岡、死しても申譯が立たぬといふので、その後、西郷が再び江戸に來つて、屢々江戸城に應接した際には、彼れ自から西郷の身邊を守護し、事、若し不時に起り、支ふるを得ずんば、西郷と共に殪るるの決心を以つて、西郷の影法師のやうに、附き添うたといふ。嗚呼、何ぞそれ義心の堅きや。古へ唐の魏徴が歌うて『豈に艱險を憚からざらんや。深く國士の思を懷ふ。季布二諾なく。侯嬴一言を重んず。人生は意氣に感ずるのみ。功名誰れか復た論ぜん』といへるものは、實に我が山岡が西郷に對するの義心において、正にその代表的典型を看るといふべきである。楚人は稱して『黃金百斤を得るも、季布が一諾に如かず』といつたが、西郷の一諾、山岡の義烈、海舟の意氣、合して國家の大難局を拯ふに至つては、世界歷史の中、何國の歷史か、果して能く、之れに匹敵するものあらんやである。

山岡が、當時の事情及び感想を記したる自記に、左の一節がある。

談判筆記 〔山岡鐵太郎自記〕

是ヨリ後、西郷氏、江戸ニ着シ、高輪薩邸ニ於テ、西郷氏ニ、勝安房ト、余ト、相會シ、共ニ前日約セシ四ケ條、必、實效ヲ可レ奏ト誓約ス。故ニ西郷氏、承諾、進軍ヲ止ム。此時、徳川家ノ脫兵ナルカ、軍裝ヲセシモノ、同邸ナル後ノ海ニ、小舟七八艘ニ乘組、凡五十人許、同邸ニ向ヒ寄セ來ル。西郷氏ニ附屬ノ兵士、事

ノ出來ルヲ驚キ、奔走ス。安房モ余モ、是ヲ見テ、如何ナル者カト思ヒタリ。西郷氏、神色自若、余ニ向ヒ、笑テ曰、私シガ殺サレルト、兵隊ガフルヒマストト云タリ。其言ノ確乎トシテ不動コト、眞ニ可レ感ナリ。暫時アリテ、其兵ハ何レヘカ去ル。全ク脱兵ト見エタリ。如レ此ノ勢ナレバ、西郷氏、應接ニ來ル毎ニ、余、往返ヲ護送ス。徳川家ノ兵士、議論百端、殺氣云可カラザルノ秋、若シ西郷氏ヲ、途中ニ殺サント謀ルモノアレバ、余、前約ニ對シ、甚ダ之ヲ恥ヅ。萬一、不慮ノ變アル時ハ西郷氏ト共ニ死セント、心ニ盟ツテ護送セリ。

といつてゐる。幕府の命脈、將に盡きんとするに當つて、山岡あり、勝あり、封建政治は亡ぶるとも、武士道は地に墜ちずといふべきである。此の二人者のあるによつて、徳川氏末期の汚染を、一洗し去るに足るといふも、敢へて過褒ではあるまい。

【六】西郷早打にて京師に歸る

三月十四日、勝との會見を終るや、西郷は、翌十五日の總攻撃に對し、一先づ中止の命令を下し置き、即刻、旅裝を整へて、同日夜、品川を發程し、早打ちを以つて、駿府大總督府に星馳した。靜岡に着したのは三月十六日、有栖川總督宮に謁して、勝との會見の始末、並に江戸の形勢について、逐一報告に及び、勝の提案に關する對策を協議した。有栖川宮の御日誌に、

有栖川大總督宮御日誌 〔明治元年三月十六日〕

十六日晴

一、西郷吉之助、早打に而、京師太政官え罷出候事。

一、木梨精一郎、横濱表え、早打に而罷出候事。

〔此次に西郷の携帶せる、勝の箇條書を御記入あり。〕

とあるによつて、西郷の動靜を察すべく、有栖川宮は、事甚だ重大なるを以つて、西郷をして、直に京都に遣はし、朝議の一決を請はしむることとなつた。ここにおいて乎、西郷は、大總督宮の命を奉じ、更らに太政官の議を決せしむべく、急ぎ靜岡を發して、入京した。時に三月二十日の薄暮であつた。

西郷の入京するや、彼れの齎らすところにより、直ちに朝議を決定すべく、即日、太政官會議が開かれ、岩倉具視、三條實美、大久保利通、後藤象二郎、木戸準一郎、廣澤眞臣等相會して、徳川氏處分問題に關して議を重ねた。

大久保利通日記 〔明治元年三月二十日〕

一、廿日、太政官出席、西郷著、關東御處分一條に付、於㆓御所㆒評議、死一等を被㆑減候筋、御決定に候。

松平春嶽私記〔明治元年三月二十二日〕

一咋廿日〔三月〕西郷吉之助、關東より上京之旨趣、御承知も可ㇾ被ㇾ爲ㇾ在哉と、土老侯〔容堂〕へ御内調之處、祕中之祕故、御對面御物語被ㇾ成度、關東に於て、薩兵暴發は決して無ㇾ之候間、此儀は安心被ㇾ成候樣、御返簡有ㇾ之。私云。此祕中祕說とは、西郷吉之助、於二江戸表一大久保〔一翁〕勝兩氏と應接有ㇾ之、兩氏より御謹愼之實跡は、函嶺以東へ、入兵有ㇾ之候ても、毫も抗拒之景況無ㇾ之、又數隻之軍艦あれとも、一所に碇泊して動かざる等之事を說得して、恰好之談に相成、上京之處、於二此表一は、何處迄も、押詰候樣との指揮にて西郷も困窮、不平之意味有ㇾ之由也。小諸侯、歸邑之儀を辨事神山より德大寺殿へ申達候處、聊被ㇾ申候は、今暫にて、關東之御所置も可ㇾ及二落著一候へば、夫迄之處は、見合候樣、大久保・勝、外に何山とか申人、格別之盡力にて、謹愼之實行顯はれたれば、無ㇾ程、結局に可二相成一と、輕易に物語有ㇾ之由。

とあり、結局、草議は、慶喜處分に對し、寬典に處するに一決したのであるが、當日の議題として、勝の提示せる箇條書に基づき、岩倉が起草したる、德川氏處分對策は、左の如くであつた。

岩倉の起草せる德川家處分案

【第一條】慶喜自ら大總督の軍門に來り、謝罪すべし。大總督は、寺門に於て謹愼を命じ、御沙汰次第、[illegible]

封地に於て籠居の事。

東照宮以來、累代勤勞之邊を被二思食一、德川家名被レ立下、相續人體は、故家茂より、靜寬院宮へ遺言之次第も有レ之、旁以、田安龜之助へ可レ被二仰附一哉之事。

新封之事、出格之御憐愍を以、於二北國・西國等一、七拾萬石又は五拾萬石位、可レ被二下賜一哉。但、於二土地一者、追而御沙汰之事。

【第二條】城明渡之儀は勿論、城池預ケ人體之事は、思食も有レ之候處、誰彼へ御預抔と出願之儀は、頗る不都合に付、御採上無レ之事。

【第三條】【第四條】軍艦・軍器、一先、總而御取收之上、以二思食一、新に御下渡、可レ然事。

【條五條】家來共、總而一地方へ引移、謹愼可レ有レ之。但、今度家名相續人、新封地へ移轉之節、其分に應じ、隨從可レ然候へ共、多分之家來扶助、不レ行屆一之品も可レ有レ之哉。其輩は不レ被二捨置一、厚き思食も有レ之候間、追而之御沙汰を可二奉待一旨、申渡之事。

【第六條】專ら寬典之叡旨に付而者、慶喜之暴擧を助け候者共之儀に於而茂、同樣之事には、有レ之候へ共、巨魁たる者は、一命を遁る可き條理、無レ之に付、今一應、思慮之上、可レ爲二願出一、其餘は輕重相應之御憐愍、御沙汰之事。

固より此の岩倉の原案は、勝・西郷談判の經過に立脚して立案したもので、要するに慶喜の死一等を減

じて、謹愼隱居を命じ、田安を以つて德川氏を繼がしめ、之れに七十萬石乃至五十萬石ぐらゐは與へてもよいといひ、官軍に抗したる巨魁（卽ち會・桑を云ふ）と雖も、眞に前非を悔い、皇師に服するならば、憐愍を垂るべしといふのであるから、要求の寛大を極めたることは、いふまでもなかつた。

【七】木戸も亦た寛典論者

抑ゝ西鄕の對德川氏處分案は、當初頗ぶる峻烈を極めたるものであつた。その次第は、既に前項中において詳述したところによつて、最も明瞭である。西鄕は維新鴻業の根基を樹つるの、頗ぶる大事業であることを夙に感知し、屍山血河の盟を爲し、一大修羅場を現出するの大覺悟なくんば、萬世に輝やく國基を定むることは出來ぬと確信し、且つ慶喜が、單に一片の歎願書抔によつて、身の安全を計らんとすることの、甚だしく本末を誤まるものと解してゐた。故に西鄕は二月二日附、大久保に與ふる書中において、『慶喜隱退之歎願、甚以不屆千萬』と喝破し、『是非切腹迄には參不レ申候而は、不ニ相濟一』と慨言し、無益の寛大論を一蹴して、直に德川氏征討の皇師を發せらるべしと論じたのである。西鄕は無益の殺傷を欲するのではなく、國家新建の鴻業に著眼し、この言を爲したのであるが、當時、西鄕の猛烈なる硬論には、頗ぶる困却の向もあつた。木戸の如きは、その當時より、德川氏に對し寛典の意見を有してゐたので、大いに西鄕を持て餘ました事情が見える。故に西鄕が、今回、勝との會見によつて、寛典論に耳を傾むけ、三職會議の席上においても、西鄕の口から、慶喜の死一等を減ずるやと

の口吻が洩れたので、此機逸すべからずとばかり、大いに乘じ來たつた跡がある。此の事に關し『戊辰日記』に左の一節を掲げてゐる。これは四月十二日の夕、山内容堂が、松平春嶽を訪づれ、密かに語りしところとして、中根雪江の記錄せるものである。

戊辰日記〔明治元年四月十二日〕

去月〔三月〕十日、木戸準一郎、於二圓山一令善二長・薩二侯、並阿侯、肥之長岡左京公子と、各藩之有志とを會合して、盛宴を張たるは、甚、深意ありし事也。他人曾て不レ知。其所以は、畢竟薩論、德川公を忌憚する事甚敷、大逆無道に坐して、罪死に抵らん事を庶幾せり。準一郎、其不當なるを患苦し、救濟之一策を施さんと、先づ諸侯・有志を會して、和親を結び、再會に及んで、此一件を議せんとの心算なりしに、何ぞ圖らん西鄕、去月〔三月〕十九日〔事實は二十日入京〕俄然として上京して、東都之御處分を謀るに逢ふ。三條・岩倉並顧問之輩、參朝して、其議に及ぶ。此時、吉之助、德川公、大逆といへども、死一等を宥むべき歟之語氣ある故、準一郎、其機に投じ、大議論を發し、寛典を辨明し、十分之盡力に而、箇條書等も出來せり。德川公免死之幸福は、準一之功、多に居るとぞ。

如上の記錄によつて見ても、鳥羽・伏見の戰爭以後當時の勤皇雄藩主の間に、相當に德川氏に對する軟論が行はれてゐたことが察せらるる。且つ之れには岩倉邊りも、多少耳を傾むけたと思はるる節があり、尾・越・土藩

が中心となり、長州の木戸を加へて、相當に實際運動に着手しつつあつたことがわかる。ここにおいて乎、西鄕が、『德川氏に對して、斷然たる態度を執るにあらずんば、必らず、越州、土州抔から寛論起り、長計議に因循を極めてゐる間に、遂に千歲の遺恨となり、ほぞを嚙むとも及ばざるに至らん』といつたこととの、いよいよ深い意義のあつたことを思はしむる。

三月二十日、三職會議の結果、朝議はここに定案を得たが、その翌二十一日、木戸が、伊藤博文に與へ、此の間の事情を報じた中に、左の如く述べてゐる。

木戸孝允より伊藤博文へ與ふる書 〔明治元年三月二十一日〕

〔前略〕先日、官軍敗走之樣、被二仰越一候處、全之謬聞に而、左に無レ之、已に昨日〔二十日〕西鄕歸京、不日武城〔江戸城〕も開城に至り可レ申、慶喜も死一等被レ免候都合に、昨夜論決仕候。世間多くは、眼中德川氏而已あるならずんば、眼中只歐洲ある而已に而、天地之公論、不二相立一氣味不レ少候。會〔會津藩〕は不レ然、戰爭に必至り可レ申、尤今日之處に而は、從二朝廷一は、一般に被二仰出一候次第に御座候得共、官軍に相抗し候ときは、天下四方へ對し、また後來へ涉り、屹度十分に御手を被レ盡不レ申而は、不二相濟一と奉レ存候。云々

〔下略〕

之れによつて、木戸の意中を察すべきである。

【八】朝廷の德川家處分案

西郷が旣に寛典論に傾むいてゐる以上、三職會議に、別に大議論を生ずべき餘地はなかつた。三條實美卿も、略ゝ岩倉と同一意見であつたから、大體之れに贊意を表した、ただ『第六條』において、少しく意見を强くし、左の附箋を以つて、所見を開述してゐる。曰く、

第六條に對する三條實美の附箋

【第六條】妄擧を助け候者、御憐愍を以て、寛宥之御沙汰相願候儀、決而難レ被二聞届一候。妄擧を助け候者にも、自ら輕重之差別有レ之候へ共、會・桑二藩の如きは、巨魁の最たる者に候得者、首級を軍門に捧げ候而、謝罪不レ致候半では、實效之廉相立つと難レ申候。外々之箇條は、彼れが願に任すも、敢て仔細なかる可し。尤も無レ之時は、條理確然と難二相立一、條理を以て、不條理を伐つ、曲直自ら判然たり。若し此儘等閑にせば朝威、決して不レ可レ立、斷然追討之外、他なかる可し。

といつてゐる。之れによつて見れば、岩倉具視の草案では、巨魁たる會・桑二藩に對しても、彼れに恭順の志さへあらば、寛典を被むらしむるも不可はない、といふ意見であつたが、三條は、少しく之れと異なり、會・桑二藩は旣に鳥羽・伏見において禁闕に兵を動かし、皇師に抗したることの歷然たる以上、軍門に降伏して罪を謝

するに非らざれば、條理立たずと强張したのである。寛典論もさることながら、三條の意氣も亦た、別意において敬重すべきものがある。

かくして、三月二十日の三職會議は、夜に入つて議を定め、朝議ここに一決し、即夜、直ちに上奏御裁を經て、左の處分案を、西郷に授けた。朝議決定案に曰く、

徳川家處分朝議決定案（明治元年三月二十日）

【第一ケ條】

謝罪實效相立候上者、深厚之思食を以て、死一等を被レ宥候間、書面之通、水戸表に於て、謹愼之義、可レ被ニ差許一候事。

【第二ケ條】

總督宮、思食次第、可レ被ニ仰付一候。

【第三ケ條】【第四ケ條】

軍艦者、勿論銃砲に於ては、不レ殘取收、武庫引渡可レ申、御處置之上は、追而相當可ニ相渡一候。

【第五ケ條】

書面之通、可レ被レ許候。

【第六ケ條】

罪魁慶喜、死一等被レ宥候上は、格別之寛典を以て、其他の者も、死一等は可レ被レ宥候間、相當之所置、可ニ申出一事。

但萬石以上之儀、書面之通、可レ被ニ仰付一、會・桑の如きは、問罪之軍兵被ニ差向一、降伏に於ては、相當之御處置可レ有レ之、拒戰に於ては、速に屠滅可レ有レ之事。

【第七ケ條】

書面之通、可レ被ニ仰付一候事。

是れ即ち、德川氏處分に對する、朝議の決定案であつた。以上、朝議の決裁を見るに、殆んど全部、勝が西郷に託したる提案の全部、そのまま聽許あらせられたのと同一であつて、寛典といはば寛典、實に德川氏にとりては、感泣に値ひするものであつた。

抑ゝ德川氏處分案なるものは、その抑ゝの發端を、西郷の山岡に與へたる處分案に發し、之れに對する勝安房の歎願書となり、岩倉の草案となり、最後の勅裁となり、更に大總督宮の定案となつて、越えて四月四日、いよいよ江戸城中に齎らされたものである。而うして今その諸案の經過を見るに、當初西郷の提示したる、總督府の原案が基礎となり、殆んど大體において、この原案通り、解決を見るに至つたのである。左に諸案の要領を示して、經過を明らかにするに、先づ三月五日、靜岡において、西郷が山岡に與へたる處分案は、

西郷の處分案〔大總督府案〕

【第一】慶喜、備前藩お預

【第二】城明渡

【第三】軍艦全部相渡

【第四】兵器全部相渡

【第五】城兵を向島に移す

【第六】妄擧諸兵謹愼

【第七】皇師に抗せば直に討滅

といふのであつた。而うして、第一條の慶喜備前藩お預けの一條は、山岡との諒解を得、西郷が面目を立つるととを誓約したのは、既に詳記したる通である。

而うして、江戸城中の議を一決し、勝安房が起草したる、幕府側の希望條件は、次の如くであつた。

勝安房の希望案〔江戸幕府案〕

【第一】慶喜、水戸へ隱居

【第二】城明渡の上、田安へお預
【第三】軍艦引渡
【第四】軍器引渡
【第五】城兵は城外へ引移
【第六】妄擧兵は寛典を請ふ
【第七】萬一暴擧の際は、官軍を以つて鎭壓

右の如くであつて、殆んど西郷の原案を、そのまま認容したのと同一の案であつた。ただ慶喜備前藩へお預けの第一條を、生家たる水戸家にて、謹愼することに改めたに過ぎなかつた。是れ固より、西郷の豫め諒解するところであつたのは、いふまでもない。

之れに對する岩倉の草案は、

岩倉具視の草案

【第一】慶喜謝罪し、新封地に籠居
〔附案〕德川家は田安龜之助相續、五十萬石乃至七十萬石を與ふる事
【第二】城明渡、お預けの人體は出願を許さず

【第三】軍艦引渡

【第四】軍器引渡

但し思食に依り、新に下渡あるべし

【第五】城兵一切、一箇所へ引移り、謹愼すべし

【第六】妄擧の輩寛典

巨魁たるものも再應出願すべし

といふにあつた。之れに對する三條の意見を加へ、勅裁を經たる朝廷の決裁案は、

朝議決裁の處分案〔三職會議決定案〕

【第一】慶喜、水戸謹愼を許す

【第二】總督宮意見に一任

【第三】軍艦引渡

【第四】軍器引渡

然る上にて、相當下渡さるべし

【第五】希望通り許さる〔城兵城外移居〕

【第六】妄擧の輩も、死一等を減ず
　　巨魁、會・桑も、降服せば寛典あるべし
【第七】希望通り許さる、〔士民鎭定は、官軍に一任〕

といふのであつた。

以上諸案の經過を、觀じ來たる時は、當初、靜岡において、西郷が立案したるところが、基本案となり、略ぼその意見の如く、決定せられたことが明らかであらう。ここにおいてか、達人卓見の、確として動かざるを知るであらう。

【九】西に南洲、東に海舟

明治戊辰の陽春三月、春風、海道に渡つて、櫻花、東台に開くの時、江戸の形勢は、正に危機一髮の間に在り、日本の運命は、興廢存亡の岐路に立つた。此の時に當つて、和戰の大機を掌中に握り、東西に星馳して、一國の重きを爲すもの、西に西郷吉之助あり。徳川の社稷を双肩に荷ひ、江戸百萬市民の生命を、方寸の裡に包めるもの、東に勝麟太郎あり。此の際、此の時、兩雄の存在は、明治日本開展の礎石であり、兩雄の奔走は、活殺の大機を左右するものであつた。

靜かに西郷の動靜を見るに、彼れは靜岡大總督府において、山岡との會見を終るや、徳川氏處分の大綱を提げ

て、直ちに品川に來り。勝海舟との會見を爲し、卽夜江戸を發して靜岡に歸り、勝の希望と大總督府の意見とを纒めて、早打ちにて上京し、朝議の一決を促し、大方針の朝裁を仰いで、再び海道の砂塵を蹴つて品川に著し、江戸城明渡しの大評定に臨んだ。此の間における西鄕の奔走は、快隼の碧空を翔るが如く、實に日にも止まらぬ働らき振りであつた。今、試みに左に西鄕の動靜を表示す。

勝と會見前後の西鄕の動靜

三月五日　大總督府駿府著。
同　九日　山岡鐵太郎來る。
同　十日　駿府を發す。
同　十二日　池上に著す。
同　十三日　品川高輪邸に入る。勝と第一回會見。
同　十四日　勝〔山岡同席〕と第二回會見。卽夜發向。
同　十六日　駿府大總督府に歸著す。
同　二十日　京都に著す。卽夜太政官會議開催。
同　廿二日　退京、江戸に向ふ。

同　廿五日　朝駿府著。勅裁處分案を齎らす。即夜出發。

同　廿七日　大總督府決定案を持して箱根著。

同　廿九日　品川高輪薩藩邸に入る。

四月　四日　江戸城に入り、開城を談ず。

以上、簡明に表示するところによつて見るも、彼の巨大なる西鄕の偉軀が、如何に寸刻の餘裕もなく、東西に往來したるかを知るに充分であらう。

西鄕が三月二十日の薄暮、京都に著し、直ちに太政官會議が開かれたる次第は、曩に記述した通りであるが、朝議は即夜決定し、西鄕は翌朝踵を廻ぐらして退京する筈であつたが、翌二十一日は、恰かも天皇御親征の爲めに、宮城御發輦の當日とて、上下を通じて混雜を極めたので、西鄕は謹しんで鳳輦の御進發を御見送り申し上げ、此日一日滯京して、その翌二十二日早朝、發程した次第であつた。

此の時の大阪行幸は、德川氏御親征の意味を以つて、御進發あらせられたのであるから、正しく大本營を、大阪に遷させ給うたと同一であつて、大阪行在所には、太政官代を置かせられ、大久保、木戸、後藤等が、初めて天皇の御前に召され、拜謁を賜はつたのも、實に此の時においてであつた。

當時、車駕御進發の次第は『岩倉公實記』に明らかである。その文に曰く、

天皇御進發の御模樣（明治元年三月二十日）

三月二十日、上、紫宸殿に出御、御神籬を建て、弓・矢・太刀・楯・鉾・旗・銃を其側に列樹し、親ら天照大御神、大國主大神、武甕槌之男神、經津主神を祭り、平國を禱り給ふ。二十一日辰刻（午前八時）上、御直衣、紅御切袴を著御にて、葱華輦に乘御し、賢所を奉じて、禁内を出で給ふ。地下官人、錦旗を捧げ、修驗僧陣貝を吹く。副總裁三條實美、輔弼中山忠能、議定細川護久、淺野茂勳扈從し、其他、議定正親町三條實愛、德大寺實則、京師を留守す。車駕、東本願寺に小憩し給ふて、板輿に換御す。戌刻（午後八時）八幡行在所（豐國坊）に著御、亥半刻（午後十一時）石清水八幡宮に親謁し給ふ。二十二日、戌半刻（午後九時）守口驛行在所（東本願寺掛所）に著御、二十三日、午刻（正午）車駕、大阪八軒屋に小憩し給ふて、又葱華輦に換御す。未刻（午後二時）行在所（本願寺掛所）に著御す。中古以來、既に絶えたりし、車駕巡狩の典、是に至り再び興ると云ふ。（岩倉公實記）

以つて如何に、天皇御親征の一事が、萬民の耳目を聳動したるかを知るに足るべく、世上紛紛の噂絶えず、此度の行幸は遷都の御準備であつて、再たび京都に還御あらせられまいとの風評が、專ら盛んであつた位であつた。

かかる次第であるから、西鄕は二十一日の發向を見合はせ、二十二日に退京して、一路直行、江戸歸着を急いだのである。大久保の日記に、

大久保利通日記〔明治元年三月二十一日〕

一、二十一日、今日卯刻〔午前六時〕より參朝、八字比、御出輦、被レ爲レ遊候。西郷方へ參り、歸宿。

とあるのが、此の間の事情を證してゐる。

【十】 西郷と分袂後の勝安房 （一）

城中の勇士皆な涕泣す

翻へつて觀ずるに、三月十四日、西郷と第二回の會見を終り、袂を西郷と分つて、江戸城に歸り來つた、勝安房の動靜や如何。請ふ、轉じて暫らく之れを說かん。

勝と分かれて西郷の赴むくところ、諸事みな順調に進み、恰かも春風の渡るところ、堅氷の解けて流るるが如き觀があるが、西郷と別れて、勝の留まるところは、寒威凛烈、凍風、利刄の肌を切るが如き觀があつた。

三月十四日の、西郷との會見は、勝が自から告白してゐるやうに『是余が一生の難事也』と覺悟したるところで、勝において、僅かに決死の會見であつた。會見の樣子如何と待ち構へたる幕臣の面面は、片唾を飲んで、今か今かと、勝の歸城を待ち受けた。明十五日が、官軍の總攻擊豫定日であることを、聞き知つた有志等は、我れ

も我れもと武裝して入城し、さしもに廣ろき江戸城も、大小の幕臣を以つて埋められ、その數、實に數千人と註せられた。

勝が西郷と別れて、芝田町の薩摩屋敷を出た時は、日既に沒し、途中から夜に入つた。怪しげなる黑影は、勝の身邊にまつはり、忽ち銃聲發すと覺ゆるや、飛丸は彼れの頭上をかすめ去つた。品川から江戸城に入るまで、狙撃に遭ふこと、實に三回に及んだが、幸運なる勝は、三回ともに、かすり傷をも受けなかつた。

かくして、勝が江戸城に歸り來たつたのは、夜八時前後と覺ぼしき比で、『勝安房歸る』の報は、直ちに城中に電送せられ、田安中納言を初め、重臣の面面を擧げて、玄關に押し掛け、彼れの歸城を迎へた。滿城、危機を孕んでゐることは、此の一場の光景によつても察せられた。

此の時、勝は衆を招いて、大聲に告ぐらく、

『只今、西郷と會見の結果、明日進擊のことは、彼れ斷乎として、之れを中止し、我等の申し條については、一存にて取計ひ兼ぬるより、一應總督府に進言し、その上にて、否やの返答を致すこととなつた』

と、會見の次第を述べ、一切の顚末を報告した。勝が演說を爲しつつある間、殿中寂として聲なく、まるで空堂の觀があつたが、いよいよ明日の進擊が中止されたと知れた時には、只だ是れ、歎息の聲あるのみであつたといふ。これによつて見るも、城中に集合したる數千の士が、如何に決死の覺悟を以つて、明日の快戰を待望しつつあつたかを知るに足らう。勝はこの歡聲を聞いて、利刀を以つて、肺腑をえぐらるるの思ひであつたといつてゐ

る。嗚呼、その情、眞に察すべきではないか。

後年、勝が述懐していへるの言に、

『熟〻戊辰の當年を顧みるに、此の時の景況は、忘れんと欲して忘るることが出來ぬ。西郷、若し我が歎願を容れずして、進撃を中止せなんだならば、慓悍血氣の關東武士は、時こそ到れとばかり、喜び勇んで應戰したであらうが、これ我が君、慶喜公の、恭順の主意に反するを奈何せん。君公の恩に報ぜんとして成らず、江戸百萬の生靈を救はんとして達せず、勝が進退、維れ谷まると爲して、割腹して申譯をするといつたならば、當時、城中の士の大半は、予と共に自盡し、江戸城中が、忽ちにして屍山血河の巷と化し去つたことは鏡に掛けて見るよりも昭らかであつた。若し亦た、此の際に當つて、隱忍自重し、恥を忍び、垢を含み、以つて堅忍不拔の態度を持せよと申したならば、城兵忽ち四散し、一兵だもその影を見ざるに至つたであらう。一度び怒れば、猛火も辟せざる、關東武士の精英を率ゐて、大義を誤まらず、よく忍んで、節度に服せしめねばならなかつたのであるから、實に至難事中の至難事であつた。幸にして大過なかつたのは、天祐と申すべきである。今でも當時のことを思ひ浮べると、毛髪の森竪するを覺ゆる』

と告白してゐる。以つて當時の勝が、官・幕の間に介座して、双手を以つて難局を支へ、如何に憂慮し、苦慮し、焦慮したかが察せられるではない乎。勝が自から稱して『是予が一生の難局也』と絶叫した所以の、徒らなる歎聲でないことを知るに足るのである。

【十二】 西郷と分袂後の勝安房 （二）

一木將に大廈を支へんとす

上野山の公現法親王が、駿府に御下向あつて、有栖川大總督宮に進謁あらせられて、慶喜の爲めに恭順の狀を傳へ、宥免寛典の御周旋あらせられたことは、巳に詳述したる通りであるが（法親王訴願始末の項參照）法親王に隨行したる覺王院義觀が、江戸城に歸つて來たのは、勝が西郷との會見を終りたる日の翌翌日で、三月十六日の午過ぎで、正に勝が渾身の誠意を披瀝して、城兵の鎭靜を圖りつつあつた最中のことである。

覺王院は、法親王に對する、總督府の態度に、向つ腹を立てた上に、對手になつた、總督府の參謀、林玖十郎の言ひ草が癪に觸つたので、頭から湯煙たてて歸城したのであるから、歸城匆匆、西郷と勝との談判を聞いて、頗ぶる氣に入らぬ。そこで歸城するや否や、平岡、淺野、服部の諸侯を集めて、駿府の一條に油を灑いで煽くし立て、どこまでも江戸城を死守して、官軍に一日に物見せんとの氣構へを示して、上野へ退ぞいた。

當日、覺王院義觀が、駿府、大總督宮よりの御内命であるとして、齎らし歸つて、城中の面面に披露した書付なるものは、

德川慶喜、單騎、官軍の軍門に來つて、降伏の意を明らかにするに非らされば、斷じて、寛典の御處置には

相成り難い。若し慶喜に事情已むべからざるものあつて、軍門に來ることが出來ぬとならば、田安殿を名代とするも、或ひは然るべきか。

といふのであつた。

義觀の齎らしたる、此の書付なるものは、少少六菖十菊の感があつた。抑ゝ法親王及び義觀・堯忍等が、駿府に著して、交渉を初めたのは、三月七日で、『慶喜降伏』云云のことを、林玖十郎が、義觀に談じたのは、同十二日のことであるが、此の間、山岡鐵太郎は、後くれて駿府に著し、先んじて江戸に歸り、西郷との談判始末を報告してゐる。その上ならず、西郷まで江戸に乘り込み來り、勝との會見を終へた三月十六日になつて、義觀が歸り來り『慶喜軍門降伏』云云の書付けを、虎の子のやうにして持つて歸つたのは、何としても幕が閉つてから、花道に役者が顏を出したやうなものであつた。

此の時、勝は義觀の言を聞いて、赫怒して曰く、

『法親王の御使命は、ただただ大總督府の宮に懇願して、寛典の御所置を請はせらるれば、それにて事足れりといふべきである。然るに、我が君公、慶喜公の軍門降伏などと申す、辱しめを引請けて來らるるとは、以ての外である』

疳癪まぎれに、怒鳴りつけてゐる。何も法親王に食つてかかる筋合のものではないが、軍門降伏云云が、ヒドク疳に觸つたのである。法親王の御仕事でさへ、これほどに、武者ぶるひする海舟である。當時の勝が、如何に神經

昂奮の狀態にあつたかが、察せられるではないか。彼れが自記して『慶應戊辰の變は、余が終身の愁苦・危險・慘澹の極也。奉命より以來、是等は胸中に課るといへども、身、尫弱、膽識不足、其愁苦に狼狽す』と歎息してゐるのによつて、いよいよ彼れが胸中の、却々に亂れて解き難き狀態にあつたことを知る。故に若し、西鄕が皇師參謀の威を逞うし、笠に掛かつて暴言を擅ままにしたならば、海舟は、忽ちにして堪忍袋の緒を切らし、金の采配を揮うて、決死の兵を指揮したに相違ない。果して然らば、西鄕が溫言以つて海舟を迎へ、儀を正し、禮を厚うして、應接したることとの、眞に江戸百萬の生靈を救ふ所以であつた理由が、益〻以つて明瞭となるであらう。

覺王院義觀が歸城の際における、勝の心情について、彼れの自記せる『海舟日記』に左の如く記してゐる。

海舟日記（明治元年三月）

昨日（十六日）法親王之陪僧、覺王院、駿河より歸府、其書付を見るに、云、先將軍（慶喜）單騎にして、軍門に到り降るにあらざれば、寬典之御所置に及ばず。然れども、將軍これを爲す能はざる時は、田安殿、名代にて可レ然歟。これ大總督之御內命なりと云。

我、是を聞て、且怒り、且恨む。法親王は、唯其御寬典を懇願あられて足りなん。何ぞ我主（慶喜）を辱する之擧を、御內願あられしや。爰に二人あり。一物を買はんとするに、一は百金を出さんと云、一は三百金を出ださんといはば、其人、三百金に與へて以て、百金を以てする者に與へざるべし。法親王と、總督之御內

談、爰に出ては、我輩之小臣、切々斷勝すとも、彼決て用ひざるべし。今日之事、上下與に力を用ゆる者なし。止なむ歟と云つて、激論し、また參謀へ書を送りて、是を支ゆ。

覺王院東歸後、其周旋之行屆かざるを憤つて、專ら一戰をすすめて不ㇾ止。漫に有司を會して、戰を主とす。

此日、城中移轉、諸官、田安殿へ詰む。

○十八日

新宿へ滯留せし、土佐之兵隊（板垣退助の一隊）尾州邸へ入る。

○十九日

法親王、御東歸。

○廿　日

英吉利人來訪。我が心裡を話す。彼善と稱す。亦聞く、西郷吉之助、上京して決議を、朝廷に伺ふと云。（西郷の入京せるは二十日夕なれば、此の報の勝に達せるは、駿府よりなるべし）

此比、都下之諸藩邸、旗本よりして、市街之者共、貨物を輸して、近郊に運ぶ。日夜を分たず。是が爲に、人夫數千、市街出火之如く、令、頻に出づれども、更に聞く者なし。大抵、旗本は知行所へ整し、或は近郊に潛居す。ゆへに、強盜、是を知て、四方に起り、貨物を掠奪し、婦女を犯す。また悲むに堪へたり。

と記されてゐる。

江戸城中には、數千の決死の兵が屯ろし、殺氣天を衝くの概があり、城中の議論は、硬軟入り亂れて決せず、中に向ふ見ずの主戰論者が、油をそそぐあり、一方市中の狀況は、今にも戰爭が始まるといふので、老若男女、先を爭うて、逃げ惑ひ、强盜四邊を掠やかし、人心恟恟たるものがある。此の間に立つて、獨力、能く天下の大機を支へんとしてゐる、勝の苦心や、眞に察するに足るものがあつた。

【十二】西鄉と分袂後の勝安房（三）

勝安房と英公使パークス

勝が西鄉と最後の會見を爲したのは、三月十四日で、西鄉が京都から歸つて、愈〻江戸城に入つたのは、四月四日、此の間約半月餘の日子における、西鄉の動靜については、前に之れを略示した。翻つて、今ま勝の動靜を察するに、彼れには又た彼れとしての、重要なる任務が存して居つた。左にその動靜を略記する。

西鄉と會見前後の勝の動靜

三月十三日　西鄉と品川に於て第一回會見を爲す。

同　十四日　西鄉と第二回會見、夜に入つて歸城。

三月十六日　覺王院義觀歸城、勝に楯つく。
同　　日　薩州諸隊長相良等と後事を談ず。
同 十八日　内外鎭靜に努む。土藩兵尾州邸に入る。
同 十九日　同上。法親王東歸。
同二十一日　英國人の來訪を受け、之れと應接。
同二十三日　大原卿密使島氏の來訪を受く。
同二十六日　横濱に到り大原卿に謁す。
同二十七日　大原卿に再謁。英公使パークスを訪ふ。
同二十八日　佛國公使館を訪ふ。
同二十九日　江戸に歸城す。島氏並に夏秋氏又た來る。此日西郷再び高輪に歸邸す。
四月　三日　慶喜、勝の身邊に警士五名を附す。
同　四日　勅使入城し開城申渡。

以上略誌するところに依つて、西郷との分袂後における勝の動靜は、略ゝ之れを概見することが出來よう。此の間において、勝の最も苦心したることが、江戸城の内外における、輕擧妄動を鎭靜するにあつたことは、申すまでもない。覺王院義觀が、歸來大いに主戰論に油を注いだことは、前述の通りで、之れに對する、勝の苦慮は

亦た一通りではなかつた。

猶ほ此の期間内における、一つの出來事は、勝の横濱に出向いたことには、二つの理由があつた。その一つは、英國公使パークスに對する、會見の用向を帶びたるもので、他の一つは、官軍海陸總督大原重德卿に對する、面謁の必要を生じたるが爲めであつた。以上の二件は、直接江戸開城に關するものではなかつたが、自から又た、西鄕・勝兩雄の出所進退に、關聯を有する事實であるから、その間の事情を明らかにするのは、決して徒爾の詮索ではない。

* * * * *

抑ゝ勝が三月二十一日、一英國使者の來訪を受け、越えて同二十六日横濱に赴むき、二十七日、パークスと會見するに至つた主たる用件は、曩に幕府と英國との間に、約定を取換はした、英國海軍教官を、謝絶するにあつたが、その事以外、別に横濱警備に關する當面の要務もあつた。

抑ゝ戊辰の初め、朝幕對陣の際に當つて、勝の最も苦慮したるところは、大義名分を踏んで、德川氏の終りを全うし、國內の統一を圖るに存したるは、いふまでもないが、他の一つの憂慮は、實に外國關係の葛藤を避くにあつた。故に官軍東下の報あるに及んで、勝は逸早く横濱近在における、外人の治外法權確保に著目し、官軍の未だ到らざるに先んじて、先づ二隊の幕兵を神奈川に送つて、外人の商館其他の警備に任ぜしめたのであつた。官・幕孰れの兵なるにせよ、若し誤まつて外人の生命財産に危害を加ふるが如きことあらんか、虎視耽々として

機會を覗つてゐる外人のことであるから、如何なる難題を持ち掛けんとも測られず、之れが爲めに、或ひは外國干渉の端を、啓くが如きこととなしとは保障されぬ。既に屢〻かかる事件の爲めに、幕府は甚だしく窘窮に陷いつてゐる。勝が早くも此に著眼し、警護の兵を備へたのは、流石に彼れの炯眼と、用意の周到なるに、敬服せざるを得ぬ。

然るに此の警備の兵は、洋人のお守役などを勤むるは、德川武士の名折れだ。官軍若し函嶺の險を越えて來らば、我等は直ちに横濱に打つて出で、屑よく薩長兵と雌雄を決しようではないかと、相談を纏め、時の到るを待ちつつあつた。さもあるべき話であるが、勝は內報を得て大いに愕ろき、直ちに二隊の引上げを命じ、他の小部隊を以つて、之れに代はらしめた。英國公使パークスは、事の甚だ憂慮すべきを感じたるか、英艦アイロンジューク號の乘組兵を上陸せしめ、要所の警衞に任ぜしめた。官軍東上の際、事なきを得たのは、一に之れあるが爲であつた。

勝が横濱に行つたのは、此等の關係を慮ぱかつた點も充分あつた。到著して見ると、英兵の警衞は頗ぶる嚴重なるもので、英國の切符を有せざるものは、何人と雖も通行を許さず、その規律の正しきと、命令の一絲亂れざるとには、流石の勝もほとほと敬服するの外はなかつたといふ。三月二十七日、勝が英國公使館を訪ふや、パークスは通辯ツルーフをして、先づその使命を問はしめ、やや小半日も待ち呆けを食はしめたが、勝の熱誠に動かされたるか、出でて應接し、慇懃に挨拶をした。勝は海軍教官傭入の約定を取消すの理由と、燈臺建築費を、下

賠償金の殘額を以つて充つることを述べ、パークスも之れを諒とした。

抑ゝ海軍教官問題なるものは、慶應二年〔丙寅〕冬、榎本釜次郎等が、和蘭に於いて海軍練習を終り、新製艦開陽艦に乘り組んで歸朝した時に起原するもので、當時幕府は和蘭に對し、開陽艦長として廻航して來た蘭人をお傭教官に任ずることに約定を爲してゐた。然るに幕府の軍事は、海陸共に、擧げて之れを佛國に依賴して居つたが、佛國公使の勸告によつて、新らたに海軍のことは英國に一任することになり、パークスに依賴して教官三人を招き、近々授業を始むるまでに進行した。然るに開陽艦の到着と共に、蘭人の海軍教官も到着したといふ事實によつて、パークスは幕閣の不信を憤り、何故かかる二重の約束を爲したるか、返答如何によつては、英國は斷然お斷りすると息卷いた。和蘭と前に約定して以來、幕府の當路者は、屢ゝ交迭したので、既に忘れられてゐたともいふが、孰れにしてもパークスの强談判によつて、幕閣は甚だ當惑し、勝を招いて善後策を懇請した事實もあつた。慶應三年〔丁卯〕五月二十一日夜認めたる、勝の『蘭人招聘議一書』の意見書によれば、勝は極力信用論を提言して、『萬國の交際は唯信義ある而已』と喝破し、重もきを和蘭に置き、『榎本以下の者が、五年間も留學して敎へを受けたことに對しては、使臣を派して、お禮を述べしめてもよいくらゐだ』といつてゐる。

勝は幕閣の泣訴を受けて、最早や斷はる術も盡き、蘭國公使に面會して、事情を打ち明け、

『貴方に向つて申上げる筋合でもないから、私直接に渡りお詫をしたいと思ふ。曾て長崎でお世話になつたたゞルセンイン氏が存生ならば、彼の人にたよつて、政府に申譯を致したい。貴國とは數百年の交誼の厚ある。

日本武士として、食言ほど大なる恥辱はないから、自ら渡蘭して申譯をするの外はない』
と、衷心を披瀝したる勝の誠意に、蘭國公使も痛く感激し、相當の費用と謝禮とを與ふることにして、教官の歸國を承引するに至つた。勝がパークスに逢つた時は、此の間の事情をも具陳し、英國においても、事を荒ら立てざるやう懇願したので、パークスも勝に同情を寄せ、圓滿なる解決を見た次第であつた。

かくして勝は、席を辭して去らんとしたが、パークスは、先づ暫らく、と押しとどめ、さて改めて、

『勝先生、今回官軍東征となつたことは、寔にお氣の毒の次第に存じます。之れに對して、先生は果して如何の方策を有せらるるか』

と問ひ掛けた。勝はキッと形を改め、

『幕府に人物の乏しいのは、如何にも殘念。自分などは微力で何にも出來ぬ。江戸の安全を圖るの途は、今や全く絶え申した。一朝、變起らば、死を以つて國に殉ずるまでぢや。日本では、昔から朝敵となつて榮えたものは一人もござらぬ』

と言ひ切つて袂を別つた。

その時、パークスも感激の體で、アイロンヂユツク艦長、キツフル氏をも招き、官・幕の戰爭となつて、幕軍が危うければ、慶喜將軍を英艦に迎へ、ロンドンまで避難せしめてもよい。その爲めに軍艦の碇泊を、一ケ月間延期することにしたとも傳へらるる。

【十三】 西郷と分袂後の勝安房 （四）

勝安房と大原總督

翻つて勝が横濱に出向いた、他の一つの理由であつた、官軍海隊總督、大原重徳卿との會見の用件は、果して如何なる内容を含んだものであつたか。之れに關しては、別に愼重に一考を要するものがある。卽ちその事情は、勝の日記に明瞭に示されてゐる。曰く、

海舟日記 （明治元年三月二十三日）

○二十三日（三月）

肥前藩、島團右衛門と云人、來訪。此頃、大原侍從、軍艦に倖して、横濱に着船、竊に申事あり、極密可レ請と云。其大意は、我が軍艦を獻じ、速に朝臣の列に入るべし。今、朝廷大に海軍を興起せんとす。ゆゑに公大に貴君を御採用あらんとす。此事、外人（他人の意）に示すなかれ云々。我、答て其厚意を拜謝す。其委しきことは、近日横濱に推參、まのあたり情實を陳述し、且、我が主の意趣を言上せんと云。

と。文は簡なりと雖も、事情は最も明確に示されてゐる。卽ちその大意は、勝に軍艦を率ゐて來降せんことを

勸誘したもので、勝の才略は、既に天下の認むるところであるから、來降せば、重もき朝臣に取り立て、重用すべしといふのである。

大原卿は、越えて二十六日、勝と面會したる折に、朝意なるかの如き口吻を洩らしてゐるが、之れは甚だ疑ふべき點が多い。勝の來降を勸誘する手段が、若し朝廷の意であるか、大總督府の議であるとするならば、此の間に鞅掌してゐる西郷が知らない譯はなく、知つたとすれば、そんな莫迦氣たことを、西郷が認むる筈がない。朝廷においても、大總督府においても、さういふ考への影だになつたことは、西郷の往復によつて、正正堂堂、江戸開城の正式談判をすすめ、その條項に『軍艦引渡』が明記されてゐるのによつても明らかである。恐らくは、この密使一件は、大原卿一個の考へか、然らずんば、その左右、二三士の小策を弄したるに過ぎまい。島團右衛門は、後の島義勇である。

三月二十六日、蟠龍丸に駕して横濱港に入るや、勝は直ちに官軍の軍營に步を運び、總て夏秋又三郎に案內されて、大原卿に進謁した。時に卿曰く、

『如何に勝安房、足下の此の地に來られしは、貴君一人なるか』

『如何にも、拙者一人でムる』

『忘れものはないか』

『何もムらぬ』

『ハテ、心得のない奴ぢや。汝來らば、慶喜の暴擧を助けた面面の、首を斬つて引下げ來べき筈であるのに、その事なきは心得難い。又た先日、島團右衛門をもつて、朝廷の御内意のほどを、傳へおかしめた筈ぢや。有難くお受けをせよ』

茲に至つて、勝は形を改め、

『これは、勝、近頃以つて甚だ迷惑に存ずる。衰へたりと雖も寡君慶喜、夙に恭順の意を決し、臣下の者共、或ひは脫走して暴動を企て、或ひは死を誓つて諫言するといへども、斷乎として初一念を翻へさせられぬ。何ぞ、罪を臣下に譲つて、自から免かるるが如きことを爲し給はんや。今日は是れ如何なる時節と思し召さるるや。外國との交際は大いに開らけ、同胞力を協はせ、大國民の襟度を以つて海外に雄飛すべきの秋ではムらぬか。國内是非を爭ひ、或ひは同胞相食の陋習に囚はれてゐる時節ではない。軍艦のことを云云と申さるるが、軍艦は不日朝廷へ獻上し、本國の微誠を表するつもりである。主人の物をお土産にして、降參するほど、勝の魂はまだ腐りませぬ。今や、天下の形勢を見るに、人心恟恟として歸一するところを知らぬ。かくの如くしては、皇政確立の日はあるまい。徒らに小策を弄し人心を失ひ、國内相鬩ぐやうでは、必らずや近き將來において、鷸蚌の悔を生ぜんこと、鏡にかけて睹るよりも明らかである。寡君慶喜公の、御心衷をさるるのも、實はここのことでムる。抑ゝ皇政の要は、ただ正大にあり、公明にあり。若し一朝、邪不正のことが現はれんか、天下人心の向背、蓋し恐るべきものがムらう。古への聖賢も、その邪を悪みて、其の人

を濟ますと申してゐる。瑣瑣たることにて朝・幕の爭ひを長じ、海外諸國の嘲笑を受けんこと、實に皇國の恥辱ではありませぬか。私如きは論ずるにも足らぬ小臣ではあるが、それでも公義の何たるかは心得て居りまする。今日、朝廷の譴責を蒙むるをも辭せず、一意、主君恭順の意志を貫徹せんと圖る所以のものは、決して、皇國の御不利を欲するが爲めではなく、又た、主家の存亡を念とする爲めでもない。所謂る皇政の大業を恢弘せんが爲めに外ならぬ。願はくは、朝廷におかせられて、寡君、慶喜の意中を明察あらせられ、皇道蕩蕩、寛大の御處置を賜はらば、私の一身の如き、死すとも、更らに憾むるところはムりませぬ。主家の轉覆を捨てて、一身の安泰を圖り、朝家に仕へ奉つるが如きは、不義の賊とも申すべく、私の到底、爲し能はざるところでムりまする。』

熱誠、その面てに現はれ、卓を叩いて、論じ去り論じ來るところ、正正の言、堂堂の辯、流石は天下の大識見家、勝海舟の面目、躍如たるものがあつた。大原卿も、これには頗ぶる恐縮されたことであらう。

『勝安房君、足下は今日大任を擔ふの身ぢや。暴言は敢へて咎めぬが、意激しては、事が切迫する。宜しく沈靜に復つて、大事を誤まる勿れ』

と、大原卿は、言葉を柔らげて、諭すところがあつた。

『寛大の御一言、深く感じ入りました。併し卿の率ゐられる兵卒は、甚だ殺氣立つてゐる。拙者、若し一歩門外に出でん乎、忽ち彈丸の射殺するところとなるは必定、かくては勝安房が畢生の精神も、最早や何人にも

示すことが出來ませぬ。勝が一息の存するところをいひ、敢へて嫌忌を憚からざる所以でござる』

必死の勝が胸中を察し、大原卿もいたく感に入り、令を士卒に下して、萬一の過誤なからんことを戒しめ、且つ勝が軍營を辭して歸路につくや、左右、二名の士に命じて、之れを蟠龍丸まで送らしめたといふ。勝もこの厚誼には感じたるか、自から記して『其良質無我なるを察するに足れり』といつてゐる。

* * * * *

後年、明治三十餘年の頃、南方革命の志士張繼が、我國に來遊してゐた。折から江戸城明渡の芝居をやつてゐるのを聞いて、頭山立雲・寺尾北洋等が、相誘うて張繼の旅愁を、一夕の觀劇に慰めた。天下の英雄、勝と西鄕とが、一夕の談笑に、天下の大事を決するところを見て、立雲も北洋も、共に感に入つた面持であつたが、就中、張繼は感歎之れを久しうし、劇中の人物に同化されたやうな氣で、座傍の兩老雄を顧み、

『私の國の人人に、此の至誠と坦懷とがあれば、革命の業は手に唾して成るのであるが、禹域の山川は、舊に依つて變ぜずといへども、今や一人の曹操もなし。況んや南洲・海舟の如きをや』

と長太息したといふ。本文の筆者は、此一事を、曾て寺尾博士に聞き、又た頭山翁に聞いた。

利害得失を離るるところに、兩雄の心契がある。張繼は支那四億の民生の爲に、斯心なきを嘆じたが、今や同一の嘆息を、我が國人に向つて發せざるを得なくなつたとすれば、現代の日本人は、西鄕・勝兩雄の英靈に對

し、果して何の顔あるを得る乎。

第二章　皇國精神の美華、江戸城明渡

【一】勅使入城と西郷吉之助

此の時に當り、西郷は京都（朝廷）及び靜岡（大總督府）の意嚮を齎らして、三月二十九日、品川高輪屋敷に來り、いよいよ東海道先鋒總督、橋本實梁少將を正使とし、同副將柳原前光を副使とし、明治元年（戊辰）四月四日、勅使として正式に江戸城に入り、朝旨の趣むきを傳うることになつた。

江戸城側においては、勝が西郷と談判の翌日、即ち三月十五日から開城の準備にかかり、此の日、早くも一切の事務を田安邸に移した。靜寛院宮、實成院は、之れを清水邸に、天璋院、本壽院は、之れを一橋邸に移し、いよいよ勅使の入城が、四月四日に決定した通告を受けると、その前二日（四月二日）に、市中に令して、

勅使通行に關する市中心得　（明治元年四月二日）

勅使通行の道筋に於ては、武家屋敷は、潜門を引寄せ、窓戸を閉ち、諸事物靜に愼み居るべし。道筋の御門に勤番する者は、麻上下を著用すべし。云々

といふ訓示を布き、要所要所には、警固の士を配置して、兎に角、大切なる勅使の入城に、萬が一にも、不所存

なる行爲のなからんことを留意した。

此の日勅使は池上本門寺の先陣を發して、品川から町奉行が案內役となり、午後一時ごろ城中西丸に入つた。抑も勅使の入城は、全く薄氷を履むの慮があつて、如何なる變事が出來するやは、殆んど豫知すべからざるものがあつた。故に官軍先鋒隊中においては、勅使の身邊に萬一のことが起つてはならぬといふので、多少の兵隊を引率して入城した方が、安全であるとの說もあつたくらゐであるが、西鄕は獨り斷乎として之れを斥け、

『凡そ敵陣に使して、百里の命を完うせんとする者は、宜しく身を以つて危難の地を履み、泰然自若として、信を人の腹中に措くべきである。若し勅使に對して、危害を加ふるが如きことがあれば、曲、彼れに在り。直、我れに在り。その時こそ、堂堂、皇師を進むべきである。假令、城中の擒となるとも、敢へて辭せざるの大覺悟もつて、初めて大任を完うし得るといふべきである。』

といふので、正副兩使、西鄕參謀以下、僅かに三十人內外を以つて、肅然として入城した。城中の士は、却つてその少數なるに驚ろいたといふが、對手の意表に出でて、常に敵膽を寒からしむる、西鄕得意の態度を、ここにおいても、之れを見ることが出來る。

四月五日、西鄕が、大久保に宛てて認めたる書簡の中に、

西郷吉之助より大久保利通に與ふる書（明治元年四月五日）

道中精々、差急候得共、漸二十五日（三月）朝、大總督府（靜岡）へ到著仕、逐一言上仕候處、早速御沙汰相成、其夜、先鋒總督へ馳參候處、柳原卿には、甲府鎭撫の爲め、彼表へ御出張相成候間、早々御掛合に被レ及、江戸地にて、御打合之賦に御座候處、去る二日、池上本門寺にて御出會に相成、早速御評議にて田安（慶頼）へ御達相成、江城へ御入込之御手段にて御座候間、重役又は國事關係いたし候者、罷出居候樣との事にて、昨日（四日）御兩卿、御入城に相成、纔計り之御供にて、天下に敵なき之、御仕向を以、濟と被レ爲レ成候決心にて、乍二此上一、十分賊軍に面を當て候御賦に御座候得共、都て落膽之模樣に相見え申候。（以下略出）

とあり、天下無敵の威光を示す覺悟であれといへるにて、當時西郷の胸中を察すべきである。

かくて勅使の到著あるや、城中の高家衆は悉く衣冠束帶、諸役の面面は服紗袴、麻上下で、二重橋内に出迎へ、田安中納言（慶頼）は、玄關式臺に坐し、先づ勅使を大廣間の上段に導き、自からはその下段に控へ、西郷以下、官軍參謀等は、大久保一翁等と共に、その下に居流れた。

時に城中では、勅使のみは、大廣間に案内し、その他は、一應玄關から裏へ通す手筈で、その旨を通じたところ、西郷はそんなことを耳にも掛けず、左手に大刀を引下げたまま、儼然として大書院に押し通って了まって、勅使の下段のところに來て、ピタリと足を止め、ドツシリと坐り込んだ、泰然自若たる態度には、一同愕然たる

始末であつたといふ。

當日、幕臣にして大廣間に列席した面面は、左の人人であつた。

若年寄　平岡丹後守〔道弘〕
同　淺野美作守〔氏祐〕
同　川勝備後守〔廣運〕
同　服部筑前守〔常純〕
同　大久保一翁〔忠寛〕
大目附　織田和泉守
同　城　鉞之丞
同　河田相模守
同　梅澤孫太郎
陸軍取扱　白戸石介
目附　朝倉藤十郎
同　平岡庄七
同　杉浦八郎五郎

同　平岩金左衛門

同　松平權之助

其他高家衆

【二】江戸城明渡の朝命授受

幕府の監察等は、城中、城外は勿論、各目附目附の警備を、嚴重にしたので、思ひの外、事なく進行し、勅使は、左の朝命を田安中納言に授け、中納言は恭しく之を受けた。勅書に曰く、

口達書〔明治元年四月四日〕

徳川慶喜、奉レ欺二罔天朝一之末、終に不レ可レ言之所業に至候段、深被レ為レ悩二宸襟一依レ之御親征、海陸諸道進軍之處、悔悟謹愼、無二二念一之趣、被二聞召一、被レ為レ垂二皇愍一之條、別紙之通、被二仰下一候條、謹而御請可レ有レ之候。就而は、本月〔四月〕十一日を期限とし、各件所置、可レ致、御沙汰候事。

右日限既に寛縱之御沙汰に候上は、更に歎願哀訴等、斷然不レ被二聞召一、恩威兩立、確乎不拔之叡慮に候。速に拜膺、不レ可二異議一者也。

更らに五箇條に亙る、徳川家處分に關する、別紙達書は、即ち左の如くであつた。是れ、西郷が、京都より齎

らし來つた、最後の決定案であつた。

別紙達書（明治元年四月四日）

【第一箇條】

慶喜去十二月（慶應三年）以來、奉レ欺二天朝一、剩さへ兵力を以て、犯二皇都一、連日錦旗に發砲し、重罪たるに依り、爲二追討一、官軍被二差向一候處、段々眞實恭順、謹愼之意を表し、謝罪申出候に付而者、祖宗以來、二百餘年、治國之功業不レ少、殊に水戸贈大納言（徳川齊昭）積年勤皇之志業不レ淺、旁以、格別深厚之思食被レ爲レ在、左之條件、實行相立候上者、被レ處二寛典一、徳川家名立被レ下、慶喜、死罪一等、被レ宥之間、水戸表へ退き、謹愼可二罷在一之事。

【第二箇條】

城明渡し、尾張藩へ可二相渡一之事。

【第三箇條】

軍艦・鐵砲、引渡可レ申、追而相當、可レ被二差返一候事。

【第四箇條】

城內住居之家臣共、城外へ引退き、謹愼可二罷在一事。

【第五箇條】

慶喜叛謀相助候者、重罪たるに依り、可レ被レ處二嚴刑一之處、格別之寬典を以、死一等、可レ被レ宥之間、相當之處置致し、可二言上一事。

但、萬石以上者、以二朝裁一、御處置被レ爲レ在之事。

茲において乎、田安慶賴は、恭しく之れを拜受し、一應慶喜に告げた上で、改めて請書を差出す旨、御返答申上げ、その以後は、參謀の面面とも、打寬ろぎたる話となり、此の間約三時間にて、朝旨傳達の式を終り、午後四時ごろ、勅使の退城となつた。城中にては、或は夕刻となり、夜に入る場合を豫定し、和宮よりの御料理が、支度せられてゐたが、案外の早仕舞となり、配膳に及ばずして、池上に引き上げた。

田安は直ちに勅使の趣きを、寬永寺なる慶喜に告げ、越えて四月七日附を以つて、次の請書を奉呈した。

請書〔明治元年四月七日〕

此度慶喜儀、寬大之御所置、被二仰渡一候、勅諚之趣、慶喜へ相達候處、實以奉三恐入一、謹而天恩之厚きを奉二拜承一、感泣之外、無三他事一、來る十日、水戸表へ退去、謹愼罷在候樣可レ仕候。慶喜家臣共へも、勅旨相達し、逐件實行相立候樣、處置可レ仕候。不二取敢一此段御請奉二申上一候。以上。

四月七日〔明治元年〕

田安中納言
慶頼　判

朝命の授受は、かくして、聊の波瀾もなく、終了を見たので、東海道鎭撫總督は、四民安堵の諭告を發した。

四民安堵の諭告〔東海道鎭撫總督〕

朝敵慶喜、並に抗命の族、既に誅鋤せらるべき處、當人悔悟、謹愼するについては、從來の行狀、赦すべからずといへども、生靈塗炭の苦艱を憫ませられ、罪魁すら、猶死一等を宥めらるる上は、歸嚮の輩は、既往を咎めず、才能、及有志の者をば拔擢し、億兆愛撫の意、四海に御表示の思召にて、德川譜代、陪從の小吏等に至るまで、凍餒の患なきやう、御扶助なし下さるべきにつき、疑懼を抱かず、聖意を奉戴し、士農工商等、一切安堵、營業致すべし。追々は闕庭より、德敎宣布あるべけれども、德川祖宗の良法は、當分其儘變更なければ、勤王一途、心得違あるべからず。且、當國の諸事訴訟等は、聊忌諱なく、當總督府に申出づべし。其上、至當公平の裁判あるべし。

慶喜既に皇命に服する以上、有司の面面も、既往を咎めざるのみならず、材能に隨つて、各ゝ登庸の路も開かるべく、孰れ追追には、新らしき道德宣布もあるであらうが、德川祖宗の良法は、決して變更させることはないから、四民皆安堵して、生計を營むやうとの布令である。

士軍に對しては、皇師とは、斯くも嚴正なるものかといふことを知らしめ、民庶に對しては、皇道とは、斯くも仁慈なるものかといふことを曉らしめ、共に皇政の有難さに感激隨喜せしむるといふのが、西郷の衷心であつた。歩一歩、西郷の理想は、官軍の進出と共に示されて行つた。南洲の快心や、眞に察すべしであつた。前掲大久保に與へたる書信の後半に曰く、

西郷吉之助より大久保利通に與ふる書（明治元年四月五日）

（前掲承嗣）昨日四ツ過（午前十時過）御入城の處、田安中納言（慶頼）御玄關迄、御出迎、其外若年寄以下十竺輩罷出居候て、御中途其外見付見付、皆警固人、麻上下にて、至極恭順の次第に御座候。兵隊抔の備は、更に無レ之、西丸にて田安へ御達相成候處、愼で奉レ畏候旨、御受相成候付、明五日より一七日の間に、城引渡し、軍艦・銃砲の處も、十一日限り相納候樣御達御座候付、必相違は有ニ御座一間敷儀と奉レ存候。乍レ然油斷は、不ニ相成一候。私にも御供にて、城内へ入込候處、參謀は玄關より裏へ罷通り候樣承候故、直樣、書院へ刀持ながら坐へ付、陪臣のケ樣の爲レ體、初ての事かと、跡にて大物笑にて御座候。此度は、勝房州へは、引會等、如何可レ致哉と、大總督より、御沙汰被レ爲レ在候付、是迄の引會事は、先内輪の事（即ち私的交渉なるをいふ）御座候得共、表通御達（正式交渉）相成候譯に御座候得ば、是迄の手續を以、前引會等は、決て不レ宜候付、出會不レ致樣、可レ仕段申上、いまだ一面會不レ致候。横濱より薩道書面を以、英國公使致ニ面會一度

候間、是非立寄呉候樣申述候に付、駿府へ到著の日に相達候故、定て勝抔よりも、外國人へ手を入、此節の御處置に口を利かせ候儀と相心得候故、是は早く解付置不レ申候ては、事の差障に可二相成一儀と相考候故、委敷談判に及、決て不レ携レ之ものに諭じ付置申候間、御安心可レ被レ下、ケ程至當の御處置相成候に付ては、外國人迄も、感服仕候次第にて、一言も申上樣共無レ之段、ミニストル申述候に付、然らば萬國公法に於て、批難は有レ之間敷と相答候處、朝廷御一新の折柄の批難無レ之樣にと相考居候處、實は感服仕候樣承候故、此上違背仕候へば、公法に於ても、罪ある譯にて、もふは外國人へ依賴する處は無レ之候に御座候。

一、靜寬院宮樣、御逃場所等の儀は、尙又奉レ伺候樣可レ仕と、田安より申出候由に御座候。

一、大久保一翁抔、至極骨折いたし居候向に被二相聞一候間、御達通、相運可レ申かと相考居申候。

一、東山道は板橋迄、同地より甲府へ相廻し候、因・土の兵は、四ツ谷宿より尾張邸へ轉軍、北陸道の兵は千住宿へ滯軍、東海道の手は、長州は愛宕下宿陣、備前・尾張の兵を順に相並て、軍を居、御國〔薩州〕の人數、增上寺へ繰込、佐土原と一緒に相成居申候。大村の兵は、間部邸へ入込、肥後兵、臺町の邸へ繰込、四方を取卷候間、すはといはば、風上より、火攻の術を用ひ、引包で打たて可レ申候付、御安神被レ下候。

四月五日〔明治元年〕

西郷吉之助

大久保一藏樣

いざといはゞ、江戸市中、火攻の對策を講じつつ、泰然として江戸城中に乘り込んで、千載の史的會見を遂げつつあるところは、尋常一樣、外交官吏の遠く及ばざるところで、風尚、眞に欽すべきものがある。

【三】 勝安房・大久保一翁の奔走

此の際、一言附加して置かなければならぬことは、世上に流布されてゐる、多くの俗書が、勝海舟が江戸城內において西郷と會見してゐるやうに傳へてゐることである。勝が西郷と會見したのは、前後兩日とも、高輪と田町の薩摩屋敷においてであつて、以後一回も、西郷とは會見して居ない。四月四日の勅使入城の際にも、越えて四月十一日江戸城明渡の當日も、勝は一歩城內に入らず、彼れは不眠不休を以つて、市中の警戒、幕士の鎭撫に任じてゐたので、勝に代つて、城中において、西郷と應接したのは、大久保一翁であつた。

西郷が、朝議を一決して、靜岡に再歸した時、有栖川宮は、西郷に向つて、

『今回、江戸城へ入るに當つて、勝とも、猶ほよく交渉の必要もあらうが、その邊は、如何いたすつもりであるか』

と問はれたのに對し、西郷は、斷乎として、

『これまでの交渉は、內輪のことでありましたから、私人として、勝とも談合致しましたが、今回は朝廷より勅使を差立てられ、私とても表向きに、入城いたしますことでござれば、勝と交渉の必要はありませぬに

と、きつぱり、言放つてゐる。公私の別を明らかにし、友人は友人、公儀は公儀、その別を寸分も謬まらぬところに、西郷の哲人たる面目を見る。

翻つて察するに、四月四日達せられたる德川家處分案の中、家臣の者に多少の異議を有するものがないでもなかつた。殊に陸海軍の兩局に屬する人人の間には、頗ぶる議論が沸騰し、第二箇條の、江戶城を尾張藩にお預けのことと、並に第三箇條の、軍艦・兵器引渡しの二條目は、どうしても承服し難いとあつて、四月八日、彼等は會合して意見を纏め、翌九日、陸軍總裁白戶百助が代表者となつて、陸海軍一同の歎願書を勝海舟に持參し、官軍參謀への交渉方を懇請した。その歎願書の要項は、

一、城池は尾張藩へお預けとあれば、我々はお請けが出來ぬ。田安家へお預けとして貰ひ度い。

二、軍艦、武器の引揚げも、德川家の家名が立つた上でなければ、承引することは出來ぬ。

三、德川家の相續は、尾張元千代殿との風評であるが、事實その通りであれば、服命なり難し。

といふに存した。

勝はこの歎願の趣きを聽取して、頗ぶる心配した。それは歎願の條目が、通る通らぬといふことよりも、幕下の士の間に、憂慮すべき空氣が燃え上つてゐることを、心配したのである。故に勝は直ちに大久保一翁に報じ、一翁と同伴で、即日（九日）池上本門寺に赴き、先鋒官軍の參謀、海江田武次、木梨精一郎に面會して、陸海軍一同の歎願書を示し、之れに附加して、己れの意見を述べ、『何とかならぬものか』と周旋方を依賴した。

海江田等は、尾張元千代を以つて、德川家を相續せしむるといふことは、單なる風說で、贋物に過ぎないが、他の處分案に到つては、朝廷の仰せ出であるから、今更ら勝手に變改する譯には行かぬと答へた。

勝もその邊の事情は、充分諒知してゐるから、無理なことはいはなかつたが、ただ一つ、四月十一日の城池、武器の引渡しは、これは容易でないと考へたから、此の點について、懇々と說くところがあつた。

『朝廷御仰出での趣きは、よく諒解を致したが、來る十一日の武器引渡は、尋常一樣では參り申さぬ。官舍の區別、城中所藏の書籍、武器の數、米穀の員數、金銀座の員數、人數、その外、郡代邸の法、圍米の數量、諸貸附の高がいくら〳〵、別殿の始末、領國の地名、支配の廉、寺社朱印の有無紙數、府下市民の人口など一々實地に檢分して授受する日には、とても三日や四日では、出來ることでない。これに關しては、拙者に一案がムるが、これを御採用あらば、數日中に一切を取調べて進ぜよう。ただ一口に、武器と申しても、お城櫓に備へ付けてあるものだけでも、イザ勘定するとなれば、容易なことではない。當座必要のものは、步兵隊・騎兵隊・砲兵隊のものへ、夫々持たせてある。步兵は新らたに洋式で訓練したものゆゑ、皆な農兵で八九千人はありませう。それ等の銃砲を、一々取り上げるとなると、彼等は明日より、直ちに無賴の徒となるは必定で、市中は之れが爲に强掠を擅ままにせられ、忽ち化して暗黑となるは必定である。それのみか、壯士輩は市內の各所に屯集して、六七十組にも及んでゐる。是等は幕臣ばかりでなく、諸藩の浪士も居れば、近鄕の博徒抔も交り込んでゐるのであるから、是等の者が一時に蜂起することになれば、江戸市中は闇の巷

を突ついたと同然、とても手のつけやうはなくなるであらう。』

勝の說明を聞いて、海江田は大息し、此の際の處置策を勝に求めた。此の時、勝曰く、

『要するに、事は電光石火、一瞬の間に運び去るにある。あれこれと手間取つてゐると、その間に惡魔が乘じ來る恐れがある。宜しく、實地のことは、後廻しとして、我々が責任を持つてお引き受けするから、十一日の當日は、ただ目錄を以つて授受を終るのが良策である。愚圖愚圖するのが、何よりの禁物、若し此の間に一步を緩うせば、天下大亂の兆あらん』

流石に勝だ。電光一閃の裏に、開城の萬事を決しようとしてゐる。

【四】　四月十一日の江戸開城　（一）

勝安房の苦衷と慶喜の心術

勝の進言は、海江田を心服せしむるに充分であつた。勝・大久保（一翁）の兩人は、總督府の一決を請うて、九日はそのまま引取つて、翌十日、勝は池上本門寺に再訪し、總督府の意見も、勝の進言を納れ、愈々翌四月十一日、城池引渡しを實行することに決定した。

勝は先づ順序よく運んだことを喜び、明日城中の事は、一切大久保に一任し、自からは、十日夕頃、池上を發

し、夜に入つて上野大慈院に驅けつけ、謹愼中の慶喜公に向つて、今日迄の一伍四什を報告に及んだ。

時に慶喜は、勝の大膽なる遣り方に愕ろき、

『汝の大膽なるは結構ぢやが、明日城池引渡しを實行するに、勅使護衛に一兵をも附せぬのみか、城中においても、一兵をも手配しないとは、餘りに粗暴に過ぎるではないか。そんなことで、萬一のことが生じたら、予が今日までの謹愼も、一朝にして水泡に歸するではないか。』

公は頗ぶる勝の措置に不滿足であつた。勝は飽くまでも、電光石火主義を執り、瞬息、一呼吸の間に事を終るにあらざれば、危難は必らず、倉卒の間より發するに相違ないと思うてゐる。故に彼れは、官・幕兩方とも、重要なる人人數人のみ入城し、見る間に引渡しを終り、四方で騷ぎ廻る頃には、既に双方とも、大事を終つた後だといふ風に運ぶのが、勝の方針であつた。然るに慶喜公は、深く之れを危ぶんだのである。帶刀で出掛けるのと無腰で出掛けるのとでは、素人考へに、誰れでも帶刀を安全に感ずるに相違ない。慶喜が、勝の大膽な無腰主義に危險を感じたのは、無理もないが、さりとては、勝も落膽の外はなかつたらう。當時の事情を、勝自から記述した文章に、彼れは左の如く述懷してゐる。

斷腸之記〔勝海舟自記〕

我が江戸城引渡の事、四月十一日をトす。十日夕刻、池上本門寺先鋒總督に談判し、直に上野大慈院に到り

其顚末を上言す。是れ主公謹愼の寺院也。院内小室、疊六ひらの小室なり。主公、當正月以來、未だかつて一日を安眠平臥せず。面貌枯瘦を見る。予、其胸裡を思ひ、少隙を見て顚末を述べたり。少しく降心あらむことを思ふが故なり。此時主公、予に向て仰せに曰、嗚呼、危哉危哉。若し如ㇾ此ならば、災害足下に生ぜむ。如何ぞ諸官に告げ、市民に令し、兵隊に警め、人選して其不虞に備へざる。汝が處置甚だ粗暴にして、大膽なり。且談判、其順序を不ㇾ得、今にして如何せむ。予が心裏を貫かずして驚れむ歟と、血淚如ㇾ雨。予是を伺て心膽共に碎け、腰足癱痺せり。忽として悟る所あり。回答して曰、嗚呼、君上の言誤れり。二月、御決心の際、大事を任ずる人無く、臣が微力、爲すあらざるを以て、御受に不ㇾ及、然るに强て被ㇾ命、遂に及二今日一、其時上言、今日よりの後、大難事或は大變に及ぶとも、決て上言御指名を不ㇾ用也と。君上仰に曰、もとより然りとの御言あり。今日にして言上するものは、君上の御胸裏を恐寧し、默止する不ㇾ能に因るが爲め也。府下百萬の民、生死の分、今一日に臨み、臣今日敢て恐懼の念あらむやと。且言且罵し、席を立て域外に向ふ。此際の愁苦、誰にか告げ、誰れにか語せむ。

此時の實際、城内の事、並役員の指揮、擧て大久保一翁に任せ、予は城外並官軍の擧動、萬般を擔當す。今にして當時を回想すれば、夢中の大夢、予が天壽を縮する幾歲歟。測るべからざる也。（明治十一年夏記）

言簡なりと雖も、當年海舟の心事、亦た以つて察するに足る。流石の海舟も、餘りに慶喜の心胸の狹隘なるに溜り兼ねたと見え、江戸百萬の市民の生死、今ま一日の目前に迫まつて、海舟の心中、何の動搖するところあら

んやと言ひ切つたところを見ると、餘程腹の蟲が收まり兼ねたと見える。されど古へより曰く、士は己れを知るものの爲めに死すと。然らば己れを恃む人に、己れを信ぜられざるほど、士の心中の寂しさはあるまい。上野の山の森深く、悄然として出で來たる海舟の胸中に至つては、又た同情に値ひするではない乎。

勝は、更らに『解難錄』中において、左の如く記してゐる。彼れの心事は、之れによつて、更らに一層、分明である。

納城處置主公苦慮（勝海舟日記）

備前藩へ召預の御儀、止められ、我主公、水戸表に御謹愼可ㇾ有に決し、既に四月九日、御發駕之期なりしが、十一日城池引渡之事、不二容易一の重事、時變の測り難くして、府下騷然、何となく殺氣を釀し、人人薄氷を履むが如く、此時近習に召仕ろる者、僅に兩三輩なれども、皆危懼を懷き、憂心面に滿ち、非常警衞に備へたる精鋭隊の輩は、必死の想あり。此際主人公の御心中、不ㇾ堪ㇾ言、不ㇾ忍ㇾ見の體、目前に在り。予九日池上談判の事を陳述せし以來、主公、戸口に立て、總て安座無く、十一日無事に水戸へ御發駕、精鋭隊二百名計り、其非常を警す。此時の景況、述べからず。各人泣血如ㇾ雨。

前日の夕（四月十日）明日引渡の式、如ㇾ斯如ㇾ斯と述、主公大に苦慮し玉ひ、汝が周旋甚果斷に過ぐ。宜敷沈思熟考し以て後事を可ㇾ慮と。予、答て上言す。至二此際一、豈他に道あらむ哉。故に其前、臣が大任に不ㇾ堪を

思ひ、固辭再三、終に御許容無レ之、今にして別に深慮あらむや。唯臣一片之心あり。此百萬の民をして、生殺二途に不レ出、義のある所、可レ殺は共に死し、可レ活途あらば、共に生きむ歟。人事を盡して成否を天に任す。臣當二此際一、終に一點の疑念無く、また一點の恐懼なし。唯希ふ、疑念一片、若心中に出せば、冥冥中、大に感觸を生じ、迷想百出、終に初心貫徹せず、若し自から信じて不レ疑時は、終に貫徹せざるは無からむ歟。歳月は過ぎ易く、心中佚し易く、危を忘れ、難を厭ふ、人情の常なり。臣、爰に思ふあり。今後十數年間、臣が膽識、衰へざるを了悉す。若し命の存するあらば、必らず我が趣旨をして、貫徹せしむべき也と云て去る。〔解難錄〕

右から見ても、左から見ても、當時、勝の採つた策は、上乘の策に相違ない。勅使を欺むいて城中に誘ひ、だまし討ちをするのなら兎に角、完全に城池引渡しを了らうとするには、誰れが遣つても、勝の選んだ方法に出づるの外はない。萬一を慮かり、兵備を充分にして、城の內外に對陣せんか、いきり立つたる猿と犬とであるから、見る間に騷亂となるは必定、千丈の堤も蟻の一穴から崩れ、江戸城は、忽ち化して焦土となつたに相違ない。拙速を尊んだ著眼に、何故に慶喜が不服であつたのか。我等は却つてその意を解するに苦しむ。要するに聰明であつても英斷に乏しい、取越苦勞の然らしめたところであらう歟。

『だから私は、最初から出ないといつてゐるのである。それを是非是非との仰せで、出て見れば、お前の遣り方は悪いと仰しやる。』との怨言も、此時の勝としては、無理もあるまい。

【五】四月十一日の江戸開城（二）

西郷の信義と勝及び榎本

明くれば四月十一日、天下分け日の當日となつた。苦勞性の勝は獨りで心配し、上野を出でその夜、夜通し城外を巡視し廻ること、三回に及んだといふ。城の内外共に、先づ何事もないので、一安心といふ氣持ちで、櫻田門の邊に來ると、ほの〴〵と夜が明ける。馬上、新橋へ出ようとして、途上バッタリ官軍の一隊に出會した。見れば芝増上寺の方角から繰り出したと思ぼしき一隊が、隊伍を整へて、江戸城へ向ふ樣子である。

勝は此態を見て、愕然、色を失つた。昨日まで、あれほど官軍參謀と確約し、今日は一兵をも官軍は入城せしめぬと誓つて置きながら、今日此の一隊の入城は何事であるか。これではどんな大事變が勃發せぬとも限らぬ。すはや、事、破るるかと、馬を進めて來ると、先鋒の隊長は、

『その武士、暫らく……』

と呼び止め、

『何者なるか』、

と誰何した。

『予は幕臣、勝安房守である』

と、勝は姓名を名乘り、昨夜來、江戸城内外を巡檢しつゝある途上であることを告げた。勝と聞いて安心したか

『早々、お通りあれ』

といひ捨てて、一隊は江戸城さして、繰り込んで行つた。勝は怪訝に堪へず、萬一を慮つて、新橋際の海軍所へ來て見ると、果せるかな、榎本鎌次郎等は、ここに屯集して、各々憤怒の色を現はし、官軍の不信を、口々に罵しり合つてゐる。

勝は昨夕來、まだ一椀の食をも攝つてゐないので、腹はペコ／＼になつてゐる。有合せの粥を啜つて、やつと腹を肥やし、かうしてゐる中にも、氣掛りであるので、一卒に命じて、海軍所の屋根の上にのぼらせ、城中に若し火の手でも騰つては大變だと、見張りをさせたが、遂に事なくして濟んだのは、何よりの僥倖であつた。

かくする中、正午とも思しきころ、

『勝先生がおいでなれば、御面會申したい』

といつて來たものがある。名刺を見ると、舊知の益滿休之助である。勝は滿座の中に益滿を迎へ、さてその來意を問うた。時に益滿曰く、

『實は私は西郷參謀からの命令で、昨晩から先生の御居所を尋ねてゐたのです。何處へ參つてもお姿が見えず遂に時刻を失して了つた譯で、どうかその點はお許し下されたい。西郷先生の申さるゝには、明日は兵を率

ゐて入府せず、上官五六名で入城し、城池引渡しをするやうにお約束をしておいたが、その後府下の人氣頗ぶる激昂してゐる樣子で、甚だ殺氣立つてゐる。若し勅使の身邊に萬一のことでもあつては、それこそ今日までの苦心も水の泡となることであるから、少數ながら兵を率ゐて入城することとなつた。若しも此のことからして、不測の變事でも出來するとなれば、責任は一に西鄕にある。西鄕一身に引受けて、決して德川家に御厄介はおかけ申さぬ。この事は勝先生との約束もあることだから、一言先生に斷わつて呉れとのことでありました。昨夜中にお告げ申し上ぐるのが、後れて今日となつたのは、全く先生の在所を尋ね廻つてゐたからである。何卒、西鄕先生の意のあるところを、お掬み取り下さい。私はまだ大役を持つてゐる身體であるから、これで失禮いたします』

といひ捨てて、益滿は出て行つた。その後ろ姿を見送つて、勝は思はず、

『嗚呼、西鄕は、かくまで信義ある漢であつたか』

と、感嘆したといふ。榎本も、席上にあつて、益滿の話を聞いてゐたが、この時痛く、西鄕の信義ある行ひに敬服したと傳へられてゐる。勝の自記するところに曰く、

卒兵入城（勝安房自記）

城地引渡之事、四月十一日を卜す。十日夕、池上より歸り、上野に行き、其顚末を申。夫より城外を巡視す

ろ三度、十一日曉、櫻田新橋に至る時にあたつて、官軍增上寺より出て、陸續として城に向ふ。予か轡を圍て動かさす。何人そ漫に通行する。遁すべからざる也と。予姓名且巡視の趣意を告く。先鋒、小頭出て云て曰く、君巡視するの趣旨、我れ之を了す。速に通るべき也と。予甚だ疑ふ。今日之事、官兵を城下に入れざるを約す。旣に此約に反す。不測の變、知るべからず。直に城外に到り、再び海軍所に到る。旣に榎本以下の士官、悉く列す。憤怒、面に顯はる。予云、昨夕以來、人馬共に勞る。乞ふ一椀の粥を求め、暫時、息を休めむ。時旣に午を過ぐ。忽として名刺を通し、謁を乞ふものあり。是薩人、益滿休之助也。予、滿座之中に在り。其來意如何を問ふ。彼云、昨、西鄕氏、余を以て君に告る義あり。君か跡を追ひ、府下を尋ね、今に到れり。旣に其時間を失す。西鄕氏云、今日兵を卒ゐて城に向はす。上官五六名を以て、城地引渡の式を終むと約す。然とも、近日府下人氣大いに激烈、また大に殺氣を含めり。此官吏に誤あらば、事之より破れ再び復舊すべからず。故を以て兵を率ゐ入城す。此事より不測の變あらば、自から任して、其責に當り、敢て德川氏に其災を及ぼさざるなり。此儀、屹と君に告げよと。其告るに後れたるは、君が居所の知れざるを以也。希くは之を了察せよと。直に席を立つて去る。榎本以下の士官、此一言を聞て、大に感激、嗚呼、西鄕氏は、如レ斯の人歟。義あり、信あり、不レ及事遂しと。從レ是大に省る念あり。予も亦氏の注意、かく懇切にして、規模の大なるに感ず。若しこの人、兵に將として來るにあらざりせば、如何ぞ無事を保たむや。

兵は引つれぬと、約束したからといつたとて、時と場合では致し方がないといへば、夫までの話である。併し

勝さんとの約束があるからと、態々益滿に勝を追つ驅け回さしめてゐるところに、信も義も備つてゐる。些々たる日常の茶飯事においてでも、約束を翻へすやうな西郷なら、彼れに三文の値ひもない。一諾千鈞、それが西郷の西郷たる所以である。勝が、

『西郷が若し來てゐなかつたら、どうなつたか解らん』

といつてゐるのは、眞にその腹中を吐露した、赤裸裸の言である。

【六】 四月十一日の江戸開城 （三）

一兵に衂らずして授受を了す

かくて四月十一日朝、大總督參謀西郷吉之助は、勅使柳原前光卿に從ひ、東海道先鋒參謀、海江田武次、木梨精一郎等數人と共に、何等の疑惧するところなく、從容として入城し、幕府側においては、大久保一翁、主として西郷と應對し、田安中納言、淺野次郎八等、兩三名に過ぎなかつた。

斯日、入城して城池の受取に當つたのは、尾張、薩摩、長州、肥後、備前、大村、佐土原の諸藩兵であつたが、城は尾州藩によつて引取られ、武器は肥後藩の人數によつて請取られた。かくして全く一兵に衂らず、官・東共に、和氣靄々たる間に、城池引渡しを終るを得たのは、一に天祐といふの外はなく、一切の事務を綜つて、江戸

城を出で來つた、大久保一翁は、勝を訪うて、

『今日の引渡しが、かく無事に濟んだのは、全く天幸と申すの外はない。我々の今日の苦勞といふものは、到底筆舌のよく盡し得るところでない。實に百年も壽命が縮まつたやうな氣がする』

と、思はず嘆息したといふが、勝は、大久保の嘆息を聽いて、萬感胸に迫まり、思はず兩眼を閉ぢた。

大久保の當日の述懷によると、他の官軍の參謀連は、强ひて威容をつくる風が見えたが、內心にはどこやらに不安の念が去らぬものの如く、ソワ〱として、安心せざるものの如くであつたといふが、此の間にあつて、獨り西鄕のみは、從容自若、少しも平生と異なるところはなく、漠然として、殆んど無人の境にあるが如き態度であつたといふ。

『式が畢つても、急いで立つでなく、人に注意されて、初めて氣附き、諸參謀に取り殘されながら、悠々として立ち去つたところは、實に大膽不敵の振舞ひであつた』

と大久保は語つてゐるが、大事に臨んで迫らず、泰然自若として、よく大局を收むる西鄕の風丰、目の當り見るの感がある。

* * * * * *

巷間傳ふるところの、江戶開城當日、勝が西鄕の間拔けさ加減に驚ろいたといふ一話は、大久保一翁の談話を誤まり傳へたもので、勝が當日、城中にゐなかつたことは、前項の記述によつて明瞭である。

當日、一切萬事の引渡しが濟んで了つた後、勅使はやをら席を立つて退場された。その時西郷は、何を考へてゐたか、ポカンとして大廣間に座つてゐる。大久保は、何かまだ用件でも殘つてゐるのかと思つて、暫らく待つてゐたが、何も用件がありさうにも見えない。これは或ひは引渡のすんだことに、西郷が氣がつかずにゐるのかも知れない。と思つたので、

『西郷先生、まだ何か御用件が殘つてゐるのでムりますか。皆なお濟みになつて、勅使はじめ、最早や御退席になりましたが……』

一翁に注意されて、初めて氣がついた大西郷は、

『イヤ、これは飛んだ失禮を致し申した。實は正面唐紙の彩筆、何人の筆になりましたるものか、あまり見事な出來で、ツイ見惚れて居り申した……』

『ウハヽヽヽヽ』

天地も崩るる大笑ひをして、身の敵陣中にあるをも知らぬ氣に、悠々として腰を上げ、下城して行つた西郷吉之助の、何ぞ夫れ大膽不敵なるや。

大久保は『百年の壽命が一日にして縮まつたかと思つた』といひ、勝は、夜の眼も寢ずに飛び廻はつてゐる。僅かに危急存亡の瀬戸際に立つた一刹那であるのだ。それ故に勝は前日來、電光石火的に、物を運ばんければ、一歩を誤まらば、千仞の功も一簣に虧くと心配してゐるのだ。

雨となるか、風となるか、飛んで雪となるか、亂れて霰となるか、ここ千番に一番の兼ね合ひ、朝・幕の運命を決するの最後の一幕において、西郷一人、悠然として五月雨の墓のごとく、洒啞洒啞として時の過ぐるをも知らぬ。人物の相違、ここに到つて極まるといはなければならぬ。

唐紙の繪が上出來であらうと、不出來であらうと、そんなことは今日の用件ではない。その用件でないものに魂を打ち込んで、心から惚れてゐる西郷の心がわからぬ。愚か、狂か、痴か。常人の得て解するに困しむところに、西郷の巨大さが現はれてゐる。旣に大局を見、大勢を察了してゐる西郷の心には、一點浮雲の去來するものがない。深く信を敵の腹中に措き、死地を踏んで動ぜざる大丈夫の意氣、我れ之れを維新の南洲において見る。

【七】先づ敵膽を摧く西郷

對手の意表に出でて、先づ敵膽を摧くのは、事に處するに當つての、西郷得意の一手であつた。これは獨り西郷一人が案出したる手法ではなく、由來、薩摩武士道の慣手法とするところであつた。西郷は最も巧みに、それを運用し、活用したに過ぎなかつた。併し乍ら、その運用も活用も、西郷ほど板についたのは、同じ薩摩人中においても稀れである。

藤田東湖に逢つて、とんと頭を下げないところ、橋本左内を引見して、角力であしらふところ、阪本龍馬に會つて、空空漠漠たるところ、山岡鐵舟に遭つて、飽くまでもねぢ込むところ、勝海舟に逢つて、チョイと肩を叩

いて哄笑するところ、皆な是れ、西郷が敵膽を摧く、常習手段である。故に大概の人が、初對面で西郷には參つてしまふのである。

江戸市中は鼎の湧くが如く沸騰し、幕府側の勝や山岡でさへ、寸刻の油斷もならぬその際に當つて、官軍の總參謀吉之助が、尻切れ草履を穿いて、ノソリ〱と江戸城へお通ひなされるところを見ては、山岡をしてその大膽さに驚嘆せしめたのも無理はない。人生僅か五十年、高の知れたる一生を、夙くの昔に掃き捨ててゐる西郷、生死を眼中に措かぬところから、その一擧一動が悉く人の意表に出る。『西郷氏應接ニ來ル毎ニ、余往返ヲ護送ス。徳川家ノ兵士、議論百端、殺氣云可カラザルノ秋、若シ西郷氏ヲ途中ニ殺サント謀ルモノアレバ、余前約ニ對シ甚ダ此ヲ恥ヅ。萬一不慮ノ變アル時ハ、西郷氏ト共ニ死セント、心ニ盟ツテ護送セリ。』と、山岡が身命を賭して、西郷の身邊を護衛するに至つたのも、死生を眼中に措かざる、西郷の膽大に魅了されたのであらう。

江戸開城の當日、輕裝して城中に乘り込み、幕臣をしてアツといはしめたのも、先づ敵膽を摧くの戰法に出でたものである。四月四日、勅使最初の入城の次第を、西郷が靜岡の本營に在る、林玖十郎に報告した文中に、

西郷吉之助より林玖十郎に與ふる書（明治元年四月六日）

〔上略〕陳者、一昨四日、先鋒之御兩卿、御入城に相成候て、御達御座候處、謹で奉レ拝候次第、如何にも有難かり候事と被レ爲レ察候。最初、田安用人御呼立にて、御入城之儀被二相達一候處、彼方評議にては、定て官軍

之威を張、兵隊過分に御召列之儀と相心得候處、案外少人數にて御入込被レ爲レ在候處、却て膽を被レ拔候趣に相聞候。上都合之上事にて、萬端首尾能相濟、御同慶奉レ存候。委細は先鋒の總督府より御届相成候事と奉レ存候間、省略仕候。城中も最初の模樣とは相替り、近來、益恭順の體にて、格別激談も有レ之間敷、慶喜も三日中、水戸表へ引越候樣子に御座候。然らば尙更、跡は穩に罷成り候はんと相考居候。然れ共一策有レ之候も不レ被レ計候に付、油斷は不二相成一事に御座候。城引渡・軍艦等も無レ譯差出候向に御座候得ば、策あるものとも不二相見得一、必、戰には相成間敷と奉レ存候。右に付ては、追々御進軍被レ爲レ在候方、御宜敷は有二御座一間敷哉。彌、戰なきを見居られ、御乘込と申よりは、いまだ結局不二相付一內、御發途と申場合御座候へば、諸軍の氣受も大に宜敷、江城〔江戶城〕へ御入込と申處にて、御進御座候はゞ、直接御點檢の都合も、相成候儀かと奉レ存候。先鋒の御兩卿へも、御見込を以、御進め越し被レ爲レ在候御模樣奉レ伺候に付、事情卒度申上試候。若御決議相成候て、御進軍に候はゞ、御中途の御警衞、至極嚴重被二成下一度、先鋒總督、戶塚御泊りの節、御本亭御庭前へ、人音いたし相探候得ども、一向不二相分一候處、近頃、藤澤宿にて、肥後藩士一人の間諜召捕、段々相糺候處、御本亭へ忍入候段も及二白狀一候由御座候間、御心得の爲、別紙差上申候。何卒御要心の處、伏て奉レ願候。承候儀不二申上一候ては、落度に付、不二差入一事と思召候も難レ計候得共、爲レ念申上候。全く探索計とも不二相見得一、刺客と相聞られ候故、不二取敢一如レ是候。恐恐謹言。

四月六日〔明治元年〕

西郷吉之助

林玖十郎様

と記述されてゐるのに見ても、先づ以つて、出會がしらに對手の度膽を抜くことが、如何に西郷の得手であつたかが察せらるるのである。

而して江戸開城の狀勢から、人心の歸趨に及び、ボツ〳〵大總督宮の御進發を希望しながら、細心の注意を拂ひ、警衛の嚴重なるべきを教へてゐるところは、大膽にして而して細心なる、西郷の面目を示して餘りがある。

【八】勝海舟の西郷南洲觀（一）

天下の英雄使君と我とのみ

來て見れば聞く程もなし富士の山
　釋迦も孔子もかくやあるらむ

とは、長州の英傑、村田清風が、初めて駿河路を通つて、富嶽を詠じたる感想であるが、凡そ山ばかりでなく、人物においても亦た然りで、聞くと見るとは大違ひな場合が甚だ多い。その名天下に布き、威望一世を蔽ふかに見ゆるところから、如何なる大人物であるかと思はるるが、逢うて見ると案外な代物が多く、意外の失望を感ぜ

ないまでも、甚だ幻滅の悲哀を感ずるのが多い。名士と油繪とは、遠くから見てゐるに限ると思はるるのであるが、是れ蓋し、眞箇の人物の乏しきが爲めに外ならぬ。

然るに我が西郷南洲翁に至つては、その名を聞いて畏服せらるるのみか、一たび之れに接したる人は、益々その偉大なるに感嘆せざるはない。生きて君國の重きを爲したるのみか、死して百世の師と仰がれ、その威風は千秋に輝くものがある。西郷の名を聞いては、誰れしもその偉大を讃へざるはないが、その中で、勝海舟ほど、心から傾倒しつくした人は、先づ稀れであらう。

後年明治丁丑の役において、西郷が城山に逝いた時、『西郷を知る者は、此の勝あるのみ』といつた、勝の心情は、如何に彼れが西郷に惚れ込んでゐたかを察するに足る一言である。海舟は藤田東湖を以つて『議論家』とし、佐久間象山を以つて『法螺吹き』と稱し、卓々人に許るさぬところがあつたが、南洲には、とんと頭を下げてしまつた。海舟、嘗て曰く、

『おれは、今迄に、天下で恐ろしいものを二人見た。それは、横井小楠と、西郷南洲とだ』

といつて、小楠の識と、南洲の膽とは、眞に恐るべきだと嘆息してゐる。勝が南洲と初對面において、如何にその人物に敬服したかは、左の如き、彼れ自身の談話によつて、最も明瞭であらう。

『おれが初めて西郷に會つたのは、兵庫開港延期の談判委員を仰付けられる爲めに、おれが召されて京都に入る途中に、大阪の旅宿であつた。その時、西郷は御留守居格だつたが、轡の紋の附いた黒縮緬の羽織を被

て、却々立派な風采だつたョ。
西郷は兵庫開港延期のことを、餘程重大の問題だと思つて、隨分心配して居た樣子だつたが、頻りにおれに其處置法を聞かせよといふワイ。そこで、おれがいふには、まだ確かには知れぬが、この度の御召しは、多分談判委員を仰付けられる爲めだらう。併し小生は、別段この談判を、難件とは思はない。小生がもし談判委員となつたら、まづ外國の全權に、君等は、山城なる、天子樣を知つて居るかと尋ねる。すると彼等は必ず知つて居ると、答へるだらう。そこで、然らばその天皇の叡慮を安じ奉る爲めに、暫く延期して吳れと賴むサ。そして一方に於ては、加州、備州、薩州、肥後、その他の大名を集め、その意見を採つて、陛下に奏聞し、更に國論を決するばかりサ。と斯ういつた。それから彼れの問ふに任せて、おれは幕府今日の事情を一切談じて聞かせた。彼がいふには、兎角幕府は薩摩を惡んで、漫りに猜疑の眼を以つて、禍心を包藏するやうに思ふには困る。といふから、おれは、それは幕府のつまらない小役人どもの事だ。幕府にも人物がおらうから、そんな事は打つちやつて措きたまへ。かやうの事に掛念したり、憤激したりするのは、靑黨の爲めに決してよくない。といつたら、彼も承知したといつたつけ。』
と語つてゐる。當時の初對面後における、南洲の海舟評は、既に記したところで、西郷も亦た、勝の偉特たるを觀破し、
『議論は佐久間象山が拔群であるが、實行は勝先生と、ひどく惚れ申した。』

といつてゐる。『英雄、英雄を知る』の語は、此の場合において、最もその意の適するを感ずるのである。

勝は更らに往時を追懷し、語を次いで曰く、

『阪本龍馬が、曾ておれに、先生屢々西鄕の人物を賞せられるから、拙者も行つて會つて來るにより、添書をくれといつたから、早速書いてやつたが、その後、阪本が薩摩から歸つて來て（當時西鄕は京都にあり。薩摩云々は誤記なるべし」いふには、成る程、西鄕といふ奴は、わからぬ奴だ。少く叩けば、少し響き、大きく叩けば大きく響く。もし馬鹿なら大馬鹿で、利口なら、大きな利口だらう。といつたが、阪本も却々鑑識のある奴だよ。西鄕に及ぶことが出來ないのは、その大膽識と大誠意とにあるのだ。人見寧、梅澤鐵三郞といふ男が、若かつた時分に、おれの處へやつて來て「西鄕に會ひ度いから、紹介狀を書いて呉れ」といつたことがあつた。所が段々樣子を聞いて見ると、どうも西鄕を刺しに行くらしい。そこでおれは、人見の望み通り紹介狀を書いてやつたが、中には「この男は、足下を刺す筈だが、兎に角會つて遣つて呉れ」と認めておいた。それから二人は、ぢきに薩州へ下つて、まづ桐野へ面會した。桐野も流石に眼がある。二人を見ると、その擧動が如何にも尋常でないから、私かに彼の西鄕への紹介狀を開封して見ると、果して今の始末だ。流石に不敵の桐野も、これには少しく驚いて、直ぐ樣委細を西鄕へ通知してやつた。所が西鄕は、一向平氣なもので「勝からの紹介なら會つて見やう」といふことだ。そこで二人は、翌日、西鄕の屋敷を尋ねて行つて、「人見、梅澤が、お談しを承りにまゐりました」といふと、西鄕は、ちやうど玄關へ橫臥して居たが、そ

の聲を聞くと、悠々と起き直つて「私が吉之助だが、私は天下の大勢などいふ様な、六ケしいことは知らない。まアお聞きなさい。先日私は大隅の方へ旅行した。その途中で、腹がへつてたまらぬから、十六文で芋を買つて喰つたが、多寡が十六文で腹を養ふやうな吉之助に、天下の形勢などいふものが、わかる筈はないではないか」といつて、大口を開けて笑つた。所が血氣の二人も、この出し拔けた談しに氣を呑まれて、役すなどの段ではなく、遂に西鄉の門に入ることとなつた。夫から歸つて來て「西鄉さんは、實に豪傑だ」と感服して話したことがあつた。知識の點に於ては、外國の事情などは、却つておれが、話して聞かせた位だが、その氣膽の大きいことは、この通り實に絕倫で、議論も何もあつたものではなかつたヨ。
おれの一言を信じて、たつた一人で、江戸城に乘り込む。おれだつて事に處して、多少は權謀を用ひないこともないが、ただ西鄉の至誠は、おれをして、欺くに忍びざらしめた。この時に際して、小籌淺略を事とするのは、却つてこの人の爲めに、腹を見すかされるばかりだと思つて、おれも至誠を以つて、之に應じたから、江戸城受渡しも、あの通り立派に、立談の間に濟んだのサ。』

流石は勝海舟である。西鄉を見るにおいて、一々その心肝に觸れてゐるところは、『天下の英雄、使君と我れのみ』と相許した丈けのものはある。殊に後段において、『西鄉の至誠は予をして欺むくに忍びざらしむ』といつたのは、千古の至言である。策を弄すれば、弄する丈け、西鄉に肚の底を見透かされると感じたのは、勝の明識を物語るに充分である。勝のいはゆる『小籌淺略』を弄して、汚ない肚を見透かされた人物が、どれほど澤山あつ

たことか。

【九】勝海舟の西郷南洲觀（二）

至誠を人の腹中に措く

勝はまた、江戸城明渡の事情について、西郷と大久保〔利通〕とを比較して、次のやうに觀察してゐる。

『西郷は、今云ふ通り、實に漠然たる男だつたが、大久保は之に反して、實に截然としてゐたよ。官軍が江戸城にはいつてから、市中の取締りが、甚だ面倒になつて來た。これは、幕府は倒れたが、新政がまだ布かれないから、恰度無政府の姿になつたのサ。然るに大量なる西郷は、意外にも、この難局をおれの肩に投げ掛けておいて、行つてしまつた。どうか宜しくお頼み申します。後の處置は、勝さんが何とかなさるだらう。といつて、江戸を去つてしまつた。この漠然たる「だらう」には、おれも實に閉口したヨ。これが若し大久保なら、これはかく、あれはかくと、それぞれ談判して置くだらうに、さりとは餘り漠然ではないか。併し考へて見ると、西郷と大久保との優劣は、ここにあるのだよ。西郷が、天分が極めて高い所以は、實にここにあるのだよ。』

大久保と西郷との人物を對比して、一言にしてその要を掴んでゐるのは、何といつても勝海舟だ。勝はまた、薩

邸會見についても、かくいつてゐる。

『西郷は、おれのいふ事を、一々信用してくれ、其間一點の疑念もさし挾まなかつた。「色々六かしい議論もありませうが、私が一身にかけて、御引受けします。」西郷のこの一言で、江戸百萬の生靈も、その生命と財産とを保つことが出來、また德川氏も、その滅亡を免れたのだ。若し之が他人であつたら、いや貴樣のいふ事は、自家撞著だとか、言行不一致だとか、澤山の兇徒が、あの通り處處に屯集してゐるのに、恭順の實は、何處にあるのか。いろいろ喧しく責め立てるに違ひない。萬一さうなると、談判は忽ち破裂だ。併し、西郷はそんな野暮はいはない。その大局を達觀して、而も果斷に富んで居たには、おれも感心した。』

勝は晩年草澤の間に僑居し、盛んに時勢を談じ、往事を語り、人物を評したが、彼れ元來、人に諛はず、勝手氣儘な放言を擅ままにしたが、口を開けば西郷に及び、談一たび西郷に及べば、口を極めて激賞の辭を惜しまなかつた。彼れが如何に心魂を打込んで、西郷の人物に惚れ込んだかは、之によつて察することが出來よう。

世に『維新の三傑』なる語がある。三傑とは何人を指ざすか。即ち大久保甲東、木戸松菊、西郷南洲である。三傑各〻その特性を有し、その維新における功業に至つては、遽かにその優劣を判じ難きものがある。而も三傑の中、獨り嶄然として高きに居るものは、南洲、西郷吉之助であることを、何人も否定するものはあるまい。

勝海舟が、曾て自から筆を執つて、維新の三傑を批評したことがある。その文章に曰く、

『從レ古爲二邦家一大勳あるもの、令終を得しは、甚だ稀也。維新の際、大事に任じ、公論を決し、斷然不レ顧、

其能に不レ矜、其功を不レ思、洪業成るに當て、其瑣事は人に任じ、如レ忘、如レ不レ知者は、予、於二西郷氏一視レ之。次レ之、大久保氏、木戸氏あり。共に一世之雄。然りといへども、西郷氏に比せば、亦降る事數等。兩氏が爲す所、非常にして端倪すべからず。是を以て竊に忌憚せられ、其說反して、諸官と不二相合一。西郷氏は不レ然。自ら人を許して云、彼は余に勝れり。亦予の不レ及所也と。絕て介意之事なし。其遠識大度、豈一世にして、窺ひ知るべけん哉』

といつてゐる。勝は慥かに、西郷において、千古の知己を見出した感を有してゐた。江戸開城は、維新の大局を定むるの大難局であつた。勝は千辛萬苦の思ひで、之れに臨み、西郷は悠揚迫まらず、赤心を敵の腹中に措いて一歩一歩、その巨體を進めて行つた。南洲と海舟と、一たび手を握り、心を合するや、疑雲ここに霽れ、一天快晴、錦旗は朝暾に輝き、明治の新時代は、燦として光あるものとなつた。

時艱にして、英雄を憶ふの情、太だ切なるを覺ゆると同時に、至誠は英雄の本體であり、且つその全體であることを、南洲の人物、及びその行藏において、深感せざるを得ぬ。ここに、江戸開城の一項を終るに當り、皎たる兩雄の心事に思ひ到り、肅然として襟を正さざるを得ざるものがある。巧言、以つて人を欺むき、世を詐はるもの、たとひ一時は、世に橫行するを得るとも、豈に久しきに亙つて、人心を服するを得んや。百世の公論を竢たずして、醜を天下に曝らすの日あるは、その跡、歷々として、史乘に殘されてゐる。道義を以て推せば、假令敗るるとも耻なく、詐術を以てせば、假令事成るも、醜態見る可からず。考へねばならぬところである。

【十】皇國精神の美華

皇國自から皇國の精神あり。他國の得て模すべからざるは、固より一君萬民、萬世一系の、國體の尊嚴にあるは、云ふまでもないが、我が皇國民性の上にも、亦た他民族の企及することの出來ない美點がある。

一々之を擧げ來れば、固より枚擧に遑がないが、その中でも、最も光を放つてゐるのは、同胞相愛の精神である。而してその人生に現はるるや、仁となり義となり、史乘、幾多の美華を點じてゐる。

戰爭の歴史は、その何國たるを問はず、慘酷の史實たるは論を俟たぬ。同胞相食み、同族相鬪ひ、孰れを見ても、淋漓たる鮮血の歴史でないものはない。西洋においても、支那においても、等しく然る中に、單り我が日本のみは、戰場に却つて美談を殘し、到るところ、仁と義と愛と情との、綾を織り成してゐる。

之を源平に見るも、之を鎌倉に見るも、如何に人道地に墮ちたりと稱せられる中でも、優にやさしき心情の花を咲かせぬはない。大楠公が北條の大軍と戰ひ、敵の戰歿者を祭つて『寄手塚』を造つたなぞも、皇國精神の美華といふべきである。

* * * * *

明治維新の歴史も、西洋流にいへば革命（レヴオリユーション）の歴史と見られよう。佛蘭西革命や、ロシア革命や、凡そレヴオリユーションと稱せらるる歴史が、悉く血を以て染め盡したる、人類醜惡の歴史でないものは

ない中にあつて、獨り我が日本の維新史のみ、仁義の美華を點じてゐるのは、全く我が國民性の、同胞相愛の大精神の發露といふべきである。

殊に明治維新史中において、最も大なる皇國精神の美華を發揚せしめてゐるのは、何としても江戸城明渡しにおける、勝・西郷兩雄の、會心（くわいしん）の談判に如くものはない。

勝も最後の決戰を準備した。西郷も一大血戰を覺悟した。そして一は將に倒れんとする大廈を支ふべく、一木の堅きに據り、一は將に旭日昇天の勢ひある新勢力に乘じ、蕩蕩たる皇威を四海に布かんとしてゐる。地位に異なるあり、境地に差ありといへども、共に是れ皇國の一民たる大精神において一致し、胸襟（きやうきん）を啓いて、その大いなる手を、國家の進運の上に握り合つたところは、實に千古の大歴史である。

*　*　*　*　*

西郷は勝を信じた。勝は西郷を信じた。お互に信の一字において堅く結び合ひ、一點の疑心を相手に挾（さしはさ）んでゐない。心と心、肚と肚、大丈夫の胸中磊磊落落、光風霽月のやうな爽やかさを見せてゐるのは、維新の歴史の持つ、最大の誇りである。而して日本及び日本民族の持つ、世界への誇りである。

予、西郷を論じて第五卷に到り、兩雄會見の條に及んで、快、云ふべからざるものがある。

【第五篇】 明治維新の大眼目と江戸鎮定

第一章　明治天皇御親政の曙光

【一】 世界史上の美觀

今ま靜かに、江戸城明渡しの經過に就いて考ふるに、私的感情と、行掛りと、一時の利害に支配されずして、天下の公理と、國家の大局とに著眼して、群疑を排し、偏見を斥け、以つて皇國百年の大計を定めたること、實に我が國史上の一大美觀であつて、尊皇愛國の至情に基づく、國家改革の美績を殘したものであることは勿論、人類の歷史ありて以來、世界史上に、殆んどその類例を見ざるところである。

試みに之れを、歐洲列國の歷史に見よ。彼の十九世紀における佛國の革命なるものは、歐洲現代文明の母體と稱せらるるほどの、人類歷史の一大變革であり、一人の專權を倒して、人民の自由・平等・博愛を强調したるところ、實に人權の偉大なる伸長であつたが、然も之れを實現するに當つて、殘虐、暴慢を極めたる、人類相食むの歷史を作つてゐる。如何に暴政の積惡、許すべからざるものがあるにしても、昨日までは王として尊崇したるルヰ十六世を、一朝にして斷頭臺上に送り、その首べにギロチンを加へて顧みざるが如きは、正に人類の最惡史

である。況んや罪なき王妃を裸體となし、パリー市中を馬上にて曳き廻はすに至つては、慘狀、眞に眼を蔽はしむるではないか。

王を弑し、人を傷つけて、而うして得たる自由や平等や博愛や、果して何程の價値があるか。斯くせざれば、革命が成就しなかつたにしても、その悲慘なる過程は、人類相愛の進歩の上に殘されたる、最も憎むべき歴史であることを、何人が否定し得よう。

最も穩健なる國民性の所有者でありとせらるる、英國民においてすら、クロムウエルの革命も、鮮血を以つて染め出だされ、マグナカルタも、王の胸に劍銃を擬して獲たるところである。是れ即ち、闘爭の歴史であつて、共愛の表現ではない。

マヂニーを有し、カヴールを有し、ガリヴアルヂーを有したる伊太利の建國は、革命にあらずして、統一であり、歴史の大半は、墺國の羈絆を脱するにあつたが、その王政を倒すにおいて、佛國革命とその轍を同じうし、法王ピウス九世をして、遂に宮殿を退ぞくの餘儀なきに到らしめた。

ワシントン、リンカーンの名において、千古に景仰せらるる、米國獨立の歴史は、大いなる教訓を吾人に與へてはゐるが、その事情の如何に關はらず、祖國に對する反逆の跡あるは蔽ひ難い。

更らに之れを最近の歴史に徵すれば、レニンのロシア革命における、生生しき血潮は、尚ほ未だ雪原の上に、その痕跡を止めてゐる。又たムツソリニによる伊太利の復興も、要するに反對黨の絕滅によつてのみ、築き上げ

られてゐる。

斯くの如く見來る時は、西洋歷史の大半は、正に人類相食むの、醜惡を極むる鬪爭、反逆、虐殺、權謀の走馬燈であるといつても不可はあるまい。

然るに、一度び之れを、我が明治維新の歷史に返つて之れを見るに、伏見において、上野において、北越において、會津において、函館において、多少の接戰を演じなかつたではないが、多くは主恩に報ゆるの誠心においてし、天朝に對して弓を引くが如き心は、寸毫と雖も之れを認むることは出來ぬ。況んや江戶開城の如きに到つては、敵味方共に、皇國の大局の爲に、丹心を披瀝し、一堂に會して、笑つて手を握り、一卮に觴をすして、時運の大轉を現じたるが如きは、同胞相愛の比類なき歷史であつて、是れぞ眞に人類最高の道德的表現でなくて何であらう。

日本は特殊の言語と文字とを有し、之れが爲めに、日本の歷史及び民性は、歐洲人に理解せらるるに困難であり、今日に至るまで、その眞價と眞相とが、餘り多く世界に知られてゐないが、他日若し眞に日本歷史が世界的に宏布せられ、理解せらるるやうになつたならば、恐らくは偉大なる崇敬と讚稱とを以つて、全人類の謳歌を受くるに至るであらう。日本の眞價は、未だ世界に埋もれてゐる。日本歷史は、世界に埋藏されたる寶庫である。而して日本の眞價は、遂に日本のみの矜持するところであつて、終に世界の理解し得ざるところであるかは知らないが、燦然たる金光は、軈て世界の新らしき光明となるであらう。

【二】明治維新史の地位

支那は最も日本に近く、歴史的交渉も深い丈けに、世界の他の何國よりも、最も多く日本を理解するの便宜を有してゐる。曾て日本は、久しい間支那文化に師事して居り、今は支那が、日本思想に師事する形となつてゐるが、近年國民自覺の勃興に伴つて、愈ゝ益ゝ、教へを日本精神に受けんとしつつある。

今は全面的に日本に抗立してゐるが、曾つてその昔支那の國民的統一に向つて一歩を進め來たりし時の蔣介石は、常に日本の明治維新を以つて手本とし、當時日本人上下の披瀝したる愛國的純情を稱揚し、之れを支那國民に宣布するに努めたが、支那人の明治維新に對する崇敬の念は、獨り蔣介石のみに止まらず、第一革命の立役者たりし孫逸仙、黃興、張繼の如きも、夙にその理想を、我が明治維新に置いたことは、彼等自ら、常に口にして止まなかつたところであつた。

*　*　*　*　*

抑ゝ人として、自己を知らざるものほど、憐れむべきはなく、國民として、自國の歴史を知らざるものほど悲しむべきはない。日本國體の萬邦に無比なること、日本精神の世界に卓越せることとは、屢ゝ人の口に上るところであつて、併も何處に日本國體の尊嚴があり、日本精神の本體があるかと問へば、直ちに之れに答へ、一語その眞を得るものに至つては、眞に甚だ稀れである。

之れに答ふるを得ざるは、確信の存しないことを意味し、甚だしきは、自國の歴史を知らず、自から卑しんで恥ぢざるものもある。眞に人類生活の理想を窮め、世界の歴史を解するものにして、初めて日本歴史の尊ふとさが解り、そこに人生の確信が發生するのである。

我等は日本の歴史において、二個の大いなる偉業を見る。その一は神武の建國であつて、その二は明治の維新である。日本が營んだ國家生活の歴史は、實に二千六百年に亙る、久しい歳月を閲して居り、その間に幾多の變遷があり、進展があり、千古に傳ふべき美績は、數限りもなく展開せられてゐるが、眞に國民的大偉業を成し遂げたるものは、神武建國の歴史と、明治維新の歴史とである。

この二個の大歴史こそは、日本國民たるものの、須臾も忘れてはならないものであつて、この大二歴史及びその精神を、常に國民が確持することによつて、日本の運命は、必らずやその神髓を振ひ起し、新らたなる天地の開拓に進むであらう。

神武の建國は、邈として悠遠なるも、明治の維新は、今ま尚ほ吾人の記憶にあり。その跡歴歴として眼前に横たはつてゐる。併も維新の精神は、皇政の復古であり、復古の精神は、神武建國の古へに復へるにあつたとすれば、神武の建國は、二千六百年の往古にあるにあらずして、實に明治の維新そのものとして、吾人の血肉の間に躍動してゐるといふべきであらう。

倩ら幕末維新の歴史を稽ずるに、孝明天皇の即位あらせられたる弘化四年（丁未）より、明治元年（戊辰）に至る

までの間、二十二年の過程の中、維新回天の偉業の、最高潮に達したるものは、實に戊辰の戰役であり、而うして戊辰戰役の最大中心點が、江戸城明渡しの一幕にあつたとすれば、勝・西鄕兩雄の對陣に、明治維新史の最大高峰といはなければならぬ。果たして然らば、此際における兩雄の襟懷こそは、眞に維新精神の結晶ともいふべきであり、同時に我が日本精神の、代表的具象化と見るべきであらう。

凡そ如何なる事業でも、一朝一夕にして成るものではない。況んや國家の進運を打開し、時代の變遷を實現するが如き、一大偉業の完成に際しては、決して一二英傑の力を以つてして、能く成し得るものではない。必ずや幾多の人材と、無數の力とが集合し、少なからざる犧牲と、久しき歲月とを要するは、論を俟たざるところであるが、一箇の誠心は、以つて萬人を支配するに足り、この誠心の強烈なる表現は、以つて時運を動かし來るに足る。我等はこの事實を、限りなき維新志士の活事實において見、就中、西鄕南洲の一生において見るのである。

一人の力は、到底多數には及ばぬ。併しながらその微弱なる一人が、多數を動かし、天地を搖がすを得るは、私情を抛つて天下の公理に從ひ、私慾を去つて國家民生の爲にするの、崇高なる犧牲的精神を披瀝し來たるが爲であつて、此の場合、人の力は化して天の力となり、神の力となり、壯烈鬼神を泣かしむるのである。

【三】明治維新の三大事實

翻へつて維新の歷史を觀するに、我等はその歷史的事實の中に、三個の偉大なる事實を發見するを得る。

即ちその三大事實なるものは、

第一　日本國體の確立

第二　日本國家の獨立

第三　日本精神の發揮

である。

抑ゝ維新の變革なるものは、内より發したる原因と、外より來りたる動機との、二つの機運に醸成され來つたものであつた。即ち内より發したるものは、封建制度の内部的崩壞であつて、外より來りたるものは、外國より迫まり來つた開國的要求であつた。

封建制度の爛熟は、自然に武士階級の頽廢を誘ひ、軈て制度の内部的崩壞を、餘儀なくせしめたのであるが、封建制度の崩壞は、即ち幕府政治の、實力的失墜であることを、否定し難い。幕府が、漸く形骸のみとなり、國家を支配する實力を失ひ來つた際に、突如として起り來つたものが、所謂る黑船の襲來であつて、之れによつて日本人は、初めて、日本以外に外國なるものの存在を意識し、同時に、國内に於ける政治制度の改革を必要とするに至つた。

日本人の眼に、黑船が映じたのは、必らずしも嘉永・安政を以つて最初とするのではなく、露艦の夙に北海に出沒するあり、寛政の賢宰相と稱せられた松平定信が、既に、『其の袖の寄るてふことを』の一詠を殘して、夙

に海警を國民に告げてゐる。併し當時は、林子平や、近藤重藏や、司馬江漢や、間宮林藏や、蒲生君平の如き、一部の先覺者の間において、警醒されつつあつたに過ぎず、それが國民的意識に上り來つたのは、何としても、ペルリの來寇以後のことである。

旣に外國の存在を意識したる日本人は、初めて客觀的に、日本の存在を強く意識し來たらざるを得なかつた。開國といふも鎖國といふも、主として對外的政策の上の論議であつたが、その議論の發生する根源は、自から我が日本國たるものの本體を把握し、之れに立脚しなければならなかつた。ここに尊皇論が起り、攘夷論が起つた。

幕末維新の史的開展が、自然に日本人に指命したる命題は、日本國史の新らたなる回顧であり、新らたなる探究であり、新らたなる檢討であつた。卽ち此の點よりいはば、明治維新は、日本人における『外國の發見』であり、同時に『日本の發見』であつたのだ。

抑ゝ、日本とは何ぞや、との問を新らたに發し、之れに解決を與へんとして、日本人は、ここに改めて日本國體の神髓を考へ初めた。そして直ちに到達したるものは、天皇親政の國體觀であつた。ここにおいて將軍政治の不合理なるを觀得し、之れを否定した。これ卽ち〔第一〕日本國體の確立なるものである。

北より、東より、南より、日本國の近海を脅迫し來つた、多くの外國艦は、必らずしも侵略的意圖を有するものではなかつた。併しながら、又た必らずしも、平和的情誼のみを齎らしたものでもなかつた。

勤皇論が自然の結果として、日本國體の確立に到達したやうに、攘夷論は、又た當然の結果として、日本の國

家的獨立を要求し來つた。日本は當時、何國の屬領でもなく、屬國でもなかつたから、獨立の必要は、ないといへばなかつた。併しながら、危うく將さに、何國かの屬領たらんとし、屬國たらんとしつつあつた。此の間にあつて、日本の尊嚴を維持せんとする國家的良心が、國家の獨立を强持する意識となつて現はれたのである。この熾烈なる愛國心によつて、內外の危うき變革の中において、國家の名譽ある獨立を維持し得たのである。是れ卽ち、予の所謂る〔第二〕日本の國家的獨立なるものの謂ひである。

國體に對する觀念、國家に對する意識、これが完全に國民に闡明され、確持され來つた以上、ここに必然に現はれなければならぬものは、日本國民の國體に對する地位、卽ち君臣の大義名分であつた。

封建制度の完備したる下にあつては、主從が君臣と同一義に取扱はれ、藩主に對して『君』なる尊稱を用ゐ、將軍家に對しては『陪臣』と稱し、何人も之れを怪しまなかつた。林羅山は外交文書において、將軍を『大君』と書し、新井白石は、同一の場合に、『國王』と稱するを辭せなかつた。羅山の場合は『大院君』に對稱する意味であり、白石の場合は、『諸侯王』を意味するものであつたにしても、我國體上における君臣の名分は、甚だしく紛更されてゐる。

平野國臣が、文久三年の書において『君臣は天地の公道、主從は後世の私事かと、發明仕候。天朝立ちて各藩立ち、神州ありて各國あり』と喝破してゐるのは、實に千古の卓言であつて、勤皇思想は、必然に、君臣の大義名分を明らかにした。

『普天の下、率土の濱、王臣・王土にあらざるなし』との思想は、必然に國土觀念に波及し來り、將軍が封土を天朝に返上する實行の後ちに、各藩も亦た、その版籍を、朝廷に奉還するに至つた。是れ實に國體上の大義名分に隨つて、國民が一切の私的利慾を捨てて、一に忠君愛國の至情を披瀝したるものであつた。是れ實に世界史に未だ嘗て類例を見ざる、國民性の發露されたるものであつて、〔第三〕日本精神の發揮、とは、即ちこれをいふのである。

斯くして〔一〕日本の國體を、完全に確立し、〔二〕日本國家の獨立を護りおほせ、〔三〕日本精神を遺憾なく發揮し來つた、我が明治維新の進路は、ここに從つて、

第四　世界皇化の理想

に向つて開展し來らざるを得ぬ。それがいふところの『開國進取』の國是たるものであつた。

【四】　復古日本の大國是定まる

戊辰の戰局は、先づ京洛・浪華の地において發し、有栖川宮熾仁親王、錦旗を奉じて東征あらせらるるに及んで、戰雲は次第に北漸し、塵にまみれ、汗に汚れたる、西郷の征衣、南洲の戰袍の色づくに從つて、徐むろに開展して行つた。

かくして、次第に戰局の關東に移動し去つた後に、政局は京都を中心として、漸次その力を加へ、著々として

天皇親政へと開展して行つた。

前將軍の大政奉還によつて、玆に國家統治の大權は、名實共に朝廷に歸した。一方、前將軍の、官軍の爲めに東陲に追ひ詰められ、油盡き、熱絶えて、將さに燈火の滅せんとするに似たるあるに引き換へ、朝廷を中心とする、新政府の存在は、恰かも旭日昇天の勢ひを示し來つた。勤皇の諸卿、雄藩の諸侯は、固より新政局の中心の重きを爲したには相違なかつたが、ここに拔本塞源――といふよりも、寧ろ復本囘源といふの相應しき大變革を實行し、新令又た新令、改革又た改革、人をして殆んど逡巡に遑なからしむるの、急進變革の中堅となつたものは、實に少壯血氣なる、草澤の志士、無冠の布衣、微賤の烈士、無名の學徒であつた。

一日、岩倉が天下の有志を會して、更生日本の大國是を議するや、甲論乙議、有志の氣虹の如く、潑剌たる覇氣と、新興の機運とは、一堂を壓し、尾梁を搖がすの感があつたといふ。此の時の議を集約して、維新の大方針を起草したものが、卽ち三岡八郎と福岡孝悌とであつた。兩者の草案を打つて一丸となし、之れに木戸孝允の筆を加へて、愈々決定したるものが、五ケ條の御誓文であつた。

初め御誓文の趣旨は、『諸侯會盟』の文字が用ゐられ、天皇は新政の大方針を定めて、之れを『天下億兆』に誓はせ給ふといふ意味であつたが、岩倉を初め、公卿中において反對があり、木戸の建言にもとづいて、『諸侯會盟』の文字を削り、天皇は親王を初め、公卿諸侯を率ゐて、天神地祇に誓はせ給ふこととなつた。御誓の精神は、一點の蔽ふはるるところなく、愈々益々その姿を闡明し來つた。

五ヶ條御誓文の發せられたのは、明治元年（戊辰）三月十四日であつて、關東においては、將に江戸城の運命が決せられんとして、西郷が薩摩屋敷において、勝と第二回の會見を爲したる其の日であつた。南洲の巨觸、早くも敵膽を摧き、西郷の寛懐、衆心を歸服せしめんとする時、寶算纔かに十七歳の聖天子は、群臣を紫宸殿に徵して、復古日本の大國是を、嚴そかに、祖宗の神靈に誥げ給ふのであつた。

我が日本の神國たるの面目は、『天神地祇御誓祭次第』の語において、最も昭明なるを覺ゆるではない乎。左の儀注を一覽するもの、誰れか、その莊嚴なる儀容を想見し、我が國體の、萬邦に類ひ無きを、感ぜないものがあらう乎。儀注に曰く、

天神地祇御誓祭次第

一、午ノ刻群臣著座
公卿諸侯母屋、殿上人南廂、徵士東廂
一、鹽水行事
神祇輔勤レ之（吉田侍從、三位良義）
一、散米行事
神祇權判事勤レ之（植松少將雅言）

一、神祇督著座（白川神祇伯資訓）

一、神於呂志神歌

神祇督勤レ之

一、獻　供

神祇督・同輔・同權判事等立列拜送、同輔（龜井侍從玆監）點檢

一、天皇出御

御祭文讀上

總裁勤レ之（三條大納言實美）

一、天皇御親拜

親ク幣帛ノ御玉串ヲ奉獻シ給フ

一、御誓書讀上

總裁勤レ之

一、公卿・諸侯就レ約

但一人宛中央ニ進ミ、先ツ神位ヲ拜シ、御座ヲ拜シ、而ル後執筆加盟

一、天皇入御

一、撤　供

拜送如レ初

一、神阿計曲獻

神祇督勤レ之

一、群臣退出

皇政復古とは、即ち天皇親政である。天皇の政を親らせさせ給ふことは、取りも直さず、神の政を執り行はせらるる所以である。古へより君臣の別は明らかにして、天皇が政を親らせさせ給ふに當りて、誓ひを人民に立てさせ給うた例はなく、祖宗の威靈に倚らせ給うて、天地神祇に誓はせ給うたことは、萬古易ふべからざる立國の基本であつて、木戸が此の點に想ひ及んだのは、千古の卓見といはざるを得ぬ。

當日、獻供の後ち、天皇出御ましまして、神前に讀ませ給うた『御祭文』に曰く、〔原文萬葉假名〕

御祭文

懸くも畏き、天神地祇の大前に、今年三月十四日を、生日の足日と撰定て、禰宜申さく、今より天津神の御言寄の隨に、天下の大政を執行はむとして、親王・公卿・國國諸侯・百寮官人を引居連て、此神床の大前に誓つらくは、近き頃ほひ、邪者の是所彼所に、荒び武びて、天下佐夜藝に佐夜藝、人の心も平穩ならず、故

是以、天下の諸人等の力を合せ、心を一つにして、皇我政を輔翼奉り、令仕奉給へて請祈申す。禮代は横山の如、置高成て、奉る形を聞食て、天下の萬民を治給ひ、育給ひ、谷蟆の狹渡る極、白雲の墜居向伏限、逆敵對者は、令在給はず。遠祖尊の恩賴を蒙りて、無窮に供奉れる人共の、今日の誓約に違はむ者は、天神地祇の倏忽に刑罰給はむ物ぞと、皇神等の前に、誓の吉詞申給はくと申。

慶應四年三月十四日

卽ち御祭文において、讀ませ給ふところに明かなるが如く、我國における、所謂天皇親政の眞義、並に君臣の大義は、昭明較著であつて、一點の疑義もなく、且つ紛更を許されないのである。

天皇が『あめのしたのおほきまつりごと』を執り行はせ給ふに當つては、『あまつかみのみことよさしのまにまに』行はせ給ふのであつて、天皇が現人神にてあらせらるるいはれは、天津神の顯身にてあらせらるる故である。而うして臣民の地位は、天皇に從ひ、皇政を輔翼するにあつて、天皇と共にするのでもなければ、之れに代はるのでもない。『ここをもてあめのしたのもろひとともちからをあはせこころをひとつにして』『すべらあがまつりことをあななひまつりつかへまつらせたまへ』と祈らせ給うたのである。『みことたちまへつきみもくにくにのみこともちもものつかさひとともをひきつらねて』諸神降臨の大前に、誓言を立てられた表章によつて、君臣の大義は、凜乎として別たれてゐるのである。

嘗て德川氏の盛んなるに當つて、將軍を『大君』と唱へ、世嗣を『太子』と呼び、將軍に任ずるを『卽位』と

稱した學者もあつたが、將軍の儀容の、如何に盛大を極めても、遂にその根幹を堅うすることが出來ず、時勢一變して、忽ちにして、衰滅に歸し去つた所以は、實にわが國體の眞義に、反するものがあつたからである。今や天皇親政の大御代にかへり、事の大小に論なく、輕重に別なく、一々、國體及び君臣の大義に順つて、進み來るを見て、我等は諸神神靈の御加護と、皇威の盛大とを、目前に仰ぎ奉つるの感なきを得ないのである。

【五】　五箇條御誓文と維新の大詔

此の時、『朕、躬を以て衆に先んじ』と仰せられ、天地神明に誓はせられたる『五ケ條御誓文』は、汎く世に知らるるところである。曰く、

御誓文

一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ。
一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ。
一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス。
一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ。
一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ。

我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ、朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ、天地神明ニ誓ヒ、大ニ斯國是ヲ定メ、萬民保全ノ道ヲ立ントス。衆亦此旨趣ニ基キ、協心努力セヨ。

慶應四年戊辰三月十四日

御名

以上五ヶ條の大綱は、幕末より維新に至る、國運の開展を集約したものといふべく、又た國家將來に向つての大國是を定めたるものであつて、簡約なる章詞の間に、鬱勃たる新興の機運と、雄大なる國民の氣魄と、烈々たる進取の精神とは、脈々として躍動し來るを覺え、今日之れを讀むものをして、尚ほ且つ、血湧き肉躍るの感あらしむるのである。

親王以下群臣は、之れに對し、『奉對書』を作り、各自署名して、聖旨に忠ならんことを誓うた。

奉對書

勅意宏遠、誠ニ以テ感銘ニ不レ堪。今日ノ急務、永世ノ基礎、此他ニ出ヘカラス。臣等、謹テ叡旨ヲ奉戴シ、死ヲ誓ヒ、黽勉從レ事、冀クハ以テ宸襟ヲ安シ奉ラン。

有栖川宮に次いで、三條・岩倉以下、親王、公卿、諸侯、文武百官、之れに署名した。實に百世に輝く、維新鴻業の一大盛事であつた。

既に大國是定まる。百般の庶政、百川の海に朝するが如く、是れより各よその道に就くことを得たが、此日、天皇は、親しく御宸翰を國民に下し給うて、君臣の大道、維新の大本を示させ給うた。この御宸翰こそは、世に『維新の大詔』として仰がれたるものであつて、有難き聖旨を拜して、感泣せざるはなかつた。

億兆安撫國威宣布の御宸翰

朕、幼弱を以て、猝に大統を紹き、爾來何を以て萬國に對立し、列祖に事へ奉らんやと、朝夕恐懼に堪さる也。竊に考るに、中葉朝政衰てより、武家權を專らにし、表は朝廷を推尊して、實は敬して是を遠け、億兆の父母として、絶て赤子の情を知ること能はざるやふ計りなし、遂に億兆の君たるも、唯名のみに成り果、其が爲に、今日朝廷の尊重は古へに倍せしが如くにて、朝威は倍衰へ、上下相離るること霄壤の如し。かかる形勢にて、何を以て天下に君臨せんや。今般、朝政一新の時に膺り、天下億兆、一人も其所を得ざる時は皆朕が罪なれば、今日の事、朕自身、骨を勞し、心志を苦め、艱難の先に立、古列祖の盡させ給ひし蹤を履み、治蹟を勤めてこそ、始て天職を奉じて、億兆の君たる所に背かざるべし。往昔、列祖萬機を親らし、不臣のものあれば、自ら將として、これを征し玉ひ、朝廷の政、總て簡易にして、如レ此尊重ならざるゆへ、君臣相親しみて上下相愛し、徳澤天下に洽く、國威海外に輝きしなり。然るに近來宇內大に開け、各國四方に相雄飛するの時に當り、獨り我國のみ世界の形勢にうとく、舊習を固守し、一新の效をはからず、朕、徒らに

九重の中に安居し、一日の安きを偷み、百年の憂を忘るるときは、遂に各國の凌侮を受け、上は列聖を辱しめ奉り、下は億兆を苦しめん事を恐る。故に朕ここに、百官諸侯と廣く相誓ひ、列祖の御偉業を繼述し、一身の艱難辛苦を問はず、親ら四方を經營し、汝、億兆を安撫し、遂には萬里の波濤を拓開し、國威を四方に宣布し、天下を富嶽の安きに置んことを欲す。汝、億兆、舊來の陋習に慣れ、尊重のみを朝廷の事となし、神州の危急をしらず、朕一たび足を擧れば、非常に驚き、種々の疑惑を生じ、萬口紛紜として、朕が志をなさざらしむる時は、是朕をして、君たる道を失はしむるのみならず、從つて列祖の天下を失はしむる也。汝億兆、能々朕が志を體認し、相率て私見を去り、公義を採り、朕が業を助て、神州を保全し、列聖の神靈を慰し奉らしめば、生前の幸甚ならん。

右御宸翰之通、廣く天下億兆蒼生を思食させ給ふ、深き御仁惠の御趣意に付、末末の者に至る迄、敬承し奉り、心得違無レ之、國家の爲に、精精其分を盡すべき事。

三　月〔明治元年〕　　總　裁

輔　弼

天皇、躬ら衆に先んじて、國難の打開に膺らせ給ふの意氣は、尊ふとき御宸翰の間に生動してゐる。且つ上は列祖に對し、下は國民に對し、國家存立の大責任を感ぜしめ給ふことの厚きは、詔章の表に溢り、仁愛の御至情

は、深く御宸翰の底に溢るるを拜せらるるのである。

かくして國是大いに定まると共に、慶喜追討の皇師は、堂堂として、三道を壓して東征の道に上るに當り、群臣の間には、遷都の論も起り、往昔、皇朝の例に倣ひ、遂に天皇親征の途に上らせ給ふこととなつた。

明治元年〔戊辰〕三月二十日は、西郷が江戸薩邸における勝との會見の要議を齎らして、京都に到著したる日であつたが、天皇は此日紫宸殿に出御あらせられ、親ら天照皇太神、大國主大神、武甕槌之男神、經津主神を祭つて、平國を御祈願あらせられ、翌二十一日、皇宮を發して親征の途に上らせ給うた。此日天皇は、御直衣に紅の御切袴を著御あらせられ、葱華輦に召させられて、賢所を奉じ、禁裡を出でさせ給うたのであつた。地下官人は、金色燦爛たる錦の御旗を奉じまゐらせ、修驗僧は、陣貝を吹き、三條實美、中山忠能、細川護久、淺野茂勳等の諸卿侯、儼乎として之れに扈從しまゐらせ、岩倉具視、正親町三條實愛、德大寺實則の諸卿は、京都に止まつて、御留守を承はつた。

車駕の禁中を出でさせ給うたのは、二十一日の午前八時であつたが、一先づ東本願寺にて御小憩遊ばされ、これより板輿に御召換へあらせられ、八幡行在所に充てられたる豐藏坊に著かせられたのは、既に午後五時ごろであつたが、これより親しく、石清水八幡宮に參謁あらせられ、二十二日は守口行在所なる、東本願寺掛所に著御あり、二十三日、大阪八軒屋より、再たび葱華輦に換御あらせられ、午後二時の比ほひに至つて、大阪行在所たる、本願寺掛所に御安著あらせられた。中古以來、久しく絶えてそのことなかりし、車駕巡狩の典、ここに再び

興り、天下の人心、俄かに振起するものがあつた。

天皇、九重の深きを出でて、大阪に御親征あらせられたることは、いろいろの意味において、重大なる意義を有するものであつた。國内皇化に服せざるものある時、天皇、親から皇師を率ゐて、之れを征し給ふは、皇朝の古典であり、今ま皇政復古の大機會に際し、巡狩の事を復活あらせられたることは、庶政一新の機運を啓かせ給ふものであつたことはいふまでもないが、他の一面においては、久しき舊慣の鬱積せる宮廷内に、一脈の清風を送り、腐氣を拂ふ意味においても、天皇が九重雲深き宮居を出でて、一たび京都を離れさせ給ふことは、俄かに一新の機運を釀成するものと、考へられたからでもあつた。

【六】天皇謁を陪臣に賜ふ

たとひ親征の名においてするにせよ、又は巡狩の名においてするにせよ、その名目の如何に關はらず、天皇が九重の深きより出でて、暫らくにても京都の地を離れさせ給うたることは、慥かに一大事件であつた。之れが爲めに、人心が動ともすれば動搖を生ぜんとしたことも事實であれば、又た之れが爲めに、天地創成の機運が開かれたやうに、新進の人材を湧き立たせたことも事實であつた。

天皇と國民との間に、武家が存在し、公卿が圍繞して、權力と門閥とによつて、國民が直ちに天日の光被に浴するやうな愉快を味はひ得なかつた、久しい間の傳統と因習とが破られて、天皇と國民とが、直ちに親接

し得るやうな狀態を現前に打出し來つたのは、何としても大阪行幸の大なる意義を持つ所以であらねばならぬ。

大阪行幸は、實は單なる遊狩ではなく、遷都の第一着手として行はれたものであつた。されば當時の人心が、何となく動搖不安に驅られたのも、固より當然なことで、江戶の征定と共に、一應、京都に御還幸あらせられたのも、次いで江戶行幸の後においても、一先づ京都へ御歸還遊ばされたのも、人心の動搖を防がんが爲めに外ならなかつた。

かくして且つ進み、且つ退きつつある間に、時運は次第に皇政維新の大理想に向つて持ち運ばれつつあつた。大阪行在所において、大久保利通、木戶準一郎、後藤象二郎等が、親しく謁見を賜はつて、天顏に咫尺し奉つることが出來たのも、七重八重に閉ぢ籠められた、九重の雲深き京都でなくして、道行く人も、呼べば答ふるかと思はるる、行在所における、假りの御座所であつたからのことである。

天皇大阪行幸中、岩倉は京都に止まつて、太政官の事を管し、三條は天皇に扈從して、大阪に在り、兩兩相對して、維新創政の事に任じた。大久保が謁見を賜はつたのは、四月九日で、越えて四月十七日、即ち大久保に遲るること八日にして、木戶・後藤の兩人が、袂を連ねて御前に進むを得た。是れ實に、天皇が藩士に謁を賜うた嚆矢であつた。

謹直なる大久保は、當日拜謁を得たる、身に餘る光榮の次第を日記に謹記して、感涙をしぼつてゐる。四月九日の日記に曰く、

大久保利通日記（明治元年四月九日）

一、九日（明治元年四月）從二條公（三條實美）參仕候樣申來、九字比御旅館へ參上候處、參內候樣ト之事ニ而、參內、總裁局へ罷出候。今日者、主上於ニ御前一京師近狀被ニ聞召一候間、言上候樣、四辻樣御取次ヲ以、承知仕候。今日成瀨隼人正ナド、伺ニ天機一有レ之、終而被レ爲レ召候ニ付、罷出候。主上出御、條公侍座ニ而、京都事情旁申上候樣、同公ヨリ御沙汰ニ付、行幸前、人心不ニ居合一候ニ付、如何ト奉ニ案煩一居候處、御出輦後、殊之外人心居合宜敷、當分ニ而ハ、何モ懸念之廉無ニ御座一、各安レ業、於ニ諸藩一モ調練等勉勵、別而靜謐之段、且亦關東表之儀、慶喜恭順相立、彌御平安之模樣ニ候趣共申上候處、條公御取次ヲ以、御安心可レ被レ遊、退出セヨトノ條公御沙汰ニ而退キ候。實ニ卑賤之小子、殊ニ不肖短才ニシテ、如レ此玉座ヲ奉ニ穢候儀、絕ニ言語一恐懼之次第、余一身之仕合、感淚之外無レ之、尤藩士ニテハ始メテノ事ニ而、實ハ未曾有之事ト奉ニ恐惶一候。云々

大久保が草莽の布衣を以つてして、天顏に咫尺し奉つるの光榮を得たるを、如何に一身の榮譽として感泣したるか、文は短かしと雖も、その情、生動するを見る。

今日においてこそ、臣下にして陛下の拜謁を賜ふ者は、敢て珍らしいことでもなく、却つてこれに馴るるの弊すらあるが、戊辰當年の狀勢においては、眞に千載の一遇、萬世家門の譽であつた。

【七】大久保と木戸と後藤

抑ゝ大久保は大阪遷都論の主唱者であつて、今やその前提として行幸を見たのであるから、岩倉・三條等の計らひによつて、謁見の機を得たのは、又た當然の歸趨であつた。夙に提出した遷都建言文にも『依レ之深く皇國を注目し、觸視する所の形跡に拘らず、廣く宇內の大勢を洞察し玉ひ、數百年來一塊したる因循の腐臭を一新し、官武の別を放棄し、國內同心合體、一天の主と申し奉るものは、斯く迄に賴母しきもの、上下一貫、天下萬人、感動涕泣いたし候程の、御實行擧り候事。今日急務の最も急なるべし』と述べてゐるやうに、彼れは最も、君德の長養において、重もきを置いてゐた。

されば大久保は、主上大阪行幸のことが決するや、三條・岩倉兩卿に向つて、此の際において宮廷改革の英斷を行はせられんことを建議してゐる。その文に曰く、

大久保利通の宮廷改革の建議

一、表之御座被レ設、巳刻（午前十時）ヨリ申刻（午後四時）迄出御、萬機ヲ被二聞食一候事。
但。表之御坐エ女房出入。嚴禁セラレ候事。
一、巳刻出御、毎日總裁以下、議定、參與、御目見被二仰付一候事。

但、例刻內與イヘトモ依二思召一御引入之事モアルヘシ。
一、侍讀ヲ被レ置候事。
但、名卿・賢侯之內、宇內之形勢ニモ通達之御方、御撰用、出御中ハ勿論、常ニ御左右四尺ニ而、御德器御涵養、時務御諮問被レ遊候樣、可二勉勵一。
一、御馬術之事。
一、調練　叡覽之事。
但、式日被二相定一候事。
一、制度規則、大ニ名實ヲ被レ正候事。
但、八局分課之次第、或ハ官武無差別之實、相行ハレ候事。
右、行幸ヲ一機會トシテ、斷然御施行被レ爲レ在候樣、奉レ願候事。

と記してゐる。依つて大久保が、維新の大改革は、先づ宮廷の革新から著手し、乾德を長養し奉つるにあるとした大信念が窺はれる。斯かる折柄に當つて、親しく謁を大阪において賜ふに至つたのであるから、彼れが感泣して、君恩の優渥なるに感謝し奉つたのも、やがてその由來するところあるを知るべきである。

扨て大久保に次いで、木戸・後藤の兩士が、同じく大阪行在所において、拜謁を賜うたのは、越えて四月十七日であつた。木戸は又た、當日の次第を、次のやうに記してゐる。

木戸孝允日記〔明治元年四月十七日〕

四月十七日、九字、俄ニ急々東本願寺へ參仕ノ御沙汰アリ。依テ速ニ參仕ス。不レ圖モ後藤象二ト、予トヲ玉座咫尺へ被レ爲レ召、天下ノ形勢、海外萬國ノ大勢ヲ、天子御尋アラセラレ、癸丑・甲寅、就中戊午巳未、辛酉・壬戌・癸亥・甲子・丙寅ヨリシテ、今日マテノ大勢ヲ言上仕、宇內ノ大勢等、申上候。終テ茶菓ヲ賜フ。布衣ニシテ　天顏ヲ咫尺ニ奉拜セシ事、數百年來、未曾聞ナリ。感涙滿レ襟、只管、今日中興ノ御大業、實行ノ不レ伸ヲ浩歎ス。午後、角力ヲ簾內ヨリ、叡覽アリ。岩・條兩卿へ參上、謝ニ今日之大恩一。四字、寓ニ歸ル。云々

之れによつて察するに、木戸はその明徹なる智見に基づきて、ペルリ來寇以來の、國內變遷の大綱を述べ、兼ねて世界の形勢について、その卓識を陳上したものと思はれる。草澤の一布衣を以つて、直ちに天顏に咫尺し奉つた光榮に至つては、木戸の感泣したること、大久保に讓らず、長州藩の政府に致した書狀に、彼れの純情が示されてゐる。

木戸孝允より長藩政府に贈れる書〔明治元年四月〕

去ル十七日、東本願寺へ被レ爲レ遊ニ行幸一。不レ圖、天顏咫尺ェ被ニ召出一、今日之形勢、外國之大勢等、親シク御

尋被レ爲レ在、誠ニ以テ、恐怖之余、十ノ一モ愚存不レ得レ盡、只々感泣之至ニ御座候。春來兩度、遙ニ奉レ拜候得共、得ト玉體ノ御樣子モ不レ得レ被レ奉レ窺候處、此度、親勅奉レ拜、誠ニ御强壯之玉體ニテ、萬事之御修、御聰明之程、難レ有御事ト奉存候。云々

大久保が夙に遷都論を唱へ、遷都の第一歩としての、大阪御親征を仰ぎ、この間において、大いに宮廷の改革を試み、朝廷の基礎を確立しようとしたことは、前に掲ぐるところによつて、最も明瞭であるが、木戸もまた、此の點において、大久保とその所見を一にし、大久保と相前後して、彼れもまた、岩・條兩卿に建議し、朝廷の一大改新を進言してゐる。當時、木戸の意見書の一節に曰く、

木戸孝允の朝廷改革の意見書

一、巳後ハ治亂トモ、天下四方ヘ行幸可レ被レ遊儀、可レ有レ之候ニ付、行幸御備等、旣に御復古之御思召ニ而、可レ成丈ケ簡易ニ被ニ仰付一、三等位ニモ被レ爲レ定、天下ヘ御沙汰被レ爲レ在置、平常ハ三等中、第一之御輕便ナル處ニ而、行幸被レ爲レ遊度、奉レ存候事。

一、此度、浪華御滯在之處ニ而、内外之大勢、被ニ知召一、皇國内海陸軍之御作興、天下列藩之御綜引、海外萬國之御取扱等、皇國之御興廢ニ相係リ候、利害ヲ擧ケ、内ハ重臣之因循姑息ヲ被レ爲レ破候、深厚之叡慮ヲ以、向後、屢浪華ヘ行幸被レ爲レ遊、公卿列侯ヘ御誓ヒ被レ爲レ在候御旨趣ニ被レ爲レ基、皇國大興起之御基礎、相立

候處ヲ、親敷御務メ被レ爲レ遊、京都・浪華トモ、始終太政官簡便ニシテ、御膝元ヘ被ニ差置一候旨、訖度御布令、被レ爲レ在度、奉レ存候事。

一、浪華ヘ、屢行幸被レ爲レ在候ニ付而ハ、京都ハ御宗廟之地ト云、別而御警衛、向後之儀モ、厚ク被レ遊候思食之旨、屹度御布令、被レ爲レ在度、奉レ存候事。

一、浪華御行在之節、御住居並官代地利御撰ラヒ、御造宮被ニ仰付一、於ニ京都一ハ、官代已來、二條城ト定メ被レ爲レ遊候邊モ、判然ト御布令被レ爲レ在置度、奉レ存候。

浪華ニオキテモ、速ニ行在所並ニ、官代ハ御造立無レ之而ハ、不ニ相濟一、始終半途之事ニ而ハ、決而御規則ハ相立不レ申候。然ル處、今日之人情ニ而ハ、直チニ浪華ヘ御遷都ト申事ニ而ハ、小民之動搖仕候而已ナラス、大勢之暗キ處ヨリ、世間八九ハ、陰昧ニ妨害ヲナシ、御一新多事之折柄、隨而此餘、百事凝滯仕候樣相成候而ハ、諸事機會ヲ被レ爲レ失候樣ニ、可レ至候條、過日御宸翰ヲ以、萬民ヘ御示諭、被レ爲レ在候處ヘ被レ爲レ基、條理ヲ追ヒ、信ヲ天下ヘ不レ被レ爲レ失樣、御手ヲ被レ立候而ハ、如何哉ト奉レ存候事。

別紙

浪華行幸モ、御馬上位ニ無レ之而ハ、百事擧リ不レ申候。是等之處、御復古ニ眞ニ至不レ申而、何事モ有名無實ト相成申候。萬民之難儀ヲ、眞以被レ爲レ厭、平生之行幸ハ、尤簡易ニ思食ヲ以、被ニ仰出一候トキハ、天下列

藩ニオキテモ、人力ヲ省キ候處へ、心ヲ可レ用、人足其外、人力ヲ省キ候。人力ヲ惜シミ候ハ、國本ヲ强ムル之一急務ナリ。列藩ハ不レ及レ申、總而宮・堂上方ヨリ之御供張等之事、御定メ無レ之而ハ、不二相濟一ト奉レ存候事。

大久保の建言書と共に、並せて木戸の意見書を讀み來れば、天皇大阪御親征が、如何なる意味を含んでゐたかは、いよいよ明瞭であらう。

【八】雄渾なる上下の氣魄

當時官軍は三道を壓して、江戸城に迫まり、皇威は四方に加はらんとしてゐる。西郷は戰塵の間に馳驅して、大局を收めんとしてゐる。薩・長兩藩を中心とする勇將は、東征の陣中に進んでゐる。この時京都に止まつたものは、三條・岩倉の二卿を初めとして、大久保・木戸・後藤・福岡・由利・伊藤等の新進氣鋭の人材であつて、舊來の陋習を打破して、一意新天地の打開に勇往邁進せんとしてゐる。朝たに令を發し、夕べにこれを改むるの輕率もあつたが、改廢の急激なるは、百事創造の時代において、又た是れ免かれ難いところであつた。我等は、机上、徒らに改廢の是非を論ずるよりも、上下共に、革新の意氣の旺んなると、國民氣魄の雄渾なるとに、着目せなければならぬ。

天皇は時に寶算僅に十七歳にましまし、天性の英質は、創業の機運に映發して、燦然たる光輝を示させ給ひ、

人をして赫烈なる天日を仰ぐの感あらしめた。

大阪着御の後、三月二十六日には、宇治川橋より軍艦に召させられて、親しく天保山沖において、海軍を御親閲あらせ給うた。聖護院宮嘉言親王は、海軍總督として、王子遠文、參謀庭田重胤を從へて、肥前藩の軍艦、電流丸に坐乘して、殷々たる禮砲を放つた。陪觀の榮に浴したる、佛國軍艦よりも、禮砲を打ちあげて、聖壽の萬歳を祝し奉つた。是れ實に、明治天皇陛下が、海軍御親閲の事を行はせ給ふの始めであつた。

既にして江戸城は官軍の收むるところとなり、徳川慶喜は水戸に退ぞいて謹愼することになり、ここに大勢は一決するに到つたので、岩倉は四月二十日、正親町三條實愛、德大寺實則、萬里小路博房、松平慶永を會して、いよいよ車駕還幸のことを謀り、議は一決したので、岩倉は、辨事神山佐多衞を遣はして、之れを大阪に齎らさしめた。大阪においては、三條・中山卿等相謀つて、之れに贊したので、岩倉は、閏四月朔日、伏見から淀川を下つて大阪に到り、いよいよ主上還幸の令文は發せられた。令文の一に曰く、

聖上京都御還幸令文〔明治元年閏四月〕

此度、御親征、海軍天覽被レ爲レ遊、時機ニ依リ、東海道ヘ大旆ヲ被レ爲レ進候思食ニ候處、大總督宮ヨリ、關東之形勢言上之趣有レ之、暫浪華ニ御滯在被レ爲レ遊候。然處、此度、徳川慶喜、恭順謝罪、奉レ仰二天裁一候ニ付テハ、不レ可レ赦之大罪、嚴譴至當ニ候得共、祖先之勳勞不レ被レ爲レ捨、非常至仁之叡慮ヲ以、寬典之御處

置、被二仰出一候。依レ之、兼而御布令之通、速ニ還幸被レ爲レ在、慶喜伏罪、江戸城平定之廉、相立候廉ヲ以テ、御先靈へ被レ爲レ告候思食ニ付、山陵御參拜、被二仰出一候。乍レ去、會津其外殘黨之者、尚處々屯在、暴威ヲ張、抗二官軍一候趣、相聞候。此後之動靜ニ依リ、直ニ御親征ヲモ可レ被レ爲レ遊候間、公卿・列藩、益奮勵、敵愾之氣不二相弛一樣、屹度可二相心得一候。且又、内外之大勢、被レ爲二知食一、海陸軍之御作興ヨリ、列藩之御指揮、海外各國之御扱等、其當ヲ被レ爲レ得候ト否トハ、御興廢之岐ルル所、殊ニ地勢ノ利不利ハ、關係之最大ナル儀ニ付、彌以御勵精、御誠誓ニ被レ爲レ基、以後屢浪華ニ行幸、官代ヲモ被レ爲レ置、萬機御親裁、内外之大勢、御統馭被レ爲レ遊候御叡慮之旨、被二仰出一候ニ付、上下厚ク奉レ體シ、各々其分ヲ可レ盡、御沙汰候事。

但、今般被二仰出一候通、京都ハ先二條城ト被レ爲レ定候。御宗廟之地、旁以、已來別テ御警衞、向後等、厚ク被二仰付一候。浪華之儀ハ、屢行幸被レ爲レ遊候ニ付テハ、下民之困苦被レ爲レ厭、行在所、官代等、追テ地利御撰ヒ、御造營被レ爲レ在候旨、被二仰出一候事。

閏　四　月〔明治元年〕

以上の令文によつて、之れを見れば、曩に木戸の提出した建議に基づき、向後機會ある毎に、屢々、大阪に行幸あらせらるる御方針であつたことが、窺ひ知らるるのである。

かくして　天皇は、閏四月七日、大阪行在所を御發輦あらせられ、八幡屋から、肥後藩の權船を、御座船にしつらへ、之れに乘御あらせられて、淀川を遡ぼられた。小舟五艘を以つて、前後を御警衞申しあげ、その日は當

城に御假泊あらせられ、翌八日、芽出度、京都に還御あらせ給うた。　天皇、葱華輦に、賢所を奉じて乘御あらせられ、堺町御門を入らせ給ふと、樂人は、還城樂を奏して、御先導申し上げた。此の日、晴明にして天朗らかに、鳳輦を拜せんものと、四方から集まつた男女は、その數幾萬なるを知らなかつたといふ。

九日には、天皇、紫宸殿に進ませ給うて、朝敵平定を告げさせられ、ここに全く還幸のことを終らせ給うた。

【九】京都御還幸事情（一）

京阪人心の動搖と江戸鎭定

抑ゝ聖上陛下の大阪行幸は、前に論じ置いたやうに、一は躬ら皇師を率ゐて、朝敵を御征討遊ばさるる、御親征の古典を復活するにあつたことは勿論であるが、その他には、宮中の故習を一洗して、新鮮の空氣を漲らす必要もあり、且つ大久保等が主張してゐる、遷都論の第一歩としての試みでもあつた。總べて更始一新の氣風は、九重の奧から始まらねばならぬといふ、一大確信の上から、先づ以つて聖上御動座の實現となつたのであるが、この曠古の大事實を目前にした人人の間には、又た別に、少なからぬ危惧の念があつたことも、固より避くべからざるところであつた。

宮廷内における、宮嬪及び守舊的公卿の間には、最も多く此の疑念が漂うてゐた。且つ民心も何となく安定を

缺き、不安疑惧の心を去り難く、動揺の兆もあつたので、岩倉等は、豫め此邊の事情をも察し、四月二十日までに賊徒平定の奏上を爲し、聖上の御還幸を仰ぐ段取りであつた。殊には、聖上には不世出の英主に在しますと雖も、御歳未だ若く、御不自由なる行在所御滯在の長きは、恐れ多き次第であると同時に、追々暑熱の候ともなるので、前後種々なる事情をも考へ合はせて、御還幸を仰ぐの期を、早めた譯合と思はれる。

京都における政局の中心人物であつた、岩倉・大久保等はかかる事情の下において、聖上凱旋の意味における御還幸の日取りを決し、之れを大總督府に通じ、東西相應じて時局を進展せしめんとした。故に西郷は、此邊の呼吸を肚の底に置いて、江戸城の始末を急いだのであつた。江戸城内外における、西郷の悠々たる態度を見るものは、彼れが急がず焦らず、進むべき時機を竢つて進み行く、大度量に感嘆するのであるが、その背後の事情を察すれば、西郷の腹中に、いかなる火輪が轉じてゐたかを知ることが出來よう。果して然らば、彼れの悠揚迫まらざる態度が、胸中無限の憂慮を湛へてゐる心情に相反映して、一層の光輝を發するを覺るであらう。英雄不言の心緒を知らんと欲する、豈に容易ならんやである。

若し當時、江戸開城の手順、彼れが如く順調に進まざりしならば、京地の人心に動揺を來し、聖上還幸にも支障を及ぼし、その間に如何なる變事を生じたかも測り難いのであつた。故に西郷の動靜は、最も注目の標的となり、且つ一日も早く、確報の至らんことを待望されたのである。此間の事情は、江戸表の草尾一馬から、京都なる越前藩邸への報告書中にある一節によつても、窺ひ知ることが出來る。

草尾一馬より越前藩邸への書〔明治元年四月七日〕

〔前略〕一昨四日、爲勅使、橋〔橋本〕柳〔柳原〕二卿、入城相成、田安樣へ別紙御書付二通、御渡に相成、直に御引取に相成申候。

一、過日來、西郷返答を頻に御待之樣子に候處、同人より無二返答一、勅使御入込に相成候事、此邊不都合と奉存候。全くは西郷にも、大に嫌疑を恐れ居候由。云々〔四月七日江戸發、同十三日京都著信〕

江戸方面においても、西郷の擧措が、時局の中心であつたことが、之れによつて知られるのである。

四月十七日には、德大寺實則卿の許に、關東の情報が達し、十一日に慶喜が水戸へ退居したること、天璋院夫人は一橋家へ、和宮は清水家へ御引拂になつたことが通ぜられ、江戸城は尾州藩お預けといふ始末が、明らかとなつたので、いよいよ四月二十日、岩倉は正親町三條實愛、德大寺實則、萬里小路博房、松平春嶽等を會して、最早や江戸城も一段落となつたので、大總督宮より確報あり次第、聖上還幸を仰ぎ奉つるべく、協議を遂げたのである。右の事情に關して、『戊辰日記』は、次の如く記してゐる。

戊辰日記〔中根雪江手記〕

〇二十日〔四月〕今日、公〔松平春嶽〕爲二天機御窺一參内之處、岩倉殿より、公並正三〔正親町三條〕德大寺・萬

里小路等之諸卿、御呼集に而、於二江戸表一大總督宮、九日御入城、十一日には炮艦も相渡、城も受取に可二相成一、夫に而先づ一段御平定之姿故、右確報有レ之候はゞ、皇上にも還幸可レ被レ爲レ在之御內評有レ之由。

一、此折柄德大寺殿（實則）被二申出一候は、唯今關東より報知有レ之、去る十一日、德川家より軍艦引渡之筈之處、風雨に而取計難二出來一に付、翌十二日に取極候處、同日に至り、數隻の軍艦、何方へ脫走候哉、行方不二相知一事に相成、德川氏役々、殊之外心配、此節專ら探索中之由、申越たりとの事に而、岩倉卿も大に被レ驚、申出候は、夫に而は二十日迄に平定之報告は無二覺束一と、當惑候得共、猶熟考被レ申候は、當時慶喜は水戸へ引退、謹愼罷在、江戸城も受取濟之事候得ば、右兩條を以、大總督宮より平定之奏上有レ之樣を以、宮へ申上、宮より右之申上を以、還幸之御運びに被レ致度との御示談、御一座御同意之旨に而、相濟候由。

一、右御談濟之上、公、官代へ御出勤之處、良ゝ有て岩倉殿其外も御出勤、猶御談之趣は、唯今薩藩之者、關東より罷歸、大總督宮より御申越候は、宮も御入城、慶喜も實に謹愼に而、水戸へ引退に相成、是に而官效相立有レ之、十二日軍艦脫颺之儀は、前以其兆し有レ之、船將大に苦慮、何分にも發行は其職之障碍と可二相成一段、議論を盡し、及二說得一候得共、過激輩、更に無二聞入一、遂に職を棄候事之由。其跡兩艦脫走等、また相殘り有レ之趣には候得共、大半は平定之姿との事候へば、行在所は狹少、且追々暑中にも相成候へば、一刻も早く、還幸相成候樣、今日爲二言上一、辨事、神山左太衛、下阪に及しとぞ。

如上の記錄によつて、京地において、聖上御還幸を仰ぐが爲めに、如何に大總督宮よりの、江戶鎭定の報道を

待望しつつあつたかが、察せられるであらう。四月十一日の軍艦引渡しに至つて、一變事を生じ、軍艦が失踪したといふのは、幕府方の榎本武揚等が、此期に及んで軍艦の引渡しを拒み、風雨に乘じて、舘山沖に遁走したのをいふのであつて、固より大勢を動かすには足らなかつた。

【十】京都御還幸事情（二）

西郷・大久保東西の奔走

榎本等の脫走を耳にして、岩倉等が一驚を喫した折、江戸より歸京して、大總督宮及び總督府よりの新報を齎らした、薩藩士といふのは、恐らくは得能良介であらう。得能が、四月十九日入京したことは、大久保の日記、四月十九日の條に、

○得能良介、從二關東一歸京、今夕差越、彼地噺承候。

とあるによつて明らかである。猶ほ、

大久保利通日記（明治元年四月）

一、二十二日、太政官出席、退出後、得能子入來、關東之形情、尙亦承る。

一、二十三日、太政官出席、從二大阪一神山歸京、還幸一條云々付、大總督宮え御問越相成、參謀西郷え一封差遣候樣、承知差出。

とあるによつて、東西連絡の事情を察すべきである。

抑々江戸城明渡しの事情に就いては、四月五日付にて、西郷より大久保に書面を送つて居り、十一日大久保が入手してゐるので、關東の狀況は、大久保は略々その内容を知悉してゐた。

大久保利通日記〔明治元年四月十一日〕

一、十一日〔四月〕休日に而太政官え不レ致二出席一、出殿、君公〔忠義〕え謁す。今日西郷書面相達、去る六日、東海道先鋒總督、江戸城え御乘入、田安中納言〔慶頼〕え勅命之趣被レ傳、請而御受仕候由○城明渡、軍艦武器差出候儀者、十一日迄之期限に御達之由。本書者、大阪え差出候。今夜、新納・吉井入來。

とあるのが即ちそれである。當時西郷が大久保へ與へたる書簡〔前掲〕の文面には、『昨日四ッ過、御入城之由、田安中納言、御玄關迄御出迎、其外若年寄以下十餘輩、罷出居候て、御中途其外、見付見付、皆警固人、壁上下にて、至極恭順之次第に御座候。兵隊抔之闘は、更に無レ之、西丸にて田安へ御達相成候處、謹て奉レ拝受候旨、御受相成候付、明五日より一七日之間に、城引渡し、軍艦・銃砲之處も、十一日限り、相納候樣、御達御座候付、必相違は有二御座一間敷儀と奉レ存候。』云々と報じて居り、大久保は四月十一日、此の書を入手するや、直ちに薩邸

に出でて、島津忠義に示したる後、更らに吉井友實に一覽を求め、然る上において、大阪行在所に向け、廻送した。大久保が吉井に當てた書中に、『先々能き都合之由、御同慶に奉レ存候』といつてゐるところを見れば、流石の甲東も、江戸城の結末には、隨分と胸を痛めたらしく、西郷の飛報を得て、先づ先づこれにて安堵したと、胸撫で下ろしたる樣が、眼前に浮ぶやうに思はれる。

* * * * * *

聖上の御凱旋を急がせらるる事情のあるところから、江戸城の始末を一段落として、關東鎭定を奏上すべく、大總督府參謀、林玖十郎が入京したのは、越えて閏四月四日で、西郷も亦た、その翌五日、上京に及んだので、聖上陛下には、愈ゝ閏四月七日、大阪行在所を御發輦あらせられ、同八日、還幸あらせられるに至つたのであるが、此間西郷の出所進退は、頗ぶる多端を極め、關東鎭定の實效を立つべく、盛んに四方に應接してゐる。

曩に京都にある大久保に向つて、江戸開城の始末を報じたる西郷は、更らにその翌四月六日、靜岡大總督府に殘れる參謀林玖十郎に向つて一書を發し、最早や大總督宮の御進軍さまたげなしと通報した。（前掲四月六日の書）西郷の書の到著するや否や、林は之れを大總督宮に示し、諸般の準備をととのへて、四月八日を以つて、駿府を出で、十五日無事芝增上寺の本營に著せられ、越えて四月二十一日、威風堂堂として江戸城に入らせ給うた。榎本武揚が軍艦の引渡しを肯んぜず、房州沖に遁走した以外、さしたる變調もなく、有栖川宮熾仁親王の入城と共に、江戸開城はここに大段落を告げた。ここにおいて乎、西郷は德川氏の處分案、及び關東鎭撫策とを齎ら

して、四月二十八日、いよ〳〵江戸を發し、此の度は海路をとつて上京の途につき、翌閏四月五日、無事京都に著し、翌六日、直ちに岩倉邸に赴むき、大久保利通・吉井友實・廣澤眞臣等を會して、ここに新狀勢の下における、善後策を議するに至つたのである。

第二章　徳川家處分と西郷吉之助

【一】開城後の江戸の情勢

叙上の如く、京都においては、各般の制度を改立し、一方新機運に乘じて、如實に天皇御親政の步を進め來りつつあつたが、ここに翻へつて、開城後における江戸內外の情勢を察するに、表面的には、極めて靜平の間に、官軍の入城を迎へ、何の苦もなく、德川氏は退潮しつつあるかに見えたが、訴へんと欲して訴ふる能はず、告げんと欲して告ぐる能はざるの幽憤は、滔滔たる暗流を爲して流れ、主家の滅亡を眼前に見て、一指をも染むるを得ざるの憤怨は、悲壯激越の情となつて、動もすれば粗暴の擧に出でんとし、久しく德川氏の恩顧を受けたる市民等は、舊時を慕うて、戀戀の情去る能はず、三百年に亙る太平に醉ひたる人心は、九天直下の激變に、殆んど眩惑せんばかりの有樣となり、驚愕と、不安と、危惧と、動搖とは、必らずや、何等かの異變を、發生せしめずんば已まざるの勢ひを成した。

元是德川股肱臣。　何心阿諛苟全レ身。
他時若遇二天兵起一。　居盡□□城裏人。

といへるは、當時一失名氏が、勝安房、大久保一翁等を目して、賣國の奸賊と爲し、鬱勃たる不平を述べたるも

のであつたが、旗本・御家人の多くは、皆な一樣に此種の感情を有して居つた。

海軍副總裁榎本武揚が、軍艦の引渡しを拒んで、風浪に乘じ、軍艦八隻並に護送船を率ゐて、房州館山沖に遁走したるが如きも、即ちその一つの現はれであつた。抑ゝ軍艦八隻の引渡は、四月十日、池上會見において決し、翌十一日、勅使入城によつて約定相濟みたるものであつたに關はらず、榎本が之れに乖き、遂に脫走するに至つたのは、一戰をも交へずして、軍門に降るの不甲斐なきを嘆じ、遙かに東北諸雄藩と策應して、北海開拓に爲すあらんとする、下心より發したるものであつた。彼れが大原重德卿に致したる、嘆願書によつて見るも、德川氏に對する處分の、未だ明瞭ならざるものあり、その封土・繼嗣の後あらんことを欲したるに、由來してゐることは、歷然たるものがあつた。

城地を明け渡すはよい。兵器・軍艦を獻納するはよい。然し德川氏は何うなるのだ。慶喜公が水戶へ引退になるのは分つてゐるが、それから先きはどうなるのだ。將軍家四百萬石の領地は何となる。相續はどうなる。夫等に關しては、未だ一言の取り極めがないではないか。そんな片手落ちのことでは、我々は承知がならぬ。條理の立たない官軍の遣り方は、一々癪の種だ。何か手應へのあることをやらねば、腹の蟲が納まらぬ。これが榎本等當年の肚裡であつたらう。否な恐らくは、幕臣全體の、氣構へであつたに相違ない。

海軍總裁矢田堀讃岐守は、榎本の暴擧には反對で、穩便なる引渡しを主張してゐたので、榎本が脫走するや、大原卿に合はす顏がなく、そのまま行衞不明となつた。城內の明渡しは濟み、兵器の授受も濟んだのに、獨り軍

艦のみ雲隠れとなつたのでは、矢田堀の面目がないのみか、大原卿も面目がない。そこで大原から、田安へ矢の催促が來る。田安も方途にあぐんで、勝に助勢を請ふ。勝は貧乏鬮を引き當てて、館山沖に出掛け、榎本を說得し、富士、翔鶴、朝陽、觀光の四艦を引渡すことになつて、兎も角も一段落となつた。

* * * * *

前將軍德川慶喜が、輕裝して江戸を出で、悄然として水戸表に退去されたることは、一層江戸市民の悲情をそそるものとなつた。明治元年〔戊辰〕四月十一日、曉天猶ほ暗らき三時といふに、上野大慈院を出で、越えて十五日、水戸弘道館に入るまでの行粧は、同行せる淺野美作守氏祐が手記に明らかである。此日天陰曀として霽れず、夜に入つて遂に雨となるといふ。黑木綿の羽織に、小倉の袴をつけたる慶喜は、在りし日の榮華を物語る何ものもなく、よもぎの亂るるが如き髭髯に、積る憂ひの迹をとどめ、悄然として駕中の人となる。坪内伊豆守、竹本隼人正は、淸水門まで出でて送り、精銳、遊擊兩隊の勇士、前後を警衞し、血氣の彰義隊士は、千住驛まで附き添うた。市民皆な道を挾さんで泣き伏し、一人の仰ぎ見るものもなかつたといふ。十二日は藤代に、十三日は土浦に、十四日は片倉に、寂しき泊りを重ねて、十五日の十二時に、水戸弘道館に入つた。

人生は糾へる繩の如く、昨日は人の上に見しことも、今日は我が身の上となるは、浮世の常の習ひなりとはいへ、餘りにも果敢なき將軍の行末を眺めては、誰れか、一掬同情の淚を灑がざるものぞ。況んや、積年の恩愛を受けたる、幕府直參の諸臣においてをやである。

川路聖謨は幕末の傑士、殊にその識見の勝れたる點において、經綸の雄才を抱きたる點において、夙に天下に著聞し、拔擢せられて、嘉永・安政の難局に處したる人材であつたが、孤丘の義を忘れ難くやありけん、勅使入城の日を以つて、自刄して相果てた。

澁澤成一郎、天野八郎、本多敏三郎〔晋〕等は、尊皇恭順の義に結んで彰義隊を起し、總勢一千五百人を擁し、隊を分つて市中の警衞に任じた。名は尊皇恭順にあるも、主家の滅亡に萬斛の悲涙を濺ぎ、主家の爲めに冤を雪ぐと共に、薩・長の專横に向つて、必死の戰を期するにおいて、熱血湧くが如きものがあつた。

近藤勇は大久保大和の變名を以つて、脫兵を率ゐ、甲州勝沼に戰うて敗れ、下總流山に屯ろして再擧を謀り、元陸軍奉行大鳥純彰〔圭介〕、福田直道は、脫走して市川に集まり、流山の殘黨を合せて、總勢二千餘人の同勢を率ゐ、宇都宮城を拔いて日光山に向つた。越後長岡藩の家老河井繼之助は、慶應三四年の比、江戸にあり、東西に奔馳して主藩の爲めに盡瘁しつつあつたが、事、志と違ひ、鄉國に歸つて、大勢の進み來るを待ち受けつつあつた。米澤の藩士雲井龍雄は、戊辰の初め、江戸に來てゐたが、薩・長を罵ること、頗ぶる痛烈を極め、私かに死士を募つて、機に乘ぜんと氣構へた。勝海舟の『解難錄』中に、此事を記して次のやうに云つてゐる。

解難錄〔勝安房手記〕

雲井龍雄は米澤之賤士。學あり、膽力衆に超ゆ。戊辰二三月、府下に在り。議論激烈、官兵を罵り、惰士を

說き、大に士を募る。此人の教唆に因り鼓舞せられ、脫走する者甚多し。官兵奥羽に向ひ、其戰不利たるを以て、其擧動狂が如く、怒氣益盛なり。予、是に接する二三度、其故國の急なるを以て、府下に於て一戰あらば、暗に奥羽の官兵、恐怖を懷き、利を失ふを期せし歟。口に言はずと雖、性急、奔走其度を失せり。又奥羽傑出の士なり。

といつてゐる。龍雄が何事を企劃しつつあつたかは、之れによつて、略ゝ想察すべきである。

小栗上野は卓識の士であり、且つ江戸城中屈指の硬骨漢であつた。彼れは慶喜の恭順一天張りを不甲斐なしとし、快戰以つて薩・長に抗せんとした。彼れは江戸城明渡しに先つて、神田駿河臺の上屋敷を引き拂つて、舊領上野國權田村に退いた。明識なる彼れは、旣に時勢の非たるを覺つて、山村の間に隱れたのであらうが、遠く之れを望めば、一抹の暗雲をただよはせてゐた。

此の時に當つて、德川脫藩士の名を以つて、その心懷を披瀝したる檄文は、以つて幕臣の衷情を窺ふに足るものがあつた。檄文に曰く、

檄　文（明治元年四月）

戊辰四月、薩賊奸謀ヲ逞ウシ、德川大君ヲ朝敵ニ陷レ、封土・城郭・兵器、悉ク奪ヒ、臣子ヲ以テ君父ヲ討タシム。決而公明正大之王政ニ非ス。況ヤ今上幼沖、叡慮ニ出サル事、天下衆人ノ識ル所、必竟賊カ所爲ニ

シテ、朝廷ヲ欺キ奉ル所ナリ。薩賊、前日尊攘ヲ主張シナカラ、今日既ニ皇國ヲ輕侮シ奉リ、朝憲ヲ亂シ、人倫ノ大義ヲ破リ、外夷ニ媚ヲ獻スルニ至ル。其反覆表裏、賣國ノ賊タル事明ナリ。諸藩主、一ノ諫爭スルモノ無而已カ、抑而悪ヲ助クルハ、抑何事ソヤ。嗚呼、悲哉。

皇國ノ正氣泯滅シ、外國ニ呑倂セラルルノ期、遠カラサル也。夫レ大君〔慶喜を指す〕一己ノ私ヲ去リ、皇國百萬生靈ノ爲ニ、社稷ヲ惜マス、三百年之基業、一朝ニ抛チ、水戸ノ僻邑ニ退隱ス。大君ハ眞ニ仁者ト謂ヘシ。僕等、譜代恩顧ノ臣トシテ、泣而奉レ命、主家ノ轉覆ヲ救ハス、賊徒ニ一矢ヲモ投セス、ヲメ〳〵ト脫走スルコト、士道ノ恥辱、先朝孝明天皇大皇帝、及德川氏祖神ヘ對シ、地下ニ謝スルニ詞ナケン。然ルヲ今、僕等、忍ンテ一命ヲ全シ、暫ク浮浪ノ徒トナルト雖モ、皇國ノ人民タリ。安ンソ賣國不義ノ賊ト倶ニ天ヲ戴クニ忍ンヤ。唯節ニ死シテ後已ンノミ。待ヘシ。不日ニ薩賊ヲ屠リ、且、是ヲ助クル藩士ノ不義ヲ問ントス。是全ク僕等カ私ニ非ス。報國盡忠、鋤奸ノ義擧ナカル可ラス。此時ニ當リ、錦旗天地ニ飄翔スルモ、必蹂躪スヘシ。錦旗素ヨリ人之手ニアリ。賊手ニ在テハ賊手ニ動ク、賊旗何ソ恐ルルニ足ランヤ。大公至正、忠膽義烈、德川浪士、皇國之爲ニ賣國不義ノ賊ヲ誅鋤ス。則チ天兵ナリ。天兵起ルノ日、兼而同盟全義ノ諸藩、君臣四方ニ應援協力スヘシ。過テ機會ヲ失ヒ、汚名ヲ千載ノ下ニ殘スナカレ。因テ檄ス。

戊辰四月〔明治元年〕

德川脫藩浪士共

悲壯激越の文字、眞に惰夫をして起たしむるに足るものがある。順逆を誤まるにせよ、大勢を察せざるにせよ、弓矢とる武士の意氣地から、憤然起つて主恩に報ぜんとするは、その意氣壯なりとするに足る。天に訴へ、地に叫び、長劍を撫して、時勢の非を喚ずるもの、彼處に十人、此處に百人、據るところを失うて、處在に屯ろする邊り、啾々として、鬼、夜、哭するを感ぜしめた。

此の時に當つて我が南洲は、暗雲低迷しつつある、江戸城四邊の情勢を察し、果して如何なる感想を描きつつあつたか。皇師の中央に端坐し、居然として動かざる南洲は、喧しき蛙鳴蟬噪を耳にもかけず、眼前の狂噪には眼も呉れず、靜かに大勢の動くところを察しつつあつた。

【二】 徳川家處分と西郷吉之助

直前に彼れを見、此れを聞けば、麻の緒の亂るるが如く、萬犬の虚實を傳ふるが如くなるも、明識、以つて時局解難の策を立つれば、萬態一に歸し、要は徳川家處分の一點に歸着する。而うして、如何にせば、その宜しきを得るかといへば、事、最も明白、一に寛典に處するにあつた。

今ま當時における、徳川家處分問題の内容を檢するに、要は左の三策にあつた。

第一　徳川家の相續

第二　秩祿の決定

第三　封土を如何にするか

右三問題の中、自から輕重はあるも、之れに對するの處置は、寛猛その何れかに屬し、寛典に處するか、猛斷を加ふるかに依つて、策の出づるところを異にするまでである。

之れに對する南洲の態度は、寛大の處置を採るをもつて、その要旨とした。抑〻關東の地は、德川氏が三百年の間、據つて以つて、天下に號令したるの要衝である。故に關東を制するは、直ちに是れ、德川氏を制する所以であり、德川氏を制するは、即ち天下を制定する所以である。東北諸藩の如きは、關東あつての存在であり、要するに枝葉末端に過ぎない。關東にして、一度び鎭靜に歸すれば、東北の強雄も、自からにして、皇師に歸服するは、又た是れ、自然の理趣である。

南洲の著眼は、即ちここに存した。江戸城は既に明渡されて、大總督の宮は、錦旗を進めて之れに居るも、德川家處分問題が未決のままである間、人心の動搖を免かれぬ。江戸の人心に、安定を與へざる限り、關東の鎭靜は望まれぬ。然らば如何にせば、關東の人心を安定し得るか。

皇師に對して敵意ある間、南洲は儼然として之れに步武を進め來つた。驚天動地の血戰を必期し、隊伍堂堂、三道を壓して攻め掛けた。事を談笑の間に決せんなどとは、夢寐にも思はず、唯だ屍山血河の間に、新日本の躍進を求めんとしたのである。然るに幕軍中にもその人あり、堂堂天下の大局を論じ、情理ある進言を開くに及んで、南洲は、徒らに事を好むの豪傑にあらざることを明らかにした。

皇師の要求に從ひて、既に江戸城を明渡し、兵器・彈藥を獻じたる上は、その敵意なきこと、最も明瞭である。況んや、慶喜が勅命を奉じて、水戸表に隱退したるにおいてをや。ここまでになれば、大勢既に決したといふべきである。由來薩摩武士道においては、如何なる場合においても、敗者を追窮しないのである。南洲が常に、敵を打つに當つて、猛然として金毛獅子王の威を揮ひ、弱者を收むるに當つて、纖細たる女手を以つてしたのは、全く持ち前の薩摩武士道の直傳を用ゐたものである。

今や幕府脱藩の浪士等が、喧喧囂囂として、薩賊薩賊と罵しる所以は、主家の滅亡に對する孤憤の現はれである。一片の義氣と、武士道の意氣地によること、申すまでもなきことであるが、要するところは、城地を明渡し慶喜東退せるにも關はらず、徳川家の後嗣がどうなるか明らかでなく、秩祿が如何に決するかも未定であり、殊に關東の封土が如何になり行くかの、不安であるところから、狐疑を生じ、臆測を逞しうするの結果、一劍の任に倚つて、義戰の名に誇らんとするものを、生ずるに到つたのである。

果して然らば、當今の急務は、仰いで天に恥ぢず、伏して地に恥ぢざる底の大道義に立脚し、情理を盡して、寬典を施し、徳川氏をして緒りあらしむるにあるは、仁愛の至情に富む西郷たらずと雖も、何人を以つてするも最も見易き道理である。

西郷が四月二十八日、江戸を發し、海路大阪に出でて、先づ木戸孝允・小松帶刀と共閏四月五日、入京するや、翌六日、直ちに岩倉卿に有志を會して、合議したのは、實にこの徳川家處分の大策に就いてであつた。

抑ゝ(一)後繼(二)秩祿(三)封土の三問題の中、第一の後繼者の問題は、後嗣を絕つといふことであれば、ここに紛糾を生ずるの惧れもあるが、旣に後繼者を立て、德川氏をして終りあらしむるといふに決しさへせば、要するところ、問題は單に何人を推して、後繼者とするかに存するのみで、さしたる難問とは思はれない。

又た第二の秩祿問題も、旣に將軍家を退き、大政を奉還して、一諸侯となつてゐる今日であるから、元ゝ通り四百萬石の大祿を欲しようとは思はれぬ。問題は削祿の程度の如何に存するのみで、寬典その宜しきを得るに、さして困難があるとも思はれぬ。

要するに最大の難關は、第三の封土を移轉するか、或ひは關東にそのまま安定せしむるか、移轉せしむるとせば、何處に轉封するか、三百年に亙る歷史と傳統とを有する關東の山川は、德川武士に、離るるに忍びざる戀著心を唆るのである。斷然として他に去らしむるにおいては、ここに久戀の愛著は、變じて毒血となり、一大變動が豫期されざるを得なかつた。朝議の苦心するところは、唯だこの一點にあつた。

【三】 後繼と秩祿と封土

朝廷においては、德川家處分の大策を決すべく、先づ廣く之れを輿論に問ひ、公平の論を採ることが、人心を安定する所以であると考へ、四月二十五日を以つて、親王・三職・公卿・諸侯・貢士へ、御沙汰書を賜ひ、各ゝその意見を上申するやう達せられた。

朝廷よりの御沙汰書〔明治元年四月二十五日〕

徳川慶喜、段々悔悟恭順之趣、彌謝罪之實效相立候はば、慶喜の處分、且家名被二立下一候に付、相續人並秩祿高之儀衆議公論を執り、御裁決被レ遊候間、各無二伏臓一見込之程以二封書一可二申上一候、被二仰出一候事。

在京諸侯に對しては、大體二十七日迄に意見書を上申せしめ、諸道官軍の總督からも、追々に奉對書を上り、又た閏四月三日、大阪行在所において、供奉の親王、三職、及び卿侯の奉答を錄上せしめ、西鄕の上京と共に、茲に徳川家處分會議を開くに至つたのである。

抑々徳川氏處分の三案は、頗ぶる當面の時局に關して、重大なる關聯を有するものであつたが、天下の輿論は固より、有力者の多くは、寛典論に傾むいて居つた。徳川氏に深い因縁を有する、尾・越・土の如き諸藩はいふまでもなく、岩倉も、大久保も、木戸も、寛典論であり、西鄕までが優さ肩で歸つて來たのであるから、寛典の大方針においては、議、殆んど一致を見てゐた。

御沙汰書に關して開示したる、岩倉の意見書が、最もよく之れを代表してゐる。その文に曰く、

岩倉具視の徳川家處分意見書〔明治元年閏四月〕

具視、竊ニ考ルニ、創業繼國之大活法ハ、尋常典律ヲ以テ處ス可カラサル事アリ。何トナレハ、今一人、私

ニ人ヲ殺スモノ有リ。官吏捕ヘテ之ニ法ヲ加ヘントスルニ當リ、其人蓬髪垂泣シテ、死ヲ謝ストモ、法ニ於テ貸逆ス可カラス。況ヤ慶喜、恐多クモ萬乘ノ兇敵、現ニ御親征聖體ヲ勞シ玉フ程ノ罪人ナレハ、必其身首處ヲ異ニシテ、大義ヲ天下ニ明ラカニスヘシ。豈惟陳謝ヲ以テ、其罪ヲ免ス可ケンヤ。是法律ノ明白正著、論ヲ待タサル所ナリ。然ルニ創業ノ功ハ、國ヲ治ムルニ在リ。國ヲ治ムルノ要ハ、民ヲ安ンスルニ在リ。故ニ寬洪至仁ノ聖旨ヲ以テ、古來尋常ノ規律ニヨラセラレス。非常ノ大活法ヲ行ハセラレ玉フナレハ、今、目前見ル所ノ異同ニ因テ、當否ヲ論シ難シ。只、事ノ難易、勢ノ寬急ニ因テ、宜ク制スヘシ。畢竟、其家祿ノ多少ニ至ツテハ、我ニ於テ、深ク得失ヲナスニ足ラサルニ似タリ。只至急トスル所ハ、至仁ノ聖旨ヲ奉シ、萬民ヲ安ンスルニアルヘシ。尤、天下萬姓、頸ヲ延テ聖斷ヲ仰クノ秋ユヘ、各、能此意ヲ體認シテ、公議ヲ盡サンコトヲ欲ス。

と述べてゐる。

當時、京都政局の中心者であつた、岩倉が、德川家處分の議題を提出するに當つて、既に寬典に據るべきの意義を、明らかにしてゐるのであるから、その方向は既に業に明らかである。

明治創政における、唯一の相談相手であつた、大久保利通が、當時、岩倉・三條兩公に對して、提出したる意見書によれば、德川氏に對する寬典論の内容は、更らに一層、明瞭となり來たるものがある。大久保の提案に曰く、

大久保利通の意見書〔明治元年閏四月〕

一、德川家名相續之人體者、血胤之者、御撰出被レ爲レ在候外、有ニ御座一マシク、就而三家之内而者、德川慶之助可レ然カ。乍レ去其内情モ可レ有レ之候得ハ、尚、大總督宮ヨリ、内内御探索之上ニ而、可レ然者ニ御治定被レ爲レ在度、既ニ大久保・勝ナト盡力ニ依リ、家名ヲ全スルコトヲ得候儀ニ付、彼等之希望スル處ヲ以、被ニ仰出一候ハハ、恭順之趣意貫徹イタシ、彼是、御相當之譯ニ可レ有ニ御座一候。

一、給祿之儀ハ、百萬石以下ニ而、七八拾萬石位之處、御相當與、奉レ存候。畢竟、御親征ニ而錦旗ヲ異加候、被レ爲レ向候程之御儀ニ候得ハ、不レ免レ誅譯候得共、内外之情モ有レ之、格外之寬典ヲ以、死一等ヲ被レ減、祖宗之勳功アルヲ以、家名ヲ御立テ可レ被レ下趣、御沙汰相成候儀ニ付、右通被ニ仰出一候得ハ、寬猛其中ヲ得候御處置與、奉レ存候。

一、領所之儀ハ、封ヲ移サレ候御儀與奉レ存候。差向場所等存寄無ニ御座一候。即今、關東ニ於テ、大總督宮ヨリ、御處分、至急ニ被レ爲ニ仰渡一候。付而者、其内御取箇、迚モ相調不レ申儀ニ付、先相續人體・給祿如何程ト、朝命ヲ下サレ候、御禮、參朝之上ニテ、被ニ仰出一可レ然奉レ存候。

右大久保の意見に從へば、第一後繼者は田安龜之助、第二秩祿は七八十萬石といふ見當であつて、第三封土は流石に難問である丈けに、大久保も確案がなく、前兩案を決定して、之れを德川家に通じ、それにて一種の人心

を取結び置き、その上で、更らに封地問題を解決したらよからうといふにあつた。果せる哉、閏四月二十九日に至つて、田安龜之助が宗家を繼ぐことになり、越えて五月二十四日、田安を駿府に封じ、遠江・陸奥の地を並せて、七十萬石を賜はるに至つた。

田安龜之助を立てることは、靜寬院宮、天璋院の素願でもあり、大久保・勝等も同意見で、これは大勢の趨向であつたから、大した反對はなかつた。越前藩の記錄に、

戊辰日記（明治元年四月二十四日）

一、公〔春嶽〕御參官之上、岩倉殿へ御直對御跡目之御談に相成候處、尾〔尾張〕は何方も不レ受に而、迚も適ひ不レ申、田〔田安〕の方は、宮〔靜寬院〕並天璋尾公も、頻に御願之由御申に付、公にも、田龜公〔田安龜之助〕は、御幼少之御儀故、何と申御示調も無レ之候へ共、黃門君〔田安中納言〕御執權に而は、斃後之御繼統は、難二相適一候へば、黃門公は御關係無レ之、御家政向は、大久保〔一翁〕勝〔安房〕等へ、御任用相成候はば、然レ可と御答、猶御書取可レ被二指上一と御約之由。

とあるによつて、この間の事情は明らかである。尤も尾州元千代との說もあり、之を支持する方もあつたが、大勢は田安へ傾むいた。

秩祿に至つては、その論區々であつて、一二萬石から三百萬石までの差等があつたといふから、意見の一定を

見ず、異論百出であつたことが察せられる。中根雪江の名を以つて、四月二十五日附を以つて、提出したる意見書に、長州の例を引いて、徳川家舊領の中から、三分の一を削るの說を提唱してゐる。これは石高で決めるよりも、領地で決めた方がよいといふ、考案であつたらしい。

* * * * *

兎も角も、朝廷よりの達しによつて、對徳川家の處分問題について集まつた、各親王、參議、公卿、諸侯、貢士等の意見書は、岩倉の手において、一纏めとなし、之れを大阪の行在所に奉奏したのであるが、意見は千差萬別で、御殆んど歸一するところがなかつた。

その所論を概見するに、

慶喜處分に關する意見

一、自盡說

一、流刑說

一、西南諸藩へ禁錮

一、水戸へ終身寄食

一、相續人封内に謹愼

後繼者に關する意見

一、德川茂承說
一、德川德成說
一、德川昭武說
一、松平茂昭說
一、田安龜之助說

秩祿高に關する意見

一、三百萬石、二百萬石、百萬石（最高）
一、七十萬石、五十萬石、三十萬石（中位）
一、三萬石、一萬石（最下）

事情に疎いものもあり、情實に驅らるるものもあり、多數に意見を徵する場合、多くは紛紛として決せざること、概ね斯くの如しである。西鄉が入京して後ち、朝廷において會議が開かれる時に、大久保が岩倉に向つて『大事たことは、先づ少數の有志でお決めなさい』といつてゐるのは、流石に實行家たる大久保の器量が見えてゐる。

【四】西鄕吉之助の入京

大總督府の意見を齎らして、德川家處分の大策を決すべく、西鄕が入京したのは、閏四月五日の夜であつた。西鄕入京の前日には、林玖十郎が江戸から入京して、關東の大勢の報告を爲してゐるので、西鄕の入京を待つて、その翌閏四月六日、岩倉邸において、對策評議が開かれた。

此際の京都は、實に走馬燈のやうな忙しさで、主上は大阪から還幸あらせられる。即日小御所で會議がある。三條實美卿が、關東大監察使となつて東下する。西鄕も亦これに隨行して江戸に下る。といふ有様で、德川家處分問題を中心とする動靜は、その他の諸新政の協議と相前後して、頗ぶる混雜を極めたが、兎も角、三條の實地見聞によつて、最後の斷案を下すことになつた。西鄕が入京して、三條の東下となるまで、前後六日、中五日の短時日であつた。此の間における、西鄕の動靜を記せば、

四月〔閏〕四日　岩倉大阪より歸京。大久保、岩倉會見。林玖十郎江戸より入京。德川處分內議。

同　五　日　此夜、西鄕入京。

同　六　日　西鄕、大久保を訪ふ。兩人岩倉訪問。廣澤眞臣、吉井友實、亦到る。德川處分を議す。此夜、大久保、西鄕を訪ひ來る。

同　七　日　主上、大阪を御發輦あらせらる。

同　八　日　主上還幸。三條實美卿、主上に扈從して、歸京せるにより、其邸に岩倉具視、小松帶刀、西郷吉之助、後藤象二郎、廣澤眞臣、吉井友實、大久保利通、林玖十郎等相會し、德川處分問題を協議せしも、議決定に至らず。

同　九　日　一同小御所において賜謁。評議。

同　十　日　三條東下、實地を檢したるの後、德川處分を決することに一決す。

同 十一日　西郷、三條關東大監察使に從つて、再び東下す。

かかる次第であるから、西郷は滯京纔かに五日にして、又もや東下して、江戸に歸るに至つた。

當時、西郷の齎らしたる所懷は、德川家に對する寛大論であつて、德川氏をしてその終りあらしむることによつて、關東鎭撫の最大要策とし、入京するや、僚友大久保に向つて、先づ關東の形勢を物語り、關東人心の歸趨を察し、之れを收攬するの道は、一に寛典に處し、皇師の仁義を知らしむるにあることを力說した。大久保は、西郷より江戸内外の實情を聽取し、愈よその立論の根柢を得、大いに岩倉に建策するところがあつた次第である。

長藩の木戸は、當時大阪にあり、病臥の爲めに、會議に加はることが出來なかつたが、大體において、西郷と同一意見であつたことは、彼れが小松帶刀に贈つた書簡に、

〔前略〕尙德川一條之儀等、委曲愚存之趣、西郷君へ申上置、昨日申上候通、何も先生方御同意に御座候。且又、早々出達仕候樣にとの、御沙汰を蒙り候事に付、快方次第、其運に仕度……云々

とあるによつて察せられる。尤も木戸は『も少し戰爭をしたがよい』といふ考へで、江戸城は明渡しが濟んだといふものの、愚圖愚圖いつてゐる者共もゐるのだから、夫等に一大打擊を加へ、ウンと腰の骨を、叩き折つて置いて、處分問題を發表しても遲くはあるまい。何にしろ、皇政一新の斷行には、戰爭ほど良藥はないといつてゐる。丁度、西郷が出陣當時の意見と、同じことを考へてゐた譯で、今日處分を發表するとせば、

一、祿高は尾州の上位の程度、

一、右にて不足せば、田安慶賴へ二十萬石を與ふ。

此程度を以つて處分することが、最も適當であらうといつてゐる。何でも一時の寛大許りでは、他日の大患を招くの基であるといふに存し『太平は血を以つてせざれば、購ひ難し』といつてゐる。

岩倉、三條、西郷、大久保、後藤、小松、吉井、廣澤、林等の、鳩首協議したる結果は、兎も角、三條卿を江戸に下し、暫らく形勢を察した上で、時宜を見て、處分案を發表するといふことになつた。

西郷、大久保の立案に基づいて、岩倉が閏四月九日、議定參與に課したる德川處分原案は、左の二案であつた。

第一案

一、秩祿は一百萬石とす。

一、封土は駿河一國とす。

但石高不足の時は、追て調査治定すべし。

一、相續人は田安龜之助とす。

第二案

一、封土は、江戸城をそのまゝとし、武藏國、總石高は追て取調べのこと。

一、右決定の上は、大久保一翁、勝安房任用の事。

一、秩祿、相續人は、前同斷たること。

右の二案のいづれかに、議決すべく、三職會議を閏四月九日、宮中において開かれたのであるが、諸説紛紛として決するに至らず、翌十日、前日の議を續けたが、遂に決定を見なかつた。ここにおいてか、三條卿を東下せしめ、具さにその實情を調査せしめることになつたのである。

惟ふに前二案の中の、第一案は、西郷・大久保等の主張せるもので、第二案は、岩倉が、徳川親藩の意嚮を重んじて作案したものと思はれるが、木戸は第一案の一百萬石ですら、多きに失するといつて、頗ぶる憤慨の口吻を洩らしてゐるところを見れば、薩派の意見が、如何に寛大論に傾むいてゐたかを察するに足るのである。

秩祿、後繼の兩問題については、大勢に妥協點を見出し得ないでもなかつたが、封土を關東とするの論と、駿河とするの兩案には、甚だしく議論の分解するものがあつた。西郷等が極力關東説を否定せんとしたのは、江戸

の實情が、此の間に乘ぜんとする、不穩の形勢があつたからであつた。

德川家恩顧の士は、悉く江戸に戀著し、德川氏をして江戸の地を追放するが如き處分あるにおいては、最早や堪忍袋の緒が切れ、ここに一騷動を起さずんば已まざる狀勢であつた。後の彰義隊の上野戰爭によつても、その勢ひあるを察すべきである。故に西郷は、大久保、勝等の奔走に花を持たせ、成るべく和平の局を結ぶことが、皇國の爲めであると考へてゐたのであるから、木戸のやうに、强いて亂を好まず、開城後の西郷は、主として寬大說を主張した譯であつた。

會議の席上においても、德川處分に對する關東封土說が相當に强硬であつたので、兎に角、朝廷を代表する監察使を江戸に派し、關東の實情を、目の當り見聞せしめたる上で、最後の斷案を決せしむることになつたと思はれる。西郷、大久保が、關東監察使としての三條東下說を主張したることは、前後の事情、並に大久保の建言書を見ても、察するに難くない。

三條大納言

今度、德川慶喜、降伏謝罪、奉レ仰二天裁一候ニ付、以二至仁之叡慮一、寬典之御處置被二仰出一候間、速ニ東下、億兆人心安堵候樣、取計可レ致、總テ御委任候。且可レ爲二關東監察使一之旨、御沙汰候事。

閏四月（明治元年）

三條實美は、右の勅諚を拜するや、閏四月十一日、西郷を帶同して、京都を發し、先づ大阪に下り、同十七

日、軍艦に搭して、大阪灣を拔錨し、同二十三日、品川灣に入り、即日、江戸城に入つた。大阪を發するに當り、三條が岩倉へ與へたる書に、

三條實美より岩倉具視に與ふる書（明治元年閏四月十七日）

補天之節に候處　聖上倍御康寧、奉ニ萬福一候。尊兄御清壯御奉職、恐賀之至、定而日日御繁務と奉レ察候。太政官御變革之儀も、不日御施行にも可ニ相成一趣、誠以幸甚に存候。御盡力之程奉レ察候。僕儀も彌、今朝上艦、直に出帆仕候。用途向不調にて、數日遷延、頗る不本意に御座候。漸今日發艦に相成候。此段御諒察可レ給候。誠發途前は不ニ一方一御懇情を以、段段御周旋に預り、奉ニ萬謝一候。實に此度之奉命、過當之重任にて、成功無ニ覺束一、恐縮之義に御座候。唯、一死奉公之微志丈は、御照察可レ給候。東西隔地、情實不ニ相通一候而者、行違も可レ生、甚心痛仕候。何卒互に氣脈相通候樣、精精御往復申度存候。此儀宜敷御聞置奉レ願候。出門前匆匆、不レ能レ盡ニ覼縷一閣レ筆候。萬萬再會を期し候。頓首敬白

閏四月十七日（明治元年）　實美

岩倉明公閣臺　玉案下

と記し、三條はその使命の重大なるを察し、必死、責任を果さんとするの覺悟を示してゐる。

【五】 徳川龜之助の相續

三條實美が關東大監察使となり、西郷も之れに從つて、東下して見ると、江戸の形勢は、決して平穩無事ではなかつた。江戸城は既に明渡され、大勢は去つたものの、三百年恩顧の士民が、一朝にして、オイソレと片付く譯のものでない。

皇政の古へに復するとはいつても、皇政と幕政と、どう違うかも、直接身に感じたことのない町民に、皇政を有難がらせようとしても、知らざるの致すところ、如何とも爲し難いものがある。殊に、幕府恩顧の士は、理窟は解つてゐても、薩・長に對する憎しみやら、徳川家の將來に對する、不安やら何やら彼やら、一緒になつて、ゴタつくのは當然である。

閏四月二十九日、三條は、江戸城中に、田安龜之助（後の徳川家達、公爵）を召致することになつたが、病氣の爲め、一橋茂榮が、代つて登城したので、左の如く勅旨を傳宣した。

徳川家家名相續の勅旨

慶喜伏罪之上は、徳川家名相續之儀、祖宗（家康以來）以來之功勞を被二思召一、格別之叡慮を以、田安龜之助へ被二仰出一候事。

但、城地・祿高等之儀は、追而被二仰出一候事。

德川家の相續者として、田安龜之助を立てるといふことは、明瞭にされたが、大事な、城地及び祿高に至つては、尙ほ未だ、明示する時期に至つてゐない。

元來、江戸士民の不安の基、疑惑の因は、德川家を何處に封ずるか、又たその祿高は何程か。それが解らぬから、流言蜚語が盛んに行はれ、それから、不安な社會狀勢を現出してゐるのである。

一、城地駿河一國

二、祿高七十萬石

これは、朝廷において、既決の方針であるから、斷乎、御沙汰あつて然るべきであるが、江戸の形勢を見てゐると、鬼が出るか、蛇が出るか、杞憂、暗雲を生じてゐる。閏四月二十五日附の、三條の書簡〔與二岩倉一〕が、遺憾の消息を傳へて餘りがある。

三條實美より岩倉具視に與ふる書〔明治元年閏四月二十五日〕

梅天之候、先以　皇上益御機嫌克、恐悅奉レ存候。然者、當地先相變候事無レ之、平穩候。乍レ去甚不安之情態に有レ之候。扨、德川家御處置之儀、先家名相續、龜之助〔田安〕へ被二仰附一、城地・祿高之儀は、追而可レ被二仰附一之旨、明後日〔閏四月二十七日〕頃、龜之助召出、相達候心得に有レ之候。此段言上候。其子細は、何分

只今、急に祿高・城地等、被ニ仰出一候而者、却而鎭定にも難レ至と存候。不日兵備大夫手配致し、威武嚇然、相立候上、萬一暴發等之賊徒有レ之候共、鎭壓之手當、粗備り候上、祿高・城地之儀、申渡候筈に有レ之候。

一、高家並歸順之旗下は、朝臣に被ニ仰附一候事。

右も同樣申渡候心得に有レ之候。高家並歸順之旗下は、總而遲速之無ニ等級一、一體に本祿如レ元にて、朝臣被ニ仰附一候方、可レ然存候。却而等級を付候而は、不レ宜と評議仕候間、右之通決定候。左樣御承知可レ被レ下候。何れ達之上、早々御沙汰書寫、可ニ差出一候。先其迄は、貴君御含可レ給候。

一、城地駿府之事。

五ケ月之期限を以、可ニ相移一事。

一、祿高七十萬石

一、德川に而、扶助難ニ行屆一旗下之士は、朝臣に召出、扶助被レ下候事。

一、右之條條、於ニ京師一御評議も有レ之、粗御評定之次第とも相違仕候へ共、要許之形勢に而、各内評仕候處、是非前件之通、被ニ仰出一度候間、何卒左樣勅許之事、貴君及輔弼之處にて、御奏聞御取計、至急拜承仕度、呉呉是非に右之通、御沙汰奉ニ願上一候。御懸念之儀も可レ有レ之哉と存候得共、此儀は御決斷、千萬奉ニ仕候。御委任之儀には候得共、重大事件故、改而奉レ伺候間、宜、御沙汰奉レ願候。〔下略〕

閏四月二十五日〔明治元年〕

岩倉殿玉座下　　實美

右の情報に接したる岩倉は、之れを朝議に諮り、大體において、之を承認することになり、赫然たる皇威を以て、臨むべく指令された。

德川家の祿高を、駿府七十萬石にしても、縱んば二百萬石にしても、今日の場合、不安をいふものは、必らず出るといふのは、不屆の話である。充分大總督府の御威光を示されたいと、岩倉も、三條に答へてゐる。

朝議も、ここに確定を見たので、越えて五月二十四日、三條大監察使は、德川龜之助に對して、左の如く御沙汰書を傳へた。

御沙汰書（明治元年五月二十四日）

德川龜之助

駿河國、府中之城主に、被二仰附一、領知高七十萬石、下賜、被二仰出一候事。

但駿河國一圓、其餘は、遠江・陸奧、兩國に於て下賜候事。

五　月（明治元年）

斯くしてさしもの德川家の相續問題も、ここに終局を告げた。

恩典といへば恩典に相違ないが、幕臣側から見れば、何ういふことをされても、結局は肚の蟲がおさまらぬ。それが沸沸として、諸處に勃發の氣勢を示してゐる。

西鄕は兵力を擁して、萬一に備へてゐる。高が知れてゐるとは思つてゐても、彼れより反抗し來れば、一擊を與へねばならぬ。

軈て西鄕は上野に馬を進め、彰義隊を打拂つて、更らに東北征定にと進んで行つたが、向ふところ、皇化に服せざるなく、多少の騷動はあつても、大勢の上よりいへば、天皇御親政の御稜威は、赫赫として大八洲に輝やき渡つた。

戊辰の西鄕は、實にその燦然たる御光の最前線に在つた。

大西鄕全傳【第五卷】鳥羽・伏見戰役と江戶城明渡篇 ――終――

第五巻索引【年代・人物・地名】

（一）配列は五十音順とす
（二）各項年代・人物・地名の順に從ひ頁順に從ふ
（三）記數は頁數を現はす

【ア】

【イ・ヰ】

【ウ】

【エ・ヱ】

【オ・ヲ】

【カ】

【キ】

【ク】

【ケ】

【コ】

【サ】

【シ】

【ス】

【セ】

タ

【チ】

【ト】

ト

【ナ】

【ニ】

【ヒ】

【フ】

【ヘ】

【ホ】

【マ】

【ミ】

【ユ】

【ヨ】

【ラ】

第五卷索引　—終—

校輯者　山下政則

昭和十四年五月廿五日印刷
昭和十四年五月三十日發行

大西郷全傳第五卷奥附

頒價 四圓



著者 雜賀博愛
發行者 戸部種雄 東京市麴町區飯田町一ノ二三
印刷者 春山治部左衛門 東京市神田區神保町三ノ一〇
印刷所 共立社印刷所 東京市神田區神保町三ノ一〇

發行所 東京市神田區神保町三ノ一九 柳原書店東京出張所内 大西郷全傳刊行會
發賣所 大阪市東區北久太郎町四ノ一六 振替口座大阪二三一番 合資會社 柳原書店
發賣所 東京市神田區神保町三ノ一九 柳原書店東京出張所 振替口座東京一一六三番



